

# 令和5年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会 議事次第

## 1. 日時

令和5年7月21日（金）10:00～12:00

## 2. 場所

原子力規制庁13階会議室BCD

## 3. 議事

- (1) 令和4年度実施施策の事後評価等
- (2) 規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価
- (3) 原子力規制委員会における政策評価の全体像

## 4. 配付資料

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 資料1    | 令和4年度実施施策の政策評価の概要（案）               |
| 資料2    | 令和4年度実施施策に係る政策評価書（案）               |
| 資料3    | 規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価             |
| 資料4    | 原子力規制委員会における政策評価の全体像について           |
| 資料5    | 藤田委員からのコメント                        |
| 参考資料1  | 政策評価懇談会の開催について                     |
| 参考資料2  | 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表             |
| 参考資料3  | 人的資源投入量と平均残業時間等の分析                 |
| 参考資料4  | マネジメントシステム内部監査の実施状況                |
| 参考資料5  | 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況              |
| 参考資料6  | IRRS ミッション指摘事項への対応状況               |
| 参考資料7  | 令和4年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビューについて |
| 参考資料8  | 原子力規制委員会第2期中期目標                    |
| 参考資料9  | 令和5年度原子力規制委員会年度業務計画                |
| 参考資料10 | 令和5年度原子力規制委員会政策評価実施計画              |
| 参考資料11 | 原子力規制委員会政策評価基本計画                   |
| 参考資料12 | 令和4年度原子力規制委員会年次報告                  |
| 参考資料13 | 令和4年度原子力規制委員会年次報告の概要               |

# 原子力規制委員会政策評価懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

いづか よしのり  
飯塚 悦功

公益財団法人日本適合性認定協会理事長  
東京大学名誉教授

おおや たけひろ  
大屋 雄裕

慶応義塾大学法学部教授

かめい ぜんたろう  
亀井 善太郎

PHP 総研主席研究員  
立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科特任教授

しろやま ひであき  
城山 英明

東京大学公共政策大学院教授  
東京大学大学院法学政治学研究科教授

ふじた ゆきこ  
藤田 由紀子

学習院大学法学部教授

まち あせい  
町 亞聖

フリージャーナリスト

## 【事務局側出席者】

片山 啓

長官

金子 修一

次長

市村 知也

原子力規制技監

竹内 淳

長官官房政策立案参事官

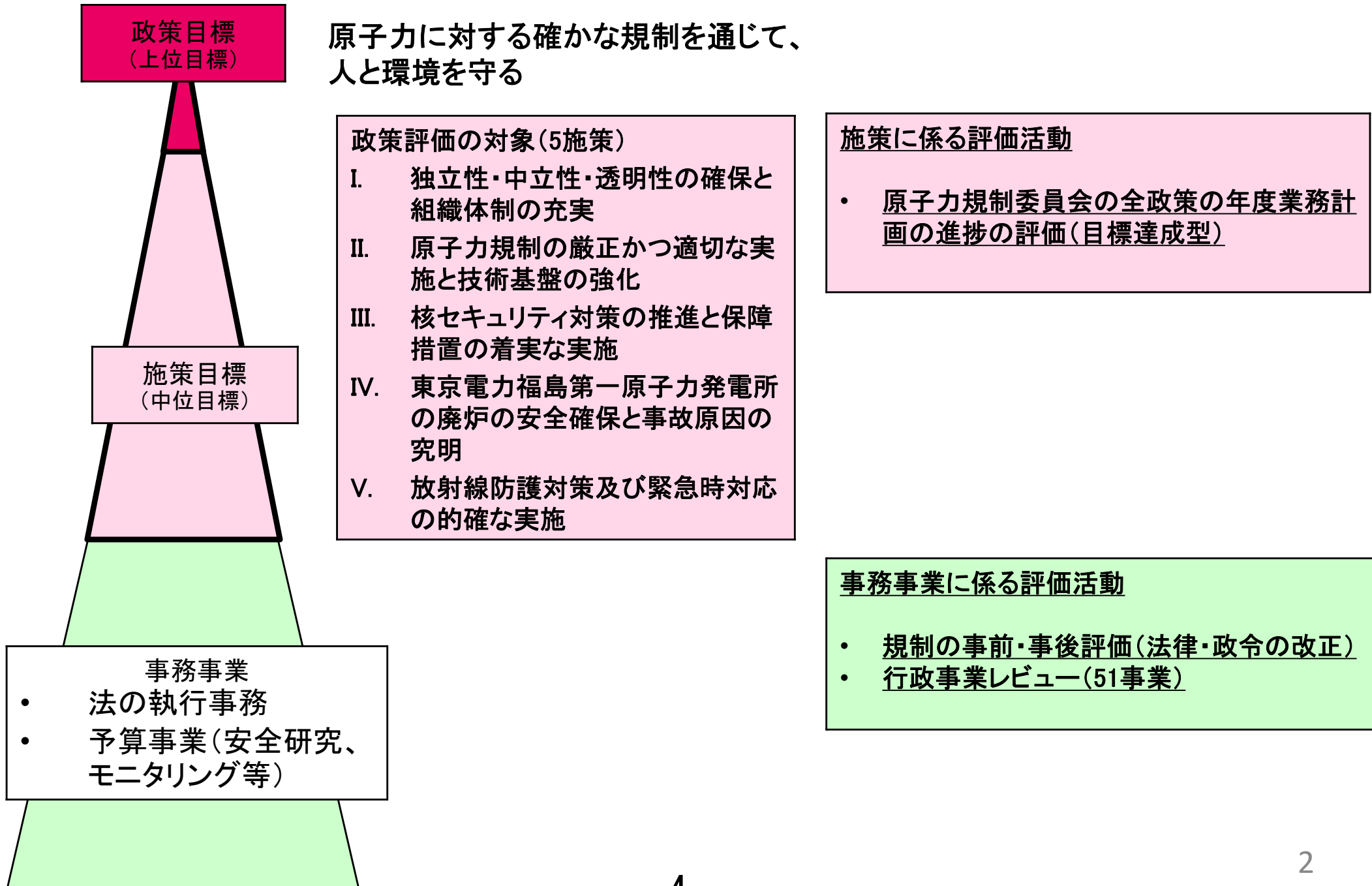
野村 優子

長官官房総務課監査・業務改善推進室長

# 令和 4 年度実施施策の政策評価の概要

令和5年7月  
原子力規制庁

# 令和4年度原子力規制委員会の政策体系と政策評価活動



# 各施策目標の評価結果について（総括表）

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり (B)	1	6 (S6)	1	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成 (A)	0	7 (S5, B2)	0	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	目標達成 (A)	0	4 (S2, B2)	0	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成 (A)	0	5 (S2)	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	目標達成 (A)	0	8 (S1)	0	0	0

※()内、個別目標の評価のうち定性指標と異なる数

## 目標達成度合い（評価区分）について

評価区分	目標達成度合い (各行政機関共通の区分)	評価区分の判定基準 ※新規施策など困難度の高い施策への取組を促すために今回の評価から導入した視点の例
S	目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの ※困難度の高い施策については、特筆すべき工夫や円滑に目的を達成したこと
A	目標達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
B	相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの ※困難度の高い施策については、目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの
C	進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
D	目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

## ➤ 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 過去最多の84回原子力規制委員会会合を開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。
- 原子力規制委員会の運営の透明性の向上により、意思決定の独立性・中立性を示すため、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談録等を原則公開することとした。
- 10事業者の経営責任者（CEO）との意見交換、原子力部門の責任者（CNO）と原子力エネルギー協議会（ATENA）等との意見交換（3回）のほか、地方公共団体等への浜岡原子力発電所や川内原子力発電所の新規規制基準適合性審査の状況等立地原子力施設に関する説明を逐次行っている。
- 昨年度末に運用を開始した被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice）を4件発出した。
- 令和4年9月25日に更田豊志前委員長が退任し、翌日山中伸介委員長と杉山智之委員が就任した。

## ➤ 国際機関との連携

- 東京電力福島第一原子力発電所近傍等の海域モニタリングの結果を国際社会に定期的に発信するとともに、令和5年1月にはALPS処理水の海洋放出に関する2回目のIAEA規制レビューを受け、規制のプロセスと内容がIAEA安全基準に則して取り組まれていることについて、おおむねの認識を共有した。  
※IAEAは令和5年5月4日に報告書を公表し、その中で全体的な所見として、原子力規制委員会の規制にIAEA安全基準が使用されていること等が記されている。

## ➤ 職員の確保と育成

- 実務経験者23名を採用した。令和5年度採用予定者として74名（うち実務経験者34名）を内定した。



浜岡原子力発電所についての地元関係者への説明



中部電力CEOとの意見交換(2022年9月2日)

# 施策目標：1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和3年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:1、A:6、B:1、C:0、D:0

## 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- OECD/NEAとの共催で「東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議」を開催した。
- 年度業務計画の進捗管理様式や組織文化に係るアンケートの見直し等マネジメントシステムの運用を改善した。
- 歳入、支出、執行管理の効率化、全庁的な文房具等の再利用の仕組みの構築による経費の節減に努めた。
- 管理職等を対象に360度評価を実施し、今後の本格運用に向けて課題を整理した。
- 次期LANシステムの運用・改善について当初見込みより早期に計画立案を行った。
- 採用活動に工夫をこらして採用人数を増やし、定数に対する実員数の割合を改善して95.1%とした。

（成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの）

- 集中型訓練生の人数(9名)が想定を下回ったため、研修受講者が目標であった延べ人数2500人を下回った。

## 【原子力規制委員会による主な指摘】

○全体的に庁内のコミュニケーションは向上してきた。

○透明性の向上について努力すべき。原子力利用の推進に係る事務を所掌する省庁との面談についての対応を評価書に記載すべき。

○高経年化した発電用原子炉の安全規制に関するわかりやすい資料の作成が法改正案の了承後となったのは課題。

○今後の取り組みとして、中長期的な視点による組織体制及び人員配置の検討が大切。

## 【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ★原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関との関係における透明性向上
- ★令和6年度 IPPAS ミッションの受け入れ準備
- ★中長期的な視点による組織構成及び人員配置の検討
- 原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開
- ワークライフバランスの確保、管理職による1on1ミーティングによる所属職員の状況把握、キャリアコンサルタントの任命と面談、メンター制度の充実、異動内示の際の異動前後の管理職と人事担当者からの説明機会の提供、働きやすい職場環境の創出



## ➤ 原子炉等規制法に係る審査等の実施

- 実用発電用原子炉については、11事業者16原子力発電所27プラントについて新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請等が提出されている。令和4年度は審査会合を計93回開催した。
- 核燃料施設等については、9事業者等から21施設について新規規制基準への適合に係る事業変更許可申請等が提出され、令和4年度は、審査会合を計45回開催した。
- 東北電力女川原子力発電所2号炉の新規制基準に係る保安規定の変更認可、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉及び日本原子力発電東海第二発電所の特重施設に係る許認可、日本原燃再処理施設及び日本原燃MOX燃料加工施設の設計及び工事計画の一部の認可等を行った。
- バックフィットとして標準応答スペクトルを規制に取り入れ、発電用原子炉6プラント、核燃料施設等6施設の審査を進め、令和5年2月8日にリサイクル燃料備蓄センターについて事業変更許可を行った。  
(基準地震動を変更不要とした施設：大飯3, 4、高浜1~4、美浜3、柏崎刈羽6, 7、女川2、島根2、JRR-3)
- 運転期間延長認可については九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の審査を進めている。
- 高経年化対策については関西電力大飯発電所4号炉の保安規定の変更を認可した。
- 原子力機構東海再処理施設について、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題として、安全対策やガラス固化処理が着実に実施されるよう、監視を継続している。

### 北陸電力志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査における敷地内断層の活動性評価

平成28年4月27日に、志賀2号炉の敷地内断層については、後期更新世以降に活動した可能性があるとの有識者会合の結論が報告されたが、限られたデータに基づく評価であることが併せて指摘されていた。その後、北陸電力は、敷地内断層について大幅なデータ拡充を行い、鉱物脈との接触関係に着目した手法を用いて、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。その評価の妥当性が概ね確認できたため、令和5年3月15日に、敷地内断層の活動性評価について、改めて有識者の意見を聴く必要はないことを了承した。引き続き審査を進めていく。

## ▶ 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 令和3年度検査結果の総合的な評価に基づき、東京電力柏崎刈羽原子力発電所については引き続き核物質防護に係るチーム検査の基本検査の回数を増やして行うとともに追加検査を行った（次ページ参照）。それ以外の原子力施設は、通常の基本検査を行った。
- 令和4年度第3四半期までに実施した原子力規制検査における検査指摘事項は22件であった。

	実用炉	核燃料施設等
検査指摘事項	16件	6件
重要度評価	緑	追加対応なし
深刻度	SLIV	SLIV 5件 軽微 1件
深刻度のみ案件	2件	なし
深刻度	SLIII 1件	なし
	SLIV 1件	

令和4年度（第1～第3四半期）の検査指摘事項等

## ▶ 検査で判明した事項への対応

- 令和2年度に確認した日本原子力発電敦賀発電所2号機の敷地内断層に関する審査会合資料のボーリング柱状図データの書換えについては、事業者の審査資料作成の業務プロセスが構築され、継続的に品質が確保されていることを、原子力規制検査により確認したとの報告を令和4年10月26日に受けた。なお、本件は、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼしたとして、深刻度を「SLIII」と評価した。

※敷地内断層に係る審査資料に更に誤りがあったため、令和5年4月18日に日本原子力発電に対し、8月31日までに設置変更許可申請書の再補正を行うよう指導した。



日本原子力発電 本店における原子力規制検査（令和4年5月24日）

- 関西電力美浜発電所3号炉の補助給水機能に係る一部設備の火災防護に関して、認可された工事計画のとおり施工されていなかったことから、令和4年7月22日に検査指摘事項の重要度を「緑」、深刻度を「SLIV」と評価した。その後、令和5年3月29日に、他の発電用原子炉施設を含めた事業者の是正処置等に係る原子力規制検査の状況について報告を受けるとともに、原子力規制庁の今後の対応方針について了承した。

## ▶ 柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案

- 令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、東京電力に対し、令和3年3月23日に根本的な原因の特定や改善措置活動の計画の報告を求め、同年4月14日に原子炉等規制法に基づき、改善の効果が認められるまで当該発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる命令を発出した。
- 令和3年4月22日に「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設置し追加検査を開始した。
- 令和4年度は令和3年10月に開始したフェーズⅡの追加検査について令和4年9月14日に了承した三つの確認方針（①強固な核物質防護の実現、②自律的に改善する仕組の定着、③改善措置を一過性のものとししない仕組の構築）により進めた。令和5年3月8日に追加検査の状況について報告を受け、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、自律的に改善する仕組の定着状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していくこととした。



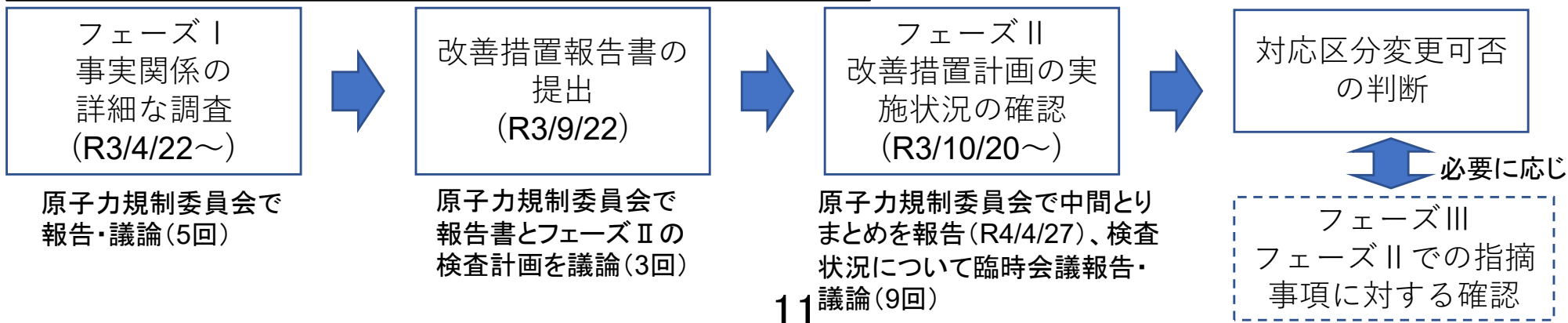
山中委員長の現地調査の様子（1月）

※検査の報告をとりまとめ、令和5年5月17日の原子力規制委員会で対応区分を4のままとし、残された4つの課題について追加検査（フェーズⅢ）を実施することにした。

- 原子力規制委員会委員長及び委員全員が現地調査を実施した。

### 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の流れ

※本図は令和4年度末の状態を示している。



## ➤ 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和4年度以降の安全研究に向けて）」に基づき、13分野で21件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 安全研究の成果として、1件の NRA 技術報告と3件のNRA技術ノートを公表し、26件の論文誌への掲載、4件の国際会議論文発表及び23件の学会発表を行うとともに、学会賞を1件受けた。
- OECD/NEAでの17件の国際共同研究プロジェクトへの参加等、国際的な研究活動に参加するとともに、大学や原子力機構等と17件の共同研究を行った。

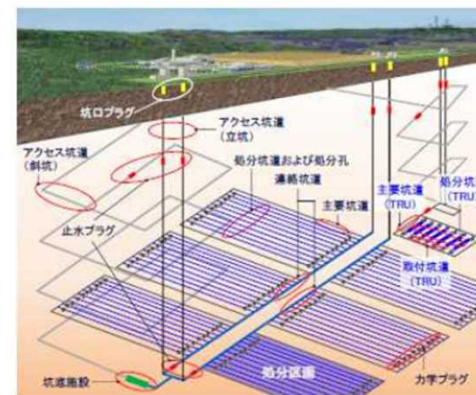
## ➤ 規制基準の継続的改善に関する主な取組

- 特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項の検討

最終処分施設の設計による対応が困難であり、最終処分施設の設置を避けることにより対応する必要がある事象を対象に、  
①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採の4つの事象を考慮事項として示した。

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討

BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策として、原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策として位置づける（規則解釈等の改正）とともに、原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策及び処理する対策について事業者による自律的・計画的な対策の実施をフォローアップすることにした。



地層処分施設のイメージ

NUMO「包括的技術報告：わが国における安全な地層処分の実現－適切なサイトの選定に向けたセーフティケースの構築－本編および付属書」NUMO-TR-20-03（2021年2月）より抜粋

# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

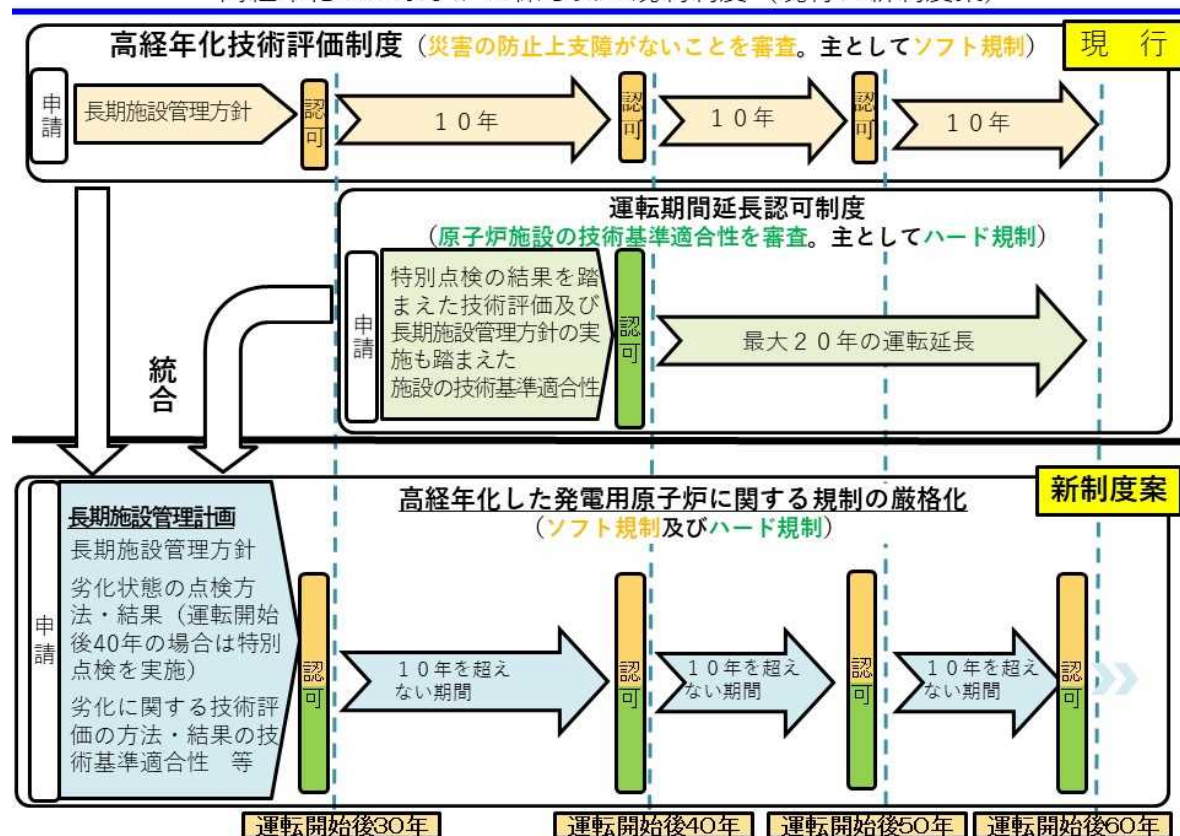
## ➤ 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 電力経営層との意見交換等も踏まえ、高い頻度での審査会合の開催や原子力規制庁からの指摘についての申請者の正確な理解を担保する取組等を行う方針とし、審査プロセスを改善した。
- バックフィットについて、対象とする知見の扱いや経過措置の検討等の基本的考え方を決定するとともに、検討プロセスを整理した。
- 発電用原子炉施設の安全性向上のための評価に関する制度の在り方や運用の見直しに係る改善提案を炉安審及び燃安審の調査審議事項に追加した。

● **GX**実行会議の検討状況等を踏まえ、高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な検討を行い、発電用原子炉施設の技術基準適合性を確認する頻度を増やし、認可対象を詳細にする安全規制の案をとりまとめ、当該検討案を踏まえて作成した原子炉等規制法の一部改正案とともに了承した（賛成4、反対1）。当該改正案を含めた「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」は令和5年2月28日に閣議決定された。また、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを設置し※、新たな規制制度の詳細の検討や国民向けの分かりやすい説明資料の作成に取り組んだ。

※長期施設管理計画の審査基準等を検討する上で主要な技術的論点である、60年目以降の劣化評価を行う際の追加点検や「設計の古さ」への対応の考え方について、令和5年度第9回原子力規制委員会（令和5年5月10日）において了承した。

高経年化した原子炉に係る安全規制制度（現行と新制度案）



## 施策目標：II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

目標達成度合いの測定結果： 目標達成 （令和3年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:7、B:0、C:0、D:0

### 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- 電力会社経営層との意見交換を踏まえ、新規規制基準適合性審査の進め方をとりまとめ、改善したプロセスを着実に実施した。
- 国内外の自然事象のスクリーニングを数多く技術情報検討会に報告するとともに、耐津波設計ガイドを改訂した。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見を踏まえ、BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策として原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏洩を抑制する対策として位置づける（規則解釈の改正）とともに、原子炉建屋に漏洩した水素を排出する対策及び処理する対策について事業者の対策実施状況の確認を行った。
- 「バックフィットに係る基本的な考え方」を決定するとともに、検討プロセスを整理した。
- 火山の発生メカニズム等に関する知見の整理を行い、特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項として①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採を考慮事項として示した。

（成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの）

- 検討の前提となる学会の資料準備の遅れのため、中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価が改定まで至らなかった。
- 水素防護の検討を優先したため、水素防護以外の知見の収集や規制上の対応検討が進められなかった。

### 【原子力規制委員会による指摘】

○審査プロセスの改善が多くの点でなされた。今後も取り組みを継続して欲しい。水素対策の規制は評価できる。

【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

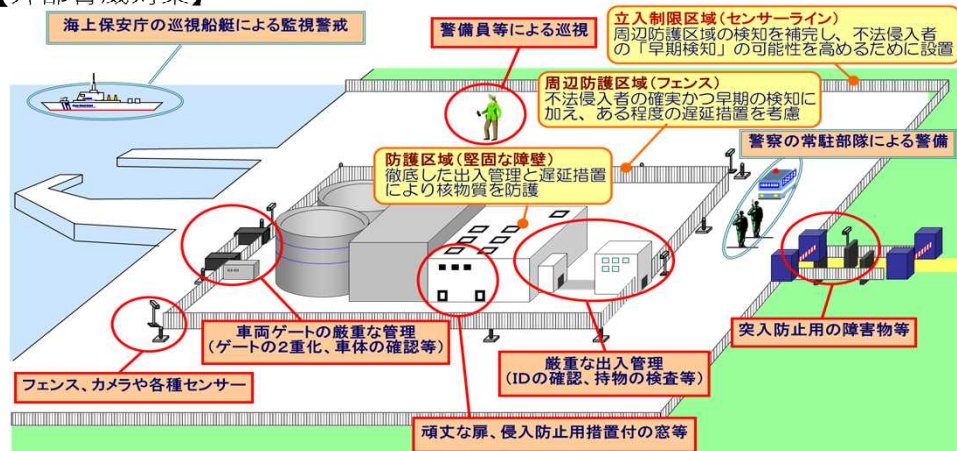
- ★高経年化した発電用原子炉の安全性の確認について制度の具体化と運用を行う。
- ★開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、規制の在り方を検討する。

## 核セキュリティ対策の推進

- 令和4年度は核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含む原子力規制検査を127件実施した。
- 原子力施設の監視等を担う原子力規制事務所に核物質防護対策官を常駐させるとともに、本庁との連携に向けたネットワーク等の業務環境の整備を進めた。
- IPPASミッションの受け入れ（令和6年夏頃を想定）についてIAEAに正式要請した。
- 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施し、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施した。

核物質防護対策の概要  
(IAEA勧告(INFCIRC 225 rev.5)対応)

### 【外部脅威対策】

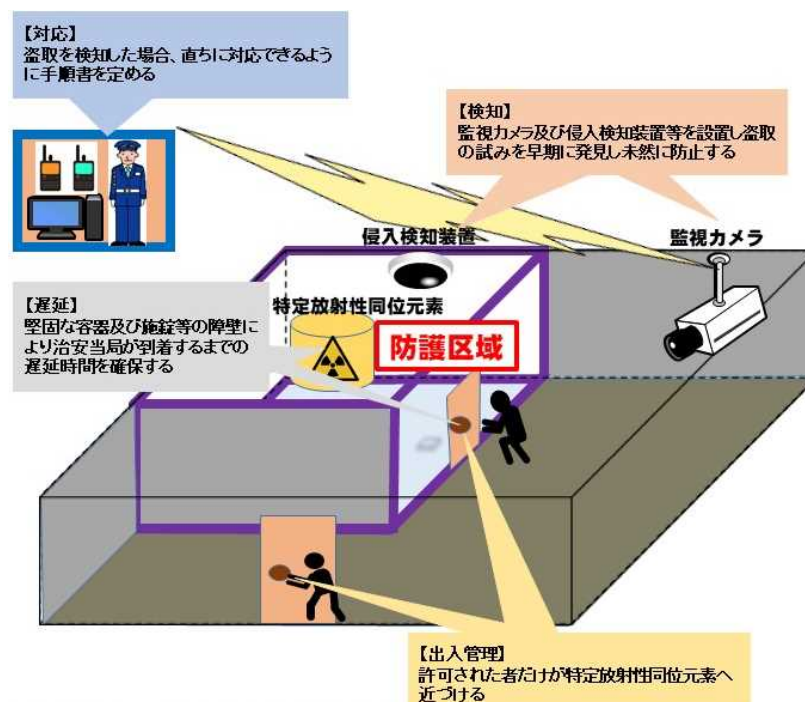


### 【内部脅威対策】

#### 【外部脅威対策に加え】

- 個人の信頼性確認の実施
  - 重要区域への常時立入者
  - 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
- 防護区域内部への監視装置の設置

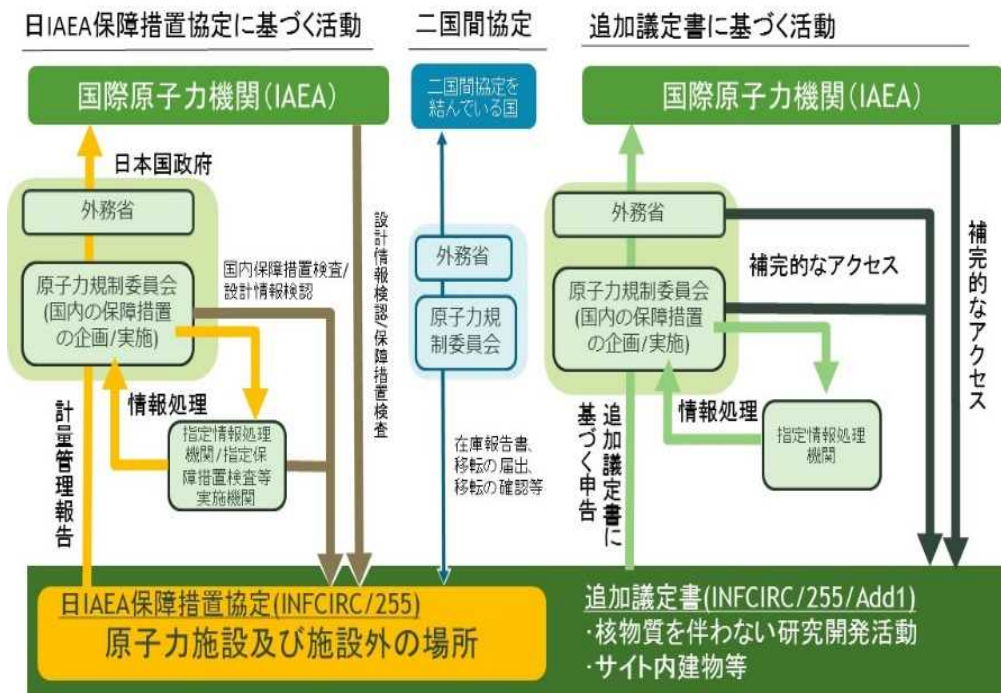
## 特定放射性同位元素に対する防護措置について



## ➤ 保障措置の着実な実施

- IAEAが実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た（平成15年の実施結果以降、19年間継続）。
- 通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号炉について、使用済燃料共用プールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針に対応するため、関係者と調整を行い、IAEAからの通告どおりの査察を実現した。

### 保障措置実施体制



査察活動の様子



監視装置の保守管理



査察用封印の例



# 施策目標：Ⅲ．核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和3年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:4、B:0、C:0、D:0

## 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- 情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正や防護対象機器の選定の考え方の整理等において原子力安全担当部署における3Sのインターフェースにおける取組強化が進んだ。
- 核物質管理センターでコロナ感染が発生したが、原子力規制庁の査察官が対応して保障措置活動を行った。

（成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの）

- 情報システムセキュリティ対策については、事業者の防護措置の実施状況を確認したが、ガイドの作成には至らなかった。
- 3Sに係る実行的な情報収集体制の構築に向けて関係部署間で調整・検討を行ったが、文書のとりまとめには至らなかった。

## 【原子力規制委員会による指摘】

○核セキュリティ対策については、強化されつつあるが、より一層努力が必要。

○原子力安全、保障措置とのインターフェースにおける取組みの強化が大切。

○3Sのハーモナイゼーションは引き続き重要な課題。関係部署間の理解醸成・情報共有という段階から、具体的な業務プロセスの改善に進むことが必要。

## 【令和5年度の取組】

- 核物質防護対策官の配置による現場監視の定着や原子力規制事務所と本庁との連携。
- 情報システムセキュリティの対策強化に係る検査ガイド等の作成や体制整備。
- 3Sのインターフェースにおける相互連携の強化に向けて、担当部署の許認可や検査等を行う際の実務を「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインタフェースに係る実務」にとりまとめ（令和5年4月）。

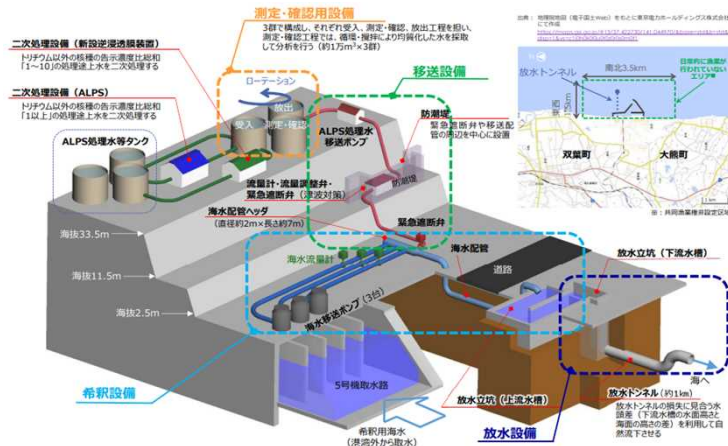
## ➤ 廃炉に向けた取組の監視

- 東京電力から提出された「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請について厳正な審査を行い、13件を認可した。
- 令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震の評価を踏まえて整理した耐震クラス分類等と地震動の考え方を改めて整理し、当該考え方を踏まえた耐震クラス分類を行うよう、東京電力に求めた。
- ALPSスラリー安定化処理設備の設計について、閉じ込め機能の維持、ダスト飛散対策、作業員の被ばく対策の観点から設計の見直しを求め、東京電力から対応する旨の回答を得た。

## ➤ 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出等に向けた取組の監視

- 令和3年4月13日に廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の審査を公開の会合で行い、令和4年7月22日に認可した。審査結果について要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。
- ALPS処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請について、令和5年2月22日に審査書案を取りまとめ、科学的・技術的意見の募集を実施した。（IAEAレビューについては2ページを参照）

※令和5年5月10日変更認可



ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設

(2022年11月14日東京電力ホールディングス株式会社公表資料から抜粋) 18



伴委員による現地視察（令和5年1月）

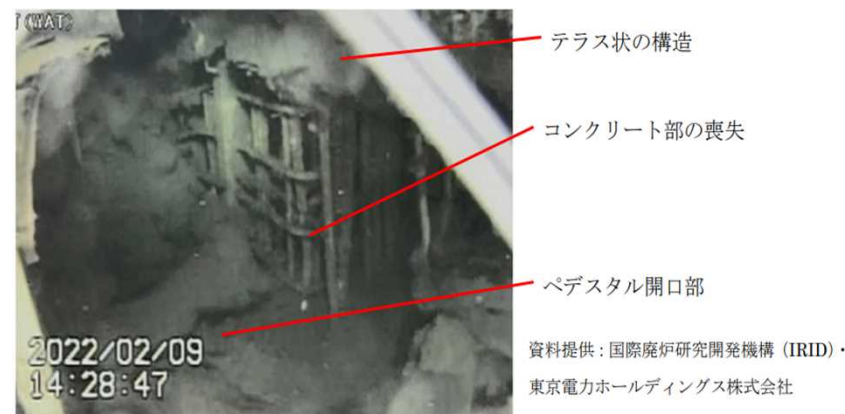
### ➤ 中期的リスクの低減目標マップの改定

- 令和5年3月1日に改定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）」では、燃料デブリ自体を除く固形状の放射性物質に係る取組について遅れが生じていることや分析等の取組を強化する必要等を踏まえて、固形状の放射性物質に対する取組を優先課題と位置付け、達成すべき目標を細分化して示すとともに、分析施設の設置や分析能力の確保など体制の強化が必要となることも示した。

※リスクマップは、東京電力福島第一原子力発電所について、施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていく観点から、原子力規制委員会として優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関する目標を明確にすることを目的に策定している。

### ➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

- 現地調査（21回）によって得られた情報を基に1号炉の原子炉格納容器内部の損傷状況等について検討した。
- 令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）で、令和3年4月から令和4年12月までの調査・検討内容について、科学的・技術的意見の募集を経て中間取りまとめを行った。



図の1号機ペDESTAL開口部付近の状況  
1号炉ペDESTAL開口部付近の状況

### ➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング

- 「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施している。
- ALPS処理水の海洋放出前の海域の状況を把握するためのモニタリングを実施するとともに、放出後のモニタリングのあり方について検討を進め、令和5年3月16日に「総合モニタリング計画」を改定した。

## 施策目標：Ⅳ．東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

目標達成度合いの測定結果： 目標達成 （令和3年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:4、B:0、C:0、D:0

### 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- ALPS 処理水(多核種除去設備等処理水)の海洋放出に関する審査に集中的に取り組むとともに、審査のための事業者との面談や審査担当者の打合せに検査担当者も参加するなどにより迅速な状況の共有に努めた。また、IAEA規制レビューにおいて原子力規制委員会の取組を説明し、国際的な情報共有に努めた。
- 未解明な事項の検討を進めるために何度も現地調査を行い着実に情報やデータを積み上げるとともに、多様な外部有識者と意見交換、取得したデータの解析等を丁寧に行い、事故調査・分析内容を取りまとめた。

### 【原子力規制委員会による指摘】

○東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、ALPS 処理水の放出の審査やレビューへの対応など高く評価できる、次の10年に向けた取り組みを着実に監視助言して欲しい。事故分析について、調査、分析にそのものについては、多くの他機関が参画できるような仕組みを構築し、新たな段階に来ているように思われる。

### 【令和5年度の取組】

- 令和4年度に了承された「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析の進め方」の方針に基づく事故の調査・分析の実施と報告書の取りまとめ。
- ALPS処理水の海洋放出に関する審査及び検査、IAEAレビューへの継続的対応。
- 固形状の放射性物質の放射性濃度や性状等に応じた保管・管理の方針の策定、分析体制の強化に向けた目標達成。

### ➤ 放射線防護対策の推進

- 放射線審議会においては、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップ、ICRP2007年勧告の取入れ状況の確認と対応方針の審議、岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討等を進めた。

### ➤ 放射性同位元素等規制法（RI法）に係る規制の実施及び継続的改善

- 令和4年度はRI法に基づく約7500件の申請・届出を受け、放射線障害の防止に係る立入検査を90件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施した。
- 未承認放射性医薬品等について医療法との二重規制の解消に係る政令改正等を実施した。
- RI法による審査及び立入検査の予見性の向上にも資するよう、審査ガイド等を制定した。

### ➤ 原子力災害対策指針の継続的改善

- 原子力災害対策指針を改正し、防災業務関係者の放射線防護対策の充実等を図った。
- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を原子力規制庁と内閣府との連名で制定した。
- 令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正（甲状腺被ばく線量モニタリングに係る基本的な事項の反映）を踏まえ、令和5年2月15日に原子力規制庁と内閣府との連名で作成した「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」の案を審議し、意見公募の実施を了承した。
- 基幹高度被ばく医療支援センター等に指定している機関が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日了承）を引き続き満たしていることを確認（令和4年9月）し、令和5年3月8日に福井大学を高度被ばく医療支援センターに同年4月1日付けで指定することとした。

（本文では「危機管理体制の整備・運用」に記載。）



量子科学技術研究  
開発機構の緊急被  
ばく医療施設

## ▶ 危機管理体制の整備・運用

- 令和4年2月10日～12日に実施した原子力総合防災訓練（女川地域）や令和4年3月16日の福島県沖地震（原子力施設の立地市町村である宮城県石巻市、福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町で震度6弱、宮城県女川町で震度5強を観測）による警戒事態等から得た教訓を踏まえ、令和4年12月16日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改正した。
- 主要な訓練・研修実績
  - ・ 原子力総合防災訓練：美浜地域（令和4年11月4日～6日）
  - ・ 原子力事業者防災訓練※： 36回
  - ・ 原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練：17回
  - ・ EMC（緊急時モニタリングセンター）訓練：13回

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が実施する訓練。原子力規制委員会は、緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に接続して訓練を行っている。



緊急時対応センター（ERC）

## ▶ 放射線モニタリングの実施

- 原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 放射線モニタリングに係る技術的事項の検討を進め、令和4年6月22日に放射能測定法シリーズNo.36「大気中放射性物質測定法」を新たに策定した。



放射線モニタリング情報共有・公表システムの画面 例 20

## 施策目標：V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和3年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:0、A:8、B:0、C:0、D:0

### 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- 原子力災害対策マニュアルの改正、委員長及び委員の交代時の緊急時対応体制の維持等。

### 【原子力規制委員会による指摘】

○緊急時対応のマニュアル整備など着実に進んでいる。今後、緊急時活動レベル(EAL)の見直しなどの取り組みが必要。

### 【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ★特重施設等を考慮したBWRの緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて事業者との議論を通じてEALの見直し案を策定する。重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、議論を開始する。
- ★医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。

## その他のマネジメントレビューの項目（令和5年3月1日時点）

### 【人的資源投入量と平均残業時間等の分析】参考資料3

業務の進捗評価とあわせて令和2年から令和4年にかけての各部署の人的資源の投入量と平均残業時間等の分析を行った。

- 一人当たり残業時間が3年を通して増加したのは国際室、人事課、技術基盤課の3部署。人事課は人員数が増加しているものの一人当たりの残業時間も増加した。
- 一方で多くの部署で一人当たり残業時間が減少した。特に会計部門は7.6名の人員減に対して一人当たり残業時間を横ばいに抑え、核燃料施設審査部門は7.2名の人員減に対して一人当たり残業時間を13時間減らしている。

### 【マネジメントシステム内部監査の実施状況】参考資料4

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、6部署（緊急事案対策室、六ヶ所保障措置センター、六ヶ所原子力規制事務所、核セキュリティ部門、人事課及び福島第二原子力規制事務所）に対しマネジメントシステム内部監査を実施した。要改善事項は無く、改善が望ましい事項を2件、良好事例を2件抽出した。

### 【要改善事項および是正処置等に係る活動の実施状況】参考資料5

令和5年2月末までの新規報告は20件。以下の2件の要改善事項を原子力規制委員会で報告した。

- ・ 請負契約の仕様書作成時の不適切な事務処理→市場調査に係るルール制定、類似事案の確認（過去5年）、全職員への啓発。
- ・ 原子力検査官の検査官証等の未発行による不携帯→検査官証の様式を見なおし、携帯性を向上。携帯確認の手順を整備。

### 【IRRSミッション指摘事項への対応状況】参考資料6

（令和4年度中に対応完了又は完了予定の案件）

- 原子力と放射線安全に関連する政府機関（労働基準監督署、消防署等）間情報交換プロセスの構築。
- マネジメントシステムの改善（マネジメント規程を保管する文書に業務の主要プロセスを位置づけ）。
- RIの運搬確認証の記載事項の見直し（輸送容器の設計承認の内容を関連づけ）。
- RIの輸送物の検査等に係る検査ガイドの見直し。

（対応継続中の案件）

- 規制機関職員による事業者が行う研修プログラムへの参加。
- 廃止措置の終了確認の判断基準（放射性物質の測定方法等に係る技術文書）の策定。
- 原子力規制委員会の緊急時の準備と対応（EPR）のGSR Part7への適合及びEPREVミッションの受け入れ。
- 核燃料物質の政令41条非該当使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用の明確化。



令和4年度は、令和3年度に設計した設問群を見直し、設問群毎に継続的に状況を把握するための総合指標と取組への認識を問う個別指標等を設定して、対応の検討につながるよう改善するとともに、アンケート結果を課室毎に整理し、それぞれの部署で今後の取組を検討できるように課室毎の結果をフィードバックした。

フィードバックを踏まえて課室毎に改善策について話し合う等の取り組みを行い、庁内掲示版でその状況を共有している。結果は概ね以下のとおり。

- 「上司のマネジメント」は総合指標で最も高い評価を示した。「声を聞く姿勢 Q36」や「上司による積極的な調整 Q43」等の項目が高かった。令和4年度に管理職に対してマネジメントの充実を促した効果も反映されていると考えられる。
- 「職場環境」については、相対的に評価の低い詳細指標が散見された。「人員体制 Q26」「仕事の分担 Q25」の評価が低く、年代によって評価が分かれ、若手・中堅層に業務が集中している可能性を示した。ただし「個人の仕事量の適切さ Q49」や「個人のワークライフバランス Q53」との相関はみられなかったことから、業務の適切な分担により評価が改善する可能性がある。
- インタビューでは特定部門への優先的な人員配置について他部門の納得感が低いことが「人員体制」についての評価を下げていることがうかがわれた。庁内の一体感の醸成が必要。
- また、「職員同士の切磋琢磨 Q27」、「職場内の連帯感 Q30」、「業務分担を超えた協力 Q28」など、職員間の繋がりに関連する項目の評価が低かった。意識的にコミュニケーションを活性化に取り組むことが必要。
- 「成長実感」は、評価の低い詳細指標が多く、特に「キャリア形成についての相談相手 Q58」や「身近なロールモデルの存在 Q59」については低水準となった。若手や女性が働きやすい職場を作ることや先輩職員の話聞く機会の提供などにより各人がロールモデルを見出し、共有できるような支援が必要。
- 30代について全体的に評価が低い傾向は前年から変わらなかった。「仕事の満足度」と相関のある「仕事量の適切さ Q49」や「仕事の分担 Q25」の評価も低く、原子力規制庁は40代以上の職員が7割を占めることから、この年代に業務が偏り、多忙となっている可能性がある。専門家からは、業務のゴールが明確でないことが達成感を低く、仕事量を多く感じさせがちであるとの指摘もあり、業務の工程に応じたきめこまかな目標や一定期間に取り組む仕事量の目安を設け、進捗や達成を認識できるようにするなどの取組も有効であるとの指摘があった。
- また、20代では比較的高い成長実感が、30代になると民間を下回る結果となった。各人が成長実感について何を重視しているのかの把握に努め、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への指導育成の取組の見なおしや、キャリアパスを踏まえたOJTや適切な機会を捉えた成長を促すアドバイスの実施などきめ細かな対応を検討する必要がある。

# 安全文化アンケート・インタビュー結果を踏まえた改善策 (取組中のものを含む。)

<p>若手中堅への業務の集中</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所属長が1on1ミーティングを実施することで、ひとりひとりの職員の業務の状況を把握。</li> <li>• メンターによる職員の状況の把握とアドバイス。</li> <li>• 年度業務計画策定等の際の組織としての仕事の状況把握と役割分担による納得感の向上。</li> <li>• 年度途中でも業務の進捗に応じた目標の変更を勧奨することによる、スケジュールの柔軟な見直し。</li> <li>• マニュアルの整理等による、若手職員に頼みがちな作業を各職員が自らできる環境の整備。(取組中)</li> </ul>
<p>特定部門への優先的な人事配置への納得感</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 部署を超えた庁内の中長期課題等の話し合いによる一体感や他部署の状況に対する理解の促進。(取組中)</li> </ul>
<p>職員間の繋がりに関する項目の評価が低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出身や趣味等のインフォーマルなコミュニティの形成促進。</li> <li>• 幹部による職員との対話の場の創出。</li> <li>• 新たなコミュニケーション研修の実施。(企画中)</li> </ul>
<p>成長実感が低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• キャリアコンサルタントによる面談の実施。</li> <li>• 異動時に所属部署の上司、異動先の上司、人事担当者との話し合いによる、ワンボイスでの異動趣旨の説明。</li> <li>• メンターによるキャリアに関するアドバイス。</li> </ul>

令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。</li> <li>透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。</li> <li>国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。</li> </ul> <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRS の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。</li> <li>国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。</li> <li>適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。</li> <li>各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。</li> <li>情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実に努める。</li> <li>訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。</li> </ul> <p>(3)職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。</li> <li>新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。</li> <li>日々のOJTに加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力(法令事務、国際業務等)と原子力規制に必要な専門技術的能力(技術知識、緊急事態対応等)とのバランスを念頭において進める。</li> <li>職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。</li> <li>業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。</li> <li>「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	1,946	3,035	3,056	2,818	2,612
	補正予算(b)	0	0	0	0	0
	繰越し等(c)	63	0	▲99	39	60
	合計(a+b+c)	2,009	3,035	2,957	2,857	2,672
	執行額(百万円)	1,724	2,653	2,310	2,330	2,287

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A

	ホームページのウェブアクセシビリティの確保	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
		A※	A※	A※	A※	A※		
(3) 職員の確保と育成	定数に対する実員数の割合	—	—	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95%を目標とする。	S
		93.6%	95.4%	94.3%	92.6%	95.1%		
	新規採用者に占める女性割合	—	—	—	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	A
		31.0%	45.5%	34.5%	34.6%	45.7%		
	研修の年間受講者延べ人数	—	—	2500人	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。	B
		1685人	2031人	2615人	2542人	2056人		

施策名	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 1 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 1 節)		
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(① 独立性・中立性・透明性の確保)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)</li> <li>独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)</li> <li>オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)</li> <li>原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。(I)</li> <li>ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)</li> <li>原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達を実施する。(I)</li> <li>行政 LAN システム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向け、調達を実施する。(III)</li> <li>原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(I)</li> <li>情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的な見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策も着実にいった。</li> </ul>
イ	オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面では機器性能向上等による事故耐性強化、ソフト面では人員増強や安全文化(PDCA サイクル)に基づく運用の日常的改善などにより、配信中断は 0 件で実施できている。</li> </ul>
ウ	規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制に関わる情報は遅延なく適切に開示できた。自動文字起こし結果の公開対象の拡充のために必要な機材を調達し、審査グループだけでなく検査グループにも拡充することができた。</li> <li>高経年化の規制の検討に際し、経済産業省と面談していた旨を公開しなかったことが結果的に透明性に不十分な点があったと指摘されたことを踏まえ、原子力推進当局との間の透明性をより高める観点から、令和5年1月25日に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正した。</li> </ul>
エ	「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。また、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用事業者と連携し、「N-ADRES」について安定的に運用を行った。</li> <li>次期システムの構築に向け、調査研究及び調達支援業務を調達し、仕様書の作成、意見の招請、入札の公告を実施した。</li> </ul>
オ	資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調達を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロトタイプ作成やデモを通して次期システムの調達計画の説明会を行い、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する実現可能な仕組みを盛り込んだ調達が実施できた。</li> <li>次期システムにおいて、公開する資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調査研究及び調達支援業務を調達した。</li> </ul>
カ	原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺で地震や自然災害が発生した際、Twitter を活用して発電所の状況について即日情報発信を行った。(最大インプレッション数:約 18.3 万)</li> </ul>
キ	開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示期限を超過することなく、担当課室の開示対象文書・不開示情報の特定について、基準に基づいた審査により適切に行っていると確認できた。</li> </ul>
(② 外部とのコミュニケーションの充実)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)</li> <li>国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)</li> <li>CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)</li> <li>事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)</li> <li>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)</li> <li>地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関に対して記者会見及び取材対応を実施し、原子力規制委員会の取組等を適切に説明することができた。また、問合せについてはコールセンターを設置し適切に回答した。</li> <li>報道機関からの問合せ、英語版 HP を通した外部からの問合せに対して、適切に情報提供した。</li> <li>国際会議の場において、原子力規制委員会の取組について説明した。</li> </ul>

イ	<p>国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• OECD/NEA との共催で1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表されたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見を伝え、その内容が同報告に反映された。</li> <li>• 国際アドバイザーを招き、ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進セキュリティ事案における情報公開と人員配置及び原子力安全条約及び廃棄物等合同条約の原子力規制への効果的な活用等の日本の施策に関して意見交換をした。</li> <li>• 放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見を交換した。</li> <li>• 原子力安全条約の国別報告書及び国別報告書に関する各国からの質問への回答を作成し、国際原子力機関(IAEA)に提出した。</li> <li>• 原子力安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見交換を行った。</li> <li>• アメリカ NRC との対面会議、台湾 AEC とのオンライン会議、G7NSSG、カナダ CNSC との研究協力、日中韓 TRM により海外の知見を収集し、東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の放出に関する規制及び海洋モニタリングについて情報発信した。</li> <li>• 第 49 回 INRA 会合を開催し、また、第 50 回 INRA 会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。</li> <li>• 山中委員長とアメリカ NRC 委員長、スウェーデン SSM 長官、カナダ CNSC 委員長、フィランド STUK 長官、フランス IRSN 長官とのバイ会談を開催し、東京電力福島第一原子力発電所事故調査等について情報発信を行った。</li> <li>• アメリカ NRC から検査官を招き、検査制度についての知見の収集のサポートを行った。また、火災防護検査について原子力規制庁職員をアメリカ NRC に派遣し、当該検査の知見を収集した。</li> <li>• 日スペイン規制者情報交換会合を開催し、PRA に係る知見を収集した。</li> <li>• 第 2 回処理水規制レビュー準備会合・本会合を開催し、ALPS 処理水に係る情報発信・意見交換を行ったほか、関連文書の翻訳を行いHPにて公表した。</li> </ul>
ウ	<p>CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 短時間の CEO との意見交換を計8回(北海道電力(令和4年4月12日)、東北電力(8月17日)、電源開発(8月24日)、中部電力(9月2日)、北陸電力(9月5日)、中国電力(10月24日)、日本原子力発電(12月19日))、九州電力(令和5年2月24日)、通常版の CEO との意見交換を計2回(日本原子力研究開発機構(JAEA)(令和5年2月15日)、関西電力(令和5年3月1日))、CNO との意見交換を計3回(令和4年4月19日、7月20日、12月12日)開催した。</li> <li>• 各社 CEO と意見交換を実施し「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年度第 37 回原子力規制委員会(令和4年9月7日)で審議)を取りまとめた。</li> <li>• 原子力規制委員による現場視察及び地元関係者との意見交換をこれまで以上に実施するために、立地道県と視察の実施に向けて調整を実施している。</li> </ul>
エ	<p>被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 被規制者向け情報通知文書の発出に際し、電力事業者内で適切に情報が周知されるよう、各電力事業者における送付先を照会・整理し、被規制者向け情報通知文書を発出する原子力規制庁内関係者と情報共有した。</li> <li>• 発出を促すため、原子力規制庁内関係者に NIN の目的、運用について周知した。</li> <li>• 令和4年度第 1 四半期及び第 2 四半期の被規制者向け情報通知文書発出実績について、令和4年度第 28 回原子力規制委員会(令和4年8月17日)及び令和4年度第 44 回原子力規制委員会(10月12日)において報告を受けた。(第 3 四半期は発出実績がない。令和4年度は計4報を発出した。)</li> </ul>
オ	<p>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)の基本部会を計2回(令和4年6月10日、12月8日)開催するとともに、令和4年9月30日付け及び令和4年11月20日付けで任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会臨時会議(令和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で令和4年10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。</li> <li>• 令和4年度第 53 回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付けで原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付けで炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山部会(令和4年11月18日)において、九州電力及び日本原燃のそれぞれが監視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。また、同部会で、原子力規制庁から、技術情報検討会で共有した始良カルデラに係る知見を含め、火山事象に関する要対応技術情報等が報告され、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。</li> <li>地震・津波部会(令和4年6月23日)において、原子力規制庁から、技術情報検討会で共有した Nature Geoscience(令和3年9月)に公表された Pilarczyk らによる千葉県太平洋岸における歴史記録にない津波痕跡に係る知見を含め、地震・津波等の事象に関する要対応技術情報等が報告された。また、同部会において、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。</li> </ul>												
カ	地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性審査の状況について、関係自治体の議会全員協議会等に計2回(御前崎市議会全員協議会及び浜岡原子力発電所安全等対策協議会)説明した。</li> <li>高経年化した発電用原子炉に関する安全規制について、自治体等に計7回(全国原子力発電所所在市町村協議会(令和5年1月13日)、原子力発電関係団体協議会(1月17日)、福井県副知事(1月18日)、福井県全員協議会(1月18日)、福井県原子力環境安全管理協議会(1月24日)、福井県原子力安全専門委員会(1月31日)、原子力発電若狭町環境安全対策協議会(3月10日))に説明した。</li> <li>首長、議長からの要望依頼に計9回(鳥取県知事(令和4年4月6日)、御前崎市議会議長(4月14日)、島根県知事(5月24日)、愛媛県知事(6月3日)、島根県知事(6月15日)、原子力発電対策特別委員会委員長(島根県知事)(8月19日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(鹿児島県議会議長)(11月14日)、島根県知事(11月14日)、神奈川県知事(11月25日))、各種会合に計13回(全国原子力発電所所在市町村協議会総会(5月17日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(5月20日)、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会(5月20日)、廃炉に関する安全監視協議会(5月24日)、全国原子力発電所立地市町村議会議長会の定期総会(7月14日)、全国原子力発電所所在市町村協議会 担当者会議(8月3日)、令和4年度第1回廃炉安全確保県民会議(9月2日)、原子力発電関係団体協議会(10月2日)、全国原子力発電所所在市町村協議会(10月25日)、全国原子力発電所立地議会サミット(10月27日・28日)、柏崎刈羽発電所の透明性を確保する地域の会 情報共有会議(11月2日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(11月14日)、原子力発電関係団体協議会(12月20日))対応した。</li> <li>原子力規制庁内関係者が各案件の進捗を把握できるよう、Garoon で、要望等への対応状況をとりまとめた一覧表を共有し、適宜更新した。</li> </ul>												
<p>(③ 安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)</li> <li>組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。(II)</li> <li>核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。(I)</li> <li>事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)</li> </ul>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="142 1991 972 2041">定性指標(評価の視点)</th> <th data-bbox="972 1991 1045 2041">評価</th> <th data-bbox="1045 1991 2028 2041">施策の進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="142 2041 972 2220">ア 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。</td> <td data-bbox="972 2041 1045 2220">A</td> <td data-bbox="1045 2041 2028 2220"> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員対象の東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、1回実施した。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向けの研修に組み込み4回実施した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 2220 972 2398">イ 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。</td> <td data-bbox="972 2220 1045 2398">A</td> <td data-bbox="1045 2220 2028 2398"> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の組織文化のアンケートに係る調査結果を題材に、課室を超えた職員同士による意見交換を行う取組を試行した。得られた結果は職員にフィードバックを行った。令和4年度の組織文化のアンケートの調査結果と合わせ、今後の施策につなげられるよう検討した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 2398 972 2840">ウ 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。</td> <td data-bbox="972 2398 1045 2840">A</td> <td data-bbox="1045 2398 2028 2840"> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li> <li>事業者が行う核物質防護対策に関して警察庁、道府県警や海上保安庁と意見交換を行うなどし、治安機関との連携の醸成・強化を図った。</li> <li>原子力事業者が行う核物質防護対策をより一層推進・深化させるために、各事業者の原子力部門責任者を対象としたサイバーセキュリティに係る CNO 会議を令和4年6月27日に企画した。また、警察庁と連携して、昨年度から実施している原子力規制庁主催の原子力事業者経営層向けの講演会を3回開催し、原子力事業者経営層等との連携の醸成・強化を行った。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	ア 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員対象の東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、1回実施した。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向けの研修に組み込み4回実施した。</li> </ul>	イ 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の組織文化のアンケートに係る調査結果を題材に、課室を超えた職員同士による意見交換を行う取組を試行した。得られた結果は職員にフィードバックを行った。令和4年度の組織文化のアンケートの調査結果と合わせ、今後の施策につなげられるよう検討した。</li> </ul>	ウ 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li> <li>事業者が行う核物質防護対策に関して警察庁、道府県警や海上保安庁と意見交換を行うなどし、治安機関との連携の醸成・強化を図った。</li> <li>原子力事業者が行う核物質防護対策をより一層推進・深化させるために、各事業者の原子力部門責任者を対象としたサイバーセキュリティに係る CNO 会議を令和4年6月27日に企画した。また、警察庁と連携して、昨年度から実施している原子力規制庁主催の原子力事業者経営層向けの講演会を3回開催し、原子力事業者経営層等との連携の醸成・強化を行った。</li> </ul>	
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況												
ア 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員対象の東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、1回実施した。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向けの研修に組み込み4回実施した。</li> </ul>												
イ 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の組織文化のアンケートに係る調査結果を題材に、課室を超えた職員同士による意見交換を行う取組を試行した。得られた結果は職員にフィードバックを行った。令和4年度の組織文化のアンケートの調査結果と合わせ、今後の施策につなげられるよう検討した。</li> </ul>												
ウ 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li> <li>事業者が行う核物質防護対策に関して警察庁、道府県警や海上保安庁と意見交換を行うなどし、治安機関との連携の醸成・強化を図った。</li> <li>原子力事業者が行う核物質防護対策をより一層推進・深化させるために、各事業者の原子力部門責任者を対象としたサイバーセキュリティに係る CNO 会議を令和4年6月27日に企画した。また、警察庁と連携して、昨年度から実施している原子力規制庁主催の原子力事業者経営層向けの講演会を3回開催し、原子力事業者経営層等との連携の醸成・強化を行った。</li> </ul>												

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)と世界核セキュリティ協会(WINS)共催の「核セキュリティ文化の自己評価に関するワークショップ」における基調講演(令和5年1月19日)及び原子力事業者に対する講話(令和4年11月16日)を行うことで、原子力事業者の核セキュリティ文化についての理解及び醸成取組の促進に寄与した。</li> </ul>
エ	核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年10月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。</li> <li>• 国がどのように NMAC を実施すべきかについて述べた IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「施設におけるセキュリティを目的とした使用中の核燃料物質の計量と管理」(NSS No25-G)及び IPPAS:NMAC モジュールについての整理を行った。</li> <li>• 上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。</li> </ul>

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(① マネジメントシステムの定着)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。(I)</li> <li>• 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力規制委員会年度業務計画の実行に関して、各課が課等年度業務計画を作成していることを確認している。</li> <li>• 業務の効率化の観点から、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の把握と政策評価シートを同一様式とした(令和4年度中間評価から施行)。また、中間評価の実施に当たり、課室内でのコミュニケーションを必要な業務の見直しにつなげるよう促した。</li> <li>• 令和3年度に実施した組織文化に係るアンケート結果の原因分析を行い、「30代職員の満足度が低いこと」及び「上司(管理職)のマネジメント力」が課題であると考え、アンケート結果を基に上司・部下が面談を行い、業務を見直す機会を持つようにするとともに、各職員に改めてアンケート結果のフィードバックを行った。</li> <li>• アンケートについては、具体の改善策の検討につなげられるよう、総合設問と個別設問の相関分析を取り入れる等、アンケート設問の構造を見直した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックを行った。</li> <li>• アンケート調査と組み合わせ、インタビュー調査を実施した。従来の原子力規制庁内職員から無作為に選出するものではなく、令和3年度のアンケート結果を基に、全体平均と比較してポイントが低かった部署を対象に実施した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックを行った。</li> <li>• 原子力規制庁内の課室を超えたコミュニケーション活性化の取組としてサンクスカードを実践した。実施後のアンケートでは「本取組により課室の雰囲気良かった」等の肯定的な意見が多く寄せられた。</li> </ul>
イ	要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に発生した要改善事項や是正処置の方法について職員に定期的な周知を行い、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築した。また、これまでの発生原因についてより深く分析するために、専門的な知見を持つ業者による案件の分析を行った。分析結果を基に職員向けの研修教材を作成した。</li> </ul>

(② 国際協力の推進)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。(II)</li> <li>• 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)</li> <li>• 国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。(I)</li> <li>• IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)</li> <li>• IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II)</li> <li>• IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)</li> <li>• 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)</li> </ul>			



- 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧等を管理し、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行った。</li> <li>• 公電にて共有された情報を定期的に共有した。</li> </ul>
イ	国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、締約国の国別報告書のレビューを行った。</li> <li>• トルコ、バングラデシュの IRRS に参加した。</li> </ul>
ウ	国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (1)②イと同じ。</li> </ul>
エ	拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 拠出金の企画立案・実施管理を拠出済みの残高管理も含めて適切かつ柔軟に行った。</li> </ul>
オ	国際関係について原子力規制原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外派遣者、公電等から得られた情報を適切に展開した。</li> <li>• 幹部等、関係者に IAEA が提供するウクライナ最新情報を適宜共有した。</li> </ul>
カ	オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ENSREG、NHSI、NSSG 等の国際会合に出席し、最新の議論内容について情報収集を行った。</li> </ul>
キ	IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳について、スケジュールを管理しつつ、国際室と他課室と協力して翻訳を進め、適切な時期に HP で公開されるようにした。</li> </ul>
ク	最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際アドバイザーや放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合から得られた情報・指摘事項に対して、国際室と他課室と協力して対応可能か検討した。</li> </ul>
ケ	改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAEA の核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC) 会合 (令和4年6月13日～16日、11月29日～12月1日) に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方及び核セキュリティ・シリーズ文書案についての議論に貢献した。</li> <li>• 米国との核セキュリティ作業グループ (NSWG) の枠組みにおいて、オンライン会合 (令和4年9月16日) を開催し、核セキュリティの技術情報に関する議論を行った。さらに、令和4年11月7日～8日に開催された NSWG 第11回会合 (東京) に参加し、IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision5) (NSS No.13) の実施に関する技術情報交換として、3つのテーマ(①武力対抗演習 (FOF)、②サイバーセキュリティ、③核セキュリティ目的の核物質の計量管理 (NMAC)) における活動計画の詳細について確認した。本計画の一環として、サイバーセキュリティに関する技術情報交換 (令和4年12月6日～9日、日本:東京及び日立市) とフォースオンフォース (FOF) 演習に関する技術情報交換 (令和5年1月16日～20日、米国:アルバカーキ) を実施した。</li> <li>• IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核セキュリティ基本原則」(NSS No.20) の改訂の必要性に関する第2回法律・技術専門家会合 (令和4年12月19日～21日) に参加し、同文書の改訂に関する議論に貢献した。</li> <li>• 米国との協力に基づく「アジア地域性能評価能力構築ワークショップ」(9月13日～15日) に参加し、議論に貢献した。</li> <li>• 改正核物質防護条約の締約国会議 (令和4年3月28日～4月1日) に参加し、技術的な議論に貢献した。</li> <li>• 「OECD/NEA 核セキュリティ多国間イニシアティブ」会合 (6月22日～23日) における原子力規制委員会の発表資料の作成し、会合における議論に貢献した。</li> <li>• OECD/NEA による核セキュリティに関する多国間の情報交換枠組み: Framework for Understanding Nuclear Security challenges and implementation (FUNSEC) 設立及びその活動内容に係る提案に対して、原子力規制委員会としての対応方針を OECD/NEA 事務局に示した。</li> <li>• 核脅威イニシアティブ (NTI) の核セキュリティ・インデックス 2023 年版 (第6版) の調査に対応した。</li> <li>• 内部脅威緩和に関する国際イニシアティブ (INFCIRC/908) の国際作業グループ (IWG) の枠組みにおける、内部脅威緩和に関する用語集のレビュー及びコメントの提供並びにセキュリティ文化の分科会による調査票の作成などの貢献を行った。</li> <li>• IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」(令和4年9月5日～9日) に参加し、内部脅威緩和についての議論に貢献した。</li> </ul>

コ	緊急時の準備と対応に関する国際会合等へ出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の権限ある当局の代表者会合へ出席し、収集した知見を関係者に共有した。</li> <li>緊急時の準備と対応に関する IAEA、OECD/NEA の国際会議へ出席し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報を関係者と共有した。</li> </ul>
サ	各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会 (ESARDA) (令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム (令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) (令和4年12月) 等へ出席するとともに、日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認し、対 IAEA 保障措置技術開発支援計画 (JASPAS) 等の枠組みを通じて必要な支援を行った。</li> </ul>

(③ 管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(Ⅱ)
- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。(Ⅰ)
- 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(Ⅰ)
- 情報システムの安定的な運営を行う。(Ⅰ)
- 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。</li> <li>共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。</li> </ul>
イ	行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。また、共有フォルダ上の文書の整理の基本方針を踏まえ、先行実施課室における検討、成果を踏まえ、基本的ルールや作業マニュアルを策定すべく作業を進めている。</li> </ul>
ウ	行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書の管理に関するガイドライン等の改訂を踏まえ、原子力規制委員会行政文書管理規則の改正を行った。また、規定例上の文言の定義や留意事項など技術的・細目的事項について、文書管理業務を行うに当たって、適宜参照することを目的に公文書管理課長通知が体系的に整理されたことから、庁内に周知等を行うとともに、これらの内容を踏まえ適切に研修等を行った。</li> </ul>
エ	組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン等の改訂を踏まえ、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施できるよう研修資料の内容を全面的に改訂し、研修等を適切に実施した。</li> <li>中長期的な視点で組織構成の検討を行い、①審査の効率化のための体制及び検査体制を強化する。また、②着実な原子力安全規制に対する国民理解の醸成のための体制強化、③国際動向を踏まえた最新規制の取り入れに係る調査研究のための体制強化に必要な機構定員を要求している。</li> </ul>
オ	情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、原子力規制庁内業務の確実な遂行に寄与したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用事業者と連携して情報システムの安定的な運営を実現するとともに、情報システムを用いて安定的な在宅勤務を可能とすることにより、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、業務の確実な遂行に寄与した。</li> <li>第4次行政 LAN システムの調達に向けて、デジタル庁及び関係部署と連携しながら、調査研究を開始しており、当初想定よりも大幅に前倒しで作業を実施できた。</li> </ul>
カ	予算の適切な執行管理を行えたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。</li> <li>歳入、支出、執行管理に係る手続きの見直しによる事務処理時間の短縮、文房具等の再利用による経費の節減等、各種の業務合理化・効率化策を推進した。</li> <li>会計検査院の令和3年度決算検査報告においても原子力規制委員会・原子力規制庁に係る指摘事項はなかった。</li> </ul>

(④ 訴訟事務及び法令審査)

- 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
- 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務量を踏まえ柔軟に体制の見直しを行うとともに、公判に提出する準備書面の検討等について関係機関とも連携して適切に対応することができた。</li> </ul>

イ	訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	A	・法務部門や原子力規制庁内関係部署の適切な支援の下、準備書面の作成等に必要の有効な調査を実施することができた。今後も、法務部門や原子力規制庁内関係部署との連携強化を進めていく。
ウ	長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。	A	・法令審査や法令相談を通じ、関係課室が所管法令に基づく企画、立案、規制の実施等を適切に行えるよう支援した。規則5件、告示4件等、法令審査を行った。法令相談については案件に応じて適切に対応した。(処理件数約40件)
エ	必要に応じて法令立案等に係るマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。	A	・意見公募手続マニュアルを令和4年7月及び12月に更新した。

施策名	(3) 職員の確保と育成	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(① 高い倫理観の保持)

- ・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)
- ・職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合(男性育休(2025年までに30%)等)等から、効果を確認できたか。	A	・国家公務員法第7節の規程等の服務規律及び公務員倫理に関する新規採用職員及び中途採用職員向け研修を実施した。また、原子力規制庁内へ向けて服務規律等に関するメッセージを8回発出した(原子力規制庁長官からの不定期なメッセージを含む)。原子力規制庁内職員を対象として、国家公務員倫理月間及びハラスメント防止週間に、国家公務員倫理研修及びハラスメント防止研修(いずれも e-ラーニング)を実施した。 ・令和4年1月1日以降に生まれた子を持つ男性職員18人のうち、78%(14人)が育児休業を取得した(令和4年12月31日時点)。
イ	全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。	A	・令和4年12月末時点において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が29人であった。また、内部マネジメント会議等において超過勤務の状況を共有し、対策を話し合った。上限を超えた超過勤務を命ずる必要のある職員に対して、健康上の配慮の計画を講じていることを確認した。さらに、令和5年1月から月に1回、定時退庁を促す原子力規制庁内巡回を行った。
ウ	ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。	A	・令和4年6月～7月に原子力規制庁内職員を対象とした e-ラーニングにより、ワークライフバランスに関する制度について説明を実施し、あわせて、世代別ニーズ把握のための調査を行った。 ・新行政 LAN システム移行によりテレワークが多様な働き方の一つとして定着しつつあることなどに伴い、対象者・勤務場所の拡大、テレワーク手続きの簡素化、勤務時間の柔軟化を行うため、令和4年6月2日に「原子力規制委員会テレワーク実施要領」を改正した。

(② 原子力規制人材の確保)

- ・人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。(I)
- ・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)
- ・職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。	A	・原子力規制人材育成事業の実績を把握するため、事業責任者向け及び学生向けのアンケートを実施し、本事業の有用性や効果の把握を行った。
イ	職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。	A	・内閣人事局主催の新任管理者向けメンタルヘルス・ハラスメント防止講習(e-ラーニング)や、人事院主催の原子力規制庁内職員向け妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度に関する研修(e-ラーニング)を受講させ、職員の多様性への配慮の推進を図った。

(③ 原子力規制人材の育成)

- ・職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。(I)
- ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理のさらなる推進を図る。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。(I)
- ・令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。(III)
- ・分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。(II)
- ・引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できているかを調査し、任用に活用するためのデータベースを構築する。(I)

<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージについて、説明会を夏の人事異動期前にも実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう努める。(Ⅰ)</li> <li>人事評価において、上司に加え、同僚や部下からも評価を受ける360度評価を試行する。(Ⅱ)</li> <li>原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(Ⅱ)</li> <li>研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の推進を図る。(Ⅰ)</li> <li>安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。(Ⅰ)</li> </ul>			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、先方の国際機関にも配慮しながら、令和4年度は、IAEA等の国際機関等に9名(令和3年度8名)を派遣している。</li> </ul>
イ	国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>上述アの国際機関等への派遣に加え、あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで人材育成を図っている。</li> </ul>
ウ	規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、令和4年度は新たに9人に集中型教育訓練課程を受講させる等、のべ171名の職員に任用資格を付与した。</li> </ul>
エ	令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から申告制度等の8件の研修でアクティブラーニングを取り入れた。</li> </ul>
オ	講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師のアクティブラーニング指導力向上のためのeラーニングによる研修を導入、通年受講できるよう整備し、29人が受講した。</li> </ul>
カ	力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和5年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月から8月にかけて力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の第1期試運用を実施、アンケート結果を取りまとめた。アンケートの結果、定量的な評価を実施しづらく、業務によって力量管理の設定の粒度が異なる等の意見があったことを踏まえ、業務マニュアルがしっかり整備されている業務に絞って令和5年度より第2期試運用を行い、令和5年度中の本格運用を目指す。令和5年度からの本格運用に向けて、人事管理システムによる運用を検討した。</li> </ul>
キ	分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画に基づき分散型訓練生のための講義の中継及び録画配信を開始、37講義を実施した。</li> </ul>
ク	年1回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望調査書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価を人事管理システムに登録し、その情報を活用しながら任用を行った。</li> <li>年度当初には想定していなかったが、キャリアパスイメージに沿った人材育成や人事上の配慮が行われることを確実にするためにキャリアコンサルティング構想の運用を開始した。</li> <li>さらに、人事異動時の配慮として、職員に対し、異動先での業務内容や職員への期待などについてワンボイスで伝わる取組を開始した。</li> </ul>
ケ	説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージに関する説明会については令和4年3月までに実施し、計34人が参加した。</li> <li>さらに、令和4年9月に設定した研究職のキャリアパスイメージについて、令和5年2月に説明会を行い、計46人が参加した。周知の際には、複数の方法を用い、多くの参加者が得られるように工夫した。</li> </ul>
コ	360度評価を試行できたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>全管理職に加え、管理職的立場にある職員136名を対象とした360度評価の試行を行い、全職員(回答率100%)が回答した。評価結果を被評価者にフィードバックし、自らの気づきを促すとともに、導入に向けて課題を整理した。</li> </ul>
サ	原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>Garoon上の相談スペースに投稿された地方事務所からの要望等について、ニーズの緊急性、優先度を考慮しつつ本庁関係課室と連携し課題解決を図っている。具体的には、女川原子力規制事務所におけるオフサイトセンター周辺の宿舍の設置要望、玄海原子力規制事務所におけるオフサイトセンターの警備員配置に係る要望等について対応を行った。</li> </ul>
シ	外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、令和4年度から実施することが計画されていた7件を含む17件の共同研究(大学12件、JAEA等5件(重複含む))を実施した。また、5件の共同研究において協力研究員として10名の職員を派遣した。</li> <li>研究系職員の能力向上を目的に、JAEA安全研究センターに2名の職員が出向し、令和4年9月22日に博士号を取得した。また、これ以外にも大学にて1名が博士号を取得した。</li> </ul>
ス	研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究の品質向上のため、外部の研修プログラムを利用した研究倫理に係るeラーニング研修を企画し、実施した。</li> </ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
施策毎の評価			(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	定性指標 A (S評価:1、A評価:16)	定量指標 A評価:2
			(2)規制行政を支える業務基盤の充実	A (S評価:3、A評価:20)	—
			(3)職員の確保と育成	A (S評価:1、A評価:17)	S評価:1、A評価:1、B評価:1
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践					
②イ	S		OECD/NEA との共催で 1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模イベントを成功に導き、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表されたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見を伝え、その内容が同報告に反映された。	イベント成果の原子力規制庁内展開を図る。	
新規	—		原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開始した。	被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。	
(2) 規制行政を支える業務基盤の充実					
①ア	S		マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ったことを評価して S 評価とした。 ・年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間評価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 ・組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する総合設問と具体的な取組について問う個別設問を設け、相関分析を取り入れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 ・従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケートの結果について課室毎に整理をし、課題の把握や具体的な改善につなげられるように工夫した。	・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミュニケーションの課題について改善策を検討する。	
③オ	S		次期行政 LAN システムの構築について、デジタル庁等との連携により政府全体の情報システムに係るスケジュール感を把握したことで、当初目標よりも早期に計画立案ができたため、目標を超過して達成する見込みとなった。		
③カ	S		予算の執行管理等に係る以下の取組を行い、業務の合理化・効率化の観点から特筆すべき改善を行った。 ・歳入、支出、執行管理の各段階に係る手続きを見直し、マクロ化によるデータ入力の効率化等の必要な改善策を講じることで、事務処理の大幅な合理化・効率化を実現した。 ・全庁の使用していない文房具等を集約したりサイクルコーナーを設置し、文房具等の再利用を促進することで、前年度より 300 万円程度の経費削減を実現した。		
新規	—		令和6年に IPPAS ミッションを受け入れることを新たに中期目標に掲げた。	IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。	
新規	—		組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して組織構成等を見なおすことを新たに中期目標に掲げた。	今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する機会を設ける。その検討結果も踏まえ、適切な機構・定員要求を通じ、中長期的な視点で、将来の業務の必要性に応じた資源配分の見直しを行う。	
新規	—		多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努めることを新たな中期目標に掲げた。	・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。 ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に 1on1 ミーティングを行う。 ・課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。 ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。	

(3) 職員の確保と育成		
定量	S	<p>新卒採用の採用活動において、他省との合同での説明会の実施、就活 web サイトでの積極的な広報、女性向けインターンシップの開催等を実施した。また、中途採用の採用活動において、公募ポスターの掲示や立地自治体の広報誌や関係学会への募集広告等を実施した。これらの取組により、来年度の採用は、新卒採用として 40 名、中途採用として 33 名を見込んでいる。これら採用者を増強したことにより、令和 4 年度末の退職者を加味しても、令和 5 年 4 月時点での定数に対する実員数の割合は、95.1%となる見込みであり目標を達成できた。この目標は長年実現できなかったものであり、困難度の高いものであるため「S」とした。</p>
定量	B	<p>年間の研修受講者の延べ人数は約 2,000 人だった。目標設定時には、第 5 期集中型訓練生の人数を、第 4 期集中型訓練生と同等の 15 名程度と想定していたが、9 名となったこと(集中型訓練生の講義は約 70)、他の研修で大幅な参加者の増加も見込めず、2,500 人は達成できなかった。</p> <p>令和 5 年度の目標設定にあたっては、設定方法を再検討する。</p>
③コ	S	<p>年度当初は、人事課のみを対象として 360 度評価の試運用を行う予定であった。その後、全管理職及び管理職的立場にある職員すべてを対象に拡大して試行した。これらの評価結果を着実に対象者にフィードバックするとともに、本評価における今後の課題も整理し、次年度の本格運用に向けた対応が行えた。本評価は、ノウハウや実施方法の知見の不足により長年の課題であり、これを全庁的に初めて実施できたことから「S」とした。</p>

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和 4 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会(令和 5 年 3 月 8 日)) 令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3.を参照)</li> <li>事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。</li> <li>原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。</li> </ul> <p>(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。</li> <li>国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。</li> <li>新規規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。</li> </ul> <p>(3)改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効率を向上させる。</li> <li>事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。</li> </ul> <p>(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。</li> <li>バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。</li> <li>審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。</li> <li>リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。</li> <li>廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。</li> <li>事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。</li> <li>IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	9,144	9,079	9,798	9,494	9,516
	補正予算(b)	209	145	0	0	0
	繰越し等(c)	▲130	▲265	128	538	▲33
	合計(a+b+c)	9,224	8,958	9,926	10,032	9,483
	執行額(百万円)	7,919	7,426	8,109	8,398	7,713

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	0	0	0	0	0		A
	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		

施策名	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施		評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 1 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 1 節)		価	
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)</li> <li>審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。(II)</li> <li>法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)</li> <li>対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)</li> <li>事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)</li> <li>安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。(II)</li> <li>核燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の機会を設ける。(I)</li> <li>事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)</li> </ul>				
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況		
ア 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和 2 年 2 月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査について、形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ着実に審査を実施した。</li> <li>業務準化のため兼用キャスク等の担当を変更したことに伴い審査チームの体制を見直すなど、人事異動、各チームの業務量、審査の進捗等を踏まえ、必要に応じて案件の割り振りの見直しやチーム間の人員の移動、チーム横断の対応体制構築等を適時適切に行った。</li> <li>新規基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。</li> <li>現在、新規基準適合性に係る設置変更許可審査中の常陽については、原子力規制委員会及び申請者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。具体的には、原子力規制委員会における今後の審査の進め方の議論を踏まえて審査を進め、取りまとめに際しては、申請者に対して基本設計の成立性を示すエビデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容の「まとめ資料」の作成を指示し、提出を受けた資料の内容を確認して、基準適合性の判断観点に必要な指摘を審査会合で行っている。</li> <li>審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、会合で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施している。これらの活動は今後も継続的に実施する。</li> <li>審査会合後のラップアップを始めとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。</li> <li>具体的には、日本原燃再処理施設については、原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき審査を行い、担当者間のみならず、指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。</li> <li>ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となった。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るための議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。</li> <li>このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。これらも踏まえて、申請案件を処分した。</li> </ul>		



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査会合前に、論点ごとの指摘事項を明確化した上で担当指定職及び担当原子力規制委員会委員と議論を行い、審査会合の効率的な運営を行った。</li> <li>• 地震・津波等に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可申請等の審査について、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ適切に審査を実施した。また、2つのグループで分担して審査を進めていたが、より効果的に審査を進めるため、3つのグループに再編成を行い、これに伴い1名の上席安全審査官を増員配置した。また、グループ間で考え方の差が生じないように原則週1回以上のペースで地震・津波研究部門も含めて審査部門内において審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。</li> <li>• 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議について、施設ごとの立地特性を踏まえ、必要に応じて追加の検討を求めるなど厳正かつ適切に審議を行った。リサイクル燃料貯蔵燃料備蓄センター(以下「RFS」という。)について、令和5年2月8日に事業変更許可を行った。また、川内原子力発電所及び玄海原子力発電所を除き、追加する検討用地震動に係る審査を概ね終了した。</li> <li>• これまでの審査の中で実施してきた原子力発電所等の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る現地調査において、帯磁率データの有用性と重要性が確認されてきたが、審査官が必要に応じて、現場で自ら当該データを確認することができるように、携帯型帯磁率計2台を備品として購入し、使用に供する準備を整えた。</li> </ul> <p>&lt;原子力発電所の設置変更許可&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 東京電力柏崎刈羽原子力発電所(特定重大事故等対処施設)について、設置変更許可を行った(令和4年8月17日)。</li> </ul> <p>&lt;長期化した審査への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 北陸電力志賀原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査のうち、第1064回審査会合(令和4年7月29日)及び第1073回審査会合(9月16日)において、敷地内断層の活動性評価、福浦断層の評価について説明を受け、10月13～14日に現地調査を行った。</li> <li>• 中部電力浜岡原子力発電所の震源を特定して策定する地震動に係る審査について、第1041回審査会合(令和4年4月15日)において、概ね妥当な検討がなされたと評価した。令和4年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議する旨伝えた。</li> <li>• 北海道電力泊発電所の震源を特定せず策定する地震動に係る審査について、第1084回審査会合(令和4年10月21日)において、概ね妥当な評価がなされたと評価し、基準地震動策定に係る審査に移った。</li> </ul>
<p>イ 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当原子力規制委員会委員及び新基準適合性審査チーム長と議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論及び指摘が実施でき、効果的な審査に資した。</li> <li>• 新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRRの設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。(再掲)</li> <li>• 過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。</li> <li>• 審査漏れの防止や、地震・津波等に関する新規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を元に、JAEA 高温工学試験研究炉(HTR) (令和2年6月3日許可)、RFS(令和2年11月11日許可)及び中国電力島根原子力発電所2号</li> </ul>

		<p>炉の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。</li> <li>• それぞれの審査項目について、次回審査会合に向けたヒアリングの回数を3回以内に収めることができた。</li> </ul>
ウ	<p>審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。</li> <li>• 新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。</li> <li>• 試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用の審査業務マニュアルの更新に向け、必要な準備作業を進めた。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後も継続的に実施する。</li> <li>• ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP 公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。</li> <li>• 建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月～3月にかけて実施できるように準備を進めている。</li> </ul>
エ	<p>審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。</li> <li>• 具体的には、新規制基準適合性に係る審査会合において、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を行った。</li> <li>• また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査会合については、下期には月2回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。</li> <li>• まとめ資料の確認についても、課題等がある場合には、事業者との認識の共有の充実を図るための審査会合を概ね月に1回程度開催した。</li> <li>• 電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するように、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方（令和4年9月7日原子力規制委員会了承）」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実に進めた。</li> <li>• 常陽の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査については、審査会合において、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を図った。さらに、論点に対する申請者の作業方針及び作業状況については、作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場合は、都度指摘を行った。審査会合については、下期に計9回開催することによって、申請者の作業状況及び課題を確認するとともに、申請者との認識の共有の充実を図った。</li> <li>• 審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、共通認識を図るため、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、審査会合で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施した。</li> <li>• 審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当原子力規制委員会委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、原子力規制委員会委員・幹部への情報共有や議論を行った。</li> <li>• 安全規制管理官が審査担当と密にコミュニケーションをとり、審査上の課題を早期に発見することで改善策を速やかに提示し、常に審査が適切に進むようマネジメントを行った。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。(再掲)</li> <li>審査会合における指摘事項については、全事業者を対象に、審査会合の最後にまとめを行った。特に泊発電所における審査については、その場で文書化し、より確実な認識共有を図った。</li> </ul>	
オ	原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。</li> <li>第1四半期において6件(うち核物質防護事案1件)、第2四半期において11件(うち核物質防護事案4件)並びに第3四半期において7件(うち核物質防護事案3件)を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイドを用いた原子力規制検査結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。</li> </ul>
カ	東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームを令和3年4月22日に設置し、現在、フェーズⅡの追加検査を実施している。</li> <li>検査の状況については、令和4年度第3回、第5回、第12回、第19回、第26回及び第33回原子力規制委員会(令和4年4月13日、4月20日、5月25日、6月29日、7月27日及び8月31日)において状況の報告を受けた。また、令和4年度第7回原子力規制委員会(令和4年4月27日)において中間とりまとめの報告を受けるとともに、その後の検査の進め方について了承した。</li> <li>令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)で、今後の追加検査の方針について了承し、同方針に基づき、検査を実施しており、令和4年度第43回、第52回、第60回、第68回、第76回及び第81回原子力規制委員会(令和4年10月5日、11月16日、12月21日、令和5年2月1日、2月24日及び3月8日)において状況の報告を受けた。なお、令和4年度第81回原子力規制委員会にて、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、改善する仕組の運用状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していく旨報告を受けた。</li> <li>原子力規制委員会委員長及び委員全員が柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を行う方針としており、令和4年12月2日に伴委員及び杉山委員、令和5年1月28日に山中委員長、2月17日に田中委員及び石渡委員が、現地調査を行った。</li> </ul>
キ	事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度において、関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉、大飯発電所3号炉、九州電力川内原子力発電所1号炉並びに四国電力伊方発電所3号炉から提出された安全性向上評価届出書について、特重施設を含めたPRA評価等の内容を確認し、その結果を取りまとめた。</li> <li>過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。(再掲)</li> <li>令和4年度第2回原子力規制委員会(令和4年4月12日)以降、電力事業者の経営層との意見交換を実施し、今後の審査の進め方に関する要望について聴取した。その結果を踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会(9月7日)において、新規制基準適合性審査に係る審査の進め方について報告され、できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示、現地確認の機会の増加、基準や審査ガイドの内容の明確化など、審査の改善を図った。(再掲)</li> <li>審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。(再掲)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年8月29日、11月30日及び令和5年3月13日に検査制度に関する意見交換会合を開催する等、原子力規制検査制度における事業者の取組や、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの意見等について、議論を行っている。</li> <li>核燃料施設等の事業者等については、原子力規制庁が中心となって情報共有の場(核燃料施設等意見交換会議)を設け、原子力規制検査制度に係る課題(重要度評価の考え方や基本検査運用ガイドの解釈など)や、事業者等からの良好事例の紹介など、事業者等の自主的な取組の促進となるように双方で有益となる定期的な情報交換を3回行った。</li> <li>核燃料施設等の事業者等の自主的な改善措置活動(CAP)促進のため、現状の課題を把握するためのアンケートを実施した結果、活動が不十分であるとの意見があったことを踏まえ、核燃料事業者等が日本原子力発電東海第二発電所におけるCAP会議に同席できる機会(令和4年9月6日)を設けるなど、事業者の自主的な取組を促進する活動を行った。</li> <li>炉安審・燃安審の基本部会を計2回(令和4年6月10日、12月8日)開催するとともに、9月30日及び11月20日付けで任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会(令和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。(再掲)</li> <li>令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付で原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付で炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。(再掲)</li> </ul>
ク	安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性向上評価届出制度について、第14回CNO意見交換会(令和4年4月19日)において関西電力と意見交換を行うとともに、九州電力(4月11日)、関西電力(5月18日)、原子力エネルギー協議会(ATENA)(8月18日、9月15日)との面談を実施し、事業者からの提案をヒアリングした。第12回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月8日)で、四国電力の安全性向上評価届などの実施状況について聴取した。また、11月22日付で炉安審・燃安審の調査審議事項を改正し、安全性向上評価届出制度に係る改善提案を、炉安審・燃安審で調査審議し、令和5年度以降に原子力規制委員会で報告を受けることとなった。</li> <li>安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、令和3年度に実施した面談を踏まえ、ガイド改正案の検討を進めた。同改正案については、意見公募を実施したのち、その結果を踏まえ、年度内に改正作業を完了した。</li> </ul>
ケ	使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質の使用者が抱える懸案事項及び相談事項について、全事業者(約200事業者)を対象に令和4年度初めてアンケートを実施し、その内容を踏まえて、使用者の懸案事項等の解決に資するため、核燃料物質使用者との意見交換会を実施した。</li> <li>使用者からの質問等について適切に対応してきた。なお、政令41条非該当使用者等の制度等に係る理解促進のための説明会については、現在検討中の「放射線測定器の信頼性確認」の結果を踏まえて、令和5年4月以降に実施する予定。</li> </ul>
コ	事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。</li> <li>○令和4年3月30日に発生した「高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告については、関西電力からの報告書や原子力規制事務所が収集した情報を踏まえ、令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)において原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルの対応方針(以下「対応方針」という。)Bで対応する旨の報告を受け、その後、関西電力との面談や令和4年5月23日の公開会合等を通じて確認するとともに、第28回原子力規制委員会(令和4年8月17日)において、令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。</li> <li>○令和4年7月8日に発生した「高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告についても上述と同様に、第23回原子力規制委員会(令和4年7月13日)</li> </ul>

	<p>において対応方針 B で対応する旨の報告を受け、令和4年度第 53 回及び第 55 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 22 日及び令和4年 11 月 30 日)において、令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。</p> <p>○令和5年1月 30 日に発生した高浜4号機の原子炉自動停止の法令報告事象については、令和4年度第 71 回原子力規制委員会(令和5年2月8日)において対応方針 A で対応する旨の報告を受け、関西電力との面談や公開会合(令和5年3月 7日、3月 14 日)等を通じて確認を進めるとともに、令和4年度第 83 回原子力規制委員会(令和5年3月 22 日)において、法令報告事象の評価及び原子力規制検査の結果の報告を受けた。本件については、検査グループとして被規制者向け情報通知文書を発出する予定で準備中。</p> <p>○令和3年 10 月 12 日の東芝マテリアルからの「核燃料物質使用施設における核燃料物質の管理区域外への漏えいについて」の法令報告(対応方針 C)については、事業者等の原因究明、再発防止対策等が妥当である旨、令和4年度第 12 回原子力規制委員会(令和4年5月 25 日)で報告を受けた。</p> <p>○令和4年7月8日に日本原燃再処理施設で発生した「高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失について」の法令報告については、令和4年度第 23 回原子力規制委員会(令和4年7月 13 日)において対応方針 B で対応する旨の報告を受け、その後、事業者との面談や令和4年9月 27 日の公開会合を通じて確認を進め、令和4年度第 45 回原子力規制委員会(令和4年 10 月 19 日)において事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受け、その際に指示した時定数の短い事象に係るヒューマンエラー防止対策の確認状況について令和4年度第 59 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 21 日)で報告を受けた。</p>
--	--

<p>施策名</p>	<p>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p>	<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第 2 章第 2 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 2 節)</p>		
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>		

(① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。( I )
- 国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。( I )
- 安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。( I )

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	最新知見を収集し分析することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の科学的・技術的知見に対する収集・分析活動として、19 件の最新知見に関する議論を行うとともに、3件の「要対応技術情報(案)」を抽出し、技術情報検討会にて検討した。</li> </ul>
イ	国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月までに発表された国内外の自然事象に関する新たな知見から、規制基準への影響や審査対応の要否を検討し、「技術基盤グループ最新知見等の反映プログラム」の情報シートとしてとりまとめ、技術情報検討会において従来を上回る 18 件のスクリーニング状況を検討し、そのうち以下の3件について詳細を検討した。</li> <li>「高分解能な 3 次元地震波速度構造解析による始良カルデラ下のイメージング(為栗ら、火山、2022)」について、第 53 回技術情報検討会(令和4年5月 26 日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。</li> <li>「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案、NRA 技術報告(令和4年7月)」及びこれまでに公表した NRA 技術報告の成果を踏まえ「津波波圧評価に係る確認事項」を策定し、「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映すべき知見かどうかを整理した。その内容について、技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見交換を行い、第 54 回技術情報検討会(令和4年7月 28 日)にて検討した。また、その改定ガイド案に係る任意の意見募集を行い、第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において決定し、同日に施行した。</li> <li>「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響(杉野ら、日本地震工学会論文集、2022)」について、第 55 回技術情報検討会(令和4年 9 月 29 日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。</li> <li>国内外で発生した自然事象のうち、特に原子力規制委員会から指示をした以下の2 件について、事象の原因や被害の状況等の調査・整理を行い、技術情報検討会に</li> </ul>

		<p>報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道山越郡長万部町で確認された水柱」について取りまとめ、第 58 回技術情報検討会(令和5年3月30日)に報告した。</li> <li>・「2021年12月に米国で発生した竜巻の調査結果」について取りまとめ、第 58 回技術情報検討会(令和5年3月30日)に報告した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JpGU Meeting 2022、日本地質学会学術大会、山口大学地質講習会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を関係者へ共有した。</li> <li>・ 審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニーズとして技術基盤グループに登録しており、それに基づき安全研究が進められている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと情報交換を行い、認識の共有化を図った。</li> <li>・ 第 11 回火山部会(11月18日)において、①火山事象に関する知見等に係る情報を収集した結果、規制上の対応が不要であるとした原子力規制庁の対応、②事業者が実施した火山モニタリング結果(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所(九州電力)、六ヶ所再処理施設および廃棄物管理施設(日本原燃))について有意な変化がないとした原子力規制庁の評価が妥当であることが確認され、この結果が第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月18日)において報告された。</li> </ul>	
ウ	技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制部等からの技術支援依頼 54 件について、技術基盤グループは依頼元と調整を行い、適切に情報提供(技術支援)を行った。</li> </ul>
<p>(② 安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」(令和3年7月14日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。(I)</li> <li>・ 令和4年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)</li> <li>・ 令和4年6月をめぐりに令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、令和5年1月をめぐりに令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)</li> <li>・ 規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、令和4年7月に令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。(I)</li> <li>・ 二国間(NRC、IRSN 等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI 等)に積極的に参加する。(I)</li> <li>・ 研究職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。(I)</li> <li>・ 令和4年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、21 件の安全研究プロジェクトの研究計画を定め遂行した。また、これらの研究計画について、令和4年7月に公表した。</li> </ul>
イ	安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトについては、安全研究成果報告を取りまとめ、令和4年5月に公表した。また、令和4年度に終了する3件の安全研究プロジェクトについては、令和5年2月に安全研究成果報告案を作成した。</li> <li>・ 新たに重要な成果が出た研究について、30 件の論文等に取りまとめ公表した。</li> <li>・ 原子力規制委員会のHPをリニューアルして令和4年8月末に配信するとともに、原子力規制委員会のイントラネットの情報を更新し、積極的に安全研究の内容や成果物の情報発信を行った。</li> <li>・ JAEA 安全研究センターと企画・調整を進め、令和4年11月22日に JAEA 安全研究センターとの合同研究成果発表会を実施した。</li> </ul>
ウ	事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価及び1件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 17 回原子力規制委員会(令和4年6月15日)において了承した。</li> <li>・ 令和5年度に開始する1件の安全研究プロジェクトの事前評価及び2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 61 回原子力規制委員会(令和4年12月28日)において了承した。</li> </ul>
エ	令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)を策定した。</li> </ul>
オ	研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAEA や OECD/NEA 等で開催される専門家会合及び国際学会等に積極的に参加し、海外の専門家と種々のテーマについて議論を行うとともに、研究成果等の情報</li> </ul>

			発信を行った。
カ	共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から実施することが計画されていた共同研究7件を開始した。</li> <li>令和4年度に終了する共同研究を対象とした共同研究報告会については、共同研究終了後、令和5年度第1四半期中に共同研究報告会を開催すべく調整している。</li> </ul>
キ	放射線防護研究を計画どおり開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から実施する具体的な研究課題を、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)により決定したほか、放射線防護の研究の強化を図るため、特定任期付職員の受入に係る調整を実施するなど関係課と調整を行った。</li> </ul>
<p>(③ 規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電磁両立性に係る規制対応について、令和3年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)</li> <li>令和4年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(Ⅱ)</li> <li>最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(Ⅰ)</li> <li>技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(Ⅰ)</li> <li>技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(Ⅰ)</li> <li>事故・トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(Ⅰ)</li> <li>実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)</li> <li>「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、規制上の対応を検討する。(Ⅱ)</li> <li>水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。(Ⅱ)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>電磁両立性に係る規制対応について下記のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第21回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和4年9月12日)で、事業者等の意見を聴取した。</li> <li>第55回技術情報検討会(令和4年9月29日)において、上記意見聴取会合の結果を検討した。</li> </ul> </li> </ul>
イ	技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」の第4回会合(令和4年10月27日)及び第5回会合(令和5年2月21日)を開催し、技術評価作業を進めているが改正までは至らなかった。</li> <li>「デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム」の第3回会合(令和4年4月26日)及び第4回会合(令和4年8月25日)を開催し、技術基準規則解釈の改正案及び技術評価書案を取りまとめ、意見公募の準備をしているが、改正までは至らなかった。</li> <li>令和4年度第51回原子力規制委員会(令和4年11月16日)において、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価の開始を了承し、令和5年2月2日に第1回検討チームを開催した。</li> </ul>
ウ	国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報について、179件を収集、分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会において検討した。</li> <li>2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において、以下の7件について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全注入系で見つかった応力腐食現象</li> <li>安全注入系で見つかった応力腐食現象-2</li> <li>NRC 報告「ボーイング 737 MAX 8 事故から得た DIC 規制課題に関する予備的考察」</li> <li>ボーイング 737 墜落_NRC の DIC 評価プロセスに向けた教訓</li> <li>原子力発電所における蓄電池の劣化に関する国際調査結果</li> <li>「原子力発電所の非常用電源系統の蓄電池の劣化加速」に関する異業者の状況(中間報告)</li> <li>1相開放故障事象に対する国内原子力発電所等の対応に関する事業者との意見交換結果を踏まえた今後の対応について</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニング結果に関するワーキングを6回(令和4年5月 11 日、7月 15 日、9月 16 日、11 月 11 日、令和5年1月 13 日及び3月 17 日)実施し、技術基盤グループ及び原子力規制部の関係者と議論した。</li> <li>IAEA 事象報告システムへ、以下の2件を登録した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>CRACKING INDICATION ON A PRESSURIZER SPRAY LINE WELD(令和4年4月 28 日)</li> <li>WASTE BAG FIRE IN A LOW ACTIVITY GLOVE BOX(令和4年 12 月 23 日)</li> </ul> </li> <li>以下の国際会議へ参加し、情報収集・発信を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>FINAS・WGFCs 定例会合(令和4年9月 26～30 日)</li> <li>IRS・WGOE 定例会合(令和4年 10 月 17～21 日)</li> <li>IAEA 原子力発電所安全運転ピアレビュー(OSART)への参加(令和5年1月 23 日～2月9日)</li> </ul> </li> </ul>
エ	技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>技術情報検討会を2か月に1回の頻度で開催(第 53 回～第 58 回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果が適時、適切に検討し、これまでの規制基準への反映状況等の進捗状況を確認した。</li> <li>「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案」については、規制基準へ反映することとなり、令和4年度第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において審査「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」を改正した。</li> <li>ATENA との意見交換や技術情報検討会への参加を通じ、情報の把握や議論を行った。技術情報検討会の情報等については、部門内に随時展開し、審査に関連する情報を審査担当者間で前広に共有するための取組を行った。</li> </ul>
オ	技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>第 53～57 回技術情報検討会の結果概要について、第 18 回原子力規制委員会(令和4年6月 22 日)、第 33 回(8月 31 日)、第 47 回(10月 26 日)、第 59 回(12月 21 日)及び第 78 回(令和5年3月 1 日)において報告を受けた。また、第 52 回技術情報検討会の結果を第 11 回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会(6月 10 日)に、第 53～55 回技術情報検討会の結果を第 12 回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月 8 日)に対しても報告し助言を受けた。</li> <li>令和4 年度の実施計画のうち、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の改正案について、関係部署(企画基盤課、法務部門)と連携しながらの検討が行われ、第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月 8 日)で決定した。</li> <li>令和4年度は、技術情報検討会で報告された自然ハザードに関する情報について、地震・津波部会において8件、火山部会においては7件に関する情報及びこれらの情報について、規制上の対応が不要であると判断した原子力規制庁の対応の方向性について、委員から異論はなかった。</li> </ul>
カ	事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>以下2件の要対応技術情報について、検討を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性について、米国NRCの規制情報を文献調査するとともに、原子力規制検査官を派遣し情報収集を行った。</li> <li>原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)について、米国KEMA試験場での試験結果の解析を行い、結果を取りまとめている。</li> </ul> </li> <li>以下2件の被規制者向け情報通知文書を発出した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から得られた潜在的懸案事項(令和4年5月 11 日)</li> <li>原子力発電所における安全関連据置鉛蓄電池の寿命劣化に係る懸案事項(8月 31 日)</li> </ul> </li> <li>検査官会議、検査官勉強会に参加し、運転経験情報等を技術基盤グループと検査部門で共有した。</li> <li>原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の3に基づく法令報告の改善について、令和3年度より継続検討となっている事項等に係る事業者ニーズを聴取するため、令和4年度下期に核燃料施設等を有する事業者及び ATENA と計5回面談を実施するとともに、令和5年3月 23 日に第5回原子炉等規制法に基づく法</li> </ul>



			令報告の改善に係る公開会合を開催した。これらの結果を踏まえ、今後の対応方針について整理・検討を進めている。
キ	規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月8日)において、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等の一部改正について決定した。</li> <li>令和3年度実施計画に基づき改正案がまとまった2件について、令和4年度第 38 回原子力規制委員会(令和4年9月 14 日)にて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について決定した。</li> <li>令和4年度第 53 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 22 日)において、令和4・5年度の実実施計画の策定を報告した。</li> </ul>
ク	水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第 38 回原子力規制委員会(令和4年9月 14 日)において、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年度第 56 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 7 日)において、上記考え方を踏まえた設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施し、令和4年度第 75 回原子力規制委員会(令和5年2月 22 日)で、当該意見公募の結果等を踏まえ、設置許可基準規則解釈等の改正を決定した。また、第3回事業者意見聴取会(令和4年 12 月 27 日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の聴取を行い、その結果を令和4年度第 71 回原子力規制委員会(令和5年2月8日)において報告した。</li> </ul>
ケ	水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したため、水素防護以外の知見(ベント機能、減圧機能)に特段の進捗はなかった。</li> </ul>

施策名	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 3 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 3 節)		
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(II)</li> <li>実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(I)</li> <li>令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じる。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査グループにおいて、7月から9月にかけて計8回、課長補佐級を超えた職位の職員2名が、検査官証を携帯せず、検査のために事業所に立ち入っていたことが9月 14 日に判明し、令和4年度第 39 回原子力規制委員会(令和4年9月 21 日)で報告を受けた。検査官証の未発行及び不携帯により、目標である「原子炉等規制法の着実な施行」が達成されていない状況であったが、その後、順次再発防止策を推し進め、また 10 月 25 日にこれらの再発防止策の計画を決定した。令和4年度第 62 回原子力規制委員会(令和5年1月 11 日)において、長官官房政策立案参事官(総括マネジメント管理者)から、本事案及び原子力規制庁内の同様の要改善事項等に対する再発防止対策等について報告を受けた。</li> <li>管理職による検査現場視察を 10 事業所において実施した。</li> <li>原子力安全人材育成センターと連携しつつ、リフレッシュ研修の受講者調整、検査官資格維持のためのセミナー(検査官会議)の調整などを行った。また、令和4年度末の検査官資格取得予定者(計8名)について、研修課程の調整を行った。</li> <li>委託調査事業を活用しつつ、検査官の意識調査のためのアンケート内容の検討並びにアンケートの配布及び回収を行った。今年はアンケートの配布及び回収について委託先に任せず、既存のアプリケーションを用いて、効果的にアンケートの検討、試作、配布及び回収ができた。</li> <li>令和3年度から行っていた検査運用ガイド改正の議論を踏まえ、6月に検査運用ガイド及び検査実施要領を改正した。次回の改正に向け、運用上の課題等を収集した。</li> </ul>
イ	検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上のリスク情報等を踏まえて検査対象を選定した。また、美浜3号機の火災防護に係る不備の重要度評価において、リスク情報を活用し、フェーズ2詳細評価を行った。</li> <li>火災防護や緊急時訓練に係るチーム検査で特定した気付き事項について、リスク情報を活用しつつ適切にスクリーニングを行った。</li> <li>検査リソースの有効活用の観点で、長期停止プラントや廃止措置プラントなどのリスクの低い施設への放射線管理チーム検査について検査サンプル数や検査日程の低減を図った。</li> </ul>
ウ	検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施してきた原子力規制検査における課題及びその対応について、令和4</li> </ul>

	<p>年度第 23 回及び第 44 回原子力規制委員会(令和4年7月 13 日及び 10 月 12 日)において報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用の継続的改善のため、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」を令和4年8月 29 日、11 月 30 日及び令和5年3月 13 日に開催し、原子力規制検査制度における事業者の取組、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの意見について議論を行い、適宜改善を図っている。</li> <li>• 検査制度に関する意見交換会合において ATENA から要望のあった、チーム検査の際のスケジュールリングについては、ガイド改正案を作成し、意見交換会合で提示しつつ、改正作業を行っている。</li> </ul>
<p>エ 令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 許認可申請書の添付漏れ等の不備について、令和3年度第 75 回(令和4年3月 30 日)原子力規制委員会で報告を受けた内容を踏まえ、是正処置を開始し、是正処置に基づく改善活動について令和4年度第 50 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 9 日)において報告を受けた。</li> <li>• 非該当使用施設について保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を求めないこととする規則等の改正案の意見公募の実施について、令和4年度第 83 回原子力規制委員会(令和5年3月 22 日)で行った。</li> <li>• 許認可申請書の添付漏れ等の再発防止のため、事業者に対して説明会を開催し、変更申請の記載要領等について周知を行った。</li> </ul> <p>• 同事象を踏まえて、部門内のプロセスを点検し、手続フローを一部修正し、令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。また、改定した安全審査業務執務要領に基づき業務を実施し、同様の事例の発生を防止した。</p>

<p>施策名</p>	<p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>		<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第 2 章第 4 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 4 節)</p>			
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。( I )</li> <li>• 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。( I )</li> <li>• バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成する。( III )</li> <li>• 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。( III )</li> <li>• これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。( I )</li> <li>• 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。( I )</li> <li>• 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。( III )</li> <li>• 中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。( II )</li> <li>• IRRS の指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。( II )</li> <li>• 閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。( III )</li> <li>• 原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。( I )</li> </ul>				
<p>ア 定性指標(評価の視点)</p> <p>審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。</p>	<p>評価</p> <p>A</p>	<p>施策の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスを記載するとともに、四半期ごとに更新及び原子力規制委員会に報告が行われ、審査状況・課題の明確化に資した。なお、令和4年度下期から、本体施設及び特定重大事故等対処施設に加えて、その他の審査案件についても審査状況を取りまとめ、報告が行われた。</li> <li>• 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</li> <li>• 審査進捗状況表の様式を適時更新し、具体的な作業ステータスを示すことにより、原子力施設の審査状況について一層の明確化を図った。</li> <li>• JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュリティ統括本部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。</li> <li>• 申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手時に班内全体で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する</li> </ul>		

		<p>作業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理職、各班が参加するマネジメント会議を行い、各班における審査状況及び課題の明確化を図った。</li> <li>• 審査進捗状況表については、半期ごとに更新及び原子力規制委員会への報告を受け、審査状況・課題を明確化した。</li> <li>• 日本原燃再処理施設の設工認については、第1回申請の認可及び第2回申請に先立ち、令和4年12月21日に原子力規制委員会への報告を原子力規制庁から受け、審査の現状及び今後の予定を明確化した。</li> <li>• 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</li> <li>• 審査進捗状況表については、原子力規制委員会は、審査グループの各部門から共に報告を受け、自然ハザードに係る審査状況・課題について明確化に資した。なお、令和4年度第2四半期分の進捗報告から、許可基準規則解釈等の改正に伴う標準応答スペクトルの取り入れに係る審査案件についても、審査状況をとりまとめ、報告を受けた。</li> <li>• 令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月5日)の審議内容を踏まえ、論点等の明確化を図る、審査会合の開催頻度の改善など、審査の改善を進めている。</li> </ul>
イ	業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。</li> <li>• 試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新に向け、必要な作業を進めた。</li> <li>• 原子炉等規制法等に定められている手順のうち、当部門が所掌する全ての手順を対象に、標準業務プロセス、チェックシートの整備を行い、運用を開始した。</li> <li>• 審査の知見を水平展開する目的で、設工認審査官研修に代わり、審査実例を題材とした勉強会の実施、審査書確認会議、審査官力量向上研修を実施し、職員を積極的に参加させた。</li> <li>• ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。(再掲)</li> <li>• 建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月～3月にかけて実施できるように準備を進めている。</li> </ul>
ウ	バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第17回原子力規制委員会(令和4年6月15日)において、文書のイメージ案について報告され討議を行った。さらに、令和4年度第51回原子力規制委員会(11月16日)において、文書案について審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第55回原子力規制委員会(11月30日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。</li> </ul>
エ	原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高浜3・4号機及び川内1・2号機のPRAモデルの適切性確認結果を令和4年度第26回原子力規制委員会(令和4年7月27日)において報告を受けた。</li> <li>• 適切性確認で示された課題については、事業者適切に取り組むよう重ねて要請した結果、対応するとの回答を得た。</li> </ul>
オ	これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 常陽の審査は、原子力規制委員会発足後初めてのナトリウム冷却型高速炉の審査に対するグレーデッドアプローチの適用であり、グレーデッドアプローチの観点から、ナトリウム冷却型高速炉と軽水炉の比較は困難なものナトリウム冷却型高速炉という施設の特徴を考慮し、原子力規制委員会における審議を踏まえつつ、審査会合にてまとめ資料の確認を行った。</li> <li>• 大洗廃棄物管理施設については、新規制基準に適合した許可の一部(竜巻に対する設計方針)について、変更許可申請を受理し、審査の結果の案をとりまとめた。</li> <li>• 京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置(KUCA)及び原子力科学研究所放</li> </ul>

		<p>放射性廃棄物の廃棄施設の変更許可(承認)、大洗廃棄物管理施設、高温工学試験研究炉(HTR)、京都大学研究用原子炉(KUR)の設工認認可、並びに原子力科学研究所原子炉施設、原子力科学研究所廃棄物埋設施設及び日本原燃埋設施設の保安規定変更認可の処分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質使用施設において、該当施設 11 件及び非該当施設 12 件の(変更)許可、保安規定認可 11 件の処分を行った。</li> <li>原子力規制委員会です承された「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」(令和2年6月24日原子力規制委員会了承)及び「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」(令和2年9月30日原子力規制委員会了承)等の審査方針に基づき審査を実施してきた。</li> <li>特に、再処理施設に係る設工認に関しては原子力規制庁からの指摘の理解不足、対応すべき事項のずれや不足が生じ、審査に時間を要していた。これらの改善のため、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。担当者間のみならず、指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、審査プロセスの改善に努めた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。</li> <li>ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となった。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るための議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。</li> <li>このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。</li> </ul>
カ	<p>廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四国電力伊方発電所1号炉及び2号炉の海水ポンプの廃止に係る廃止措置変更認可等の処分を4件行った。</li> <li>新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画変更認可の処分を行った。</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画について、令和4年6月に変更認可申請を受け、もんじゅ廃止措置安全監視チームにて議論を進め、論点を整理し、令和5年2月に処分を行った。</li> <li>廃止措置段階の試験炉の原子力科学研究所及び東京大学、新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの保安規定変更認可の処分を行った。</li> <li>非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確実に進められることを確認し、6件を処分した。</li> <li>もんじゅ、ふげん、福島第二原子力発電所、東海発電所等、廃止措置段階にある施設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査をもって状況確認を行った。</li> <li>非該当使用施設の廃止措置の終了について、使用者の保安のために講ずべき措置等に係る活動を検査を通して確実に確認し、廃止措置終了確認証を4件交付した。</li> </ul>
キ	<p>東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年12月に申請された東海再処理施設の工程洗浄及び令和4年6月に申請された新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料搬出に係る廃止措置計画変更認可は、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、それぞれ令和4年5月、令和4年12月に処分を行った。</li> <li>東海再処理施設安全監視チーム会合を6回開催し、令和4年9月にガラス固化処理</li> </ul>

		<p>が運転停止されたことを受けて、その原因調査を含むガラス固化処理の処理状況の確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう適切に監視をした。引き続き廃止措置を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海再処理施設の検査において、施設固有のリスクを考慮しつつ廃止措置の状況確認を行った。</li> </ul>
ク	中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドを改正するとともに、ピット処分の審査経験を踏まえた浅地中処分の審査に関するガイドを新たに加え、「第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド」として一つにまとめ、同ガイドを令和4年度第5回原子力規制委員会(令和4年4月20日)において制定した。</li> </ul>
ケ	廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。	— <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備した。</li> </ul>
コ	特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。	S <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに原子力規制委員会で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができた。</li> <li>考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力規制委員会に知見のない火山に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山の専門家からの意見聴取会合を開催し、我が国における火山の発生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまとめを行った。</li> </ul>
サ	原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。	A (S) <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。</li> <li>柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。</li> <li>当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。</li> </ul> (S) <ul style="list-style-type: none"> <li>Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S 相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や核燃料施設審査部門と関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査部門と関係部署との連携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。</li> <li>引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得た知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。</li> <li>原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官会議において情報共有する機会を都度設けている。</li> <li>上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに事務所に配置される核物質防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。</li> </ul> (B) <ul style="list-style-type: none"> <li>3S に係る原子力規制庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側や保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。</li> <li>3S の干渉事例の収集について継続的に取り組み、審査や検査、核セキュリティ及び保障措置の実務の上で参考となる事例を整理した。</li> <li>3S について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・</li> </ul>

	<p>整理した。また事業者における3Sの連携を確実なものとするため、主な事業者28者と面談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 3S が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を進めた。Garoon のスペースを整備し、事業者から申請等が提出された際の概要及び事業者が実施した3S の影響に係る確認結果や3S の干渉事例等を庁内関係者間で共有できる運用を開始した。</li></ul>
--	--

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価			(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	定性指標	定量指標
			(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善	A (S評価:1、A評価:9)	A評価:3
			(3)改正原子炉等規制法の着実な施行	A (S評価:2、A評価:15、B評価:2)	—
			(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	A (A評価:4)	—
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施					
エ	S	電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するよう、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規規制基準適合性に係る審査の進め方(令和4年9月7日原子力委員会了承)」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実に進めた。これらのことからS評価とした。			
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善					
①イ	S	国内外で発生する自然事象に関する情報収集・分析において、従来を上回る数のスクリーニング状況を技術情報検討会に報告したことに加えて、津波に係る研究により得られた新知見を「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映したことは、施策目標を大きく超過した成果といえる。			
③イ	B	中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価については、会合開催に向けた準備を進めていたが、日本原子力学会の資料準備ができず会合の開催に事案を要したため、結果の取りまとめに至らなかった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」における議論を取りまとめ、技術評価書の策定及び審査基準の制定を行う。</li> </ul>	
③ク	S	令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)において、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年度第56回原子力規制委員会(令和4年12月7日)において、上記考え方を踏まえた設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施するとともに、第3回事業者意見聴取会(令和4年12月27日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の確認等を行った。		<ul style="list-style-type: none"> <li>水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方を踏まえ、事業者等のアクションプランに基づく水素防護対策の取組を継続的に確認していく。</li> </ul>	
③ケ	B	水素防護以外の知見の規制への反映に関しては、原子力規制委員会の指示に基づき水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したことから、特段の進捗がなかった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して進めつつ、水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、規制上の対応を検討する。</li> </ul>	
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応					
ウ	S	令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第17回原子力規制委員会(令和4年6月15日)において、文書のイメージ案について、が報告され、委員間で討議を行った。さらに、令和4年度第51回原子力規制委員会(令和4年11月16日)において、文書案について、が示され、審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第55回原子力規制委員会(令和4年11月30日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。以上のことからS評価とした。			
コ	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに委員会で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができた。</li> <li>考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力規制委員会に知見のない火山</li> </ul>			

		に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山の専門家からの意見聴取会を開催し、我が国における火山の発生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまとめを行った。以上のことから S 評価とした。	
新規	—	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用することを新たに中期目標に掲げた。	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。また、新制度等について住民への分かりやすい説明に努める。
新規	—	開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討することを新たに中期目標に掲げた。	事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和 4 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会(令和 5 年 3 月 8 日)) 令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	



令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	(1)核セキュリティ対策の推進 ・改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 ・放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 ・国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 (2)保障措置の着実な実施 ・日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。 ・我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化 ・安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する場合があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,769	4,484	4,334	4,415	4,953
	補正予算(b)	▲2	▲3	0	1,354	126
	繰越し等(c)	280	0	0	▲1,330	1,203
	合計(a+b+c)	4,048	4,481	4,334	4,169	6,282
	執行額(百万円)	3,978	4,417	4,212	4,049	6,043

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1) 核セキュリティ対策の推進	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) 〈アウトカム指標〉	—	—	0件	0件	0件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A
		0件	0件	0件	0件	0件		

施策名	(1)核セキュリティ対策の推進		評価
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)		A
年度業務計画 (Plan)	I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<p>・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)</p> <p>・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果的な連携を実施していく。(III)</p> <p>・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)</p> <p>・核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。(II)</p> <p>・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)</p> <p>・核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。(II)</p>			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
<p>ア 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施したか。</p>	A	<p>(原子力規制検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査については、規制事務所の検査官と緊密に連携を図り、概ね検査計画に沿って、令和5年3月末時点で126件(物理的防護:110件、サイバーセキュリティ:16件)実施した。検査結果については、令和3年度第4四半期において2件の検査指摘事項があった旨、第11回原子力規制委員会(令和4年5月18日)にて報告を受けた。令和4年度第1四半期の結果については、第30回原子力規制委員会(令和4年8月17日開催)にて報告を受けた。令和4年度第2四半期の結果については、第54回原子力規制委員会(令和4年11月22日開催)にて報告を受けた。令和4年度第3四半期の結果については、第76回原子力規制委員会(令和5年2月24日開催)にて報告を受けた。</li> <li>令和4年度第1四半期の検査のうち、中国電力島根原子力発電所に対する原子力規制検査において、出入管理に関する指摘をした(重要度:緑、深刻度:IV)。第2四半期には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東北電力女川原子力発電所に対して出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東京電力福島第二原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して立入承認に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。第3四半期には、日本原子力発電敦賀発電所に対して立入承認及び出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃濃縮・埋設事業所に対して核物質防護情報の管理に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して物理的防護に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。</li> <li>令和4年4月に採用し、約2ヶ月半の研修を経て各原子力規制事務所に新たに配属された10名の核物質防護対策官は、平素から日常巡視等を行い、現場監視を進めているほか、当該活動で確認された現場の状況等が適切に本庁に共有され、かかる情報が本庁によるチーム検査に活かされた。また、9月20日・21日、12月19日・20日及び3月6日・7日には、現地核物質防護対策官を含めた核物質防護対策官会議を開催し、現地での巡視状況等について情報交換を行った。</li> </ul> <p>(核物質防護規定の審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定等の変更認可申請について、令和4年度第1四半期に19件、第2四半期に13件、第3四半期に14件、第4四半期に25件認可した。</li> <li>原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る核物質防護規定の変更認可申請の審査を適切かつ厳格に進めるため、組織的に審査を進められるよう核セキュリティ部門の班内の体制構築を行い、認可済のものが6件、治安機関への意見照会中のものが4件、審査中のもの11件であり、着実に審査を進めた。原子力施設の情報セキュリティ対策に係る審査基準(令和5年10月施行)の改正等を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請実績について、審査で確認すべき内容の整理や運用を、面談等を通じて事業者に事実関係や準備状況を聴取しながら審査に向けて検討を進めた。また、当該申請について、経過措置の期限となる令和5年4月1日までに対象となる全18事業所から申請がなされた。</li> </ul>	
<p>イ 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。</p>	A	<p>・これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年10月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。</p>	
<p>ウ 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。</p>	A	<p>・原子力規制事務所に常駐する検査官から共有された事業所における核物質防護措置に係る情報を、検査気付き事項の把握・確認に活かした。</p>	
<p>エ 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護措置に関する事業者からの届出・報告について適切に処理を行った。</li> <li>事業者に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。</li> </ul>	

オ	放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。	A	・定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。
カ	核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。	A	・国がどのように核物質の計量及び管理システム(NMAC(Nuclear Material Accounting and Control)システム)を実施すべきかについて述べたIAEA核セキュリティ・シリーズ文書(NSS25-G)及びIPPAS:NMACモジュールについての整理を行った。 上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。
キ	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。	B	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年10月施行)を踏まえ、必要なガイド等を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイドの作成には至らなかった。
ク	核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。	A	・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に資するための調査結果を令和4年6月8日の原子力規制委員会にて報告を受けるとともに、事業者との情報共有や現場の実態把握を進め、令和4年7月27日の原子力規制委員会で対応状況を中間的に報告を受けた。その後、現場実態の全容把握を進めその実態をふまえた事業者の対応方針も示されたことから、令和5年2月24日の原子力規制委員会で原子力規制庁の対応方針の報告を受けた。 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方について、事業者の改善計画の進捗状況について確認を進めていく。

施策名	(2)保障措置の着実な実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)</li> <li>原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)</li> <li>我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA 保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和4年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。</li> </ul>
		(S)	<p>&lt;パンデミックでの継続的な査察活動&gt;</p> <p>コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラスターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定であった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつつ、継続してIAEAによる保障措置活動に対応した。</p>
イ	指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定機関である核物質管理センターに対して、六ヶ所保障措置分析所(OSL)の品質マネジメントシステムの構築及び運用状況に関する立入検査を実施し、化学分析に係る課題の発見から改善に係る取り組みが行われていることを確認するとともに、引き続き製品及びサービスの設計・開発のプロセスの品質マニュアルへの反映等の状況を確認していくこととした。</li> </ul>
ウ	我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム(令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)(令和4年12月)等に参加し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。</li> </ul>

施策名	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)</li> <li>原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になされるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)</li> <li>核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況

ア	<p>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。</p> <p>【原子力安全の達成状況の評価:A】</p> <p>【保障措置の達成状況の評価:A】</p> <p>【核セキュリティの達成状況の評価:A】</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全側の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。</li> <li>柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。</li> <li>当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。</li> </ul> <p>(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や核燃料施設審査部門と関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査と関係部署との連携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。</li> <li>引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得た知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。</li> <li>原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官会議において情報共有する機会を都度設けている。</li> <li>上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに原子力規制事務所に配置される核物質防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。</li> </ul> <p>(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3S に係る庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側及び保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。</li> <li>3S の干渉事例の収集について継続的に取り組み、審査や検査、核セキュリティ及び保障措置の実務の上で参考となる事例を整理した。</li> <li>3S について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・整理した。また事業者における3S の連携を確実なものとするため、主な事業者 28 者と面談を実施した。</li> <li>3S が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課と調整を進めた。Garoon のスペースを整備し、事業者から申請等が提出された際の概要及び事業者が実施した3S の影響に係る確認結果や3S の干渉事例等を庁内関係者間で共有できる運用を開始した。</li> <li>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る措置の調和に係る情報共有の仕組みに従って、他の措置に影響しうる保障措置上の問題点を関係者に共有した。具体的には、特重施設の補完的なアクセス実施方法及び申告方法に係る IAEA との協議に関して、保障措置室は、原子力規制部及び核セキュリティ部門と情報共有をしながらその方法を検討し、IAEA との協議結果をそれぞれに共有した。</li> <li>3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行った。</li> <li>核物質防護規定の変更認可申請に伴う原子力安全及び保障措置への影響評価を行い、関係課に確認した。</li> <li>保障措置室から提供された柏崎刈羽原子力発電所における IAEA 査察情報を、柏崎刈羽原子力規制事務所及び柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームに共有することにより、燃料移動に関する情報も、適切に把握した。</li> <li>令和4年3月の審査基準の改正に関する事業者面談に、実用炉審査部門等と連携し、原子力安全の立場から発言してもらうなど3S の調和のための取組を実施した。</li> </ul>
イ	核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をより深めることができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li> </ul>
ウ	核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核セキュリティ部門として、緊急事案対策室と連携し、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」に参画するなど、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して検討を進めた。令和4年11月30日に開催した同意見交換では、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練の課題について議論した。</li> </ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価	(1)核セキュリティ対策の推進		定性指標 A (A 評価:7、B 評価:1)	定量指標 A 評価:1
	(2)保障措置の着実な実施		A (A 評価:3)	—
	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化		A (A 評価:3)	—
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)核セキュリティ対策の推進				
キ	B	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年10月施行)を踏まえ、必要なガイド等を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイドの作成には至らなかった。	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。	
(2)保障措置の着実な実施				
ア	(S)	コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラスターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定であった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつつ、継続してIAEAによる保障措置活動に対応した。		
(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化				
(3) ア	S	・当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。 ・部門内全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、関係部署との連携の際には、当部門(実用炉審査部門)が中心となって実務に当たった。		
(3) ア	B	・3Sに係る庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側、保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。 ・3Sが更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を進めたが、具体的な改善策の特定まで至らなかった。	・3Sが更に意味のある仕組みとして機能するよう、引き続き、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を続ける。	

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。</li> </ul> <p>(2) 事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。</li> <li>関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。</li> </ul> <p>(3) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	6,840	7,153	7,050	7,251	7,259
	補正予算(b)	0	129	672	662	493
	繰越し等(c)	437	▲183	▲384	85	▲0.2
	合計(a+b+c)	7,277	7,099	7,339	7,998	7,752
	執行額(百万円)	6,570	6,461	6,338	7,226	6,886

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(2) 事故の分析	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	—	—	5回	5回	6回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	3回	8回	9回	8回		
(2) 事故の分析	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	—	3回	6回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	—	12回	10回		

<p>施策名</p>	<p>(1)廃炉に向けた取組の監視</p>		<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第4章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)</p>		<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>			
<p>・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)</p> <p>・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)</p> <p>・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)</p>				
<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>		
<p>ア 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。</p> <p>特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、特定原子力施設監視・評価検討会を予定どおり8回開催し、中期的リスクの低減目標マップに示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンライン会議システムを活用した。また、検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を開始した。</li> <li>令和4年度内の主要な目標については、ALPS スラリー安定化処理設備設置工事開始、タンク内未処理水処理手法決定、1号機格納容器内部調査など16項目について、特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。</li> <li>中期的リスクの低減目標マップについて、固形状の放射性物質に関する事項について目標から遅れている事項が多く、今後の廃炉を安全かつ着実に進める上で障害となりかねないことから、固形状の放射性物質を、より優先的な目標と位置付けて中期的リスクの低減目標マップを改定した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置を踏まえ、特定原子力施設監視・評価検討会においては、より一層、中期的リスクの低減目標マップの主要な目標の進捗状況に注力して監視・指導を行っていく。特に固形状の放射性物質に関する取組については、目標から遅れているものが多い現状を鑑み、今後、東京電力が優先的に取り組むべき事項として監視・指導を行っていく。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所における分析体制の確保に向けた国側の見解について聴取する。</li> </ul>		
<p>イ 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。</p>	<p>A</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の変更認可申請について、13件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和4年4月1日時点での審査中件数は14件、9件新規で申請を受理し、13件認可、1件取下したため、令和5年3月31日時点の審査中件数は9件)。</li> </ul> <p>(S) 【ALPS 処理水の海洋放出に関する審査・レビュー対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請については、審査書案を取りまとめた後、パブリックコメントを経て7月に認可した。当該変更認可申請については、管理職も含め、審査担当全員で集中的に取り組む、迅速な審査を行った。</li> <li>令和4年11月に受理したALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請については、計5回の公開会合の場で審査を行った後、令和5年2月に審査書案を取りまとめ、パブリックコメントの募集を行った。</li> <li>令和5年1月に第2回目のALPS 処理水の海洋放出に関するIAEA 規制レビューを受け、実施計画変更認可申請の審査・確認及び実施計画検査のプロセスと内容について、原子力規制委員会における取組を説明した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請については、パブリックコメントの内容も踏まえて審査書を決定し、認可処分の可否を判断する。また、認可した実施計画の遵守状況については、保安検査において確認していく。</li> <li>審査が長期化している案件について、長期化の要因を特定した上で、新たに設置される実施計画の審査等の技術的な課題を議論する場を活用し、より柔軟な規制を実施することで審査を進める。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施するために、部門内及び他部署との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有</li> </ul>		

		<p>効活用を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に実施計画の審査のための事業者との面談や審査等を担当する課室の打合せに検査担当部門も参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映することにより業務の円滑化を図り、検査に当たっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認するとともに、要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。</li> <li>令和4年7月22日に認可したALPS処理水に係る実施計画について、検査担当部門においても審査会合の視聴及び審査面談への参画により、情報収集を図った。また、ALPS処理水の取扱いに関する工事について、令和4年11月18日に使用前検査申請書2件を受理。検査項目や検査計画を検討の上、使用前検査要領書を制定し、令和5年1月16日より要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。このうち、測定・確認用設備に関する使用前検査については、令和5年3月15日に終了証を交付した。新型コロナウイルス感染症対応として、事業者との検査工程の調整を密に行うことにより、全国的な感染症の蔓延状況においても、検査等業務に概ね支障はなかった。</li> <li>令和5年3月末時点で、検査における気づき事項は確認されなかった。</li> <li>使用前検査及び溶接検査の終了証交付については、検査終了後、効率的な事務運営を図ることにより、標準処理期間内に処理を行った。</li> <li>検査に係る面談録並びに検査申請受付及び検査結果は、速やかにHPIに公開した。</li> <li>検査官が計画した教育訓練・研修は、検査計画を調整するなどして受講することができた。</li> <li>令和5年度の施設定期検査の方針に、バウンダリ機能の劣化に着目した検査を取り入れる旨、令和4年7月25日及び令和5年2月20日の特定原子力施設監視・評価検討会で検討し、第82回原子力規制委員会(令和5年3月15日)で了承した。</li> </ul>
ウ	実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査を要しない記載変更等については、その処理を合理化する運用を既に開始している。</li> <li>合理的な審査に向けて、撤去工事に係る申請の要否及び放射性物質を内包する容器等を取り扱う際の落下防止措置等の審査方針について整理し、文書化した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の記載事項の見直しについては、審査において確認すべき点と併せて、順次「措置を講ずべき事項」に基づいて整理しているところ。引き続き、特定原子力施設の実施計画の審査に係る技術会合等を通じて検討を行う。</li> </ul>

施策名	(2)事故の分析	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<p>・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)</p> <p>・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を8回実施し、1号機原子炉格納容器の内部調査におけるペDESTALの損傷等の検討を行うとともに、現地調査の実施状況等を踏まえた今後の検討の方向性等に関する議論を行った。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所等にて21回現地調査を実施し、ガンマカメラによる測定等を実施した。</li> <li>令和3年4月から令和4年12月までの現地調査・分析で得られた内容を中間取りまとめ案として取りまとめ、パブリックコメントを実施した。令和4年度第83回原子力規制委員会における今後の事故調査・分析の進め方に関する委員間討議を踏まえ、パブリックコメントに対する考え方を整理した上で取りまとめた中間取りまとめ及び今後の事故調査・分析の進め方について、令和4年度第84回原子力規制委員会です承した。</li> </ul>
イ	積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月の中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に10回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</li> </ul>
ウ	JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めて</li> </ul>



	ス化の取り組みを進めることができたか。		いるN-ADRES 更改(第2次公開情報管理システム「次期N-ADRES」の開発)作業に協力し、データベース化を行うデータの種類や量、年度毎の追加データの情報などシステムの仕様の検討に必要な情報について、広報室等と共有した。
エ	連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。</li> </ul>

施策名	(3)放射線モニタリングの実施		評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)		価	
年度業務計画 (Plan)	I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果については随時公表し、解析・評価を行い、「環境モニタリング結果の解析について」として第3四半期分までホームページに公表した。</li> </ul>	
イ	福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県を中心に整備したモニタリングポストについて、全台点検・校正を完了し、故障等が発生したモニタリングポストについて、修理等迅速な対応を実施した。</li> <li>モニタリングポストの全面更新及び通信方式の変更(FOMA→LTE)を計画的に実施中。</li> </ul>	

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価	(1) 廃炉に向けた取組の監視		定性指標	定量指標
	(2) 事故の分析		A (S評価:1、A評価:3)	A評価:2
	(3) 放射線モニタリングの実施		A (A評価:2)	
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1) 廃炉に向けた取組の監視				
イ	(S)	ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請について集中的に取り組み、迅速な審査を行った。また、計5回の公開会合で審査を行い、審査書案を取りまとめるとともに、IAEA 規制レビューを受け、原子力規制委員会における取組を説明した。		
(2) 事故の分析				
ア	S	未解明である事項の検討を進めるに当たり、何度も現地調査を行って着実に現場情報やデータを積み重ねるとともに、多様な外部有識者との意見交換を実施し、取得したデータの解析等を丁寧に行った結果、令和3年から令和4年までの調査・分析内容を取りまとめることができた。		
(3) 放射線モニタリングの実施				

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、国際放射線防護委員会(ICRP)等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。</li> <li>岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。</li> </ul> <p>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照)</li> <li>国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。</li> </ul> <p>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。</li> </ul> <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。</li> <li>原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。</li> <li>原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。</li> </ul> <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。</li> <li>緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(百万円)	予算の当初予算(a)	15,846	15,808	15,695	16,832	16,017
	状況補正予算(b)	4,608	3,527	5,015	3,436	4,436
	繰越し等(c)	▲2,259	▲945	694	1,161	▲850
	合計(a+b+c)	18,195	18,391	21,404	21,429	19,603
	執行額(百万円)	16,595	16,950	19,999	18,840	17,600

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上)			5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
				8%	5%	5%		
	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認)	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和4年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A

(5) 放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表)	365 日分	365 日分	365 日分	365 日分	365 日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
		365 日分	366 日分	365 日分	365 日分	365 日分		

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(1) 放射線防護対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)</li> <li>放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	A	放射線審議会総会を開催し、調査審議の取りまとめに貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。
イ	岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。	A	岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方については、放射線審議会総会において、今後の議論すべき事項及びスケジュール案を提示し審議に資するとともに、国際動向、諸外国の防護体系及び国内の知見の収集を行い、放射線審議会に報告した。また、現時点で放射能濃度等のデータ集積が十分でないと考えられるレアアース・レアメタル等の物質に関する調査を目的とした委託事業を締結し、追加の濃度調査及び線量調査を取りまとめ、放射線審議会へ報告するとともに議論の方向性に係る事項(追加的な調査の必要性等)について審議されるよう調整した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (年次報告第5章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善			
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)</li> <li>審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、RIに関する規制体系とその運用を継続的に改善する。(I)</li> <li>IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署との間で文書化を行った上で、各々の規制現場における気付き事項等の共有を令和4年度から開始する。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	A	審査を要する許認可等申請について、管理表を用いて審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行う等により、審査を適切に実施した。
イ	ガイド整備を着実に進めたか。	A	令和4年10月末に審査及び立入検査の際の確認の視点等をとりまとめたガイド案等について、令和4年度第48回原子力規制委員会(令和4年11月2日)に諮り、意見公募を実施した。意見公募の結果を踏まえ、令和5年3月29日に「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を策定した。
ウ	IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の輸送に関する容器承認書の記載内容関連付け、容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れを記載したガイダンスについて、令和4年6月21日に策定した他、上記のとおり、ガイドの策定に向けた検討を進めた。</li> <li>厚生労働省との連携については、規制現場における気付き事項等の共有等を定期的に行った。また、令和4年10月16日に発生したウィズソルにおける計画外被ばくについては、随時厚生労働省に情報共有し、立入検査の同行を打診するなど、所要の連携を実施した。</li> <li>令和5年3月29日に「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を策定することにより、IRRSフォローアップミッションの指摘等については全ての対応を完了した。</li> </ul>

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (年次報告第5章第3節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)</li> <li>原子力災害時の防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行う。(I)</li> <li>原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。(III)</li> <li>「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。(II)</li> </ul>			

<p>・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)</p> <p>・令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合を立ち上げ、同会合での議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)</p>		
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。	A	・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行い、今後の課題を整理した。
イ 防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。	A	・防災業務関係者の放射線防護対策の充実等について検討を行い、第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)において、原子力災害対策指針を一部改正した。
ウ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。	A	・令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原子力防災担当との連名で甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル制定案を作成した。その後、当初予定よりも丁寧なプロセスを踏む観点から、内閣府原子力防災担当とともに道府県への説明会及び意見照会を実施した上で、第67回原子力規制委員会(令和5年2月15日)において同制定案に対する意見公募の実施について了承した。今後意見公募の結果を踏まえ、早急に策定する見込み。
エ 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。	A	・令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原子力防災担当との連名でマニュアル制定案を作成し、意見公募等の実施を経て、第41回原子力規制委員会(令和4年9月28日)において、同マニュアルの制定を了承した。
オ モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。	A	・令和4年6月に放射能測定法シリーズ No36 大気中放射性物質測定法を新規に策定した。 ・「緊急時における放射性ヨウ素測定法」及び「トリチウム分析法」については、改訂案を作成のうえ環境放射線モニタリング技術検討チームにおいて検討を行った。
カ EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。	A	・令和4年度第14回原子力規制委員会(令和4年6月1日)において報告を受けたBWRの特定重大事故等対処施設を踏まえたEALの見直しの進め方に従い、令和4年6月21日、11月14日、令和5年2月6日及び3月20日に第8回、第9回、第10回及び第11回EAL会合を開催し、BWRのEALの見直しの今後の進め方及びEALの改正案について議論した。
キ EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。	A	・EAL 会合での検討結果を踏まえて、原子力災害対策指針及び関連規則の改正の方針案を作成した。

施策名	(4) 危機管理体制の整備・運用	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(年次報告第5章第4節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。(I)
- ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(I)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。	A	・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請を実施し、同システムの要件定義の策定が完了した。令和5年度からのシステム更改に向けた準備を着実に進めた。
イ 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。	A	・緊急時対策支援システムの維持・管理業務を適切に実施した。 ・システムの機能改良業務を遅滞なく実施した。 ・令和6年度のシステム更改に向けての準備として、企画策定業務を実施した。

ウ	緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイト担当部局における緊急時対応技術マニュアル策定業務の派生により、オフサイトにおける課題の検討のための、原子力規制委員会委員、幹部、庁内外関係者のニーズや懸念事項を把握するための一連の会合及び関連する意思決定訓練に参画し、検討に寄与した。</li> </ul>
エ	放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、正常稼働状態を維持するため、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、必要に応じてシステム設定変更等を実施した。また、利便性向上や改修すべき機能について整理を行い、改修を実施した。</li> </ul>
オ	緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に示した。</li> </ul>
カ	各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。</li> </ul>
キ	緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で上期において人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。</li> </ul>
ク	オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練として、事業者防災訓練との連携訓練を年度当初から企画検討を行い、令和5年2月に柏崎刈羽原子力発電所及び玄海原子力発電所で実施した。また、本府活用の実効性確認のための官邸での図上訓練を令和4年6月に実施し、原子力災害発生時の対応状況を確認した。さらに、令和4年5月及び7月に初動対応訓練や8月、9月、10月及び11月に総合防災訓練(プレプレ訓練及びプレ訓練含む)を通じて連携の確認を行った。</li> <li>その他、原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を6月、10月及び令和5年3月に実施し、オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化を図った。</li> </ul>
ケ	あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を令和4年度当初から企画検討を行い、令和4年6月、10月及び令和5年2月に実施した。11月に総合防災訓練を行い、オフサイト系の対応の意思決定能力を醸成するとともに、当該訓練実施により抽出した課題に対して、ERCオフサイト機能班及び各要員に対して図上訓練を令和5年1月に実施し、能力向上を行った。また、令和5年2月の事業者防災連携訓練への参加によりオフサイトに係る対応能力向上を確認した。</li> </ul>
コ	緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練で抽出された課題について検討を行ったか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年2月に実施した令和3年度原子力総合防災訓練及び令和4年3月16日の福島県沖地震による警戒事態対応で得られた教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マニュアルを改正した(令和4年9月2日に施行)ほか、原子力災害対策マニュアルとの整合を図るために、原子力災害対策初動対応マニュアルを改正し(令和4年12月16日施行)、特に、内閣府本府活用の本格化に伴う記載を適正化した。また、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルについては、令和5年3月24日に改正した。</li> <li>原子力規制委員会業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、ERCにおいて非常時優先業務の継続が困難な場合のERCの代替拠点候補の一つである川崎オフサイトセンター及びERC機能の一時的代替を想定する敦賀オフサイトセンターにおいて、機器の立ち上げ等に係るマニュアルの作成や訓練等を行い、緊急時対応能力の向上を図った。</li> <li>また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練及び令和3年12月の机上訓練の結果を踏まえて、事業所外運搬時の事故等発生時における初動対応マニュアルを令和4年4月25日に改正した。また、6月に実施した緊急時対応訓練の訓練結果を踏まえ、関係省庁と連携する等更なる検討を進めている。</li> <li>さらに、令和3年度にPWR版を先行して整備した緊急時対応技術マニュアル(NRA版RTM-96)については、引き続きBWR版の整備を進め、事業者防災訓練で適用を確認する。また、PWR版については令和4年度実施された総合防災訓練で試行的に活用した。</li> </ul>
サ	原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和年度の全39事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果の取りまとめを実施した。</li> <li>原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換会合(以下「訓練等のあり方意見交換会合」という。)を令和4年4月8日及び同年7月7日に行い、同会合で示された課題に対して今後の検討方針を事業者と議論し、合意を得た。</li> <li>上記の事業者防災訓練の評価結果及び、訓練のあり方等に係る今後の検討方針について、令和4年7月21日に開催した第14回原子力事業者防災訓練報告会において報告した。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>第14回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和4年度第28回原子力規制委員会(令和4年8月17日)へ報告し、報告した方針に基づいて、訓練のあり方及び規制の関与を見直すための試行案を検討し、同年10月20日に行った訓練等のあり方意見交換会合において具体的な試行の計画について議論し、合意を得た。</li> <li>また、令和5年1月24日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、実発災を想定した広範囲な支援組織との連携といった緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案を示し、今後実施される試行において評価を行い、指標案の検証をすることとした。</li> <li>令和4年度は島根原子力発電所、伊方発電所、泊発電所、志賀原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所、東海第二発電所及び玄海原子力発電所で実施した原子力事業者防災訓練において、実発災を想定した広範囲な支援組織との連携等の試行を実施した。</li> <li>さらに、令和4年11月30日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練の課題について議論し、規制側と事業者側それぞれに課題があることが共有され、互いに検討することとなった。</li> <li>令和5年3月17日の訓練等のあり方意見交換会合において、各課題の検討状況、試行の実施状況及び原子力施設安全と核物質防護が連携した訓練における課題と対処方針について報告し、意見交換を行った。</li> </ul>	
シ	原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策中央連絡会議については、令和4年9月30日及び令和5年3月16日に開催し、原子力事業者における関係機関との連携した訓練の実施状況等について関係省庁と情報共有を図った。</li> </ul>
ス	各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹高度被ばく医療支援センターと高度被ばく医療支援センター間の連携を促すため、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、QST主催による高度被ばく医療支援センター連携会議(令和4年6月24日、9月29日、12月23日、令和5年3月22日開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。</li> <li>原子力災害医療体制の充実化に向け検討を実施し、第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)で、福井大学を高度被ばく医療支援センターに指定することを決定した。</li> </ul>

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (年次報告第5章第5節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(5)放射線モニタリングの実施			
<ul style="list-style-type: none"> <li>47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)</li> <li>緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所等に配備すべき資機材について、適切に配置を見直すとともに資機材の更新を実施した。また、故障等が発生した資機材については、修理等を迅速に行った。</li> </ul>
イ	原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体職員に対し、緊急時モニタリング要員育成、EMC訓練、環境放射能分析研修等を開催し、研修・訓練を行った。</li> </ul>



## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価		(1) 放射線防護対策の推進	定性指標 A (A 評価:2)	定量指標 —
		(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A (A 評価:3)	—
		(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	A (A 評価:7)	—
		(4) 危機管理体制の整備・運用	A (S評価:1、A 評価:12)	A 評価:2
		(5) 放射線モニタリングの実施	A (A 評価:2)	A 評価:1
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善				
新規	—	・医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討することを新たに中期目標に掲げた。	・医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。	
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善				
新規	—	・発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討することを新たに中期目標に掲げた。	・令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合での議論を通じてEALの見直し案を策定する。 ・また、重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、EAL会合での議論を開始する。	
(4) 危機管理体制の整備・運用				
コ	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策マニュアルの改正にあたっては、内閣府本府の活用を定めるために、内閣府及び官邸機能班と緊密に調整しつつ検討し、とりまとめることができた。</li> <li>事業所外運搬時の事故発生時における初動対応マニュアルの改正にあたっては、事故等発生時や原災法10条以降の進展に備えた強化体制の構築、リエゾンの派遣等の現場確認・現場への対処、内閣府及び官邸への情報共有等といった訓練を通じて課題として提示された事項を新たに本マニュアルに取り入れるために検討を進め、本マニュアルを全面改正した上で本事項を取り入れることができた。また、全面改正されたマニュアルに基づき訓練を実施してその実効性を確認する等を行った。</li> <li>また、原子力規制委員長の退任に伴う危機管理宿舎の退去に係る各種調整及び手続並びに次期原子力規制委員の緊急参集体制確立のための宿舎への入居に係る原子力規制庁関係部署、内閣官房及び財務局財務事務所との調整を綿密に実施し、原子力規制委員会の緊急時対応体制の基盤を維持した。</li> <li>・以上のとおり、当初より想定を大きく上回る成果を得られた。</li> </ul>		

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価

### 規制の事後評価

- (1) 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第三段階施行分（平成 30 年 4 月 1 日施行））

### 規制の事前評価

- (2) 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
規制の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門 電話番号:03-5114-2155
評価実施時期	令和5年8月(予定)
事前評価時の想定と比較	課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。
(遵守費用)	放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。 事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。
(行政費用)	廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来から発生する炉規法上での監視等の手続きに含まれるものであると想定されるため、行政費用の増加は少ないものと考えられる。事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	<p>廃棄物の特例措置(放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。)について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。</p> <p>事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。</p> <p>放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。</p> <p>以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。</p>
備考	

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

規制の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

評価実施時期：令和5年8月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（本法改正が為されなかった場合の仮想状態）に変更はない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

廃棄物の特例措置（放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。）については、現時点では改正後の適用例はないが、放射性同位元素等の廃棄を原子炉等規制法の規制により一元的に規制することで合理的な廃棄とその安全確保が可能となる当該措置の必要性は引き続き認められる。事故等発生時の原子力規制委員会への報告の義務化されたことで、放射性同位元素等の盗取、所在不明等の事故について改正後 11 件が報告されており、原子力規制委員会が状況を把握し適切な対応を講じる必要が引き続き認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目を最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れて機動的に見直しをすることができるよう原子力規制委員会規則に委任したことにより、平成30年4月に定期講習、平成31年4月に試験及び資格講習について事故対応に係る課目を追加する等課目の見直しを行っており、当該措置の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。

事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来から発生する炉規制法上での監視等の手続きに含まれるものであると想定されるため、行政費用の増加は少ないものと考えられる。

事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。  
試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置に関しては、改正後の適用例がないため、現在は把握された効果はないが廃棄を一元的に行うことができるようになることから将来的に大きな便益が期待される。  
事故等発生時の原子力規制委員会等への報告の義務化について、盗取、所在不明等の事故発生時における事業者からの報告によって、委員会が事故の状況を把握し、事故に対する処置を適切に講じることができるようになった。  
試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、試験、資格講習及び定期講習に最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れることができた。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

廃棄物の特例措置について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。

事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。

以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一 電話番号 03-5114-2114
評価実施時期	平成 29 年 2 月 1 日
規制の目的、内容及び 必要性	<p><b>【目的】</b></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。</p> <p>これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service：IRRS）報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。</p> <p>このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p><u>＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞</u></p> <p>原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。</p> <p>その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。</p> <p><u>＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞</u></p>



危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

【必要性】

＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

関連条項（※条番号は改正後の条番号）

	<p><u>1条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第55条の4、第55条の5、第56条の3、第56条の4、第61条、第61条の5の2、第61条の5の3、第62条の2の2 等</p> <p><u>2条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第12条の5の2、第22条の7の3、第43条の3の33、第43条の26の4、第50条の4の3、第51条の2、第51条の24の2、第51条の24の3、第51条の27、第51条の28、第51条の29、第51条の30、第57条の4 等</p> <p><u>3条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第4条、第12条、第14条、第16条の3、第16条の5、第22条、第24条、第28条、第29条、第37条、第43条の3の6、第43条の3の11、第43条の3の16、第43条の3の24、第43条の5、第43条の9、第43条の11、第43条の20、第44条の2、第46条、第46条の2の2、第50条、第51条の3、第51条の8、第51条の10、第51条の18、第53条、第55条の2、第57条、第61条の2の2、第78条 等</p> <p><u>4条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等</p> <p><u>5条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
遵守費用	<p>&lt;原子炉等規制法関係&gt; 従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している</p>	<p>&lt;原子炉等規制法関係&gt; 基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が</p>

	<p>状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>事業者に防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。</p>	<p>生じるので、不適當である。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の各種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政費用	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u></p> <p>従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。</p> <p>具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、</p>	

	<p>放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。</p> <p>その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。</p>	
その他の社会的費用	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
遵守便益	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u></p> <p>国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評定し、評定結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高</p>	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u>（再掲）</p> <p>全ての検査を国が実施する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取り組みが図られない行政便益や、IRRS の指摘に対応することにならず、国際的な信頼性が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不適當である。</p>

	<p>める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。</p> <p>その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u></p> <p>事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。</p>	<p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u>（再掲）</p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政便益	<p><u>＜原子炉等規制法関係＞</u></p> <p>細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評定することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。</p> <p>加えて、事業者の取組を総合的に評定するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。</p>	

	<p>その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。</p> <p>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</p> <p>事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生リスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。</p>	
その他の社会的 便益	<p>平成 28 年 4 月に公表された IAEA による IRRS 報告書の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。</p>	
レビューを行う時期又 は条件	<p>附則に基づき、この法律の施行 5 年後を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。</p>	

# 規制に係る事前評価書

政策の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

担当 部 局：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一  
電話番号：03-5114-2114 e-mail：seido-kaisei@nsr.go.jp

評価実施時期：平成 29 年 2 月 1 日

## 1. 規制の目的、内容及び必要性

### (1) 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。

これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service：IRRS）報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。

このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。

### (2) 内容及び必要性

#### ①規制の内容

＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞

原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。

その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。

＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞

危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

## ②規制の必要性

### ＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

### ＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

## ③関連条項（※条番号は改正後の条番号）

### 1 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 5 5 条の 4、第 5 5 条の 5、第 5 6 条の 3、第 5 6 条の 4、第 6 1 条、第 6 1 条の 5 の 2、第 6 1 条の 5 の 3、第 6 2 条の 2 の 2 等

### 2 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 1 2 条の 5 の 2、第 2 2 条の 7 の 3、第 4 3 条の 3 の 3 3、第 4 3 条の 2 6 の 4、第 5 0 条の 4 の 3、第 5 1 条の 2、第 5 1 条の 2 4 の 2、第 5 1 条の 2 4 の 3、第 5 1 条の 2 7、第 5 1 条の 2 8、第 5 1 条の 2 9、第 5 1 条の 3 0、第 5 7 条の 4 等

### 3 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 4 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 6 条の 3、第 1 6 条の 5、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 7 条、第 4 3 条の 3 の 6、第 4 3 条の 3 の 1 1、第 4 3 条の 3 の 1 6、第 4 3 条の 3 の 2 4、第 4 3 条の 5、第 4 3 条の 9、第 4 3 条の 1 1、第 4 3 条の 2 0、第 4 4 条の 2、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 の 2、第 5 0 条、第 5 1 条の 3、第 5 1 条の 8、第 5 1 条の 1 0、第 5 1 条の 1 8、第 5 3 条、第 5 5 条の 2、第 5 7 条、第 6 1 条の 2 の 2、第 7 8 条 等



#### 4 条改正関係

改正放射線障害防止法 第 3 1 条の 2、第 3 3 条の 2 等

#### 5 条改正関係

改正放射線障害防止法 第 1 条、第 2 条、第 2 5 条の 3、第 2 5 条の 4、第 2 5 条の 5、第 3 8 条の 2、第 3 8 条の 4、第 4 1 条の 1 9 の 2、第 4 1 条の 2 1 の 2、第 4 8 条の 2 等

## 2. 規制の費用及び便益の分析

### (1) 規制の費用

#### ① 遵守費用

##### <原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。

##### <放射線障害防止法関係>

事業者に防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。

#### ② 行政費用

##### <原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。

具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。

その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。

##### <放射線障害防止法関係>

新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。

### ③その他の社会的費用

特になし

## (2) 規制の便益

### ①遵守便益

#### <原子炉等規制法関係>

国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評価し、評価結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。

その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。

#### <放射線障害防止法関係>

事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。

### ②行政便益

#### <原子炉等規制法関係>

細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評価することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。

加えて、事業者の取組を総合的に評価するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。

その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。

#### <放射線障害防止法関係>

事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。

### ③その他の社会的便益

平成28年4月に公表されたIAEAによるIRRS報告の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。

## 3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。

## 4. 想定される代替案

### <原子炉等規制法関係>

基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不相当である。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不相当である。

### <放射線障害防止法関係>

危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不相当である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不相当である。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

- ・ 原子力規制委員会の検討結果  
(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/index.html>)
- ・ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における検討結果  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/roanshin\\_kakunen/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/roanshin_kakunen/index.html))
- ・ 検査制度見直しに関する検討チーム及びWGにおける検討結果  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kensaseido\\_minashi/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kensaseido_minashi/index.html))
- ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/hairo\\_kisei/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/hairo_kisei/index.html))
- ・ 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム

( [https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/haiki\\_bougo/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/haiki_bougo/index.html) )

- ・放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

( [https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri\\_shisetsu\\_kisei/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html) )

- ・核セキュリティに関する検討会 放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ (URL)

#### 6. レビューを行う時期又は条件

附則に基づき、この法律の施行 5 年以内を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案		
規制の名称	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制	規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課 電話番号: 03-3581-3352(代表)		
評価実施時期	令和5年2月15日		
規制の目的、内容及び必要性			
(当該規制緩和を実施しない場合のベースライン)	現在原子炉等規制法第43条の3の32に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が他法に規定され、その期間の設定は制度上も原子力規制委員会の判断するところではなくなった場合においても高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるよう規定を見なおす必要が生じた。仮にこのような措置を行わない場合、現行の高経年化した発電用原子炉に関する安全規制は60年を前提とした制度設計となっていることから、運転開始後60年を超える発電用原子炉に対し、適切な安全規制が実施できなくなる可能性がある。		
(課題及びその発生原因)	現行制度においては、運転期間の延長が40年目から60年目までの期間においてのみ認められていることを前提に原子炉が技術基準に適合することを求めるものとなっているため、運転期間の定めを原子炉等規制法で行わない場合に、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉の安全規制を継続して実施できる制度となっていないことが課題である		
(当該規制緩和の内容)	原子力規制委員会は、運転期間を40年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後30年以降10年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後60年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。		
直接的な費用の把握			
(遵守費用)	運転開始後30年以降から10年以内ごとの長期施設管理計画(仮称)の認可を義務付けるためこの申請手数料等の負担及び同60年以降に実施される劣化評価等の実施費用など。		
(行政費用)	従前から原子炉等規制法及び実用炉規則においてそれぞれ措置されていた規制を統合するものであり、追加的に発生する行政費用は少ない。		
副次的な影響等及び波及的な影響	副次的な影響として高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上及び事業者における効率的かつ有効な評価に関する知見の蓄積及び確立。個々の事業者に対し選択的に規制を課すものではないため、競争状況への影響はないと考えられる。		
評価の活用状況等	今回規定する安全規制の案は、令和4年度第48回(令和4年11月2日)、第51回(令和4年11月16日)、第55回(令和4年11月30日)、第57回(令和4年12月14日)、第59回(令和4年12月21日)の原子力規制委員会における具体的な制度案についての議論を基礎とし、検討過程における科学的・技術的意見の募集や原子力事業者等との意見交換を踏まえて、立案したもの。		
事後評価の実施時期等			
(事後評価の実施時期)	改正法施行後5年以内。		
(費用及び間接的な影響を把握するための指標等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果: 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されていること。</li> <li>・副次的な効果: 高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上、事業者における効率的かつ有効な評価の知見の確立。</li> </ul>		
備考			

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

規制の名称：高経年化した発電用原子炉に関する安全規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制委員会 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課

評価実施時期：令和5年2月15日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

令和4年度第42回原子力規制委員会（令和4年10月5日）において、資源エネルギー庁は、原子力利用政策の観点から運転期間を見直すための検討を進めていることを明らかにし、発電用原子炉の運転期間は、現行の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）ではなく原子力利用省庁が所管する法令で定めることが適切との見解を示した上で、関係法令の改正を含めた制度整備を行う必要があるとの見通しを示した。令和4年12月16日に開催された総合資源エネルギー調査会第52回基本政策分科会において、「既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、運転期間に関する新たな仕組みを整備する。現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする」とされた。

他方、原子力規制委員会は、かねてから、運転期間の在り方は原子力利用に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとした見解（令和2年7月29日）を表明しており、この見解に変更はないことを令和4年度第42回原子力規制委員会（令和4年10月5日）において改めて確認している。また、令和4年度第48回原子力規制委員会（令和4年11月2日）において、利用政策側が原子炉等規制法に定められた運転期間の定めを変更しようとする検討を進めていることへの対応として、必要な安全規制を継続して実施できるようにするための制度設計の準備を進めるとの前提について確認している。

このような背景の下、現在原子炉等規制法第43条の3の32に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が、その趣旨の再整理を踏まえて、他法に規定されることとなる。また、

その期間の設定が、制度上も原子力規制委員会の判断するところではなくなった場合においても高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるように規定を見なおす必要が生じた。仮にこのような措置を行わない場合、現行の高経年化した発電用原子炉に関する安全規制は 60 年を前提とした制度設計となっていることから、運転開始後 60 年を超える発電用原子炉に対し、適切な安全規制が実施できなくなる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

現行の高経年化した発電用原子炉に対する安全規制は、法律上の運転期間が 60 年(暦年)であることを前提として制度設計されたものである。このため、上記のとおり発電用原子炉の運転期間が原子炉等規制法から削除され、他法に規定されることとなれば、運転期間について原子力規制委員会で制度的にも判断を行わなくなり、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉に対する安全規制を行うことができるよう、制度を見直す必要がある。

現行の原子炉等規制法の運転延長認可制度(法第 43 条の 3 の 32)は、運転開始後 40 年を迎えた時点で、1 回に限り運転期間を延長することができ、その際に劣化評価等の実施を要求している。現行制度においては、運転期間を 40 年目とし、延長することができる期間は 20 年を超えない期間においてのみ認められていることを前提に、当該期間において発電用原子炉が技術基準に適合することを求めるものとなっているため、運転期間の定めを原子炉等規制法で行わない場合に、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉の安全規制を継続して実施できる制度となっていないことが課題である。

一般に、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制においては、その設備・機器等の経年劣化による安全上のリスクは時間経過に伴って増大するため、適切な劣化管理を実施し、必要な対策を講ずることで一定水準以上の安全性が確保される必要がある。運転期間に関する制度を他法に置く場合でも、原子力規制委員会による厳格な安全規制が実施されることが必要である。原子炉等の安全確保は、技術基準への適合を要求し、当該要求が満たされない場合に原子炉の運転を認めないことによって担保するものであり、非規制措置により担保することはできないため、非規制措置による代替可能性については検討していない。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用について】

現行の原子炉等規制法においては、運転開始後 40 年の時点で 1 回に限り認可を受けて運転期間を延長することができ、その際に劣化評価等を実施することを被規制者に求めている。また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）において運転開始後 30 年を超えた時点で、かつ、それ以降 10 年ごとに劣化評価等が要求されている。

今回新たに要求する安全規制は、原子炉等規制法及び実用炉規則で実施している安全規制を統合し、運転開始後 30 年を超えて発電用原子炉を運転しようとする場合に、10 年以内ごとに劣化評価を義務付けるとともに、当該期間における発電用原子炉施設の劣化管理に関する計画の認可を義務付けるものである。すなわち、現行の安全規制と同趣旨の内容の義務を法定化するものであり、この際、運転開始後 60 年を超えない範囲については劣化評価の方法等の技術的内容について変更する必要はないと考えている。したがって、被規制者は従来の規定に基づく劣化評価等の実施に代えて新たな規定に基づく劣化評価を行うことで対応することで足り、遵守費用について大きな追加費用は発生しないと考えられる。

ただし、従前の制度は運転開始後 40 年を迎える際に認可を受けるものであったが、新たな制度においては運転開始後 30 年以降から 10 年以内ごとの長期施設管理計画（仮称）の認可を義務付けることから、この申請手数料等の負担が課されることとなる。また、従前は運転開始後 60 年までとなっていた劣化評価等の実施が 60 年以降も必要となる場合があることから、この期間の実施費用が追加されることとなる。

現行の安全規制においてはその認可に当たって以下のとおり実費を勘案した手数料等が必要とされている。今回の規制の整備においては、上述のとおり技術的内容の変更はないことから、申請手数料等はおおよそ同程度の額となると予想される。

現行制度における申請手数料 約 470 万円  
※審査に係る人件費・物件費を基に算定

#### 【行政費用について】

今回の規制の整備においては、上記のとおり 60 年以降の申請に対応するための費用が必要となること以外は、従前から原子炉等規制法及び実用炉規則においてそれぞれ措置されていた規制を統合するものであり、追加的に発生する行政費用は少ないと考えられる。



④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

原子力規制委員会は、運転期間を 40 年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後 30 年以降 10 年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後 60 年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。

したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。

### ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

上述のとおり、今回の規制の整備においては、従前の原子炉等規制法の規制と実用炉規則における規制を統合し新たに法律上の規制とするものであり、規制当局において法律に基づいて高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を一体的に実施することが可能となる。また、個々の高経年化した発電用原子炉について運転期間の定めにかかわらず引き続き厳格な安全規制を実施することが可能となる。

今回法律で被規制者に 10 年以内の期間毎に認可を受けることを義務づける長期施設管理計画（仮称）には、発電用原子炉の劣化把握のための点検等の方法や結果、経年劣化に関する技術的

な評価の方法や結果など、施設の劣化状態や劣化予測に関する詳細な記載を求める。さらに、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）の改正や最新の科学的・技術的な知見等によって事後的に認可基準に適合しないおそれが生じた場合に長期施設管理計画（仮称）の変更や劣化評価のやり直し等の必要な措置を求めることを予定している。

これらのことから新制度においては、現行規制と比較して、原子炉の重要な劣化事象の兆候を適確に把握し、その結果を事業者が行う劣化管理に関する保全活動に適時・適切に反映させることが可能となり、高経年化した発電用原子炉の安全性をより確実に担保することができる。このため、高経年化した発電用原子炉の安全規制の規制密度を高めることができ、安全規制の実効性を向上させることができると見込まれる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回規定する安全規制の目的は、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されている状態を保つことにある。したがって、その効果は、高経年化した発電用原子炉の劣化管理を適切に行うことで、その機器に起因するトラブルを防止し、経年劣化により生じ得る重大な事故に至らないよう未然に防止することにある。

発電用原子炉に起因して起こる重大な事故は、最悪の場合、回復困難な損害をもたらすおそれがあり、その性質上場合によっては金銭価値化できないほどの甚大な損害となりえる。このような損害は、今回規定する安全規制によってのみ防止されるのではなく、原子炉等規制法に定める安全規制等が相まって防止されるものであり、このような重大な事故が起きた際の損害が防止され得ることをもって今回規定する安全規制の便益として金銭価値化することは困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

原子力規制委員会は、運転期間を 40 年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべ

き事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後 30 年以降 10 年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後 60 年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。

したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な効果として予想されるものは、今回規定する安全規制において劣化評価の実施を義務付けることから高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上及び事業者における効率的かつ有効な評価に関する知見の蓄積及び確立が見込まれる。また、個々の事業者に対し選択的に規制を課すものではないため、本規制の整備による競争状況への影響はないと考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

高経年化した発電用原子炉は、その設備・機器等の経年劣化による安全上のリスクが時間経過に伴って増大するため、適切な劣化管理を実施し、必要な対策を講ずることで一定水準以上の安全性が確保される必要がある。また、安全上のリスクが増大する以上、経年劣化により重大な事故が発生する危険性は常に存在し、ひとたび事故が発生すると、最悪の場合、回復困難な損害をもたらすおそれがある。

今回の規定の整備によりこのような危険を上記の計画制度の申請に係る費用により回避・予防し得るといえるため、費用より効果（便益）が高いことは明らかである。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### ①現行法の運転延長認可制度の枠組みを維持しつつ新たな評価制度を創設する場合

現行法の運転期間延長認可における安全規制は、運転開始後 40 年を迎えた時点で、1 回に限り、劣化評価等が要求されており、延長しようとする期間に生ずる劣化を考慮しても技術基準に適合することを求めるものである。一方、実用炉規則において運転開始後 30 年を超えた時点で、かつ、それ以降 10 年ごとに劣化評価を行い、その結果に基づく保守管理の方針を定めることを求めている。

現行の運転延長認可制度の枠組みを維持し、運転開始後 40 年を迎えた時点で 20 年ごとの劣化評価の実施と基準適合性を評価する制度を創設した場合は、実用炉規則で求める制度と期間が異なることとなり、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を一体的に運用していくことが困難となるおそれがある。

### ②実用炉規則における高経年化技術評価制度を法定化する場合

実用炉規則における高経年化技術評価制度は、通常の施設管理に加えて実施すべき劣化管理の項目や実施方針を定めた長期施設管理方針の策定が義務付けられているが、その策定の前提となる経年劣化に関する技術的な評価については、その評価の結果のみが添付書類とされており、技術基準適合性についてもその認可要件とされていない。

このため、実用炉規則において規定する高経年化技術評価を法定化した場合には、運転しようとする期間に生ずる劣化を考慮しても発電用原子炉施設が技術基準への適合を維持できる見込みがあるかどうかを確認することができず、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を一体的に運用していくことが困難となるおそれがある。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

今回規定する安全規制の案は、令和4年度第48回（令和4年11月2日）、第51回（令和4年11月16日）、第55回（令和4年11月30日）、第57回（令和4年12月14日）、第59回（令和4年12月21日）の原子力規制委員会における具体的な制度案についての議論を基礎とし、検討過程における科学的・技術的意見の募集や原子力事業者等との意見交換を踏まえて、第71回（令和5年2月8日）の原子力規制委員会において立案したものである。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

今回規定する安全規制の案は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に係る附則の検討規定において法の施行後5年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしていることから、施行後5年以内に事後評価を加えることとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に際しては、以下の指標に基づき今回規定する安全規制の効果等を原子力規制検査等を通じて把握することとする。

- ・効果：高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されていること。

- ・副次的な効果：高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上、事業者における効率的かつ有効な評価の知見の確立。

## 原子力規制委員会における政策評価の全体像について

令和 5 年 7 月 21 日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

令和 5 年 3 月 28 日に政策評価に関する基本方針（閣議決定）の一部が変更され、①政策効果の把握・分析機能を強化するため、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直すこと、②評価作業を通して得られた有益な情報の意思決定過程における活用を推進することなどが定められた。当該基本方針では、基本方針の改定を踏まえて各行政機関の長が策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組など、各行政機関における創意工夫が行われる余地を拡大するとされている。

これに対応し、原子力規制委員会政策評価基本計画（原規総発 2003041 号。計画期間令和 2 年～6 年。原子力規制委員会決定。）の見直し時期を念頭に政策評価の在り方を検討する必要があるため、今後の論点整理のために現在の原子力規制委員会の政策評価等の状況を整理した。

### 2. 「原子力規制委員会の政策評価に関する方針」に係る取組状況

原子力規制委員会政策評価基本計画では下記 3 点に留意して政策評価を実施することとしており、現在の取組状況はそれぞれ以下のようになっている。

- (1) 政策の企画立案及び実施の的確な遂行に資する情報を得るため、必要性、有効性、効率性その他の当該政策の特性に応じた観点から、効率的に評価を行うこと。

（取組状況）

政策全体の必要性、有効性の評価は原子力規制委員会中期目標や原子力規制委員会年度業務計画の策定の際に評価される。年度業務については、政策評価書で整理された政策の進捗と評価を踏まえた次年度の取組内容を踏まえ、マネジメントレビューで議論が行われる他、政策評価懇談会で評価の在り方が検証されている。

個別の政策の必要性、有効性については原子力規制委員会等で行われる施策の現状や課題等を踏まえた議論の中で常に行われている。

また、資源投入の必要性、効率性の評価は、予算については行政事業レビューで、人員等については人員配置や業務管理で行われている。

- (2) 政策評価を実施した結果、何らかの理由で期待どおりの成果をあげていないと認めるものがあれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案に反映させていくこと。

（取組状況）

全政策について年度業務計画のマネジメントレビューで政策評価書を活用して 1 年の進捗についての評価と次年度施策への反映が行われている。またその取組状況について政策評価懇談会で評価を受け、改善を行っ

ている。

個別の政策の継続的改善については日常の政策立案や検討のプロセスで常に行われている。(5. 政策立案過程等において行っている「政策評価」的活動を参照。)

- (3) 原子力規制委員会における PDCA の効果的・効率的な運用を図るため、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年 12 月 18 日原子力規制委員会決定。以下「マネジメント規程」という。）に基づく中期目標及び年度重点計画並びにマネジメントレビュー等と適切に連携すること。

(取組状況)

政策評価はマネジメントレビューとの密接な連携の下で行われている。

### 3. 「政策効果の把握に関する事項」に係る取組状況

政策効果の把握は政府方針に基づき「できるかぎり定量的な手法を用いること。」としてきたが、年度毎の政策の進捗を評価する政策評価においては定量指標の設定は一部の政策にとどまっている。年度毎の進捗評価においては事前に設定した目標の達成状況を定性的に評価することが適している政策が多い。一方、予算事業については行政事業レビューにおいて定量的にアウトプット、アウトカムを把握し、評価を行っている。

## 4. 原子力規制庁が行っている政策評価の状況

### (1) 原子力規制委員会の全政策の年度業務計画の進捗の評価

(原子力規制委員会政策評価基本計画 6. の事後評価に該当)

原子力規制委員会では全ての政策について「実績評価方式」を採用しマネジメント規程に基づき、所管する全ての政策について 5 年毎の目標として中期目標を策定し、年度毎に当該目標達成に向けた年度毎の業務計画を策定し、定期的な進捗状況の把握やマネジメントレビューにより PDCA を行い、その状況を政策評価懇談会に諮り（政策評価基本計画 5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項に該当）、マネジメントサイクル全体を改善することで、政策の質の向上や成果重視の行政の実現を図ってきた。

あわせて政策評価に関する一連の過程を全て公表することや、原子力規制委員会の毎年度の活動を 3.11 報告、年次報告として分かりやすくとりまとめて公表することで、国民に対する説明責任を徹底し、透明性の確保や信頼の向上を図っている。(政策評価基本計画 9. 政策評価に関する情報の公開に関する事項。)

この取組は原子力規制委員会の組織理念に則って定められた各種規定類に基づく確実な業務の実施を担保することや、国際原子力機関 (IAEA) の安全要件 (GSR Part2)<sup>1</sup>で規制機関のマネジメントシステムの構築・実施を実現すること等を目的として、IAEA の安全要件、国際標準化機関 (ISO) の規格を十分

<sup>1</sup> 組織の安全方針と整合する組織の目標、戦略、計画及び個別目標を確立し、それに基づいて資源やプロセス等を管理すること、マネジメントシステムを評価し改善することなどを求めている。



参考にして仕組みを構築したものであり、その後も IRRS (Integrated Regulatory Review Service ; 総合的規制評価サービス) における逐次の指摘を受けながら改善を重ねてきたものである。

## (2) 行政事業レビューによる予算事業の事後評価

原子力規制委員会の個別の予算については政府方針に基づいて「事業評価方式」を採用し、全事業（事務的経費、人件費等を除く。）について外部有識者の参画も得て行政事業レビューを行っている。令和 5 年度原子力規制委員会行政事業レビューでは、行政事業レビュー実施要領の改正を受け、エビデンス（根拠）に基づく政策立案 (EBPM) の手法を用いて事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算の支出先、使途、活動実績を把握し、事業の自己点検を行って行政事業レビューシートを作成している。

## (3) 規制制度に係る政策評価

(政策評価基本計画 5. の事前評価に該当するもの)

原子炉施設の設置等に係る審査や運転時の検査などの原子炉等規制法の施行等規制制度のあり方やその運用については、その検討過程において「総合評価方式」により政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価を行い、それを踏まえて継続的に改善を行っている。検討の内容は規定類の改正を行う際等に原子力規制委員会に報告され、委員会での議論を経て決定される。委員会での議論は原則公開で行われる。

また、政令以上に規定する事項については策定・改定時に政策評価法に基づく事前評価を、原則施行後 5 年で施行状況等を踏まえた事後評価を行っている。評価の内容は政府共通の様式に内容を整理し、公表している。

## 5. 政策立案過程等において行っている「政策評価」的活動

今般の政策評価に関する基本方針の見直しは、「政策評価」は本来の政策立案過程で自然に行われるものであり、そうした「政策評価」こそ「意思決定に使える評価」であるという認識の下、画一的・統一的な制度運用を改め、各府省の設計の自由度を高めることが基本的な考え方となっている。原子力規制委員会における政策立案過程における「政策評価」としてとらえられるものには例えば下記のものがある。

これらの「政策評価」では①現状の課題分析を踏まえた政策の必要性の分析、②政策効果を整理することを通じた有効性の検討（案件によっては定量的な分析も実施。）、③取組手法の検討における効率性の検討を踏まえて政策の意思決定が行われている。また日々の検査等を通じて政策実施による効果・影響を把握し、継続的な改善につなげている。

さらに、当該政策の主要な意思決定は原子力規制委員会等で行われ、その大半がプロセスを含め公開されている。こうした取組も含めて考えれば多くの政策が「政策評価」に基づいて実施されていると言える。

### (1) 年次報告の作成

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）（以下「設置法」という。）には、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況について、毎年、国会へ報告し、その概要を公表しなければならない旨が規定されている。これを受け、原子力規制委員会は、毎年、原子力規制委員会年次報告を作成し、国会へ報告し、公開することにより、政策の進捗について説明責任を果たしている。また、とりまとめた所掌事務の処理状況等を踏まえて次年度の施策の方針について検討を行っている。

### (2) 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議

原子力規制委員会には設置法に基づき、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する「原子炉安全専門審査会」と核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する「核燃料安全専門審査会」が置かれている。

昨年 11 月には、原子力規制委員会が両審査会会長との意見交換を行いつつ、両審査会での調査審議事項を見直しており、「発電用原子炉施設の安全性向上のための評価について、制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うこと」が追加された。

両審査会において、原子力規制庁から調査審議事項に関する規制の状況を報告するとともに、令和 2 年 4 月に施行された原子力規制検査制度については、原子力規制庁のみならず事業者からも実施状況を聴取し、専門的見地からの報告や助言を受けることにより、取組方針の客観性を保っている。また、引き続き国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向等の情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行っている。

### (3) 放射線審議会での調査審議等

放射線障害の防止に係る政策については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一化を目的として原子力規制委員会に設置されている放射線審議会において、関係行政機関（原子力規制委員会のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等がある）からの諮問を受け、答申を行っている。また、例えば平成 30 年度に眼の水晶体に係る放射線防護の在り方についての意見具申を行うなど、ICRP 勧告等の放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向等を自ら調査審議し、その結果を踏まえた意見具申等により、原子力規制委員会を含めた関係行政機関の政策形成へのインプットを行っている。

### (4) 原子力規制委員会の規制活動の国際的なレビュー

原子力安全条約、廃棄物等合同条約の締約国として、条約に規定される義務を履行するための国内措置に関する報告を締約国会合（検討会合）に定期的に提出している。検討会合では、条約の規定に基づき、締約国から提出された国別報告に基づいて締約国における条約に規定される義務の事項をレビューするとともに、締約国に共通及び固有の課題について世界全体での

原子力の安全向上等を目的に意見交換が行われる。

また、定期的に国際原子力機関が行う総合規制評価サービス (IRRS)、国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) を活用して、原子力規制委員会が運用する規制の枠組み等のピアレビューを受け、勧告や提言を踏まえて施策の継続的改善を行っている。

日 IAEA 保障措置協定の履行については、毎年度 IAEA に保障措置活動の実施結果を報告し、評価を受けている。我が国に関しては平成 15 年以降 20 年間連続して拡大結論が導出されている。

#### (5) 業務関係文書類の定期的見直し

マネジメント規程第 46 条に基づき、原子力規制委員会の所掌事務を遂行するために制定・策定する規則、規程その他の文書類については、グレーデッドアプローチの趣旨にのっとり、文書類の運用状況を踏まえて定期的に見直し、必要な改定を行っている。所掌部署において、見直しの実施状況を記録し、改善活動に漏れがないよう管理している。

#### (6) 審査の継続的改善

審査の状況等を定期的に原子力規制委員会に報告し、課題や改善策等について議論を行っている。

例えば原子力規制委員会の限られた資源を安全上重要な課題に適切に投入するために、プロセスを継続的に改善しており、直近では電力経営層との意見交換結果も踏まえ、令和 4 年 9 月に、審査の手戻りができる限りなくなるよう、事業者の対応方針を確認するために審査会合を頻度高く開催することや、原子力規制庁からの指摘が申請者に正確に理解されていることを確認する場を設け、必要に応じて文書化を行う等の取組を行う方針を委員会です承した。

#### (7) 最新の科学的・技術的知見を踏まえた規制基準等の継続的改善

規則、規則解釈、ガイドライン等に規定する事項については、政令以上に定める事項のように政府共通様式の作成を行うことはしていないが、審査・検査を通じて得られた事項や、新たな知見等に基づいて、見直しや改善を継続的に検討している。

具体的には、平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）です承された最新知見を規制に反映するためのプロセスに基づき、諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を整理した上で、我が国の規制や原子力施設の安全との関係で検討を要する情報を抽出する活動（GENERIC ISSUES タスクフォース）を実施している。原子力規制庁では、国内外の事故トラブルや安全研究等から得られる知見について、規制に取り込む必要があるか否かをスクリーニングするため、庁内に技術情報検討会を設置し、関係の規制委員の参加を得つつ定期的に公開会合を開催している。審議の結果規制対応が必要と考えられる案件については、原子力規制委員会に報告の上、基準化する等の対応をしている。また、技術情報検討会で

のスクリーニング結果は炉安審・燃安審に報告し、助言を受けている。

規制への取り込みに際しては制度の現状を踏まえた課題の分析、改善案の検討等は全て原子力規制委員会等の公開の場において行っているほか、必要に応じて事業者の意見聴取及びパブリックコメントや科学的・技術的意見の聴取等を行い、それらも踏まえて意思決定を行っている。

#### (8) 訓練関係（事業者防災訓練の報告会での規制庁側の取組の振り返り、訓練管理委員会での毎年のレビュー）

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について平成 25 年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

訓練報告会においては、訓練の振り返りと評価が報告され、将来の訓練での確認事項や改善事項が検討され、訓練シナリオが検討される

また、緊急事態対策監、内閣府政策統括官等の委員、各機能班長及び事務局により構成される訓練管理委員会において、効果的な原子力総合防災訓練を実施するために、年度訓練計画、原子力総合防災訓練及びその他の訓練について、内容の調整、実施結果の確認等を行っている。そして、訓練における課題については、次回訓練に反映する等、原子力災害への対応力の維持・向上を図っている。

なお、令和 4 年度の原子力総合防災訓練への参加を通じて得られたオフサイト側の課題を踏まえて、ERC オフサイト機能班等における現地との調整機能の維持・向上を目的として、オフサイト機能班の図上訓練を新たに企画し、実施した。

#### (9) 検査制度に関する意見交換会合

原子力規制検査等の運用については、確認された課題や検査の実施状況等を踏まえた改善策等について、公開の場で、その議題に応じて柔軟に原子力事業者や外部有識者等の参加を得つつ、幅広い意見交換を通じて、改善や対応の方向性と具体的方策を検討するために四半期に一度程度意見交換会合を開催している。

意見交換会合においては、原子力規制検査の運用状況について、テーマ設定を行うなどして意見交換を行う。さらに、原子力規制検査を運用する過程で明らかとなった新たな課題についても適時取り扱っている。具体的には、原子力規制検査に係る検査ガイドの見直しについて、事業者・外部有識者等より意見を聴取するとともに、必要に応じて議論を行うことで検査の実効性を高める観点から検討を行っている。

原子力規制検査等実施要領や重要度評価に関するガイド等については、毎年度運用実績等を踏まえて見直しを行っている

#### (10) 東京電力福島第一発電所の中期的リスクの低減目標マップによる廃炉作業のリスク管理

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関する

目標を示すことを目的として、平成 27 年 2 月 18 日に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（以下「リスクマップ」という。）を策定し、廃炉作業の進捗等に応じて継続的にリスクマップの見直しを行い、リスクマップの目標に対する東京電力の取組を監視・指導している。

2023 年 3 月の改定においては、固形状の放射性物質に係る分野を優先して取り組むべき分野と位置付け、当該分野を細分化し、放射能濃度や性状等に応じた目標を設定するとともにそれらの把握に必要な分析体制の強化に係る目標を設定した。

#### (11) 民間規格のエンドースに向けた検討

原子力規制委員会は、「新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合」を開催し、公開の会合において、被規制者から技術評価を希望する 3 学協会規格を聴取するとともに、3 学協会から技術評価を行うに際しての参考意見を聴取し、原子力規制委員会が行う審査の効率化に資するなどの観点で優先順位をつけた上で、民間規格の技術評価の実施に係る令和 4～6 年度の計画案を策定し、当該計画を踏まえて、民間規格の技術評価書の策定に向けた検討を行っている。

#### (12) 安全研究の効果的实施

安全研究については、研究に要する個別の予算についての行政事業レビューに加え、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）も踏まえ、「安全研究プロジェクトの評価実施要領」に基づいて事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を行っている。原子力規制委員会の中期目標、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、審査や検査等の原子力規制活動の経験や課題、国内外の最新の技術動向等を踏まえて策定する「今後推進すべき安全研究の分野及び実施方針」とそれに基づく年度毎の安全研究計画を策定し、毎年度その進捗を確認することで、安全研究全体の計画的・総合的な実施を担保している。

### 6. 今後の政策評価実施について（検討の方向性）

以上の状況を踏まえ、原子力規制委員会における今後の政策評価について、検討すべき課題は以下がある。

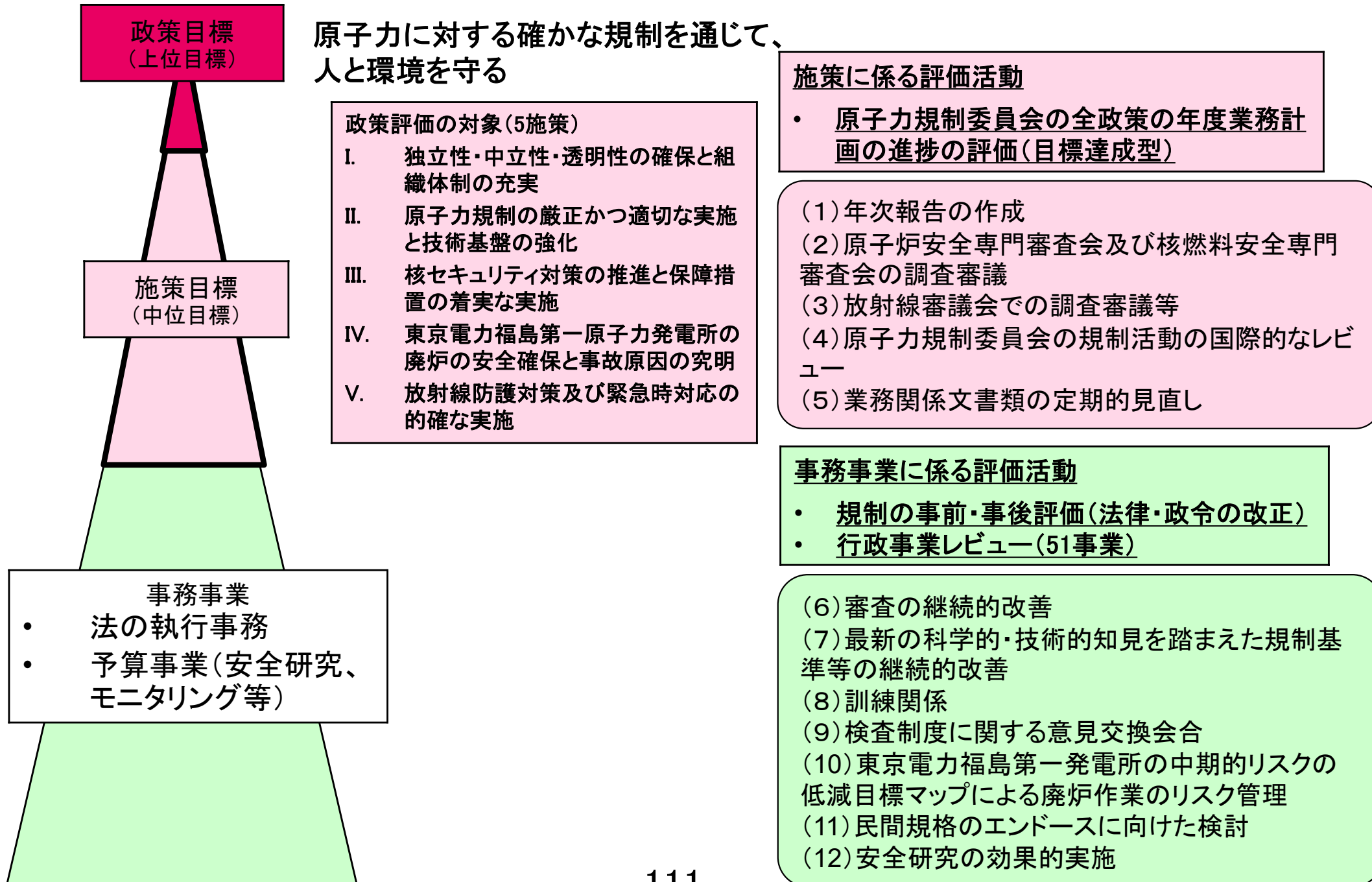
現在行っている原子力規制委員会の全政策の年度業務計画の進捗の評価は、実務上業務の適切な執行に寄与している。今回の基本方針の改定は①機動的かつ柔軟な政策展開、②新たな挑戦や前向きな軌道修正の積極的実施を目的とするものであるが、原子力規制委員会の政策については、現状の評価活動で十分その目的を担保できている。また、IAEA の基準に基づくマネジメントシステムと連携していることも踏まえれば、全体の枠組みを大きく変えることは困難であり、また、現時点では変更の必要がない。

行政事業レビューによる予算事業の事後評価については、EBPM の観点の

取り込みなど政府全体で行っている評価方法の改善等に取り組ながら、引き続き着実に実施する必要がある。また、規制制度に係る政策評価についても政策評価法に基づき引き続き着実に実施する必要がある。

一方、今般の政策評価に関する基本方針の変更を踏まえ、年次報告の作成など、現在政策評価基本計画に位置づけていない日々の業務の推進における取組の計画への位置づけを検討することが必要である。

# 令和4年度原子力規制委員会の政策体系と政策評価活動



令和 5 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和 5 年 7 月 21 日）

委員 藤田 由紀子

本日の政策評価懇談会の議事内容に関して、以下の通りコメントを申し上げます。

## 1. 令和 4 年度実施施策の事後評価等に関して

### (1) 施策目標 I（独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実）に関連して

原子力規制委員会発足から 10 年目となった令和 4 年度には、委員会内外の状況に大きな変化がありました。その中でも特に、原発の運転期間の規定を原子炉等規制法から電気事業法に移し、運転期間から停止期間を除外することにより 60 年超の運転を可能とした GX 脱炭素電源法に至る審議の過程では、規制委員会の独立性・中立性・透明性を懸念する指摘が少なくありませんでした。

そうした指摘に対して「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談等を原則公開する」という対応を速やかにとられたのは評価できますが、本年 2 月 13 日の規制委員会で、複数の委員から、

- ・委員会での議論の内容が次回の資料等アウトプットに反映されていない
- ・外から定められた締め切りを守るためにせかされて議論をしてきた
- ・外枠・制度論ばかりが先行し、基準の議論が不十分だった

等の「違和感」が表明されたのは、規制委員会の独立性に関わる問題として重く考えるべきだと思えました。それらについて、規制庁としての見解を伺いたいと思います。

### (2) 施策目標 I（独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実）の評価結果に関して

施策目標 I の目標達成度合いの測定結果が B 評価となった原因として、集中型訓練生の人数が想定以下であったために研修受講者の延べ人数も目標値を下回ったと説明されています。集中型教育訓練課程については大変充実した制度を構築していると思いますが、令和 4 年度の訓練生の減少は単年度に限った要因によるものなのか、あるいは、今後も継続しうる構造的な要因によるものなのでしょうか。

もし、本来の業務の多忙により訓練生を出すのが困難というような構造的な要因なのであれば、組織構成や人員配置を見直すとともに、必要があれば訓練生の人数やカリキュラム等も現状に応じて調整し、持続可能な研修制度として維持していく必要があると思います。

## 2. 原子力規制委員会における政策評価の全体像（資料 4）について

「政策評価に関する基本方針」の一部変更に伴い、現在の規制委員会の政策評価等の状況を整理されたものですが、結論としては「現状の評価活動を継続すれば良い」ということであると理解しました。

確かに政策評価は着実に実施されてきているのですが、文書（資料 4）からはこれまでの評価活動の正当化が強調される一方で、現行の評価活動から課題を見出し、今後より効果的に政策評価を活用するための十分な検討が行われたことが読み取れません。政府全体の基本方針の変更に応じて規制委員会・規制庁として、今後、政策評価をどのように戦略的に活用しようとしているのか、もう少し積極的な記述がある方が望ましいと考えます。

以上



## 政策評価懇談会の開催について

平成 30 年 11 月 28 日  
原子力規制委員会決定

### 1. 趣旨

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）において、政策評価を行うに当たっては、政策の特性に応じ、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることを踏まえ、政策評価及びこれに関連する諸制度の効果的な運用に資するため、「政策評価懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催することとする。

### 2. 懇談会の役割

懇談会は、原子力規制委員会の政策について審議し助言するとともに、政策評価に関連する諸制度の運用に関し意見を述べるものとする。

### 3. 懇談会の運営

- (1) 懇談会の委員は、学識経験のある者から、原子力規制委員会委員長が委嘱する。
- (2) 懇談会の委員の委嘱期間は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 懇談会に座長を置き、懇談会の議事運営にあたる。
- (4) 原子力規制委員会委員長及び委員は、必要に応じ、懇談会に出席することができる。
- (5) 懇談会は、懇談会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### 4. その他

懇談会の事務局（庶務）は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官において行う。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名		1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なものの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022		政策評価 実施予定時期		2023年8月		
施策の概要		・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022						
達成すべき目標		以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2) 規制業務を支える業務基盤の充実 (3) 職員の確保と育成		担当部局・作成責任者名		長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、吉野 亜文 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、田口 達也 人事課長、河原 雄介 参事官(会計担当)、湯本 淳 法令審査室長、平野 大輔 参事官(法務担当) 技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当) 原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 迎 隆 原子力安全人材育成センター副所長						
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			年度ごとの実績値									
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号: 1.(1)】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。				
			100%	100%	100%	100%						
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号: 1.(1)】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。				
			A※	A※	A※	A※						
3	職員の確保と育成	-	-	-	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足するこ				

定性指標	目標						測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
(定数に対する実員数の割合) <b>【PDCA 管理番号：1. (3)】</b>	(-)	93.6%	95.4%	94.3%	92.6%		とにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95% を目標とする。
4 職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) <b>【PDCA 管理番号：1. (3)】</b>	- (-)	-	-	-	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。
5 職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) <b>【PDCA 管理番号：1. (3)】</b>	- (-)	-	-	2500人	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。
6 令和4年度業務計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 <b>【PDCA 管理番号：1 (1)】</b>	(独立性・中立性・透明性の確保) - 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。 - 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたか。 - オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。 - 規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。 - ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上を達成できたか。 - 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。実際の運用を考慮し、公開資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕様を確定できたか。 - 「N-ADRES」の次期システム構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。 - 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。 - 開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。 (外部とのコミュニケーションの充実) - 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 - 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。 - CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。 - 被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。 - 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。 - 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。 (安全文化の育成・維持) - 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。 - 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。						令和4年度原子力規制委員会 年度業務計画

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。</li> <li>- 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。</li> </ul>	
7	<p>令和4年度業務計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1. (2)】</p>	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。</li> <li>- 要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。</li> </ul> <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか。</li> <li>- 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。</li> <li>- 国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。</li> <li>- 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。</li> <li>- 国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。</li> <li>- オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。</li> <li>- IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。</li> <li>- 最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。</li> <li>- 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。</li> <li>- 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。</li> <li>- 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。</li> </ul> <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。</li> <li>- 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。</li> <li>- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。</li> <li>- 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。</li> <li>- 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。</li> <li>- 予算の適切な執行管理を行えたか。</li> </ul> <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。</li> <li>- 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。</li> <li>- 長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。</li> <li>- 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。</li> </ul>	令和4年度原子力規制委員会 年度業務計画
8	令和4年度業務計画に定める職員の確保と育成に係る各種の	<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合（男性育休（2025年までに30%）</li> </ul>	令和4年度原子力規制委員会 年度業務計画

<p>取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1. (3)】</p>	<p>等)等から、効果を確認できたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全職員について、月 45 時間を超える超過勤務月数が 6 ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。</li> <li>- ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 定数に対する実員数 (95%)、新卒採用者に対する女性割合 (35%)、障害者法定雇用率 (2.6%) を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。</li> <li>- 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。</li> <li>- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。</li> <li>- 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。</li> <li>- 研修を適切に実施し、年間延べ受講者数 2,500 人以上を達成できたか。</li> <li>- 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。</li> <li>- 令和 3 年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。</li> <li>- 講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。</li> <li>- 力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和 5 年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。</li> <li>- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。</li> <li>- 年 1 回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。</li> <li>- 説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。</li> <li>- 360 度評価を試行できたか。</li> <li>- 原子力規制事務所からのニーズ (問題点・課題) について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。</li> <li>- 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。</li> <li>- 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。</li> </ul>	
--	--	--

達成手段 (開始年度)		予算額計 (執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和 4 年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
(1)	原子力安全規制情報広聴・広報事業 (平成 16 年度)	317 (307)	631 (608)	676 (642)	625 (601)	712	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。</li> <li>・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。</li> <li>・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。</li> </ul>	0001
(2)	国際原子力発電安全協力推進事業	114	72	67	66	68	7	諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関	0002

	(平成 7 年度)	(63)	(48)	(5)	(35)			との人的交流を行う。	
(3)	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (平成 4 年度)	323 (287)	336 (232)	255 (179)	180 (161)	178	7	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関 (IAEA) の特徴を活かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEA が取り組んでいる、①質が高く効率的な I A E A 安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEA の核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対する I A E A の枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。	0003
(4)	経済協力開発機構原子力機関拠出金 (平成 18 年度)	47 (47)	54 (49)	50 (45)	49 (44)	51	7	原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関 (OECD/NEA) の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEA が取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	0004
(5)	原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成 4 年度)	69 (22)	72 (60)	46 (29)	31 (26)	29	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関 (OECD/NEA) の特徴を活かし、任意拠出金に基づき OECD/NEA の事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEA が取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業 (東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等) に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	0005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成 24 年度)	248 (208)	416 (343)	429 (211)	401 (239)	401	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。	0006
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成 26 年度)	512 (503)	272 (231)	283 (260)	256 (233)	256	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。	0007
(8)	原子力規制人材育成事業 (平成 28 年度)	381 (286)	359 (270)	350 (201)	296 (183)	327	8	国内の大学等が提案した原子力規制人材の育成に係る教育プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。 事業が継続する令和 2 年度及び令和 3 年度採択の 10 事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。また、令和 4 年度においても、令和 2 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえ、委託も活用して事業効果	0008

								の把握・向上に務めつつ、新たに原子力規制人材の確保が必要な類型において公募を行い、優れた取組を採択する。	
(9)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	823	800	954	590	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	0009
施策の予算額・執行額		2,009 (1,724)	3,035 (2,653)	2,957 (2,310)	2,857 (2,330)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表							
施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化			施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期	2023年8月
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。</li> <li>最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。</li> <li>原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。</li> </ul>			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022		
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。 (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施 (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行 (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応			担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、萩沼 真之安全技術管理官(放射線・破棄物廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること				原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邊 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)		
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績値					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)
			0	0	0		
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 〈アウトカム指標〉	- (-)	0	0	0	0	
			0	0	0		



3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 〈アウトカム指標〉	-	0	0	0	0	0	
		(-)	0	0	0	0		
定性指標		目標						測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠
4	令和4年度業務計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。</li> <li>- 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</li> <li>- 審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</li> <li>- 審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。</li> <li>- 原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。</li> <li>- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。</li> <li>- 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。</li> <li>- 安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。</li> <li>- 利用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。</li> <li>- 事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。</li> </ul>	令和4年度原子力規制委員会業務計画					
5	令和4年度業務計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(2)】	(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最新知見を収集し分析することができたか。</li> <li>- 国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。</li> <li>- 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。</li> </ul> (安全研究の積極的な実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。</li> <li>- 安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。</li> <li>- 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。</li> <li>- 令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。</li> <li>- 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。</li> <li>- 共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。</li> <li>- 放射線防護研究を計画どおりに開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。</li> </ul> (規制基準の継続的改善)	令和4年度原子力規制委員会業務計画					

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。</li> <li>- 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。</li> <li>- 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。</li> <li>- 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。</li> <li>- 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。</li> <li>- 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。</li> <li>- 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。</li> <li>- 水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。</li> <li>- 水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。</li> </ul>							
6	令和4年度業務計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。</li> <li>- 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。</li> <li>- 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。</li> <li>- 令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。</li> </ul>					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
7	令和4年度業務計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：2.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。</li> <li>- 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。</li> <li>- バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。</li> <li>- 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者の PRA モデルの適格性確認を行ったか。</li> <li>- これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。</li> <li>- 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。</li> <li>- 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。</li> <li>- 中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。</li> <li>- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。</li> <li>- 原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。</li> </ul>					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計（執行額）(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1)	試験研究炉等の原子	30	25	23	21	21	4,6	原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するととも	0010

	力の安全規制 (平成 23 年度)	(13)	(12)	(10)	(12)			に、原子炉主任技術者試験を実施する。 具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、原子力規制検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	
(2)	原子力規制検査の体制整備事業 (旧：発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業) (平成 23 年度)	67 (42)	292 (239)	211 (159)	125 (72)	145	4,6	令和 2 年 4 月に施行された新検査制度の効果的な実施、また継続的改善のための施策を実施する。米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査研究を行う。国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見等を収集するほか、検査官の意識調査等を行い検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の検討に資する。検査の運用を効率化させるシステムの整備・保守を行う。また、人的・組織的要因の体系的考慮に係る規制研究を行い検査への活用を図る。	0011
(3)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成 23 年度)	320 (253)	251 (214)	230 (185)	230 (221)	257	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会、原子力規制委員会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。	0012
(4)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成 26 年度)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,152 (935)	1061	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。	0013
(6)	放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成 23 年度)	100 (92)	94 (97)	93 (68)	88 (25)	83	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。 さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	0014

(7)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成 25 年度)	37 (35)	469 (405)	319 (307)	354 (343)	368	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、鉱物脈及び断層破碎物質の化学組成等を分析するとともに、両者の構造及び切断関係を三次元的に把握して断層面を認定する。また、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、これらの特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約 40 万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。また、海域活断層の活動履歴を評価するため、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。	0015
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧：燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成 26 年度)	1,153 (945)	237 (160)	981 (885)	984 (866)	715	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	0016
(9)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成 23 年度)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362 (1,195)	1,358 (989)	1,399	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の発生源の規模及び頻度、並びにその作用（地震動及び津波水位）に係る評価モデルの不確かさに係る調査・研究を行う。また、脆弱性関連の研究として、地震・津波の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る調査・研究を行う。	0017
(10)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成 23 年度)	230 (171)	251 (200)	91 (73)	71 (46)	68	5	MOX 燃料加工施設及び再処理施設の検査等に資するため、これらの施設に係るリスク情報の整理を行う。その一環として、これらの施設の重大事故に関連する事故シナリオとして、以下について関連するリスク情報を蓄積する。 ①冷却機能喪失による蒸発乾固事象 ②グローブボックス火災	0018
(11)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成 15 年度)	70 (63)	70 (61)	84 (43)	63 (45)	60	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	0020

(12)	原子炉施設等の規制 基準整備事業 (平成 23 年度)	56 (45)	82 (71)	83 (70)	77 (55)	44	5	民間規格の技術評価を行い、技術評価書を作成すると共に、規則解釈等を改正し技術評価を行った民間規格を引用する。国内外の法令・民間規格等の動向を総合的に調査・分析し、規則解釈等への反映の要否を検討する。また、IAEA 安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、IAEA 安全基準策定に係る IAEA の関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA 安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	0021
(13)	技術基盤分野の規制 高度化研究事業(リス ク情報の活用) (平成 23 年度)	291 (92)	290 (234)	315 (264)	317 (276)	336	5,7	確率論的リスク評価 (PRA) に係る最新知見、評価手法及び解析モデルの整備を行い、検査制度における新たな監視・評価等にリスク情報を活用するとともに、PRA に係る技術的知見を蓄積する。具体的には、検査での指摘事項 (不適合の発見) の重要性を評価するための指標及びリスク評価ツール、検査で活用する原子力発電所毎のリスク情報等を整備する。また、地震、津波、火災、溢水等の事象の発生を対象に、最新知見を踏まえた原子力発電所のリスクを評価する手法を整備する。	0022
(14)	発電炉設計審査分野 の規制研究事業 (平成 23 年度)	1,321 (1,189)	1,021 (896)	1,091 (943)	1,241 (1,144)	933	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る技術的知見の拡充、並びに火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法の整備を行う。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	0023
(15)	大規模噴火のプロセ ス等の知見整備に係 る研究事業 (旧:火山影響評価に 係る研究事業) (平成 26 年度)	447 (427)	408 (372)	470 (425)	573 (442)	506	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまでも実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。	0024
(16)	原子力規制高度化研 究拠出金 (平成 26 年度)	225 (192)	296 (228)	262 (158)	241 (190)	255	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	0025

(17)	(再掲) 原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	- -	823 (813)	800 (738)	954 (808)	590	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関（TSO）である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	0009
(18)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	- -	- -	904 (843)	1,039 (995)	1,078	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	0026
(19)	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究 (令和2年度)	- -	- -	54 (50)	120 (111)	198	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証（Verification）作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認（Validation）作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	0027
(20)	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業 (令和3年度)	- -	- -	- -	187 (172)	240	5	原子力発電所の廃止措置の進展等に伴って今後事業化が見込まれる中深度処分について、事業許可申請の審査の際の判断指標の整備に必要となる科学的・技術的知見の収集・整備を行う。自然現象の長期評価に関しては、地下水の流れの変化や地下環境に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査とシミュレーション等を行う。埋設施設の性能評価及び公衆の線量評価手法に関しては、放射性物質の漏出及び移動を抑制する機能を持つコンクリートや粘土のバリア材の特性に関する知見を取得するため、試験とシミュレーションを行う。地質環境、水理環境モニタリングに関しては、モニタリング期	0028

								間の終了後にモニタリングに用いたボーリング孔が放射性物質が移行する経路にならないように埋め戻したあと、これを確認する手法に必要な知見を取得するための調査・解析を行う。	
(21)	廃止措置等に関する規制運用技術研究事業 (令和3年度)	-	-	-	103 (64)	134	5	原子力施設の解体等に伴い発生する新規のクリアランス対象物について、測定結果の定量評価における信頼性の確保のための要素技術の抽出、混合物の放射能濃度の定量評価に必要な要素技術の抽出を行い、クリアランスの認可・確認に係る科学的・技術的知見を整理する。 中深度処分対象廃棄体、研究施設等廃棄物等を対象に、安全評価上重要となるソースターム設定等の審査に必要な知見を蓄積するとともに、技術的留意点を整理する。また、後続規制の廃棄体確認における放射能濃度評価方法の妥当性に係る科学的・技術的知見を整理する。 廃止措置の潜在的危険性に応じた規制運用に資するため、廃止措置工事中の放射性物質の飛散、サイトに残存する放射性物質の評価等、廃止措置における危険性の高い活動評価に係る科学的・技術的知見を整理する。	0029
(22)	シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業(東京電力福島第一原子力発電所事故分析結果の反映) (令和4年度)					1,025	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を規制要件化するために活用する知見の整備のため、水素爆発、放射性物質の放出等に係る調査、実験、評価手法の整備等を行うことで、事故の調査・分析から得られた課題について更なる規制要件化の可否を検討する上で必要な技術的知見を取得する。 事故進展に応じた解析を行うことで現実的なプラント内の挙動や放射性物質の環境への放出等の情報を整備するとともに、防護措置に係る判断に必要な知見を取得する。また、人と環境への影響を評価する手法を高度化し、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等について、より実効的な枠組みを検討するための知見を取得する。	新 22-0001
施策の予算額・執行額		9,224 (7,919)	8,958 (7,426)	9,926 (8,109)	10,032 (8,398)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表							
施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施			施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期 2023年8月	
施策の概要	・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 ・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022		
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。 (1) 核セキュリティ対策の推進 (2) 保障措置の着実な実施 (3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化			担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						
定量指標	基準値 (基準 年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績値					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA 管理番号：3. (1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) 〈アウトカム指標〉	- (-)	-	0	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。
		0	0	0	0		
定性指標		目標				測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠	
2	令和4年度業務計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。</li> <li>- 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。</li> <li>- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。</li> <li>- 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。</li> <li>- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。</li> <li>- 放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。</li> </ul>				令和4年度原子力規制委員会業務計画	



		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。</li> <li>- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。</li> <li>- 核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。</li> </ul>							
3	令和4年度業務計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3.(2)】 〈保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。</li> <li>- 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。</li> <li>- 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。</li> </ul>					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
4	令和4年度業務計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：3.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。</li> <li>- 核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をより深めることができたか。</li> <li>- 核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることができたか。</li> </ul>					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	38 (27)	37 (36)	37 (28)	32 (27)	34	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	0030
(2)	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧：放射線障害防止対策に必要な経費) (昭和33年度)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	1,145 (887)	45	2	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。	0042

	保障措置の実施に必要な経費 (昭和 52 年度)	3,188 (3,184)	3,547 (3,533)	3,441 (3,421)	3,407 (3,390)	3,781	3,4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	0031
(4)	保障措置環境分析調査事業 (平成 8 年度)	570 (543)	617 (570)	569 (545)	451 (402)	362	3	①IAEA に認定されたネットワーク分析所として、IAEA の依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ②新規分析手法の開発（ウラン及びプルトニウム粒子の精密同位体比分析）や既存分析手法の高度化	0032
(5)	大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成 13 年度)	35 (28)	32 (29)	73 (37)	87 (79)	371	3,4	大型混合酸化物燃料加工施設（J-MOX）では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立し、適切な保障措置を実施することが必要。このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器（①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器）を開発・設置する。	0033
(6)	国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和 61 年度)	104 (98)	135 (135)	101 (101)	80 (80)	85	3	国際原子力機関（IAEA）で実施している下記の 4 つの事業への拠出を通じ、IAEA における保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。 ・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画 ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画 ・我が国を含む加盟国が IAEA に対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 ・IAEA による保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動	0034

								が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	
(7)	原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	113 (99)	114 (115)	114 (80)	103 (69)	100	2	①新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。 ②規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。	0035
(8)	核物質防護検査体制の充実・強化事業(令和4年度)	- -	- -	- -	9 (2)	175	2	① 高機密性情報ネットワークの広域的な接続 核物質防護に関する機密性の高い情報を広域的に使用可能とするために本庁舎内で運用する高機密性情報ネットワークを更新強化し、極めて秘匿性の高い通信基盤を確立する。 ② 本庁舎と現場の検査官を一体化する専用端末の配備 秘匿性の高い通信基盤で使用する専用端末を本庁舎と現場の検査官室(PC端末)、検査官(モバイル端末)に配備し、検査官が映像、音声、位置情報等を活用しながら本庁舎及び現場の検査官がリアルタイムで評価する高度な検査を実現する。 ③ 高度な検査に必須な環境整備 現場の検査官が日常的な検査を実施するために必要な検査官室の防護対策を行う。	0036
施策の予算額・執行額		4,048 (3,978)	4,481 (4,417)	4,334 (4,212)	5,314 (4,936)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表								
施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明			施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期	2023年8月	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施			担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、高須洋司 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	5回	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。
		-	5回	8回	9回			
2	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	-	3回	6回	事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信するため。
		-	-	-	12回			
定性指標		目標					測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠	
3	令和4年度業務計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(1)】	- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。 - 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 - 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。					令和4年度原子力規制委員会業務計画	
4	令和4年度業務計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進	- 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。					令和4年度原子力規制委員会業務計画	

	捗状況 【PDCA 管理番号：4. (2)】	- 事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。 - 積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。 - JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。 - 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に 3 回以上参加）。 - 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。							
5	令和 4 年度業務計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：4. (3)】	- モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。 - 福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。					令和 4 年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計（執行額）(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和 4 年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
(1)	(再掲) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成 26 年度)	851 (767)	987 (697)	1,236 (755)	1,152 (935)	1,061	3,4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等（燃料デブリ（核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの）をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等）を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。	0013
(2)	環境放射能水準調査等事業 (昭和 50 年度)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	2,423 (2,189)	1,750	5	47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	0037
(3)	海洋環境放射能総合評価事業 (昭和 58 年度)	799 (790)	851 (849)	856 (856)	861 (861)	877	5	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	0038
(4)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成 25 年度)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103 (98)	98	5	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	0039
(5)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800	5	福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。	0139 (復興庁)

(6)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,328 (1,233)	1,313 (1,229)	1,221 (1,133)	1,191 (923)	1,175	5	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。 具体的には、①環境モニタリングホームページの運営、②地上からの空間放射線量率の分布状況の調査、③航空機による空間線量率の広域調査、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④ALPS 処理水放出に関連する海域モニタリング、⑤IAEA との分析機関間比較、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査を実施する。	0140 (復興庁)
(7)	環境放射線測定等に必要な経費	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086 (1,006)	1,453 (1,420)	1,498	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。	0141 (復興庁)
施策の予算額・執行額		7,292 (6,744)	7,099 (6,473)	7,760 (6,638)	7,998 (7,226)				

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表								
施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価 実施予定時期	2023年8月	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。</li> <li>放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。</li> <li>放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。</li> <li>原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。</li> </ul>		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。 (1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施		担当部局・作成責任者名		長官官房 足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信 緊急事案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA 管理番号: 5.(4)】	- (-)	-	5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	
		-	-	6%	6%			
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA 管理番号: 5.(4)】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とす
			39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	38事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所		

3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA 管理番号：5.(5)】	- (-)	365 日分	366 日分	365 日分	365 日分			る。 原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。
定性指標		目標							測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
4	令和 4 年度業務計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。</li> <li>- 岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。</li> </ul>							令和 4 年度原子力規制委員会業務計画
5	令和 4 年度業務計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(2)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。</li> <li>- ガイド整備を着実に進めたか。</li> <li>- IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。</li> </ul>							令和 4 年度原子力規制委員会業務計画
6	令和 4 年度業務計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。</li> <li>- 防災業務関係者の放射線防護対策等に関する事項について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。</li> <li>- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。</li> <li>- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。</li> <li>- モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。</li> <li>- EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。</li> <li>- EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。</li> </ul>							令和 4 年度原子力規制委員会業務計画
7	令和 4 年度業務計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号：5.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。</li> <li>- 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和 6 年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。</li> <li>- 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。</li> <li>- 放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。</li> <li>- 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。</li> <li>- 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。</li> <li>- 緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の 5%）及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。</li> <li>- オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。</li> <li>- あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。</li> <li>- 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等（防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」（仮称）を含む。）の整備・見直しを実施できたか。また、令和 4 年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を実施して抽出された課題について検討を行ったか。</li> </ul>							令和 4 年度原子力規制委員会業務計画



		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 令和4年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。</li> <li>- 原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。</li> <li>- 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。</li> <li>- 各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。</li> </ul>							
8	令和4年度業務計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：5.(5)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。</li> <li>- 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。</li> <li>- 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。</li> </ul>					令和4年度原子力規制委員会業務計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度)	352 (283)	324 (275)	289 (189)	214 (160)	213	4	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す業務計画に基づいて、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、これまでの放射線安全規制研究戦略的推進事業で得られた研究成果・知見を踏まえ、放射線防護体系の高度化に関する調査事業、被ばく線量評価体系の高度化に関する研究及び放射線健康リスクに関する研究を、主体的に推進し、必要となる科学的・技術的知見を取得し、蓄積する。さらに、放射線防護に係る最新の国際的な要件等を我が国法令等へ導入するために必要な技術的基準及び技術基盤の整備に向けた研究を推進する。	0040
(2)	原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業 (平成2年度)	170 (170)	152 (152)	145 (136)	110 (110)	110	5	原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のガンにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、ガン死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信していく。	0041

(3)	(再掲) 放射性同位元素使用施設等の 安全規制 (旧：放射線障害防止対策に必 要な経費) (昭和 33 年度)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	1,145 (887)	45	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保 するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的 には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必 要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検 査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。	0042
(4)	(再掲) 環境放射能水準調査等事業 (昭和 50 年度)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	2,423 (2,189)	1,750	8	47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度 かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	0037
(5)	(再掲) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和 58 年度)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861 (861)	877	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び 海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本 業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を 行う。	0038
(6)	(再掲) 避難指示区域等における環境 放射線モニタリング推進事業 (平成 25 年度)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103 (98)	98	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、 次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施する とともに、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタリ ングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用 した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	0039
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和 32 年度)	1,474 (1,289)	1,592 (1,141)	1,519 (1,426)	904 (885)	1,171	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環 境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁 において実施する。 ①米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 ②輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究 ③大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 ④離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁：原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、 防衛省)	0043
(8)	放射線モニタリング等人材育 成事業 (平成 2 年度)	237	239	242	227	227	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以 下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対し て環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。	0044

		(237)	(235)	(250)	(226)				
								②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。	
(9)	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業) (平成25年度)	12 (10)	34 (22)	39 (23)	39 (28)	39	6	「放射能測定法シリーズ」について、優先順位をもとに、年2種程度の測定法について検討する。 また、原子力災害発生時の緊急時モニタリングの体制等に関する諸外国、IAEA等における検討状況を調査し、調査の結果得られた知見を基に、放射線モニタリング機能の維持・向上を図るための検討等を行う。	0045
(10)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,628 (6,722)	7,141 (6,546)	7,515 (6,975)	9,048 (7,266)	6,092	8	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	0046
(11)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成25年度)	669 (652)	1,288 (1,252)	1,286 (1,089)	1,013 (929)	891	7,8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守 RAMISについて、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持 原子力施設立地道府県に、緊急時モニタリングを実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターの活動に必要な機器・設備等を配備し、維持管理を行う。	0047
(12)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,521 (3,370)	3,851 (3,795)	3,631 (3,549)	3,712 (3,697)	3,638	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備・維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	0048
(13)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業	76	51	36	24	24	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。	0049

	(平成 26 年度)	(42)	(33)	(26)	(0)			オフサイトにおける緊急時対応の判断プロセス策定の一助として、屋内退避による被ばく低減効果に関する技術的知見に加え、避難やその他の防護措置の組み合わせによる効果を検討・評価する。	
(14)	原子力災害等医療実効性確保事業 (平成 28 年度)	443 (399)	488 (459)	3,302 (3,033)	1,371 (1,293)	602	5,6	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。</p> <p>具体的には、主に以下の事業を行う。</p> <p>①高度被ばく医療支援センター等の施設設備整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の体内除去を促進させ、内部被ばくの影響を軽減させる治療等に必要の専門的な資機材等の整備</li> </ul> <p>②原子力災害時医療研修・訓練等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施</li> <li>・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施</li> <li>・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守</li> </ul> <p>③原子力災害時医療体制実効性確保等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置</li> <li>・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施</li> <li>・統合原子力防災ネットワークの維持管理</li> </ul> <p>④原子力災害医療高度専門人材確保育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく医療分野の高度専門人材の配置及び被ばく傷病者受入れのマニュアル化等の実施</li> <li>・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの専門人材向け高度専門研修の実施</li> </ul> <p>この他、R I 施設において被ばく傷病者が発生した場合に被ばく傷病者を医療機関が円滑に受け入れられるよう、事業者、搬送機関及び医療機関の対応能力の向上及びこれらの機関の連携強化を図るべく、研修等を実施する。</p>	0050
(15)	航空機モニタリング運用技術の確立等事業 (平成 28 年度)	318 (314)	277 (245)	280 (256)	234 (210)	238	8	<p>航空機モニタリングの運用</p> <p>①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。</p> <p>②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートを検討。</p>	0051

	(314)	(245)	(256)	(210)		
						③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。 ④防衛省と連携した訓練の実施、航空機モニタリング体制の検証
施策の予算額・執行額	18,195 (16,595)	18,391 (16,950)	21,404 (19,999)	21,429 (18,840)		

## 原子力規制委員会の人的資源の投入量の分析

## 1. 部署別の人員数（単位：人）

部署名	令和2年	令和3年	令和4年
総務課	30.4	27.3	27.4
広報室	15.2	14.6	15.7
国際室	17.8	16.0	13.6
法令審査室	11.1	7.7	8.4
法務部門	20.1	29.3	31.8
情報システム室	24.1	24.0	23.3
人事課	33.7	39.6	42.2
会計部門	54.4	46.1	46.8
緊急事案対策室	28.2	23.6	25.1
技術基盤課	26.5	26.3	25.8
システム安全研究部門	52.6	45.3	47.8
シビアアクシデント研究部門	29.2	26.1	31.8
放射線廃棄物研究部門	41.6	40.9	33.0
地震津波研究部門	47.2	47.4	46.8
放射線防護企画課	31.0	31.7	26.6
保障措置室	19.3	19.7	20.8
監視情報課	22.8	23.3	20.7
放射線環境対策室	15.8	11.1	13.8
核セキュリティ部門	41.2	39.3	46.4
放射線規制部門	45.6	44.4	44.2
原子力規制企画課	25.3	21.4	20.3
福島第一原子力発電所事故対策室	21.5	22.8	25.4
実用炉審査部門	49.6	48.8	47.9
研究炉等審査部門	32.7	32.7	32.1
核燃料施設審査部門	41.1	35.8	33.9
地震津波審査部門	35.7	37.1	36.6
検査監督総括課	13.6	11.8	16.0
実用炉監視部門	15.7	12.2	11.8
核燃料施設等監視部門	32.5	27.2	22.8
専門検査部門	48.8	63.3	62.9
原子力安全人材育成センター	76.2	74.3	67.0
原子力規制事務所	143.0	136.6	134.2
地方拠点	11.0	11.0	11.8
その他	8.0	8.0	8.0

（注）原則として、非常勤職員及び派遣職員は除く。技術参与及び再任用の職員は含む。

2. 職員一人当たりの月平均残業時間（単位：時間）

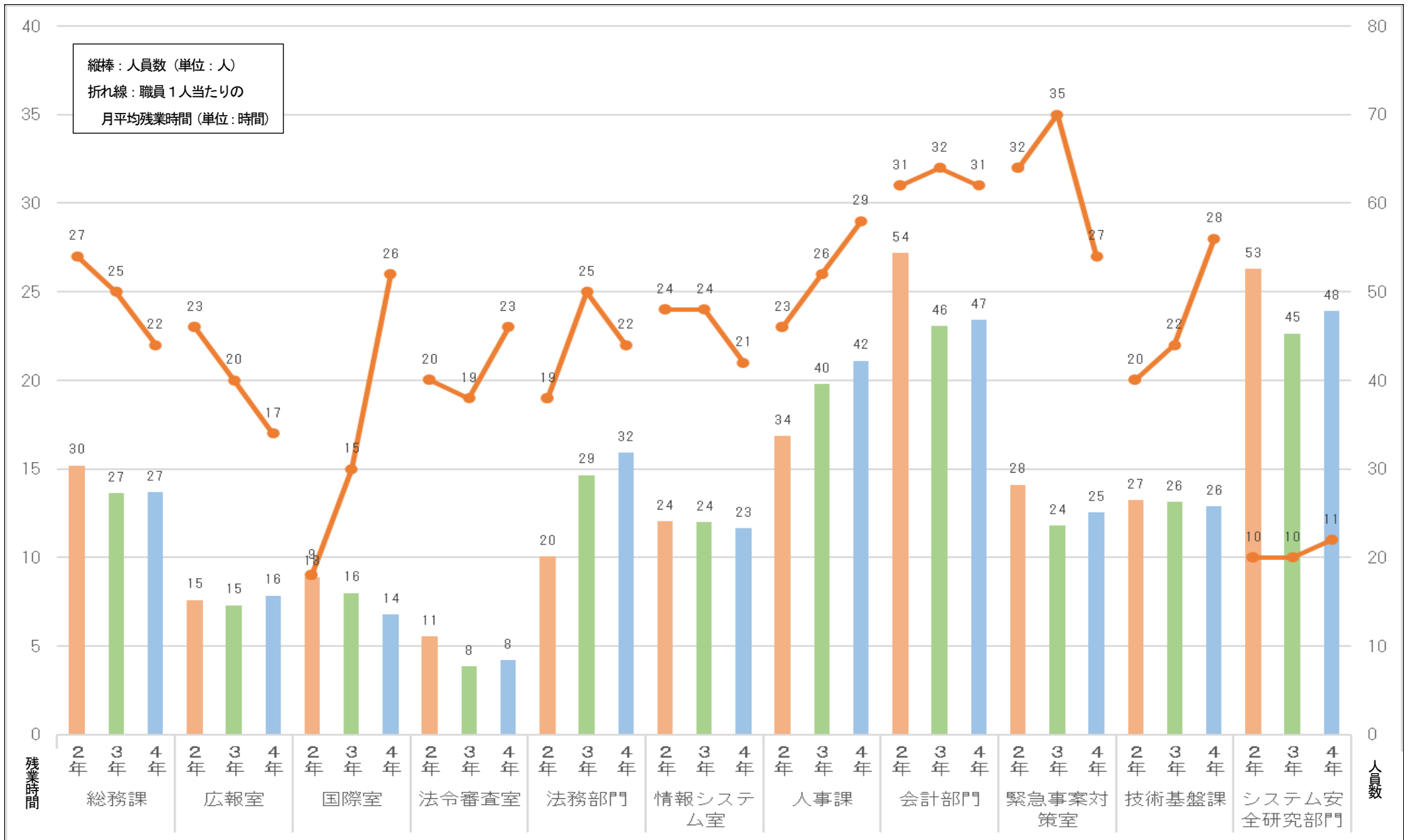
部署名	令和2年	令和3年	令和4年
総務課	27	25	22
広報室	23	20	17
国際室	9	15	26
法令審査室	20	19	23
法務部門	19	25	22
情報システム室	24	24	21
人事課	23	26	29
会計部門	31	32	31
緊急事案対策室	32	35	27
技術基盤課	20	22	28
システム安全研究部門	10	10	11
シビアアクシデント研究部門	12	12	14
放射線廃棄物研究部門	12	11	14
地震津波研究部門	17	15	15
放射線防護企画課	23	23	21
保障措置室	36	31	31
監視情報課	22	25	19
放射線環境対策室	26	21	19
核セキュリティ部門	21	32	29
放射線規制部門	24	19	19
原子力規制企画課	24	23	26
福島第一原子力発電所事故対策室	25	25	25
実用炉審査部門	30	30	28
研究炉等審査部門	23	21	23
核燃料施設審査部門	36	23	23
地震津波審査部門	28	23	23
検査監督総括課	22	22	19
実用炉監視部門	18	16	16
核燃料施設等監視部門	9	10	13
専門検査部門	7	10	9
原子力安全人材育成センター	8	10	11
原子力規制事務所	25	25	24
地方拠点	17	19	17
その他	8	8	6

3. 部署別の人的資源の投入量（単位：百人日）

部署名	令和2年	令和3年	令和4年
総務課	81	73	71
広報室	40	38	40
国際室	41	38	34
法令審査室	29	20	22
法務部門	50	76	82
情報システム室	63	62	59
人事課	88	106	114
会計部門	149	127	128
緊急事案対策室	78	66	67
技術基盤課	64	65	65
システム安全研究部門	116	99	100
シビアアクシデント研究部門	64	58	70
放射線廃棄物研究部門	96	93	77
地震津波研究部門	113	112	107
放射線防護企画課	78	80	65
保障措置室	52	51	54
監視情報課	59	58	51
放射線環境対策室	32	26	31
核セキュリティ部門	104	106	124
放射線規制部門	95	89	93
原子力規制企画課	63	52	50
福島第一原子力発電所事故対策室	53	55	56
実用炉審査部門	135	133	128
研究炉等審査部門	84	82	81
核燃料施設審査部門	112	93	87
地震津波審査部門	93	93	89
検査監督総括課	35	31	40
実用炉監視部門	40	31	30
核燃料施設等監視部門	78	66	56
専門検査部門	115	152	149
原子力安全人材育成センター	172	169	150
原子力規制事務所	377	359	343
地方拠点	29	20	30
その他	19	19	19



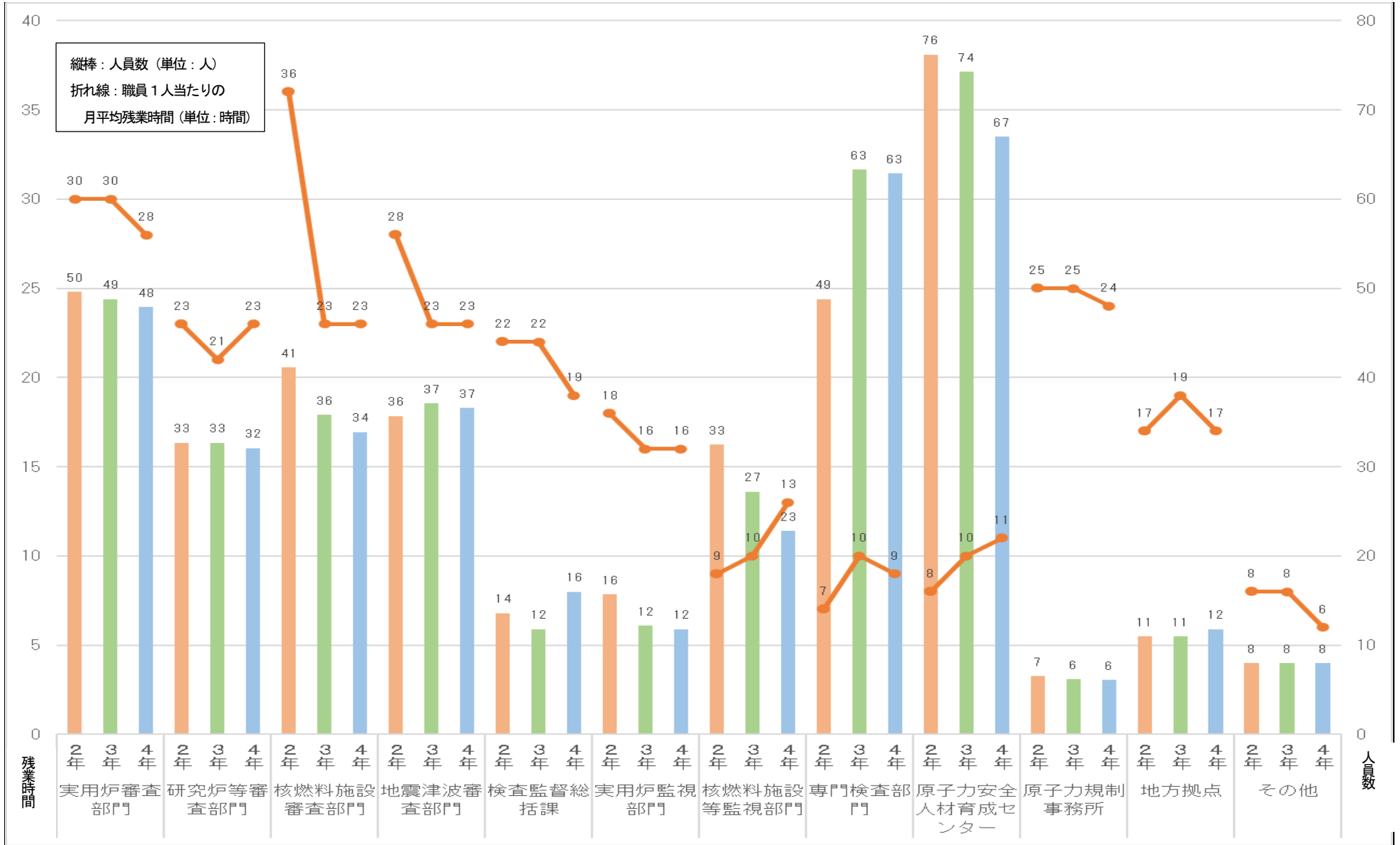
人員数と職員 1 人当たりの月平均残業時間①



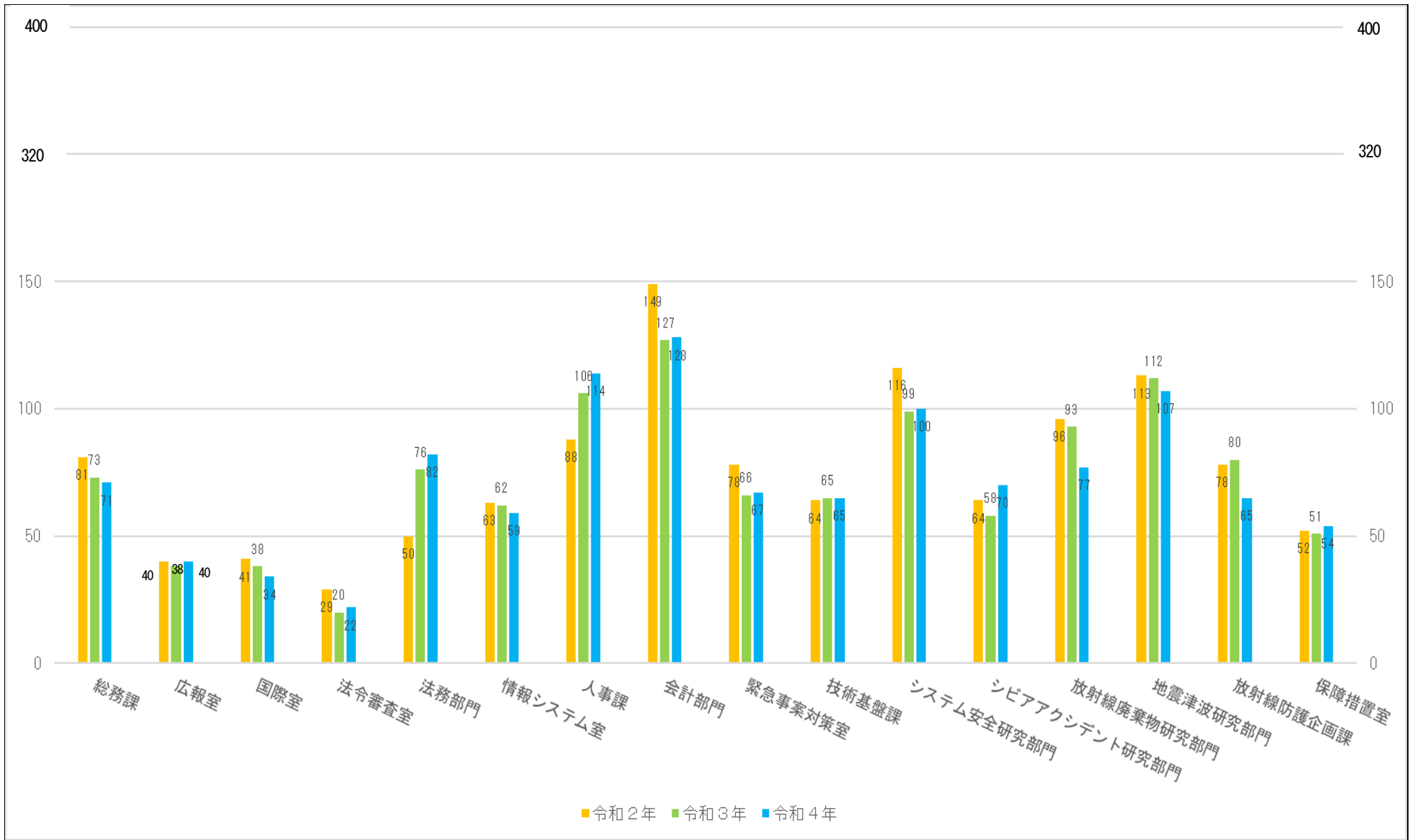
人員数と職員 1 人当たりの月平均残業時間②



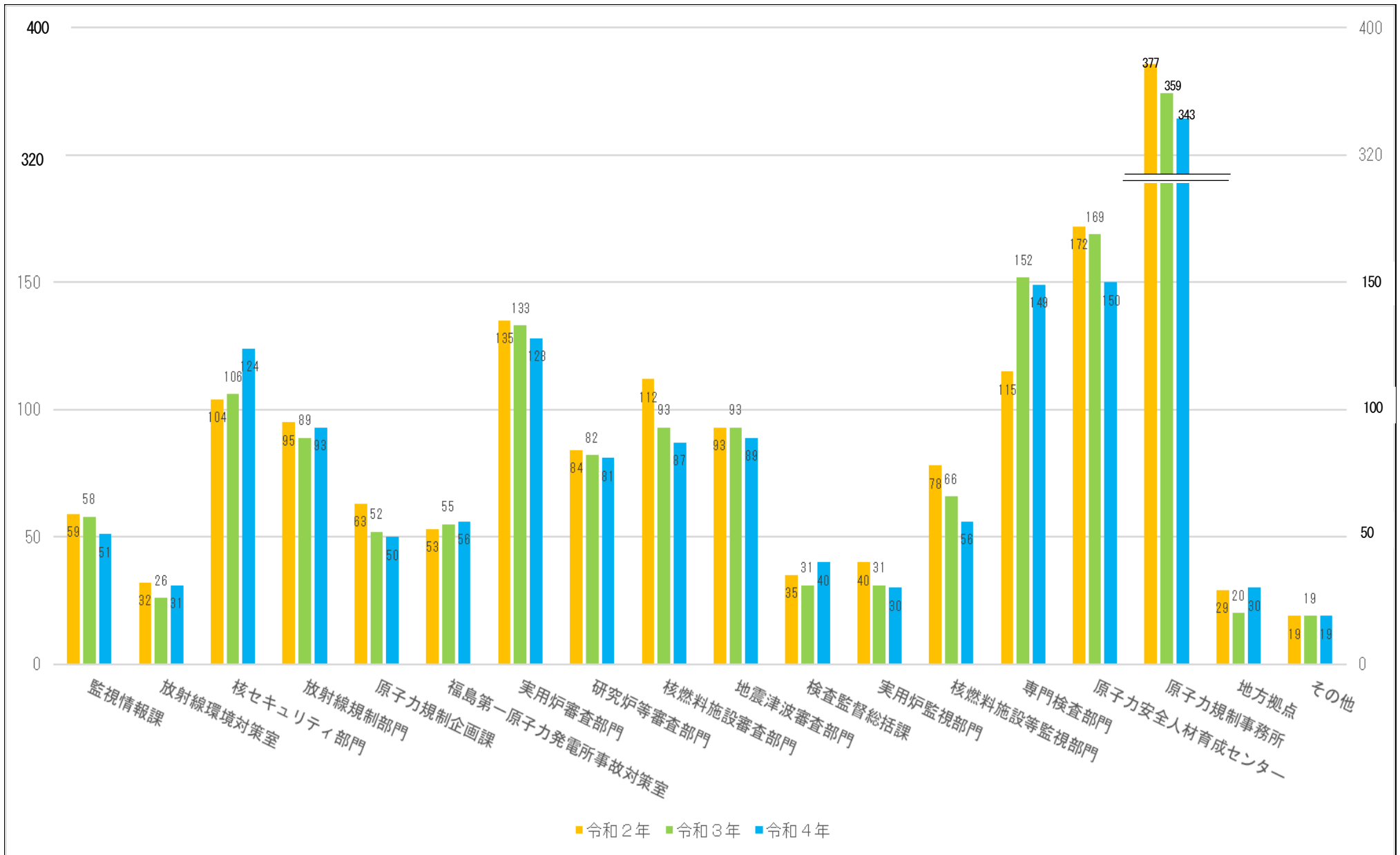
人員数と職員1人当たりの月平均残業時間③



人的資源の投入量①（単位：百人日）



人的資源の投入量② (単位：百人日)



## マネジメントシステム内部監査の実施状況

令和4年度は、以下の6つの部署に対して内部監査を実施した。

- ・ 緊急事案対策室
- ・ 六ヶ所保障措置センター
- ・ 六ヶ所原子力規制事務所
- ・ 核セキュリティ部門
- ・ 人事課
- ・ 福島第二原子力規制事務所

全体として要改善事項はなく、良好事例が2件、改善が望ましい事項が2件抽出した。それぞれの内部監査の概要は以下のとおり。

マネジメント規程の評価事項の4項目

- ①原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画の進捗状況
- ②安全文化の育成・維持
- ③リーダーシップの発揮
- ④年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

は適切な状況であり、マネジメントシステムは、おおむね有効に機能していると評価できる。

### 1. 緊急事案対策室

- (1) 監査実施日：令和4年6月20日及び21日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件
- (3) その他（特記事項として確認したこと（4件））
  - ①緊急時対応能力のさらなる向上について
  - ②室長が非常駐の体制での勤務状況について
  - ③危機管理業務経験豊富な職員の執務の分担について
  - ④他省庁から規制庁にきた出向者や中途採用組への研修や業務説明の配慮

### 2. 六ヶ所保障措置センター

- (1) 監査実施日：令和4年9月14日
- (2) 監査結果：要改善事項及び良好事例：0件、改善が望ましい事項：2件
- (3) 改善が望ましい事項の内容
  - ①査察活動対応等のための移手段の確保

保障措置センターの職員は2名であり、主な業務に六ヶ所にある日本原燃（株）における査察活動と保障措置検査がある。保障措置センターには公用車1台が配置されているが、稀に同時に2施設に対応する必要があり、2名で分担するため、公用車と申請したタクシーを利用して査察場所に向う。例年、近隣のタクシー会社と契約していたが、令和4年度は年間契約を辞退され契約できなかつたため、本庁で使用している必要なときにだけ使用するタクシーチケットなどを保障措置センターに配備するのが望ましいと思われる。

## ② IAEA等とのオンライン会議システムの設置

保障措置センターでは、事業者や核物質管理センターと合同で、IAEAとのオンライン会議が頻繁に行われているが、スピーカーやマイク等の周辺機器も含めた専用のオンライン会議システムが保障措置センターにない。

保障措置センターの執務室で会議が実施できれば時間的にも効率化できるため、保障措置センターに専用のオンライン会議システムを設置することが望ましいと思われる。

### (4) その他（特記事項として確認したこと（5件））

- ①業務マニュアルの更改
- ②地方事務所庶務業務の効率化
- ③テレワークの導入
- ④独立した査察官室の設置
- ⑤保障措置センターの人員体制強化

なお、地方拠点の業務課題について、本庁が手厚く状況の把握や課題解決への支援を行うことが必要と考える。

## 3. 六ヶ所原子力規制事務所

(1) 監査実施日：令和4年9月15日

(2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件

(3) その他（特記事項として確認したこと（4件））

- ①検査官室の金庫の取り扱いについて
- ②核物質防護対策官の移動手段
- ③六ヶ所保障措置センターとの連携
- ④Garoon等を用いた事務所内の情報共有

なお、地方拠点の業務課題について、本庁が手厚く状況の把握や課題解決への支援を行うことが必要と考える。

## 4. 核セキュリティ部門

(1) 監査実施日：令和4年9月27日及び29日

(2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件

(3) その他（特記事項として確認したこと（4件））

- ①課室内の企画担当班の設置について
- ②人事評価の適正化について
- ③核セキュリティに係る人材配置について
- ④核セキュリティ文化の育成・維持活動

## 5. 人事課

(1) 監査実施日：令和4年11月30日及び12月1日

(2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：1件

(3) 良好事例

- ①ヒヤリ・ハット事例の話し合いについて

人事課では安全文化の育成・維持の活動として、概ね月1回程度、課員全員でヒヤリ・ハット事例に係る話し合いを開催していた。人事課の業務は原子力の安全規制に直接結びつくものではないが、予算業務（不用見込額登録）におけるヒヤリ・ハットの事例報告など、日頃の業務に関連するようなテーマを選定して実施していた。このように課のニーズに合わせて研修会を開催し、安全文化の考え方を育成・維持していく活動は、非常に好ましい取組みと考えられる。

②課長着任時における課員とのコミュニケーションについて

課長が着任した際、課員全員に対して10分から15分程度面談を実施していた。面談では、1) 経歴、2) 体調の状況、3) 課長に言っておきたいこと、4) 課長に聞いておきたいことなどの内容をヒアリングしていた。このような活動は、課長と課員との距離を縮め、課内の風通しを良くし、課題を把握できるコミュニケーションの活動として非常に好ましい取組みと考える。

(4) その他（特記事項として確認したこと（3件））

- ①職員のキャリアコンサルの体制作りについて
- ②人事管理システムの維持・管理について
- ③人事制度の企画立案について

6. 福島第二原子力規制事務所

- (1) 監査実施日：令和4年12月7日及び15日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件
- (3) その他（特記事項として確認したこと（3件））
  - ①原子力規制検査のサンプル数について
  - ②福島第一原子力規制事務所との相互協力について
  - ③事務補佐員の知識習得について

なお、地方拠点の業務課題について、本庁が手厚く状況の把握や課題解決への支援を行うことが必要と考える。



要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況

令和5年2月28日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧

(令和3年度第69回原子力規制委員会(令和4年3月2日)では是正処置完了を報告した案件を除く)

番号	総括マネジメント管理者の確認日		件名	担当部署
	要改善事項	是正処置		
1	令和3年3月5日	令和4年11月17日	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
2	令和3年5月13日	令和4年4月28日	原子力規制委員会報告資料における誤記	研究炉等審査部門
3	令和3年6月10日	令和4年9月9日	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備	監視情報課
4	令和3年8月31日	実施中	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ	技術基盤課
5	令和3年8月31日	実施中	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法	技術基盤課
6	令和3年11月5日	令和4年7月21日	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備	検査監督総括課
7	令和3年11月24日	令和4年9月9日	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合	監視情報課
8	令和3年12月20日	令和5年2月27日	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載	人事課 放射線防護企画課
9	令和4年1月19日	令和4年10月25日	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定	監査・業務改善推進室
10	令和4年2月1日	実施中	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備	技術基盤課
11	令和4年2月9日	令和4年6月29日	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ	総務課
12	令和4年2月9日	実施中	扶養手当の誤支給	人事課
13	令和4年2月14日	実施中	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告	会計部門

14	令和4年2月14日	令和4年2月9日	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ	研究炉等審査部門
15	令和4年2月17日	令和4年6月6日	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化	保障措置室
16	令和4年2月17日	令和4年6月6日	便宜供与依頼に係る手続不備	保障措置室
17	令和4年5月17日	令和5年2月9日	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備	研究炉等審査部門
18	令和4年5月24日	実施中	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス	規制研修課
19	令和4年5月24日	令和4年11月17日	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り	規制研修課
20	令和4年5月24日	実施中	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り	規制研修課
21	令和4年6月3日	令和4年7月14日	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理	検査監督総括課
22	令和4年6月10日	—	原子力第1船原子炉(むつ)設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ	研究炉等審査部門
23	令和4年6月28日	令和5年2月24日	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理	システム安全研究部門
24	令和4年6月30日	実施中	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り	放射線防護企画課
25	令和4年7月1日	令和4年8月17日	官報への掲載誤り	総務課
26	令和4年8月12日	令和4年10月27日	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ	核セキュリティ部門
27	令和4年8月17日	令和5年2月2日	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失	情報システム室
28	令和4年8月19日	令和5年1月13日	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失	監視情報課
29	令和4年8月19日	—	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について	技術基盤課
30	令和4年8月22日	令和4年11月14日	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いの不実施	保障措置室
31	令和4年9月29日	実施中	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯	検査監督総括課

32	令和4年10月17日	実施中	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯	核セキュリティ部門
33	令和4年10月21日	—	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯	保障措置室
34	令和4年12月15日	—	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域	専門検査部門
35	令和5年1月12日	実施中	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ	実用炉審査部門
36	令和5年2月27日	実施中	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について	保障措置室

(※)是正処置の欄の「—」は、是正処置を不要としたことを示す。

番号	1	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p>&lt;経緯&gt;令和3年1月21日に実施した日本原子力発電(株)との事業者ヒアリングの面談録について、担当者が議事要旨を作成し、令和3年2月2日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年2月5日に事業者から、当該議事要旨の中に非公開情報が記載されているとの連絡があった。連絡を受けた審査官がホームページ上で当該議事要旨を確認したところ、非公開情報が含まれていた。</p> <p>&lt;問題点&gt;当該議事要旨の中に含まれていた非公開情報は、情報公開法第5条第2号イ及びロに従い不開示としている事業者の商業機密にあたる情報であり、公表にすることにより競争上の地位を害するおそれがあるものである。ヒアリング後に担当者がヒアリング資料を基に議事要旨を作成した際に、上記情報が非公開情報であることを見落とし、そのまま議事要旨に記載し、公開した。また、公開前に他の審査官や上司の確認を受けたが、担当者と同様に当該情報が非公開情報であることを見落とししていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>事業者から連絡を受けた令和3年2月5日に、原子力規制委員会ホームページでの当該議事要旨の公開を直ちに停止した。同日、非公開情報を削除した議事要旨を公開し、是正した旨の連絡を事業者に行った。</p> <p>「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告するとともに、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該面談録が保存されていないことを確認した。</p>		
是正処置	<p>①作業担当者が事業者ヒアリングの議事要旨を作成する際には、非公開情報の有無について事業者資料を基に確認し、非公開情報を含まない記載とすることを原則とする。同要旨に非公開情報を記載しなければならない場合には、作業担当者が事業者資料等を確認した上で、記載内容が適切にマスキングされていることを確認した後、別の担当者によるダブルチェックを行う。</p> <p>②ホームページ掲載を承認する管理職(安全規制調整官等)は、議事要旨に非公開情報が含まれていないこと、又は適切にマスキングされていることを最終確認し、ホームページ掲載を承認する。</p> <p>③非公開情報を含む事業者ヒアリングの議事要旨作成手順及び確認手法については、執務要領を改定し、注意事項として明記する。また、部門内の会議体である部門内会議及び審査企画班会議にて、当該執務要領に追加する是正措置内容を周知徹底する。</p>		

番号	2	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会報告資料における誤記		
内容	<p>令和3年度第1回原子力規制委員会(令和3年4月7日)で報告した「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」において、処分日等に誤記があったことが分かった。</p> <p>令和3年4月20日、原子力規制委員会の年次報告の各省協議において、文部科学省からの指摘により、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び工事の計画の認可の分割申請その7、その8の申請日が誤っていると指摘があり、原子力規制委員会報告資料の誤記の発見につながった。その後、原子力規制委員会報告資料において誤記がないかを改めて確認したところ、文部科学省から指摘された箇所のほか、保安規定変更認可の処分日の記載漏れなど、合計4箇所の誤記があったことが分かった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年度第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、配布資料として、「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況についての修正について」を原子力規制委員等に配布し、原子力規制委員会報告資料に誤記があったため修正手続きを取る旨を報告した。その後、既に原子力規制委員会ホームページで公表されている「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」の資料について、誤記があったため朱記修正し、差し替える旨を注記し、修正版の資料と差し替えた。</p>		
是正処置	<p>作成した資料を過信せず、正しい資料を公表するという意識を強く持ち、本件について部門全体に認識共有を図るとともに、以下の是正処置を行う。</p> <p>①記載内容を確実なものとするため、担当者が記載した内容について、原班班長がその内容を申請書、許認可文書をもとに誤記がないかの確認を行う。その結果を原班管理職に報告する。原班管理職は、報告を受けた内容について確認を行う。</p> <p>②分割申請の取下げに伴う再申請があった場合、ナンバリングの変更及び取下げ日、再申請日及び経緯を部門内会議資料に記載し、必要情報の整理及び部門内への周知を図るとともに、総括班は、委員会報告直前において時点修正を行うための確認依頼を行い、その結果を反映する。併せて、取下げ等が行われた申請については、文書管理システム上の情報との突合作業を行い、記載内容に誤りのないことを再確認する。</p>		

番号	3	担当部署	監視情報課
件名	東日本大震災復興特別会計の移替えの手續きに係る不備		
内容	<p>監視情報課で執行している予算のうち(目)「放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費」の(イ)令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査事業)及び(ロ)令和3年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(80km圏内外における航空機モニタリング事業)は、東日本大震災復興特別会計で復興庁が予算を管理している事業である。別の省庁で管理している予算を執行する場合は、財務省の予算の執行の移替え(復興庁から原子力規制庁へ)協議を経て予算の執行が可能になる。</p> <p>今般、要改善事項として以下2つの事項が発生した。</p> <p>① 令和3年3月2日に、4月1日から予算の執行を予定している事業について復興庁からの予算の移替え協議の登録依頼があり、3月9日の期日までに登録を行った。この際に、本来、(イ)及び(ロ)の登録を行うべきだったところ(イ)を失念し(ロ)しか登録しなかった。</p> <p>② ①を受けて、3月26日に再度の移替え協議を財務省に対して行い、(イ)を追加登録したものの、予算どおりの金額を登録したため、登録した金額が実際の予算執行に必要な金額よりも過少であった。</p> <p>背景として、①については課内の(イ)に係る資料等の確認が不十分であったこと、②については従前より予算額と執行額の乖離を放置していたことがあげられる。</p>		
要改善事項の処置	<p>①については、3月25日に登録漏れに気づき、会計部門と調整をした上で、3月26日に財務省に経緯の説明を行い、登録の了解が得られ、4月1日から予算を執行できるようになった。</p> <p>②については、5月27日に(ロ)の額を調整し、不足分の約20,000千円分の予算を工面し、(イ)を実施できるようにした。</p>		
是正処置	<p>①について、令和4年度から本委託事業の執行担当を変更し、予算執行担当と移替え手續き担当班が一致するよう業務分担の見直しを行った。加えて、令和4年度予算要求から積算資料を修正し、積算の項目と実施している事業を一致するよう整理したことで、予算額よりも契約額が大きな状態が解消された。</p> <p>令和4年度の移替え協議時には、積算資料を基に確認を行い、担当者を明記したToDoリストを確認し、総括係及び原班で過去資料と照合し、移替えを行った。</p> <p>なお、②については、結果として特段問題が生じなかったため、課内関係者や会計部門への問題提起や相談等の必要がなかった。</p>		

番号	4	担当部署	技術基盤課
件名	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ		
内容	<p>令和3年3月頃、技術基盤課が保有する特定重大事故等対処施設に関する6件の行政文書について、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第29条(1)に基づき秘密文書としての区分を変更するための起案を作成していたところ、当該行政文書が規則第29条(1)及び(2)に基づく指定がなされていないことが判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、当該行政文書は平成24年及び平成26年に作成されており、規則及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)に秘密文書の管理に係る規定が追加された時期(平成27年4月1日)以前に策定されたものであることが分かった。規則及び要領の施行後は、それぞれに準じた文書管理を行っていたものの、秘密文書としての指定がされていない状態であった。</p>		
要改善事項の処置	6件の行政文書について、令和3年5月14日に規則第29条(1)に基づく秘密文書の指定及び同条(2)に基づく必要事項を定めるための起案を施行し、秘密文書として登録した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	5	担当部署	技術基盤課
件名	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法		
内容	<p>令和3年5月頃、総務課公文書監理・情報化推進室から指示のあった令和3年度秘密文書管理状況調査に基づき、技術基盤課が保有する秘密文書について確認を実施した。その際、技術基盤課の保有する秘密文書のうち、特定核燃料物質の防護に関する情報を含む文書(令和元年9月13日第29回原子力規制委員会臨時会「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について」)が実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存されており、技術基盤課長の管理下でないことが判明した。これは、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)で定める行政文書ファイル管理簿の保存場所と異なる場所の保存であり、更に原子力規制委員会行政文書ファイル等保存要領に則さない運用である。また、令和元年9月13日に当該秘密文書が作成されて以降、規則第29条(2)に基づく取扱職員等の情報が更新されていないことも判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、令和元年9月頃に当該秘密文書を保存するにあたり、技術基盤課は原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)第7条(4)の要求を満たす保存環境を有していなかったため、保存環境が整うまで暫定的に実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存したものであることが分かった。しかし、当該秘密文書はクローズド LAN 上から取り出されることは無く、技術基盤課担当者の異動に伴いその存在が失念された状態であった。なお、秘密文書の保存方法は、要領第7条(4)の要求を満たしており、問題はない。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該秘密文書は特定核燃料物質の防護に関する情報を含むものであることから、技術基盤課の必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。</li> <li>・信頼性確認及び秘密文書取扱職員指定を受けた当該職員が、実用炉審査部門のクローズド LAN 上から当該秘密文書を印刷し、紙媒体の形で技術基盤課の管理する金庫に保存し、クローズド LAN 上の文書は削除する。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		



番号	6	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備		
内容	<p>○事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>原子力規制検査を行う職員は、原子力規制検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第61条の2の2第4項。以下「検査官証」という。)、立入り検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第68条第5項。以下「立入検査官証」という。)及び特定核物質防護等に関する秘密の取扱職務時に携帯する信頼性確認済証(原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令第10条)を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示することとなっている。</p> <p>令和3年8月25日に、原子力規制事務所(以下「事務所」という。)の職員1名より、実用炉監視部門に対して、検査官証及び立入検査証の所在が不明になっている旨の連絡があった。その後、捜索をしたものの発見に至らなかった。</p> <p>これを踏まえ、令和3年9月6日に、検査監督総括課より実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門及び専門検査部門の職員に対し、検査官証、立入検査証及び信頼性確認済証の現物確認と結果の報告を指示し、令和3年10月6日時点でさらに職員2名の紛失が判明した。</p> <p>なお、本事象の前(令和3年4月)にも職員1名の検査官証の紛失が発生しており、再発行の処理をしている。</p> <p>また、過去に所属していた職員(令和2年4月1日から令和3年10月6日の間に異動したもの)については調査中である。</p> <p>○事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>原子力規制検査が令和2年4月1日に施行され、これによって効力を失った検査官証及び立入検査証(以下「旧検査官証等」という。)は検査監督総括課で回収を行ったが、旧検査官証等を全て回収したか現在も確認中、また、回収後の処理(廃棄等)作業も残っている。なお、旧検査官証等(令和2年4月1日より前に回収されたものを含む。)の手続きに係る所掌が不明確であったが、現在は検査監督総括課にて行うこととしている。</p>		
要改善事項の処置	<p>事象1</p> <p>紛失した職員について、検査監督総括課において原子力規制委員会が交付した検査官証及び立入検査証の原子力規制委員会の印影を抹消扱いとして失効させ、併せて、同職員に対し、検査官証等を改めて発行する。信頼性確認済証は人事課において再発行の手続きを行う。※なお、信頼性確認済証を検査官等が常時携帯する必要はないことから、確認済証自体の発行を取りやめることとし、令和4年3月に関係の訓令を改正した。</p> <p>事象2</p> <p>旧検査官証等は検査監督総括課において保管している。なお、旧検査官証等は令和2年4月1日に施行された改正原子炉等規制法の改正前の規定に基づくものであり、現在使用することはできない。失効等の事務手続きの要否については、今後検討する。</p>		
是正処置	<p>①事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>第41回原子力規制委員会(令和3年10月27日)において、以下の是正処置の方針に</p>		

	<p>ついて報告し、検査官証の取り扱いについて、原子力規制検査等実施要領などのガイド類及び業務マニュアルを定めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査官は、検査等を実施する際は、検査官証を携帯していることを確認する。</li> <li>・検査官は、検査官証を紛失した場合は、直ちに検査監督総括課に報告する。</li> <li>・検査監督総括課は、紛失と報告された検査官証を直ちに抹消する。</li> <li>・検査監督総括課は、検査官証の所在確認調査を年1回行う。</li> </ul> <p>②事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>他課室の手順などを参考にして、検査官証の失効及び廃棄の手順を定めた業務マニュアルを作成し、試運用を行った後、検査グループ内で意見を確認し、令和4年6月に正式な業務マニュアルとして施行することとした。</p>
--	--

番号	7	担当部署	監視情報課
件名	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合		
内容	<p>平成23年3月11日の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを実施するために策定された総合モニタリング計画に基づき、関係府省や地方公共団体、原子力事業者が連携してモニタリングを実施している。当該計画において、海域モニタリングを実施する上での検出下限の目標値が定められており、原子力規制委員会を含むモニタリング実施者は、検出下限値が当該目標値以下となるよう海域モニタリングを実施することとしている。</p> <p>原子力規制委員会が実施した福島県沖海底土中のストロンチウム90の分析のうち、令和2年5月から令和3年5月までに採取した分について、検出下限値が目標値より大きい値で分析し、公表していたことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関が試料中の放射線量を測定した際、総合モニタリング計画で定められた検出目標値を導出するために十分な長時間測定したデータを取得し、現在まで保存していたため、当該データを使用して検出下限値(※)が目標値以下となるよう再解析を行った。</li> <li>※測定対象試料の測定時間を長くすると、測定対象の検出下限値が小さくなる。</li> <li>・再解析で得られた分析結果を、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報のホームページで公表した。</li> </ul>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視情報課・放射線環境対策室内で担当を見直し、令和4年度以降は総合モニタリング計画の確認を行う福島モニタリング担当班において当該委託事業の契約事務を実施することとした。</li> <li>○その上で、委託事業仕様書における海底土中 Sr-90 の検出下限値の目標値を、総合モニタリング計画と整合する値に設定した。また、仕様書に「総合モニタリング計画の改定が行われた場合は、その改定に合わせたモニタリングを実施すること」という規定を入念的に設けた。</li> </ul>		

番号	8	担当部署	人事課 放射線防護企画課
件名	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載		
内容	<p>放射線審議会委員の人事に関し、14名の委員のうち5名の任命(再任)について、令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)で決定された。これを受け、令和3年5月24日に放射線防護企画課の担当者Aから人事課の担当者Bに対し、5名への発令手続きを依頼した。</p> <p>令和3年6月6日、Bは辞令案を作成するにあたって、辞令に記載すべき内容をまとめた一覧表を作成し、Aに確認を依頼した。放射線審議会委員の任期が2年であるため(※)、任期満了日を令和5年6月14日とすべきところ、一覧表には1年短い令和4年6月14日と記載されていたが、確認依頼を受けたAは気が付かず、Bに修正意見がない旨回答した。そのためBは一覧表のとおり、起案、決裁を行った。放射線防護企画課においても送付時点に発令内容を確認することなく、辞令を各委員へ送付した。</p> <p>令和3年11月9日に、放射線防護企画課において、放射線審議会総会の謝金の支払い手続き書類に添付された辞令の写しを確認した際に、任期が誤っていることに気がついた。</p> <p>(※放射線障害防止の技術的基準に関する法律第7条第4項)</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年6月9日付け決裁の「放射線審議会委員の任命について(令和3年6月15日付け)」の修正起案を行い、令和5年6月14日までを任期とする辞令を再度発出する。</p> <p>辞令の再交付に係る放射線審議会の各委員に対する説明は、放射線防護企画課において行う。</p>		
是正処置	<p>人事課においては、辞令交付に必要な事項(名前、任期等)を明確化し、原課(依頼元)は人事課の共通様式等へ記入し依頼する形式とした。審議会等の委員委嘱の辞令起案において、任期が法令で定められている場合は、該当する法令を添付し、決裁ルートには、同報として審議会等の担当課室員を入れ、決裁時に原課において複数の関係者が確認できるようにした。</p> <p>また、審議会等の所管課の担当者へ本事例を周知し、所管課において、決裁開始前に人事課が作成した辞令内容を確認するとともに、辞令の送付前に、内容の確認を実施することとした。</p> <p>放射線防護企画課においては、決裁開始前の辞令内容の確認に際して、人事課への依頼時に記入した共通様式等を参照し、複数名で確認を実施することとした。</p> <p>また、辞令の送付前においても、同様に辞令内容の確認を実施することとした。</p>		

番号	9	担当部署	総務課監査・業務改善推進室
件名	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定		
内容	<p>原子力規制庁で取り扱う秘密文書は、「原子力規制委員会秘密文書管理要領」に基づき、当該秘密文書の取扱職員の範囲を秘密文書管理簿に記載することになっている。監査・業務改善推進室で令和3年12月に行政文書の自己点検を行ったところ、平成29年8月18日付けの秘密文書に関する秘密文書管理簿に、当該秘密文書の指定当初から取扱職員の範囲が記載されていないことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>現時点の監査・業務改善推進室の職員のうち、当該秘密文書を管理すべき者を定め、秘密文書管理簿に記載するために必要な手続きを実施した。</p>		
是正処置	<p>当該文書について秘密文書としての指定を解除するとともに、取扱職員の指定も併せて解除した。</p> <p>また、室員による文書管理の適切な運用について意見交換を行い、室員の文書管理に対する理解を高めた。</p>		

番号	10	担当部署	技術基盤課
件名	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備		
内容	<p>令和3年6月23日に「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善-令和2年度実施計画を踏まえた意見募集の結果の公示及び改正について-」として計10件の基準規則解釈、審査ガイドの改正を行ったが、当該ガイドの類のうち3件、(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」、(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」及び(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」の改正の一部に以下のとおり誤記があった。なお、(1)、(2)及び(3)のいずれも原子力規制委員会行政文書要領類の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。新旧対照表を作成する過程で、誤った位置に改正案を記載していたため、本来改正すべき内容が正しく反映されていなかった。</p> <p>(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に3箇所の誤記があった。ただし、いずれもパブリックコメント期間中(令和3年4月1日～30日)の他の改正「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正(令和3年4月21日原子力規制委員会決定)」の反映漏れであり、本件改正部分に影響を与えるものではなかった。</p> <p>(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。ただし、改正前の欄の誤記であり、これも上記(2)と同じく改正内容自体に影響を与えるものではなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>上記(1)について、原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和3年10月27日に修正のための決裁を行った。上記(2)及び上記(3)についても、正しい表記とするため、同日付けで修正の決裁を行った。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	11	担当部署	総務課
件名	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ		
内容	<p>原子力規制委員会では、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成24年9月19日 原規総発第1209196号)及び「事業者との面談についてのルールの見直し」(平成25年2月6日 原子力規制委員会決定)に基づき、被規制者等との面談について、面談の予約及び実施状況(以下「面談リスト」という。)を記録として残し、規制委員会ホームページで毎週公開することとしている。</p> <p>面談リストは総務課が作成して法令審査室がホームページに掲載していたが、面談リストが令和2年10月分からホームページに掲載されていないことを、令和4年1月に確認した。令和2年10月から法令審査室への掲載依頼が滞り、令和3年4月に担当者が異動した際にも適切な引き継ぎがなされなかったものと考えられる。</p> <p>なお、実際に実施された各面談の議事要旨は、遅滞なくホームページに掲載されている。</p>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会ホームページに未掲載であった面談リストを、令和4年2月末までにホームページに掲載をする。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談リストは、庁内の各課室が記入した掲載用ファイルを総務課がとりまとめ、法令審査室に提出し、法令審査室でホームページに掲載する運用であったが、今後は掲載作業も含めて総務課が対応することとする。</li> <li>・総務課総括班が所掌する定例業務について、実施漏れを防ぐために業務リストを作成し、課長及び班員で共有する。</li> <li>・人事異動の際の引継書を、後任者だけではなく課室長を含む上司にも共有することで、業務が確実に引き継がれるようにする。</li> </ul>		

番号	12	担当部署	人事課
件名	扶養手当の誤支給		
内容	<p>人事課給与班では扶養手当の認定について、全手当支給者を対象に人事院規則9-80第5条に基づき年1回の扶養状況確認調査を行っている。令和3年9月の調査データを基に扶養状況に変更がないか確認していたところ、過去の扶養状況のデータ入力に誤りがあることが判明した。</p> <p>過去に遡って手当支給状況を確認したところ、手当の返納が発生する者が4名、追給が発生する者が3名おり、誤支給期間は最長で4年8ヶ月であった。</p> <p>誤支給の主な原因としては下記が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定時の支給要件の認識不足</li> <li>・認定時のシステムデータ入力ミス</li> <li>・認定時の手当について確認する体制の不備</li> <li>・年1回の扶養状況確認調査での確認漏れ</li> </ul>		
要改善事項の処置	<p>扶養手当の認定やシステムへのデータ入力は人事課給与班が行い、支給額の計算や支払いは会計部門給与班が行っている。</p> <p>誤支給判明後、令和3年12月の給与から正しい認定額への金額修正処理を行うとともに、返納額・追給額計算を会計部門給与班へ依頼し、金額判明後、人事課給与班が対象者本人へ説明を行っている。追給については、12月以降の給与にて実施し、返納については、会計部門発行の納入告知書により支払いを依頼する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	13	担当部署	長官官房会計部門
件名	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告		
内容	<p>職員への給与の支払いに当たっては、税務署や自治体へ課税のための報告を行っている。</p> <p>令和3年11月に一部の自治体から令和2年分の給与支払報告書の内容について疑義照会があったことを契機に、同年の年末調整関連書類を再確認したところ、自治体に提出済みの給与支払報告書に加え、所轄税務署に提出済みの法定調書及び職員に配布した源泉徴収票にも記載内容に誤りがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>疑義照会があった後、原子力規制委員会職員から提出された、令和2年分の年末調整関連の申告書、給与・賞与の確定データ及び支払報告作業用 Excel ファイルの全てについて、再度の内容確認を行った。</p> <p>その結果、所得税の源泉徴収及び納税自体は所得税法及び租税特別措置法に基づき適正に行われていたものの、年末調整関連書類の作成に当たり、所得金額調整控除又はひとり親に係る控除が適用対象外であるにもかかわらず控除対象として処理したり、12月給与の所得税徴収分を加算し忘れたりするなどの作業ミスがあったことにより、給与支払報告書及び法定調書については51名分、職員へ配布した源泉徴収票については47名分の記載内容に誤りがあることが判明した。</p> <p>給与支払報告等に誤りが判明した職員に対し、内容を修正した源泉徴収票の交付及び今回の事案発生の経緯や自治体への訂正報告により今後住民税が追徴となることなどについての説明を行うとともに、自治体に対する給与支払報告書の訂正報告、所轄税務署に対する法定調書の訂正報告を順次行っている。引き続き、交付・説明を終えていない職員への対応や関係機関への訂正報告を順次行っていく予定。</p> <p>また、今後の再発防止のために、今回の事案を踏まえた形での業務マニュアルの改訂を行うとともに、年末調整関係書類を作成する際の給与担当者間のダブルチェックを徹底することとした。(なお、令和3年分の年末調整関係書類については再度ダブルチェックを行い、記載内容に誤りがなかったことを確認済み。)</p>		
是正処置	是正処置実施中		



番号	14	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ		
内容	<p>令和2年12月24日に国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関する申請があり、原子力規制委員会が令和3年3月17日に承認した。</p> <p>令和3年12月10日に京都大学から申請に必要な書類(添付書類十一)が添付されていなかったと報告があり、審査担当の研究炉等審査部門はこれにより添付書類漏れに気づいた。</p> <p>審査の内容については実質的な過誤はなかったが、試験炉則の規定に照らせば瑕疵であるため、改善を要する事項である。</p>		
要改善事項の処置	<p>対処方針について令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)に諮り、①に基づく判断を進めるとともに、今後②に基づく再発防止策を行うことが了承された。</p> <p>①本件では、添付資料によらず審査が可能であったものであり、承認処分については、改めて添付書類十一に相当する書面の提出は要しないとする。</p> <p>②審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば瑕疵があったことは事実であることから、不適合管理に基づく改善を行い、審査において本件と同様の不備が起こらないよう対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」(2017年6月制定、原子力規制部)に本事案の再発防止策を反映し、適切に審査業務を遂行していくこととする。また、設置者に対しては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理の体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知すること。</p> <p>なお、試験研究炉以外の申請案件についても同様の事例がないか、併せて確認を行う。</p>		
是正処置	<p>以下の6つの改善活動を実施する。</p> <p><b>【改善活動1 部門内職員が共通認識を持つための場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門内職員が共通認識を持つための場として、以下に示す「審査書確認会議」、「ピアレビュー」、「審査官力量向上研修」を設定し、運用を図る。</li> <li>・審査書確認会議については、週1回の頻度で、決裁前の審査書の確認作業を管理官を筆頭とし、総括補佐、担当班管理職、部門内審査官、担当審査官、タスクフォース(研究炉等審査部門における業務改善を行うための中核メンバーとして部門内横断的に選抜された若手職員から構成)、技術参加が参加する会議にて審議を行い、基準適合の対象条文及び技術的論点の妥当性、審査書の横並び、並びに審査の抜け漏れが生じていないことの確認を行う。</li> <li>・ピアレビューについては、月1回の頻度で、処分が終了した審査案件、原子力規制委員会の附議案件、行政相談で決定した事項等を対象として、部門内職員(希望があれば他部門からも参加)が参加する会議にて、他施設における審査知見の共有、審査事項の統一性及び整合性を図ることを目的としてレビューを実施する。</li> <li>・審査官力量向上研修については、月1回の頻度で、審査に必要な技術的事項を中心に技術参加による講義を実施する。</li> </ul>		

**【改善活動2 執務マニュアル(チェックシートを含む)の整備】**

- ・炉規法に基づく手続きのうち、研究炉等審査部門で所掌する全ての手続きを洗い出し、当該業務手続きにおける標準業務プロセスを整備する。また、本プロセスの整備にあたっては、法律、規則等の改正があった場合の執務マニュアル(チェックシートを含む)も併せて作成する。
- ・運用にあたっては、上記の執務マニュアルを部門内全員が確認できるよう部門内のイントラサイト(garoonサイト)に掲載し、手続きの漏れがないよう部門内の複数の者で確認する。

**【改善活動3 審査書の在り方検討】**

- ・令和3年度第75回原子力規制委員会における本件の議論を踏まえ、許認可の根拠資料の観点から、研究炉等審査部門の所掌する事業の審査書に記載が必要な内容について、他事業の審査書の事例や審査書確認会議やピアレビューで得られた良好事例などのノウハウ集を参考のうえ検討する。

**【改善活動4 被規制者への周知・啓発】**

- ・本件と同様な事案が起こらないよう、事業者に対し説明会を開催し、変更申請及び一部補正書の記載要領等について周知する。

**【改善活動5 規則改正の検討】**

- ・品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類等を明確にするため、規則改正後の審査実績が蓄積されてきたことを踏まえ、3条改正の目的に基づき追加された要求事項及び、関連規則の条文を改めて精査し、必要に応じて規則改正を進める。

**【改善活動6 「審査業務の流れ」への反映】**

- ・改善活動における結果を、「審査業務の流れ」に反映する。

なお、上記の是正処置の方法については、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置と共通するものであることから、本件の「国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ(21研究炉等審査部門-要-006)」における是正処置は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」において実施する。

このため、以下の是正処置の結果及び効果の確認は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置報告書に記載するため、省略する。

番号	15	担当部署	保障措置室
件名	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化		
内容	<p>令和3年3月29日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規制法」という。)第52条第1項の規定により核燃料物質の使用の許可を受けた者(以下「核燃料物質使用者」という。)の事業所内で、プルトニウム(以下「Pu」という。)-239電着線源(約7<math>\mu</math>gのPu-239が固着した金属)が発見された(湧出した)旨の連絡があった。核燃料物質使用者から湧出しの報告があった場合には、日本国政府は国際原子力機関(IAEA)に在庫変動報告を行う必要があることから、保障措置室は当該核燃料物質使用者に対して確認を取ろうとしたが、担当者不在で連絡が取れなかった。</p> <p>その後、同年4月初めに研究炉等審査部門から、「当該核燃料物質使用者は固体のPuの使用が許可されていないため、固体であるPu-239線源が発見されたことによって、炉規制法に基づく使用変更許可の手続が必要である」との情報を受けたが、この時点で、「在庫変動報告は固体Puの使用変更許可後になされるべき」と管理職に相談せずに担当者が判断してしまい、当該核燃料物質使用者に対して在庫変動報告を提出すべき時期の明示が遅れた。</p> <p>その後、同年8月17日に、当該核燃料物質使用者から報告書が提出されておらず、処理未了であることが管理職に対して報告された。Pu線源の湧出しが発生した時の担当者の対応不備が、処理未了の状態を長期化させた。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湧出し時の事業者からの報告に関して、使用変更許可前の核燃料物質使用者からの報告手続が明確ではなかった。</li> <li>・今回の案件を受けて、炉規制法第 67 条第 1 項及び「国際規制物資の使用等に関する規則」第 7 条第 4 項の規定に基づく在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して明示するという運用マニュアルを、令和 3 年 9 月 3 日に、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認を受けた上で、保障措置室で定めた。</li> <li>・令和 3 年 9 月 7 日に炉規制法第 68 条第 1 項に基づく立入検査を実施し、当該 Pu-239 線源の現状確認を行うとともに、在庫変動報告を提出するよう指示を行った。令和 3 年 10 月 6 日に核燃料物質使用者から在庫変動報告の提出があり、それを受け、保障措置室は同月 29 日付けで IAEA に対して報告した。</li> </ul>		
是正処置	<p>①在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して連絡するというマニュアルを、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認後、保障措置室で定め(令和 3 年 9 月 3 日)、業務マニュアルの一部として位置付け、担当者及び室内関係者に共有する。</p> <p>②今後、核燃料物質使用者による湧出しの連絡を受けたときは、同マニュアルに従い、適時に室内関係者への共有及び発見者への連絡を行う。</p>		

番号	16	担当部署	保障措置室
件名	便宜供与依頼に係る手続不備		
内容	<p>・保障措置に係る国際原子力機関(IAEA)との会合(令和3年11月15日～17日)に、保障措置室から3名出席するため、同月14日に日本を出発、19日帰国する日程でIAEA本部への出張を計画し、実施した。出張では、在ウィーン国際機関日本政府代表部(以下「ウィーン代表部」という。)から、ウィーンでの空港送迎などの便宜供与を受けることとしていた。</p> <p>・令和3年11月18日、ウィーン代表部から、「当該出張に係る便宜供与依頼が届いていないため確認をしてほしい」旨の連絡があった。便宜供与を受けるためには、起案・決裁した文書を、外務省へ発出する必要があるが、出張者と手続き担当者間の連絡の不備により、便宜供与を依頼するための書類が起案されておらず、発出されていないことが発覚した。</p>		
要改善事項の処置	<p>・令和3年11月19日に、保障措置室からウィーン代表部に本件が発生した経緯について説明するとともに、手続きの不備について謝罪し、改めての便宜供与依頼の発出は行わないこととなった。また、ウィーン代表部からは再発防止について周知するよう依頼があった。</p> <p>・室内で今回の原因の分析と、今後の対応方針について協議し、本件の発生原因が、便宜供与依頼手続を含む海外出張時の事務手続の役割分担の不明確さや室内確認体制の未構築にあったことを認識し、再発防止のためのマニュアルを作成し、室内に周知する方針を決定した。</p> <p>・令和3年11月19日の庁内総括補佐会議で、本手続不備の件につき、国際室から庁内に「今後同様の不備が起きないように」周知・連絡した。</p>		
是正処置	<p>①手続担当者が、海外出張時に行うべき事務手続について誰がいつまでに何をするのか等の業務分担を明確にした業務マニュアル及びチェックリストを作成する。マニュアルには総括と出張者が出張前に確認するタスクを記載する。</p> <p>②作成したマニュアル及びチェックリストは室内に周知する。</p> <p>③手続き担当者は上記マニュアル及びチェックリストを、人事異動の際に確実に後任者へ引継ぐ。引き継ぎが適切に行われたかを総括補佐が確認する。</p>		

番号	17	担当部署	研究炉等審査部門
件名	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備		
内容	<p>令和 3 年度第 58 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 12 日)で報告した、国立大学法人京都大学の臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認申請書の添付書類十一の添付漏れを踏まえ、同様の事案がないか確認を行った結果、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号)第 3 条による改正(以下「3 条改正」という。)の施行日(令和 2 年 4 月 1 日)以降に行った 17 件の処分において、以下の不備が判明した。</p> <p>(1)核燃料物質使用変更許可申請書における審査書の記載漏れ及び添付書類の添付漏れ:計 4 件</p> <p>3 条改正の施行により、許可基準に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)第 53 条第 4 号の基準適合性(品質管理体制)が追加されるとともに、申請書への添付書類四の添付が必要となったが、審査書への当該適合性の記載漏れが 1 件、申請書への核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条第 2 項第 4 号で必要とする説明書(以下「添付書類四」という。)の添付漏れが 3 件あった。</p> <p>(2)試験研究用等原子炉施設設工認申請書における説明書の添付漏れ:1 件</p> <p>3 条改正の施行により、品質管理体制に関する許可整合性に係る説明書の申請書への添付が必要となったが、説明書の添付漏れがあった。</p> <p>(3)試験研究用等原子炉施設設工認における旧基準に基づく審査:1 件</p> <p>3 条改正の施行により、認可基準及び技術基準を改正した。このため、改正後の認可基準及び技術基準に基づき審査を行うべきところ、3 条改正の附則の解釈を誤り、旧基準に基づき審査を行った。</p> <p>(4)試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設における保安規定変更並びに試験研究用等原子炉施設における廃止措置計画変更の旧基準に基づく審査:8件</p> <p>3 条改正の施行により、認可基準及び審査基準を改正した。このため、改正後の認可基準及び審査基準に基づき審査を行うべきところ、3 条改正の附則の解釈を誤り、旧基準に基づき審査を行った。</p> <p>(5)核燃料物質使用許可申請書の一部補正書の記載不備:3件</p> <p>当初申請の一部を補正する際、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、炉規法第 52 条第 2 項第 10 号(以下「本文 10 号」という。)及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった。</p>		
要改善事	不備案件について、申請書本体の確認や同一事業所の審査等により現行基準に適合して		

項の処置	<p>いる状態に疑義はなく、書面の追加提出や再審査等の特段の措置は要しないと判断し、記載漏れ等があった一部の審査書は修正決裁を行う旨の対処方針を、令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)に報告し、了承された。</p> <p>なお、不備事案の元の決裁文書を保管する行政文書ファイルには、処置をした経緯がわかるよう、経緯書を追加した。</p>
是正処置	<p>以下の6つの改善活動を実施する。</p> <p><b>【改善活動1 部門内職員が共通認識を持つための場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門内職員が共通認識を持つための場として、以下に示す「審査書確認会議」、「ピアレビュー」、「審査官力量向上研修」を設定し、運用を図る。</li> <li>・審査書確認会議については、週1回の頻度で、決裁前の審査書の確認作業を管理官を筆頭とし、総括補佐、担当班管理職、部門内審査官、担当審査官、タスクフォース(研究炉等審査部門における業務改善を行うための中核メンバーとして部門内横断的に選抜された若手職員から構成)、技術参与が参加する会議にて審議を行い、基準適合の対象条文及び技術的論点の妥当性、審査書の横並び、並びに審査の抜け漏れが生じていないことの確認を行う。</li> <li>・ピアレビューについては、月1回の頻度で、処分が終了した審査案件、原子力規制委員会の附議案件、行政相談で決定した事項等を対象として、部門内職員(希望があれば他部門からも参加)が参加する会議にて、他施設における審査知見の共有、審査事項の統一性及び整合性を図ることを目的としてレビューを実施する。</li> <li>・審査官力量向上研修については、月1回の頻度で、審査に必要な技術的事項を中心に技術参与による講義を実施する。</li> </ul> <p><b>【改善活動2 執務マニュアル(チェックシートを含む)の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉規法に基づく手続きのうち、研究炉等審査部門で所掌する全ての手続きを洗い出し、当該業務手続きにおける標準業務プロセスを整備する。また、本プロセスの整備にあたっては、法律、規則等の改正があった場合の執務マニュアル(チェックシートを含む)も併せて作成する。</li> <li>・運用に当たっては、上記の執務マニュアルを部門内全員が確認できるよう部門内のイントラサイト(garoonサイト)に掲載し、手続きの漏れがないよう部門内の複数の者で確認する。</li> </ul> <p><b>【改善活動3 審査書の在り方検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第75回原子力規制委員会における本件の議論を踏まえ、許認可の根拠資料の観点から、研究炉等審査部門の所掌する事業の審査書に記載が必要な内容について、他事業の審査書の事例や審査書確認会議やピアレビューで得られた良好事例などのノウハウ集を参考のうえ検討する。</li> </ul> <p><b>【改善活動4 被規制者への周知・啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件と同様な事案が起こらないよう、事業者に対し説明会を開催し、変更申請及び一部補正書の記載要領等について周知する。</li> </ul>

**【改善活動5 規則改正の検討】**

- ・品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類等を明確にするため、規則改正後の審査実績が蓄積されてきたことを踏まえ、3条改正の目的に基づき追加された要求事項及び、関連規則の条文を改めて精査し、必要に応じて規則改正を進める。

**【改善活動6 「審査業務の流れ」への反映】**

- ・改善活動における結果を、「審査業務の流れ」に反映する。

なお、上記の是正処置の方法については、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置と共通するものであることから、本件の「国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ(21研究炉等審査部門-要-006)」における是正処置は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」において実施する。

このため、以下の是正処置の結果及び効果の確認は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置報告書に記載するため、省略する。

番号	18	担当部署	規制研修課
件名	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 54 回核燃料取扱主任者試験(令和4年3月2日～3日)において、3月2日の試験課目「核燃料物質に関する法令」の実施後に受験者から「問題に誤りがあるのではないか」との指摘を受けた。</li> <li>・試験問題作成委員に確認したところ、空欄に入る適切な語句を解答する問題(いわゆる穴埋め問題)で、異なる語句が入るにもかかわらず同一の語句が入るものと錯覚し、複数の空欄に同一の解答先番号を付しており、出題ミスであったことが判明した。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに3月7日に原子力規制委員会のホームページに出題ミスに関する掲載を行った。</li> <li>・また、出題ミスのあった試験問題の採点上の取扱いについて、後日、法令担当試験委員の合意の下、受験者全員を正解とすることとし、その旨を3月23日に原子力規制委員会のホームページに掲載した。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	19	担当部署	規制研修課
件名	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月17日に実施する第63回原子炉主任技術者試験口答試験について、9月3日に受験者に受験通知書(受験票に該当)を送付したところ、受験通知書に記載した事務局のメールアドレスに誤りがあることが、9月6日に受験者からの指摘により発覚した。</li> <li>・使用した文書作成ソフトの誤字訂正機能による誤り(文字化け)と考えられる。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム室に確認したところ、誤ったメールアドレスにメールが送信された場合、当時のシステムでは送信者はメールの不達を覚知できないとの回答を受けた。このため、9月13日に原子力規制委員会のホームページ上で「受験通知書に記載した事務局のメールアドレスに誤りがあった」と訂正を行うとともに、受験者全員に電話連絡を行った。</li> <li>・加えて、対応を確実にを行うために誤ったメールアドレスのアカウントを作成して待機したところ、誤ったメールアドレスへの着信は無かった。</li> <li>・この結果、口答試験は滞りなく実施できた。</li> </ul>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載ミス及びチェックすべき項目を少なくするため、受験票の記載事項は必要なもののみとする。</li> <li>・受験票の作成方法を、①前年度の受験票原稿を上書きして直す方式から、②試験日程等必要事項を新たに入力するテンプレート方式に変更する。</li> <li>・担当以外の第三者の目及び複数回確認することが有効である。受験票その他の受験者に対する文書は、課長及び複数回の確認を要することとし、マニュアルを改定し、班内に周知徹底する。</li> </ul>		



番号	20	担当部署	規制研修課
件名	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り		
内容	・第64回原子炉主任技術者試験筆記試験(令和4年3月15日～17日実施予定)の受験票を2月21日付けで受験者に送付したところ、記載した試験日程に誤りがあったことが、2月24日に受験者からの指摘により発覚した。		
要改善事項の処置	・2月25日に原子力規制委員会のホームページで受験票に記載ミスがあり訂正する旨を掲載し、受験者全員に個別に電話連絡を行った。 ・この結果、筆記試験は滞りなく実施できており、試験日程を間違う受験者はいなかった。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	21	担当部署	検査監督総括課
件名	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理		
内容	<p>令和3年度に発生した要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正措置のため、検査官証の事務手続を定めた業務マニュアル案を策定し試運用を開始していた。</p> <p>当該マニュアル案に従い、令和4年3月末に退職した志賀原子力規制事務所の検査官1名の検査官証2枚(炉規法第61条の2の2第4項に基づく証明書1枚、炉規法第68条第5項に基づく証明書1枚)の失効・廃棄のため、当該事務所から検査官証が本庁に郵送され、令和4年4月7日に検査監督総括課の職員Aが受領した。職員Aは、失効・廃棄手続を行う当課の職員Bがテレワークで不在のため、職員Bの机の引き出しに当該検査官証を入れ、その旨をチャットで報告し、職員Bから了解した旨の回答があった。また、職員Aが職員Bの机の引き出しに当該検査官証を入れるところを職員Cが目撃している。</p> <p>令和4年4月18日に、職員Bは、3月末に退職した全検査官(当該検査官含む)の失効・廃棄手続を行うため、リストと照合したところ、当該検査官証の所在が不明になっており、捜索したが発見できなかった。職員Bは、令和4年4月12日に、本件とは別の、炉規法改正前の旧検査官証の失効・廃棄手続(約1800枚)を自身の机で行っており、この際、旧検査官証と当該検査官証が混ざり、旧検査官証とともに裁断された可能性が高い。本件については、職員Cが当該検査官証を机に入れるところを目撃していることから、他に持ち出された可能性は十分低く、廃棄作業の不適切な管理と判断する。</p>		
要改善事項の処置	廃棄されたとと思われる検査官証2枚について、検査官証を失効させるため、印影抹消及び廃棄の手続きを速やかに行う。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失効及び廃棄のために回収した検査官証の保管場所を定め、回収した単位毎に分類し管理すること。</li> <li>・失効及び廃棄のために回収した検査官証は、担当職員がテレワーク等で不在の場合も含め複数名で確認すること。</li> <li>・これらについて、業務マニュアルに反映すること。</li> </ul>		

番号	22	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力第1船原子炉(むつ)設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ		
内容	<p>3条改正の施行に伴う品質管理体制の整備に関する事項の設置許可に係る変更届出に関し、令和2年4月22日付けで届出があった国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)青森研究開発センター原子力第1船原子炉(以下「むつ」という。)について、文部科学大臣及び国土交通大臣に届出の写しを送付すべきところ、国土交通大臣へ送付していないことが判明した。</p> <p>本件は、原子力機構の理事長の交代に伴い、炉規法第26条第2項に基づき令和4年4月25日付けでむつ設置許可に係る代表者氏名の変更届を受理したことを受け、関係機関に写しの送付を行うため、むつに関する過去の届出の写しの送付について確認した際に判明したものの。</p>		
要改善事項の処置	<p>3条改正附則において規定された手続きが未完となっていたことから、上記1.の届出の写しを送付していないことについて、国土交通省へ速やかに担当管理職より謝罪し、説明後、決裁を行った上で国土交通大臣へ届出の写しを送付した。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本要改善事項については、受理から写しの送付までの一連の手続きが詳細にマニュアル化されていなかったことが原因であり、要改善事項「17」(3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備)に対する是正処置で対処できることから、本件単独での是正処置は不要とする。</p>		

番号	23	担当部署	システム安全研究部門
件名	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理		
内容	<p>令和4年5月31日付けで「令和2年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約(以下「本件契約」という。)の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門(当時)に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。</p> <p>契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。</p> <p>一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。</p> <p>本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定)にのうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。</li> <li>○市場調査を行う際の留意事項である、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の関係者への提供依頼</li> <li>・関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていないかった。</li> </ul> </li> </ul> <p>また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも2件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。</p>		
要改善事項の処置	令和4年度の当該職員が関与している契約については調達手続きを停止した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部門内において仕様書作成についての注意事項の再周知。</li> <li>②会計部門が行う「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」に関する研修への参加を命令。</li> <li>③技術基盤グループにおける「外部調達に係る市場調査実施手順」を策定し、周知徹底を行う。</li> <li>④部門内組織を再構成し、契約事務に関する管理体制の見直しを行う。</li> <li>⑤上記①及び③について、課内会議等の場で定期的実施していく。</li> </ul>		

番号	24	担当部署	放射線防護企画課
件名	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り		
内容	<p>令和4年4月6日の原子力規制委員会において原子力災害対策指針(以下「指針」という)の改正が決定されたことを踏まえ、当該指針の官報掲載等に係る起案を同日付で決裁したところ、令和4年4月8日、決裁された新旧対照表に複数の誤りがあることを決裁終了後の作業をしていた放射線防護企画課の担当者が発見した。</p> <p>誤りの経緯及び内容については下記のとおりであり、今回発見された誤りはいずれも原子力規制委員会行政文書管理要領の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>①委員会当日以前から生じていた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正プロセス及び委員会資料の時点で、新旧対照表の一部に誤記があった。</li> <li>・当該誤記は、今回改正を行わない箇所であり(改正前後の両方もしくは改正後)、改正の内容に影響を与えるものではない。</li> <li>・上記のほか、新旧対照表の改正箇所に引くべき下線について、改正前の一カ所に引き忘れが発生した。</li> </ul> <p>②委員会終了後の差し替え作業によって新たに生じた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決裁起案の案文に、見え消し等が残っている委員会資料が誤って添付されていることを起案の担当者が委員会終了後に発見し、委員長の決裁を得る前に案文を差し替える必要が生じた。その際、資料のバージョン管理や前担当者からの引継ぎが不十分で最新版の資料が把握できず、案文を改めて作成し差し替えを行ったため、確認の時間等を十分に確保できず、新たに生じた誤りに気づかないまま決裁が終了した。なお、前述の経緯のとおり、委員会資料に当該誤りは生じておらず、改正の内容自体に影響を与えるものではなかった。</li> </ul>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和4年5月10日付で修正のための決裁を行った。また、委員会資料を修正し、令和4年6月15日に規制委員会のWebページ上に掲載されている資料を差し替えた。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	25	担当部署	総務課
件名	官報への掲載誤り		
内容	<p>令和4年6月2日に官報に掲載された「原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件」について、4か所の誤りがあった。本件に関する経緯は、下記のとおり。</p> <p>4月6日に文書班が印刷局に当該告示の原稿を入稿した後、①原課(防護企画課)が入稿原稿に誤りを発見したこと、及び②印刷局から形式的な修正の指摘があったことから、掲載手続きを保留し、修正作業に着手した。</p> <p>5月11日に原課が誤りを修正した原稿(修正原稿)を文書班の担当者が受領した後、原課からの修正箇所や印刷局からの指摘事項について確認したものの、特に注意書き等を付すことなく、翌12日に修正原稿を印刷局にメールで送付した。その後、6月2日に官報掲載が行われた。</p> <p>6月3日に、原課から①が反映されていないとの連絡を受け、印刷局に確認したところ、「メールで受け取った原稿には、①に関する新旧や注意書き等がなかったため、印刷局では②が適切に修正されていることを確認して、②の箇所のみを元の入稿原稿に反映して官報掲載した。①のように、印刷局からの修正指摘以外に変更したい箇所がある場合には、当該箇所を赤字で明記するルールになっている。」と伝えられた。当該ルールは、印刷局から毎年1月に発出されている周知文に記載されているが、文書班の担当者は5月に異動したばかりでルールを把握していなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>6月8日に、掲載誤りのあった箇所を示した原稿(正誤原稿)を印刷局に入稿し、6月20日に官報に掲載された。</p> <p>また、業務に慣れない職員であっても、マニュアル等に、印刷局からの周知文や、修正が発生した際には印刷局に修正箇所を確認する等の手順の記載があれば、今回のような掲載誤りは発生しなかったと考えられるため、今回の事案に係る注意点を明記したマニュアルの改訂を6月28日に実施した。</p>		
是正処置	<p>本件発生後、文書班内のマニュアルに次の項目を追記・改訂した。</p> <p>①入稿後に修正が発生した場合、印刷局のルールに従って、修正箇所を赤字で示した原稿を送ること及び念のために反映版の原稿も添付すること</p> <p>②原稿(新規及び修正)を入稿した際は、国立印刷局担当者に架電等を行い、依頼した原稿内容や修正箇所について間違いなく把握されているかを確認すること を追記した。</p>		

番号	26	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ		
内容	<p>令和4年4月13日、部門職員から、令和3年8月に実施した被規制者との面談概要及び規制法令の処分に関する文書が原子力規制委員会ホームページに掲載されていないと連絡があった。ホームページを確認したところ、当該案件を含む令和3年7月以降の面談概要及び規制法令の処分に関する文書が未掲載であった。原因を調査したところ、担当者と上司が他業務を優先していたために掲載が大幅に遅れたものと判明した。</p> <p>原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(原規総発第120919096号。以下「透明性内規」という。)では、面談資料等のホームページへの掲載は、面談等の実施後原則1週間以内とされており、透明性内規の規定を満たしていなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該期間の面談概要・規制法令の処分に関する文書を、5月9日に原子力規制委員会ホームページに掲載を開始し、5月中に掲載を終えた。また、部門内での注意喚起、ホームページ掲載手続の作業分担や、部門内でのチェック体制を構築した。</p>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月31日より、総括班で行っていたHP掲載業務の内容を整理し、部門内の各班で作業を分担することとした。その際、掲載に係る申請、内容チェック、掲載確認等を一括で管理できる作業進捗表を作成し、掲載漏れを防ぐ体制を構築した。</li> <li>・毎週月曜日に開催する部門内会議用資料に1週間のHP掲載件数を記載し、部門としてHP掲載状況を共有する体制とした。</li> </ul>		

番号	27	担当部署	情報システム室
件名	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失		
内容	<p>令和4年7月28日に島根原子力規制事務所において、原子力防災専門官の実務訓練に伴い原子力防災対策車の緊急自動車指定書を確認したところ、所在が確認できず紛失が明らかになった。</p> <p>当該緊急自動車指定書は、平成30年4月1日に島根原子力規制事務所に着任した防災専門官が、平成30年4月9日から4月13日の間に、保管場所を事務所内の運行記録等綴から当該車両助手席のドアポケットに変更して以降、所在の確認は行われておらず、令和4年7月28日までの間に紛失したものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和4年7月28日：緊急自動車指定書が保管場所(ドアポケット)に存在しないことを確認。車内、車庫及び事務所等関係箇所の搜索を開始。</p> <p>令和4年7月29日：搜索の結果発見に至らず、紛失事案として情報システム室に第一報を送付。</p> <p>令和4年8月5日：島根原子力規制事務所から島根県公安委員会に届出確認書等再交付申請書を提出。</p> <p>令和4年8月15日：島根県公安委員会から指定書の再交付を受けた。(再交付日は、令和4年8月10日付)</p> <p>島根県道路交通法施行細則第13条第3項の規定により、緊急自動車指定書の指定に係る自動車に備え付けておく義務があることから、同条文に違反した状態となっており、緊急時に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条に規定する緊急自動車として円滑に緊急走行できないおそれがある。(緊急自動車は緊急用務時に道路の右側にはみ出して追い越したり法令の規定上停止しなければならない場合に他の交通に注意して徐行したりすることができる)</p> <p>なお、令和4年8月3日に、全ての原子力規制事務所において原子力防災対策車の緊急自動車指定書の所在確認調査を行ったところ、令和4年8月4日までに当該原子力防災対策車以外の全ての車両において所在が確認できた。</p> <p>また、原子力防災対策車には当該指定書を備え付けておく義務があることを全ての原子力規制事務所に周知した。</p>		
是正処置	<ol style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車指定証(書)は、車検証を保管した冊子(ファイル)に入れ、原子力防災対策車のグローブボックス内、又は助手席等のバックポケットに保管することを、運用マニュアルに明記した。</li> <li>原子力規制事務所が行う毎月1回以上の月例点検時に緊急自動車指定証(書)の所在を確認することを、運用マニュアルに明記した。</li> </ol>		

番号	28	担当部署	監視情報課
件名	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失		
内容	<p>○令和4年7月28日：島根原子力規制事務所の原子力防災対策車の緊急自動車指定証紛失事案発生。</p> <p>○令和4年8月 2日：緊急事案対策室より監視情報課に対し、モニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認の依頼。</p> <p>○令和4年8月 2日：監視情報課より全ての原子力規制事務所に対し、モニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認を指示。</p> <p>○令和4年8月 4日：大飯原子力規制事務所においてモニタリングカー1台の緊急自動車指定証の紛失が判明。</p> <p>当該緊急自動車指定証は、令和元年9月26日付けで発行されたが(コピーは監視情報課で保存)、大飯原子力規制事務所では原本が確認できず、結果、令和元年9月 26 日から令和4年8月4日までの間に紛失したものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>○令和4年8月 4日：大飯原子力規制事務所にて、小浜警察署へ逸失届出。</p> <p>○令和4年8月 5日：緊急自動車指定証再交付申請。</p> <p>○令和4年8月 8日：緊急自動車指定証再交付(福井県公安委員会)。</p> <p>福井県道路交通法施行細則第8条第3項の規定により、緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車にその指定証を備え付けておく義務があることから、同項に違反した状態となっており、緊急時に道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条に規定する緊急自動車として円滑に緊急走行できないおそれがある(緊急自動車は緊急用務時に道路の右側にはみ出して追い越したり法令の規定上停止しなければならない場合に他の交通に注意して徐行したりすることができる)。</p> <p>なお、令和4年8月2日に、全ての原子力規制事務所においてモニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認調査を行ったところ、8月4日までに当該モニタリングカー以外の全ての車両において所在が確認できた。</p> <p>また、モニタリングカーには当該指定証を備え付けておく義務があることを全ての原子力規制事務所に周知した。</p>		
是正処置	<p>1. 緊急自動車指定証(書)は、車検証を保管した冊子(ファイル)に入れ、モニタリングカーのグローブボックス内、又は助手席等のバックポケットに保管することを、運用マニュアルに明記した。</p> <p>2. 原子力規制事務所が行う毎月1回以上の月例点検時に緊急自動車指定証(書)の所在を確認することを、運用マニュアルに明記した。</p>		



番号	29	担当部署	技術基盤課																				
件名	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について																						
内容	<p>技術基盤グループ(シビアアクシデント研究部門、放射線・廃棄物研究部門、地震・津波研究部門)では、令和4年度から開始する下記表 No.1～No.3 の共同研究について、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という) 契約部長 A 氏」を施行先として、共同研究協定の締結に係る起案をし、令和4年3月 31 日に決裁完了したが、令和4年4月11日に、JAEA の人事異動により、契約部長が B 氏に変更となった。</p> <p>本来であれば修正決裁を令和4年4月 1 日にすべきところ、相手方の理事長から契約部長 B 氏への委任状の写しがあれば施行可能と誤認し、委任状の写しの取り寄せ等に時間を要し、かつ、手続きが誤りであったこと等により修正が遅れ、協定書の締結が遅れた。</p> <p>また、下記表 No.4 は、共同研究協定書本文とその付属書類である研究計画書の件名に誤記があるまま決裁し、施行の段階で誤記に気付いたが、相手方による確認作業及び相手方の修正に係る内部手続き等により時間を要し、修正決裁及び協定書の締結が遅れた。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>案件名</th> <th>担当部署</th> <th>相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究</td> <td>シビアアクシデント研究部門</td> <td>JAEA</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究</td> <td>放射線・廃棄物研究部門</td> <td>JAEA、東大、東工大、QST、京大</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究</td> <td>放射線・廃棄物研究部門</td> <td>JAEA、東大</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究</td> <td>地震・津波研究部門</td> <td>JAEA</td> </tr> </tbody> </table>			No.	案件名	担当部署	相手先	1	気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究	シビアアクシデント研究部門	JAEA	2	長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大、東工大、QST、京大	3	放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大	4	原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究	地震・津波研究部門	JAEA
No.	案件名	担当部署	相手先																				
1	気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究	シビアアクシデント研究部門	JAEA																				
2	長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大、東工大、QST、京大																				
3	放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大																				
4	原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究	地震・津波研究部門	JAEA																				
要改善事項の処置	上記表の4件について、令和4年6月 24 日に修正決裁を完了した。また、同日付けにて協定を締結し、協定書を取り交わした。																						
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>「再度の決裁を要する修正には当たらない行為について」(令和2年 10 月 19 日長官官房総務課)の内容について、技術基盤グループ各部門に改めて周知するとともに、決裁の際の内容確認について注意喚起することとし、それ以外に新たなルール等を設ける必要がないため。</p> <p>なお、協定書締結の履行遅延において、相手先に対する不利益は生じていないことを確認している。</p>																						

番号	30	担当部署	保障措置室
件名	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いの不実施		
内容	<p>IAEA による査察用封印の交換作業は、事業者等の施設に立ち入って行う活動であり、作業中の意図しない封印毀損の防止のため、原子力規制委員会の指定する職員または保障措置検査を行う保障措置検査員による作業への立会いの下に行う必要がある。</p> <p>令和 4 年 3 月 17 日に日本原子力研究開発機構(以下、「JAEA」という。)人形峠環境技術センターウラン濃縮施設で、IAEA 査察官が原子力規制委員会の指定する職員の立会いの下保障措置協定に基づく拡大頻度限定無通告査察(以下、「ELFUA」という。)を実施していた。しかしながら、原子力規制委員会が指定する職員は他の IAEA の検認活動に対応していたため、同時に行われていた IAEA の査察用封印の交換作業に立会えていなかったことが判明した。本件に関して、遡って調査したところ、過去に実施された ELFUA の封印交換作業においても、原子力規制委員会の指定する職員が、封印交換作業に立ち会えていなかったものがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和 4 年 5 月 30 日に開催された IAEA との作業部会にて、原子力規制委員会の指定する職員の立会いが出来ない状態では、IAEA による封印交換作業を開始しないように ELFUA の実施手順の見直しを要請・合意した。令和 4 年 6 月 16 日、当該見直しを反映した ELFUA の実施手順を記載した文書を、IAEA から公式 FAX にて受領した。</p> <p>また、令和 4 年 4 月 15 日までに、JAEA 人形峠環境技術センターウラン濃縮施設における他の原子力規制委員会の封印に異常がないことを確認した。</p>		
是正処置	<p>①令和 4 年 5 月 30 日に開催された IAEA との作業部会にて、原子力規制委員会職員等の立会いが無い状態で封印活動を開始しないように ELFUA の実施手順の見直しを要請・合意した。令和 4 年 6 月 16 日、関係する手順が規定された ELFUA の実施手順に関する合意文書を、IAEA から公式 FAX にて受領した。</p> <p>②令和 4 年 6 月 20 日、ELFUA に立ち会う可能性のある原子力規制委員会職員等に対し、追加された ELFUA の実施手順に関する合意文書を共有するとともに、IAEA の封印交換作業の開始時には必ず立ち会うよう周知した。</p>		

番号	31	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年7月から9月にかけて計8回の原子力規制検査に当たって、原子力規制部検査グループの企画官級の原子力検査官2名が、検査官証(※)を携帯せずに実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月14日に判明した。当該2名については当該立入りの時点で検査官証は発行されておらず、また、両名とも立入りに当たって検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。(※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項において、同条第3項第1号の規定により事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときに原子力検査官が携帯することとされている、身分を示す証明書)</p> <p>検査官証の発行手続は同グループ検査監督総括課が行っている。令和3年度の要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正処置の一環として令和4年6月27日に策定した事務手続に基づき、従前は人事課から各部門の総括補佐に共有されていた人事異動情報について検査監督総括課にも共有されるようにし、同情報を基にして発行手続をすることとしていた。</p> <p>しかしながら、課長補佐級を超えた職位の職員の人事異動情報は従前から各部門の管理官に共有されていたため、上記手続の対象外となり、検査監督総括課に共有されず、当該2名の検査官証は発行されなかった。</p>		
要改善事項の処置	令和4年9月15日、検査監督総括課は当該2名の検査官証発行手続に着手するとともに、同月16日に検査グループの職員に注意喚起を行った。当該2名の検査官証発行は同月21日までに完了した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	32	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、核セキュリティ部門内の検査官証発行状況を調査した結果、令和3年1月から本年9月にかけて延べ計10回の原子力規制検査に当たって、検査官証が発行されていない核セキュリティ部門の職員3名が、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月26日に判明した。なお、当該3名の検査官証は発行されておらず、当該3名は、検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p>		
要改善事項の処置	検査官証未発行の職員に対して、令和4年9月29日に検査官証を発行した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	33	担当部署	保障措置室
件名	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、保障措置室で調査した結果、査察官証が発行されていない原子力規制事務所職員1名が計3回保障措置検査を行っていたことが本年9月27日に判明した。当該1名は査察官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p> <p>査察官証は、保障措置室の内規において、保障措置室が保障措置査察官等の辞令を確認して発行する手続となっているが、当該職員は保障措置査察官等の辞令を受けておらず、査察官証が発行されていなかった。保障措置室は当該職員に査察官証が発行されていることを確認していなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>保障措置査察官等の辞令及び査察官証が発行されていない職員を含めて、発行が遅れていた3名の原子力規制事務所職員に対して査察官証を9月30日又は10月12日に発行した。また、保障措置室内で常に最新の査察官等身分証管理表を共有し、査察官証を所有している者を保障措置検査実施者として指名するようにした。さらに、保障措置検査等のマニュアルのうち、査察官証が携行品リストに明確に記載されていなかったものに関してマニュアルの改訂を行った。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>保障措置室としての当面の是正処置は終了している。(庁内全体での改善措置の対象)</p>		

番号	34	担当部署	専門検査部門
件名	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域		
内容	<p>令和4年11月30日、関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機で実施した、現場シナシナ訓練の原子力規制検査チーム検査(11月28日～12月2日)において、検査補助者1名が誤って放射線管理区域へ入域した。</p> <p>前日29日に実施した検査開始前の事業者との打合せで、実発災時と同様に訓練に参加する重大事故対処要員は放射線管理区域出入口以外の扉等からの入退域が認められているが、検査官及び検査補助者は通常の放射線管理区域出入口を使用するよう依頼を受けていた。当該検査補助者は、事業者からの依頼を受け、通常の放射線管理区域出入口を使用すること及び予め重大事故対処要員が訓練で通行するルートの確認を行っており、重大事故対処要員と同じ扉等から放射線管理区域に入ってはならないということの認識があった。当日、当該検査補助者は検査官と2名で行動し、途中、重大事故対処要員が2箇所では活動する場面で一時的に二手に分かれ、扉等にある放射線管理区域の表示の有無を気にしながら行動していたが、訓練中は扉が開放状態であり、放射線管理区域の表示が扉の裏側に隠れていたため、表示に気づけず誤入域してしまった。</p> <p>当該検査補助者は、2～3分後に、周囲の人が放射線管理区域用の作業着を着ていたこと等から放射線管理区域に誤入域したと気づき、事業者の放射線管理要員に申告した。その後、放射線管理要員の指示に従い汚染が無いことを確認した後に退域した。</p> <p>なお、本事象について、検査チームリーダー及び大飯原子力規制事務所長から事業者に対し、事前申し合わせのとおり行動できなかったことについて謝罪した。</p>		
要改善事項の処置	<p>①検査チームリーダー及び大飯原子力規制事務所長から事業者へ謝罪した。</p> <p>②予め決めていた放射線管理区域への入退域に関する下記の事項について、再度、検査チーム内で周知徹底を図るとともに、今後も注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理区域と非管理区域の境界及び重大事故対処要員が入退域する扉等を図面及び現地で再度確認する。</li> <li>・放射線管理区域及び非管理区域の区域をまたがって活動する重大事故対処要員について検査を行う場合は、放射線管理区域と非管理区域のそれぞれに検査官が配置されていることを再度確認する。</li> </ul> <p>③上記②に加え、検査中は扉等の表示を確実に確認して通行することを注意喚起する。</p> <p>④原子力検査官基礎研修の担当部署に、原子力検査における放射線管理区域への入域に関する注意事項として本件を情報提供し、教育に組み込むよう依頼する。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>予め決めていた放射線管理区域への入退域に関する事項であり、発生原因が個人の不注意によるものであった。検査チーム内で「要改善事項の処置」に示す事項について周知徹底を行っており、特別の再発防止策を不要とする。</p>		

番号	35	担当部署	実用炉審査部門
件名	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ		
内容	<p><b>経緯</b></p> <p>東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から2022年8月9日に提出された柏崎刈羽原子力発電所3号炉の高経年化技術評価書(以下「KK3PLM」という。)に関し、審査担当チーム(A1サブチーム)は、9月15日のヒアリングで東京電力から、耐震安全性評価の解析に関し、条件設定のミスによる解析結果の誤りがある旨報告を受けた。</p> <p>本来、解析結果の誤りといった他の審査等への波及的影響が懸念される事案は、直ちに組織内で共有され、公開の審査会合で誤りの内容や原因、再発防止策について議論されるべきところ、12月21日に東京電力から受けたKK3PLMの別の記載誤りについての報告と合わせて、12月22日に初めて担当管理官や幹部に報告された。その間、10月6日に審査会合を開催していたが、東京電力から解析結果の誤りについての説明はなく、規制庁側からも指摘を行わなかった。</p> <p><b>問題点</b></p> <p>解析結果の誤りという波及的影響が懸念される事案に対して、①情報を担当チーム内だけにとどめてしまい、直ちに部門内、幹部に共有すべきという意識に欠けていた、②担当チームは、誤りが1ヶ所で数値が変わるものの評価基準値内であるという東京電力からの報告もあり、取扱いを軽く考えてしまった、③東京電力から当該報告を受けた後、速やかに公開会合で議論すべきところ、ヒアリング資料や文字起こし記録の公開と現地での確認(12月8,9日実施)に留めており、透明性の確保に対する配慮が不足していた。</p>		
要改善事項の処置	2022年12月28日までに、委員、幹部に対して、KK3PLMの誤りの内容と、情報が組織内で適切に共有されていなかったことを報告した。その上で、2023年1月に審査会合を開催し、他のKK3PLMの誤りと合わせて、評価結果への影響の有無や、事業者のチェック体制、原因分析や再発防止策等について確認を行った。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	36	担当部署	保障措置室
件名	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について		
内容	<p>原子力規制庁は、加工事業者等の施設の操業に係る計画を入手し、日 IAEA 保障措置協定に基づき、「半年度操業-査察計画」として外務省を通して IAEA に提出している。この手続きの処理の一部が滞っていた事実が令和5年 1 月 17 日に判明した。IAEA は、「半年度操業-査察計画」について提出の期限を定めてないが、データが整い次第、IAEA との取り決めに従い提出すべきものであった。また、事案が判明した後に、担当者は管理職に速やかに報告すべきであったが、情報収集を優先したため報告までに約一ヶ月程度時間を要した。</p> <p>なお、査察に必要な情報は既に IAEA に共有されていたため、査察への影響はなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>処理が滞っていた3件について、順次処理した。</p> <p>本件以外に、IAEA への提出処理が滞留している案件がないか、水平展開を目的とした調査を行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

## 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に係る是正措置

令和 4 年 1 1 月 3 0 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和 4 年 6 月 29 日の第 19 回原子力規制委員会に報告した原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に関し、同報告後に実施した是正措置の内容について報告するものである。

### 2. 経緯

令和 2 年度に核燃料廃棄物研究部門（現システム安全研究部門）が発注し 1 者応札となった請負契約において、落札事業者に仕様書案等を作成させ、ほぼそのまま使用していた事案が確認されたことから、上記第 19 回原子力規制委員会において、要改善事項として当該事案の内容を説明するとともに、今後とるべき是正措置について報告を行った（別添 1）。

その後、報告した内容に基づき、是正措置として、技術基盤グループにおいては、同グループ内の市場調査に関するルールを制定し、会計部門においては、同種事案の有無に係る調査を行い、その結果を踏まえて入札・契約手続き上の基本的な留意事項の再周知を行った。

### 3. 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールの制定

要改善事項に係る事案が発生した技術基盤グループにおいて、同グループが外部調達に係る市場調査を行う際のルールとして、

- ・ 市場調査の実施方法や連絡予定事業者について、事前に直属の上司へ報告を行うこと
- ・ 原則として複数事業者に市場調査を依頼することとし、1 事業者にのみ依頼せざるを得ない場合には所属長にその必要性和理由を説明し承認を得ること
- ・ 契約の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適正に行われたことを示すためのチェックリストを添付すること

等を内容とする「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」を本年 11 月 10 日に制定した（別添 2）。

### 4. 原子力規制庁内の契約についての調査

#### (1) 仕様書作成に関わった職員に対するヒアリング調査

過去 5 年間（H29 年度～R3 年度）の契約事務において仕様書作成に関わった全ての職員（596 名）に対し、



① 市場調査に当たり、事業者 1 社のみに対して仕様書の作成を依頼したことがあるか

② 周囲で①のようなことが行われていることを見聞きしたことがあるかについて質問する形でのヒアリング調査を実施した。

その結果、①の質問については 2 名から、②の質問については 8 名から「はい」との回答を得た。

①については、1 名が要改善事項となった事案の対象者本人であり、報告済みの事案以外に新たな事案は確認できなかった。もう 1 名についても、さらに調査を行った結果、専門性が高く職員のみで仕様書を固めきれない案件について事業者 1 社のみと意見交換した事実はあったものの、仕様書作成の依頼まではしておらず、その他の入札・契約手続き上の不適切な行為もなかったことが確認できた。

②については、8 名それぞれの回答内容に基づき、関係する電子ファイルの検索等の追加調査を実施したが、要改善事項となった事案を除き、入札・契約手続き上の不適切な行為があった事案は確認できなかった。

## (2) 共有フォルダ内のファイル検索による調査

事業者に対して仕様書の作成を依頼したことを疑わせる内容を含む電子ファイルを抽出する観点から、過去 5 年分（H29 年度～R3 年度）の共有フォルダ内の契約関連ファイルに対してキーワード検索を行った上で、約 61,000 件のファイルを調査対象として実際に内容の確認を行い、要改善事項となった事案と同様の事案の有無を確認した。

その結果、事業者 1 社のみから「仕様書（案）」との名称が入ったファイルの提供をメールで受けている事案が新たに 2 件確認できた。

これら 2 件については、

- ・ 1 件は既存システムの改修に係る契約、もう 1 件は既存機器の更新に係る契約であり、ファイルの提供を受けたのは、いずれも当該システム又は機器を当初設計・製作した事業者であって、改修・更新に当たっては当該事業者から情報収集せざるを得ず、また、他に情報収集すべき事業者が必ずしも存在しないような事案であったこと
- ・ ファイルの提供を受けたメールの CC には複数の規制庁職員が入っており、事業者との接触状況は複数職員により確認できる状況にあったこと
- ・ 提供を受けたファイルをそのまま仕様書として使用するのではなく、必要な事項の選択・修正を行った上で最終的な仕様書としていたこと
- ・ システム改修の案件は随意契約、機器更新の案件は 1 者応札となっているが、1 者応札となった案件にあっても、仕様書の内容は他の事業者でも参入できるよう配慮したものとなっていたこと

などから、いずれの事案についても、入札・契約手続き上の不適切な行為があったものではないことが判明した。

とはいえ、事業者から「仕様書（案）」といった形式で情報提供を受ける行為は、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねないことから、関係部署には今後そのような行為を行わないよう注意喚起した。

## 5. 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知

要改善事項となった事案を受け、仕様書作成時の市場調査に係る留意事項等について再周知を図る観点から、本年7月11日に入札・契約手続きを行っている職員を対象として、「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」に関する研修を実施した。さらに、本研修を受講できなかった又は研修実施後に着任した職員には本研修と同内容のeラーニング研修を受講させた。

また、4. の調査結果を踏まえ、市場調査に当たって事業者から「仕様書（案）」といった形式で情報提供を受ける行為等、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねない行為をしないよう注意喚起し、基本的なルールの遵守について改めて周知徹底を図るための事務連絡を本年11月18日に発出した（別添3）。

## 6. その他

要改善事項となった事案に係る事業者3社に対するヒアリングを実施した結果、いずれの社においても、

- ・ 関係職員に対する接待、金銭の授受等を行っていないこと
- ・ 本件以外で規制庁職員から仕様書案の作成を依頼されたことはないことを確認した。

<別添>

別添1 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

別添2 「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」の制定について

別添3 入札・契約手続きにおける仕様書作成時の留意事項について

## 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

令和 4 年 6 月 2 9 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 趣旨

本議題は、原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置について報告するものである。

### 2. 要改善事項の内容

令和 4 年 5 月 31 日付けで「令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約（以下「本件契約」という。）の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門（当時）に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。

契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。

一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。

本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）のうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。

- 仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。
- 市場調査を行う際の留意事項である、
  - ・ 複数の関係者への提供依頼
  - ・ 関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていなかった。

また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも 2 件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。（案件一覧は別紙のとおり）

### 3. 是正措置の内容

以下のことを8月末までを目途に行う。

- (1) 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールとして、以下のことを定める。
  - ・ 典型的な市場調査を依頼する電子メールのひな型の共有、利用。
  - ・ 市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法（メールなのか直接接触なのかなど）、接触する予定の業者等について上司に報告させる。
  - ・ 原則として全て複数事業者に依頼することとし、一事業者にのみ依頼せざるを得ない場合は、その理由について担当管理官の承認を受ける。
  - ・ 入札公告の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適切に行われたかのチェックリストを添付。
- (2) 原子力規制庁内の契約についての調査  
過去5年分の契約について、同様に仕様書案の作成を依頼していた案件がないか調査し、公表する。
- (3) 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知  
入札・契約を行うにあたっての基本的な留意点等に関し、研修等の機会を通じて再度周知を徹底する。

(別紙) 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

(参考資料) 「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定) 抜粋

## 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

年度	事業名	落札者	予定価格 (円)	落札額 (円)	落札率 (%)	応札 者数
H29 年度	平成 29 年度放射性核種の基礎的な数値の算出	MHI ニュークリアシステムズ・ソリューションエンジニアリング株式会社	11,995,911	10,800,000	90.0	1
H29 年度	平成 29 年度使用済燃料の貯蔵の事業に係るリスク情報の調査	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	39,385,764	30,225,396	76.7	1
R2 年度	令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査	三菱重工業株式会社	29,603,569	27,500,000	92.9	1

○「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）抜粋

Ⅱ．一般競争入札

2．公告まで

(1) 実施計画書（仕様書）の作成

仕様書作成時のポイント

仕様書の内容を具体的なものにするためには、

- ・事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなど市場調査(☆)を行う。

☆市場調査の基本的考え方

調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。

※政府調達案件以外については、官報への公告は必要なく、HP等による招請が可能。また、資料等の提供期限も30日以上とする必要は無い。

- ・資料等の提供を広く招請しても資料等が提供されない場合は、個別に業界関係者に対して資料等の提供を招請するなどが考えられる。

ただし、個別に資料等の提供を招請する場合には、

- ・複数の関係者から資料等を提供してもらう
- ・業界関係者と接触する場合は、複数の職員で対応し、接触記録票等を作成するなどの措置を講じ、契約手続における公平性及び透明性を確保しつつ、偏った仕様書にならないようにすることが必要である。

制定 令和 4 年 11 月 10 日 原規技発第 2211104 号

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」について次のように定める。

令和 4 年 11 月 10 日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ長

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」の制定について

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」を別添のとおり定める。

附 則

この手順は、令和 4 年 11 月 10 日より施行する。

## 技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順

技術基盤グループの契約において、特定の業者に対し仕様書案の作成依頼を行っていた事実が認められたこと<sup>1</sup>を踏まえ、仕様書作成等のために市場調査を行う際の実施手順について、以下のとおり定める。

## 1. 目的

この実施手順は、技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査について、契約手続における公平性及び透明性を確保し、入札等の公正を害することがないよう適正に行うことを目的とする。

## 2. 定義

この実施手順における用語の定義は、次に掲げるものとする。

- (1)「外部調達」とは、民間事業者等(以下「事業者」という。)と締結する委託契約、請負契約及び物品購入契約をいう。
- (2)「市場調査」とは、仕様書案等の外部調達に係る情報及び資料を事前に業者に確認し情報を得ることをいい、単に見積書の提出をさせる場合はこれに該当しない。

## 3. 適用範囲

この実施手順は、技術基盤課、システム安全研究部門、シビアアクシデント研究部門、放射線・廃棄物研究部門及び地震・津波研究部門が行う調達手続(予定価格が160万円を超えない物品購入又は予定価格が100万円を超えない役務契約を除く)に適用する。

## 4. 市場調査の実施

- (1)担当者は、市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法及び連絡する予定の事業者について、直属の上司に報告すること。
- (2)担当者は、市場調査は公正性及び透明性を確保するため、原則、複数業者に依頼することとし、1業者にのみ依頼せざるを得ない場合には、所属長に市場調査の必要性と1業者にのみ依頼せざるを得ない理由を説明し、承認を受けた上で依頼すること。
- (3)担当者は、市場調査を行う際、電子メールで問合せを行う場合には、直属の上司を CC に入れることとし、Web ページ、FAX 等で問合せを行う場合には、その内容を直属の上司と共有すること。また、事業者と対面(Web 会議形式を含む)で行う場合には複数職員で対応し、調査の結果を直属の上司に報告すること。
- (4)担当者は、市場調査を行う際、業者に仕様書の作成・提示を依頼してはならない。ただし、既に標準仕様が事業者にて用意されている場合の標準仕様部分

<sup>1</sup> 令和4年度第19回原子力規制委員会(令和4年6月29日)議題4「原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置」



の提示依頼については差し支えない。

- (5) 担当者は、市場調査により事業者仕様書案等の内容の確認を依頼したうえで修正等を行う場合には、修正等の理由及びエビデンス等を事業者から聴取するなどし、一部の事業者が有利となるような偏った修正とならないよう妥当性を検証したうえで、直属の上司の承認を得ること。
- (6) 担当者は、市場調査を行った場合、契約に係る決裁の参考資料として、市場調査が適正に行われたことを示すため別紙チェックリストを添付すること。

#### 5. その他

令和4年11月10日以後に外部調達を実施する契約に適用するものとする。

以 上

## 市場調査に係るチェックリスト

件名：令和〇年度〇〇に関する〇〇  
 担当部署：技術基盤グループ〇〇研究部門  
 上司：△△  
 担当者：□□

チェック項目		チェック欄	
		○	×
1.	市場調査を行う前に調査事項、調査方法及び連絡する予定の事業者等について、直属の上司に報告したか。		
2.	市場調査は複数事業者に行ったか。		
3.	(2. が「×」の場合にチェック) 1事業者のみに市場調査を行った場合、所属長の事前承認を得たか。		
	承認日：令和 年 月 日 理由：		
4.	市場調査を行う際、電子メールで問合せを行う場合には、直属の上司を CC に入れることとし、Web ページ、FAX 等で問合せを行う場合には、その内容を直属の上司と共有したか。また、事業者と対面 (Web 会議形式を含む) で行う場合には複数職員で対応し、調査の結果を直属の上司に報告したか。		
5.	事業者に仕様書の作成・提示を依頼していないか。		
6.	事業者から仕様書案等の修正の指摘があったか。		
7.	(6. が「○」の場合にチェック) 事業者から仕様書案等の修正の指摘があった場合、その妥当性を検証し、直属の上司の承認を得た上で修正したか。		
	承認日：令和 年 月 日 指摘元事業者名称：〇〇株式会社、△△株式会社 指摘箇所： 指摘理由： 修正内容：		

※本チェックリストは決裁資料に添付すること

市場調査を依頼する際の電子メールの例

【件名】「〇〇調査」に係る市場調査について

【宛先】●●株式会社△△

【CC】□□(直属の上司他、班員等)

【本文】

●●株式会社△△様

原子力規制庁の□□です。

今般、調達を予定している「〇〇調査」の調達前の市場調査のため御連絡しました。

添付の仕様書(案)について、内容(調査事項、調査期間等)が客観的に実施可能であるか御確認いただき、修正等すべき箇所がございましたらその理由とともにお知らせください。(〇月〇日×希望)

(見積書を徴する場合)

また、併せて当該調査に係る見積書の作成についてもお願いします。

事 務 連 絡  
令和 4 年 11 月 18 日

各課室契約事務担当者 各位

長官官房会計部門

### 入札・契約手続きにおける仕様書作成時の留意事項について

会計部門では、令和 4 年 6 月 29 日の第 19 回原子力規制委員会において報告した原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に対する是正措置として、仕様書作成に関わった職員に対するヒアリング調査やファイル検索による調査を実施し、要改善事項となった事案と同様の事案がないか確認を行ってきました。

調査の結果、市場調査に当たり、事業者 1 社のみから「仕様書（案）」との名称が入ったファイルの提供を受けている事案が新たに 2 件確認されましたが、これらの事案では、提供を受けたファイルから必要な事項の選択・修正を行った上で最終的な仕様書としていることに加え、事業者との接触状況が複数職員により確認できる状況であったことなどから、要改善事項となった事案とは異なり、不適切事案ではないことが判明しました。

しかしながら、「仕様書（案）」といった形式で事業者から情報提供を受ける行為は、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねないため、本来避けるべきであったと考えられます。

入札・契約手続きにおける仕様書作成に当たり、市場調査のために関係事業者から情報収集を行うことは当然に想定されることではありますが、その際には、「仕様書（案）」といった形式での情報提供は受けないなど、公正性かつ無差別性の確保に十分に配慮し、万が一にも事業者に仕様書を作成させているとの誤解を受けることのないよう留意しなければなりません。

各位にあつては、研修・力量管理システム上に掲載されている eラーニング教材「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」等も活用して、こうした点を含む入札・契約手続きにおける基本的ルールについて今一度確認を行うとともに、その遵守を徹底するよう改めてお願いをいたします。

(以上)

IRRS ミッション指摘事項への対応状況

※グレー：昨年度までに対応完了、薄青：今年度これまでに対応が完了したもの、白：対応継続

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
政府の責任と機能	勧告 1【R1】	情報交換プロセス	<p>政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局<sup>1)</sup>が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。</p> <p>*1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む</p>	<p>勧告 1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協調を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事案における相互作用のレベルに変動性がある。</p>	<p>火災防護については、原子力規制庁と消防庁との人事交流等を通して連携を進めている。共同検査を含め、2020 年度から具体的な連携を順次進めていく（検査監督総括課）。</p> <p>厚生労働省との協力関係の構築について今後調整を行う（検査監督総括課）。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について 2020 年度中に調整を行う（RI 規制部門）。</p>	<p>火災防護については、原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を 2019 年 6 月に発出した。これを受け、2020 年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行っている。<b>原子力安全に関係する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気づき事項の共有などの連携について 2022 年 3 月に文書を取り交わし、原子力規制事務所が労働基準監督署との意見交換や労働基準監督署の検査への同行などの連携を行っている。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。（検査監督総括課）。</b></p> <p>放射性同位元素等に関係する従事者の放射線防護についても、2022 年 4 月 1 日付け厚労省との連名文書に基づき、法令報告事象や同法に基づき行う検査等により放射線業務従事者等の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案について、四半期に一度、概要及び改善の状況を取りまとめ厚労省に情報共有を実施している。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した（RI 規制部門）。</p>	RI 規制部門 検査監督総括課
	提言 1【S1】	共同検査委託監督	<p>原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関<sup>2)</sup>との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。</p> <p>*2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関</p>	<p>提言 1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での合同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。</p>	<p>自己評価書に記載した事項の実施に加え、厚生労働省との協力関係の構築について、2020 年度中に調整を行う（検査監督総括課）。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について 2020 年度中に調整を行う（RI 規制部門）。</p>	<p><b>原子力安全に関係する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気づき事項の共有などの連携について 2022 年 3 月に文書を取り交わし、原子力規制事務所が労働基準監督署との意見交換や労働基準監督署の検査への同行などの連携を行っている。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。（検査監督総括課）。</b></p> <p>放射性同位元素等に関係する従事者の放射線防護についても、2022 年 4 月 1 日付け厚労省との連名文書に基づき、法令報告事象や同法に基づき行う検査等により放射線業務従事者等の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案について、四半期に一度、概要及び改善の状況を取りまとめ厚労省に情報共有を実施している。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。（RI 規制部門）。</p>	RI 規制部門 検査監督総括課
	勧告 2【R2】	モニタリング提供者承認	<p>政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。</p>	<p>勧告 2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。</p>	<p>自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、炉規法においても RI 法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。</p>	<p><b>測定の信頼性を確保するための措置を加えるため、RI 施行規則改正を実施した。また、この規則改正を具体化するための「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（以下「予防規程ガイド」という。）の一部改正を行い、左記の対応を完了した。（RI 規制部門）</b></p> <p>RI 法施行規則の改正により導入された放射線測定機器の第三者機関による校正について、原子炉等規制法の規制対象事業者のうち政令 41 条非該当使用者を除いては、保安規定及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「保安措置ガイド」という。）にて措置しているが、政令 41 条非該当使用者に対しては保安規定がないため、放射線測定機器の校正に係る運用について明確化する必要がある。このため、保安措置ガイドに政令 41 条非該当使用者<sup>1)</sup>に対する当該運用につい</p>	RI 規制部門 規制企画課 検査監督総括課

						て追記する改正の検討を進める。(検査監督総括課)	
	指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	—	IRRS チームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することから規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でも BWR 運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	*1: 炉規制法施行令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設の利用者及び炉規制法第 57 条の7に規定する核原料物質を使用する者 規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について、引き続き検討する。	人事課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制機関の責任と権限	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS <sup>3</sup> との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加することに、優先度を高くし、一層の資源を配分すべきである。  *3: 国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。	【完了】	【完了】	防護企画課 RI 規制部門
	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、マネジメントシステム改善に係る2020年度からの新たな計画を策定する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年7月15日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定し、これに基づいて主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始した。2021年度中に全ての主要プロセスにおいてマニュアルを策定予定。 2020年度のマネジメントレビューでの業務評価から、業務に投入した資源量を明示した。 マネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を2022年10月に策定した。これにより、左記の対応を完了した。	監査・業務改善推進室
	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言2【S2】	魅力向上技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現職の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言3【S3】	許認可取得者コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者/申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	【完了】	【完了】	規制企画課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制 機 関 の マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム	勧告6【R6】	統合マネジメントシステム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載のとおり。	監査・業務改善 推進室
	提言4【S4】	意識啓発研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的措置が実施されたからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
	提言5【S5】	マネジメント戦略アプローチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
	提言6【S6】	マネジメント文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載のとおり。	監査・業務改善 推進室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
許 認 可	提言7【S7】	高経年化対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高経年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを整合化した。	【完了】	【完了】	—
	勧告7【R7】	施設検査取り込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線源の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じてきた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	—
	勧告8【R8】	廃止措置計画サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに関する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRS チームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	<p>(原子力安全) 自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019 年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト解放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020 年度内に変更した。</p> <p>(放射線安全) 許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を発出する。</p>	<p>(原子力安全) 令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備したことから、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準の規定に係る措置は完了した。(研審部門)</p> <p>(原子力安全) 2023 年度中を目処に、放射性物質の測定方法等に係る技術文書の取りまとめを進めている。(放廃研究部門)</p> <p>(放射線安全) 許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したことの連絡文を発出することについて2023 年3月に策定した「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」(以下「立入検査ガイド」という。)において明確化した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)</p>	<p>研審部門 放廃研究部門 RI 規制部門</p>

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
審査と評価	提言8【S8】	運転経験フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かなものとするようにレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	—
	提言9【S9】	人的組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員の追加任用に基づく。	【完了】	【完了】	企画基盤課 シス安研究部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
検査	勧告9【R9】	検査制度見直し	政府は、効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていることと、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	【完了】	【完了】	検査監督総括課
	提言10【S10】	検査官訓練再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言10は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を実証済みであるからである。	【完了】	【完了】	人事課 検査監督総括課 人材育成センター

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
執行	勧告10【R10】	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告10は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取決めが定められているからである。	【完了】	【完了】	検査監督総括課



分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制とガイド	勧告 1 1 [R11]	規制ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直すためのプロセスの改善及び文書化、必要な場合、規則のガイダンス文書による補完、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告 1 1 は完了とする。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を実施した。規則及びマネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルールを含むマネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を 2022 年 10 月に策定した。これにより、左記の対応を完了した。(監査・業務改善推進室)  自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門・検査監督総括課)  「予防規程ガイド」を 2022 年 3 月 16 日に改正した。また「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド(仮称)」、「立入検査ガイド」について、2023 年 3 月に策定した。これにより左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	監査・業務改善推進室 RI 規制部門 核審部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
緊急時対応準備	勧告 1 2 [R12]	RI 緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを 1 つにまとめて策定すべきである。	勧告 1 2 は完了とする。	【完了】	【完了】	—
	提言 1 1 [S11]	RI 緊急時計画(NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言 1 1 は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順を、放射線源に関連する緊急事態に一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するというマニュアルを策定したことに基づく。	【完了】	【完了】	—
	勧告 1 3 [R13]	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告 1 3 は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設について EAL を定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	—
	提言 1 2 [S12]	緊急作業一貫性	政府は関連当局 <sup>*4</sup> が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。  <sup>*4</sup> : 緊急作業者に対する措置を規制する複数の規制機関	提言 1 2 は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリーが一貫していると確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	—
	指摘事項 2	GSR part7 への適合及び EPREV ミッションの受け入れ	—	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル(OIL)と緊急時活動レベル(EAL)の策定に伴う作業が含まれる。IRRS チームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在の EPR 枠組みを再検討し、GSR part7 の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合は GSR part7 に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。また IRRS チームは日本政府に対し、EPREV ミッションを要請すること	原子力規制委員会が所管する EPR について、GSR part7 の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、GSR part7 の要求事項への適合性に係る検討を踏まえつつ継続的に実施している。  例えば、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSR part7 で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を、防災業務関係者の放射線防護対策に係る整理については、GSR part7 で求める緊急時作業者の被ばく限度に係る要件等を考慮した上で検討を行い、同検討結果を踏まえて、2022 年 4 月及び同年 7 月にそれぞれ原子力災害対策指針を改正したところ。	防護企画課

				を勧める。		また、EPREV ミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討を行っているところ。	
--	--	--	--	-------	--	--	--

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
輸送	フォローアップ勧告1【RF1】	SSR-6 要求事項の規制文書化	—	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射能限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ勧告2【RF2】	輸送物設計承認書記載事項見直し	—	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6 の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核審部門
	フォローアップ提言1【SF1】	承認書等記載内容関連付け	—	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的で相互に連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	核燃料物質等の輸送に係る容器承認書に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるように、関係省庁と調整の上、必要な改正手続きを進める(核審部門)。  運搬確認証と核燃料輸送物設計承認書の内容の関連づけについては、容器承認書の対応内容と整合するよう検討し、運搬物確認の運用ガイドに反映する(核監部門)。  RI 物質の輸送容器の設計承認の内容が関連付けられるように容器承認書の記載事項を見直し、同様に運搬確認証についても、容器承認の内容が関連付けられるように記載事項を見直す(RI 規制部門)。	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核審部門、核監部門)  容器承認書の記載内容関連付けについては、記載事項を見直し、項目を追加すべく、外運搬告示・RI 法施行規則を改正し、2021 年1月1日付けで施行した。運搬確認証における容器承認内容の関連付けについては、2022 年6月21日に策定した「放射性同位元素等の輸送に係る設計承認、容器承認、運搬物確認に関する業務の流れについて」(以下「審査の流れ」という。)において示した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核審部門
指摘事項3	設計承認審査ガイダンス文書	—	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請文書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRS チームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRS は原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	核燃料輸送物設計承認の審査のための内部のガイダンス文書(審査業務の流れ)の2020 年上半期中の策定を目指す(核審部門)。  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部のガイダンス文書の策定を行う(RI 規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門)  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて、2021 年1月1日付けで施行した外運搬告示、RI 法施行規則の改正を踏まえ、2022 年6月21日に審査の流れを策定した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核審部門	
フォローアップ勧告3【RF3】	検査対象物拡張	—	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型式の輸送物を検査の対象としている。検査頻度を含む検査計画については、グレーデッド・アプローチを考慮して作成する。荷送人、荷受人の放射線防護計画については、IAEA 安全基準(SSR-6)の放射線防護の要求事項への事業者の適合性について、保安規定や保安の措置を踏まえ、所要の検査を行っていく(核監部門)。  RI 物質の輸送物に対する検査に関しては、現時点において個別の実地検査の対象となっている1PBq を超える B 型輸送物に加え、他のすべての型の輸送物(1PBq 以下の B 型輸送物、A 型輸送物、IP 型輸送物及び L 型輸送物)についても事業所の立入検査により、輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制を確立できているかどうか及び被規制者が行った確認の記録の確認を行うこととし、確認方法を立入検査ガイドに反映する。立入検査の対象者については、グレーデッド・アプローチを考慮して立入検査の年間計画に定め、計画的に実	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核監部門)  RI 物質の輸送物に対する検査に関する、確認方法を記載した立入検査ガイドを2023 年3月に策定し、同日付けで改正した立入検査実施要領において、立入検査の際は当該ガイドを参照することを示した。これにより、左記対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核監部門	

					施する。また、被規制者の事業所における従業者の放射線防護措置を検査する中で、荷送人・荷受人の放射線防護計画についても確認することとし、確認方法を立入検査ガイドに反映する(RI 規制部門)。		
	フォローアップ勧告4【RF4】	輸送緊急時対応訓練	—	原子力規制委員会は、他の関係する所管官庁と協力して、放射性物質の陸上輸送時の原子力及び放射線災害に対応するための緊急措置が定期的に試行(訓練)されるようにすべきである。	【完了】	【完了】	緊急事案対策室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11 委員会資料)	2022年度の進捗・今後の予定	担当課室
追加的事項	フォローアップ勧告5【RF5】	放射線防護最適化	—	原子力規制委員会は、線量(又はリスク)拘束値を必要に応じて使用することを含め、最適化に向けたアプローチを強化し、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用することを促進すべきである。	立入検査において「業務の改善」の一項目として行う防護の最適化に向けた取り組みが適切に実施されているかどうかを確認すべく、現在策定中の立入検査ガイドに検査対象事項及び検査手法等を定める(RI 規制部門)。 放射線審議会が2018年1月にとりまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」における最適化の考え方について、引き続き、関係行政機関に周知するなど、関係行政機関との連携を図る(防護企画課)。	防護の最適化に向けた取り組みを業務の改善の一項目として、適切に実施されているかどうかを確認するための検査手法等定めた立入検査ガイドを2023年3月に策定した。これにより、左記対応を完了した。(RI 規制部門) 自己評価書に記載した事項を完了した。(防護企画課)	防護企画課 RI 規制部門

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11 委員会資料)	2022年度の進捗・今後の予定	担当課室
インターフェイス	提言13【S13】	安全・セキュリティインターフェイス	原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。	提言13は完了とする。これは安全審査担当部門とセキュリティ担当部門の間での調整アプローチの実施に基づく。	【完了】	【完了】	—

## 原子力安全文化の育成・維持に係る アンケート・インタビュー調査結果概要

令和5年2月10日

### 総論

「原子力規制庁全体の安全文化」「職場環境」「上司のマネジメント」「仕事への満足度」「成長実感」のすべての総合指標の評価が全指標の平均評価を上回っており各総合指標は高い満足度を示している。特に「上司のマネジメント」については、評価が最大5.00pt中4.00ptを超えており、他の総合指標よりも高い水準である【図表1,2参照】。

「上司のマネジメント」の中で評価が高い項目は、Q36（声を聴く姿勢）やQ43（上司による積極的な調整）等であった。昨年度のアンケート結果を踏まえ、管理職に対して職員とのコミュニケーションの充実を呼びかけるなど、積極的な取組を行った課室が多くあったことなどが結果に影響していると考えられる【図表2,6参照】。しかし、Q42（業務内容の見直しや業務分担の工夫）への肯定的な回答者は66.1%となっており、「上司のマネジメント」の総合指標の肯定率78.7%と比較して低い水準であるため、一層の工夫の余地がある可能性がある。

一方で、「職場環境」や「成長実感」については、相対的に評価の低い詳細指標が散見される【図表1,2参照】。

「職場環境」については、総合指標との相関からQ27（職員同士の切磋琢磨）やQ30（職場内の連帯感）等「職員間の繋がり」に関連する項目に課題があると考えられる【図表5参照】。原子力規制委員会はその成り立ち上、中途採用や出向等様々なバックグラウンドの職員が多く所属していることやそれぞれの部署の専門性が高いことなどから、職場内の職務を超えた意識的なコミュニケーションの活性化が望まれる。

また、自由回答では「人員不足とそれに伴う業務過多」に関連する意見が多いものの、Q26（人員数の適切さ）と総合指標との相関は弱かった。慢性的に実員数が定員数を下回る状態が続いており、その状態で何年も業務を行っていることや行政機関の人事の仕組みが機動的に人を増やすことが難しいこともあり、人員不足の抜本的な改善への期待値が低い可能性がある。また、インタビューでは職員の意識が必ずしも全庁的な連携・協力に向いておらず、例えば、組織としては緊急性の高い部門を優先した人員配置等について、個々の課室の納得感を得られていない状況が伺われた。

「成長実感」については、Q58（キャリア形成についての相談相手）やQ59（身近なロールモデルの存在）は総合指標との相関が高く、評価が低水準となっており課題と考えられる【図表7参照】。また、インタビューでもロールモデルが「弱み」だとする意見もでてきた。ロールモデルが自然発生的に表れることはあまりなく、例えば、若手や女性が働きやすい職

場を作ることや、先輩職員の話聞く機会を提供するなどにより、新しいロールモデルをそれぞれが見出し、共有できるように組織的に支援することが必要である。

全体的に総合指標との相関や満足度を踏まえると、「職場環境」の中の「職員間の繋がり」に関連する項目が、職員が重視しており評価も低水準であるため、今後の組織運営の優先的な課題と言えるのではないか。

## 各論

### ■ 原子力規制庁全体の安全文化

#### (1) Q9,10（「原子力安全文化」「核セキュリティ文化」の浸透度）

前年は、「原子力安全文化に関する宣言」「核セキュリティ文化に関する行動指針」の両文書の浸透度を一問で聴取しており、肯定率（浸透していると思う）が 50.1%であった。どちらに対する回答が不明瞭であるという課題があったため、本年はそれぞれの浸透度を聴取した。結果として、「原子力安全文化に関する宣言」の肯定率は 68.1%、「核セキュリティ文化に関する行動指針」の肯定率は 50.0%となっており、相対的に「核セキュリティ文化」の浸透度に課題があることが明らかになった。ただし、前年の「原子力安全文化」および「核セキュリティ文化」肯定率と同程度の水準である。

#### (2) Q10（「核セキュリティ文化」の浸透度）

(1)の傾向に加え、検査 G、課室長級という核セキュリティ文化への問題意識が高くあるべき層の評価が低いことが見てとれる【図表 3 参照】。こうした層の問題意識を組織全体で共有していく取組が必要である。

#### (3) Q13（わかりやすい情報提供）

「原子力規制庁全体の安全文化」に関する項目のうち、評価は相対的に低い水準である。特に、20、30 代の若手層からの評価が低い【図表 3 参照】。情報提供の方法や提供内容などについて、若手層の意見の反映を試みる取組が必要だと考えられる。

例えば自由回答では、「規制庁の HP は市民目線に立っておらず、専門家以外何も分からないと思う。」「内部向けの研修資料などは充実しているから、これらも活用して一般の方が理解しやすいコンテンツの発信を検討してみては。」といった意見が確認できた。また、原子力規制庁全体の安全文化との相関は見られないが、原子力規制におけるわかりやすい情報提供の意義が十分浸透していないことの表れの可能性もあるため、原子力規制において分かりやすい情報提供を行うことにより、原子力規制庁の姿勢や考えを発信し、国民の理解と信頼につなげることが重要であることを組織内に徹底するとともに、「一般市民にわかりやすい形で情報提供を行い、原子力規制委員会の安全を追究する姿勢等を示すことができていると思う。」など、総合指標との関係を想起する言葉に変えてアンケートを取るなどの対応を検討する。

#### (4) Q14（「安全を重視するメッセージ」の職員への浸透度）

「原子力規制庁全体の安全文化」との相関を確認できる一方で、評価は相対的に低い【図表 1,5 参照】。属性で見ると、特に、審査 G や係長級、所属経緯が新卒の職員で低い【図表 3 参照】。ただし、設問文の表現に細かな変更あるものの、前年との比較では大きく向上しており、着実に改善している模様である。

## ■ 職場環境

### (1) Q20 (業務のやり方の適切な改善)

全庁での評価が高く、文言の変更はあったものの前年から大きく向上している【図表 1 参照】。特に、審査 G の評価が高く【図表 3 参照】、例えば審査案件に応じて柔軟に業務の分担や進め方を変えて対応したこと等が反映された可能性がある。

### (2) Q18 (業務マニュアルの整備)、Q21 (業務遂行の手順等の組織的な共有・伝承)

全庁での評価が相対的に低く、肯定割合は Q18 では 52.4%、Q21 では 48.9%に留まっている。特に放射線防護 G の値が低くなっており、アンケートにあわせて実施したインタビューにおいても、「異動時の入れ替わりに対応するためにもマニュアル化等の必要性を認識しているものの、業務が多忙で対応できていない」、「整備されていてもどこにあるのかわからない」という声が多く聞かれた。また、業務整備ができていないことや、そもそも文書にすることが難しい事象について共有や伝承が難しいとの意見もあり、必ずしも文書が存在しないことだけが組織的な共有の伝承を妨げているわけではない。また自由回答は「契約、国際出張等について普段事務を担当しない職員でもわかるように業務マニュアルなどを整備すべきである。真面目な担当者ほど悩むため、部署を超えて行う必要がある業務、行為はマニュアル化してほしい。」「行政 LAN や種々のシステムの使用方法については、マニュアルの保存場所を分かりやすくし、できる限り演習等により職員に習得させることが業務の効率化や正確さ、改善点の気づきにつながると考える。特に新規採用者等の職員に対して力を入れていただきたい。」「人の入れ替わりが激しく、異動後組織外に出てしまう者も多いため、業務マニュアルのようなものはなく、知見が途絶えたりしているのもう少し組織的に継承できる体制を作るべきだと思う。」等の意見が見られた。業務マニュアルの整備・整理を推進しているが、マニュアル等が未整備な項目の抽出と優先順位付けやイントラへの体系的な掲載等一層の取組の推進が必要である。

### (3) Q25 (業務分担の適切さ)、Q26 (人員数の適切さ)

全庁の評価が低く、特に Q26 については否定的な回答をした者が 49.4%いることに注意が必要である【図表 1 参照】。特に、業務分担の適切さについては 10,20 代～40 代で低く、50～60 代以上が高いと評価が二分している【図表 3 参照】。加えて、10,20 代と 30 代では特に否定的な回答をしている傾向が確認できる。若手・中堅層に業務が集中している可能性が考えられる。また 30 代については、人員数の適切さの評価も全庁結果と比較して低く【図表 3 参照】、この層に業務が集中していることが予想される。インタビュー調査でも、管理職を含めたすべての職階で人員不足の声があがっており、特に若手に業務が集中しているなど偏った業務分

担についての指摘があった。自由回答でも「人員不足とそれに伴う業務過多」に関連する意見は散見されており、多くの職員が課題と感じていることが伺える。なお、人員数の適切さについては、前年と比較して横ばいであるため、前年から改善されていないという評価がアンケート結果に反映されていると考えられる。

ただし、人員数の適切さについてはいずれの総合指標とも相関関係はないため、致し方ないものにとらえられている可能性がある。【図表 8 参照】。また、Q49（仕事の量の適切さ）や Q53（仕事と生活のバランス）との相関は見られないことから、人員数の課題は個人の仕事量や生活とのバランスの評価には影響していないと見られ、低い評価はこのような問いについては一般的に低い結果となりがちであること、特定の個人への業務の偏り、「もし人員が現状より多ければよりよい仕事ができる」という問題意識、過去の体制からの縮小を受けて人員数が不適切との印象をもっていることなどが影響している可能性がある【図表 8 参照】。なお、Q53 については、インタビュー調査では、フレックスやリモートワークの導入等の働きやすさを強調する職員が多く、業務量や人員不足とは別の観点から満足度が高い可能性がある。ただし、柔軟な働き方は、ともすると、個人の業務の状態が見えにくくなり、過重労働や業務分担の偏りにも繋がる可能性があるため注意が必要である。一方、業務分担の適切さは「職場環境」との相関があるため、単純に人員数を増やすのではなく、業務を適切に分担する事が職場環境の評価向上に資する可能性がある。

(4) Q27（職場内の建設的な意見交換）、Q28（業務分担を超える協力）、Q29（職員同士の承認と感謝）、Q30（職場内の連帯感）

「職場環境」の総合指標との相関が高く【図表 7 参照】、気持ちよく仕事ができる職場環境を保つためには、コミュニケーションに留意する必要がある。一般的には、マネジメント層はコミュニケーションが適切に取れていると感じているが、若手・中堅層はそう感じていないことが多い。マネジメント層は職務からの必要性やマネジメントを行うべき立場にあることから意識して部下とコミュニケーションを取ろうとしており、自己の行動への意識から肯定的意見が多くなる一方で、若手・中堅層は上司からの指示や確認を双方向性のあるコミュニケーションと感じていないために肯定的意見が少なくなる傾向があることが一般的に言われており、そうした認識の相違が結果に表れている可能性がある。なお、評価は相対的に低く、本年設問文の表現に変更はあったものの、前年から大きく向上しており、着実に改善していると考えられる【図表 1 参照】。

(5) Q31（不祥事や不適切行為）

全庁の評価は高いが、肯定的な回答をしなかった職員が 28.7%いることから、引き続き注視していく必要がある。なお、インタビュー調査では、「以前」高圧的な態度の人がいた、またはそのような報告を受けたとの意見があったが、現在は改善され



ているとの意見がでていた。様々なバックグラウンドを有する職員が所属しており、お互いに異なる価値観を有する組織では職員同士の関係もうまくいかないことがある。また、真摯に原子力安全について議論する中でお互いの考えがぶつかり、厳しい物言いになる場面も見受けられるようである。不適切行為に対応するためのハラスメントについての研修に加え、自分の主張を伝え相手の主張を傾聴するためのアサーショントレーニングを受講してもらうことや、上司等の第三者がお互いのバックグラウンドについての理解を促すことなども効果的であると考えられる。

## ■ **上司のマネジメント**

### (1) Q36 (声を聴く姿勢)

「上司のマネジメント」との相関が確認でき、かつ評価が相対的に高い項目である【図表 2,6 参照】。自由回答においても「課員の意見に耳を傾け、マネジメントの改善を図ろうとする姿勢が強く見られる」「部下の話によく耳を傾けてくれる」等、声を聴く姿勢を評価する意見が複数確認でき、意思決定における十分な意見交換や互いの専門性、経験、知識を尊重する姿勢が原子力規制庁のマネジメント層の強みである可能性が高い。

### (2) Q39 (一緒に課題にチャレンジしようと思わせる)、Q41 (指導・育成)

「上司のマネジメント」内では相対的に評価が低い、総合指標との相関が強い項目【図表 2,7 参照】であり、今後の取組が期待される。一方で、係長級を見ると Q41 (指導・育成) の評価が上司のマネジメント関連の項目で最も評価が低くなっていることから、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への仕事上の指導育成の取組が十分であるか振り返る必要がある。例えば、適切な経験を与えることや、適切な声かけ等により目的意識を持たせること、後輩の育成、外部機関への越境学習など、個々人に適した指導・育成を検討することが必要である。

## ■ **仕事への満足度**

### (1) 全般

総合指標については、係長級で低い傾向が確認でき、全庁平均と同程度の水準である補佐級や係員級についても、所属によって評価に偏りが生じている。具体的には、技術基盤 G や地方では全庁結果と比べて評価が高い一方で、審査 G、長官官房、原子力規制部において評価が低い。

### (2) Q49 (仕事の量の適切さ)

評価は低く、「仕事への満足度」との相関も確認できる【図表 2,6 参照】。特に、係長級や 10,20 代、30 代の若手層において低い傾向が確認できる【図表 4 参照】。加えて 30 代では、より否定的な回答をしている傾向も確認できる。若手層については、「職場環境」の業務分担の適切さの評価も低かったことから、周りと比較し

て若手に多くの業務が課されていると認識していると推察ができる。自由回答では「業務量に対するヒューマンリソース（人数的・能力的の双方とも）が圧倒的に不足しており、それによる業務への負担感から満足度を下げていると考えている。」「カバーすべき範囲が広すぎ多忙を極めている。何でもできるため、何でもしてしまい、人員不足でできていない業務もカバーしているため、とても頼りになる反面、周りが心配になる。業務の質や目標を落とすことなく、部門全体の業務量が減らせないか。」等の意見が寄せられており、一部の職員の負荷により業務が進んでいる状況である可能性が懸念される。全庁的には業務の進捗や業務分担について部署内で定期的に話し合いを行うことや、必要に応じて業務計画を見なおすことで仕事量の適正化に努めているが、好事例の共有などによりこうした取組を継続することが必要である。

また、教育現場など求められる仕事の品質に際限がなくゴールが明確にならない職場では、職員は達成感を感じにくく、仕事量が多いと感じがちであると一般的に言われている。業務の進捗工程において適度な目標を置き、一定期間に要求される仕事量を明確にするなども有効である可能性がある。

(3) Q51（業務遂行のための引継ぎ等）

評価は低く、肯定率が 39.3%となっており、否定率が 33.7%あることから注意が必要である。インタビュー調査からも、「職場環境」の Q18（業務マニュアルの整備）がそもそも十分ではなく、業務が属人化していることや業務分担が明らかでないことなどが引継ぎを難しくしている可能性があるとの意見があった。

自由回答では「異動する際に懸案事項を確実に後任者に引継ぎ、後任者がそれを実行しているかどうかを周囲が確認できるように見える化してほしい。」といった意見が見られた。令和 4 年 4 月の異動から業務の引継ぎ書については上司の確認を行うこととしたが、その取組状況を確認するとともに、懸案事項については組織的に共有するなどして業務の継続性を担保することが必要である。なお、聴取方法は異なるものの、前年との比較では横ばいである。

(4) Q47（職場貢献）、Q48（自身の能力発揮）、Q49（仕事量の適切さ）、Q50（業務遂行のための裁量・権限）

「仕事への満足度」との相関に加えて、「成長実感」との相関も確認でき、「仕事への満足度」と「成長実感」の総合指標同士も相関が確認できる【図表 8 参照】。そのため、「仕事への満足度」に関連する詳細指標の評価向上は「成長実感」の向上にも資する可能性がある。

■ **成長実感**

(1) 全般

総合指標は、係長級で低い傾向となっている。加えて係長級の中でも、所属によ

って評価に偏りが生じている。具体的には、技術基盤 G、放射線防護 G、検査 G や地方では全庁結果と比べて評価が高い一方で、審査 G、長官官房、原子力安全人材育成センター、原子力規制部において評価が低い。係長級の中でも当該所属の職員へのケアが特に必要か。

また詳細指標についても、4項目とも評価が低い【図表 2 参照】。特に 30 代については、全庁結果との比較だけではなく、外部結果と比較をしても低い水準となっている【図表 11 参照】。自由回答では、「配置転換を通して様々な業務を経験できる」「専門性を高めることが成長実感に繋がる」といった一種相反する意見も散見されるため、成長実感を向上するためには各自が各々の目指すキャリアに沿った経験を積むことができるよう、キャリアパスの提示に加え、それを踏まえた OJT やアドバイスなどきめ細かな対応を行うことが求められる。

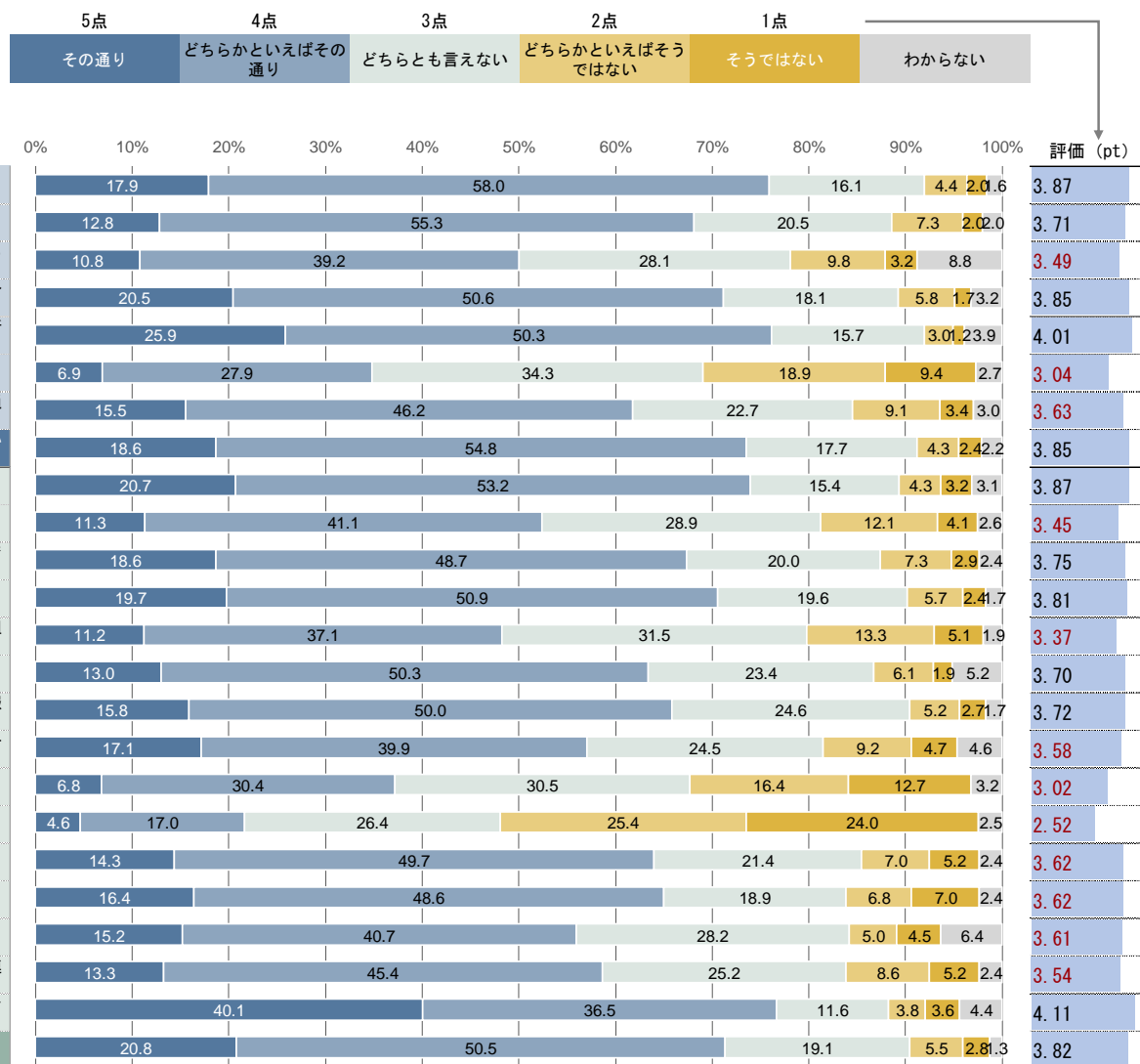
(2) Q58 (キャリア形成についての相談相手)、Q59 (身近なロールモデルの存在)

本項目が成長実感の詳細指標の中でも特に評価が低く、かつ、「成長実感」との相関も確認ができる【図表 2,7 参照】。30 代と 60 代で特に低いが、それぞれ背景は異なる可能性がある。例えば、60 代は、自身のキャリアが晩年に差し掛かっているため、興味・関心が薄いことが考えられる。30 代は、職場や業務に慣れ、人によってはライフイベントが重なることもあり、自身のキャリアを見直すタイミングが訪れる。その時にキャリア形成の相談相手や身近なロールモデルの不在に気づく等が考えられる。30 代については、外部結果と比較しても低い値が出ている【図表 11 参照】。

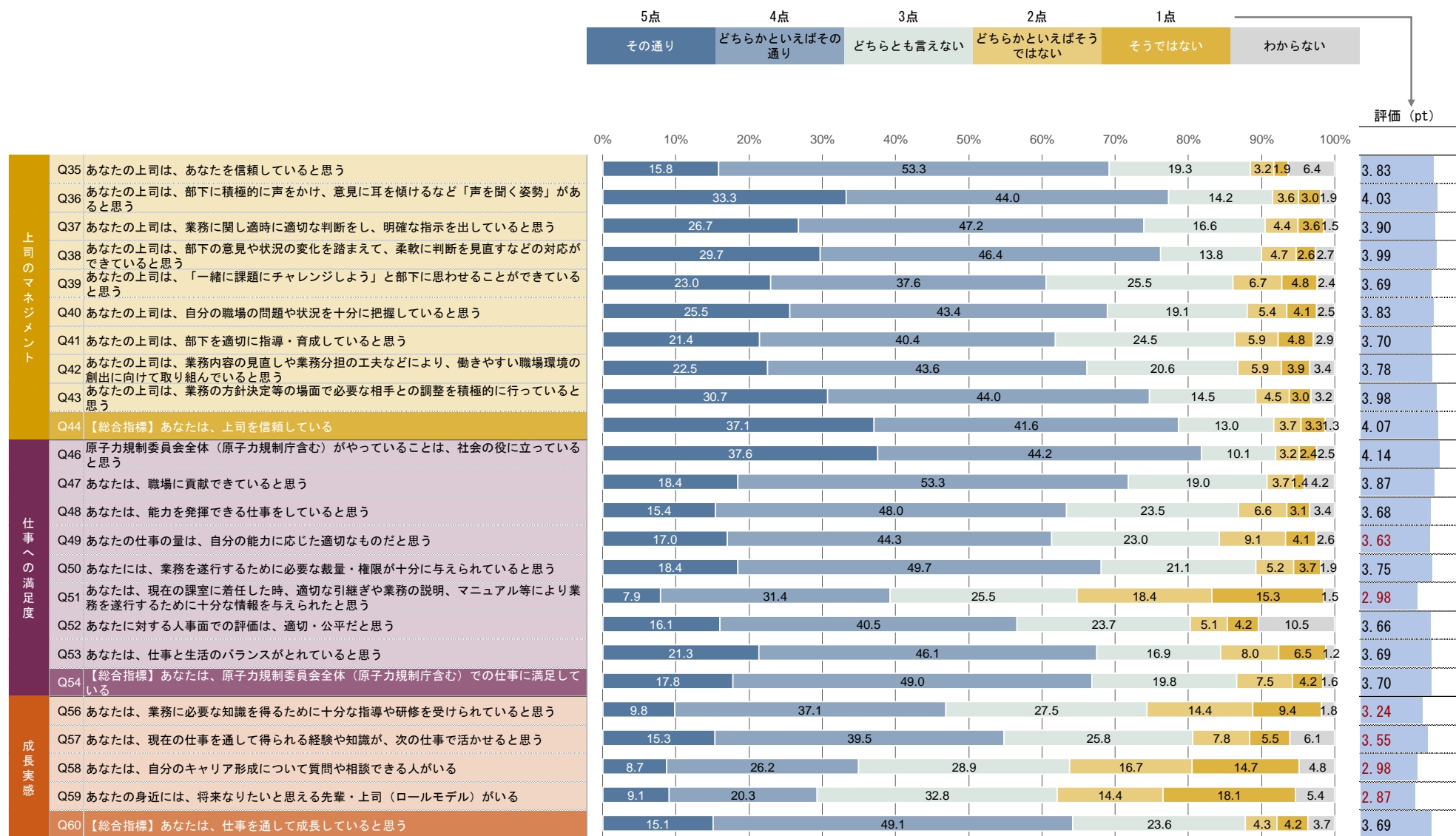
インタビュー調査においても、積極的にロールモデルを作り出そうとしている管理職が存在する一方で、組織自体の歴史が浅い、異動が多い、職員の背景が多様、または女性や若手が少ない等の組織上の要因でロールモデルを示すことに苦労していることがわかった。原子力規制庁のように発足から日の浅い職場ではロールモデルやキャリア相談をする相手が見つけづらい可能性がある。一人ひとりの職員が自ら新たなロールモデルとなれるように、例えば、希望があれば異動の周期を長期化することや、女性が働きやすい職場環境の構築、若手を中心とした勉強会の開催支援や促進等、それぞれにあったロールモデルを作りだし、見いだせるように組織的な対応が重要になる。また、新卒採用の職員にはメンター制度があるが、若手・中堅の職員にキャリア相談ができるメンターを置くこと等も考えられる。また、インタビューでは部署の仕事やキャリア形成について積極的に庁内に発信し、希望者を増やしている好事例も把握できた。全庁的には異動時等に対象職員とのコミュニケーションを手厚く行うなどの対応が予定されている。

【図表 1：全庁結果 1/2】

ウェイト値とは、本年調査の評価選択肢である「その通り」～「そうではない」に5点～1点を配点した際の平均値。配点は右記の通り。本資料における評価とは、ウェイト値のことを指す。



【図表 2：全庁結果 2/2】



【図表3：クロス集計\_ウェイト値 1/3】

【凡例】  
全体値+0.10以上  
全体値-0.10以下

(n)		所属									役職					所属経緯					年代				
		全体 (928)	長官官 男 (202)	技術基 盤G (161)	原子力 規制部 (27)	放射線 防護G (144)	審査G (126)	検査G (99)	原子力 安全人 材育成 センター (54)	地方 (原子 力規制 事務所 等) (115)	係員級 (111)	係長級 (204)	補佐級 (422)	課室長 級 (84)	技術参 与・再 任用 (107)	新卒で 所属 (162)	他省庁 からの 転籍 (214)	JNES から転 籍 (212)	民間企 業から 転職 (251)	他機関 からの 出向 (89)	10.20 歳代 (107)	30歳代 (147)	40歳代 (193)	50歳代 (225)	60歳以 上 (256)
原子力規制庁全体の安全文化	Q8	3.87	3.90	3.93	3.85	3.84	3.89	3.78	3.79	3.85	4.02	3.67	3.86	4.08	3.93	3.78	3.95	3.85	3.89	3.78	3.93	3.64	3.91	3.84	3.96
	Q9	3.71	3.68	3.85	3.65	3.75	3.66	3.58	3.74	3.68	3.83	3.53	3.69	3.98	3.81	3.61	3.79	3.70	3.72	3.68	3.71	3.51	3.78	3.66	3.81
	Q10	3.49	3.58	3.54	3.35	3.40	3.39	3.36	3.50	3.61	3.67	3.25	3.53	3.39	3.64	3.32	3.47	3.48	3.60	3.57	3.50	3.17	3.54	3.41	3.68
	Q11	3.85	3.98	3.80	3.73	3.71	3.79	3.79	3.94	3.99	3.97	3.70	3.83	4.08	3.90	3.80	3.91	3.81	3.88	3.81	3.94	3.63	3.92	3.84	3.90
	Q12	4.01	3.99	4.12	3.84	3.92	4.07	3.92	4.06	3.99	4.17	3.87	4.01	4.09	4.00	3.96	3.99	3.99	4.05	4.02	4.07	3.90	4.01	4.00	4.04
	Q13	3.04	3.09	3.15	2.88	2.98	2.96	2.87	3.00	3.19	2.97	2.89	3.13	3.00	3.07	2.75	3.08	3.16	3.16	2.87	2.80	2.77	3.03	3.15	3.21
	Q14	3.63	3.58	3.72	3.56	3.68	3.46	3.70	3.62	3.69	3.74	3.46	3.62	3.88	3.67	3.53	3.71	3.71	3.61	3.49	3.65	3.35	3.73	3.62	3.72
Q15	3.85	3.89	3.95	3.73	3.77	3.81	3.80	3.78	3.89	4.00	3.67	3.83	4.17	3.87	3.77	3.96	3.85	3.84	3.76	3.92	3.60	3.91	3.81	3.94	
職場環境	Q17	3.87	3.85	3.87	3.77	3.86	3.90	3.94	3.84	3.81	3.93	3.63	3.86	4.18	3.99	3.72	3.86	3.89	3.90	3.96	3.90	3.68	3.83	3.94	3.91
	Q18	3.45	3.22	3.44	3.33	3.21	3.70	3.63	3.61	3.64	3.34	3.24	3.50	3.65	3.59	3.14	3.51	3.57	3.50	3.40	3.29	3.13	3.46	3.59	3.55
	Q19	3.75	3.58	4.04	3.40	3.58	3.80	3.79	3.94	3.73	3.55	3.58	3.79	3.95	3.96	3.39	3.78	3.96	3.74	3.80	3.45	3.56	3.75	3.91	3.84
	Q20	3.81	3.75	3.81	3.68	3.67	4.02	3.79	3.90	3.86	3.83	3.72	3.78	4.10	3.87	3.73	3.78	3.82	3.83	3.97	3.76	3.73	3.86	3.82	3.84
	Q21	3.37	3.15	3.53	3.20	3.14	3.57	3.49	3.49	3.45	3.37	3.17	3.34	3.59	3.68	3.21	3.32	3.55	3.39	3.28	3.24	3.11	3.39	3.34	3.58
	Q22	3.70	3.69	3.68	3.72	3.60	3.89	3.64	3.71	3.71	3.89	3.64	3.63	4.02	3.66	3.81	3.71	3.71	3.62	3.71	3.83	3.62	3.68	3.72	3.69
	Q23	3.72	3.61	3.96	3.72	3.60	3.89	3.60	3.39	3.83	3.84	3.70	3.66	3.86	3.79	3.83	3.64	3.78	3.68	3.71	3.80	3.70	3.76	3.63	3.76
	Q24	3.58	3.39	3.65	3.92	3.65	3.56	3.53	3.49	3.74	3.72	3.56	3.56	3.55	3.58	3.74	3.57	3.58	3.49	3.60	3.70	3.64	3.61	3.52	3.54
	Q25	3.02	2.81	3.00	2.69	2.91	2.90	3.19	3.00	3.62	2.78	2.74	3.04	3.34	3.49	2.65	3.14	3.13	3.03	3.13	2.64	2.70	2.83	3.15	3.39
	Q26	2.52	2.64	2.43	2.31	2.44	2.56	2.40	2.74	2.51	2.60	2.46	2.46	2.45	2.85	2.43	2.50	2.47	2.55	2.73	2.55	2.42	2.49	2.38	2.70
	Q27	3.62	3.66	3.61	3.71	3.60	3.55	3.68	3.45	3.70	3.88	3.45	3.56	3.90	3.70	3.73	3.62	3.53	3.61	3.72	3.82	3.50	3.63	3.58	3.65
	Q28	3.62	3.60	3.59	3.64	3.57	3.54	3.79	3.58	3.72	3.75	3.55	3.58	3.94	3.54	3.66	3.64	3.49	3.60	3.86	3.61	3.61	3.62	3.61	3.64
	Q29	3.61	3.74	3.62	3.76	3.56	3.57	3.52	3.49	3.58	3.86	3.61	3.52	3.73	3.61	3.78	3.54	3.51	3.60	3.75	3.82	3.66	3.64	3.43	3.62
	Q30	3.54	3.60	3.51	3.58	3.50	3.47	3.56	3.50	3.61	3.74	3.41	3.46	3.87	3.66	3.58	3.52	3.50	3.51	3.70	3.65	3.50	3.50	3.51	3.58
	Q31	4.11	4.22	4.09	3.58	3.93	3.86	4.32	4.12	4.35	4.13	3.84	4.13	4.25	4.40	4.03	4.12	4.12	4.12	4.16	4.17	3.85	3.95	4.18	4.28
	Q32	3.82	3.79	3.84	3.63	3.85	3.60	3.90	3.80	4.05	3.99	3.59	3.80	3.99	4.03	3.77	3.83	3.82	3.83	3.88	3.90	3.59	3.79	3.80	3.96

【図表4：クロス集計\_ウェイト値 2/3】

(n)		【凡例】 全体値+0.10以上 全体値-0.10以下	所属								役職					所属経緯					年代					
			全体	長官官	技術基	原子力	放射線	審査G	検査G	原子力	地方	係員級	係長級	補佐級	課室長	技術参	新卒で	他省庁	JNES	民間企	他機関	10,20	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
			(928)	(202)	(161)	(27)	(144)	(126)	(99)	(54)	(115)															
上司のマネジメント	Q35	あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	3.83	3.82	3.93	3.78	3.76	3.68	3.77	3.98	3.96	3.78	3.76	3.82	3.86	4.02	3.80	3.84	3.85	3.83	3.82	3.77	3.76	3.76	3.77	4.00
	Q36	あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う	4.03	4.11	3.96	3.88	3.99	4.02	4.06	3.98	4.09	4.10	3.88	4.07	4.08	4.02	4.07	4.03	4.04	3.99	4.05	4.10	3.99	4.01	4.04	4.03
	Q37	あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う	3.90	3.86	3.94	3.68	3.84	3.92	3.98	4.00	3.95	3.96	3.64	3.97	3.90	4.08	3.81	3.93	3.97	3.91	3.83	3.93	3.67	3.93	3.92	3.99
	Q38	あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う	3.99	4.01	3.95	3.84	3.98	3.94	4.13	3.94	4.00	4.09	3.79	4.02	4.07	4.06	3.98	3.95	4.02	3.98	4.02	4.09	3.86	3.97	4.04	3.98
	Q39	あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	3.69	3.64	3.75	3.69	3.63	3.70	3.65	3.61	3.81	3.84	3.49	3.69	3.89	3.76	3.66	3.68	3.66	3.69	3.78	3.79	3.58	3.67	3.73	3.68
	Q40	あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う	3.83	3.80	3.90	3.60	3.80	3.82	3.81	3.80	3.91	3.86	3.63	3.88	3.83	3.95	3.66	3.84	3.96	3.81	3.86	3.77	3.72	3.81	3.89	3.88
	Q41	あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う	3.70	3.61	3.69	3.58	3.70	3.70	3.81	3.59	3.83	3.81	3.45	3.75	3.77	3.81	3.68	3.69	3.70	3.71	3.70	3.75	3.53	3.63	3.73	3.79
	Q42	あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	3.78	3.80	3.80	3.52	3.76	3.73	3.75	3.76	3.86	3.93	3.61	3.77	3.89	3.88	3.76	3.78	3.83	3.73	3.81	3.93	3.67	3.72	3.78	3.82
	Q43	あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	3.98	3.97	4.12	3.92	3.95	3.90	4.02	3.80	3.98	4.18	3.82	3.97	4.08	4.04	4.03	3.91	4.11	3.94	3.87	4.20	3.91	3.86	3.99	4.01
	Q44	【総合指標】あなたは、上司を信頼している	4.07	4.03	4.18	3.85	4.04	4.02	4.01	4.02	4.19	4.04	3.89	4.11	4.21	4.16	3.97	4.06	4.17	4.07	4.00	4.07	3.94	4.04	4.09	4.15
仕事への満足度	Q46	原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）がやっていることは、社会の役に立っていると思う	4.14	4.12	4.32	4.08	4.12	3.93	4.01	4.32	4.23	4.21	3.79	4.16	4.48	4.39	3.94	4.20	4.22	4.16	4.14	4.10	3.77	4.17	4.14	4.35
	Q47	あなたは、職場に貢献できていると思う	3.87	3.78	3.92	3.56	3.86	3.76	3.85	4.16	4.06	3.62	3.70	3.93	4.01	4.09	3.62	3.95	4.01	3.89	3.73	3.60	3.66	3.87	3.84	4.12
	Q48	あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	3.68	3.68	3.89	3.22	3.64	3.39	3.60	3.73	3.94	3.67	3.46	3.69	3.92	3.90	3.44	3.75	3.81	3.70	3.56	3.56	3.38	3.64	3.65	3.95
	Q49	あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う	3.63	3.61	3.69	3.22	3.63	3.43	3.61	3.83	3.79	3.58	3.46	3.62	3.87	3.80	3.38	3.69	3.78	3.60	3.61	3.50	3.32	3.58	3.63	3.87
	Q50	あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	3.75	3.92	3.68	3.54	3.63	3.71	3.58	3.83	3.94	4.03	3.63	3.72	4.08	3.59	3.84	3.79	3.71	3.67	3.86	4.01	3.69	3.81	3.69	3.71
	Q51	あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う	2.98	2.80	3.10	2.54	2.98	2.83	3.01	3.08	3.32	3.09	2.80	2.91	3.28	3.24	2.85	3.02	3.13	2.88	3.03	3.02	2.71	2.94	2.95	3.17
	Q52	あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	3.66	3.71	3.76	3.57	3.59	3.59	3.54	3.43	3.83	3.80	3.63	3.62	3.86	3.60	3.74	3.68	3.63	3.62	3.65	3.70	3.71	3.71	3.50	3.71
	Q53	あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う	3.69	3.46	3.76	3.44	3.64	3.48	3.85	4.09	4.00	3.61	3.45	3.67	3.94	4.06	3.40	3.73	3.85	3.68	3.72	3.41	3.41	3.55	3.77	3.98
	Q54	【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）での仕事に満足している	3.70	3.57	3.83	3.30	3.80	3.39	3.69	3.83	3.98	3.71	3.36	3.70	4.04	4.00	3.43	3.84	3.73	3.80	3.48	3.58	3.33	3.74	3.66	3.95
	Q56	あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	3.24	3.23	3.18	2.73	3.28	3.01	3.36	3.24	3.54	3.62	3.09	3.25	3.23	3.12	3.41	3.23	3.19	3.18	3.22	3.54	3.08	3.05	3.18	3.39
Q57	あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	3.55	3.45	3.71	3.48	3.54	3.50	3.59	3.60	3.51	3.74	3.40	3.54	3.68	3.55	3.53	3.60	3.45	3.58	3.56	3.73	3.33	3.54	3.56	3.60	
Q58	あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	2.98	2.90	3.04	2.75	3.07	2.86	2.92	2.80	3.21	3.39	2.81	2.95	2.94	3.00	3.20	2.96	2.89	2.95	2.87	3.34	2.77	2.97	2.75	3.14	
Q59	あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる	2.87	2.82	2.93	2.32	3.06	2.86	2.85	2.63	2.89	3.41	2.69	2.79	3.13	2.76	3.14	2.82	2.65	2.86	3.04	3.41	2.70	2.98	2.69	2.82	
Q60	【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	3.69	3.61	3.86	3.36	3.84	3.45	3.69	3.65	3.76	3.89	3.44	3.70	3.98	3.70	3.63	3.73	3.66	3.70	3.77	3.77	3.47	3.79	3.63	3.77	

【図表 5：相関係数 1/3】

総合設問		相関	詳細設問	相関係数
<b>原子力規制庁全体の安全文化</b>				
Q15	【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取組んでいると思う	相関	Q8 原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う	0.55
			Q9 原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う	0.57
			Q10 原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う	0.37
			Q11 原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っていると思う	0.54
			Q12 原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う	0.49
			Q13 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	0.33
			Q14 原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	0.48
			Q24 あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	0.31
<b>職場環境</b>				
Q32	【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う	相関	Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.42
			Q18 あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う	0.37
			Q19 あなたの課室では、行政文書（紙・データ）は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う	0.31
			Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	0.56
			Q21 あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う	0.49
			Q22 あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う	0.42
			Q23 あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う（例：業務に関する知識・情報を積極的に収集していると思う）	0.45
			Q24 あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	0.37
			Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う	0.49
			Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.37
			Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う	0.61
			Q28 あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務負担を超えて協力していると思う	0.52
			Q29 あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認め、感謝していると思う	0.47
			Q30 あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う	0.62
			Q31 あなたの課室では、不祥事や不適切な行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む）はない	0.54
			Q43 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	-0.05
			Q56 あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	-0.12
			Q59 あなたの身近には、将来になりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる	-0.06

相関係数とは、ある二つのデータ間の「一方の値が高い/低いと、もう一方の値も高い/低い傾向にある」という関係性を示す指標。数値の範囲は「-1~1」であり、正であれば正の相関（一方の値が高い場合、もう一方の値も高い）、負であれば負の相関（一方の値が高い場合、もう一方の値は低い）がある。1/-1に近いほど高い相関があると言える

【凡例】  
■ 相関係数0.70以上（強い相関あり）  
■ 相関係数0.4~0.70未満（相関あり）



【図表 6：相関係数 2/3】

総合設問		相関	詳細設問	相関係数
<b>上司のマネジメント</b>				
Q44	【総合指標】あなたは、上司を信頼している	相関	Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.32
			Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う	0.35
			Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.24
			Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う	0.48
			Q35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	0.49
			Q36 あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う	0.71
			Q37 あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う	0.72
			Q38 あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う	0.69
			Q39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	0.73
			Q40 あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う	0.70
			Q41 あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う	0.71
			Q42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	0.64
			Q43 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	0.61
			Q57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	0.35
<b>仕事への満足度</b>				
Q54	【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）での仕事に満足している	相関	Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.35
			Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	0.36
			Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.28
			Q35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	0.30
			Q39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	0.36
			Q46 原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）がやっていることは、社会の役に立っていると思う	0.46
			Q47 あなたは、職場に貢献できていると思う	0.43
			Q48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	0.56
			Q49 あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う	0.49
			Q50 あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	0.47
			Q51 あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う	0.37
			Q52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	0.39
			Q53 あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う	0.46

【凡例】  
相関係数0.70以上(強い相関あり)  
相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

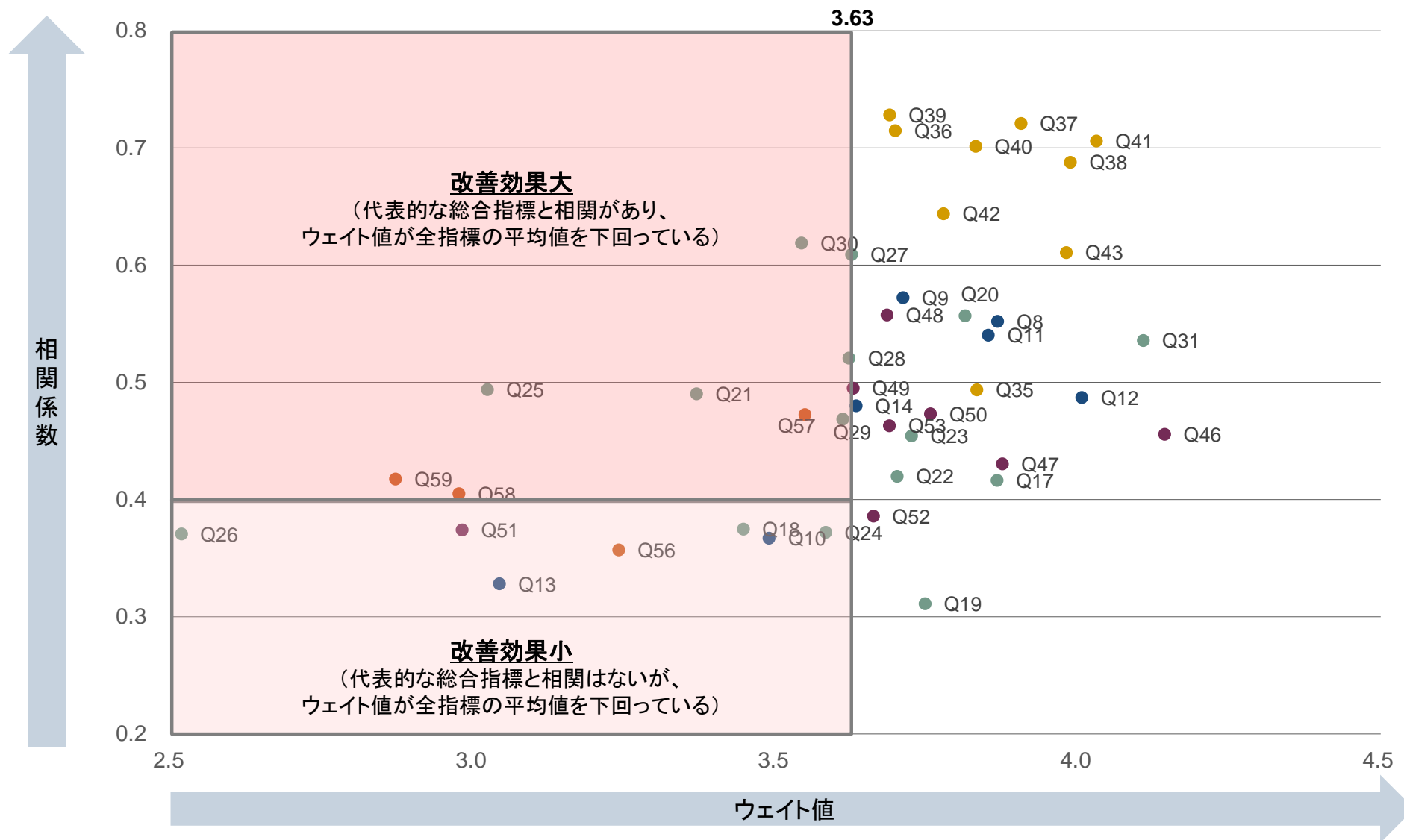
【図表 7：相関係数 3/3】

総合設問		詳細設問	相関係数
成長実感 Q60 【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	相関	Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.21
		Q42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	0.25
		Q48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	0.52
		Q50 あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	0.42
		Q52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	0.36
		Q56 あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	0.36
		Q57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	0.47
		Q58 あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	0.40
		Q59 あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる	0.42

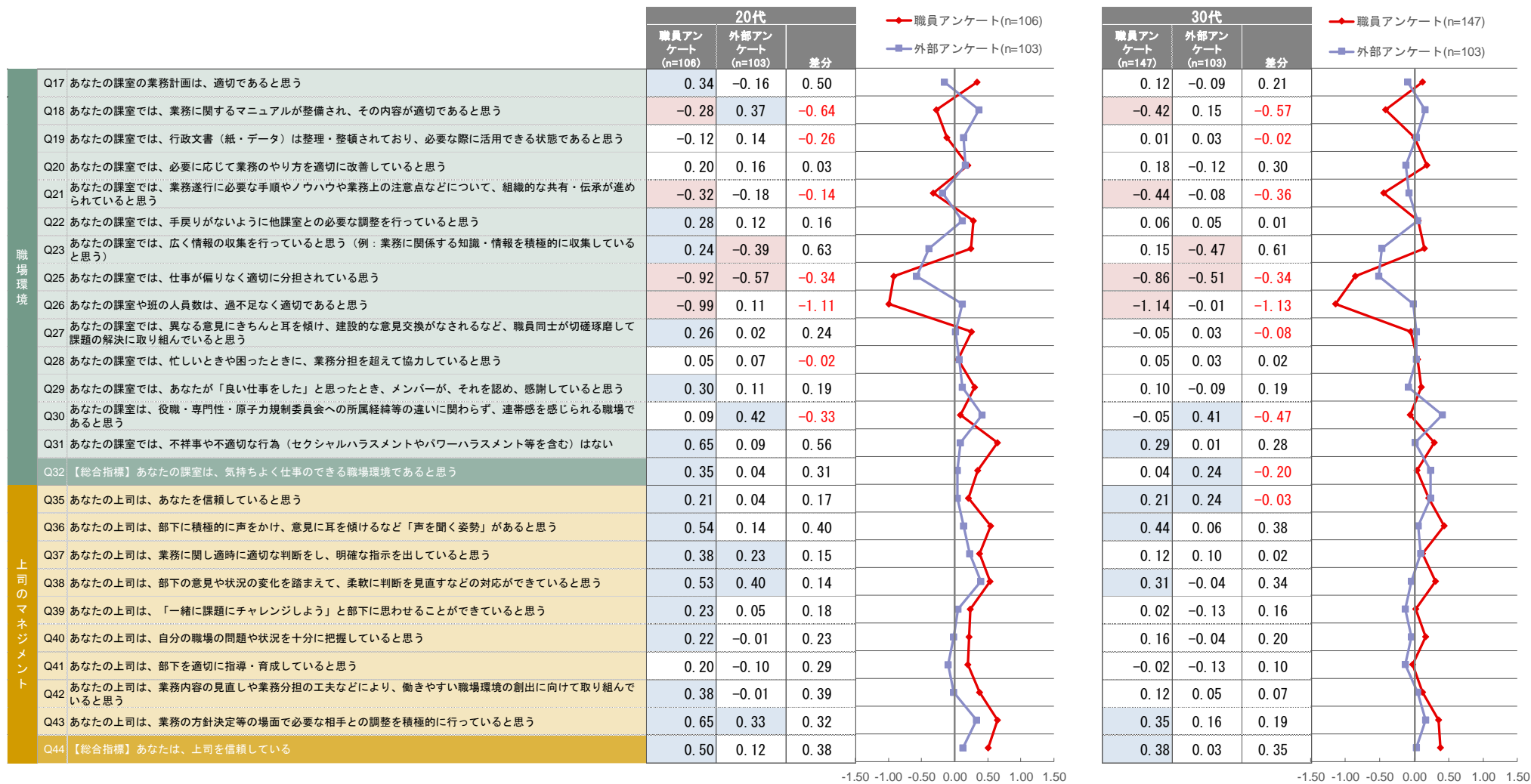
【凡例】  
相関係数0.70以上(強い相関あり)  
相関係数0.4~0.70未満(相関あり)



【図表 9：各指標の評価と相関係数の散布図】



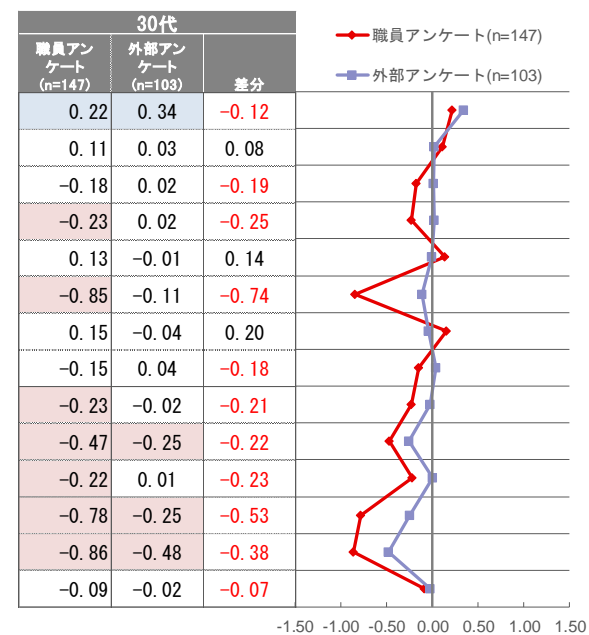
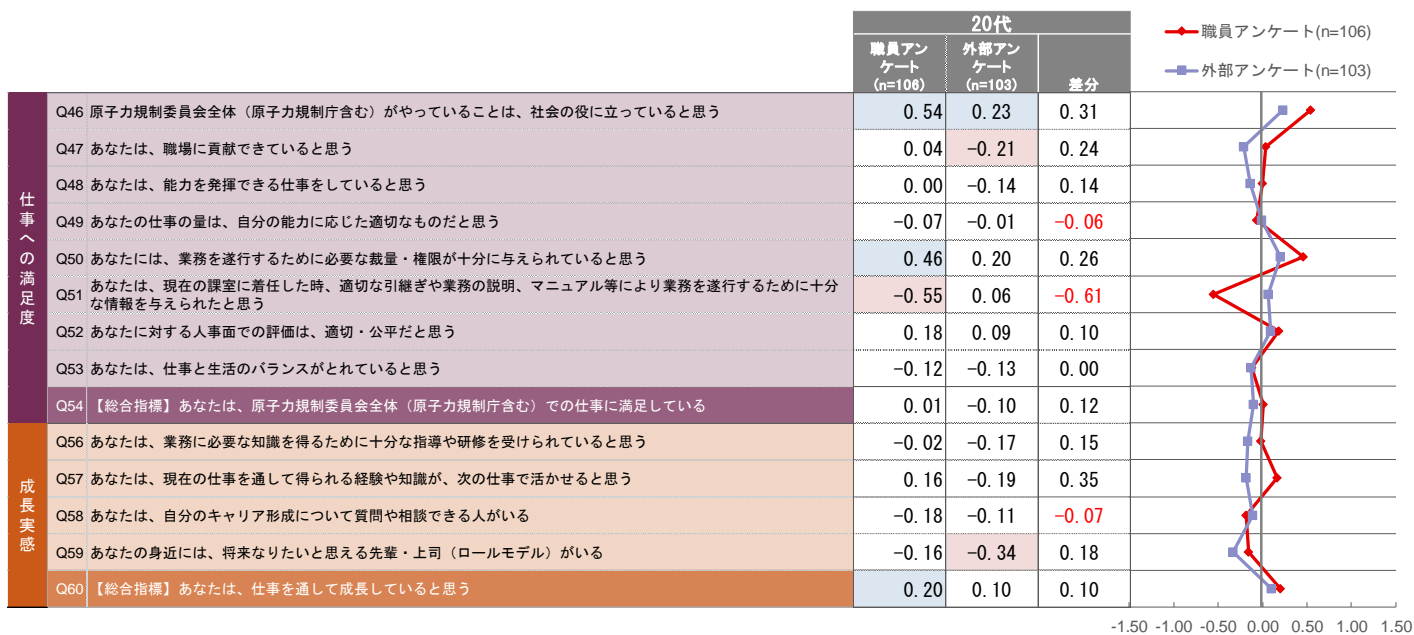
【図表 10：外部アンケートとの比較 1/2】



【凡例】

20, 30代の職員アンケート全指標平均+0.10以上  
 20, 30代の職員アンケート全指標平均-0.10以下

【図表 11：外部アンケートとの比較 2/2】



【凡例】

- 20, 30代の職員アンケート全指標平均+0.10以上
- 20, 30代の職員アンケート全指標平均-0.10以下

# 原子力規制委員会 第2期中期目標

令和2年2月制定  
令和5年1月改正  
原子力規制委員会

※前文は全面改正、本文は一部改正です。  
※本文の主な改正箇所には二重線を引いています（ただし、令和4年度第64回原子力規制委員会での御議論を踏まえた改正箇所は太線を引いています）。

## 前文

原子力規制委員会では、業務の継続的な改善を図り、原子力規制行政への信頼の向上につなげるため、平成26年10月から原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原規総発第1912181号）に基づき、組織の運営管理に関する統合的なマネジメントシステムを運用している。

マネジメントシステムでは、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、原子力規制委員会の多岐にわたる施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すものとして5年毎に中期目標を定め、更に当該中期目標を達成するための原子力規制委員会年度業務計画を毎年度定めることによって、業務の目標を具体化している。そして、その実施結果を評価することで、継続的に業務のPDCAサイクル<sup>1</sup>を回している。

第2期中期目標は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年を中期目標期間として制定された。第2期中期目標が制定された当時、当該中期目標期間は「原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ<sup>2</sup>の更なる適用やバックフィット制度<sup>3</sup>の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考え方を規制活動に定着・浸透させる期間」であり、「組織面では将来にわたって様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制を確実に実行し続けるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進める」ために、「形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間」と位置づけられ、「確実にかつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20年後も見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの5年間で備えるべきことに関する目標」が盛り込まれた。

原子力規制委員会では、第2期中期目標の実現に向けて、発足時に掲げた組織理念の下、原子炉等規制法について、最新知見に基づく規制の見直しを着実に進め、令和2年4月には原子力規制検査の本運用を開始する等、確実に取組を進めてきた。その過程で、グレーデッドアプローチに基づく規制の運用の具体化や、バックフィット制度の体系化も実施している。

令和4年9月26日に原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員が交代したのを機に、令和4年10月26日の第47回原子力規制委員会において、今後の原子力規制委員会の運営方針が議論された。議論において委員長から、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて設置された原子力規制委員会は、引き続きその

<sup>1</sup> PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

<sup>2</sup> グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

<sup>3</sup> バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。



軸を維持すべきであり、発足当初の組織理念を引き続き堅持すること、「情報発信と対話」「現場重視の規制」及び「原子力規制に関する人材の育成」に取り組むことが「規制の継続的改善」のために重要であり、これらとともに「国際機関による外部評価」を任命期間中の5年間で是非とも実施したい項目であるとの発言があった。委員との間でこの方針に同意が得られ、この中期目標期間中に具体的に取り組むべきことについて議論された。

こうした背景、経緯を踏まえ、第2期中期目標を改正することとした。

## 第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

## 第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

## 第3 施策目標

### 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

#### (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。
- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

#### (2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上

させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRS<sup>4</sup>の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。  
令和6年にIPPAS<sup>5</sup>ミッションを受け入れるとともに、IRRS ミッションを受け入れることについても調整する。
- 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。
- 多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める。
- 情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
- 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

### (3) 職員の確保と育成

- 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- 日々のOJT<sup>6</sup>に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進める。
- 職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うこ

---

<sup>4</sup> IRRS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価し、提言等を行うこと。

<sup>5</sup> IPPAS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに係る国の規制体系及び防護措置の実施状況をレビューし、核セキュリティの強化に資する助言等を行うこと。

<sup>6</sup> OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

とにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。

- 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

## 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。
- 規制の運用から得られた知見を審査・検査、規制基準の継続的改善に最大限活かす。

(戦略)

### (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3. を参照)
- 事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

### (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。

- (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行
- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
  - 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。
- (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応
- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
  - 審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。
  - バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。
  - 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
  - リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
  - 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
  - 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。
  - IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。
  - 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。
  - 開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

### 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響することがあることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。

#### 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視や事故の調査・分析等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の調査・分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。

- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。
- (3) 放射線モニタリングの実施
- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

## 5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

### (1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。

### (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。（放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照）
- 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。
- 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要

に応じて規制の在り方を検討する。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。

(4) 危機管理体制の整備・運用

- 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRS の指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
- 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
- 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。

(5) 放射線モニタリングの実施

- 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
- 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。



# 令和 5 年度原子力規制委員会 年度業務計画

令和 5 年 3 月  
原子力規制委員会

## <まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、原子力規制委員会年度業務計画を策定するものとしている。

令和5年度原子力規制委員会年度業務計画は、令和2年2月に策定し、令和5年1月に改訂した第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を踏まえ、令和5年度において取組む事項について定めるものである。

本計画を構成する各施策は、その性格に応じて以下の3つの区分に分類している。年度末に各施策の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (Ⅰ) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの
- (Ⅲ) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの

なお、本計画と行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、当該政策体系についても、本計画とともに、別紙のとおり定める。

## 目次

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	3
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	3
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	5
(3) 職員の確保と育成	8
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	10
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	10
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	10
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	13
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	13
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	15
(1) 核セキュリティ対策の推進	15
(2) 保障措置の着実な実施	15
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	16
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	17
(1) 廃炉に向けた取組の監視	17
(2) 事故の調査・分析	17
(3) 放射線モニタリングの実施	18
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	19
(1) 放射線防護対策の推進	19
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	19
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	19
(4) 危機管理体制の整備・運用	20
(5) 放射線モニタリングの実施	21
別紙	
令和5年度政策体系	23

## 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

### (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

#### 【業務計画】

##### (独立性・中立性・透明性の確保)

- ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- ・被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。(I)
- ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- ・ホームページシステムについて、令和6年度に実施を予定している次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達を実施する。(II)
- ・「N-ADRES（公開情報管理システム）」（米国原子力規制委員会 ADAMS を指向する資料データベース）について、安定的に運用する。(I)
- ・「N-ADRES」について、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開を実施する。(II)
- ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者等との面談内容の自動文字起こし結果を公開するとともに、公開対象の拡充を検討する。また、原子力規制委員会の結果概要や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う。なお、分かりやすさを向上するため、原子力規制委員会等の資料について前提となる科学的知見や規制制度の内容を示すなど充実に努める。(II)
- ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)
- ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)

##### (外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、原子力規制の向上に資する情報を収集する。(I)
- ・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)
- ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice (NIN)）を発出する。(I)
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

##### (安全文化の育成・維持)

- ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を継続的に実施する。(I)
- ・令和4年度の原子力安全文化に関するアンケート結果を踏まえ、課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行う。(II)
- ・委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行す

る。(Ⅱ)

- ・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(Ⅰ)
- ・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(Ⅰ)

#### 【評価の視点】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。
- ・改正を行った「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の運用・定着を図り、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。
- ・ホームページシステムについて、安定的に運用できたか。また、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上を達成できたか。
- ・次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達が実施できたか。
- ・「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。
- ・資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開が実施できたか。
- ・規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象の拡充を検討することができたか。
- ・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。
- ・特に注目が集まる話題を中心に、様々なステークホルダーに対して共通的に説明できるような素材を各担当職員が作成するような新たな取り組みを始めることができたか。
- ・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。
- ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。
- ・開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見等において原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、有益な議論・情報収集を行えたか。
- ・CEO、CNO等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。
- ・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。

(安全文化の育成・維持)

- ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を継続的に実施したか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込み、継続的に実施したか。
- ・課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行えたか。
- ・仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。

- ・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施することができたか。
- ・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で実施できたか。

## (2) 規制業務を支える業務基盤の充実

### 【業務計画】

#### (マネジメントシステムの定着)

- ・令和4年度のマネジメントレビューの結果を踏まえ業務を着実に遂行するとともに、マネジメントシステムの運用を通して業務計画の遂行に係る活発なコミュニケーションを喚起し、業務の継続的改善につなげる。(I)
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、研修等で職員を啓発するとともに、よりよい業務改善につなげるための取組を行う。(II)

#### (国際協力の推進)

- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)
- ・IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II)
- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて情報共有、フォローアップを徹底する。(I)
- ・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧、公電等を管理し、人事異動があっても、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行う。(II)
- ・国際機関が開催する国際会議において、原子力規制委員会が継続的に関与できるように参加者等を支援する。(I)
- ・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化する。(I)
- ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)
- ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)
- ・IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。(II)

#### (管理業務の確実な遂行)

- ・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(II)

- ・今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する。また、その結果を機構・定員要求や採用・任用等に活用していく。(Ⅱ)
- ・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。(Ⅱ)
- ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に1 on 1 ミーティングを行う。(Ⅱ)
- ・令和4年度に実施した多面観察(360度評価)の試行結果を踏まえ、本格運用を行う。(Ⅱ)
- ・原子力安全人材育成センターが保有する個人の力量に関する情報や、人事課が保有する個人の希望や経験に関する情報など、業務分担や任用に活用できる情報を特定した上で、人事管理システムに集約していくことを目標とし、令和5年度中に概念設計を行う。(Ⅱ)
- ・[再掲] 委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(Ⅱ)
- ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。(Ⅰ)
- ・情報システムの安定的な運営を行う(Ⅰ)
- ・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

#### (訴訟事務及び法令審査)

- ・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
- ・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- ・法令審査及び法令相談への対応を行うことで、各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援する。また、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。(Ⅰ)

#### 【評価の視点】

##### (マネジメントシステムの定着)

- ・マネジメント委員会等において業務遂行に係る活発な意見交換がなされ、業務の改善が検討されたか。
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、効果的な業務改善につなげることができたか。研修等による啓発を実施したか。

##### (国際協力の推進)

- ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- ・最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。
- ・国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。
- ・オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。
- ・IAEAの安全基準やICRP等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。
- ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- ・国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。

- ・ 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。
- ・ 国際関係についての情報共有ができたか。
- ・ 国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有を行えたか。また、人事異動等に伴う引き継ぎを行えたか。
- ・ 国際会議参加メンバーの確保、予算要求時の取りまとめ、必要に応じた支援等を行えたか。
- ・ IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化することができたか。
- ・ 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。
- ・ 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。
- ・ 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。
- ・ IAEA や国内の関係機関との調整を進め、IPPAS で評価を受ける具体的内容を固めることができたか。
- ・ 令和6年夏頃の IPPAS ミッション受入れに向けたプロセス（ワークショップ、準備会合等）を円滑に進めることができたか。

#### (管理業務の確実な遂行)

- ・ 行政文書管理に係る体制整備、行政文書の管理に関するガイドライン等の改正を踏まえ、電子的管理を効率的に進めるため新たなルールの運用・定着化を図るとともに、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。
- ・ 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、適切な文書管理業務を実施するための研修・監査等を適切に実施したか。
- ・ 今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方を検討したか。
- ・ 検討した結果を令和6年度機構・定員要求や採用・任用等に活用したか。
- ・ 育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。
- ・ 内閣人事局等が実施する職員アンケート結果などにおいて、職員の満足度を確認できたか。
- ・ 管理職は定期的に1 on 1 ミーティングを行うことができたか。
- ・ 多面観察（360度評価）の本格運用を行ったか。
- ・ 上司によるマネジメント能力の向上について、アンケート等を通じて改善を確認できたか。
- ・ 原子力安全人材育成センターや人事課が保有する、業務分担や任用に活用できる情報を特定できたか。それらの情報を集約し活用する仕組みの概念設計ができたか。
- ・ [再掲] 仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・ 庁舎管理を適切に行えたか。職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行い、職場環境の改善に寄与したか。
- ・ 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、働き方改革など時代変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。
- ・ 安全研究用解析ネットワークシステムについて、次期システムの構築が実施できたか。
- ・ 予算の適切な執行管理を行えたか。

#### (訴訟事務及び法令審査)

- ・ 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。



- ・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- ・各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援できたか。
- ・必要に応じてマニュアルの見直しを行うことができたか。

### (3) 職員の確保と育成

#### 【業務計画】

(高い倫理感の保持)

- ・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)

(原子力規制人材の確保)

- ・応募者の増加に繋がる各種取組を行うとともに、新卒者・経験者を適切に選考し、人材を確保する。(I)
- ・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和5年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)

(原子力規制人材の育成)

- ・国際会議、IRRS ミッション（レビューとして）等への参加や国際機関等に職員を派遣することを通じて職員を育成する。(I)
- ・人材育成の基本方針に定めた職員の学習目標時間を念頭に、研修の充実を含む環境整備に努めるとともに、職員が実際に行った学習時間を把握する。(II)
- ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施する。  
(I) また、研修の質の向上に向けて教育訓練課程の有効性評価を行い、今後の改善等の方針を検討する。(II)
- ・知識管理とバックオフィス系業務を対象とした力量管理が連携した運用方法を確立し、本格運用を開始する。(II)
- ・キャリアパスイメージに沿った人材育成が行われることを確実にするため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用する。(III)
- ・原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- ・[再掲] 委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(II)
- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日）決定）及び令和4年度に策定した職員（研究職）のキャリアパスイメージを踏まえ、外部の研究機関との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、原子力規制庁の研究職に求められる役割を果たすことのできる人材を育成するための活動を行う。(II)
- ・安全研究の実施や研究職の育成に当たり、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)

#### 【評価の視点】

(高い倫理感の保持)

- ・研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行ったか。また、その結果として、違反事例の内容や件数が妥当な水準に抑えられているか。

(原子力規制人材の確保)

- ・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。その上で、定数に対する実員数（95%）、新卒採用者に対する女性割合（35%）に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、人材を確保できたか。
- ・行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ事業を実施するとともに、実績を把握したか。

(原子力規制人材の育成)

- ・あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで、原子力規制人材の育成ができたか。
- ・適切な数の職員を国際機関等に派遣することができたか。
- ・職員が実際に行った学習時間を把握する仕組みを構築し、職員の平均学習時間を算出できたか。
- ・他組織が提供している研修に関する情報提供、自学習に適した教材の推薦、研修の充実等を含む環境整備を進められたか。
- ・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修を適切に実施できたか。
- ・教育訓練課程の有効性評価を行い、研修の質の向上につなげたか。
- ・バックオフィス系業務の力量管理の本格運用を開始したか。
- ・キャリアコンサルティング体制を構築し運用できたか。また、希望調書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価が、改善しているか。
- ・原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。
- ・[再掲] 仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・外部の研究機関との人事交流や共同研究等を積極的に実施したか。
- ・研究職がそれぞれのキャリアステップに応じて求められる人材像を達成するための取組を組織的・計画的に行い、原子力規制庁の研究職として求められる研究人材の育成を行ったか。
- ・研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行ったか。

## 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

### (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

#### 【業務計画】

- ・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)
- ・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)
- ・対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)
- ・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、対応する。(II)
- ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)
- ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、運用改善に向けた検討を行うとともに必要に応じて見直しの検討を進める。(II)
- ・試験炉及び使用施設を対象とした意見交換会を定期的に行い、規制要求に対する理解啓発に継続的に取り組む。(I)
- ・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)

#### 【評価の視点】

- ・設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・設置変更許可において審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。
- ・審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。
- ・原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。
- ・原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。
- ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。
- ・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、確実に対応できたか。
- ・事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。
- ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。
- ・試験炉設置者及び使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。
- ・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。

### (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

## 【業務計画】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と共同研究の活用)

- ・安全研究を通じて最新知見を蓄積し、得られた研究成果を積極的に公表する。(I)
- ・規制上の技術的課題を効果的に解決するために、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等が行う国際共同研究へ積極的に参加する。(I)
- ・国内外の研究開発動向に係る情報や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積して分析し、中長期的な研究課題を検討する。また、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において規制上の対応方針等を検討する。特に、国内外で発生する自然事象に対する最新知見等については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、また必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。(I)
- ・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を活用し、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援(技術支援)を行う。(I)

(安全研究の積極的な実施)

- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)に基づき、規制上の課題を踏まえて安全研究の実施方針の策定を行うとともに、安全研究プロジェクトの評価を行う。(I)
- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年7月6日原子力規制委員会)等に基づき、安全研究を実施する。(I)
- ・研究手法の適切性、成果の信頼性、技術文書のレベル等を向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(II)
- ・規制上の課題の解決に向けて柔軟に対応していくため、リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組強化や外部の研究機関との連携強化を図る。(II)

(規制基準の継続的改善)

- ・令和4~6年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(II)
- ・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(I)
- ・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(I)
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(I)
- ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(I)
- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及びATENAによる水素防護対策に係る自律的・計画的な取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受ける。  
(II)
- ・水素防護以外の知見についても、事業者及びATENAからの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進める。(II)

- ・電磁両立性に係る規制対応について、令和4年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)
- ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(Ⅱ)
- ・実用発電用原子炉等の新規規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4・5年度の実施計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)

#### 【評価の視点】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と共同研究の活用)

- ・安全研究成果報告を取りまとめたか。NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。
- ・国際共同研究へ参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、知見を蓄積するとともに、国際動向に係る情報収集を行ったか。
- ・国内外の研究開発動向や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積したか。また、これを分析し、必要に応じ中長期的な研究課題を検討したか。
- ・何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見等に関する情報を抽出して技術情報検討会等において対応方針を検討したか。
- ・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援を行ったか。

(安全研究の積極的な実施)

- ・基本方針に基づき、規制上の課題を踏まえ令和6年度以降の実施方針を策定したか。
- ・基本方針に基づき、安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施したか。
- ・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究を適切に実施したか。
- ・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、質の高い安全研究を行うための取組を行ったか。
- ・リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組を強化したか。外部の研究機関との連携を強化したか。

(規制基準の継続的改善)

- ・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。
- ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。
- ・技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。
- ・事故トラブルから得た教訓について必要に応じて規制への反映が行えたか。
- ・事業者及び ATENA が水素防護対策に係る取組を自律的・計画的に行っているか等、その取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受けることができたか。
- ・水素防護以外の知見について、事業者及び ATENA からの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進めることができたか。
- ・ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。
- ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図れたか。

- ・規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。

### (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

#### **【業務計画】**

- ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅰ)
- ・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(Ⅱ)
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用する。(Ⅰ)

#### **【評価の視点】**

- ・着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
- ・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。
- ・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。
- ・令和4年度第44回原子力規制委員会（令和4年10月12日）で報告を受けた「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、着実に対応したか。
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用したか。

### (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

#### **【業務計画】**

- ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(Ⅰ)
- ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」（令和2年2月原子力規制委員会了承）及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(Ⅰ)
- ・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(Ⅱ)
- ・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき運用を行う。(Ⅰ)
- ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ)
- ・これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(Ⅰ)
- ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(Ⅰ)
- ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(Ⅲ)
- ・最終処分に係る安全研究を進めるにあたり、安全研究の実施方針を検討する。(Ⅲ)
- ・原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な連携を図り、3Sのインターフェースを図る。(Ⅰ)
- ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進め、適切に運用する。また、新制度等について分かりやすい説明に努める。(Ⅲ)
- ・事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。(Ⅲ)

### 【評価の視点】

- ・ 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。
- ・ 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。
- ・ 令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）で了承した方針に基づき、審査プロセスの改善の取組を継続的に行えたか。
- ・ バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットの検討プロセス」に基づき運用を行えたか。
- ・ 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。
- ・ 試験炉及び研開炉に係る指摘事項の重要度評価手法を作成できたか。
- ・ 施設の持つリスクに応じたグレーデッドアプローチを適用した検査手法開発のため、海外の情報等を調査するなどして検討を開始したか。
- ・ これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。
- ・ 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。
- ・ 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。
- ・ 最終処分に係る安全研究の実施方針の検討を実施したか。
- ・ 原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S間の相互影響を踏まえ、連携して審査及び検査を適切に実施したか。
- ・ 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進められたか。
- ・ 高経年化した発電用原子炉について、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・ 高経年化した発電用原子炉について、新制度の資料の充実を図る等、理解の促進に努めたか。
- ・ 新たな炉型について、事業者から提案された場合、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討できたか。
- ・ 新たな炉型について、事業者から提案された場合、必要に応じて、意見交換等を行えたか。

### 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

#### (1) 核セキュリティ対策の推進

##### 【業務計画】

- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。
  - (I)
- 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、原子力規制事務所と本庁との効果的な連携を図っていく。
  - (II)
- 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)
- 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(II)
- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)
- 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を進め、事業者における改善策の確認を進める。(II)

##### 【評価の視点】

- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。
- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。
- 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の定着に向けた継続的な改善につなげることができたか。
- 原子力規制事務所に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施及びセーフティの検査官とのセキュリティに係る気づき等の情報共有などを通じて、核物質防護に係る原子力規制検査の継続的な改善につなげることができたか。
- 新たに配置する原子力規制事務所の核物質防護対策官に所要の教育訓練を実施する。
- 日常的に原子力規制事務所核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門との連絡を緊密に行うとともに、原子力規制事務所での監視を通じて把握した核物質防護上の気づき事項等の情報を本庁のチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所-本庁核セキュリティ部門間の連携を深化できたか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。
- 核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し必要な改善策の検討を行ったか。また、実際にこれら文書類の見直しを行ったか。
- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や人員の拡充を含めた体制整備を行ったか。
- 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、事業者の改善対策の確認を行ったか。

#### (2) 保障措置の着実な実施

##### 【業務計画】



- ・ IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・ IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)
- ・ 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)
- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)

**【評価の視点】**

- ・ 日・ IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。
- ・ 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。
- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。

**(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化**

**【業務計画】**

- ・ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースを強化すべく、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行い、審査等及び検査等の業務を適切に行う。また、インターフェースにおける調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I)
- ・ 原子力規制事務所による日常巡視等において核物質防護対策上の課題を検出し適切に対応できるよう、本庁検査グループや原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)
- ・ 核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(II)

**【評価の視点】**

- ・ 相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について情報の共有を緊密に行うためのツール、運用の改善を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、その中で確認された課題について、関係者間で検討し改善策の共有を図れたか。
- ・ 原子力安全の検査官に対する核物質防護に関する教育を継続的に実施したか。また、原子力規制事務所や本庁検査グループに対して、核セキュリティに関連する検査気付き事項や指摘事項の共有を図れたか。
- ・ 核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について核セキュリティ部門と緊急事案対策室等が協力して検討を進め課題を抽出し、改善策を立案し、訓練等で改善策の有効性を確認することができたか。

## 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

### (1) 廃炉に向けた取組の監視

#### 【業務計画】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)
- ・ 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)
- ・ 実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、長期的に安定な保管・管理に向けた方針を策定する。(III)

#### 【評価の視点】

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2022年3月版）に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。
- ・ 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。
- ・ 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。
- ・ 水処理廃棄物に関しては固化処理に向けた方針、今後新たに生ずる建屋解体物等に関しては放射能濃度や性状等に応じた保管・管理に向けた方針を策定できたか。

### (2) 事故の調査・分析

#### 【業務計画】

- ・ 令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)
- ・ 事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)

#### 【評価の視点】

- ・ 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか（東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催）。
- ・ 事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。
- ・ 積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。
- ・ 日本原子力研究開発機構との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。
- ・ 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に3回

以上参加)。

- ・連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。

### (3) 放射線モニタリングの実施

#### **【業務計画】**

- ・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)

#### **【評価の視点】**

- ・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリング、その他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- ・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。

## 5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

### (1) 放射線防護対策の推進

#### 【業務計画】

- ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP 勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)

#### 【評価の視点】

- ・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。
- ・岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討を進めたか。

### (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

#### 【業務計画】

- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等を進め、規制体系とその運用を継続的に改善する。(II)
- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討する。(II)

#### 【評価の視点】

- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等の規制体系とその運用の継続的改善に資する検討を実施したか。
- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討したか。

### (3) 原子力災害対策指針の継続的改善

#### 【業務計画】

- ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)
- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルに関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討する。(III)
- ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)
- ・整備を進めている緊急時対応技術マニュアル (RTM) について、訓練報告会での報告を経て試運用を開始する。(I)
- ・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者との議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)
- ・重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があっ

た場合には、EAL 会合での議論を開始する。(I)

#### 【評価の視点】

- ・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。
- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの測定結果に基づく甲状腺の被ばく線量の推定方法及びその対象者、推定結果に関する住民等への説明の在り方、並びに国や地方公共団体の住民等の健康に係る評価や健康相談等の施策への反映の在り方等に関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討を行ったか。
- ・モニタリングの技術的事項について有識者及び地方公共団体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。
- ・事業者防災訓練の際に緊急時対応技術マニュアルを活用できたか。
- ・EAL 会合において、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。
- ・EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。

#### (4) 危機管理体制の整備・運用

##### 【業務計画】

- ・事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和4年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。(I)
- ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、システム効率化に向け検討を行う。(III)
- ・原子力規制委員会及び内閣府の情報システムが収集している防災関連情報を連携するための検討を行う。(III)
- ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和6年度末のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(I)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図

るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)

- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(I)

#### 【評価の視点】

- ・緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。
- ・オフサイトの防護措置における原子力事業者の協力の在り方について検討した上で、必要な措置について関係部署と調整したか。
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。
- ・各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。
- ・緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の5%）及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を実施したか。
- ・あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等（防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」（仮称）を含む。）の整備・見直しを実施できたか。
- ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、令和4年度に実施した技術動向調査の結果を踏まえ、システム効率化の具体策を確定できたか。
- ・原子力規制委員会及び内閣府が保有する防災関連情報の連携について、計画を確定できたか。
- ・令和6年度末の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。
- ・緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に行ったか。
- ・令和5年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。
- ・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。
- ・各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。
- ・立地道府県等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築を支援したか。

#### (5) 放射線モニタリングの実施

##### 【業務計画】

- ・47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)
- ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

**【評価の視点】**

- ・47 都道府県における環境放射能水準調査の結果を、366 日分遅滞なく公表することができたか。
- ・放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。
- ・原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。
- ・[再掲] 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。

別紙

令和5年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
<b>1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</b>	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
<b>2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化</b>	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
<b>3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</b>	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
<b>4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</b>	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の調査・分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
<b>5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</b>	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。



## 令和5年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和5年3月22日  
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年3月4日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和5年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

## 記

## 1. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

## 2. 事後評価の対象とする政策

- ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和4年度原子力規制委員会の政策体系（令和4年3月23日原子力規制委員会決定）（別紙）の1.～5.を対象とする。
- ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、以下を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき実施する。
  - ・原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第三段階施行分（平成30年4月1日施行））

## 3. 令和4年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和4年度実施政策について、令和4年度実施施策に係る事前分析表（令和4年8月17日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1912181号）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

## 令和4年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA管理番号
<b>1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</b>	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
<b>2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化</b>	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
<b>3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</b>	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
<b>4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</b>	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
<b>5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</b>	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。

制定 令和 2 年 3 月 4 日 原規総発第 2003041 号 原子力規制委員会決定

## 原子力規制委員会政策評価基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、原子力規制委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

この計画の対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 政策評価の実施に関する方針

政策評価制度は、政策の企画立案及び実施の的確な遂行に資する情報を得て、政策へ適切に反映させ、政策の不断の見直しや改善を行い、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底するものと位置付けられる。

原子力規制委員会においては、以下の点に留意して政策評価を実施する。

- ・政策の企画立案及び実施の的確な遂行に資する情報を得るため、必要性、有効性、効率性その他の当該政策の特性に応じた観点から、効率的に評価を行うこと。
- ・政策評価を実施した結果、何らかの理由で期待どおりの成果をあげていないと認めるものがあれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案に反映させていくこと。
- ・原子力規制委員会における PDCA の効果的・効率的な運用を図るため、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年 12 月 18 日原子力規制委員会決定。以下「規程」という。）に基づく中期目標及び年度重点計画並びにマネジメントレビュー等と適切に連携すること。

### 3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、有効性及び効率性の観点から行う。

必要性：対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らしたときの妥当性。

有効性：当該政策に基づく活動により得ようとする政策効果と実際に得られた又は得られると見込まれる政策効果の関係。

効率性：当該政策に基づく投入資源とそれによって得られる政策効果との関係。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性などの観点を加味して適切に評価を行う。

#### **4. 政策効果の把握に関する事項**

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、客観性を担保するため、できる限り定量的な評価を行うものとし、これが困難である場合又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合は、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が原子力規制委員会以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

#### **5. 事前評価の実施に関する事項**

##### **(1) 評価の目的**

法第9条の規定に基づき事前評価の実施が求められる政策については、当該政策により得られると見込まれる効果等を把握することにより、適切な政策の選択や改善に資する情報を得る見地から評価を実施する。

##### **(2) 評価の対象**

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条各号に規定する、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃による規制の新設又は改廃を目的とする政策を評価の対象とする。

##### **(3) 事前評価の方式**

事前評価は、基本方針に定める事業評価方式によることを基本とする。

#### (4) 評価の実施

(2)の評価の対象となる政策を主管する課又は室等（以下「政策主管課等」という。）は、当該政策の決定に先立ち、評価を行い、評価書を作成する。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにするとともに、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

評価の内容、手順その他の評価の方法については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制の政策評価ガイドライン」という。）等による。

### 6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

#### (1) 評価の目的

原子力規制委員会の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的とする。

#### (2) 評価の対象と方式

1) 原子力規制委員会の政策全てを事後評価の対象とし、共通の目的を有する事業のまとまりである施策を単位として行うものとする。施策は、原子力規制委員会が規程に基づき策定する年度重点計画において定める政策体系により区分する。評価方式は、基本方針に定める実績評価方式によることを基本とする。

2) 上記5.により事前評価を実施した政策のうち、法第7条に規定する実施計画で定めた政策については、基本方針に定める事業評価方式によることを基本とし、規制の政策評価ガイドラインに基づき事後評価を実施する。

#### (3) 評価の観点・方法

各年度の実施施策に係る評価は、有効性及び効率性の観点を中心に3.の観点から行う。その際、当該施策の下に位置付けられる事業について、その効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係や事業相互の関係に留意するものとする。

#### (4) 評価の時期

各年度の実施施策に係る評価は、各年度開始後速やかに、前年度までの施策の進捗状況について評価を行う。

## **(5) 評価の実施主体**

評価は、各施策の主管課室等が実施する。

## **7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

政策評価の実施に当たっては、客観性及び厳格な実施を担保するため、学識経験を有する者の知見を評価の対象となる政策の特性、評価の内容等に応じ、適切に活用することとする。

特に、事後評価の実施に当たっては、専門的見地から意見を求める外部の有識者からなる政策評価懇談会の助言を得るものとする。

## **8. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項**

評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。

原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

## **9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項**

### **(1) 政策評価の評価結果等の公表**

政策評価の評価結果等の公表は、次の文書を原子力規制委員会ホームページに掲載することにより行うものとする。

- ① 評価書
- ② 評価書要旨
- ③ 政策評価の結果の政策への反映状況

### **(2) 公表時期**

それぞれの政策評価の評価結果等については、まとまり次第適時に公表するものとする。

## **10. 政策評価の実施体制に関する事項**

原子力規制庁においては、長官官房総務課及び政策主管課等が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。具体的な役割分担は、以下のとおりとする。

### **① 長官官房総務課の役割**

基本計画の策定等基本的事項の企画及び立案、政策評価結果の案の取りまとめ、政策評価結果の施策等への反映状況の審査、外部からの意見等の受付等、原子力規制委員会の政策評価全体の総括を行う。

② 政策主管課等の役割

評価対象政策に係る評価方式の決定、政策評価作業の実施、政策評価結果の施策等への反映状況の作成等を行う。

③ 政策評価懇談会の役割

政策評価懇談会は、原子力規制行政に関し専門的見地から意見を述べる外部有識者から構成する。

政策評価懇談会は、政策評価に対する助言を行うほか、必要に応じて、政策評価手法について検討を行う。

## 11. その他

原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する政策主管課等において適切に活用する。

令和4年度

# 年次報告

原子力規制委員会



本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

## 令和4年度の主な取組

### (1) 審査の厳正かつ適切な実施と規制基準の継続的改善

実用発電用原子炉の新規制基準への適合については、東北電力女川原子力発電所2号炉の保安規定の変更を認可したほか、特定重大事故等対処施設について東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可、日本原子力発電東海第二発電所の設計及び工事計画の一部の変更認可及び関西電力高浜発電所1号炉及び2号炉の保安規定の変更認可を行った。

核燃料施設については、リサイクル燃料貯蔵の使用済燃料貯蔵施設等の設計及び工事の計画の認可や三菱原子燃料のウラン燃料加工施設等の保安規定変更認可等を行った。また、原子力機構の高速増殖原型炉もんじゅの燃料体取出作業や燃料移送作業、東海再処理施設の高放射性廃液の処理やガラス固化処理等が適切に行われるよう監視した。日本原燃再処理事業所については、再処理施設とMOX燃料加工施設の設計及び工事計画第1回申請をともに認可した。

規制基準の継続的改善については、特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮すべき事項の決定や「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間とりまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に係る規制基準等の整備を行う等必要な検討や対応を進めた。また、規制活動の継続的な改善として、事業者の対応方針を確認するための審査会合の頻度を増やす等により審査のプロセスを改善するとともに、バックフィットに関する考え方を整理し、その検討プロセスを文書化した。

令和4年7月27日から開催されたGX実行会議の検討状況等を踏まえ、高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な検討を行い、令和4年度第72回原子力規制委員会（令和5年2月13日）で高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の案及び脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を決定した。当該法律案は令和5年2月28日に閣議決定された。また、委員会運営の透明性を確保するための方針を見直し、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談を原則公開することとした。

（詳細は、第1章第1節並びに第2章第1節、第3節及び第4節に記載）

### (2) 検査の厳正かつ適切な実施と運用の継続的改善

令和3年度の検査結果の総合的な評定を令和4年5月25日に実施した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、事業者の安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態と評価し、令和4年度も引き続き核物質防護に

係るチーム検査の基本検査の回数を増やすとともに追加検査を行った。それ以外の原子力施設は、事業者の自律的な改善が見込める状態と評価し、令和4年度も引き続き通常の基本検査を行った。令和4年度第3四半期までに実施した原子力規制検査における検査指摘事項は22件であった（実用発電用原子炉：重要度「緑」・深刻度「SLIV」、核燃料施設等：重要度「追加対応なし」・深刻度「SLIV」「軽微」）。また、これらのほか、検査指摘事項ではないが、深刻度のみを評価した事項が、下記の敦賀発電所2号炉の件以外に1件あり、「SLIV」であった。

令和2年度に確認した日本原子力発電敦賀発電所2号炉ボーリング柱状図データの書換えについては、審査資料作成の業務プロセスの改善状況について原子力規制検査を行い、令和4年10月26日に本事案について原子力規制委員会の規制活動に多大な影響を及ぼすものであったことから、深刻度を「SLⅢ」と判定したことを日本原子力発電に通知するとともに適正に審査資料を作成する体制が整ったと判断し、新規制基準適合性に係る審査会合を再開することとした。

また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の追加検査については、令和4年4月27日にフェーズⅡ（改善措置活動の運用状況確認）の中間とりまとめについて報告を受け、9月14日に追加検査における3つの確認方針（①強固な核物質防護の実現、②自律的に改善する仕組の定着、③改善措置を一過性のものとししない仕組の構築）を了承した。確認方針に従った追加検査の状況について、引き続き報告を受けるとともに、原子力規制委員会委員（委員長を含む）がその現地調査を行った。

原子力規制検査制度の継続的な改善に向けて、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を令和4年度は3回開催するとともに、事業者が作成した確率論的リスク評価（PRA）モデルを原子力規制検査で活用するため、事業者が作成したモデルの適切性の確認状況について報告を受けた。

（詳細は、第2章第2節に記載）

### （3）東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保とALPS処理水の海洋放出に向けた取組

原子力規制委員会は、東京電力から提出された実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保に向けた各種の取組を監視している。

令和3年12月21日付けで東京電力から提出のあったALPS処理水の海洋放出に係る設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請については、公開の会合で審査・確認を行い、意見公募の実施を経て、令和4年7月22日に認

可した。また、令和 5 年 1 月 16 日から 20 日にかけて ALPS 処理水の海洋放出に関して 2 回目の IAEA レビューを受け、原子力規制委員会が IAEA 安全基準に則して規制のプロセスと内容を適用する方向であることについて、おおむねの認識を共有した。

また、ALPS 処理水海洋放出前の海域の状況を把握するためのモニタリングを開始するとともに、放出後の海域モニタリングの在り方について検討し、令和 5 年 3 月 16 日に総合モニタリング計画を改定した。

(詳細は、第 1 章第 1 節、第 4 章第 1 節、第 3 節に記載)

#### (4) 核セキュリティ対策の推進

令和 4 年 3 月 30 日に改正したサイバーセキュリティ対策に関する核物質防護措置に係る審査基準の適切な運用に努めた。また、核セキュリティ事案の未然防止及び発生時の迅速な対応を可能とするため、原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を進めるとともに、本庁と原子力規制事務所間で機密性の高い情報を扱うためのネットワークの整備等を進めた。さらに、核セキュリティ対策の強化のため、IAEA に対して国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションの受け入れ (令和 6 年半ばを想定) に関する正式要請を行った。

(詳細は、第 3 章第 1 節に記載)

#### (5) 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

放射性同位元素等規制法に基づき許認可申請の審査等を適切に実施するとともに、未承認放射性医薬品等の二重規制の解消のため、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の改正等を行った。また、放射性同位元素等規制法に基づく審査及び立入検査の予見性の向上にも資するよう、審査ガイド及び立入検査ガイドを制定した。

また、原子力災害対策指針について防災業務関係者の放射線防護対策の充実等を内容とする改正を行ったほか、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルを策定した。さらに、令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖地震に伴う警戒事態等から得た教訓事項を踏まえて、原子力災害対策本部の事務局の幹部及び原子力災害対策本部の事務局等が、意思決定を行う場所として、首相官邸及び内閣府本府庁舎も活用できるようにするための原子力災害対策マニュアルを改訂 (令和 4 年 9 月 2 日) し、これに合わせた情報収集事態及び警戒事態における初動対応体制の見直しを行い、令和 4 年 12 月 16 日に原子力災害対策初動対応マニュアルを改正した。

(詳細は、第 5 章第 2 節、第 3 節及び第 4 節に記載)

- ・ 報告書中の令和 4 年度に関するデータは、個別に記載がない限り、全て令和 5 年 3 月 31 日までの数値である。
- ・ 「株式会社」「国立研究開発法人」等の法人格の記載を省略している。
- ・ 下記の用語については全編を通じて略称等で表記している。

文中で用いている略称等	正式名称・定義
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
原災法	原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
法令報告事象	第 2 章及び第 4 章第 1 節 8. においては、原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づき原子力事業者等が原子力規制委員会に報告することが義務付けられている事象 第 5 章においては放射性同位元素等規制法第 31 条の 2 に基づき被規制者が原子力規制委員会に報告することが義務付けられている事象
東京電力	東京電力ホールディングス株式会社
原子力機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
IAEA	国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）
ICRP	国際放射線防護委員会（International Commission on Radiological Protection）

# 目次

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	1
第1節 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	4
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	4
2. 外部とのコミュニケーションの充実	6
3. 原子力施設安全情報に係る申告制度	7
第2節 規制業務を支える業務基盤の充実	7
1. マネジメントシステムの継続的改善	7
2. 国際機関との連携及び国際社会への貢献	10
3. 情報システムの安定的運用及びセキュリティ対策の強化	14
4. 訴訟事務及び法令事務への対応	14
5. 新型コロナウイルス感染症に係る対応	16
6. 個々の職員が働きがいを感じる職場環境の構築	17
第3節 職員の確保と育成	18
1. 高い倫理観の保持	18
2. 原子力規制人材の確保	18
3. 原子力規制人材の育成	19
第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	22
第1節 原子炉等規制法に基づく審査等の実施	27
1. 実用発電用原子炉に係る審査等の状況	27
2. 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明等に係る審査の状況	32
3. 核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査等の状況	33
4. 日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設に係る審査の状況	34
5. 廃止措置に係る対応	37
第2節 原子炉等規制法に基づく検査の実施	39
1. 実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る原子力規制検査等の実施	39
2. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	46
3. 原子力規制検査の継続的な運用改善について	48
第3節 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	49
1. 安全研究の積極的な実施	49
2. 最新の科学的・技術的知見の蓄積	52
3. 規制基準の継続的改善	52

第4節 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応.....	61
1. 審査プロセスの改善の取組.....	61
2. バックフィットに関する考え方の整理.....	61
3. 炉安審・燃安審の調査審議事項への安全性向上評価の制度の在り方に関する助言等の追加.....	62
4. 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討.....	62
5. 利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理.....	64
<b>第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施.....</b>	<b>65</b>
<b>第1節 核セキュリティ対策の推進.....</b>	<b>67</b>
1. 核セキュリティに係る規制の厳正かつ適切な実施.....	67
2. 核セキュリティ上の課題への対応.....	70
3. 国際会議への参加.....	70
<b>第2節 保障措置の着実な実施.....</b>	<b>71</b>
1. 我が国の保障措置活動の着実な実施.....	71
2. 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置.....	76
3. 新たな保障措置検査.....	76
4. 我が国の保障措置活動に係る情報発信と人材育成.....	77
5. 原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の指導・監督.....	77
<b>第3節 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化.....</b>	<b>78</b>
<b>第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明.....</b>	<b>80</b>
<b>第1節 廃炉に向けた取組の監視.....</b>	<b>83</b>
1. 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等.....	83
2. 液状の放射性物質に対する取組の監視.....	83
3. 使用済燃料に対する取組の監視.....	84
4. 固形状の放射性物質に対する取組の監視.....	85
5. 外部事象等に対する取組の監視.....	87
6. 廃炉作業を進める上で重要なものに対する取組の監視.....	88
7. 中期的リスクの低減目標マップの改定.....	89
8. 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認.....	93
<b>第2節 事故の分析.....</b>	<b>94</b>
1. 継続的な事故分析.....	94
2. 事故の分析に係る情報発信等の取組.....	95

第3節 放射線モニタリングの実施.....	95
1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施.....	95
<b>第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施.....</b>	<b>98</b>
<b>第1節 放射線防護対策の推進.....</b>	<b>101</b>
1. 放射線審議会の調査審議.....	101
<b>第2節 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善.....</b>	<b>101</b>
1. 放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	101
2. 放射性同位元素等規制法に係る規制の継続的改善.....	104
<b>第3節 原子力災害対策指針の継続的改善.....</b>	<b>105</b>
1. 原子力災害対策指針の改正等.....	105
<b>第4節 危機管理体制の整備・運用.....</b>	<b>106</b>
1. 緊急時対応能力の強化.....	106
2. 原子力事業者防災の強化.....	108
3. 通信ネットワーク整備・システムの強化.....	111
<b>第5節 放射線モニタリングの実施.....</b>	<b>112</b>
1. 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の実施.....	112
2. 放射線モニタリング情報共有・公表システムの運用.....	113
3. 訓練等を通じた緊急時対応能力の強化.....	113
4. 全国の環境中の放射線等の測定.....	113
5. 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定及び緊急時モニタリング体制の強化....	114
6. モニタリングの技術的事項の検討.....	114
<b>資料編.....</b>	<b>115</b>



# 第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の 充実

## ○第1章の総括

### (原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践)

原子力規制委員会は組織理念に基づいて公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行っている。令和4年度は過去最多の84回の原子力規制委員会会合等を開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。また、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示すため、委員会運営の透明性を確保するための方針を見直し、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談を原則公開することとした。さらに、中部電力浜岡原子力発電所における新規制基準適合性審査状況についての地元説明、10事業者の経営責任者（CEO）との意見交換、3回の原子力部門の責任者（CNO）との意見交換など、地域住民や被規制者等との多様なコミュニケーションの充実に努めるとともに、令和3年度末に発出要領を定めた「被規制者向け情報通知文書」を4件発出した。

広報関係では、原子力規制委員会委員長及び委員等が現地調査及び現地視察等終了後の委員長等への取材の様子を、動画配信サービスを活用してリアルタイム配信する手法を検討し、試験的に運用した。また、原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システムの整備に向けての調査研究などを行った。

### (規制業務を支える業務基盤の充実)

マネジメントシステムの運用については、第2期中期目標を改定するとともに令和4年度業務計画に沿って業務の着実な推進に努めた。原子力規制庁内6部署に対して内部監査を実施し、業務改善について検討した。また、新たに報告された要改善事項24件については是正措置を検討し、改善に努めるとともに、過去の事案の定期的な周知による注意喚起を始めた。継続して実施している原子力安全文化の育成・維持に関する職員へのアンケート及びインタビュー調査については、課室毎に状況や課題の把握が可能となるよう改善するとともに、組織内のコミュニケーションの改善を目的として対話の会等を実施した。

国際関係では、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、情報収集や意見交換を行うなど、国際的な原子力安全の向上のために国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図った。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行で延期されていたものを含めて多くの会合が対面で開催され、放射性廃棄物等合同条約第7回検討会合（令和4年度6月27日から7月8日まで）、原子力安全条約第8回及び第9回合同検討会合（令和5年度3月20日から31日まで）、SMRに関する国際会議（令和4年度6月23日から24日まで）に参加したほか、第49回INRA会合及び国際規制者会議を日本で開催するなど、積極的に国際活動を実

施した。日中韓原子力安全上級規制者会合では前回に引き続き東京電力福島第一原子力発電所の規制について情報提供・質疑応答を行った。令和5年1月16日から20日にかけて東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関して、2回目のIAEAレビューを受けるなど、国際社会への情報発信を行った。

原子力規制委員会ネットワークシステムについては、職員の適切な業務遂行及び業務改善に資するよう、不具合対応等を行った。また、次期システムの構築に向け、デジタル庁と連携しながら調査研究を実施した。令和2年度に発生した情報セキュリティインシデント対応を踏まえ、関係府省庁から提供される注意喚起及び脆弱性情報等の速やかな組織内共有を行う取組等を実施した。

#### **(職員の確保と育成)**

令和5年度の採用予定者として、74名（うち実務経験者34名）を内定した。将来的に原子力規制に携わる人材の確保・育成を目的とした原子力規制人材育成事業は大学、研究機関等により計14件のプログラムが実施された。

原子力規制委員会職員の人材育成では、引き続き5分野の任用資格の付与により職員の力量を管理し、職員の配置や処遇に反映した。

令和3年度に設定した、一般職技術系職員、総合職職員及び一般職事務系職員のキャリアパスイメージに続き、研究職職員のキャリアパスイメージを設定した。

また、職員の継続的な学習・研修等を促すため「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を改定し、職員が年間に行うべき学習時間の目標を設定した。

さらに、共同研究を活用した人材育成や人材交流を促進するため、延べ54名の研究系職員を共同研究に従事させるとともに、原子力機構への派遣を継続した。

## 第1節 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

### 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組

#### (1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関においても、組織理念の重要な要素として掲げられている。原子力規制委員会は、独立性の高いいわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこととしている。令和4年度も年間を通じて過去最多の84回行った原子力規制委員会会合（計274件の議題）で、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性を確保した。

#### (2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取を禁止するとともに、就任前3年間の寄附及び指導学生の原子力事業者等への就職の状況を公開している。令和4年度3月末時点で就任している5人の委員に係る情報について、原子力規制委員会ホームページ上で公開した。

また、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行う際に参考として外部有識者から意見を聴く場合には、透明性・中立性を確保するために当該外部有識者と電気事業者等との関係に関する情報の公開を徹底することとしている。さらに、外部有識者を活用して電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合には、当該外部有識者の選定に当たり、直近3年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として1年度当たり50万円以上の報酬等の受領及び当該個別施設の過去の審査への関与の有無を確認することとしている。原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）、核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）及び放射線審議会の委員の任命についても、同様の取組を実施している。令和4年度においても各種検討会等に属する外部有識者からの自己申告に基づき、定められた情報を原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

#### (3) 透明性の確保

原子力規制委員会では、開示請求を前提としない情報公開、公開議論の徹底、文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会、審査会合及

び検討チーム等の会合を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開やインターネット動画サイト<sup>1</sup>によるリアルタイム配信を行っている。

また、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事概要を作成し、これを参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告している。

高経年化した発電用原子炉の安全性の確認に係る規制の検討に際し、経済産業省の職員と原子力規制庁の職員とが面談を行っていた一連の事案を踏まえ、原子力の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談の透明性をより高めることで意思決定の独立性、中立性を示すため、令和4年度第66回原子力規制委員会（令和5年1月25日）で「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）を改正するとともに、経済産業省の職員との面談の内容を整理して公表した。

令和4年度も、これらの透明性の確保に関する取組を着実に実施するとともに、インターネット動画サイトの視聴者の利便を図るため、会議資料を会議の開始と同時に入手できるよう原子力規制委員会ホームページに掲載した。また、原則として原子力規制委員会委員長定例記者会見（以下「委員長会見」という。）を週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週2回それぞれ実施し、議事録を可能な限り翌日中に原子力規制委員会ホームページに掲載した（令和4年度は委員長会見を49回、原子力規制庁定例ブリーフィングを91回実施）。加えて、原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員の交代に伴い、山中原子力規制委員会委員長及び更田前原子力規制委員会委員長への取材に対応するとともに（26件）、山中原子力規制委員会委員長及び杉山原子力規制委員会委員の就任会見を実施した。また、原子力規制委員会委員長及び委員等が現地調査及び現地視察を行う際には、調査等終了後の委員長等への取材や写真等の提供などの取材対応を行った（令和4年度は25件対応）。

さらに、審査の透明性向上のため、被規制者等との面談について、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載した（令和4年度は1,418件掲載）。

その他、東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る作業と廃炉作業の適正な実施に必要な調整等の透明性の向上を図るため、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力等の関係機関との連絡・調整会議を令和元年度から随時開催することとし、令和4年度は、福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回開催し、その議事録及び資料の公開やインターネット動画サイトによるリアルタイム配信を行った。

<sup>1</sup> 「Youtube」及び「ニコニコチャンネル」

## 2. 外部とのコミュニケーションの充実

### (1) 多様なコミュニケーションに関する取組の充実

「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について」（平成 29 年 11 月 15 日原子力規制委員会決定）に基づき、委員による原子力施設の視察や、地元関係者との意見交換を実施している。

原子力規制委員会は、地元自治体からの要望を受け、規制活動についての説明を行っている。令和 4 年度には、中部電力浜岡原子力発電所及び九州電力川内原子力発電所における新規制基準適合性審査状況について地元自治体等への説明を行った。

被規制者に対しては、新規制基準適合性審査について双方のマネジメントレベルがそれぞれの考え方を理解しあうこと等をテーマに 10 事業者の経営責任者（CEO）と意見交換を行った。また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等を目的に、安全性向上に関する取組等について、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）及び ATENA と 3 回意見交換を行った。さらに、令和 3 年度第 58 回原子力規制委員会（令和 4 年 1 月 12 日）で了承した、規制当局の問題意識を周知する「被規制者向け情報通知文書」を、令和 4 年度は原子力規制庁より 4 件発出した。

これらの取組を通して、多様なコミュニケーションの充実に努めている。

### (2) 公開情報管理システムの整備に向けた取組

原子力規制委員会ホームページで公開している重要情報をアーカイブし公開するシステム「N-ADRES」について、次期システムの整備に向け調査研究、調達準備を行った。

### (3) 原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

原子力規制に対する社会的な関心の高さを踏まえ、国民への迅速かつ丁寧な情報発信に努めた。原子力規制委員会会合における議論のうち社会的な関心の高いと思われるものの概要や、法令報告情報、地震による原子力施設への影響など、すぐに発信することが求められる情報をソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で配信する取組を引き続き行った。また、原子力規制委員会ホームページで、原子力規制委員会の各議題の結果概要を掲載した。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に関して、原子炉建屋内の現地調査等の事故分析の重要性や社会的関心が高い案件について、現地での記録映像を報道機関へ素材提供し、動画配信サービスで公開するとともに、SNS も活用して配信するなど、発信強化の取組を継続して実施した。

加えて、令和 4 年度は、原子力規制委員会委員長及び委員等の現地調査及び

現地視察等終了後の委員長等への取材の様子を SNS でリアルタイム配信する手法を検討し、試験的に運用した。

### 3. 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法等には、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより原子力災害を未然に防止するため、事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて事業者に対する指示等の措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。令和4年度は新規受理案件0件、平成24年度本制度制定後の累積処理済案件は6件である。

## 第2節 規制業務を支える業務基盤の充実

### 1. マネジメントシステムの継続的改善

#### (1) 第2期中期目標の改定と年度業務計画に基づく業務の着実な遂行

令和4年9月25日付けで更田前原子力規制委員会委員長が退任し、同年9月26日付けで山中原子力規制委員会委員長と杉山原子力規制委員会委員が就任した。これを契機として、令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）において今後の原子力規制委員会の運営方針について議論を行った。議論の内容も踏まえ、令和4年度第66回原子力規制委員会（令和5年1月25日）において、令和2年2月に原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原規総発第1912181号）に基づき制定した原子力規制委員会第2期中期目標の改正を決定した。本改正では、組織理念に掲げた使命の達成を目指し、「情報発信と対話」「現場重視の規制」及び「原子力規制に関する人材の育成」に取り組むことで「規制の継続的改善」を図るとともに「国際機関による外部評価」を受けることや、新たに計画期間内に達成を目指す目標などを盛り込んだ。

原子力規制委員会はその業務を着実に遂行するため、中期目標を踏まえて毎年度業務計画を策定するとともに当該計画に照らして定期的に業務の進捗を確認している。令和4年度の業務計画の推進に当たっては、業務の効率化の観点から原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の把握を行う様式と政策評価法に基づいて作成している政策評価の様式を統一して進捗把握や評価の作業を効率化するとともに、施策の評価分析を踏まえて次の取組を検討しやすいように改善した。また、原子力規制委員会年度業務計画の中間評価及び年度末評価を行う際に課室内で業務の見直しについて議論し、組織全体で改善策を共有した。

## (2) 内部監査の実施と要改善事項の把握による業務の継続的改善

原子力規制委員会では原子力規制委員会マネジメント規程に基づき定期的に部署毎の業務の状態について内部監査を実施し、他部署に展開すべき良好事例や改善が望ましい事項等を把握している。令和4年度内部監査では、6つの部署に対して監査を実施し、良好事例を2件、改善が望ましい事例を2件抽出した。

また、要改善事項は24件であり、そのうち下記3件について速やかに原子力規制委員会で事案の内容が報告され、是正措置等を確認した。案件の一覧は令和4年度第78回原子力規制委員会（令和5年3月1日）でマネジメントレビューを通じて報告を受けた。また、業務改善に向けて過去の要改善事項や是正処置について定期的な周知を開始するとともに、事案の性格等に応じて体系的に整理し、研修等で使用する教材を整備した。

### ① 請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理

「令和2年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約の発注手続きにおいて、当庁職員が特定の業者に対して仕様書案の作成を依頼していたことが令和4年5月31日付けの情報公開（開示請求）を契機に把握された。また、当該職員が、仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも2件発見された。当該契約の仕様書及び予定価格は、業者が作成した仕様書案及び参考見積もりがほぼそのまま使用されていたが、その内容により特定の業者に入札適合条件が限られたとは認められず、入札等の公正を害する行為があったとまではいえないが、本件の一連の契約手続きは、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成24年11月制定。平成27年2月27日改正）を逸脱していた。このため令和4年度第19回原子力規制委員会（令和4年6月29日）において報告を受け、①技術基盤グループ内の市場調査（契約手続きに当たって、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対して行う調査）に関するルール の 制定、②原子力規制庁内の過去5年分の契約についての調査、③入札・契約手続きを行っている職員を対象として入札・契約を行うに当たっての基本的な留意事項の再周知の3つの是正措置を行うこととした。調査の結果、本件以外に入札・契約における不適切な行為があった事案は確認できなかった。是正措置の内容と調査結果について令和4年度第55回原子力規制委員会（令和4年11月30日）において報告を受けた。

### ② 原子力検査官の検査官証等の未発行による不携帯

令和3年1月から令和4年9月にかけて延べ18回の原子力規制検査に当たって、原子力検査官5名が、検査官証を携帯せずに実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが判明した。当該検査官に検査官証は発行されておらず、携帯が必要であることを認識していなかった。また、令和4年2月



から9月にかけて、査察官証が発行されていない職員1名が計3回保障措置検査を行っていたことが判明した。当該職員は査察官証の携帯が必要であることを認識していなかった。

原子力規制委員会はこれらの事案について、令和4年度第39回原子力規制委員会（令和4年9月21日）及び令和4年度第44回原子力規制委員会（令和4年10月12日）に報告を受け、①人事課に原子力規制委員会所管法令の規定に基づく立入等に係る身分証発行事務の一元化及び人事管理システムへの検査官等の発令情報と身分証の発行の有無を登録し、発行漏れ等を防止、②原子力規制委員会所管法令の規定に基づく立入等に係る複数の身分証の統合並びに様式の見直し、③検査の実施に当たり、身分証の携帯を確実にするための具体的手順の実行の3つの是正措置を講じることとし、令和4年度第62回原子力規制委員会（令和5年1月11日）で是正措置の状況について報告を受けた。既存の複数の身分証の統合等を行った新たな身分証の様式を定める原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和5年3月30日原子力規制委員会規則1号）については、令和4年度78回原子力規制委員会（令和5年3月1日）でその制定を了承し、令和5年4月1日から新様式による検査官証の発行を行うこととした。

### ③ 航空機落下事故に関するデータの調査方法の改善

原子力規制庁は、原子力事業者が実施する原子炉施設等への航空機落下確率の評価の結果を確認する際の参考情報として、過去20年間の航空機事故データ等を収集・整理（以下本節において「調査」という。）した結果をまとめたNRA技術ノートを定期的に発行している。当該調査では、民間機の航空機事故については運輸安全委員会が公開している事故報告書によりデータを得ている。一方、自衛隊機及び米軍機（以下「軍用機」という。）については、民間機と異なり、必ずしも全ての事故について詳細な報告書が公開されているわけではないことから、軍用機の航空機事故データ（以下「軍用機事故データ」という。）は報道情報等を情報源とした請負作業により行っていた。しかし、請負業者により当該データの調査方法に差があるという課題があった。そのため、NRA技術ノートの品質を向上するため、航空機事故データの調査について請負作業から原子力規制庁職員による作業に切り替えるとともに、調査対象とする情報源の拡大、検索キーワード数の大幅な増加、航空機落下確率の評価において対象とする事故（以下「対象事故」という。）を選定する判断基準の明文化等、軍用機事故データの調査方法の改善を実施した。改善した軍用機事故データの調査方法により、令和3年度に発行した「航空機落下事故に関するデータ（平成12～令和元年）」に記載された平成13年1月から令和元年12月までの軍用機事故データを対象に調査を行ったところ、対象事故を新たに8件抽出するなどした。上記の改善

した軍用機事故データの調査方法、当該調査方法に基づき実施した調査の結果、当該調査方法の妥当性確認の結果等を、「航空機落下事故に関するデータ（平成13～令和2年）」としてとりまとめ、令和5年3月29日に発行した。また、改善した軍用機事故データの調査方法の手順書をまとめ、作業の進め方を明確に示すこととした。

当該 NRA 技術ノートを発行すること及び被規制者向け情報通知文書により関係する事業者に対して直接周知を行うことについて、令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）において報告を受けた（NRA 技術ノートの公表については第2章第3節1.（1）を参照）。被規制者向け情報通知文書については、令和5年3月31日に、原子力規制庁担当課から発出した。

### （3）安全文化の維持と向上

原子力規制庁では原子力安全文化の育成・維持に係る職員のアンケート及びインタビュー調査を実施している。令和4年度に実施したアンケートは、令和3年度に設計した設問群を見直し、カテゴリー毎に組織の状況の継続的な把握のための総合指標と各総合指標に対応する取組の状況を問う詳細指標を設定して、互いの変化を分析することにより組織の状況に応じて対応を検討できるよう改善した。またアンケート結果を課室毎に整理し、それを踏まえて各部署で今後の取組を検討することを予定している。さらに、令和3年度のアンケート調査結果では「仕事へのやりがい」や「他部署とのコミュニケーション」などの項目で若手職員からの否定的な回答が多い傾向であったことを踏まえ、組織内のコミュニケーションの活性化やエンゲージメントの向上、信頼関係の構築を促すことを目的とした取組（職員同士の「対話の会」、感謝の気持ちを伝えるサンクスカード、幹部職員から職員へのメッセージの発信）を実施した。

## 2. 国際機関との連携及び国際社会への貢献

### （1）国際機関との連携

原子力規制委員会は、国際原子力機関（IAEA<sup>2</sup>）や経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA<sup>3</sup>）の各種会合への出席や専門職員の派遣等を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報発信や意見交換を行った。

令和4年度は、IAEAの安全基準委員会（CSS<sup>4</sup>）、原子力安全基準委員会

<sup>2</sup> International Atomic Energy Agency

<sup>3</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development / Nuclear Energy Agency

<sup>4</sup> Commission on Safety Standards

(NUSSC<sup>5</sup>)、廃棄物安全基準委員会 (WASSC<sup>6</sup>)、輸送安全基準委員会 (TRANSSC<sup>7</sup>)、放射線安全基準委員会 (RASSC<sup>8</sup>)、緊急事態の準備と対応基準委員会 (EPreSC<sup>9</sup>) 及び核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC<sup>10</sup>) 並びに国際放射線防護委員会 (ICRP<sup>11</sup>) 等の国際会合に専門職員を出席させ、我が国で得られた最新の知見等を踏まえた議論を行い、国際的な基準の策定、共通認識の形成に貢献した (国際機関等との共同研究については第2章第3節を参照)。

また、小型モジュール炉 (SMR<sup>12</sup>) の規制における安全性、セキュリティ及び保障措置に関して、課題を特定し、理解の向上を図るために、SMR 規制者フォーラム (SMR-RF<sup>13</sup>) に専門職員を参加させているほか、令和4年度は、SMR に関する原子力の調和・標準化イニシアティブ (NHSI<sup>14</sup>) に参加し、意見交換を行った。

国際的な情報発信の一環として、引き続き東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海域モニタリングの結果を定期的に公表するとともに、IAEA との協力により海洋試料の共同採取及び分析結果の相互比較を実施している。令和4年度においては、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水 (以下「ALPS 処理水」という。) の取扱いに係る安全性に関する IAEA のレビューの一環として、日本の海域モニタリング結果の裏付けを行うための相互比較も実施した。令和4年11月7日から14日にかけて、IAEA に加え ALMERA<sup>15</sup> メンバーであるフィンランド、韓国の分析機関の専門家が来日し、試料採取等の状況を確認した。

また、IAEA が各国の環境放射線モニタリング情報を収集し、共有する枠組として整備している国際放射線モニタリング情報システム (IRMIS<sup>16</sup>) に関して、令和2年2月から原子力規制委員会が集約する日本国内の代表的なモニタリングポストの環境放射線 (空間線量率) のデータを IRMIS へ伝送している。

さらに、原子力規制委員会は、ALPS 処理水の海洋放出に関して、令和3年7月8日に IAEA と日本政府との間で署名された ALPS 処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組に関する付託事項に基づき実施される IAEA レビューを受け

<sup>5</sup> Nuclear Safety Standards Committee

<sup>6</sup> Waste Safety Standards Committee

<sup>7</sup> Transport Safety Standards Committee

<sup>8</sup> Radiation Safety Standards Committee

<sup>9</sup> Emergency Preparedness and Response Standards Committee

<sup>10</sup> Nuclear Security Guidance Committee

<sup>11</sup> International Commission on Radiological Protection

<sup>12</sup> Small Modular Reactor (従来の原子炉よりも小型の原子炉で、工場で製造される標準化されたモジュールとして設計されているためこのように呼ばれる。)

<sup>13</sup> SMR Regulator's Forum

<sup>14</sup> Nuclear Harmonization and Standardization Initiative

<sup>15</sup> Analytical Laboratories for the Measurement of Environmental Radioactivity (IAEA によって設立された国際的な分析研究所の協力ネットワーク。)

<sup>16</sup> International Radiation Monitoring Information Systems

ている。令和4年3月21日から25日にかけて受けたレビューのフォローアップ及びその後の審査及び検査に係る進捗の共有のため、令和5年1月16日から20日にかけて2回目のレビューを受け、原子力規制委員会がIAEA安全基準に則して規制のプロセスと内容を適用する方向であることについて、おおむねの認識を共有した。加えて、「対IAEA保障措置技術開発支援計画（JASPAS<sup>17</sup>）」等の枠組を通じて、IAEA及びほかの加盟国の保障措置の技術的能力向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与した。

令和4年6月22日には、OECD/NEAが主催する核セキュリティ多国間イニシアティブに関する会合に、更田原子力規制委員会委員長が参加し、核セキュリティに関する多国間の情報交換枠組の構築についての意見交換を行った。

令和4年11月28日及び29日には、OECD/NEAとの共催で、東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議－10年間の規制活動の総括と今後の展望－を東京で開催した。東京電力福島第一原子力発電所事故後の10年間にわたる原子力規制委員会の取組を紹介し、主要国の原子力規制者と意見交換を行い、国際的な協力及び情報共有の重要性が示された。なお、OECD/NEAのホームページに発表された同会議の報告（英文）に対して、原子力規制委員会の意見を伝え、その意見は同報告書に反映された。

## （2）原子力安全に関する各種国際条約の下での取組への参画等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（放射性廃棄物等安全条約）、原子力事故の早期通報に関する条約（原子力事故早期通報条約）、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び核物質の防護に関する条約の改正（改正核物質防護条約）等の活動に参画している。

令和4年6月27日から7月8日にかけてウィーン（オーストリア）で開催された放射性廃棄物等安全条約第7回検討会合に田中原子力規制委員会委員が参加し、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理における安全確保のための原子力規制委員会の取組について紹介し、良好事例、課題等を特定するために活発な議論を行った。

令和5年3月20日から31日にかけてウィーン（オーストリア）で開催された原子力安全条約の第8回及び第9回合同検討会合に田中原子力規制委員会委員が参加し、我が国の国別報告を含む各国の国別報告について締約国間でのピア・レビューを行った。

<sup>17</sup> Japan Support Programme for Agency Safeguards

### (3) 多国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全等の向上の観点から以下のような諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めた。

国際原子力規制者会議（INRA<sup>18</sup>）は、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者から構成され、原則毎年2回、原子力安全規制上の広範な課題について意見交換を行う枠組であり、日本、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の9か国がメンバーとなっている。第49回会合は、原子力規制委員会の主催により令和4年5月3日及び4日に仙台で開催され、我が国から更田原子力規制委員会委員長が議長を務め、原子力規制に関わる議論を交わした。

また、令和4年9月27日に、第50回会合がウィーン（オーストリア）で開催され、山中原子力規制委員会委員長がオンラインで出席し、ALPS処理水の規制に関する最新情報を提供した。

日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM<sup>19</sup>）は、日中韓の原子力規制機関の上級規制者が、原子力安全に関する共通課題や技術向上のための有益な情報を共有し、原子力安全の向上と地域協力の強化を図ることを目的として、平成20年から毎年1回開催している。令和4年12月9日の第14回TRM会合はオンライン会議にて開催され、伴原子力規制委員会委員が出席し、日中韓の原子力規制機関の取組及び安全解析コードについて情報交換を行ったほか、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の規制に関して情報提供を行い、中韓からの質問に真摯に回答した。

### (4) 二国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、9か国（11の原子力規制機関等<sup>20</sup>）と各種協力に関する覚書等を交わしており、令和4年度も、こうした二国間の枠組を通じて、諸外国の原子力規制機関等と原子力規制に関する情報・意見交換を行った。

アメリカとの間では、米国原子力規制委員会（NRC<sup>21</sup>）との覚書に基づき、令和5年2月8日に米国で日米ステアリング・コミッティを開催した。当該会合では、原子炉の経年劣化に伴う安全性の確認の仕組み、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析等について意見交換を行った。

また、山中原子力規制委員会委員長は、令和4年11月28日及び29日の東京

<sup>18</sup> The International Nuclear Regulators Association

<sup>19</sup> Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

<sup>20</sup> 米国原子力規制委員会(NRC)、米国エネルギー省(DOE)、仏国原子力安全機関(ASN)、仏国放射線防護原子力安全研究所(IRSN)、英国原子力規制機関(ONR)、ロシア連邦環境・技術・原子力監督庁(Rostekhnadzor)、スウェーデン放射線安全機関(SSM)、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省(BMUB)、スペイン原子力安全委員会(CNS)、フィンランド放射線・原子力安全局(STUK)、カナダ原子力安全委員会(CNSC)

<sup>21</sup> Nuclear Regulatory Commission

電力福島第一原子力発電所事故後 10 年の規制活動に関する国際規制者会議（詳細は（1）を参照）に参加するために来日した、スイス原子力規制機関（ENSI）の長官、米国原子力規制委員会（NRC<sup>22</sup>）の委員長、スウェーデン放射線安全機関（SSM）の長官、カナダ原子力安全委員会（CNSC<sup>23</sup>）の委員長、フィンランド放射線・原子力安全局（STUK）の長官と会談し、情報交換を行った。

### （5）原子力規制国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることを目的とし、原子力規制についての豊富な経験と高度な学識を有する有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制制度の在り方などの課題について意見交換等を行っている。令和 4 年度は、5 月 16 日に「ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進及びセキュリティ事案における情報公開と人員配置並びに原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する条約に基づく活動の原子力規制への効果的な活用方法」について意見交換を行った。

## 3. 情報システムの安定的運用及びセキュリティ対策の強化

行政事務の基幹システムである原子力規制委員会ネットワークシステムについては、令和 3 年度に更新を実施しており、テレワークの推進等職員の適切な業務遂行及び業務改善に資するよう、システム更新に伴う不具合の修正や、新たなコミュニケーションツールの導入に伴う業務見直し等を行った。また、令和 7 年度以降に予定している次期システムの構築については、政府共通のガバメントソリューションサービス（GSS<sup>24</sup>）の活用を前提に、デジタル庁と連携しながらシステムの仕様等について調査研究を実施した。

令和 2 年度に発生した情報セキュリティインシデントを踏まえ、関係府省庁から提供される注意喚起及び脆弱性情報等を速やかに組織内で共有する取組を開始したほか、原子力規制委員会ネットワークシステムに対するペネトレーションテスト（疑似的な攻撃を実施し、侵入を試みることで、システムに脆弱性がないか検証）を実施し、問題点の有無等を確認した。

## 4. 訴訟事務及び法令事務への対応

### （1）訴訟事務等についての着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務等について、関係機関と連携しつ

<sup>22</sup> Nuclear Regulatory Commission

<sup>23</sup> Canadian Nuclear Safety Commission

<sup>24</sup> Government Solution Service（政府共通の標準的な執務実施環境を提供するサービス）

対応を行った。具体的には、現在係争中の45件及び令和4年度中に判決があった11件の訴訟について、法務省等と協力して、迅速かつ適切に準備書面の作成、証人尋問への対応を行った。

**(2) 法令等の不断の見直し及び改善**

最新の科学的・技術的知見を規制要求に反映させるなど、原子力規制委員会が所管する法令等の不断の見直し及び改善を実施した。

具体的には、次の改正等を実施した。

法令等名	概要
原子力災害対策指針の改正（令和4年6月2日原子力規制委員会告示第2号）	令和4年4月6日施行 甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者、測定の方法、実施体制等の明確化と、基幹高度被ばく医療支援センターの高度被ばく医療支援センターにおける中心的・先導的役割の強化等。
原子力災害対策指針の改正（令和4年7月21日原子力規制委員会告示第4号）	令和4年7月6日施行 防災業務関係者に対する放射線防護対策の充実。
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（令和4年原子力規制委員会規則第4号）	令和4年9月26日施行 重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備について、審査実績を踏まえ要求内容を明確化した。 原子炉格納容器及び原子炉格納容器圧力逃がし装置について、「放射線量を測定できるものであること」と記載を適正化するとともに、審査実績を踏まえ、その要求事項を明確化した。
原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和5年原子力規制委員会規則第1号）	令和5年4月1日施行 令和4年9月及び10月に原子力規制委員会に報告した検査官証の発行漏れや身分証不携帯事案の改善策として、立入検査等に携帯する身分証について特例様式を定めた。
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第349号）  放射性同位元素等の規制に関する法律	令和6年1月1日施行予定 医療法（昭和23年法律第205号）と二重規制となっている未承認放射性医薬品等について、放射性同位元素等規制法の適用を除外し、二重規制を解消するための改正を行っ

<p>施行令第1条第2項の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示（令和4年12月20日原子力規制委員会告示第5号）</p>	<p>た。</p>
--	-----------

また、原子力規制委員会は令和4年度第17回原子力規制委員会（令和4年6月15日）で、平成29年度に改正した原子炉等規制法等の施行状況を検討し、法改正後の制度が適切に運用されていること及び継続的な法運用の改善を図ることを確認した。

## 5. 新型コロナウイルス感染症に係る対応

### （1）組織機能の維持強化

原子力規制委員会では、令和2年3月2日に原子力規制庁次長を本部長とする原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げた。令和4年度は同本部会議を5回開催し、感染状況を踏まえた懇親会や庁内コミュニケーションの在り方について意見交換を行った。

勤務態勢については、令和3年度に引き続きテレワークを活用することとしており、令和4年6月2日には、テレワークにおける勤務開始時間・頻度・場所等を柔軟化した。また、出勤する場合でも、人との接触低減のため、時差出勤・昼休みの時差取得等を奨励した。

原子力規制委員会の会合は、対面方式を維持した。審査会合など、その他の会議については、オンライン会議を原則としつつ、対面方式による開催も可としたが、大半の会議をオンライン会議にて開催した。

また、原子力規制検査等で必要な出張は、三密の回避を含め、感染防止対策を徹底した上で実施した。

### （2）原子炉等規制法に基づく審査及び検査の着実な推進

審査については、令和3年度に見直した審査会合やヒアリングの実施方針等及びオンライン会議システムを利用した審査会合の開催等により、令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症による審査への影響が可能な限り小さくなるよう対応した。

原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症の影響下においても検査機能を維持するため、マスク着用、アルコール消毒等の基本的な感染症対策の実施等により感染防止を図りながら実施した。



### (3) 国家試験及び講習の適切な実施

令和4年9月16日に実施した第64回原子炉主任技術者試験口頭試験については、令和3年度に引き続き、受験者の集合時間を段階的に設定することに加え、入場制限を行うことで試験会場の混雑を避けた。また、オンライン会議システムを活用し、一部試験委員がリモートで参加することで移動を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を適切に施し、滞りなく終了した。令和5年3月1日及び2日に実施した第55回核燃料取扱主任者試験及び令和5年3月14日から16日にかけて実施した第65回原子炉主任技術者試験筆記試験については、一般的な検温や手の消毒などの新型コロナウイルス感染症対策を行い、滞りなく終了した。

また、放射線取扱主任者試験については、令和4年8月24日から令和4年8月26日にかけて新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で登録試験機関である原子力安全技術センターが実施した。このほか、放射線取扱主任者定期講習及び特定放射性同位元素防護管理者定期講習についても、オンライン会議システムの活用やe-ラーニングの活用等、各登録講習機関において、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で実施している。

## 6. 個々の職員が働きがいを感じる職場環境の構築

### (1) ワークライフバランス行動計画の策定

原子力規制委員会では、ワークライフバランス推進のための働き方改革、女性の活躍推進のための改革を推進するため、平成28年度に、第一期の「女性活躍とワークライフバランス及び次世代育成支援対策のための特別事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。令和3年度より女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部において策定した第二期行動計画を運用している。令和4年度においては、内閣人事局が令和3年度に実施した職員アンケートの結果等を踏まえて、特に優先度の高い具体的な取組を取り入れる形で第二期行動計画を改定した。

また、原子力規制委員会では、本行動計画に基づき、「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画等フォローアップ」及び「職業選択に資する情報」をホームページで毎年度公表している。

### (2) 働き方の多様化

原子力規制委員会では、多様な働き方の一つとしてテレワークが定着しつつあることなどから「原子力規制委員会テレワーク実施要領」を改正（令和4年6月2日）し、テレワークにおける勤務開始時間・頻度・場所等を柔軟化した。

また、人事院規則等改正により、令和4年10月1日から育児休業及び育児参加のための休暇をより柔軟に取得することが可能となったことを受け、制度の

周知を行った。

さらに、本人又は配偶者の出産を予定している職員からの申し出を受けプレパパ・プレママ登録等の各種制度について本人へ紹介をするなどの対応を行い、育児休業等の取得促進を行った。

### (3) 360度評価の導入

令和2年度第16回原子力規制委員会(令和2年7月15日)にて決定した「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」において、原子力安全文化の育成・維持の観点から風通しの良いコミュニケーションを促進するため、360度評価の導入について検討するとしている。

これを踏まえ、令和4年度は、指定職及び課室等の長など、管理的立場にある職員延べ136名を評価対象として、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの全職員が延べ1,724件の評価を行った。得られた評価結果は評価対象者にフィードバックし、自らの気づきを促した。

## 第3節 職員の確保と育成

### 1. 高い倫理観の保持

原子力規制委員会では、組織理念において「高い倫理感」を持って職務を遂行することを求めており、人と環境を守る使命を果たすべく、職員一人一人が5つの活動原則に沿って職務を遂行している。

これを確実にするため、原子力規制委員会では、新たな職員全員に対し組織理念カードを配布し、令和4年4月12日及び10月5日に公務員倫理の研修を実施した。

加えて、12月の国家公務員倫理月間には、倫理監督官(原子力規制庁長官)から全職員に向けてメッセージを配信した。さらに、啓発ポスターを配布し、全職員を対象にe-ラーニングによる公務員倫理研修を受講させるなど、倫理意識の効果的な浸透に努めている。

### 2. 原子力規制人材の確保

#### (1) 人員の充足

有為な人材を多数確保するため、原子力規制委員会への関心が高まるよう業務紹介等の採用活動を積極的に実施した。具体的には、新規採用職員を対象として、原子力関係業界が一堂に会す就職セミナーや、就職サイトが主催するセミナーに出展し、業務紹介を行った。また、中途採用職員を対象として、関連原子力事業者の拠点がある最寄駅にポスターの掲示を行った。

新規採用職員については、国家公務員採用試験合格者を対象とした官庁訪問で選考した者を内定した。また、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用す

るための原子力規制庁独自の採用試験である「原子力規制庁原子力工学系職員採用試験」、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員を採用するための研究職選考採用試験を実施し、選考した者を内定した。令和5年度の採用予定者として、74名（総合職5名、一般職（大卒程度）18名、一般職（高卒者）12名、原子力工学系試験2名、研究職選考採用試験3名、実務経験者34名）を内定した。

民間等からの実務経験者の採用については、安全審査・検査、原子力防災、放射線障害防止等の業務を中心に公募を行い、令和4年度は23名を採用した。

なお、職員数は令和5年1月1日時点で1,018名、定員充足率92.3%となった。

表 1-1 平成28年度から令和4年度までの人材確保状況（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
実務経験者※1	39	44	23	33	21	16	23	199
新人職員※2	19	25	29	22	29	26	40	190
合計	58	69	52	55	50	42	63	389

※1 当該年度に採用した人数

※2 当該年度の採用活動を踏まえた翌年度4月1日までの採用人数

## （2）原子力規制人材育成事業に関する取組

将来の原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全及び原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成28年度から実施している。令和4年度は、令和2年度採択の4件、令和3年度採択の6件に令和4年度採択の4件を加えた計14件のプログラムが大学、研究機関等により実施された。

## 3. 原子力規制人材の育成

### （1）職員のキャリアパス

原子力規制委員会では、職員の人材育成に係る基本理念や施策の大枠等を明確にするため、平成26年度に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を制定し、平成26年9月3日には原子力規制委員会が担う業務を念頭に置きつつ、行政職と研究職に分けて職員の経験の蓄積や職責の深化の道筋をモデル化したキャリアパスを整理することとした。

令和3年度において、一般職技術系職員、総合職職員及び一般職事務系職員について、経験年数に応じて期待される役割、有すべき専門分野、専門性を向上させるための機会の付与、取得可能な任用資格等について具体化したキャリアパスイメージの設定及び説明会を行った。

令和4年度は、研究職職員について、令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）で、そのキャリアパスイメージについて報告を受けた。具体的には、経験年数に応じて期待される役割、科学的・技術的専門性を高めるための機会の付与について示している。また、このキャリアパスイメージについて、説明会を実施した。

また、一般職事務系職員が主に担うバックオフィス系業務に係る能力向上はOJTを基本とし、それを効果的に行う手段として根拠法令やマニュアル等に基づいて職員が獲得することが望ましい業務ごとのスキルや知識等を定め、その習得を促進するための力量管理制度を導入することとしている。令和4年度上期に暫定的な力量管理制度の運用方針を定め、これに基づいて試運用を行った。この実施結果を踏まえ、引き続き試運用を経て、さらなる検討を進め、令和5年度中の本格運用を目指している。

令和4年度原子力規制委員会年度業務計画において、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できているかを調査し、任用に適切に反映するためのデータベースを構築することとしている。その一環として、全職員を対象に、能力に応じたポスト任用に関する満足度調査を行った。調査の結果として、満足は41%、普通は50%、不満足は9%との結果を得た。引き続き、満足度の向上に向け、継続的に調査を行う予定である。

## （2）研修の実施と充実化

平成29年度に導入した「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」、「放射線規制」の5分野からなる任用資格制度の下、研修やOJTを行い、令和4年度は171名に対して任用資格<sup>25</sup>を付与した。

また、規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するため、5分野の任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を実施した。令和4年度は、職員9名を選抜し、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」を受講させた。業務と並行して研修を履修する「分散型コース」についても、令和3年度までに選抜した24名が受講を継続している。なお、令和3年5月10日から「集中型コース」を受講していた15名は、令和4年4月30日に同教育訓練課程を修了した。また、新たな取組として「分散型コース」の受講者のために講義の中継及び録画配信を開始した。

さらに、資格を取得してから一定の期間を経過した者の資格継続のため、専門性維持の観点から基準等の最新知見を学ぶとともに、中級資格を有する者はコミュニケーション能力、上級資格を有する者はマネジメント能力について維持向上させる継続教育を実施した。

<sup>25</sup> 原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターに置かれる職のうち高度の専門的な知識及び経験が求められるものに任用される者が有しなければならない資格

令和4年度においても、5分野の任用資格の付与により職員の力量を管理し、職員の処遇に反映した。

また、研修の充実化及び質の向上のため、教育訓練課程のカリキュラム及び指導方法の見直しを行い、研修実施後の受講者アンケート結果等から研修内容等の改善策を検討する取組を継続するとともに、有効性評価の手法改善についても検討を開始した。加えて、令和3年度に試運用を行った教育訓練課程の一部研修にアクティブラーニングの導入を本格的に実施するとともに、同手法に対応するための指導者向けe-ラーニングを実施し、通年の受講ができるように整備した。

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン講義の導入や実施時期の見直しなどを講ずることで、研修を適切に実施した。また、令和2年度から中止していた短期海外研修についても、研修の一部を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、年間受講者延べ人数は概ね2,000人であった。

役職や立場、資格の有無やこれまでに獲得した知識の多少に関わらず、職員全員が継続的に学習・研修等続け、自己研さんに努める必要があるとの観点から、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を令和5年2月22日に改定し、職員が年間に行うべき学習時間の目標を設定した。

### (3) 研究系職員の人材育成

共同研究を活用した人材育成や人材交流を促進するため、令和4年度は延べ54名の職員を共同研究に従事させた。また、原子力機構へ派遣させた2名の職員について、継続して、試験研究に専従させた。

さらに、安全研究の結果に基づく学会発表等の公表活動を積極的に行い、学会等の場での専門家との議論を通じた研究系職員の研究能力の向上に努めた。

### (4) 国際人材の確保及び育成に関する取組

原子力規制委員会では、国際業務に必要な技量を確保するために国際経験豊富な人材の中途採用を行ったほか、教育・訓練による英語力等の基礎能力の向上、諸外国の研究機関との共同研究等を通じた職員の国際活動に係る力量向上、若手職員の国際経験の機会の確保等に取り組んでいる。国際経験の機会として、IAEAやOECD/NEAなどの国際機関に職員を7名派遣しているほか、IAEA総合規制評価サービス(IRRS<sup>26</sup>)のレビューとして2名参加している。また、国際会議参加メンバーとして中堅・若手職員を登用し、国際経験の獲得、長期的・継続的な国際人材としての活躍の機会確保に努めた。

<sup>26</sup> Integrated Regulatory Review Service

## 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤 の強化

## ○第2章の総括

### (原子炉等規制法に基づく審査の実施)

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規制基準に基づき、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的な見地から厳格に審査を行っている。審査は、透明性を確保するため、セキュリティの観点から公開できないもの等を除き、原則、公開の審査会合等で行っている。

令和4年度は、実用発電用原子炉について、本体施設では東北電力女川原子力発電所2号炉の保安規定変更認可を行い、特定重大事故等対処施設では東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可、日本原子力発電東海第二発電所の設計及び工事の計画（全4分割のうち1回分）の変更認可並びに関西電力高浜発電所1号炉及び2号炉の保安規定の変更認可を行った。

また、審査の透明性及び予見性を確保するため、四半期に一度、新規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめて公表した。

核燃料施設等については、リサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センター、原子燃料工業熊取事業所、日本原燃再処理施設（全5申請のうち1申請）及び日本原燃MOX燃料加工施設（全7申請のうち1申請）の設計及び工事の計画の認可を行い、日本原燃濃縮・埋設事業所加工施設、三菱原子燃料及び原子力機構原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設の定常臨界実験装置（STACY）の保安規定変更認可を行った。その他、核燃料物質使用施設について23件の許可を行った。

また、審査の透明性及び予見性を確保するとともに、多種多様な核燃料施設等の審査の状況を整理するため、半期に一度、新規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめて公表した。

### (原子炉等規制法に基づく検査の実施)

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉及び核燃料施設等の安全を確保するため、原子炉等規制法に基づき、日常検査とチーム検査を組み合わせた原子力規制検査を実施している。令和3年度の総合的な評定を令和4年5月25日に実施し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、令和3年度に引き続き事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態と評価し、令和4年度は引き続き基本検査を増やすとともに、追加検査を引き続き行った。それ以外の原子力施設は、自律的な改善が見込める状態と評価し、令和4年度においても通常の基本検査を行った。

令和4年度第3四半期までに実施した原子力規制検査における検査指摘事項は22件であった（実用発電用原子炉：重要度「緑」・深刻度「SLIV」、核燃料施設等：重要度「追加対応なし」・深刻度「SLIV」「軽微」）。また、令和4年度に法定確認を74件、原子炉等規制法の改正時の経過措置に基づき行う使用前検査

を9件実施した。敦賀発電所2号炉のボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析に係る公開会合を令和4年9月29日に開催し、令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）で検査結果の報告を受けた。

「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設け、追加検査を行っている東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、令和4年度第7回原子力規制委員会（令和4年4月27日）において、原子力規制庁より検査結果の中間とりまとめについて報告を受けた。その後、検査の状況について随時報告を受け、令和4年度第38回原子力規制委員会（令和4年9月14日）で、今後の追加検査における3つの確認方針（方針1「強固な核物質防護の実現」、方針2「自律的に改善する仕組の定着」、方針3「改善措置を一過性のものとししない仕組の構築」）を了承した。また、山中原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員全員が令和4年12月から令和5年2月にかけて追加検査の現地調査を行った。

原子力規制検査制度の継続的な改善に向けて、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を令和4年度は3回開催した。また、原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認については、令和4年度第26回原子力規制委員会（令和4年7月27日）で原子力規制庁からこれまでの適切性確認で指摘した箇所に係る事業者の対応状況等の報告を受けた。

#### （安全研究の推進と規制基準の継続的改善）

令和4年度は、13分野で21件の安全研究プロジェクトを実施した。安全研究の成果として、令和4年度は1件のNRA技術報告と3件のNRA技術ノートを発表し、26件の論文の公表、4件の国際会議論文発表及び23件の学会発表を行うとともに、学会賞を1件受けた。

安全研究の評価では、令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価、実施中の3件の安全研究プロジェクトの中間評価及び令和5年度から開始する1件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、令和4年7月6日に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和5年度以降の安全研究に向けて）」を策定した。

また、二国間の情報交換を実施し、17件のOECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト、10件のOECD/NEA/CSNI傘下の会合に参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。さらに、大学等と17件の共同研究を実施した。

規制基準等の継続的改善については、特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮すべき事項の決定、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る規制基準等の整備、耐津波設計に係る設工認審査ガイドの改正、各種の基準等の整備等を着実に進めた。また、審査経験・実績を反映



した規制基準の改正を行うとともに、民間規格の技術評価、国内の事故トラブル情報や自然現象に関する情報の収集・分析を行った。

#### (規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応)

審査プロセスについては、原子力規制委員会の限られた資源を安全上重要な課題に適切に投入する観点から電力会社等の被規制者と、審査の進め方について継続的に意見交換を行いながら、改善に努めている。実用発電用原子炉の新規制基準に係る審査に関しては、令和4年4月から9月にかけて原子力規制委員会と電力会社経営層との意見交換を行った。その結果を踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）において、審査の進め方等の対応方針を了承した。原子力規制庁はこれを受け、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催すること等の取組を行いながら審査を進めている。

バックフィットに関する考え方の整理については、令和3年度より文書策定の検討を進め、令和4年度第17回原子力規制委員会（令和4年6月15日）で文書のイメージ案について、令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）で文書案について、審議を行った。この議論を踏まえ、令和4年度第55回原子力規制委員会（令和4年11月30日）で、「バックフィットに係る基本的な考え方」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。

令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日）の炉安審及び燃安審の両会長との意見交換において、原子炉等規制法第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に関する制度の在り方や運用の見直しに係る改善提案を、炉安審及び燃安審において取りまとめるよう、両審査会の調査審議事項の改正を指示した。これを踏まえ、令和4年度第53回原子力規制委員会（令和4年11月22日）において、両審査会の新たな調査審議事項を「4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、制度の在り方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。」と改正し、両審査会から各部会へ当該調査審議事項が付託された。

高経年化した発電用原子炉に関する原子炉等規制法第43条の3の32のうち、発電用原子炉を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）に関する定めについては、令和2年度第18回原子力規制委員会（令和2年7月29日）で決定した「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」において、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない

としている。GX 実行会議において原子力の利用の在り方に関する政策上の検討が行われたことを受け、当該検討により、高経年化した発電用原子炉の安全確認に関する厳格な規制が損なわれることがないように、令和4年度第42回原子力規制委員会（令和4年10月5日）をはじめとし、計6回の原子力規制委員会において議論を行い、意見公募及び原子力事業者等との意見交換を実施し、令和4年度第72回原子力規制委員会（令和5年2月13日）において、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」を決定するとともに、これを踏まえた原子炉等規制法の一部改正法案について了承した。当該改正法案については、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に盛り込まれ、令和5年2月28日に閣議決定された。

また、原子力委員会が行った「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に際して、利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理に係る検討を進めることについて意見を提出した。

## 第1節 原子炉等規制法に基づく審査等の実施

### 1. 実用発電用原子炉に係る審査等の状況

実用発電用原子炉については、平成25年7月8日に新規制基準を施行した後、新規制基準への適合に係る設置変更許可申請等に対し、原子力規制委員会が了承した方針に基づき審査を行っているところである。令和4年度には審査会合を計93回開催した。また、審査の透明性及び予見性を確保するため、四半期に一度、新規制基準適合性審査について申請及び処分状況を取りまとめ、原子力規制委員会ホームページで公表した。さらに、審査の進め方について原子力規制委員会と電力会社経営層との意見交換を踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）で審査プロセスの改善に係る方針を了承した（詳細は第4節1.を参照）。当該方針に基づき、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催すること、原子力規制庁からの指摘が申請者に正確に理解されていることを確認する場を設け必要に応じ文書化を行うこと等の取組を行っている。

#### （1）新規制基準適合性審査

##### ① 本体施設に係る審査の状況

これまでに27プラントの申請が提出され、表2-1のとおり審査を進めている。設置変更許可の審査に関し、北海道電力泊発電所3号炉については、第1回審査会合（平成25年7月16日）から基準地震動及び基準津波の設定等に係る審査を行うとともに、第1076回審査会合（令和4年9月29日）から防潮堤の設計方針等の審査を並行して開始している。なお、審査会合では、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図るなどにより、着実に審査を進めている。北陸電力志賀原子力発電所2号炉については、志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合が取りまとめた「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について」（平成28年度第6回原子力規制委員会（平成28年4月27日）において報告。）において後期更新世以降に敷地内断層が活動した可能性がある旨が指摘されたが、限られたデータに基づく評価であることが併せて指摘されていた。その後、北陸電力は指摘を踏まえて敷地内断層について大幅なデータ拡充を行い、鉱物脈との接触関係に着目した手法を用いて後期更新世以降の活動は認められないと評価した。事業者が行った評価について、第1121回審査会合（令和5年3月3日）ではおおむね妥当な検討がなされているものと評価し、令和4年度第82回原子力規制委員会（令和5年3月15日）において、審査会合における評価結果を踏まえ、敷地内断層の評価についての今後の対応として、「S-1及びS-2・S-6の活動性評価について、改めて有識者の意見を聴く必要はない。」ことを了承した。引き続き、敷地周辺の地質・地質構造に係る審査を行っている。中国電力島根原子力発電所3号炉について

は、令和4年6月29日に設置変更許可申請書（平成30年8月10日付け受理）の補正を受理し、解析コードの妥当性等の確認を進めている。東北電力東通原子力発電所1号炉、電源開発大間原子力発電所並びに中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉については、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造や基準地震動、基準津波に係る審査を行っている。日本原子力発電敦賀発電所2号炉については、令和2年2月7日に判明した審査資料中のボーリング柱状図の書き換えを受け、令和3年度第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日）において、審査資料作成に関する業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しない方針を決定した。その後、令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）で事業者の審査資料作成に関する業務プロセスの改善がなされていることを確認し、審査の再開を決定した。これを受けて、令和4年12月9日に審査会合を再開した（詳細は第2節1.（2）②を参照）。

設計及び工事の計画の審査に関し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉については、令和3年7月に発見された大物搬入建屋の杭の損傷等に関して、東京電力が行った損傷要因に係る分析及び調査内容を審査会合で確認した。その確認結果等は、令和4年度第56回原子力規制委員会（令和4年12月7日）で報告された。中国電力島根原子力発電所2号炉の設計及び工事計画の認可申請（平成25年12月25日受理）については、令和4年12月23日までに全7回の補正申請を受理し、審査会合で防波壁の設計等の確認を進めている。

保安規定の変更認可の審査に関し、令和4年度は、東北電力女川原子力発電所2号炉について、令和5年2月15日に認可を行った。

## ② 特定重大事故等対処施設に係る審査の状況

特定重大事故等対処施設に係る審査では、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合でも、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等を確認しているところであり、これまでに19プラントの申請が提出され、表2-2のとおり審査を進めている。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可申請について、令和4年8月17日に許可した。また、日本原子力発電東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更について、令和4年11月16日に、全4回の分割申請のうち第1回分を認可した。さらに、関西電力高浜発電所1号炉及び2号炉の保安規定の変更について、令和5年1月13日に認可した。

## ③ その他

有毒ガス防護に係る審査に関しては、平成29年度第1回原子力規制委員会（平成29年4月5日）で有毒ガス防護に係る基準の改正を決定し、原子炉制御室等の要員を有毒ガスから防護するために必要な対策を要求したところであり、

これまでに17プラントの申請が提出され、資料編第3表1.②1.のとおり審査を進めている。令和4年度は、本体施設について、2件の設置変更許可、1件の設計及び工事の計画の認可並びに1件の保安規定の変更の認可を行った。また、特定重大事故等対処施設について、2件（3プラント）の設置変更許可、1件（2プラント）の保安規定変更認可を行った。

標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る審査に関しては、令和3年度第5回原子力規制委員会（令和3年4月21日）で規則の解釈の改正を決定し、耐震Sクラス施設を有する原子力施設（以下「対象原子力施設」という。）について3年以内に、「震源を特定せず策定する地震動」の策定の際に全国共通に考慮すべき地震動として標準応答スペクトルを用いることを要求したところであり、これまでに6プラントの申請が提出され、資料編第3表1.②2.のとおり審査を進めている<sup>27</sup>。

火災感知器の設置要件の明確化に係る審査に関しては、平成30年度第59回原子力規制委員会（平成31年2月13日）で火災感知器の設置要件等に係る審査基準を改正し、火災感知設備の設置要件を明確化した。本改正は、火災区域・区画が具体的に確定する設計及び工事の計画の認可申請段階での要求であり、これまでに12プラントの申請が提出され、資料編第3表1.②3.のとおり審査を進めている。令和4年度は、本体施設について、2件（2プラント）の設計及び工事の計画の認可を行った。

<sup>27</sup> 東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉、関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉、高浜発電所1～4号炉及び美浜発電所3号炉、東北電力女川原子力発電所2号炉、並びに中国電力島根原子力発電所2号炉については、事業者から基準地震動の変更が不要であることを説明する文書が提出され、公開の会合で審議した後に令和3年度原子力規制委員会において基準地震動の変更が不要であることを認めている

表 2-1 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前 確認※1	
				設置変更 許可	設計及び工事の 計画の認可	保安規定 変更認可		
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中	
2		敦賀発電所	2号	PWR	審査中	未申請	審査中	
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請		
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号	PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
8		女川原子力 発電所	2号	BWR	了	了	了	検査中
9			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請		
11		柏崎刈羽原 子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
15			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
16			6号	BWR	了	審査中	未申請	
17	7号	BWR	了	了	了	検査中		
18	中部電力(株)	浜岡原子力 発電所	3号	BWR	審査中	未申請	未申請	
19			4号	BWR	審査中	審査中	審査中	
20			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
21	北陸電力(株)	志賀原子力 発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
22			2号	BWR	審査中	審査中	審査中	
23	関西電力(株)	美浜発電所	3号	PWR	了	了	了	了
24			3号	PWR	了	了	了	了
25		大飯発電所	4号	PWR	了	了	了	了
26			1号	PWR	了	了	了	検査中
27		高浜発電所	2号	PWR	了	了	了	検査中
28			3号	PWR	了	了	了	了
29			4号	PWR	了	了	了	了
30	中国電力(株)	島根原子力 発電所	2号	BWR	了	審査中	審査中	
31			3号	建設中	審査中	未申請	未申請	
32	四国電力(株)	伊方発電所	3号	PWR	了	了	了	了
33	九州電力(株)	玄海原子力 発電所	3号	PWR	了	了	了	了
34			4号	PWR	了	了	了	了
35		川内原子力 発電所	1号	PWR	了	了	了	了
36			2号	PWR	了	了	了	了
				許可済:17 審査中:10	認可済:15 審査中:9	認可済:14 審査中:9	検査済:10 検査中:5	

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

■:令和4年度に変更があったもの

表 2-2 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況  
(特定重大事故等対処施設)

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前確認※1		
				設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可			
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中					
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	1回目:了 2回目:審査中 3回目:審査中		検査中		
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中				
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	6号	特重	了				
5			7号	特重	了	1回目:審査中			
6	関西電力(株)	美浜発電所	3号	特重	了	了	了		
7			大飯発電所	3号	特重	了	了	了	
8		高浜発電所		4号	特重	了	了	了	
9			1号	特重	了	了	了	検査中	
10				2号	特重	了	了	了	検査中
11					3号	特重	了	了	了
12		4号				特重	了	了	了
13			中国電力(株)			島根原子力発電所	2号	特重	審査中
14	四国電力(株)		伊方発電所	3号		特重	了	了	了
15	九州電力(株)		玄海原子力発電所	3号	特重	了	了	了	
16		4号		特重	了	了	了		
17		川内原子力発電所	1号	特重	了	了	了		
18			2号	特重	了	了	了		
19	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号	特重	審査中				
				許可済:15 審査中:4	認可済:12 審査中:3(2プラント)	認可済:12 審査中:0	検査済:10 検査中:3		

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

■:令和4年度に変更のあったもの

## (2) 運転期間延長認可制度

運転期間延長認可制度は、実用発電用原子炉の運転期間を運転開始から40年と定め、20年を超えない期間で1回に限り延長することを認める制度である。認可にあたっては、延長しようとする期間において、原子炉等の低サイクル疲労や中性子照射脆化等による劣化状況を考慮しても、安全性を確保するための技術基準への適合を維持できるかを評価させ、維持できることを確認している。

令和4年度は、九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の申請を令和4年10月12日に受理し、特別点検<sup>28</sup>の結果、設備の劣化状況に関する技術的な評価の結果及び施設管理方針について審査を進めている。

## (3) 高経年化対策制度

高経年化対策制度は、運転開始後30年を経過する発電用原子炉施設について、10年ごとに機器・構造物の劣化評価の実施及び長期施設管理方針の策定又は変更を義務付け、これらを保安規定に反映することを求める制度である。

令和4年度は、関西電力大飯発電所4号炉の運転されることを前提とした評価(30年目)に係る保安規定の変更について、令和4年8月24日に認可した。

## (4) 安全性向上評価に関する制度

安全性向上評価制度は、発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、その安全性について自ら総合的な評価を行い、その結果等について原子力規制委員会に届け出る制度である。

令和4年度は、九州電力川内原子力発電所1号炉(令和4年7月15日)、四国電力伊方発電所3号炉(令和4年7月22日)、九州電力川内原子力発電所2号炉(令和5年1月11日)、九州電力玄海原子力発電所4号炉(令和5年2月9日)、関西電力大飯発電所4号炉(令和5年2月20日)、関西電力高浜発電所3号炉(令和5年3月3日)及び関西電力美浜発電所3号炉(令和5年3月28日)の安全性向上評価の届出を受理し、実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドに従ってその届出内容を確認した。

## 2. 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明等に係る審査の状況

型式認証制度は、汎用的な機器の設計について基準への適合を確認することで、その機器を設置する際の許認可の審査の一部を省略することができる制度である。

<sup>28</sup> プラントの安全性を確保するために必要な機能を有する設備・機器、構築物(原子炉容器、原子炉格納容器及びコンクリート構築物)に関し、通常保安で対応すべきものを除き、これまで劣化事象について点検をしていないもの、点検範囲が一部であったもの等を抽出し、詳細な点検を行う。



### (1) 特定兼用キャスク

使用済燃料の輸送と貯蔵の双方に使用できる特定兼用キャスク<sup>29</sup>の型式証明等については、「特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合」において審査を進めている。

令和4年度は、三菱重工業の型式証明（PWR<sup>30</sup>用）について令和4年6月2日に変更承認を行った。

### (2) 燃料体

令和4年度は、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから10×10燃料（BWR<sup>31</sup>用）に係る型式証明申請1件を令和5年1月12日に受理した。

## 3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の状況

### (1) 新規制基準適合性に係る審査の状況

核燃料施設等については、平成25年12月18日に新規制基準を施行した後、新規制基準への適合に係る事業変更許可申請等に対し、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成25年度第37回原子力規制委員会（平成25年12月25日）決定、平成28年6月1日一部改正）に沿って審査を行っており、令和4年度には審査会合を計45回開催した。

また、審査の透明性及び予見性を確保するとともに、多種多様な核燃料施設等の審査の状況を整理するため、半期に一度、新規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめ、原子力規制委員会ホームページで公表した。

事業変更許可等については、これまでに9事業者等から21施設の事業変更許可申請等が提出され、令和3年度までに8事業者等の19施設に対して許可を行っており、残る申請についても上記方針に沿って審査を行っている。原子力機構大洗研究所の廃棄物管理施設については、令和4年度第82回原子力規制委員会（令和5年3月15日）において竜巻対策の変更及び液体廃棄物処理施設の一部使用停止に係る廃棄物管理事業変更許可申請書に対する審査の結果の案の取りまとめを行い、経済産業大臣への意見聴取を実施している。その他、原子力機構原子力科学研究所等の核燃料物質使用施設について令和4年度は合計23件の許可を行った。

設計及び工事の計画に関しては、令和4年8月16日にリサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センターについて、令和4年11月16日に原子燃料工業熊取

<sup>29</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第100条第2号に規定した特定機器であり、兼用キャスクであって、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準を満たすもの。

<sup>30</sup> Pressurized water reactor

<sup>31</sup> Boiling water reactor

事業所について、それぞれ認可を行った（日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設に係る審査の状況については4.を参照）。

保安規定変更認可については、令和4年5月30日に三菱原子燃料について、令和4年6月22日に日本原燃濃縮・埋設事業所加工施設について、令和4年12月23日に原子力機構原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設の定常臨界実験装置（STACY<sup>32</sup>）について、それぞれ認可を行った。その他、原子力機構核燃料サイクル工学研究所等の核燃料物質使用施設については、令和4年度は合計11件の認可を行った。

標準応答スペクトルの規制への取り入れについては、これまで、原子力機構から大洗研究所（北地区）の試験研究用等原子炉施設の高温工学試験研究炉（HTTR<sup>33</sup>）の、京都大学から試験研究用等原子炉施設の研究用原子炉（KUR<sup>34</sup>）の、リサイクル燃料貯蔵からリサイクル燃料備蓄センターの、日本原燃から再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の設置変更許可（承認）申請書又は事業変更許可申請書が提出され、審査を進めており<sup>35</sup>。リサイクル燃料備蓄センターについて、令和5年2月8日に標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加に係る事業変更許可を行った。

## （2）核燃料輸送物の設計承認及び容器承認に係る審査の状況

核燃料輸送物の設計承認申請及び容器承認申請については、輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合において審査を行っているところであり、令和4年度は計3回開催し、13件の核燃料輸送物の設計承認及び10件の輸送容器の承認を行った。

## 4. 日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設に係る審査の状況

日本原燃再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更認可申請については、令和2年度第12回原子力規制委員会（令和2年6月24日）で了承した「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」に基づき審査を行っており、令和4年12月21日に第1回申請（全5申請のうち1申請）を認可した。現在、令和4年12月26日に第2回申請（全5申請のうち4申請）を受理し、審査を進めている。

日本原燃再処理事業所MOX燃料加工施設については、令和4年9月14日に

<sup>32</sup> Static Experiment Critical Facility

<sup>33</sup> High Temperature Engineering Test Reactor

<sup>34</sup> Kyoto University Research Reactor

<sup>35</sup> 日本原子力機構原子力科学研究所原子炉施設（JRR-3）については、事業者から基準地震動の変更が不要であることを説明する文書が提出され、公開の会合で審議した後に令和3年度原子力規制委員会において基準地震動の変更が不要であることを認めている。

第1回申請（全7申請のうち1申請）を認可した。現在、令和5年2月28日に第2回申請（全7申請のうち2申請）を受理し、審査を進めている。

表 2-3 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の状況

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前確認※4
			設置変更許可又は事業変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定認可	
2	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	検査中
3		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
4		ウラン濃縮施設	了	了	了	検査中
5		廃棄物管理施設	了	審査中	未申請	
6		廃棄物埋設施設※5	了		了	
7	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	了	審査中	検査中
8	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	了	了
9	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	了	審査中	審査中	検査中
10		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	了	了	了
11		試験研究用等原子炉施設(HTTR)	了	了	了	了
12		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	審査中	未申請	検査中
13		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	了	了	了
14		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	了	了	検査中
15		試験研究用等原子炉施設(常陽)	審査中	未申請	審査中	
16	原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	未申請	検査中
17		ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	了	審査中	検査中
18	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
19	京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
20		試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
21	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
22	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請	

- ※1) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。  
 ・「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。  
 (原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)
- ※2) 設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査中とする。
- ※3) 保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。
- ※4) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条1項に基づく使用前検査を含む。
- ※5) 原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認が終了している施設では、埋設を行っている。

表中、以下の施設名については( )で表記している。日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮施設)、リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センター(使用済燃料貯蔵施設)。

■ : 令和4年度に変更のあったもの

## 5. 廃止措置に係る対応

### (1) 実用発電用原子炉

実用発電用原子炉の廃止措置では、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が長期間をかけて行われるため、事業者から段階ごとの計画が順次申請される。

平成24年の原子力規制委員会発足からこれまでに15プラントについて廃止措置計画の申請を受理し（資料編第3表8.参照）、全15プラントに対して認可を行った。令和4年度は、廃止措置計画の変更申請10件を受理し、8件の認可を行った。

### (2) 原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ

原子力機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や廃止措置に向けた安全確保に係る同機構の取組状況を継続的に確認するため、平成29年1月18日に「もんじゅ廃止措置安全監視チーム」を設けることを決定し、監視を行っている。令和4年度は計3回の監視チーム会合を開催した。

監視チーム会合では、平成29年度第75回原子力規制委員会（平成30年3月28日）で認可した廃止措置計画に基づき、炉心等からの燃料体取出作業が平成30年8月30日から開始されたことから同作業の実施状況とともに、廃止措置における課題の検討状況等を聴取している。なお、原子力機構は、原子炉容器から炉外燃料貯蔵槽への燃料体124体の移送作業を令和4年3月30日に開始し、令和4年4月22日に完了しており、その後、炉外燃料貯蔵槽から燃料池への同燃料体の移送作業を令和4年8月16日に開始し、令和4年10月13日に完了している。これをもって、燃料体530体全ての取出作業が完了したことになる。

### (3) 原子力機構東海再処理施設

原子力機構東海再処理施設におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等を定期的に確認するため、平成28年1月27日に「東海再処理施設等安全監視チーム」を設けることを決定し、監視を行っている。平成31年度第4回原子力規制委員会（平成31年4月17日）で、同監視チームから「原子力機構バックエンド対策監視チーム」を分離し、東海再処理施設の廃止措置に係る課題については、再編した「東海再処理施設安全監視チーム」（以下「監視チーム」という。）で引き続き監視を行っている。令和4年度は、計6回の監視チーム会合を開催した。

原子力機構東海再処理施設の廃止措置については、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題とし、高放射性廃液に係る安全対策（以下①及び②において「安全対策」という。）やガラス固化処理等の作業を進める必

要がある。

### ① 安全対策等の実施状況

安全対策の策定に係る廃止措置計画変更認可申請は、令和元年12月19日から令和3年9月30日までの間に5回に分けて原子力機構から提出され、令和4年3月3日までにすべて認可した。原子力機構は、当該廃止措置計画に基づき、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）について最優先で安全対策を進めることとし、地盤改良工事や津波防護柵の設置などの地震・津波対策を含む安全対策工事を令和5年度末に完了する計画としている。

令和3年12月17日には、工程内の回収可能核燃料物質（せん断粉、ウラン・プルトニウム溶液）を回収・安定化する作業である工程洗浄に係る廃止措置計画変更認可申請が原子力機構から提出され、令和4年5月17日に認可した。原子力機構は、せん断粉末、低濃縮プルトニウム溶液の取出し等を行い、令和5年度末に工程洗浄を完了する計画としている。また、令和4年6月30日には、燃料貯蔵プールに貯蔵されているふげんの使用済燃料を所外に搬出するための方法及び設備改造等に係る廃止措置計画変更認可申請が原子力機構から提出され、令和4年12月22日に認可した。

### ② ガラス固化処理の状況

原子力機構は、平成30年6月13日に認可を受けた廃止措置計画の当初認可において、廃止措置計画認可後から令和10年度までにガラス固化体を571本製造する計画としている。

ガラス固化処理は、令和元年7月29日に発生した漏電事象の対策工事後、令和3年8月17日から再開したが、白金族の堆積に伴う主電極間補正抵抗値の低下により想定より早く中断した。このため廃止措置計画認可後から令和3年度末までに110本のガラス固化体を製造する当初の計画に対し、実績は20本の製造にとどまった。

その後、原子力機構は、令和4年7月12日にガラス固化処理を再開したが、白金族の堆積に伴う主電極間補正抵抗値の低下により再度中断した。令和4年度は、ガラス固化体を60本製造する当初計画に対し、25本の製造にとどまった。

令和4年9月6日に開催した監視チーム会合において、原子力機構より、今回の運転停止の結果を踏まえ、ガラス固化を最短で進める観点から令和7年度から計画しているガラス溶融炉の2号溶融炉から3号溶融炉への更新の前倒しを前提に、今後のガラス固化処理の運転について検討を進める旨の説明を受けた。監視チームにおいて、引き続き、3号溶融炉への更新に係る詳細なスケジュール及び運転停止の原因調査結果を含むガラス固化処理の状況を確認していく。

#### (4) 核燃料物質使用施設

令和4年度は、山梨大学総合分析実験センター（令和4年4月15日）、AGC技術本部中央研究所（令和4年8月29日）、京都大学医学部附属病院（令和4年11月14日）、生野株式会社内松本正夫商店貯蔵施設（令和4年12月22日）、三菱電機神戸製作所（令和5年3月3日）及び石塚硝子本社・岩倉工場（令和5年3月28日）の廃止措置計画の認可を行った。

### 第2節 原子炉等規制法に基づく検査の実施

#### 1. 実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る原子力規制検査等の実施

##### (1) 検査の実施状況

実用発電用原子炉及び核燃料施設等の安全を確保するため、原子炉等規制法に基づき、日常検査（原子力規制事務所に駐在する検査官が主に実施）とチーム検査（本庁の専門性をもつ検査官が主に実施）により、原子力規制検査を実施している。使用前事業者検査、廃棄物埋設施設、廃棄物、車両運搬、廃止措置終了及び放射能濃度に係る法定確認については、原子力規制検査の結果も活用し、令和4年度は74件確認した。

このほか、原子炉等規制法の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条に定められた経過措置に基づく使用前検査を9件実施した。

##### ① 令和3年度検査結果の総合的な評定及び令和4年度の検査計画

令和3年度第4四半期に実施した原子力規制検査について、令和4年度第10回原子力規制委員会（令和4年5月18日）及び令和4年度第11回原子力規制委員会臨時会議（令和4年5月18日）で、実用発電用原子炉施設で計7件の検査指摘事項を確認し、重要度<sup>36</sup>が全て「緑」であった旨の報告を受けた。また、核燃料施設等において、深刻度<sup>37</sup>のみの評価を行った事案1件については、深刻度を「SLIV」と評価し、事業者へ通知する旨、報告を受けた。この結果、令和3年度の原子力規制検査では、合計33件の検査指摘事項を確認し、それらの重要度及び深刻度は「緑（核燃料施設等は「追加対応なし」）SLIV」であった。また、この他に、深刻度の評価のみを行った事案が4件（SLIV（通知あり）3件、SLIV1件）であった。

これを踏まえ、令和4年度第12回原子力規制委員会（令和4年5月25日）で、令和3年度の総合的な評定及び令和4年度の検査計画が了承された。東京

<sup>36</sup> 事業者が行う安全活動の劣化の程度を4段階（赤、黄、白、緑）で評価。「赤」が最も劣化の程度が大きく、安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準。核燃料施設等の場合は、2段階（追加対応あり、追加対応なし）で評価。

<sup>37</sup> 違反の深刻度を4段階（SLIからSLIV）で評価。「SLI」が最も深刻であり、原子力安全上又は核物質防護上重大な事態をもたらしたもの、又はそうした事態になり得たもの。

電力柏崎刈羽原子力発電所以外の原子力施設については、安全実績指標<sup>38</sup>が「緑（又は追加対応なし）」であり、検査指摘事項なし又は検査指摘事項の重要度及び深刻度が全て「緑（又は追加対応なし）、SLIV」であったことから年間を通じて対応区分<sup>39</sup>が第1区分であり、自律的な改善が見込める状態と評価し、令和4年度も引き続き第1区分として通常の基本検査を行った。東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。同発電所は令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査を継続し、安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態と評価とした。令和4年度は、引き続き第4区分とし追加検査を行うとともに、基本検査も令和3年度同様に回数を増やして行った。

## ② 令和4年度の検査結果

令和4年度第1四半期から第3四半期の原子力規制検査の結果については、令和4年度第28回原子力規制委員会（令和4年8月17日）、令和4年度第30回原子力規制委員会臨時会議（令和4年8月17日）、令和4年度第52回原子力規制委員会臨時会議（令和4年11月16日）、令和4年度第53回原子力規制委員会（令和4年11月22日）、令和4年度第54回原子力規制委員会臨時会議（令和4年11月22日）、令和4年度第55回原子力規制委員会（令和4年11月30日）、令和4年度第73回原子力規制委員会（令和5年2月15日）及び令和4年度第76回原子力規制委員会臨時会議（令和5年2月24日）で、計22件の検査指摘事項を確認した（実用発電用原子炉：重要度「緑」・深刻度「SLIV」、核燃料施設等：重要度「追加対応なし」・深刻度「SLIV」「軽微」）。また、この他に、深刻度の評価のみを行った事案は2件（SLⅢ、SLIV）であった旨の報告を受けた。

## （2） 検査で判明した事項への対応

### ① 日本原子力発電敦賀発電所2号炉ボーリング柱状図データ書換えに対する原子力規制検査

令和2年2月7日第833回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、敦賀発電所2号炉の敷地内断層に関し、重要施設直下への連続性に関する評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が、説明がなく削除・変更されていた事象が確認された。原子力規制検査によりデータ書換えの

<sup>38</sup> 事業者が行う安全活動に係る実績を示す指標であり、4段階（赤、黄、白、緑）で評価。「赤」が最も劣化の程度が大きく、安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準。

<sup>39</sup> 事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、施設の状態に応じて5段階（第1区分から第5区分）で規制措置の決定を行う。第5区分はプラントの運転が許容されない状態。



原因等について確認を行った結果、令和3年度第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日）で、日本原子力発電の審査資料作成プロセスにおいて以下の2点を満たす業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないこととした。

- ・ 調査データのトレーサビリティが確保されること
- ・ 複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合は、その判断根拠が明確にされること

その後、日本原子力発電からこれら業務プロセスに関する改善を行ったとの連絡を受け、令和4年5月24日以降、複数回にわたって実施した日本原子力発電本店での原子力規制検査及び第4回敦賀2号機のボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析に係る公開会合（令和4年9月29日）の結果、上記2点が確保される業務プロセスが構築されるとともに、継続的に品質を確保する取組がなされていると判断するとの原子力規制庁の報告を、令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）で受けた。また、日本原子力発電によるボーリング柱状図データの書換えについては、敷地内破砕帯の活動性の評価という審査における重要な論点の判断に用いるデータについて、正確な情報が提供されないことにより、審査に不必要な混乱や人的資源を多大に費やすことになったことから原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼしたと判断し、本件の深刻度を「SLⅢ」と評価することについて了承した。

これらの原子力規制庁からの報告を受け、日本原子力発電において適正に審査資料が作成することができる体制が整ったものと判断し、敦賀発電所2号炉の新規制基準適合性に係る審査会合を再開することとした。

## ② 関西電力美浜発電所3号炉の補助給水機能に係る不十分な火災防護対策に対する原子力規制検査

令和3年10月18日から実施した美浜発電所3号炉における原子力規制検査（基本検査運用ガイド「火災防護（3年）」の検査）において、蒸気発生器(SG<sup>40</sup>)の補助給水機能に係る設備に対する火災防護対策の状況を確認したところ、一部の設備について事業者が必要な設計評価を行わず、認可された工事計画のとおり施工されていないことを原子力検査官が発見した。

具体的には、電動補助給水ポンプ2台及びタービン動補助給水ポンプ1台の制御盤が約0.6mの間隔で横並び一列に設置されており、これらの制御盤に火災が発生した場合には補助給水ポンプを運転制御できない場合があるにもかかわらず、必要な設計評価が行われていなかった。また、B系統の電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管が、A系統の電動補助給水ポンプ電動

<sup>40</sup> Steam Generator

機の上方約 1.4m に設置されており、仮に A 系統の電動機に火災が発生した場合、B 系統の動力ケーブルを焼損する可能性があるにもかかわらず、同様に必要な設計評価が行われていなかった。

この状況に対し、原子力規制庁は、原子力安全への影響について評価を行った結果、隣接した制御盤については、いずれかの制御盤内において火災が発生した場合、他の制御盤に延焼し多重に機能を喪失する可能性は低く、また、A 系統の電動機に火災が発生した場合は、これらの設備が設置されている区画にある煙感知器及び熱感知器によって検知可能であり、さらにハロン消火設備により消火が可能と考えられることから B 系統の動力ケーブルを焼損する可能性は低い、と評価した。

令和 4 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 4 年 7 月 22 日）で、以上の評価結果を踏まえ、事業者が必要な設計評価を行わなかったことはパフォーマンス劣化に該当するものの、原子力安全に影響を及ぼす可能性は低いことから検査指摘事項の重要度及び深刻度は「緑、SLIV」の判断を了承した。

その後、本検査指摘事項を踏まえ、新規制基準に適合した PWR 型原子炉を有する発電用原子炉設置者（関西電力、四国電力及び九州電力）がそれぞれの発電所の火災防護対策の状況について調査を行った結果、関西電力及び九州電力の発電用原子炉施設において、認可を受けた設計及び工事の計画と整合しない設備が判明した。これに対する原子力規制検査の実施状況について、令和 4 年度第 84 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 29 日）において報告を受けるとともに、原子力規制庁の今後の対応方針について了承した。

### ③ 三菱原子燃料の加工施設に対する原子力規制検査

三菱原子燃料は、令和 2 年 8 月 5 日に認可を受けた設計及び工事の計画において「変更なし」としていた加工施設の分析装置等について、設備の更新又は一部変更工事を実施していたにもかかわらず、使用前事業者検査では既設扱いとして検査をしていた。また、令和 3 年 12 月 9 日及び 10 日に、原子力規制検査を行っていた原子力検査官が現場確認をした際、設計及び工事の計画では「変更なし」としている分析装置の一部状態に係る疑義について、当該設備の変更工事を実施したのではないかと質問をしたところ、事業者は「当該設備に対する変更工事は行っていない」との事実と異なる説明を行うとともに、関連する工事検査記録及び契約関係書類の不適切な差し替えを行った。

その後、令和 3 年 12 月 27 日及び 28 日に実施した原子力規制検査において、原子力検査官が、当該設備の補強金具等が現在の状況と異なる写真が添付された工事記録を発見した結果、事業者は当該設備の現状の補強金具等が設計及び工事の計画の認可以前とは変わっている事実を認め、いつ変更工事を実施したか等について調査を行う、と回答した。

本件と同様に設計及び工事の計画において「変更なし」としている設備に対し、変更工事を行っているような事案の有無について、事業者が調査した結果、設計及び工事の計画の記載見直し及びそれに伴う検査のやり直しが必要な事案が61件、使用前事業者検査の不備又は未実施があり検査のやり直しが必要な事案が57件確認された。また、工事に係る記録等の不適切な差し替えには複数の部署が関与し、会社幹部も追認していたことが確認された。

令和4年度第10回原子力規制委員会（令和4年5月18日）において、原子力規制庁から前述の事実を踏まえ、本件は法令に基づく手続きを行わず、使用前事業者検査を適切に行っていないことからパフォーマンス劣化に該当するものの、事業者が実施した変更工事は、結果的には、核燃料物質等を扱う分析設備の耐震性を向上させるものであったことから原子力安全に影響を及ぼすものではなく、検査指摘事項には該当しないと判断した、との報告を受けた。

一方、事業者が、原子力規制検査において事実と異なる説明を行った上、この説明内容に整合させるため工事検査記録等の不適切な差し替えを行ったことは意図的な不正行為であり、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼしたと判断し、本件の深刻度を「SLIV（通知あり）」と評価したことについて了承した。

### （3）東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況

令和3年4月22日に「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設け、追加検査を継続して行っている<sup>41</sup>。令和4年度第7回原子力規制委員会（令和4年4月27日）でフェーズⅡにおける中間とりまとめについて報告を受けた。その後、フェーズⅡの検査の状況について、原子力規制委員会で4回報告を受けた（令和4年度第13回原子力規制委員会臨時会議（令和4年5月25日）、令和4年度第20回原子力規制委員会臨時会議（令和4年6月29日）、令和4年度第27回原子力規制委員会臨時会議（令和4年7月27日）、令和4年度第34回原子力規制委員会臨時会議（令和4年8月31日））。

こうした状況を踏まえ、令和4年度第38回原子力規制委員会（令和4年9月14日）で、今後の追加検査における3つの確認方針（方針1「強固な核物質防護の実現」、方針2「自律的に改善する仕組の定着」、方針3「改善措置を一過性のものとしめない仕組の構築」）について了承した。

確認方針に従った検査の状況について、原子力規制委員会で6回報告を受けた（令和4年度第43回原子力規制委員会臨時会議（令和4年10月5日）、令和4年度第52回原子力規制委員会臨時会議（令和4年11月16日）、令和4年度

<sup>41</sup> 柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査は、令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）で了承された実施方針により、東京電力の取組に応じて段階的に実施する。具体的には、東京電力の根本的な原因の特定や改善措置活動の計画などについての報告書提出前の事実関係の詳細な調査を行うフェーズⅠ、報告書提出後の改善措置活動の運用状況の確認を行うフェーズⅡ、必要に応じフェーズⅡの検査指摘事項に対する対応状況の確認を行うフェーズⅢとなっている。

第 60 回原子力規制委員会臨時会議（令和 4 年 12 月 21 日）、令和 4 年度第 68 回原子力規制委員会臨時会議（令和 5 年 2 月 1 日）、令和 4 年度第 76 回原子力規制委員会臨時会議（令和 5 年 2 月 24 日）、令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 8 日）。令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 8 日）において追加検査の状況について報告を受け、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、自律的に改善する仕組の定着状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していくこととした。

また、原子力規制委員会委員長及び委員全員が計 3 回にわたり、追加検査の現地調査を行った（杉山原子力規制委員会委員及び伴原子力規制委員会委員（令和 4 年 12 月 2 日）、山中原子力規制委員会委員長（令和 5 年 1 月 28 日）、田中原子力規制委員会委員及び石渡原子力規制委員会委員（令和 5 年 2 月 17 日））。

(参考) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査を行うに至った経緯  
令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案について、原子力規制検査を行ったところ、東京電力が行う核物質防護のための活動に劣化が認められ、重要度及び深刻度が「白、SLⅢ」との暫定評価を得て、令和2年度第54回原子力規制委員会臨時会議(令和3年2月8日)で、同暫定評価を了承し、東京電力に通知した。その後、令和3年2月9日に東京電力から意見陳述の要望がないことの回答を受けたことから評価を確定し、令和2年度第55回原子力規制委員会臨時会議(令和3年2月9日)で、対応区分を第1区分から第2区分に変更するとともに、東京電力に対し根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について報告することを求め、令和3年3月10日に報告書を受領した。

また、令和3年1月27日に東京電力から原子力規制庁への報告を契機として発覚した柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和2年度第64回原子力規制委員会臨時会議(令和3年3月16日)で、重要度及び深刻度は「赤、SLⅠ」との暫定評価を了承し、東京電力に暫定評価の結果を通知した。その後、令和3年3月18日に東京電力から意見陳述の要望がないことの回答を受けたことから、同事案の評価結果が確定した。これに伴い対応区分は第2区分から第4区分に変更され、令和2年度第66回原子力規制委員会臨時会議(令和3年3月23日)で、東京電力に対し、6か月以内に柏崎刈羽原子力発電所のIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る改善措置活動の計画の報告を求めることとし、東京電力に通知した。さらに、令和2年度第67回原子力規制委員会(令和3年3月24日)で、原子炉等規制法に基づき、東京電力に対し是正措置等の命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質<sup>42</sup>の移動を禁ずる方針とした。その後、令和3年4月14日に是正措置等の命令を発出した。

<sup>42</sup> 原子力発電所で使用される核燃料(新燃料及び使用済燃料)に含まれる放射性物質のうち、プルトニウム(Pu238を除く)やウラン233など、原子炉等規制法で定められた核燃料物質

## 2. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

法令報告事象が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

令和4年度は、核燃料施設等で1件、実用発電用原子炉で2件の合計3件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について事業者から報告を受け、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、確認を行っている。

加えて、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES<sup>43</sup>) による評価を行っている。令和4年7月3日に日本原燃再処理施設で発生した事象並びに令和4年7月8日及び令和5年1月30日に関西電力高浜発電所で発生した事象は、いずれもレベル0 (安全上重要でない事象) と評価した。また、令和3年度に東芝マテリアルで発生し評価中であった事象及び関西電力高浜発電所で発生し評価中であった事象は、いずれもレベル0 (安全上重要でない事象) と評価した。

この他、令和4年7月26日、原子力機構原子力科学研究所の原子炉施設 (JRR-3) において、原子炉が計画外に自動停止したが、本件は、1次冷却材流量系に発生した誤信号が原因であったことから法令報告事象には該当しなかった。

### (1) 令和4年度に発生した事故・トラブルへの対応

#### ① 日本原燃再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋における安全冷却機能の一時喪失

令和4年7月3日、日本原燃から再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋において高レベル廃液を冷却している安全冷却水B系列 (A、Bの2系列ある安全上重要な施設) の供給液槽Bの安全冷却機能が約8時間にわたって喪失する事象が発生したことについて報告を受けた。同年7月8日、日本原燃から当時安全冷却水A系列は工事で停止しており、両系列の冷却系が停止していたことなどから本事象が法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和4年7月19日 (令和4年9月5日補正) に、日本原燃から当該事象の原因と対策に係る報告があり、第18回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合 (令和4年9月27日) において、日本原燃からその報告内容を聴取した。令和4年度第45回原子力規制委員会 (令和4年10月19日) で、原因調査及び再発防止策を妥当と評価する報告及び令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果として、当該事象が重要度「追加対応なし」、深刻度「SLIV」の検査指摘事項とする報告を原子力規制庁から受けた。

<sup>43</sup> The International Nuclear and Radiological Event Scale

## ② 関西電力高浜発電所4号炉蒸気発生器伝熱管の損傷事象

令和4年7月8日、関西電力から定期検査のため停止中の高浜発電所4号炉の3台あるSGの伝熱管について、健全性を確認するため渦流探傷試験(ECT<sup>44</sup>)を実施した結果、全3台SGの計10本の伝熱管に外面からの減肉を示す有意な信号指示が認められたことから法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和4年8月23日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告が提出された。当該報告で関西電力は、前回の定期検査時の薬品洗浄の後も残存した稠密なスケールが、プラント運転中に管支持板付近に留まり、振動した伝熱管と繰り返し接触したことによる摩耗が外面の減肉の原因とした。その後、令和4年度第55回原子力規制委員会(令和4年11月30日)で、原因調査及び再発防止策を妥当と評価する報告、令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果として、当該事象が重要度「緑」、深刻度「SLIV」の検査指摘事項とする報告を原子力規制庁から受けた。

## ③ 関西電力高浜発電所4号炉で発生した原子炉の自動停止

令和5年1月30日、関西電力から、定格熱出力一定運転中の高浜発電所4号炉において、出力領域(PR<sup>45</sup>)中性子束急減トリップの警報が発信し、原子炉が自動停止したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和5年3月7日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告があり(3月15日付け補正)、第19回及び第20回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合(令和5年3月7日、同年3月14日)において、関西電力からその報告内容を聴取した。当該報告で関西電力は、次のとおり原因を推定した。「制御棒駆動装置(CRDM<sup>46</sup>)重故障」警報を受けた点検作業により、制御棒M10が固定つかみラッチのみのシングルホールド状態であった。そこに、制御棒M10を電磁力で保持しているコイルに電流を供給するケーブルのうち、原子炉格納容器貫通部内部にあるケーブル接続部に引張力が作用することによりはんだ付けが剥離し、導通不良を起こし、電流値が低下した。これにより、制御棒M10の固定つかみラッチが開放したため、制御棒M10が挿入され、2チャンネルの炉外核計装装置(NIS<sup>47</sup>)が中性子束急減トリップ設定値に至り、原子炉が自動停止に至ったと推定した。

その後、令和4年度第83回原子力規制委員会(令和5年3月22日)で、本件事象の原因と対策に係る原子力規制庁による評価を了承し、原子力規制検査の結果として、当該事象が重要度「緑」、深刻度「SLIV」の検査指摘事項とする報告を原子力規制庁から受けた。

<sup>44</sup> Eddy Current Test

<sup>45</sup> Power Range

<sup>46</sup> Control Rod Drive Mechanism

<sup>47</sup> Excore Nuclear Instrumentation System

## (2) 令和3年度に発生した事故・トラブルへの対応

### ① 東芝マテリアルでの核燃料物質等の管理区以外での漏えい

令和3年10月12日、東芝マテリアルから管理区域外へ核燃料物質が漏えいした可能性が否定できないことから法令報告事象に該当するとの報告を受けた。令和4年3月23日付けで、東芝マテリアルから当該事象の原因と対策に係る報告があり、令和4年度第12回原子力規制委員会（令和4年5月25日）で、原子力規制庁から原因調査及び再発防止策を妥当と評価する報告を受けた。また、令和4年度第28回原子力規制委員会（令和4年8月17日）で、原子力規制庁から令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果として、当該事象が重要度「追加対応なし」の検査指摘事項とする報告を受けた。

### ② 関西電力高浜発電所3号炉蒸気発生器伝熱管の損傷事象

令和3年3月30日、関西電力から定期検査のため停止中の高浜発電所3号炉の3台あるSGの伝熱管について、健全性を確認するためECTを実施した結果、うち2台の計3本に有意な信号指示（内面に傷を示すものが1本、外面の減肉を示すものが2本）が認められたことから法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和4年5月13日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告を受けた。当該報告で関西電力は、内面の傷はSG製造時の伝熱管内面での局所的な引張り残留応力と運転時の内圧及び高温の1次冷却材環境が相まったことによる、1次冷却材中における応力腐食割れが原因とした。外面の減肉については（1）②と同様に稠密なスケールと振動した伝熱管との接触が原因とした（詳細は第2節2.（1）②を参照）。第17回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合（令和4年5月23日）にて関西電力からその報告内容を聴取したのち、令和4年5月25日に関西電力から同報告の補正があった。その後、令和4年度第28回原子力規制委員会（令和4年8月17日）で、原因調査及び再発防止策を妥当と評価する報告及び令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果として、当該事象が重要度「緑」、深刻度「SLIV」の検査指摘事項とする報告を原子力規制庁から受けた。

## 3. 原子力規制検査の継続的な運用改善について

令和2年4月から運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のため、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を設けており、令和4年度は3回開催し、原子力規制検査の実施状況、事業者



における是正措置プログラム（CAP<sup>48</sup>）システムの運用状況、原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針等について意見交換した。

令和3年度の運用実績等を踏まえた運用改善のためのガイド類の改正について、令和4年度第15回原子力規制委員会（令和4年6月8日）において了承した。

検査官の力量向上、維持のための取組として、令和4年度は、検査官資格の取得等に必要な研修や教育を実施することに加え、未稼働プラント担当の原子力規制事務所の検査官を、稼働プラント担当の原子力規制事務所に派遣する等の検査官交流を実施した。また、検査官会議等を通じて検査のプラクティスや検査結果等の情報共有や原子力規制庁管理職等による検査現場視察を実施し、検査官が行う検査の状況を確認した。

原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA<sup>49</sup>）モデルの適切性確認については、令和4年度第26回原子力規制委員会（令和4年7月27日）で高浜発電所3号炉及び4号炉並びに川内原子力発電所1号炉及び2号炉の事業者が作成したレベル1PRA<sup>50</sup>モデルの適切性の確認結果に加え、原子力規制庁がこれまでの適切性確認で指摘した箇所に係る事業者の対応状況等の報告を受けた。

### 第3節 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

#### 1. 安全研究の積極的な実施

##### （1）安全研究の実施と成果の公表

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針（平成28年7月6日原子力規制委員会決定）」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和4年度以降の安全研究に向けて）（令和3年7月14日原子力規制委員会了承）」に基づき、安全研究プロジェクトを実施している。また、安全研究で得られた実験データ等を基に、規制への活用の観点から考察し、規制基準、各種ガイド類、審査及び検査における判断の根拠となるようまとめた報告書「NRA 技術報告」、調査等により得られたデータや情報を取りまとめた「NRA 技術ノート」、学術論文、学会発表等により、研究成果を公表している。

令和4年度は、新規2件を含め、13分野で21件の安全研究プロジェクトを実施した。（表2-4参照）

<sup>48</sup> Corrective Action Program

<sup>49</sup> Probabilistic Risk Assessment

<sup>50</sup> 内部事象（原子力発電所内で発生する機器の故障等により、自動もしくは手動にて原子炉を停止させるような事象）を対象とした出力運転時の炉心損傷に係る確率論的リスク評価。

表 2-4 令和 4 年度に実施した安全研究プロジェクト

No.	分野	プロジェクト名
1	外部事象	震源近傍の地震ハザード評価手法の高度化に関する研究 (R2-R5)
2		津波評価手法及び既往津波の波源推定に関する研究 (R3-R6)
3		断層の活動性評価に関する研究 (R2-R5)
4		大規模噴火プロセス等の知見の蓄積に係る研究 (R1-R5)
5		外部事象に係る施設・設備のフラジリティ評価手法の高度化に関する研究 (R3-R6)
6	火災防護	火災防護に係る影響評価に関する研究 (フェーズ 2) (R3-R6)
7	リスク評価	原子力規制検査のためのレベル 1PRA に関する研究 (R4-R8、新規)
8	シビアアクシデント	重大事故時における重要物理化学現象の不確かさ低減に係る実験 (R2-R7)
9		軽水炉の重大事故時における不確かさの大きな物理化学現象に係る解析コードの開発 (H29-R4)
10		軽水炉の重大事故における格納容器機能喪失及び確率論的リスク評価に係る解析手法の整備 (H29-R4)
11	熱流動・核特性	原子力プラントの熱流動最適評価に関する安全研究 (R1-R4)
12		核特性解析における最適評価手法及び不確かさ評価手法に関する研究 (R3-R6)
13	核燃料	事故時炉心冷却性に対する燃料破損影響評価研究 (R1-R5)
14	材料・構造	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究 (R2-R6)
15	特定原子力施設	福島第一原子力発電所燃料デブリの臨界評価手法の整備 (H26-R6)
16	核燃料サイクル施設	再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等の事象進展に係る研究 (R3-R7)
17		使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究 (R2-R5)
18	放射性廃棄物埋設施設	廃棄物埋設における長期性能評価に関する研究 (R3-R6)
19	廃止措置・クリアランス	放射性廃棄物の放射能濃度等の定量評価技術に関する研究 (R3-R6)
20	原子力災害対策	特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル (EAL) 見直しに関する研究 (R3-R7)
21	放射線防護	放射線防護のための線量及び健康リスク評価の精度向上に関する研究 (R4-R8、新規)

令和 4 年度は原子力発電所敷地内への津波の浸水を防止する重要な構造物である防潮堤を対象に、津波により防潮堤に作用する最大持続波圧を評価する簡易な式について NRA 技術報告の公表を行った。また、3 件の NRA 技術ノートの公表を行った。(表 2-5 参照)

表 2-5 安全研究成果の公表 (NRA 技術報告、NRA 技術ノート)

No.	区分	報告書タイトル
1	NRA 技術報告	防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案
2	NRA 技術ノート	商用再処理施設の除染作業における機器の劣化に関する留意点—異材接合継手のアルカリ腐食による水素脆化—
3		中深度処分の規制基準の背景及び根拠
4		航空機落下事故に関するデータ (平成 13~令和 2 年)

この他、26 件の論文の公表、国際会議での 4 件のプロシーディングス (査読付) の公表及び 23 件の学会発表を行った。また、安全研究の公表促進活動として、原子力機構安全研究センターと連携し、同センターとの合同報告会で、原子力規制庁職員が 6 件の発表を行った。さらに、安全研究で優れた学術的な成果

を創出したことが評価され、学会賞を1件受けた（第55回（2022年度）日本原子力学会賞技術賞）。

## （2）共同研究活動への参画

原子力規制委員会は、原子力機構安全研究センターと協力し、国際共同研究プロジェクト等へ参画している。令和4年度は、二国間の国際活動として、NRC及びフランス放射線防護・原子力安全研究所(IRSN<sup>51</sup>)と情報交換を実施するとともに、17件のOECD/NEAでの国際共同研究プロジェクト、10件のOECD/NEA/CSNI<sup>52</sup>傘下のワーキンググループ及び上級専門家会合に参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。

東京電力福島第一原子力発電所の事故分析を踏まえたシビアアクシデント事故解析の高度化に関して、事故進展及び関連する核分裂生成物挙動・水素燃焼挙動、燃料デブリ分析技術、並びに事故調査から得られた情報の共有を図るよう、OECD/NEAで行う国際共同プロジェクト（FACE<sup>53</sup>）への参画準備を進めた。

また、研究職の技術力向上も視野に、平成29年4月21日に策定した共同研究実施規程等に基づき、17件の共同研究を大学や原子力機構等と実施した。

## （3）安全研究の評価及び方針の策定

原子力規制委員会は、令和4年度第17回原子力規制委員会（令和4年6月15日）で、令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価を了承するとともに、平成26年度に開始した1件の安全研究プロジェクトの中間評価を了承した。また、令和4年度第61回原子力規制委員会（令和4年12月28日）で、令和5年度から新たに始める安全研究プロジェクト1件の事前評価を了承するとともに、令和2年度に開始した2件の安全研究プロジェクトの中間評価を了承した。さらに、令和4年度第31回原子力規制委員会（令和4年8月24日）で、技術支援機関である原子力機構の第3期中長期目標期間（平成27年度～令和3年度）における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）を決定した。

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、令和5年度以降の安全研究について、令和4年度第21回原子力規制委員会（令和4年7月6日）で「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和5年度以降の安全研究に向けて）」を了承した。

<sup>51</sup> Institut de radioprotection et de sûreté nucléaire

<sup>52</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development / Nuclear Energy Agency / Committee on the Safety of Nuclear Installations

<sup>53</sup> Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Accident Information Collection and Evaluation

## 2. 最新の科学的・技術的知見の蓄積

### (1) 最新の科学的・技術的知見の収集

最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善に係る活動のうち、国内外の最新知見情報の収集については、平成28年度第45回原子力規制委員会（平成28年11月22日）で了承された最新知見を規制に反映するためのプロセスに基づき、諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を整理した上で、我が国の規制や原子力施設の安全との関係で検討を要する情報を抽出する活動（GENERIC ISSUES タスクフォース）を実施している。原子力規制庁では、国内外の事故トラブルや安全研究等から得られる知見について、規制に取り込む必要があるか否かをスクリーニングするため、庁内に技術情報検討会を設置し、関係の規制委員の参加を得つつ定期的に公開会合を開催している。審議の結果規制対応が必要と考えられる案件については、原子力規制委員会に報告の上、基準化する等の対応をしている。また、技術情報検討会でのスクリーニング結果は炉安審・燃安審に報告し、助言を受けている。令和4年度は技術情報検討会を6回開催し、19件の最新の技術知見を報告した。このうち、何らかの規制対応が必要と判断されうる技術知見として、①「高分解能な3次元地震波速度構造解析による始良カルデラ下のイメージングについて」、②「NRA技術報告「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案」について」、③「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響」について」の3件を抽出した。これらへの対応方針として、①③についてはATENA定例面談等で事業者に周知すること、また、②についてはNRA技術報告を発行することとした。

### (2) 安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務での活用

原子力規制庁研究部門では、原子力規制庁が実施する安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査・検査等の規制業務に活用することを目的として、原子力規制部へ情報提供等の技術支援を実施している。令和4年度には、新規規制基準適合性に係る審査支援、審査会合への参加等54件の技術支援を実施した。

## 3. 規制基準の継続的改善

### (1) 規制基準等への最新知見等の反映

#### ① 特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について

平成27年5月22日に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」では、「原子力規制委員会は、概要調査地区等の選定が合理的に進められるよう、その進捗に応じ、将来の安全規制の具体的な審査等に予断を与え

ないとの大前提の下、概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項を順次示すことが適当である。」とされている。この方針に基づき、原子力規制委員会は、「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」（以下「考慮事項」という。）について意見公募を実施し、令和4年度第31回原子力規制委員会（令和4年8月24日）で決定した。「考慮事項」の審議にあたっては、我が国における火山の発生メカニズムの特徴やその地域性等についての最新の科学的知見を確認する観点から火山の発生メカニズム等に関する意見聴取会合を合計3回実施し、火山の専門家から意見を聴取した。

原子力規制委員会が決定した「考慮事項」は、最終処分施設建設地の選定時に、最終処分施設の設計による対応が困難であり、最終処分施設の設置を避けることにより対応する必要がある、1. 断層等、2. 火山現象、3. 侵食、及び4. 鉱物資源等の掘採の4つの事象を対象としている。また、「考慮事項」は、概要調査地区等の選定時において、それぞれの時点で得られている情報に基づき、適切に考慮されるべきものとして示したものである。

## ② 第二種廃棄物埋設に係る審査ガイドの整備

原子力規制委員会は、中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドについて、ボーリングシナリオ等の評価や、日本原燃廃棄物埋設事業の審査経験を踏まえたピット処分又はトレンチ処分の自然事象シナリオ及び人為事象シナリオに係る項目を追加する改正について意見公募を実施し、令和4年度第5回原子力規制委員会（令和4年4月20日）で決定した。

## ③ 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討

原子力規制委員会は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及びATENAとの意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、規制上の対応を検討することとしている。令和4年度第12回原子力規制委員会（令和4年5月25日）で、第1回水素防護に関する知見の規制への反映に係るATENA及び事業者からの意見聴取会合（令和4年4月22日）の結果について報告された。当該委員会における指示を踏まえ、令和4年度第15回原子力規制委員会（令和4年6月8日）で、原子力規制庁より新規制基準における重大事故等対策の考え方について案が示され、委員間で討議した。討議の結果、水素防護に関する知見の規制への反映について、引き続き作業を進めることとした。

その後、令和4年度第31回原子力規制委員会（令和4年8月24日）で、第

15 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（令和 4 年 7 月 20 日）及び第 2 回水素防護に関する知見の規制への反映に係る ATENA 及び事業者からの意見聴取会合（令和 4 年 7 月 28 日）の結果について報告され、今後の対応等について委員間で討議した。討議の結果、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方について整理することとした。

令和 4 年度第 38 回原子力規制委員会（令和 4 年 9 月 14 日）で、BWR における原子炉建屋の水素防護対策に関する知見の規制上の取扱いの考え方の案として、更なるリスクの低減のための対策を事業者に求める観点から「原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策」である原子炉格納容器ベントについては、その目的に原子炉建屋の水素防護を追加するとともに、「原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策」及び「原子炉建屋に漏えいした水素を処理する対策」については、事業者による自律的かつ計画的な対策の実施を求め、その状況を継続的にフォローアップしていくこととする等の考え方が示され、委員間の討議の上、決定した。

この方針を踏まえ、令和 4 年度第 56 回原子力規制委員会（令和 4 年 12 月 7 日）で、当該考え方を踏まえ、原子炉格納容器ベントの BWR における原子炉建屋の水素防護対策としての位置付けを明確化する設置許可基準規則解釈等の一部改正案等が諮られ、意見公募を実施することとし、令和 4 年度第 75 回原子力規制委員会（令和 5 年 2 月 22 日）で、当該意見公募の結果等を踏まえ、設置許可基準規則解釈等の改正を決定した。

また、第 3 回水素防護に関する知見の規制への反映に係る ATENA 及び事業者からの意見聴取会合（令和 4 年 12 月 27 日）で、事業者等における水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の聴取を行い、その結果を令和 4 年度第 71 回原子力規制委員会（令和 5 年 2 月 8 日）において報告を受けた。

#### ④ 1 相開放故障事象（OPC）に対する国内原子力発電所等の対応

原子力規制委員会は、1 相開放故障事象（OPC<sup>54</sup>）に対する国内原子力発電所等の対応について、自動検知技術の開発動向について情報収集を継続し、設備対応等の規制要求の要否を検討することとした。

原子力規制庁は、第 2 回 1 相開放故障事象（OPC）に対する国内原子力発電所等の対応に係る担当者レベルでの技術的意見交換（令和 4 年 8 月 3 日）で、ATENA から国内原子力発電所での実機検証結果等について説明を受けた。第 55 回技術情報検討会（令和 4 年 9 月 29 日）で、事業者が自主的な信頼性向上として「1 相開放故障を直接検知するための装置の設置」を行いその計画及び実

<sup>54</sup> Open Phase Condition

績について公開する方針を示したことを受け、原子力規制庁は設置計画及びその進捗を ATENA より引き続き聴取し実施状況を確認すること、関係する規則解釈の改正の要否及びその理由について整理し、原子力規制委員会に諮ることとした。結果概要は、令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）で報告された。

#### ⑤ 耐津波設計に係る設工認審査ガイドの改正

令和2年度第40回原子力規制委員会（令和2年11月25日）で、平成26年から平成28年にかけて公表した津波波圧評価に係る3編の NRA 技術報告の成果を踏まえ、津波波圧の評価手法を審査で確認する観点から取りまとめた「津波波圧評価に係る確認事項（案）」を策定し、これを「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の別添とする改正方針が原子力規制庁から報告され、その際に、波圧評価式の保守性の考え方について説明するよう指摘した。

令和3年度第21回原子力規制委員会（令和3年7月21日）で、原子力規制庁から波圧評価式の保守性の考え方等が説明された。その結果、3編の NRA 技術報告とは別に、再検討した波圧評価式に関する NRA 技術報告を新たに作成し、それに基づき本ガイドの別添を策定の上、本ガイドの改正案を原子力規制委員会に諮るよう指示した。

その後、NRA 技術報告「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案」が、令和4年7月に発刊された。

また、令和4年度第45回原子力規制委員会（令和4年10月19日）で、本ガイドの改正案を審議し、意見公募を実施した上で、令和4年度第64回原子力規制委員会（令和5年1月18日）で改正を決定し、施行した。

#### ⑥ 原子力発電所における電磁両立性に係る対応

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障の原因として、計測制御設備などで使用される機器間の電磁波による相互干渉が考えられることから第39回技術情報検討会（令和元年11月20日）で電磁両立性（以下「EMC<sup>55</sup>」という。）を考慮した設計として達成すべき具体的な水準等の調査を開始することとした。

第17回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和3年12月16日）及び第21回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和4年9月12日）で ATENA から EMC 対策に係る国内原子力発電所での具体的な電磁環境への対応等について説明を受けた。第55回技術情報検討会（令和4年9月29日）で、ATENA は活動方針、計画、結果等について ATENA レポートとし

<sup>55</sup> Electromagnetic Compatibility

てとりまとめるとしていることから、原子力規制庁は ATENA の活動を注視し活動の内容を聴取することとされた。第 55 回技術情報検討会結果概要について、令和 4 年度第 47 回原子力規制委員会（令和 4 年 10 月 26 日）で報告を受けた。

#### ⑦ PWR1 次系におけるステンレス鋼配管粒界割れ

原子力規制委員会は、関西電力大飯発電所 3 号炉加圧器スプレイライン配管における亀裂の調査を踏まえ、供用期間中検査における超音波探傷試験（UT<sup>56</sup>）の妥当性及び原子炉圧力バウンダリに属する配管に対する破断前漏洩（LBB<sup>57</sup>）成立性の観点から PWR1 次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに係る事業者の調査及び研究の計画、進捗状況及び結果を聴取することとした。

第 20 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和 4 年 6 月 24 日）で ATENA から粒界割れの発生メカニズムと亀裂がある場合の健全性評価及び検査技術の向上について検討内容の説明を受けた。第 54 回技術情報検討会（令和 4 年 7 月 28 日）で、ATENA の取組及びこれから発行される ATENA レポートについては面談、意見聴取等とおして引き続き聴取すること、事業者それぞれが行う他プラントへの水平展開、溶接の管理、教育・訓練については原子力規制検査において確認することとされ、令和 4 年度第 33 回原子力規制委員会（令和 4 年 8 月 31 日）で報告された。

#### ⑧ サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響

原子力規制委員会は、冷却材喪失事故（LOCA<sup>58</sup>）が発生した際、配管の保温材等の破損により生じる破片等の異物（デブリ）がサンプスクリーン<sup>59</sup>を通過して炉心長期冷却に与える影響について、国内外の情報収集を継続し、「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」への反映の要否を検討することとした。

第 14 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和 2 年 12 月 7 日）、第 16 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和 3 年 5 月 28 日及び令和 4 年 6 月 16 日）で ATENA から検討状況について説明を受けた。第 54 回技術情報検討会（令和 4 年 7 月 28 日）で、内規には炉内下流側影響については規定されていないが、事業者から聴取した結果、長期炉心冷却に問題がないことが確認できたことから、同内規の改正は行わないこと、本件の経緯について文書化することが決められ、令和 4 年度第 33 回原子力規制委員会（令和 4 年 8 月 31 日）で報告された。

<sup>56</sup> Ultrasonic Testing

<sup>57</sup> Leak Before Break

<sup>58</sup> Loss Of Coolant Accident

<sup>59</sup> PWR の格納容器再循環サンプ及び BWR の ECCS において、ポンプへの異物の流入を防ぐために設置されているスクリーン及びストレーナ



### ⑨ 規制基準等の記載の具体化・表現の改善

原子力規制委員会は、令和3年度第68回原子力規制委員会（令和4年2月24日）で、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する令和3年度の実施計画に基づく基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等の改正案について意見公募の実施を了承した。意見公募の結果を踏まえ、令和4年度第15回原子力規制委員会（令和4年6月8日）で、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等の一部改正を決定した。

さらに、令和4年度第26回原子力規制委員会（令和4年7月27日）で、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する令和3年度の実施計画に基づく他の規制基準等の改正案について意見公募の実施を了承した。意見公募の結果を踏まえ、令和4年度第38回原子力規制委員会（令和4年9月14日）で、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正を決定した。

また、令和4年度第53回原子力規制委員会（令和4年11月22日）で令和4・5年度の実施計画が報告され、改正作業を進めた。

### ⑩ 令第41条非該当使用施設<sup>60</sup>の審査実績を踏まえた使用規則等の改正

令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日）において、令第41条非該当使用施設に係る使用変更許可（承認）申請について、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準として要求する事項が限定的であり、添付書類がなくとも申請書本文をもって適合性を判断できていることから、今後、添付書類を廃止することについて、原子力規制庁から報告を受けた。

令和4年度第83回原子力規制委員会（令和5年3月22日）において、令第41条非該当使用施設について保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を求めないこととするため、核燃料物質の使用等に関する規則及び令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の改正案並びに意見公募の実施を了承した。

### ⑪ 三菱原子燃料の不正を受けた審査業務の改善

三菱原子燃料の加工施設に対する原子力規制検査において、同社が不適切な対応を行った事案については、令和4年度第10回原子力規制委員会（令和4年5月18日）で三菱原子燃料に対して原子力規制検査の深刻度評価結果を通知することを了承した（詳細は第2節1.（2）③を参照）。その際、原子力規制委員

<sup>60</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設

会委員より、原子力規制庁とウラン加工事業者との間で意見交換を行い、許認可申請書の記載の考え方などについて共通認識の醸成を図るべきとの意見があった。これを受けて、令和4年6月13日にウラン加工事業者（三菱原子燃料、原子燃料工業及びグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン）と公開の場で意見交換会を実施し、共通認識の醸成を図るための議論を行った。また意見交換会の内容は、令和4年度第23回原子力規制委員会（令和4年7月13日）で公表した。さらに、原子力規制庁は、意見交換会の結果を踏まえ、グレーデッドアプローチの適用の考え方や極少量の核燃料物質を扱う施設の位置付け等に関して文書化するため、加工施設に係る適合性審査業務におけるグレーデッドアプローチの考え方や極少量の核燃料物質を扱う施設の位置付け等を整理し、「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月28日に改訂しHP上に公表した。

#### ⑫ デジタル安全保護回路に係るソフトウェア共通要因故障対策に関する検討

令和3年度第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日）において、発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チームの検討結果を踏まえ、事業者が行う自主的取組の詳細について確認することとした。原子力規制庁は、第6回及び第7回発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム（令和5年2月17日、3月20日）の会合において、ATENA及び事業者から九州電力川内原子力発電所における自主的な取組の状況を聴取した。原子力規制庁では、検討チームでの聴取の結果を踏まえ、引き続き原子力規制検査において事業者の取り組み状況を確認することとした。

### （2）民間規格の技術評価

原子力規制委員会は、令和3年度の「民間規格の技術評価の実施に係る計画」に基づき、日本電気協会が策定した「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程（JEAC4620）2020年版」及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認（V&V）に関する指針（JEAG4609）2020年版」について、「デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム」の会合を令和3年度に引き続き開催し、技術評価書の策定に向けた検討を進めた（第3回デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム（令和4年4月26日）及び第4回デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム（令和4年8月25日）開催）。

また、日本原子力学会が策定した「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法の基本手順 2019年版」についても、「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決

定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」の会合を令和3年度に引き続き開催し、技術評価書の策定に向けた検討を進めた（第4回中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム（令和4年10月27日）及び第5回中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム（令和5年2月21日）開催）。

原子力規制委員会は、令和4年度第44回原子力規制委員会（令和4年10月12日）で、民間規格の技術評価の実施に係る令和4年度から6年度の計画として、日本機械学会「設計・建設規格2020年版」、「材料規格2020年版」、「溶接規格2020年版」及び「設計・建設規格 事例規格 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」2013年版」並びに日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）2021年版」の技術評価を行うことを了承した。令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）で日本機械学会「設計・建設規格2020年版」、「材料規格2020年版」、「溶接規格2020年版」及び「設計・建設規格 事例規格 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」2013年版」の技術評価を実施するに当たり、「設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム」を設けることについて了承した。令和4年度は、同検討チーム会合を1回（令和5年2月2日）開催し、技術評価書の策定に向けた検討を進めた。

### （3）国内外のトラブル情報、自然現象に関する情報の収集・分析

#### ① 国内外のトラブル情報の収集・分析

原子力規制委員会は、最新の科学的・技術的知見を取り込むべく、国内外の原子力施設の事故・トラブル情報等を収集・分析し、規制対応の要否の観点から二段階のスクリーニングを実施している。国内外の事故・トラブルに係る公開情報はもとより、国際機関や諸外国との連携を通じて収集した事故・トラブル情報も合わせて、令和4年度は1次スクリーニングを179件実施した。結果は、1次スクリーニングアウトしたものが169件、2次スクリーニングへ移行したものが7件である。また、2次スクリーニングとして3件について調査が継続中である。その他、規制対応する準備を進めているものが2件である。

原子力規制庁は、技術情報検討会で行ったこれらの国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等を、外部の専門家で構成される炉安審及び燃安審に報告し、助言を求めた（第11回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会（令和4年6月10日）及び第12回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会（令和4年12月8日）開催）。

## ② 国内外の自然現象に関する情報の収集・分析

国内外の自然現象に関する情報について、政府機関の公開資料、学術論文等を収集し、情報の分析を行った。特に、日本火山学会誌（令和4年3月）に公表された為栗らの論文「高分解能な3次元地震波速度構造解析による始良カルデラ下のイメージング」及び日本地震工学会論文集（令和4年8月）に公表された杉野らの論文「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響」について、原子力規制庁が今後の規制対応の要否を検討し、それぞれ第53回技術情報検討会（令和4年5月26日）及び第55回技術情報検討会（令和4年9月29日）で報告した。

また、令和3年度第54回原子力規制委員会（令和3年12月22日）及び令和4年度第44回原子力規制委員会（令和4年10月12日）において、令和3年12月に米国で発生した竜巻及び令和4年8月に北海道長万部町で確認された水柱についてそれぞれ調査を指示し、第58回技術情報検討会（令和5年3月30日）でこれらの調査結果が報告された。このうち、長万部町で確認された水柱については、対応方針として原子力事業者等に対して被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice）を発出することとなった。

## ③ 炉安審・燃安審火山部会の審議

九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の令和3年度火山活動のモニタリング結果並びに日本原燃が実施した再処理施設及び廃棄物管理施設の令和3年度火山活動のモニタリング結果に関し、原子力規制庁は炉安審原子炉火山部会報告書（火山モニタリングにおける「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について<sup>61)</sup>）を活用して評価を行った。第11回炉安審・燃安審火山部会（令和4年11月18日）において、九州電力及び日本原燃のそれぞれが監視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。また、同部会で、原子力規制庁から技術情報検討会で共有した上記②の始良カルデラに係る知見を含め、火山事象に関する要対応技術情報等が報告され、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。加えて、原子力規制庁から令和4年7月28日に実施した九州電力川内原子力発電所への視察について報告された。

<sup>61)</sup> 火山モニタリングにおける観測データが、過去からの長期的な傾向と比較して大きな変化が生じ、かつ、それが継続していると判断するための目安を取りまとめたもの。令和2年度第8回原子炉火山部会において取りまとめられ、令和元年度第72回原子力規制委員会（令和2年3月18日）に報告された。

#### ④ 炉安審・燃安審地震・津波部会の審議

第2回炉安審及び燃安審地震・津波部会（令和4年6月23日）において、原子力規制庁から技術情報検討会で共有した Nature Geoscience（令和3年9月）に公表された Pilarczyk らによる千葉県のパ洋洋岸における歴史記録にない津波痕跡に係る知見を含め、地震・津波等の事象に関する要対応技術情報等が報告された。また、同部会において、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。

### 第4節 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

#### 1. 審査プロセスの改善の取組

原子力規制委員会の限られた資源を安全上重要な課題に適切に投入する観点から審査プロセスの改善は重要であり、電力会社等の被規制者と、審査の進め方について継続的に意見交換を行いながら、改善に努めている。

実用発電用原子炉の審査に関しては、令和4年4月から9月にかけて原子力規制委員会と電力会社経営層との意見交換を行った。その結果も踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）で、審査プロセスの改善として、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催すること、原子力規制庁からの指摘が申請者に正確に理解されていることを確認する場を設け、必要に応じ文書化を行うこと等の取組を行う方針を了承した。原子力規制庁はこれを受け、当該方針に基づき審査を行っている。

#### 2. バックフィットに関する考え方の整理

令和3年度第64回原子力規制委員会（令和4年2月9日）で、バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方を了承した。

その後、令和4年度第17回原子力規制委員会（令和4年6月15日）で文書のイメージ案について、令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）で文書案について、審議を行った。

この議論を踏まえ、令和4年度第55回原子力規制委員会（令和4年11月30日）で、バックフィットの対象とする知見については、施設の安全性への想定される影響やその影響が生じる蓋然性及び切迫度等を踏まえ、その知見の安全上の重要性を考慮するとともに、原子力事業者等の対応状況等も考慮するなど、個別の性質等を勘案して、科学的・技術的な見地から判断を行うこと、また、バックフィットに当たっては、一定の経過措置を設けることを基本とし、保安のために必要な限度において、個別の具体的事情を考慮した上で、経過措置の内容等について判断すること等の考え方をとりまとめて「バックフィットに係る基本的な考え方」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。

### 3. 炉安審・燃安審の調査審議事項への安全性向上評価の制度の在り方に関する助言等の追加

令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日）で行われた炉安審及び燃安審の両会長との意見交換において、原子炉等規制法第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に関する制度の在り方や運用の見直しに係る改善提案を、炉安審及び燃安審において取りまとめるよう、両審査会の調査審議事項の改正を指示した。これを踏まえ、令和4年度第53回原子力規制委員会（令和4年11月22日）において、両審査会の調査審議事項4を「4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。」から「4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、制度の在り方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。」と改正し、両審査会から各部会へ当該調査審議事項が付託された。

### 4. 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討

原子炉等規制法第43条の3の32は、発電用原子炉の運転期間を40年とし、原子力規制委員会の認可を受けて1回に限り延長することができる」と規定している。また、延長することができる期間は、20年を超えない期間とされている。この規定は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を踏まえ、国会における法案審議を踏まえて改正された原子炉等規制法に定められたものである。

この現行制度における運転期間については、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の運転期間についての立法政策として定められたものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を令和2年度第18回原子力規制委員会（令和2年7月29日）において決定している。

令和4年8月24日に開催された第2回GX実行会議において、安全性の確保を大前提とした発電用原子炉の運転期間の延長が取り扱われ、それを受けて令和4年9月22日に開催された第31回経済産業省資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会で、原子力利用政策の観点から運転期間の在り方について審議が開始された。こうした動きを踏まえ、令和4年度第42回原子力規制委員会（令和4年10月5日）で、資源エネルギー庁

から運転期間を延長するために関係法令の改正を含めた制度整備を行う必要が生じるとの見通しを聴取した。これを踏まえ、原子力規制委員会は、運転期間の在り方は原子力利用に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとした見解に変更はないことを改めて確認した上で、高経年化した発電用原子炉の安全確認に関する厳正な規制が損なわれることがないよう、法的な側面も含めて今後検討する必要があるとし、原子力規制庁に高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の案の検討を指示した。

その後、令和4年度第48回原子力規制委員会（令和4年11月2日）、令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）、令和4年度第55回原子力規制委員会（令和4年11月30日）及び令和4年度第57回原子力規制委員会（令和4年12月14日）で、原子力規制庁が提示した「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討」について討議を行った。この討議を踏まえ、令和4年度第59回原子力規制委員会（令和4年12月21日）で、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」について、了承するとともに、意見公募を行うこと、また、当該（案）について原子力事業者等と段階的に意見交換を行うことを了承した。これを受け、原子力規制庁は意見公募を実施するとともに原子力事業者等との「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する意見交換会」を行った（第1回は令和4年12月26日、第2回は令和5年1月11日に実施）。また、令和4年度第63回原子力規制委員会臨時会（令和4年1月11日）において、当該案を踏まえた原子炉等規制法の条文案の検討状況について報告を受けた。

意見公募及び原子力事業者等との意見交換の結果を踏まえて、原子力規制庁で更に検討が行われ、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」について、令和4年度第71回原子力規制委員会（令和5年2月8日）で議論が行われたが、石渡原子力規制委員会委員が反対意見を表明した。その後、令和4年度第72回原子力規制委員会（令和5年2月13日）において、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」を決定するとともに、これを踏まえた原子炉等規制法の一部改正法案について了承した。当該改正法案については、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に盛り込まれ、令和5年2月28日に閣議決定された。

また、令和4年度第73回原子力規制委員会（令和5年2月15日）において、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の詳細を検討するため、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを設けることを了承した。これを受け、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを合計3回（令和5年2月22日、令和5年3月9日、令和5年3月23日）開催し、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の詳細の検討と高経年化した発電用原子炉に関する規制制度を国民に対して分かりやすく説明するための資料の検

討に取り組んだ。

## 5. 利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質）は、研究、医療、工業や農業などの分野で広く利用されてきたが、既に使用目的がなくなり、利用実態がないまま保管されているものや、出所や経緯が明確でなく法令上の管理下でないものなどについては、安全上及び核物質管理上のリスクの顕在化が懸念されている。

原子力規制委員会は原子力分野の課題について話し合う第3回原子力委員会と原子力規制委員会との意見交換会（令和4年10月28日）において、原子力委員会に対してこうした放射性物質の集約管理の実現に向けた体制整備を放射性物質の利用を推進する関係行政機関やJAEA等が協力して行うことの必要性を提起した。これに対して、原子力委員会からは規制側と利用推進側の省庁含めた議論が必要との意見が出された。当該意見交換を踏まえ、原子力委員会は「原子力利用に関する基本的考え方」の改定案に、「利用実態がなく保管だけされている放射性物質が全国の多くの民間又は公的な事業所等に分散して存在しており、法令上の管理下でない放射性物質が発見される例も多数あることから、安全上及び核物質防護上のリスクの顕在化が懸念される。これらのリスクを低減させるため、このような放射性物質の集約管理を実現するための具体的な方策について、関係行政機関、JAEA等が連携・協力して必要な検討をすべきである」と記載して、令和5年2月14日に原子力規制委員会の意見を求めた。これを受け、原子力規制委員会は令和4年度第73回原子力規制委員会（令和5年2月15日）で当該意見聴取について異存がない旨回答することを決定した。

原子力規制庁では、こうした放射性物質が適切に管理されていない状態で発見された場合に、その取扱についての相談を受け付ける窓口を設け、状況に応じた適切な管理がされるように対応している。令和4年度は、放射性同位元素で21件、核燃料物質で63件、核原料物質で7件の合計91件の発見の連絡を受けた。



## 第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

## ○第3章の総括

### (核セキュリティ対策の推進)

実用発電用原子炉施設等の核物質防護規定の変更認可申請の審査を厳正に実施し、計画した原子力規制検査を概ね予定どおりに実施した。また、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査の実施等により、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施した。

さらに、核セキュリティ事案の未然防止及び発生時の迅速な対応を可能とするため、令和4年度より、核物質防護対策官を原子力規制事務所に配置し、本庁と連携して業務を進めるとともに、本庁と原子力規制事務所間で核物質防護に関する資料等の機密性の高い情報を扱うため、ネットワーク等の業務環境の整備を進めた。

また、核セキュリティ対策の推進のため、実施時期を令和6年半ば頃と想定し、IAEAに対して国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッションの受け入れに関する正式要請を行った。

### (保障措置の着実な実施)

IAEAが実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。

通常査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号炉については、令和3年度までの追加的措置に加え、使用済燃料共用プールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。

IAEAは限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持するため、国別に国レベル保障措置手法を策定している。我が国に対する同手法が策定されたことを受け、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別査察実施手順についてIAEAと検討・協議を実施し、一部の施設に対して適用を開始した。また、保障措置に係る各種国際会議への参加や、保障措置人材の教育、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針に対応するため、関係者と調整を行い、IAEAからの通告どおりの査察を実現した。

また、指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するため、必要な指導・監督を行った。

## 第1節 核セキュリティ対策の推進

### 1. 核セキュリティに係る規制の厳正かつ適切な実施

#### (1) 核物質防護に係る規制の厳正かつ適切な実施

##### ① 核物質防護に係る原子力規制検査の厳正な実施

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、核物質防護に係る原子力規制検査を行っている。令和4年度の検査計画を踏まえ、核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含めた原子力規制検査を127件実施した（東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況については、第2章第2節を参照）。

また、核セキュリティ事案の未然防止及び発生時の迅速な対応を可能とするため、令和4年度から原子力規制事務所に核物質防護対策官を配置し、本庁と連携して業務を進めた。また、更なる体制強化のため、令和5年度予算に必要な措置を盛り込んだ。

さらに、原子力規制検査の抜本的強化を行うため、本庁と原子力規制事務所間で核物質防護に関する資料等の機密性の高い情報を専用の通信回線によりリアルタイムに共有できるネットワーク等の業務環境の整備を進めた。

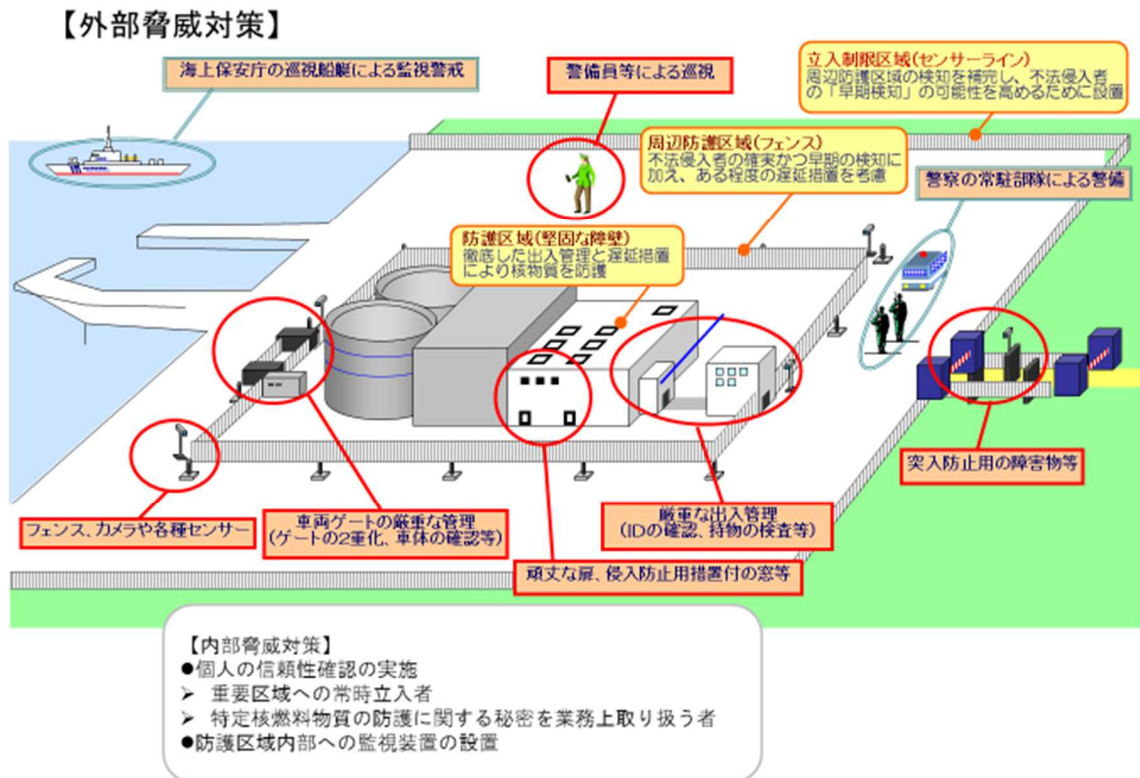


図 3-1 防護措置の概要

## ② 核物質防護規定の厳正な審査

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の防護に関し必要な事項を定める核物質防護規定の審査を行っている。令和4年度には、核物質防護規定の変更を67件認可した。

また、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威（平成30年10月15日策定）等を踏まえて平成31年4月8日に改正した核物質防護措置に係る審査基準（平成30年11月5日策定）に基づき、事業者から申請された核物質防護規定の変更認可申請の審査を引き続き進めた。このうち、関西電力から申請のあった美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請（令和2年4月7日付け（令和4年1月14日付け補正））について、令和4年度第4回原子力規制委員会臨時会議（令和4年4月13日）で審査結果を取りまとめ、治安機関への意見聴取を行った後、令和4年6月29日に認可した。このほか、情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威等に対応した核物質防護規定の変更を6件認可した。

## ③ 核物質防護訓練の充実に向けた取組

核物質防護事案発生時に事業者が講ずるべき初動対応のなかでも、情報収集事態相当及び警戒事態相当の判断、避難指示等の措置並びに原子力規制庁及び治安機関との情報共有は特に重要である。原子力規制委員会は、令和4年度の原子力規制庁検査を通じて、これらに関する事業者の練度向上の状況を重点的に確認した。また、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC<sup>62</sup>）を活用して、事業者が行う核物質防護事案を模擬した訓練に参加し、事業者に対して技術的助言を行うとともに、原子力規制庁内における原子力安全に関する対応との連携を確認した。

## ④ 特定核燃料物質輸送時の核セキュリティ対策

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、原子力事業者に対して特定核燃料物質の工場又は事業所の外における運搬に関して、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印をするなどの防護措置を要求するとともに、運搬が開始される前に、発送人や受取人等の関係者間で運搬について責任を有する者等を明らかにする取決めを締結した上で、原子力規制委員会の確認を受けることを要求している。

令和4年度には、原子力規制委員会は、関係規則等に基づき特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に係る確認を8件行ったほか、関係省庁と輸送時の核セキュリティ対策に係る意見交換等を行った。

<sup>62</sup> Emergency Response Center

⑤ 核物質防護に係る制度の改善の検討

核物質防護に係る制度の改善について検討するため、原子力事業者等と意見交換する「核物質防護に関する意見交換会合」（令和4年10月6日、令和5年2月2日開催）で、核物質防護規制の運用で明らかになった課題について意見交換を行った。

(2) 特定放射性同位元素の防護に係る規制の着実な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に基づき、危険性の高い放射性同位元素（以下「特定放射性同位元素」という。）を取り扱う事業所に対して、盗取を防止するための防護措置を義務付けており、事業所への立入検査により防護措置の実施状況について確認を行っている。令和4年度は、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施した。また、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が特定放射性同位元素防護管理者定期講習を2回開催した。

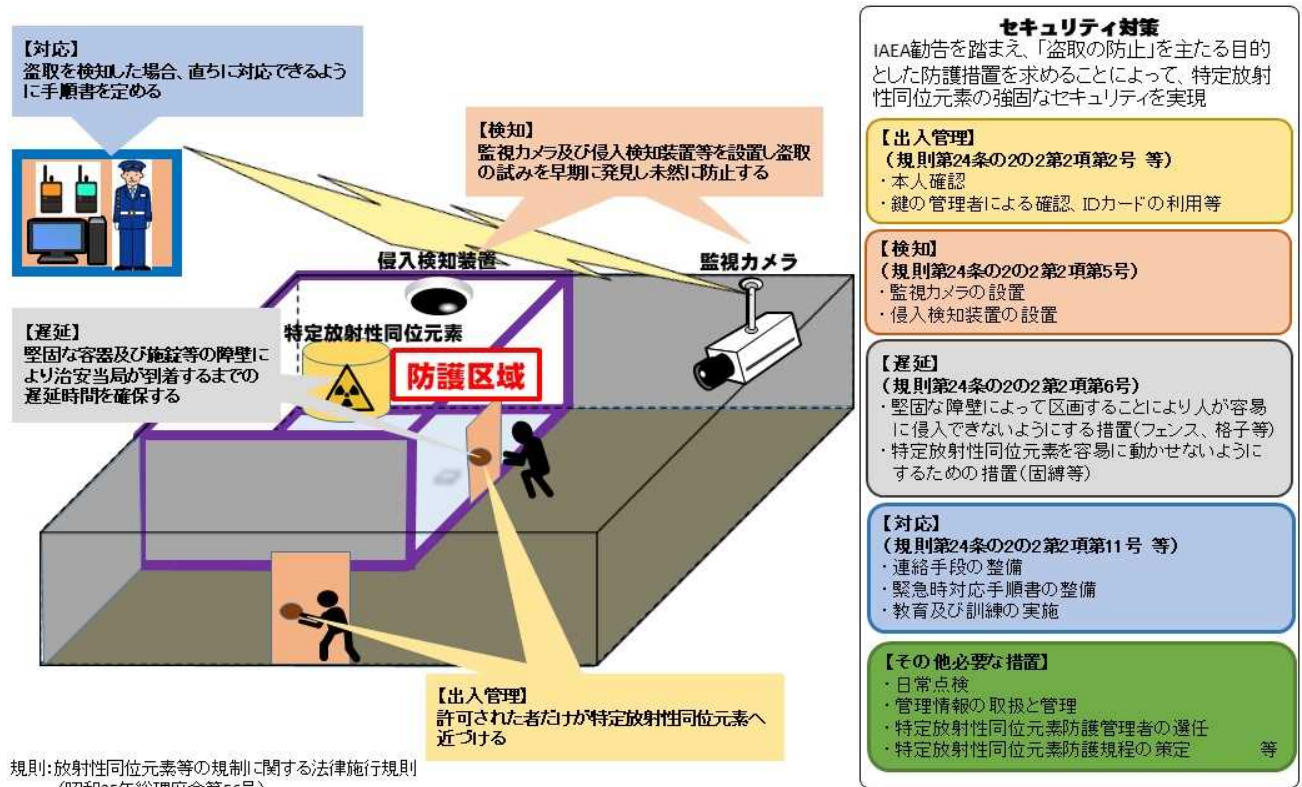


図 3-2 特定放射性同位元素に対する防護措置

## 2. 核セキュリティ上の課題への対応

### (1) 核セキュリティ文化の醸成

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の組織理念」（平成25年1月9日策定）に基づき、原子力規制組織としての核セキュリティ文化の醸成・維持を図るための指針として、「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成27年1月14日に策定した。これを踏まえ、新規採用職員及び検査官への着任が見込まれる職員を対象として、核セキュリティ文化に関する研修等を継続的に実施している。

### (2) サイバーセキュリティ対策の強化

原子力規制委員会は、IAEAの国際核物質防護諮問サービス（IPPAS<sup>63</sup>）フォローアップミッション（平成30年11月26日から12月7日まで）におけるガイドラインの規定事項の基準要件化についての助言があったこと、及びガイドラインで示す情報システムセキュリティ対策が原子力事業者に定着しつつあることが確認できたことを踏まえ、ガイドラインの規定事項を核物質防護措置に係る審査基準に位置付ける一部改正を行った（令和4年3月30日決定。令和5年10月1日施行）。令和4年度においては、審査基準の改正を踏まえ、事業者から提出された核物質防護規定の変更認可申請に対する審査を進めている。

さらに、原子力規制委員会は、サイバーセキュリティ対策を一層強化するため、核物質防護訓練等において事業者に対し技術的助言を行った。

### (3) IPPAS ミッションの受け入れに向けた対応

原子力規制委員会は、令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）でIPPAS ミッションを受け入れることについて検討し、その時期、内容等について検討結果を原子力規制委員会に諮るよう原子力規制庁に指示した。

その後、令和4年度第59回原子力規制委員会（令和4年12月21日）において、IPPAS ミッションの実施時期を令和6年半ば頃と想定し、IAEAに対してIPPAS ミッションを正式要請することを了承し、令和5年1月5日付けで正式要請を行った。

## 3. 国際会議への参加

原子力規制委員会は、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する観点から、国際会議等の場で得られた核セキュリティに関連する最新知見等を、関係法令等に適時に反映することとしている。

原子力規制委員会は、令和4年度に開催された核セキュリティに関する国際

<sup>63</sup> International Physical Protection Advisory Service

会議に参加し、核物質防護に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、我が国の経験や意見を議論に反映した。特に、IAEAの核セキュリティガイダンス委員会（NSGC）会合（令和4年6月13日から16日まで及び11月29日から12月1日まで開催）において、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方及び核セキュリティ・シリーズ文書案についての議論に貢献した。同会合の結果は、令和4年度第65回原子力規制委員会臨時会議（令和5年1月18日）で報告された。

また、令和4年11月7日及び8日に開催された日米二国間による核セキュリティ作業グループ（NSWG<sup>64</sup>）第11回会合に参加し、核セキュリティに関するIAEA核物質防護勧告（INFCIRC/225/Rev.5）の実施に関する技術情報交換活動の計画で合意した。本計画の一環として、令和4年12月6日から9日にかけてサイバーセキュリティに関する技術情報交換を実施し、令和5年1月16日から20日にかけて武力対抗演習（FOF<sup>65</sup>演習）に関する技術情報交換を実施した。

## 第2節 保障措置の着実な実施

### 1. 我が国の保障措置活動の着実な実施

原子力基本法（昭和30年法律第186号）において、原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約に加盟し、核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本政府とIAEAとの間の協定（以下「日IAEA保障措置協定」という。）及びその追加議定書を締結している。また、原子力の平和的利用に関する協力のために14の国及び1の国際機関と二国間原子力協力協定を締結し、これらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和的利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所要の規制を行うとともに、IAEAを始めとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

#### （1）日IAEA保障措置協定の履行

##### ① 国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日IAEA保障措置協定では、我が国が保有する全ての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資としての使用の許可又は承認の対象となっている。令和4年度におけるそれらの国際規制物資使用許可又は承

<sup>64</sup> Nuclear Security Working Group

<sup>65</sup> Force on Force

認は 43 件、変更の届出は 357 件であった。また、国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等（以下「国際規制物資使用者等」という。）に対し、計量管理規定を定めることを義務付けている。令和 4 年度における計量管理規定の認可又は承認は 44 件、変更認可又は変更承認は 135 件であった。

**② 計量管理報告、施設設計等の情報提供及び追加議定書に基づく申告**

保障措置の実施において、核物質の計量は基本的かつ重要な手段であり、国際規制物資使用者等は、原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。令和 4 年度の計量管理報告の対象は 2,153 事業者であり、各報告件数は表 3-1 のとおりである。原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関である核物質管理センターによる処理を経て計量管理報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。

原子力規制委員会は、上記のほか、保障措置協定の対象となる施設に関する設計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び追加議定書に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行っている。

表 3-1 令和 4 年度の計量管理報告の件数  
(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

種類	件数
在庫変動報告	840 件
物質収支報告	407 件
実在庫明細表	4,706 件
核燃料物質管理報告書	3,692 件

**③ 検認活動**

IAEA は、我が国から提出された情報等を基に、施設等に対して査察等の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動のうち査察は、原子力規制委員会による連絡・調整を経て、国の職員や原子力規制委員会が指定する機関の職員の立会いの下、我が国の保障措置検査等と同時に実施されている。保障措置検査の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターが、原子力規制委員会が交付する実施指示書に基づいて行っている。ただし、施設に関する設計情報の IAEA による検認は、原子力規制委員会の職員の立会いの下、原子力規制委員会の職員が行う立入検査と同時に実施され、追加議定書に基づく IAEA の補完的なアクセスへの立会いは、原子力規制委員



会及び外務省の職員が実施している。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するという IAEA の方針を踏まえ、関係者と調整を行い、IAEA からの通告どおり査察を実現した。令和 4 年度に国の職員等が実施した保障措置検査等の実績は表 3-2 のとおりである。

表 3-2 令和 4 年度に国の職員等が実施した保障措置検査等の実績  
(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
保障措置検査	98 人日	1,731 人日	
設計情報検認	76 人日		
補完的なアクセス	34 人日		19 人日

#### ④ 保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催してきた。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえてオンライン会議を活用し、特定の施設群に特化した施設タイプ別作業部会（計 13 回開催）を通じて保障措置上の問題の検討・調整を図った。

#### ⑤ 保障措置機器の設置等にあたっての安全規制への対応

日 IAEA 保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する監視カメラ等の保障措置機器について、これらに起因する安全上の問題が生じないように、IAEA、事業者、原子力規制庁関係部署等の間で緊密な連携を図った。

#### ⑥ IAEA による保障措置結論

原子力規制委員会は、令和 4 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 4 年 5 月 18 日）で我が国における令和 3 年の保障措置活動の実施結果について原子力規制庁から報告を受け、IAEA による我が国の保障措置活動についての評価に資するよう、その結果を IAEA に情報提供した。IAEA は、保障措置協定締約国で毎年実施した保障措置活動等で得られた全ての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月に開催される IAEA 理事会で報告している。我が国については、令和 3 年の保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的原子力活動から転用されている兆候が認められず、また、未申告の核物質及び活動の兆候も認められないことから、全ての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論（拡大結論）が、令和 3 年についても導出された。これにより平成 15 年の実施結果

以降、19年間継続して我が国に対して拡大結論が導出されたことになる。

⑦ 査察機器監視対象区域における全消灯発生事象を踏まえた対応

日本原燃は、令和5年1月28日に、再処理工場前処理建屋において電源盤メンテナンスのため、保障措置上の監視対象区域である供給セル室の一部消灯を予定していたが、IAEAが使用済燃料の移動の検知のために設置している監視カメラの記録を確認したところ、2系統（部屋）ある供給セル室のうち1系統において、当該メンテナンス時間帯の約2時間、全消灯となり監視ができない状況になっていた。

本事象は、今後も同様の保障措置上の問題が発生することが懸念されるため、原子力規制委員会は、令和4年度第75回原子力規制委員会（令和5年2月22日）において、日本原燃に対し、原因究明の調査及び再発防止対策を実施し、これらの結果を報告するよう求めることを決定し、同日文書を発出した。同年3月22日、原子力規制委員会は、日本原燃から同文書に対する報告書を受領した。

また、指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターは、定期的に監視カメラの記録確認を行っているが、供給セル室内の全消灯により何も映っていない時間があつたにも関わらず保障措置上問題があるとの認識に至らず、結果として原子力規制庁への連絡を行わなかった。このため、原子力規制庁は、核物質管理センターに対して改善を求めていくこととした。同年3月24日、原子力規制庁は、核物質管理センターから原因及び再発防止対策等をまとめた報告書を受領した。

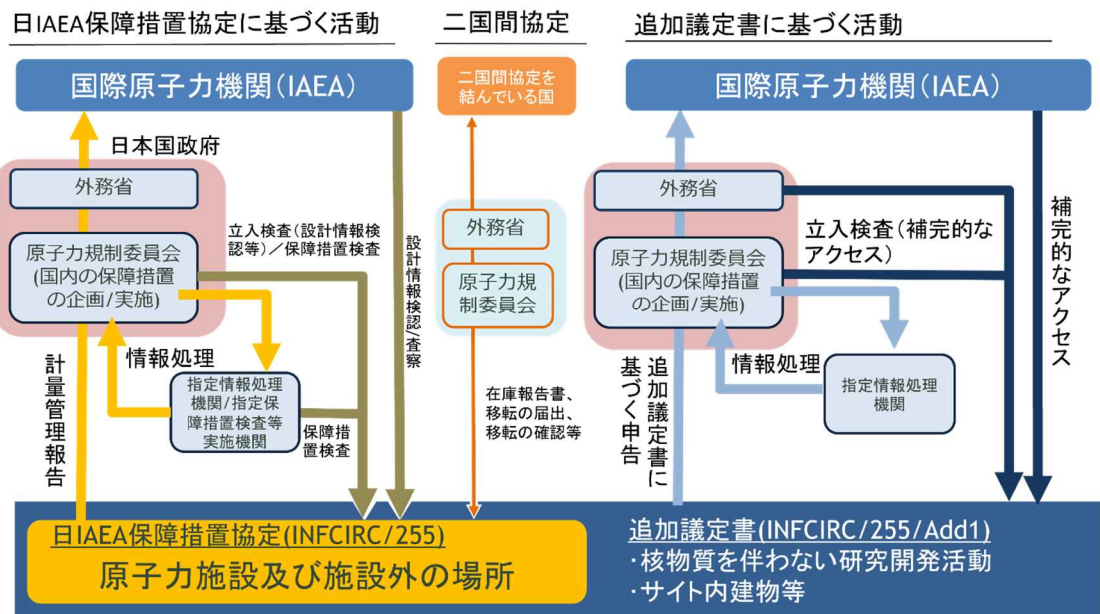


図 3-3 保障措置実施体制

査察活動の様子



封印の例



監視装置の保守管理



図 3-4 保障措置に関する活動の様子等

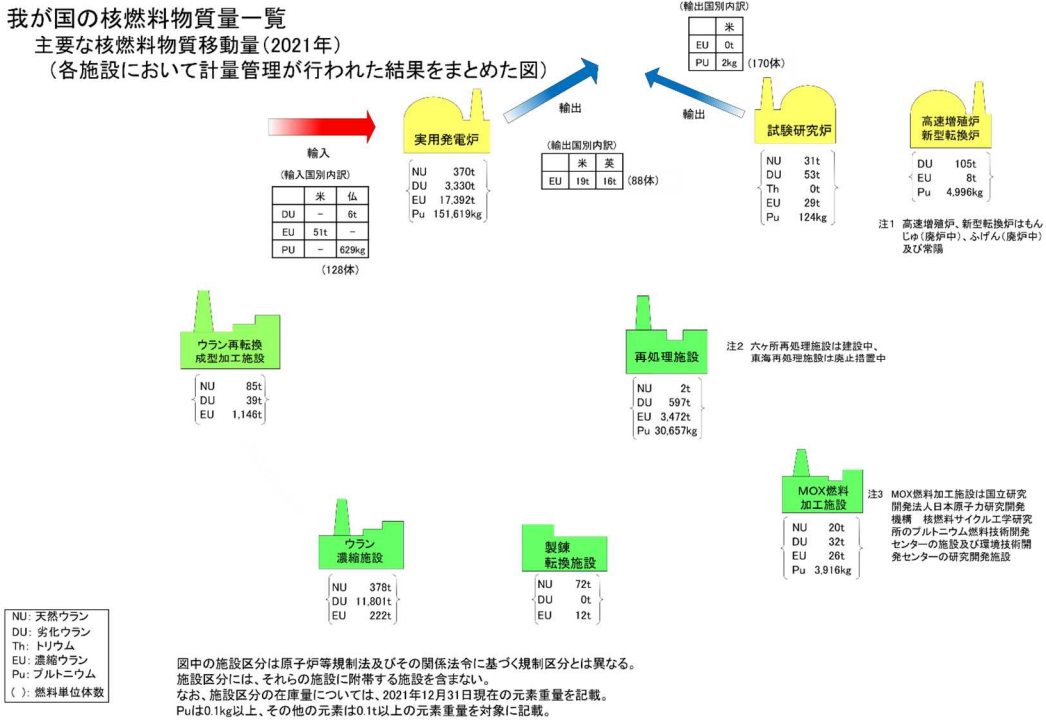


図 3-5 我が国の核燃料物質量一覧

(2) 二国間原子力協力協定に基づく国際規制物資関連手続きの履行

我が国は、14の国及び1の国際機関との間で二国間原子力協力協定を締結しており、これらの協定に基づき移転された核原料物質、核燃料物質、減速材物質等及びこれら移転物質の使用等の結果生産された核燃料物質等について、互いに平和の目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続を行うことを約束している。また、令和4年度に原子力規制委員会は、締結している二国間原子力協力協定に基づき、締約国からの移転核物質等の国籍管理に係る確認を27件、締約国に対する移転核物質の国籍管理に係る確認を5件

処理するとともに、指定情報処理機関である核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を14件報告するなどの対応を行った。

## 2. 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所の1～3号炉以外にある全ての核物質については、IAEAによる通常の現場検認活動が行われている。1～3号炉については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニタによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみ適用される特別な追加的検認活動を導入し、1～3号炉においても未申告の核物質の移動がないことをIAEAが確認できる仕組みが構築されている。令和4年度は、補完的なアクセスとして1～3号炉への特別な追加的検認活動が6回実施されたほか、使用済燃料共用プールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察が実施された。

福島タスクフォース会合については、令和4年度から年1回の開催となり、令和4年12月6日に国内で開催した。本会合では同発電所のサイト内に建設予定の燃料デブリの一時保管設備に係る計量管理及び保障措置手法に関する協議を行うとともに、保障措置の実施に必要な同発電所のサイト内の活動についての情報共有を行った。

## 3. 新たな保障措置検査

IAEAは、保障措置実施の経験と新規技術を活用しつつ、限られた資源の中で効率的・効果的な保障措置を維持するため、加盟国の原子力活動や技術能力等を考慮して国別に「国レベル保障措置手法」を策定している。我が国に対しても同手法が策定されたことを受けて、同手法に基づく施設タイプ別査察実施手順について、IAEAとの作業部会等において令和元年度から協議を行い、加工工場、再処理工場等から順次適用してきた。最後の一つである原子力機構核燃料サイクル工学研究所の査察実施手順書については、令和3年12月20日にIAEAから査察実施手順書案を受領し、令和5年3月20日に合意した。

IAEAは、我が国におよそ200箇所存在する「施設外の場所(Location Outside Facilities)」<sup>66</sup>の検認活動を強化する意向を示すとともに、この活動を補完するため、我が国が単独で実施する保障措置検査の実施を推奨している。このため、「施設外の場所」における計量管理の質の向上を通じ、我が国の保障措置活動の信頼性を向上することを目的として、令和4年度は、保障措置検査実施要領（令和2年2月19日原子力規制委員会決定）に基づき、9箇所の「施設外の場所」

<sup>66</sup> 「施設（原子炉、臨界施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設）」に当たらないものであって、1実効キログラム以下の量の核物質が通常使用される構造物又は場所。原子炉等規制法の関係法令上の区分では、主に「使用施設」が該当する。

について、IAEA の査察とは別に我が国が単独で実施する保障措置検査（単独保障措置検査）を実施した。

#### 4. 我が国の保障措置活動に係る情報発信と人材育成

##### (1) 我が国の保障措置活動に係る情報発信

オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会（ESARDA<sup>67</sup>）（令和4年5月17日）に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。また、IAEA SMR（Small Modular Reactor<sup>68</sup>）Regulator's Forum に、Phase III から原子力規制庁が参加することになったことに伴い、日本原燃再処理工場への保障措置の適用の経験等も踏まえ、3S by Design<sup>69</sup>の観点から Design and Safety Analysis 会合に参画し、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。

##### (2) IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

IAEA の主要加盟国は、IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術開発の支援を行っている。我が国は、「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画(JASPAS)」等の枠組みを通じて、IAEA 及び他の加盟国の保障措置の技術的能力の向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与している。同計画における具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を代行する IAEA ネットワーク分析所への参画、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は支援計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行った。令和4年度末時点で、29件の案件が進行中である。その他、原子力機構及び IAEA が共同開催した、国の計量管理に関するトレーニングコースにおいて、我が国の知見の提供を行った。

#### 5. 原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の指導・監督

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関<sup>70</sup>として、その業務を適確に遂行することが義務づけられている。原子力規制委員会は、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保

<sup>67</sup> European Safeguards Research and Development Association

<sup>68</sup> モジュール化された小型の原子炉であり、小型の原子炉容器に核燃料等が装荷された状態で国境をまたぐこととなるため、内部に兵器用のプルトニウムが秘密裏に装荷され、核兵器の拡散につながるのではという懸念が議論されている。

<sup>69</sup> Safety、Security 及び Safeguard（3S）を一体的に検討することとし、それぞれについて設計（Design）段階で考慮すること（Safety-by-Design、Security-by-Design、Safeguard-by-Design）。

<sup>70</sup> 核物質管理センターは、昭和52年から原子炉等規制法第61条の10に基づく指定情報処理機関に、平成11年から同法第61条の23の2に基づく指定保障措置検査等実施機関にそれぞれ指定されている。

に資するため、同センターの保障措置業務実施体制の強化を促すとともに、原子炉等規制法に基づく立入検査を定期的に実施し、原子炉等規制法の関連規定の遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認している。令和4年度は、六ヶ所保障措置分析所<sup>71</sup>の品質マネジメントシステムの構築及び運用状況を確認した。

### 第3節 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響を与えている。原子力規制委員会は、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）の調和をより高いレベルで実現することを目指して課題を整理し、平成30年度第5回原子力規制委員会（平成30年4月25日）で対応方針を議論し、継続的に検討することとした。

原子力安全を担当する部門では、令和4年度に職員参加の勉強会を開催し、核セキュリティや保障措置の分野の知識の向上に努めるとともに相互影響の確認に当たっての考え方や関係部署との連携の在り方を整理した。また、核セキュリティを担当する部門と連携して東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更について面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響についても確認を行ったほか、情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正（令和4年3月30日決定）にあたっての核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方の整理や面談による事業者からの申請事項の確認に取り組んだ。

保障措置を担当する部門では、特重施設の補完的なアクセス実施方法及び申告方法にかかるIAEAとの協議について原子力安全を担当する部門や核セキュリティを担当する部門と情報共有をしながらその方法を検討し、IAEAとの協議結果をそれぞれに共有した。

核セキュリティを担当する部門では、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与の在り方に係る意見交換」に参画するなど、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して原子力安全との連携や情報連絡等について検討を進めた。

審査等に関して、原子力安全、核セキュリティ、保障措置に係る許認可申請がなされた場合等には、当該担当部署は、他の措置に対する悪影響について、申請者による確認結果を関係部署に共有し、必要に応じて事業者面談等を実施することとしており、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組んでいる。

<sup>71</sup> 日本原燃再処理工場内に設置されている分析所（オンサイトラボラトリー）。IAEA及び指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターが保障措置検査試料の化学分析のために使用している。

検査等に関しては、従来から、原子力規制事務所の検査官が、原子力安全に関する原子力規制検査の中で核セキュリティ及び保障措置に関する気付き事項があった場合には担当部署に情報共有を行う運用を実施している。また、核セキュリティに係る検査官又は保障措置の査察官が、他の措置に関して気付き事項があった場合に必要に応じて当該措置の担当部署に情報共有を行っている。加えて、原子力規制事務所の検査官が、核物質防護措置に係る是正措置プログラム（CAP）の確認等を含めた現場の確認や巡視を実施し、気付き事項があった場合に担当部署に情報共有を行っている。

また、原子力規制委員会は、原子力規制庁内の組織的な体制整備として、原子力安全に係る審査・検査等、3S の調和が必要な業務に従事する者については、核物質防護秘密に該当する文書にアクセスできるようにするため、「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」に基づき、職員の信頼性確認を順次実施している。さらに、信頼性確認制度を適切に運用するために関係部署へ注意喚起等を実施するとともに、信頼性確認を受けた検査官に対して核物質防護の教育を実施している。

また、より一層効果的な対応ができるよう、事例の収集を行うとともに、原子力安全人材育成センターが実施する研修の 3S の内容を充実することを検討している。

## 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全 確保と事故原因の究明



## ○第4章の総括

### (東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)

原子力規制委員会は、東京電力から提出された「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請について厳正な審査を行い、令和4年度は13件を認可した。

第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（令和3年4月13日）で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、令和3年12月21日付けで東京電力から提出のあったALPS処理水の海洋放出に係る設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請については、公開の会合で審査・確認を行い、科学的・技術的意見の募集の実施を経て、令和4年7月22日に認可した。また、その審査結果については、要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。

また、令和3年度第30回原子力規制委員会（令和3年9月8日）で了承した「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」について、第103回特定原子力施設監視・評価検討会（令和4年10月26日。以下「監視・評価検討会」という。）での議論を踏まえて改めて整理し、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」として令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）で了承した。

これまでに認可した実施計画の遵守状況については、保安検査、使用前検査、溶接検査、施設定期検査及び核物質防護検査並びに現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。

### (中期的リスクの低減目標マップ)

原子力規制委員会は、平成27年2月18日に策定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について、廃炉作業の進捗等に応じて見直しを行っている。

当該マップの各項目に対する東京電力の取組の状況は、着実な進捗が見られる項目がある一方、固形状の放射性物質に対する取組等、目標から遅れる見込みの項目が多い。そのため、目標から遅れる項目については、その要因・課題及びそれらへの対処方針を整理するとともに、令和4年度第67回原子力規制委員会（令和5年2月1日）で、固形状の放射性物質を優先して取り組む分野と位置付けることなどを改定方針としたリスクマップの改定案について議論を行った。また、当該案について第105回監視・評価検討会（令和5年2月20日）で意見を聴取した。これらを踏まえ、令和4年度第78回原子力規制委員会（令和5年3月1日）において、リスクマップの改定を了承した。

### (東京電力福島第一原子力発電所の事故分析)

原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つである事故分析については、技術的な側面からの調査・分析を進めている。現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、原子炉建屋内部等へのアクセス性が向上し、施設の状態確認や試料採取が可能となってきたこと等を踏まえ、現場での調査を進めている。

令和4年度は、令和3年3月5日に取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」において特定した2、3号炉原子炉建屋のCs-137の汚染分布から、事故時におけるCs-137の移動メカニズムや放出経路の一部を特定したことや、1号炉原子炉格納容器の内部調査から得られたペDESTAL内壁の破損状況の観察から、新たに判明したコンクリートが高温の燃料デブリ等の影響により破損し、鉄筋のみが残存している事象について大学及び研究機関と共同で検討・考察を進めている点などを中心に情報の検討を行った。その検討結果については、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(2023年版)」として取りまとめ、令和4年度第84回原子力規制委員会(令和5年3月29日)において了承した。また、令和4年度第83回原子力規制委員会(令和5年3月22日)において、今後の事故の調査・分析の進め方について委員間討議を行い、令和4年度第84回原子力規制委員会(令和5年3月29日)において、当該進め方を了承した。さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、関係行政機関等が参画する「福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を開催し、必要な調整等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査に関して、これまでOECD/NEAのPreADES、ARC-F等のプロジェクトに参画してきたが、令和4年度から新たにFACEプロジェクトが発足した。当該プロジェクトにおいては、原子力規制委員会が議長を務め、今後の活動計画に関して参加13か国、1地域と議論を行った。

#### (東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング)

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を引き続き実施した。また、令和4年度はALPS処理水の海洋放出開始前の海域モニタリングを開始し、放出後の海域モニタリングの在り方について関係省庁と連携して検討した。

## 第1節 廃炉に向けた取組の監視

### 1. 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、これを踏まえて東京電力が策定した「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）について、留意事項を示した上で平成25年8月14日に認可し、当該実施計画によって施設の保安のための措置を講じている。

令和4年度は、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置や、2号炉の使用済燃料取り出しに係る構台や燃料取扱設備の設置等の計13件の実施計画の変更を認可するとともに、現地に駐在する原子力運転検査官による保安検査等によりその遵守状況について確認を行っている。使用前検査及び溶接検査を終了したと認められた件数は、それぞれ12件、14件であった。さらに、施設定期検査により特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置いて東京電力の取組を監視し、特定核燃料物質に係る防護措置に関する事項については核物質防護検査を行った。また、令和4年度第82回原子力規制委員会（令和5年3月15日）において、令和5年度の実施計画検査に係る基本方針を了承した。

「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」（令和3年9月8日原子力規制委員会了承。以下「令和3年9月の耐震要求」という。）を再整理した「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」（以下「1F耐震要求」という。）を令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）で了承し、今後は1F耐震要求を踏まえた耐震クラス分類を行うよう東京電力に求めた（詳細は5.（1）を参照）。

ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請については、令和4年度第25回原子力規制委員会（令和4年7月22日）で認可した（詳細は6.（1）を参照）。

### 2. 液状の放射性物質に対する取組の監視

#### （1）1/3号炉S/C水位低下に向けた取組の監視

東京電力は、1号炉及び3号炉の原子炉格納容器及びサプレッションチェンバ（原子炉格納容器下部の圧力抑制室。以下「S/C」という。）の耐震性向上、保有インベントリ（放射性物質の量）を低減させる観点から、原子炉格納容器及びS/C内の水位低下に係る取組を進めている。

令和4年3月27日に設置が完了した3号炉S/Cからの取水設備は、令和4年4月に試運転を実施し、令和4年10月3日から運転を開始している。原子力

規制委員会は、3号炉 S/C の水位低下への取組の状況について引き続き確認を続けるとともに、1号炉 S/C の水位低下に係る取組の検討状況についても確認していく。

## (2) タンク内未処理水の処理に向けた取組の監視

東京電力福島第一原子力発電所事故直後の汚染水処理に使用されていた蒸発濃縮装置で発生した濃縮廃液上澄み水及び泥状の沈殿物（以下「濃縮廃液スラリー」という。）は塩分等の濃度が高く、既存の水処理設備では処理が困難であるため、その処理方法に係る概念検討が東京電力で進められている。

令和4年度は、東京電力が、濃縮廃液上澄み水は希釈した上でALPSにより処理する方針であるとともに、濃縮廃液スラリーはALPSスラリー安定化処理設備（詳細は4.を参照）による脱水処理を行う方針で検討を進めていることを確認した。なお、東京電力は、濃縮廃液上澄み水については、令和5年度から試験的に先行処理を開始するとしている一方で、濃縮廃液スラリーについては、脱水処理を行うためのALPSスラリー安定化処理設備の設計について、必要な見直しをするために、脱水処理の開始時期が見通せないとしている。そのため、原子力規制委員会は、東京電力に当該設備の設計の見直しも踏まえて濃縮廃液スラリーの脱水処理開始に係る工程について精査し、改めて報告することを求めた。原子力規制委員会は、濃縮廃液上澄み水に係る試験的な先行処理の状況、濃縮廃液スラリーの脱水処理に係る工程の精査の状況を引き続き確認していく。

## 3. 使用済燃料に対する取組の監視

### (1) 1号炉燃料取り出しに向けた取組の監視

1号炉使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組については、第78回監視・評価検討会（令和2年2月17日）にて東京電力から、1号炉原子炉建屋全体を覆う大型カバーを設置した上で、1号炉原子炉建屋オペレーティングフロア上に残置されている崩落屋根や天井クレーン等の大型の瓦礫等の撤去を行い、燃料取扱設備等を設置して燃料を取り出す方針が示された。

大型カバー付帯設備の設置に係る実施計画の変更認可申請（令和3年8月23日付け受理）について令和4年10月27日に認可した。大型カバーの設置に係る実施計画の変更認可申請（令和3年6月24日付け受理）については、1F耐震要求に照らした耐震設計上の区分が適切に設定され、当該区分に適用される地震力に対して十分耐えられる設計としていること、大型カバーの支持部となる外壁の健全性を十分に考慮した対策が適切に講じられることが確認できたことから、令和5年3月23日に認可した。

## (2) 2号炉燃料取り出しに向けた取組の監視

2号炉使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組については、第76回監視・評価検討会（令和元年11月18日）で、東京電力から、2号炉原子炉建屋内が未だ高線量であること等を踏まえて、原子炉建屋南側に燃料取り出し用の構台を設置し、原子炉建屋南側外壁に設けた開口部を通じて燃料を取り出す方法が示された。原子力規制委員会は、構台の設置に係る実施計画の変更認可申請（令和2年12月25日付け受理）について令和4年4月22日に認可した。

また、2号炉使用済燃料プールから燃料を取り出すための燃料取扱設備の設置に係る実施計画の変更認可申請（令和4年3月22日付け受理）について、令和4年12月23日に認可した。燃料取扱設備の設置に当たっては、2号炉原子炉建屋内オペレーティングフロア内の干渉物の撤去や燃料取り出し用構台の設置工事が進められており、原子力規制委員会は、引き続きこれらの作業の進捗について確認していく。

2号炉原子炉建屋の経年劣化傾向を確認するため、建屋1階屋外床面と建屋5階外壁に地震計を設置した（詳細は5.(2)を参照）。

## (3) 6号炉燃料取り出しに向けた取組の監視

東京電力は、令和4年度から令和6年度までの間に完了する予定としている6号炉からの使用済燃料の取り出しを令和4年8月30日から開始した。6号炉からの使用済燃料の取り出しを進めるためには、共用プールの空き容量を確保する必要があるため、共用プールに保管中の使用済燃料を順次乾式キャスクに収納し、当該キャスクをキャスク仮保管設備へ輸送し保管しているが、令和4年5月に乾式キャスクに使用済燃料を収納していた際に、キャスクの蓋の気密性が十分に確保できない事象が発生した。このため、東京電力は、乾式キャスクへの使用済燃料収納時における作業手順について、蓋の気密性を確保するための手順を追加することを検討している。東京電力は、当該手順の追加により、6号炉からの使用済燃料取り出しの完了時期が予定より遅れる可能性があるとしており、完了時期の見直しを行うとともに、完了後に行う5号炉からの使用済燃料取り出し開始時期の見直しも行っている。

原子力規制委員会は、引き続き6号炉からの使用済燃料取り出しの進捗や5号炉からの使用済燃料取り出しに関する工程への影響を確認していく。

## 4. 固形状の放射性物質に対する取組の監視

### (1) ALPS スラリー安定化処理設備設置に向けた取組の監視

ALPSの前処理設備で発生する泥状の沈殿物（以下「ALPS スラリー」とい

う。)は、ポリエチレン製の高性能容器(HIC<sup>72</sup>)に保管されているが、8線によるHICの劣化や、水の放射線分解で発生した水素がスラリーを膨張させたことによる上澄み液の溢水が懸念される。そのため、東京電力では、早期にALPSスラリーを脱水して固形化し、より安定な状態でALPSスラリーを保管するための安定化処理設備の検討を進めており、原子力規制委員会は、令和3年1月7日付けで実施計画の変更認可申請を受理した。当該設備の設計について、原子力規制庁はALPSスラリーを脱水処理するフィルタープレス機における東京電力の当初の設計では、閉じ込め機能の維持、ダスト飛散防止、作業員の被ばく対策が十分でなかったこと、耐震クラス分類の考え方が異なることを指摘した。しかし、東京電力からの指摘への回答が十分でなく、長期間にわたり議論が膠着していた。そのため、第102回監視・評価検討会(令和4年9月12日)において原子力規制庁から、閉じ込め機能の維持、ダスト飛散防止、作業員の被ばく対策の観点から、フィルタープレス機をセル又はグローブボックス内に入れることなどの対策を具体的に要求し、第103回監視・評価検討会(令和4年10月26日)において東京電力から、フィルタープレス機を小型化し、グローブボックスの中に設置する旨の回答を得た。また、耐震クラス分類については、令和3年9月の耐震要求に関する見解に東京電力と相違があったため、当該要求を再整理した1F耐震要求を東京電力に対して示し、概ね共通の認識を得たことから、今後は、1F耐震要求を踏まえて耐震クラス分類を行うよう求めた。

また、積算吸収線量が5,000kGyを超えているか超えるおそれがあるために健全性の維持に懸念があるHICに保管されたALPSスラリーの移替え作業については、令和4年度中の完了を目標としていた45基については目標どおり完了した。また、東京電力は、5,000kGyを超えるおそれのあるHICに保管されるALPSスラリーの移替え作業について、令和5年度末までに完了するとしており、原子力規制委員会は、当該作業の進捗について引き続き確認していく。

## (2) 1号炉の格納容器内部調査に向けた取組の監視

原子炉格納容器に未だ内在する燃料デブリの取り出しに向けた、燃料デブリの分布と既設構造物の状態等を把握するための原子炉格納容器の内部調査に向けて、原子力規制委員会は東京電力の実施計画の変更認可申請(平成30年7月25日付け受理)を平成31年3月1日に認可した。以降、X2ペネトレーション(原子炉格納容器貫通部)を穿孔し、調査装置を格納容器に入れるためのルートを構築する取組について監視を行ってきた。

令和4年度は、令和4年2月8日から開始した1号炉原子炉格納容器の内部調査における令和4年5月までの調査内容について、第100回監視・評価検討

<sup>72</sup> High Integrity Container

会（令和4年6月20日）で東京電力から報告を受けた。原子炉格納容器内のペデスタル（原子炉本体を支える基礎）の開口部付近のコンクリートが溶融して鉄筋が露出している状況が観察されたことなどが報告されたことを踏まえ、原子力規制委員会は、原子炉格納容器の損傷箇所が拡大した際には放射性ダストが飛散する可能性が考えられるため、原子炉格納容器内の負圧管理への移行について検討を進めるよう東京電力に求めた。さらに、令和4年11月に1号炉RCW（原子炉補機冷却系）の配管内に高濃度の水素と酸素が滞留していた事象が判明したことも踏まえ、第106回監視・評価検討会（令和5年3月20日）において水素対策も含めた原子炉格納容器内の閉じ込め機能の維持について、対応方針を検討するよう求めた。

### （3）分析第1棟の運用開始・分析体制確立に向けた取組の監視

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴い発生する瓦礫や水処理二次廃棄物については、その処理及び処分方法並びに安全性を検討するために、瓦礫等の廃棄物の性状を把握する必要がある。東京電力は、これらの廃棄物の性状把握を行うための施設として、放射性物質分析・研究施設第1棟を発電所敷地内に建設した。換気空調設備の風量不足のために遅れていた当該施設の運用開始について、東京電力が必要風量を見直して提出した実施計画の変更認可申請（令和4年2月1日付け受理）を令和4年4月20日に認可し、令和4年10月1日から運用が開始された。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めるためには、日々採取される液体等の分析、測定のほか、高線量廃棄物の性状把握、ALPS処理水等に対する検出性能を高めた分析を行うことが重要であるが、現時点でも放射性物質の種類や量を把握するための分析は不十分な状態となっている。今後見込まれる建屋解体等により生ずるものも含め、分析が必要な試料の種類及び数量の増加や放射性廃棄物の安定化処理や長期保管に係る検討を進めるための分析の不足等の課題の解決に向けて、原子力規制委員会は、東京電力が分析体制の確保に最大限取り組むことを求めるとともに、それが着実に進むよう、第102回監視・評価検討会（令和4年9月12日）において、資源エネルギー庁に対し、上記の課題解決について検討を進め、その状況について今後示すよう求めた。

## 5. 外部事象等に対する取組の監視

### （1）耐震性の向上に向けた取組の監視

原子力規制委員会は、令和3年度第30回原子力規制委員会（令和3年9月8日）で令和3年9月の耐震要求を了承し、その後の実施計画の審査においては、これを適用して審査を進めていたが、新設する施設・設備の耐震クラス分類を設定する際の現実的な緩和対策の考慮範囲などについて、東京電力との間で見解

の相違があり、審査が長期化するなどリスク低減活動に影響が出始めていた。そのため、令和3年9月の耐震要求を改めて整理し、耐震クラス設定後に考慮することとしていた現実的な緩和対策を耐震クラス設定前に考慮できることとしたほか、B+クラスの施設・設備に対して、令和4年3月16日の福島県沖地震の地震動が当該施設・設備の機能に与える影響を評価することなどを反映した1F耐震要求について、第103回監視・評価検討会（令和4年10月26日）で東京電力と議論した結果、概ね共通の理解が得られたことを踏まえ、令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日）で了承した。原子力規制委員会は、今後到新設される施設・設備に対しては、1F耐震要求を適用して設計を行うことを東京電力に求めた。

## （2） 1、2号炉地震計の設置に向けた取組の監視

東京電力は、1号炉及び2号炉の原子炉建屋に地震計を設置し、得られたデータの分析及び評価を行うことで建屋の健全性を確認していくこととしており、2号炉については、令和4年3月までに原子炉建屋1階と同等の高さの屋外床面と、原子炉建屋5階オペレーティングフロアと同等の高さの外壁に地震計を設置した。1号炉については、令和5年3月26日に原子炉建屋1階に地震計の設置を完了した。東京電力は今後建屋上層部にも地震計を設置することを検討しており、原子力規制委員会は引き続きその設置状況について確認していく。

## 6. 廃炉作業を進める上で重要なものに対する取組の監視

### （1） 多核種除去設備等処理水の海洋放出等に向けた取組の監視

第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（令和3年4月13日）で、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「政府方針」という。）が決定されたことを踏まえ、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請（令和3年12月21日付け受理）について、原子力規制委員会は、公開の会合で審査を行い、科学的・技術的意見の募集を経て、令和4年7月22日に認可した。また、その審査結果については、要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。

ALPS処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請（令和4年11月14日付け受理）については、これまで5回の公開の会合を開催して審査を行い、令和4年度第75回原子力規制委員会（令和5年2月22日）において審査書案を取りまとめた。

また、令和5年1月16日から20日にかけて、2回目のALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビューを受けた（詳細は第1章第2節を参照）。



## (2) 廃棄物管理の適正化に向けた取組の監視

東京電力は、東京電力福島第一原子力発電所内で屋外に保管されている放射性廃棄物について、その全量を 2028 年度までに屋内保管に移行するとしている。大型廃棄物保管庫等の設置を進めているが、耐震クラス分類の考え方や耐震評価に係る説明が不十分であることから実施計画の変更認可申請に係る審査が長期化している。原子力規制委員会は、審査上の論点について、引き続き東京電力から回答を求めるとともに、審査への対応をより迅速に行うよう求めた。

また、令和 3 年度に監視・評価検討会等において東京電力に対して指摘した仮設集積場所の早期解消について、原子力規制委員会は廃棄物の一時保管エリアの追設に係る実施計画の変更認可申請（令和 4 年 10 月 20 日付け受理）の審査を行い、令和 5 年 3 月 7 日に認可した。認可した実施計画に沿って、廃棄物の一時保管エリアの増設等が行われたことなどにより、仮設集積場所が適切に最小化されたことを確認した。

## 7. 中期的リスクの低減目標マップの改定

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関する目標を示すことを目的として、平成 27 年 2 月 18 日に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（以下「リスクマップ」という。）を策定し、廃炉作業の進捗等に応じて継続的に見直しを行っている。着実な進捗が見られる項目がある一方で固形状の放射性物質等、目標から遅れる見込みの項目が多いことから、令和 4 年度第 59 回原子力規制委員会（令和 4 年 12 月 21 日）で、目標から遅れるとされる項目の要因・課題とそれらに対する対処方針について、原子力規制庁から報告を受けた。上記を踏まえ、令和 4 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 5 年 2 月 1 日）で、固形状の放射性物質を優先して取り組む分野と位置付けることなどを改定方針としたリスクマップの改定案について議論し、監視・評価検討会への意見聴取について了承した。原子力規制委員会の了承を受け、第 105 回監視・評価検討会（令和 5 年 2 月 20 日）で当該案について意見聴取を行った。これらを踏まえ、令和 4 年度第 78 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 1 日）において、リスクマップの改定を了承した。（図 4-1～4-7）

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの目的

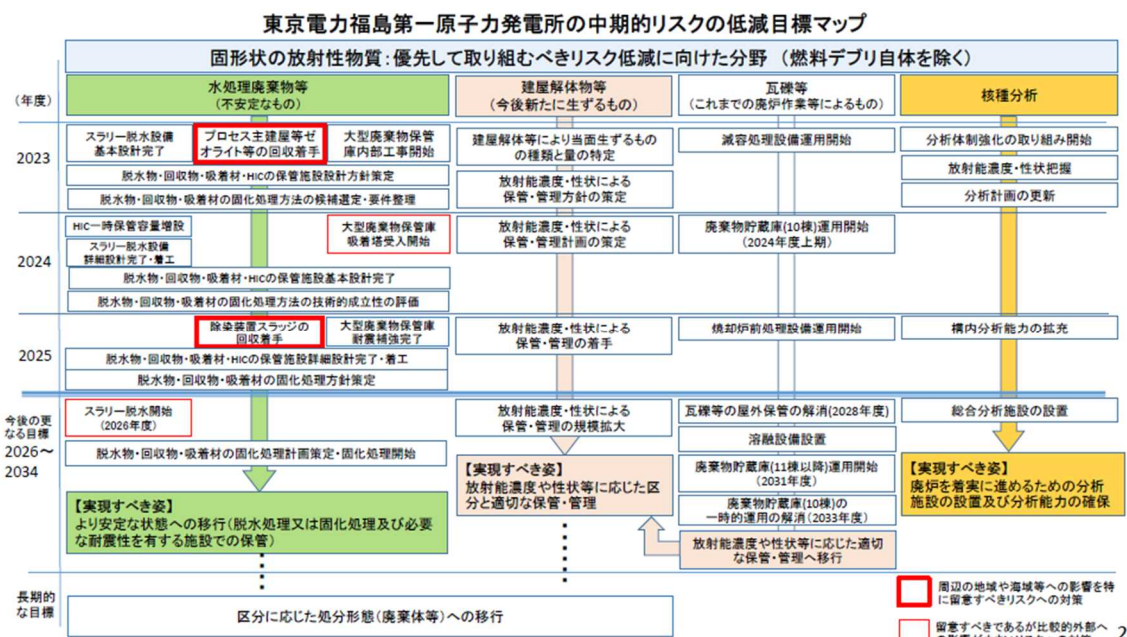
- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスクマップ」という。）は、施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていく観点から、原子力規制委員会として、優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関する目標を明確にすることを目的として策定するもの。
- リスクマップの目標については、施設全体の放射性物質の所在状況を俯瞰的に見た上で設定する。
- リスクマップは、廃炉作業の進捗状況等に応じて定期的に改定を行う。
- リスクマップに掲げた各目標に対する東京電力の取組の進捗は、特定原子力施設監視・評価検討会等において監視・指導を行う。

2023年3月版における改定方針

- 固形状の放射性物質
  - 固形状の放射性物質に係る分野を優先して取り組むべき分野と位置付け、それ以外の分野と分けて示す。
  - 当該分野を細分化し、放射能濃度や性状等に応じた目標を設定するとともに、それらの把握に必要な分析体制の強化に係る目標を設定する。
  - 当該分野について、「およそ10年後までに目指すべき姿」より先を見据えた長期的な目標を掲げる。
- 固形状の放射性物質以外の分野
  - 固形状の放射性物質以外の分野に係る中期的目標を一つの図にまとめるとともに、高線量下での被ばく低減や品質管理体制の強化等の今後も継続的な実施を行うものを別の図にまとめ、よりわかりやすいものとする。

1

図 4-1 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）



2

図 4-2 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版） 固形状の放射性物質

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(固形状の放射性物質以外の主要な目標)

分野 (年度)	液状の放射性物質	使用済燃料	外部事象等への対応	廃炉作業を進める上で重要なもの
2023	1/3号機PCV水位計の設置・S/C水位を低下	2号機原子炉建屋 オベフロ遮へい・ダスト抑制	陸側遮水壁内のフェーシング範囲 50%へ拡大 【当面の雨水対策】	多核種除去設備等処理水の 海洋放出開始
	原子炉建屋内滞留水の半減・処理	キャスク仮保管設備の増設着手	格納容器内部の閉じ込め機能維持方針 策定(水素対策含む)	2号機燃料デブリ試験の取り出し ・格納容器内部調査・性状把握
	タンク内未処理水(Dエリア)の処理開始		日本海津波防防潮堤(T.P.約13~16m)設置	
	高性能容器(HIC)内スラリー移替作業		1~3号機原子炉建屋の遠隔による健全 性確認手法の確立・建屋内調査開始	
2024	滞留水中のα核種除去開始	1号機原子炉建屋カバー設置	建物構築物の健全性評価手法の確立	2号機燃料デブリの「段階的な 取り出し規模の拡大」に対する安全対策
2025		6号機燃料取り出し完了/ 5号機燃料取り出し開始		1/2号機排気筒下部の高線量SGTS配管 等の撤去・周辺の汚染状況調査
今後の 更なる 目標	タンク内未処理水(H2エリア)の処理開始	乾式貯蔵キャスク増設エリア拡張	地下水対策 (建屋外壁の止水等)	燃料デブリ分析施設設置(分析第2棟)
2026	プロセス主建屋等ドライアップ	1/2号機燃料取り出し		取り出した燃料デブリの安定な状態での保管
2034	地下貯水槽の撤去	全号機使用済燃料プール からの燃料取り出し		
	ドライアップ完了建屋の残存スラッジ等の処理			
	原子炉建屋内滞留水の全量処理			
	【実現すべき姿】 タンク残量を含む液体状の放射性物質 の全量処理	【実現すべき姿】 全ての使用済燃料の乾式保管	【実現すべき姿】 建屋構築物等の劣化や損傷状況に応じ た対策を講じる	【実現すべき姿】 ・多核種除去設備等処理水の計画的 な海洋放出の実施 ・燃料デブリの安定な状態での保管

図 4-3 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ  
(2023年3月版) 固形状の放射性物質以外の主要な目標

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ  
(継続的な実施を行うもの※)

- ・ 原子炉注水停止に向けた取組
- ・ 雨水対策(建屋外壁の修繕等)
- ・ 3号機RHR(A)系統の水素滞留を踏まえた他系統及び他号機の調査と対応
- ・ 原子炉建屋内等の汚染状況把握(核種分析等)
- ・ 原子炉冷却後の冷却水の性状把握(核種分析)
- ・ 原子炉建屋内等での汚染水の流れ等の状況把握
- ・ 格納容器内及び圧力容器内の直接的な状況把握(圧力容器内については今後実施予定)
- ・ 排水路の水の放射性物質の濃度低下
- ・ 高線量下での被ばく低減
- ・ 建物等からのダスト飛散対策
- ・ 労働安全衛生環境の改善
- ・ 品質管理体制の強化
- ・ T.P.2.5m 盤の環境改善に係る土壌の回収・洗浄、地下水の浄化対策等の要否検討

※廃炉作業を進める上で重要なものであり、継続的な実施を行うもの又は具体的な目標年度を設定することが困難なもの

図 4-4 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ  
(2023年3月版) 継続的な実施を行うもの

放射性物質（主にCs-137）の所在状況（使用済燃料は除く）（単位：PBq）

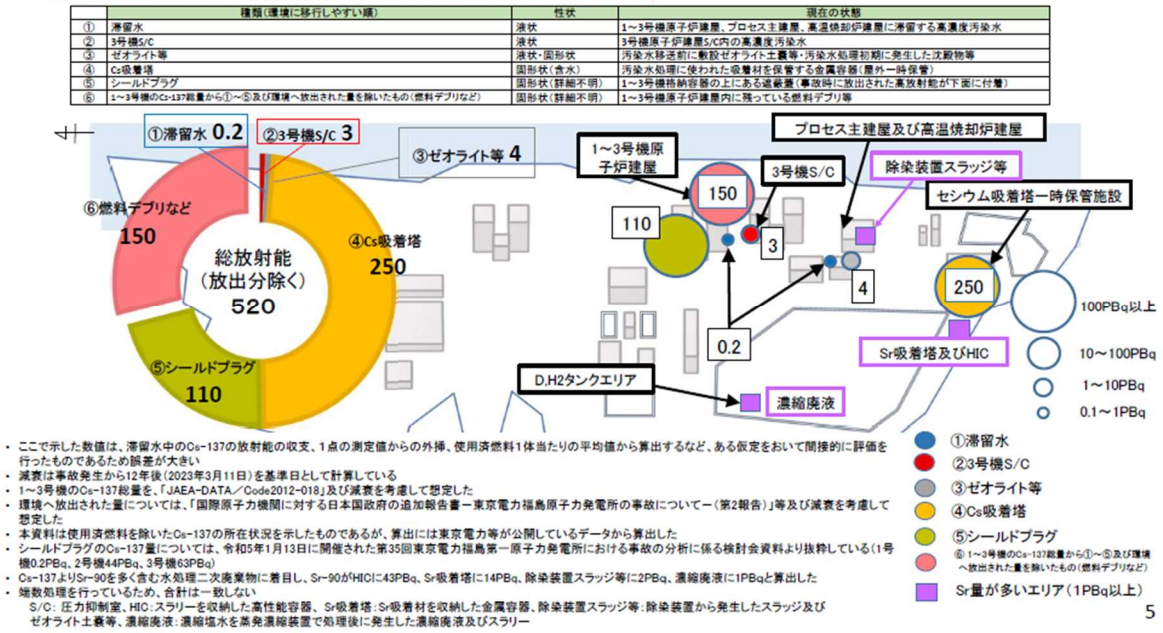


図 4-5 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）  
放射性物質（主に Cs-137）の所在状況（使用済燃料は除く）

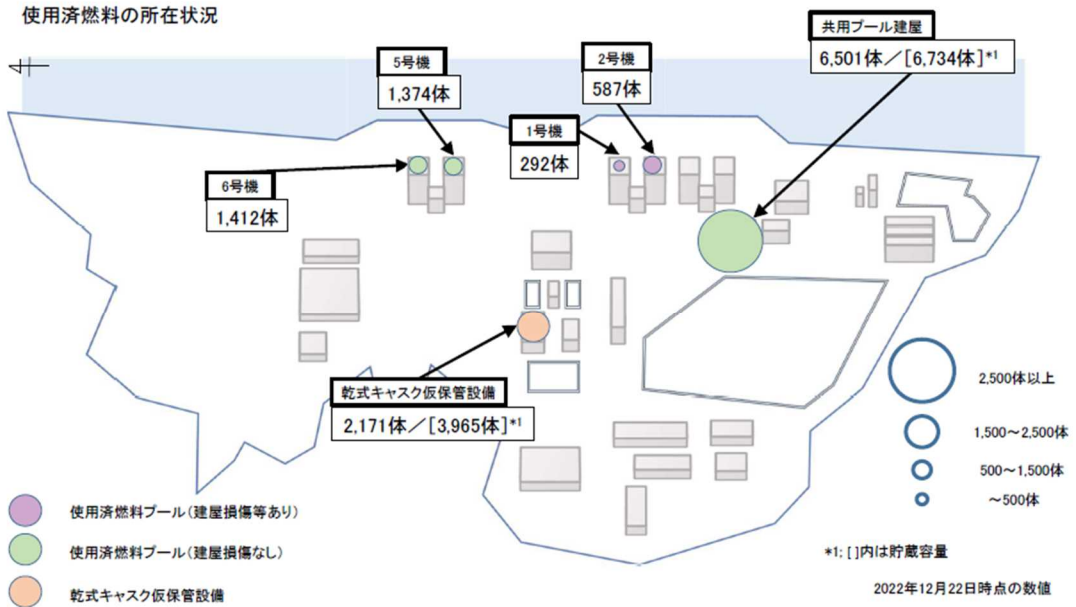


図 4-6 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）  
使用済燃料の所在状況

主要なインベントリ(Cs-137)の一覧

建屋・吸着塔等に存在するもの		使用済燃料	
所在	インベントリ (PBq)	所在	インベントリ (PBq)
滞留水(①)	0.2	1号機使用済燃料プール	120
3号機S/C(②)	3	2号機使用済燃料プール	340
ゼオライト等(③)	4	3号機使用済燃料プール	0
Cs吸着塔(④)	250	4号機使用済燃料プール	0
シールドプラグ(⑤)	110	5号機使用済燃料プール	730
1~3号機のCs-137総量から①~⑤及び環境へ放出された量を除いたもの(燃料デブリなど)	150	6号機使用済燃料プール	750
事故発生から数週間までに環境(大気、海洋)へ放出された量	14	共用プール	3,500
1~3号機のCs-137総量	520	乾式貯蔵キャスク	1,100
		合計	6,540

2022年12月22日時点

- ◆ 赤枠は、対処すべきものとして優先度の高いもの
- ◆ ここで示した数値は、滞留水中のCs-137の放射能の収支、1点の測定値からの外挿、使用済燃料1体当たりの平均値から算出するなど、ある仮定をおいて間接的に評価を行ったものであるため誤差が大きい
- ◆ S/Cについては分析結果がある3号機のみ記載した
- ◆ 端数処理を行っているため、合計は一致しない

図 4-7 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (2023年3月版) 主要なインベントリ (Cs-137) の一覧

## 8. 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

### (1) 東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象

原子力規制委員会は、令和3年3月25日に発生した一時保管エリアW2における核燃料物質等に汚染された物の管理区域内での漏えいに係る法令報告事象(以下「エリアW2報告事象」という。)及び令和3年7月19日に発生した一時保管エリアPにおける核燃料物質等に汚染された物の管理区域外への漏えいに係る法令報告事象(以下「エリアP報告事象」という。)について、エリアW2報告事象については令和3年9月7日(令和4年2月22日及び令和4年3月18日に一部補正)に、エリアP報告事象については令和4年2月22日(令和4年3月18日に一部補正)に東京電力から原因と対策に係る報告を受理した。東京電力は、エリアW2報告事象に対しては、コンテナ内の内容物を確認し、水が入っているコンテナについては原則水抜きを行うとともに、今後、水を含む瓦礫類等がコンテナに収納されることを防ぐために、工事主幹箇所がコンテナの収納状況を写真撮影し、それを固体廃棄物グループが確認する運用とすることで再発防止を図るとしている。また、エリアP報告事象に対しては、ノッチタンクの腐食による雨水侵入防止のため、耐候性シートによるノッチタンクの養生を行うことで再発防止を図るとしている。原子力規制委員会は、上記の再発防止策が適切に講じられていることを確認した。なお、東京電力はエリアP報告事象について、ノッチタンクの蓋を開けての目視確認等により水の有無を確認

し、水が確認された場合には水抜きを実施することで再発防止を図るとしており、原子力規制委員会は、この取組状況について引き続き確認していく。

また、令和4年度は東京電力福島第一原子力発電所に係る新たな法令報告事象は、発生しなかった。

## 第2節 事故の分析

### 1. 継続的な事故分析

事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から調査・分析を進めている。

原子力規制委員会は、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により原子炉建屋内部等へのアクセス性が向上し、施設の状態確認や試料採取が可能となってきたこと等を踏まえ、令和元年度第28回原子力規制委員会（令和元年9月11日）で、追加的な調査・分析の実施方針及び体制について決定した。これを受けて、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」（以下「事故分析検討会」という。）で、現地調査の結果や東京電力福島第一原子力発電所事故時の記録等を用いた調査・分析を行っている。

令和4年度には、計21回の現地調査を実施するとともに、8回の事故分析検討会を開催し、現地調査で得られた情報等を基に、1号炉原子炉格納容器内部の損傷状況等について検討した。その検討結果については、第36回事故分析検討会（令和5年3月7日）において、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2023年版）」として取りまとめ、令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）において了承した。当該中間取りまとめでは、令和3年3月に取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」において特定した2、3号炉原子炉建屋のCs-137の汚染分布から、事故時におけるCs-137の移動メカニズムや放出経路の一部を特定したことや、1号炉原子炉格納容器の内部調査から得られたペデスタル内壁の破損状況の観察から、新たに判明したコンクリートが高温の燃料デブリ等の影響により破損し、鉄筋のみが残存している事象について、大学及び研究機関と共同で検討・考察を進めている点などを中心に検討状況等が取りまとめられた。

また、令和4年度第83回原子力規制委員会（令和5年3月22日）において、今後の東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析の進め方について委員間討議を行い、令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）で、当該進め方を了承した。

さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力及び原子力規制庁が参画する「東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を2回実施

し、必要な調整等を行った。

## 2. 事故の分析に係る情報発信等の取組

原子力規制委員会は、国内外に対し事故分析に係る情報発信を行っている。

米国原子力委員会（NRC）をはじめ、IAEA-INSAG フォーラムやその他海外機関が開催する国際会議に積極的に参加し、事故の分析に係る検討状況について情報発信を行ったほか、令和4年11月27日から29日にかけて開催された東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議で、国内外からの参加者に対し、これまでの調査・検討内容の情報発信を行った。

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査に関して、これまで OECD/NEA の PreADES<sup>73</sup>、ARC-F 等のプロジェクトに参加してきたが、令和4年度から新たに FACE プロジェクトが発足した。当該プロジェクトでは原子力規制委員会が議長を務め、今後の活動計画に関して参加13か国、1地域と議論を行った。

### 第3節 放射線モニタリングの実施

#### 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、令和5年3月16日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに原子力規制委員会ホームページで公表している。また、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。

#### （1）福島県及びその近隣県における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県及びその近隣県において航空機モニタリングを実施し、令和5年3月10日に、福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップを公表した。また、令和4年11月18日には、福島県及びその近隣県における走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の調査結果を原子力規制委員会ホームページで公表した。

<sup>73</sup> Preparatory Study of Analysis of Fuel Debris：東京電力福島第一原子力発電所の燃料デブリ取り出しに向けた準備プロジェクトであり、燃料デブリに係る解析・分析を行い、国際的に情報共有を行うもの。

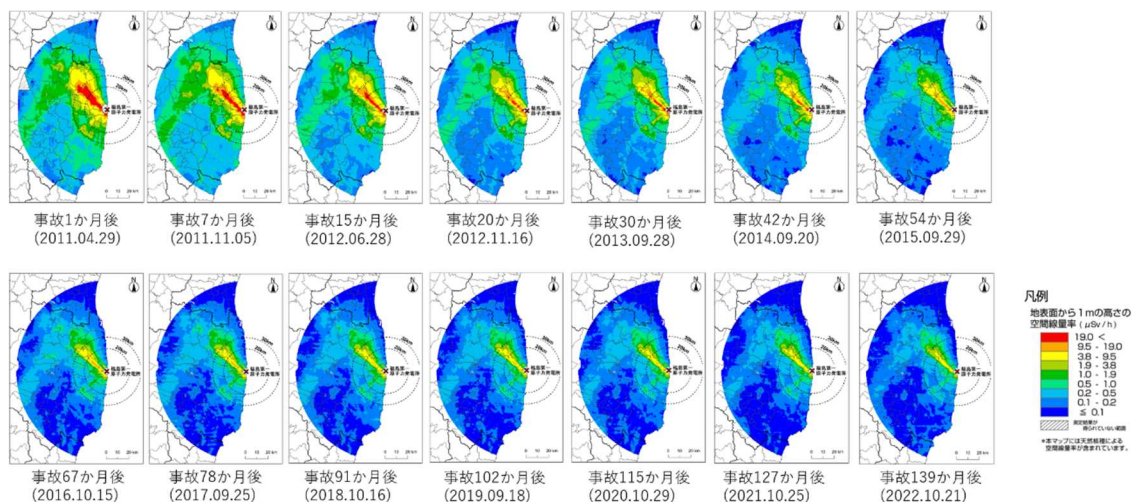


図 3-1 80km 圏内における空間線量率の分布マップの推移

(2) モニタリングポストによる福島県及びその近隣県の空間線量率の把握

福島県及びその近隣県の学校等の公共性の高い場所に、地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト約 700 台及びリアルタイム線量測定システム約 3,000 台によって、空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表している。また、安定した測定を維持するため、老朽化が著しい機器について全面更新又は主要部品の交換を計画的に実施している。

(3) 海域のモニタリング

「総合モニタリング計画」に基づき、関係機関が連携して海域モニタリングを実施している。原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行い、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。

令和 3 年 4 月 13 日に決定された政府方針に基づき、政府及び東京電力は、ALPS 処理水の放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充し、その際は、IAEA の協力を得て、分析機関間の相互比較を行うなどにより、分析能力の信頼性を確保することとなった。これを受け、令和 4 年度から ALPS 処理水の海洋放出が行われる前の海域の状況を把握するためのモニタリングを開始し、また、関係省庁と連携しながら、ALPS 処理水の放出後のモニタリングの在り方について検討を進め、令和 5 年 3 月 16 日に「総合モニタリング計画」を改定した。

平成 26 年度から東京電力福島第一原子力発電所近傍の試料の共同採取及び分析結果の相互比較を IAEA との協力により毎年実施しており、令和 4 年度においては、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の取扱いに係る



安全性に関する IAEA のレビューの一環として、日本の海域モニタリング結果の裏付けを行うための相互比較も実施した。令和 4 年 11 月 7 日から 14 日にかけて、IAEA に加え ALMERA メンバーであるフィンランド、韓国の分析機関の専門家が来日し、試料採取等の状況を確認した。

## 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

## ○第5章の総括

### (放射線防護対策の推進)

放射線審議会において、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップを行うとともに、ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れ状況についてこれまでの対応実績や進捗の確認を行った上で、今後の対応方針について審議した。さらに、岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についても検討を進めた。

### (放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善)

放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関して、その許認可申請等の審査及び許可届出使用者等に対する検査を実施した。

特定臨床研究等に用いる未承認放射性医薬品等について医療法と放射性同位元素等規制法の二重規制の解消等を目指し、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「放射性同位元素等規制法施行令」という。）の改正及び告示の制定を行った。また、放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド及び立入検査ガイドを制定した。

### (原子力災害対策指針の継続的改善)

令和4年7月6日に原子力災害対策指針を改正し、防災業務関係者の放射線防護対策の充実等を図った。

また、令和4年度第41回原子力規制委員会（令和4年9月28日）で「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を原子力規制庁と内閣府との連名で制定することを了承したほか、令和4年度第73回原子力規制委員会（令和5年2月15日）で、令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正（甲状腺被ばく線量モニタリングに係る基本的な事項の反映）を踏まえ、原子力規制庁と内閣府との連名で作成された「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」の案を審議し、意見公募の実施を了承した。

### (危機管理体制の整備・運用)

令和4年2月10日から12日にかけて実施した原子力総合防災訓練や令和4年3月16日に発生した福島県沖地震による警戒事態等から得た教訓事項を踏まえて、情報収集事態及び警戒事態における初動対応体制の見直しを行い、令和4年12月16日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改正した。

また、緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練等を実施するとともに、一部の原子力事業者防災訓練にも参加した。このほか、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善並びに通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。

事業者の緊急時対応能力強化のため、訓練の在り方等について事業者との意見交換を開始し、多様な事故シナリオ、緊急時対応組織の実効性向上を目指した災害対策を行う行政機関等との連携、原子力規制委員会の評価指標を用いた原子力事業者間のピア・レビューなどの改善策について、令和4年度の原子力事業者防災訓練から試行を開始した。

また、現在、基幹高度被ばく医療支援センター及び高度被ばく医療支援センターに指定している量子科学技術研究開発機構や、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療総合支援センターに指定している弘前大学等の機関が、原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（令和4年4月6日原子力規制委員会了承）を引き続き満たしていることを、原子力規制庁が確認し、その確認結果を令和4年度第41回原子力規制委員会（令和4年9月28日）で了承した。加えて、原子力災害医療体制のさらなる強化に向けて、令和4年度第81回原子力規制委員会（令和5年3月8日）で、福井大学を令和5年4月1日付けで高度被ばく医療支援センターに指定することを決定した。

#### （放射線モニタリングの実施）

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。

放射線モニタリングに係る技術的事項の検討を進め、令和4年6月22日に放射能測定法シリーズ No.36「大気中放射性物質測定法」を新たに策定した。

## 第1節 放射線防護対策の推進

### 1. 放射線審議会の調査審議

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が設置されている。

放射線審議会は、総会を3回開催し、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係る答申において留意すべき事項等となった、電離放射線障害防止規則等の改正後の運用についてのフォローアップを行うとともに、放射線防護に関する国際動向について原子力規制庁から報告を受けた。また、ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れ状況についてこれまでの対応実績や進捗の確認を行った上で、今後の対応方針について審議した。

さらに岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めるため、海外及び国内の知見について外部の専門家や原子力規制庁から報告を受けるとともに、検討の進め方等について審議した。

## 第2節 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

### 1. 放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等の利用による放射線障害を防止し、特定放射性同位元素を防護することにより公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

規制の実施状況は以下のとおり。

#### （1）申請・届出

令和4年度は、放射性同位元素等規制法に基づく約7,500件の申請・届出があった。

また、令和4年度の放射線取扱主任者免状の交付件数は、第1種が540件、第2種が248件、第3種が260件であった。

#### （2）立入検査

新型コロナウイルスの感染拡大の予防を図りつつ、令和4年度は、放射線障害の防止に係る立入検査を90件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施した。

#### （3）放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防

### 止策の確認

被規制者は、法令報告事象が生じたとき、原子力規制委員会への報告を義務付けられている。原子力規制委員会は、放射性同位元素等取扱事業所におけるトラブルについて、INES 評価を実施している。

令和3年度の法令報告事象2件について、令和4年度に次のとおり対応した。

#### ① 王子エフテックスにおける放射性同位元素の管理区域内での漏えい

令和3年6月1日に王子エフテックスから報告を受けた静岡県と同社東海工場富士製造所における放射性同位元素の管理区域内での漏えいについては、令和4年度第9回原子力規制委員会（令和4年5月11日）でレベル0（安全上重要でない事象）と評価した。

#### ② 興亜工業における放射性同位元素の管理区域内での漏えい

令和4年1月28日に興亜工業から報告を受けた静岡県と同社本社工場における放射性同位元素の管理区域内での漏えいについては、令和4年10月27日付けで同社から原因と対策に係る報告があった。同報告では、管理区域周辺の線量測定、管理区域外の室内の空中濃度の評価及び作業員の被ばくの評価を行った結果、人体及び環境への影響はないとしており、漏えいの原因は、坪量計に内蔵されている密封線源の製造の際、密封線源を押さえるリングを表裏逆に溶接したこと等としている。また、同社の再発防止策として、納入された密封線源が、製造会社の再発防止策であるリングの表裏の形状差をなくした部品が使用されていることを確認するなどとしている。

令和4年度の法令報告事象は5件であったが、いずれも従業員及び公衆に対し放射線障害が発生するおそれのあるものではなかった。概要は次のとおりである。

#### ③ 防衛省航空自衛隊第6航空団における放射性同位元素の所在不明

防衛省航空自衛隊第6航空団から、令和4年1月31日に石川県小松市沖に墜落したF-15戦闘機のエンジン点火装置に内蔵される密封線源（クリプトン85）の一部が回収されなかったことから、令和4年4月15日に法令報告事象（放射性同位元素の所在不明）に該当すると判断したとの報告があった。

また、防衛省航空幕僚長から令和4年6月9日に本件の原因と対策に係る報告書の提出があった。当該報告書では、戦闘機の墜落場所が海洋であり密封線源が海洋に沈んでいる可能性が高いこと、仮に密封容器が破損した場合でも気体状のクリプトンは直ちに拡散すること及び戦闘機から脱落したエンジン点火装置が無傷で海岸に漂着した場合における被ばく線量の評価及びクリプトンが拡

散した場合の環境に対する影響の評価結果を踏まえ、本件における人体及び環境への影響はないとされている。

#### ④ 積水メディカルにおける放射性同位元素の管理区域外での漏えい

令和4年8月5日、積水メディカルから、茨城県の同社創薬支援センターにて、使用施設の床下に位置する排水管が破断又は脱落していることが確認され、付近の土壌を調査した結果、放射性同位元素（トリチウム、炭素14）が漏えいしていたことを確認したため、法令報告事象（管理区域外での漏えい）に該当すると判断したとの報告があった。現在、同社において、原因について調査するとともに、再発防止策を検討中である。

#### ⑤ ウィズソルの放射線業務従事者の計画外被ばく

令和4年10月16日、ウィズソルから、茨城県の製油所内において、密封線源（イリジウム192、370ギガベクレル）を内蔵したガンマ線透過試験装置を使用して、配管の非破壊検査の作業を行っていた放射線業務従事者2名のうち1名が、5ミリシーベルトを超える計画外被ばくを受けたことから、法令報告事象（計画外被ばく）に該当すると判断したとの報告があった。その後、同年10月25日、測定機関による測定の結果、2名とも5ミリシーベルトを超える計画外被ばくを受けていたとの経過報告があった。現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

#### ⑥ 東北医科薬科大学における放射性同位元素の管理区域外での漏えい

令和4年12月23日、東北医科薬科大学から、宮城県の同大学小松島キャンパスの管理区域外で放射性同位元素（トリチウム）を含む廃液が入ったガラス瓶が発見され、当該ガラス瓶の付近を調査した結果、トリチウムが漏えいしていたことを確認したため、法令報告事象（管理区域外での漏えい）に該当すると判断したと報告があった。現在、同大学において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

#### ⑦ 日本曹達における放射性同位元素の所在不明

令和5年2月7日、日本曹達から、神奈川県同社研究開発本部小田原研究所において、放射線管理区域で貯蔵している放射性化合物の貯蔵室の在庫確認を行っていたところ、非密封線源（炭素14）の現物を確認できなかったことから、法令報告事象（放射性同位元素の所在不明）に該当すると判断したとの報告があった。現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

## 2. 放射性同位元素等規制法に係る規制の継続的改善

### (1) 未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等に係る政令改正等

平成31年の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正により、医療法により放射線防護に係る規制を受ける対象に特定臨床研究等に用いられる未承認放射性医薬品<sup>74</sup>等が追加された。これにより、当該未承認放射性医薬品等が医療法と放射性同位元素等規制法による放射線防護に係る二重規制を受ける状況となったこと等を踏まえて、この二重規制を解消させるとともに、放射性同位元素等規制法施行令第1条の構成を見直して、放射性医薬品等の使用その他の取扱いについて放射性同位元素等規制法と同等の規制が行われるものとして原子力規制委員会が告示で指定するものについて、同法の適用を除外することとし、放射性同位元素等規制法施行令を改正した。改正政令は令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）での閣議請議の決定を経て令和4年11月11日に公布された。告示は令和4年度第56回原子力規制委員会（令和4年12月7日）で決定し、令和4年12月20日に公布した。改正政令及び告示は令和6年1月1日に施行する。

### (2) 放射性同位元素等規制法に基づく規制に係る審査ガイド等の整備

平成29年に改正された放射性同位元素等規制法の段階的な施行を受け、原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に規定する規制基準への適合性を判断する際に参考とする事項をまとめた放射性同位元素等規制法に係るガイドの整備を進めている。

令和元年度に原子力規制委員会が了承した方針に基づき、審査及び立入検査の際の参考となり、予見性の向上にも資する放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド及び立入検査ガイドの制定案について、令和4年度第48回原子力規制委員会（令和4年11月2日）で案を審議し、意見公募を経て、令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）で同ガイドを制定した。

### (3) 医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプランへの対応

原子力委員会は、医療用ラジオアイソトープ及び重要ラジオアイソトープの国産化等を実現するために、試験研究炉や加速器を用いた研究開発から実用化、普及に至るまでの取組を順次一体的に推進する方策として「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」を令和4年5月31日に決定した。同アクションプランに関して、原子力規制委員会は、医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討することとしている。

<sup>74</sup> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の販売承認を受けていない放射性医薬品をいう。



### 第3節 原子力災害対策指針の継続的改善

#### 1. 原子力災害対策指針の改正等

原災法に基づき、原子力規制委員会は、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めている。同指針については、新たに得られた知見や地方公共団体の取組状況、防災訓練の結果等を踏まえ継続的に改善を進めることとしている。

#### (1) 甲状腺被ばく線量モニタリング及び原子力災害医療体制の見直しに係る原子力災害対策指針の改正等

原子力災害発生時に放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくが懸念される場合に行う緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリング及び原子力災害拠点病院等の施設要件について、令和3年度までの検討を踏まえ、令和4年度第1回原子力規制委員会（令和4年4月6日）で原子力災害対策指針を改正し、「原子力災害拠点病院等の施設要件」を全部改正して「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」として制定することについて了承した。

#### (2) 防災業務関係者の放射線防護対策の充実等に係る原子力災害対策指針の改正

原子力災害対策の円滑な実施を確保するためには、住民のみならず、住民等の防護措置の実施を支援する防災業務関係者に対しても適切な放射線防護対策を講じ、安全を確保することが不可欠であることから、防災業務関係者に対する放射線防護対策の充実を図るとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域の見直し状況を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害対策に係る記載の適正化を図ることとし、令和4年度第21回原子力規制委員会（令和4年7月6日）で原子力災害対策指針を改正した。

#### (3) 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、地方公共団体から見直しの要請があったことを機に、当該マニュアルの構成等を見直し、原子力規制庁及び内閣府の連名で制定することとなり、令和4年度第41回原子力規制委員会（令和4年9月28日）で新マニュアルの制定を了承した。

#### (4) 甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの制定手続きの実施

令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、甲状腺被ばく線量

モニタリングの実施手順を示した「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」を原子力規制庁と内閣府の連名で制定することとし、令和4年度第73回原子力規制委員会（令和5年2月15日）で、新マニュアルの案について審議し、意見公募の実施を了承した。

#### （5）緊急時活動レベル（EAL）の見直し

令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）で報告された原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL<sup>75</sup>）の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設等に係る「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」が計4回開催され、原子力事業者と特定重大事故等対処施設等を考慮したEALの見直しに係る意見交換が行われた。これら会合の結果を踏まえ、今後関係規則等の改正を行う予定である。

### 第4節 危機管理体制の整備・運用

#### 1. 緊急時対応能力の強化

##### （1）緊急時対応

令和4年10月21日15時19分に福島県沖で発生した地震により、原子力施設の立地市町村である福島県楢葉町で震度5弱が観測された。原子力規制委員会は、同日15時26分に情報収集事態に該当すると判断して情報連絡室を設置し、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで情報発信を行った。同日16時06分に情報収集事態を解消して、情報連絡室を廃止した。

このほか、令和4年6月19日の石川県能登地方で発生した地震、同年7月24日の桜島の噴火及び同年11月3日の北朝鮮によるミサイル発射事案に対しても、情報収集連絡体制を強化して、原子力施設に異常がないことを迅速に確認し、関係省庁等に対して情報共有を行うとともに対外的に情報発信を行った。

##### （2）危機管理対応に関するマニュアルの整備

令和4年2月10日から12日にかけて実施された原子力総合防災訓練、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震による警戒事態等から得た教訓を踏まえて、原子力災害対策本部事務局の幹部及び原子力災害対策本部の事務局等が、意思決定を行う場所として、首相官邸及び内閣府本府庁舎も活用できるようにするための「原子力災害対策マニュアル」の改訂（令和4年9月2日）において

<sup>75</sup> Emergency Action Level

主体的な役割を担った。また、当該マニュアルの改訂を踏まえ、情報収集事態及び警戒事態における初動対応体制の見直しを行い、令和4年12月16日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改正した。

放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するために整備した輸送事故対応マニュアルについては、その実効性を確認するため、令和4年6月22日に訓練を実施した。

### (3) 防災訓練における機能強化

原子力規制委員会では、原子力災害等が発生した場合に備えた各種訓練の実施や参加を通して防災業務に携わる職員の能力向上や防災体制等の課題の抽出・改善等を継続的に行っている。

令和4年度は緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練(3回)等を実施するとともに、一部の原子力事業者防災訓練には、原子力規制委員会委員長等が参加した。

また、原子力事業者防災訓練に接続した訓練を実施し、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)プラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求した。事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順を確認する訓練を2回実施した。原子力施設等所在地域の地方公共団体と地上回線及び衛星回線の通信確認を行うために、緊急時通信訓練(17回)を実施した。緊急時モニタリングセンターの迅速な立ち上げ及び円滑な運営を行うために、緊急時モニタリングセンターに係る活動訓練(13回)を実施した。また、核物質防護事案が発生した際に、原子力事業者との円滑な情報共有を構築できるように、核物質防護に係る訓練(26回)を実施した。

さらに、令和4年11月4日から6日にかけて実施された原子力総合防災訓練への参加を通じて得られたオフサイト側の課題を踏まえ、ERCオフサイト機能班等における現地との調整機能の維持・向上を目的として、当該機能班等に対し、オフサイト側の機能班の図上訓練等を新たに企画し実施した。

このほか、首都直下地震等に対応した業務継続計画の実効性を高めるため、徒歩参集訓練、通信訓練、本部設置訓練、代替オフサイトセンターの立ち上げ訓練等を通じ、資機材や機能の確認を行った。

### (4) 原子力災害医療体制の充実・強化

現在、高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターに指定している量子科学技術研究開発機構並びに原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに指定している弘前大学、福島県立医科

大学、広島大学及び長崎大学が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日原子力規制委員会了承）を引き続き満たしていることを、原子力規制庁が確認し、その確認結果を令和4年度第41回原子力規制委員会（令和4年9月28日）において了承した。

また、原子力災害医療体制のさらなる強化に向けて、令和4年度第81回原子力規制委員会（令和5年3月8日）で、福井大学を令和5年4月1日付けで高度被ばく医療支援センターに指定することを決定した。

さらに、基幹高度被ばく医療支援センターである量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標（令和5年度～令和11年度）等について、国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会の意見を踏まえ、令和4年度第64回原子力規制委員会（令和5年1月18日）で原子力規制委員会共管部分の目標案を了承し、令和5年2月28日に次期中長期目標を量子科学技術研究開発機構に対し指示した。次期中長期目標の指示を受けて量子科学技術研究開発機構から申請された次期中長期計画について、令和4年度第81回原子力規制委員会（令和5年3月8日）で、原子力規制委員会共管部分の案を了承し、令和5年3月29日に認可した。

## 2. 原子力事業者防災の強化

### （1）原子力事業者防災訓練の実施とその継続的改善

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

令和4年7月21日に開催した報告会では、原子力事業者防災訓練に対する評価結果が原子力規制庁から報告された。実用発電用原子炉施設については、評価指標のうち「ERCプラント班との情報共有」及び「情報共有のためのツール等の活用」について、改善が定着している事業者と改善が途上の事業者とがあると評価がされたものの、その他の指標については改善の取組により多くの事業者について危機対応能力の向上が図られていることが確認された。過去5年間（平成29年度～令和3年度）の評価を踏まえ、全ての事業者で改善の取組が定着していくよう、今後も継続して状況を確認することとした。

さらに、原子力事業者は、同報告会の下で開催した訓練シナリオ開発ワーキンググループで検討した訓練シナリオに基づき、発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上のための訓練及び現場の対応力向上のための訓練を実施している。令和4年度には、指揮者の判断能力向上のための訓練について、令和2年度及び令和3年度に作成した訓練シナリオに基づく訓練をそれぞれ8原子力発電所及び10原子力発電所で、また、現場の対応能力向上のための訓練について、令和3年度に作成した訓練シナリオに基づく訓練を14原子力発

電所で実施した。また、これらの訓練成果を踏まえて、訓練シナリオ開発ワーキンググループは、令和4年度の訓練シナリオの作成に着手した。

令和3年度より、より実効性のある訓練の実施を目指して、訓練及び規制の関与の在り方について事業者との意見交換を開始した。この意見交換においては、緊急時対応能力の向上に繋がる多様な事故シナリオ、緊急時対応組織の実効性向上を目指した災害対策を行う行政機関等との連携、原子力規制委員会の評価指標を用いた原子力事業者間のピア・レビュー等について議論を行い、令和4年度の原子力事業者防災訓練から試行を開始している。

核燃料施設等の事業者のうち、原子力機構及び日本原燃については、改善の取組により危機対応能力の向上が図られていることが確認された。改善の取組が定着していくよう、今後も継続して状況を確認することとした。

また、その他の核燃料施設等の事業者については、ERCプラント班との適切な情報共有を定着させるべく、抽出された問題、課題について対策を講じ、改善の取組が定着していくよう、今後も継続して状況を確認することとした。なお、相対的にリスクの小さい原子力事業所（IAEAのハザード分類で分類Ⅲに該当する施設のみがある事業所又は全ての原子力施設が冷却告示<sup>76</sup>に規定された事業所）に該当する12事業所のうち11事業所については、2部制訓練（第1部：現実的なシナリオに基づく訓練、第2部：緊急時対策所や本社の対応確認の訓練）が実施された。また、令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）で、相対的にリスクが小さい原子力施設について、その施設の特徴から原子力緊急事態に至るおそれがなく、不必要なEALは設定しないことが報告された。これを受けて、原子力規制庁は、該当施設に係る原子力事業者防災業務計画が修正され、EALの見直しが適切になされているか確認することとしている。

<sup>76</sup> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びち並びに第十四条の表へ及びちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示

表 5-1 実用発電用原子炉における令和4年度原子力事業者防災訓練の実績等

○実用発電用原子炉における令和4年度原子力事業者防災訓練の実績

○実用発電用原子炉における令和4年度  
原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所		区分	No.	指標	
1	令和4年8月30日	関西電力(株)	高浜発電所	情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー	
2	令和4年10月7日	東京電力ホールディングス(株)	福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所		2	ERCプラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況、②進展予測と事故収束対応戦略、③戦略の進捗状況	
3	令和4年10月25日	九州電力(株)	川内原子力発電所		3	情報共有のためのツール等の活用 ①プラント情報表示システムの使用(ERSS又はSPDS等を使用した訓練の実施)、②リエゾンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用	
4	令和4年11月15日	中国電力(株)	島根原子力発電所		4	確実な通報・連絡の実施 ①通報文の正確性、②EAL判断根拠の説明、③10条確認会議等の対応、④第5条報告	
5	令和4年11月25日	東北電力(株)	東通原子力発電所		5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定	
6	令和4年12月2日	日本原子力発電(株)	敦賀発電所		6	シナリオの多様化・難度	
7	令和4年12月9日	四国電力(株)	伊方発電所		7	現場実動訓練の実施	
8	令和5年1月20日	関西電力(株)	大飯発電所		原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	8	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③他原子力事業者広報担当等の社外プレーヤーの参加、④模擬記者会見の実施、⑤情報発信ツールを使った外部への情報発信
9	令和5年1月27日	北海道電力(株)	泊発電所			9	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動
10	令和5年1月31日	北陸電力(株)	志賀原子力発電所			10	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ、④他原子力事業者の現場実動訓練への視察
11	令和5年2月3日	東京電力ホールディングス(株)	柏崎刈羽原子力発電所			11	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策
12	令和5年2月10日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所				
13	令和5年2月17日	日本原子力発電(株)	東海第二発電所				
14	令和5年2月28日	九州電力(株)	玄海原子力発電所				
15	令和5年3月3日	関西電力(株)	美浜発電所				
16	令和5年3月7日	東北電力(株)	女川原子力発電所				

表 5-2 核燃料施設等(原子力機構・日本原燃(2部制訓練対象事業所除く))  
における令和4年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社2部制訓練対象事業所除く)における令和4年度原子力事業者防災訓練の実績

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社(2部制訓練対象事業所除く))における令和4年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所		区分	No.	指標
1	令和4年12月13日	日本原燃(株)	再処理事業所	情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
2	令和4年12月20日	日本原子力研究開発機構	大洗研究所		2	ERCプラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況、②進展予測と事故収束対応戦略、③戦略の進捗状況
3	令和5年1月24日	日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ		3	情報共有のためのツール等の活用 ①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエゾンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
4	令和5年2月21日	日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所 核燃料サイクル工学研究所		4	確実な通報・連絡の実施 ①通報文の正確性、②EAL判断根拠の説明、③10条確認会議等の対応、④第25条報告
原子力事業者 防災訓練の 改善への取組				5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定	
				6	シナリオ非提示型訓練の実施状況	
				7	シナリオの多様化・難度	
				8	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信	
				9	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動	
				10	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ	
原子力事業者 防災訓練の 実績				11	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策	
				12	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)	
				13	緊急時対応要員の訓練参加率(即応センター)	

表 5-3 核燃料施設等（原子力機構・日本原燃は 2 部制訓練対象事業所）における令和 4 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等（日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社は 2 部制訓練対象事業所）における令和 4 年度原子力事業者防災訓練の実績  
 ○核燃料施設等（日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社は 2 部制訓練対象事業所）における令和 4 年度原子力事業者防災訓練の実績の評価指標

No.	実施日	事業所	区分	No.	指標	
1	令和4年9月20日	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん	情報共有・通報	1	緊急時対策所とERCプラント班との情報共有	
2	令和4年9月27日	(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター		2	確実な通報・連絡の実施 ①FAX等の通報が15分以内、②通報文の正確性、③EAL判断根拠の説明、④第25条報告	
3	令和4年10月11日	日本原子力発電東海発電所		3	通信機器の操作(緊急時対策所とERCプラント班を接続する通信機器の操作)	
4	令和4年10月18日	東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所	原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	4	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画の策定	
5	令和4年10月21日	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター		5	シナリオ非提示型訓練の実施状況	
6	令和4年11月8日	日本原燃濃縮 埋設事業所(濃縮事業部及び埋設事業部)		6	シナリオの多様化・難度	
7	令和4年11月11日	MHI原子力研究開発(株)		7	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加(他原子力事業広報担当等を含む)、③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信	
8	令和4年11月18日	日本核燃料開発(株)		8	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策支援拠点との連動	
9	令和4年11月22日	(学)近畿大学 原子力研究所		9	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ヒアレビュー等の受入れ、④ERCへの訓練視察	
10	令和4年11月29日	株グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン		10	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策	
11	令和4年12月6日	(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター		原子力事業者 防災訓練の 実績	11	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)
12	令和5年1月10日	(国)京都大学 複合原子力科学研究所				
13	令和5年1月17日	原子燃料工業(株) 東海事業所				
14	令和5年2月7日	原子燃料工業(株) 熊取事業所				
15	令和5年2月14日	三菱原子燃料(株)				
16	令和5年2月24日	(国)東京大学 大学院工学研究科 原子力専攻				

## (2) 原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

原子力規制委員会は、防災基本計画の規定に基づき、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、関係省庁、原子力事業者及び ATENA を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を開催することとしている。令和 4 年度は、関係機関と連携した訓練等の実施状況や原子力事業者の取組等について原子力災害対策中央連絡会議を 2 回開催した。また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議を開催することとしている。令和 4 年度は 9 地域で開催し、関係機関の連携強化を図った。

## 3. 通信ネットワーク整備・システムの強化

統合原子力防災ネットワークシステムについては、常に安定して利用できるように、機器の定期点検及び機能確認等、適切な維持管理を行っている。また、令和 5 年度以降に予定している次期システムへの更新については、コンセプト及び調達支援業務の結果を踏まえた調達仕様書案及び要件定義書案を作成して意見招請を行い、契約手続を行った。

令和元年度にシステム更新を行った緊急時対策支援システム（ERSS<sup>77</sup>）については、原子力事業者側の設備更新計画等に合わせてシステム改修等を計画・実施し、常に原子力施設の情報を提供できるように、適切にシステムの維持管理を行っている。また、令和6年度以降に予定している次期システムへの更新に向けて、調査研究を実施し、更新に係る計画策定を行った。

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした、放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS<sup>78</sup>）については、適切にシステムの維持管理を行うとともに、実運用や訓練等で抽出された課題に対してシステム改修等を実施し、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、平常時においても放射線のモニタリング情報を公表している。

また、関係府省庁間の防災情報に係る連携を強化するため、令和5年2月6日に開催された防災デジタルプラットフォームに関する関係省庁連絡会議の内容を踏まえ、RAMISが原子力災害時対応に向け収集している放射線モニタリング情報と内閣府所管である総合防災情報システムが持つ防災関連情報との連携について内閣府と協議した。

令和4年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、放射線監視等交付金事業で整備している道府県環境放射線モニタリングに係る情報収集システムについて、「クラウドの活用等のシステムの更新については国が統一的に進め、経費を削減すること」との指摘を受けたことを踏まえ、ガバメントクラウド<sup>79</sup>の活用など抜本的な強化・効率化について現状調査と技術動向調査を行った。

## 第5節 放射線モニタリングの実施

### 1. 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の実施

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難、一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づき行うこととしている。これに基づき、原子力規制委員会では、緊急時に原子力施設周辺等の緊急時モニタリングを指揮するため、上席放射線防災専門官の施設周辺への常駐化を始めとした実効性のある緊急時モニタリング体制を整備するとともに、モニタリングポスト等の測定資機材の整備・維持管理を行う地方公共団体に対して技術的な支援を行うなど測定体制の更なる充実強化を図

<sup>77</sup> Emergency Response Support System、原子力施設からパラメータ等を収集し、原子力施設の設備の状況をリアルタイムで把握するためのシステム。

<sup>78</sup> Radiation Monitoring Information Sharing and Publication System、モニタリングポストや大気モニタの測定値、環境試料の分析結果等の緊急時モニタリング情報を集約し、ERC等で活動する防災業務関係者間で共有、一般に公表するシステム。

<sup>79</sup> デジタル庁が整備する政府共通のクラウドサービス利用環境



っている。

## 2. 放射線モニタリング情報共有・公表システムの運用

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした RAMIS については、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、平常時からモニタリング情報を公表している。

## 3. 訓練等を通じた緊急時対応能力の強化

地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、地方公共団体職員等を対象に、令和 4 年度は、モニタリング技術に関する基礎的な講座を 24 回、緊急時モニタリングセンター活動訓練を 13 回実施した。

## 4. 全国の中環境中の放射線等の測定

### (1) 環境放射能水準調査

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。測定結果については、順次データベース化し原子力規制委員会ホームページで公表した。さらに、全国 296 箇所のモニタリングポストで空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表した。

### (2) 海洋環境放射能総合評価

原子力発電所等及び核燃料再処理施設の周辺地域における放射線の影響及び全国の中環境放射能水準を調査するため、周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析を引き続き行った。令和 4 年度に実施した結果については、データベース化し原子力規制委員会ホームページで公表する予定。

### (3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果を順次データベース化し原子力規制委員会ホームページで公表した。

### (4) 国外の原子力事象による影響の監視

原子力規制委員会は、国外で原子力関係事象が発生した場合の我が国への放射性物質の影響について、空間放射線量率の状況を把握できるよう、対馬及び与那国島にモニタリングポストを設置している。令和 4 年度も引き続き、原子力規制委員会ホームページでその測定値を公表した。

### (5) 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修

環境放射線モニタリングを行っている各都道府県の実務担当者を対象に「環境放射能分析研修」を18回実施した。

## 5. 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定及び緊急時モニタリング体制の強化

### (1) 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定

原子力規制委員会は、米国の原子力艦が寄港する横須賀港、佐世保港、金武中城（きんなかくすく）港の3港で、原子力艦寄港時の有無にかかわらず、海上保安庁等関係機関と連携し、定期的に放射能調査を実施している。特に原子力艦寄港時については現地に放射能調査班を編成し、放射能測定及び海水試料等の分析を実施することで、測定結果が入港前調査の測定値と同一レベルであることを確認している。なお、原子力艦の入出港時及び寄港時の放射能調査結果は原子力規制委員会ホームページで毎日公表するとともに、定期調査を含め過去に実施した調査結果についてはデータベース化し公表している。

### (2) 緊急時モニタリング体制の強化

モニタリング資機材を設置している局舎老朽化対応のため、横須賀港及び佐世保港で各1局舎の更新設計を完了した。

## 6. モニタリングの技術的事項の検討

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う環境放射線モニタリング技術検討チームの会合を開催している。令和4年6月22日には、同会合での令和3年度までの検討を踏まえ、放射能測定法シリーズNo.36「大気中放射性物質測定法」を新たに策定した。本マニュアルは平常時及び緊急時の2部構成とし、各部を独立したマニュアルとしても使用できるようにしており、第1部では、ダストモニタによる連続測定のほか、ダストサンプラによる大気試料の採取から分析等について、第2部では、大気モニタによる連続測定のほか、ヨウ素サンプラによる大気試料の採取から分析等について、それぞれ測定等の手順を示した。

また、令和4年度第55回原子力規制委員会（令和4年11月30日）において、同検討チームのこれまでの取組実績及び今後の検討課題について報告を受けた。令和4年12月22日及び令和5年3月20日に同検討チームの会合を開催し、放射能測定法シリーズNo.15「緊急時における放射性ヨウ素測定法」及びNo.9「トリチウム分析法」の改訂案並びに放射能測定法シリーズの体系整理について検討を行った。

## 資料編

## 資料編 目次

第1 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実関係資料（第1章関係） .....	118
1. 原子力規制委員会の構成 .....	118
2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷 .....	118
3. 原子力規制委員会の予算（令和4年度第2次補正後）の内訳 .....	118
4. 原子力規制委員会の組織 .....	119
5. 原子力規制委員会の組織理念 .....	121
6. 核セキュリティ文化に関する行動指針 .....	122
7. 原子力安全文化に関する宣言 .....	123
8. 原子力規制委員会の開催実績 .....	124
9. 原子力規制委員会における決定事項 .....	136
10. 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要 .....	139
11. 事業者との意見交換の開催状況 .....	141
12. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績 .....	143
13. 国外有識者との意見交換の実績 .....	150
14. マネジメントの継続的改善 .....	151
第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等関連資料（第1章第2節関係） .....	153
1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等 .....	153
2. 国際機関等の下での連携 .....	154
3. 二国間協力について .....	159
4. 原子力規制国際アドバイザーについて .....	160
第3 原子炉等規制法に係る規制の実施関係資料（第2章第1節関係） .....	161
1. 実用発電用原子炉の新規制基準への適合に係る申請・許認可等の状況 .....	161
2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る体制について .....	170
3. 主な原子力施設の検査状況 .....	170
4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況 .....	207
5. 原子力施設に係る審査・確認等の件数 .....	210
6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況 .....	211
7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況 .....	212
8. 廃止措置計画認可等の状況 .....	214
第4 安全研究の推進と規制基準の継続的改善関係資料（第2章第2節関係） .....	216
1. 令和4年度実施安全研究 .....	216
2. 論文誌への掲載、論文発表リスト .....	217

3. 特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項 .....	220
<b>第5 核セキュリティ対策の推進関係資料（第3章第1節関係） .....</b>	<b>222</b>
1. 核物質防護規定の認可等の件数 .....	222
<b>第6 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視関係資料（第4章第1節関係） .....</b>	<b>223</b>
1. 特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況 .....	223
<b>第7 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善関係資料（第5章第2節関係） .....</b>	<b>224</b>
1. 放射性同位元素等規制法に基づく審査・検査等の状況 .....	224
<b>第8 各種検討会合等の実績 .....</b>	<b>225</b>
1. 審議会等 .....	226
2. 審査会合 .....	240
3. 各種検討チーム .....	244
4. 特定の調査・検討 .....	248
5. その他 .....	254

## 第1 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実関係資料（第1章関係）

### 1. 原子力規制委員会の構成

	平成24年9月19日 ～ 平成26年9月18日	平成26年9月19日 ～ 平成27年9月18日	平成27年9月19日 ～ 平成29年9月21日	平成29年9月22日 ～ 令和4年9月25日	令和4年9月26日 ～
委員長	田中 俊一	田中 俊一	田中 俊一	更田 豊志	山中 伸介
委員（委員長代理）	島崎 邦彦	更田 豊志	更田 豊志	田中 知	田中 知
委員（委員長代理第二位）	更田 豊志	田中 知	田中 知	山中 伸介	杉山 智之
委員（委員長代理第三位）	中村 佳代子	中村 佳代子	石渡 明	伴 信彦	伴 信彦
委員（委員長代理第四位）	大島 賢三	石渡 明	伴 信彦	石渡 明	石渡 明

（令和5年3月31日時点）

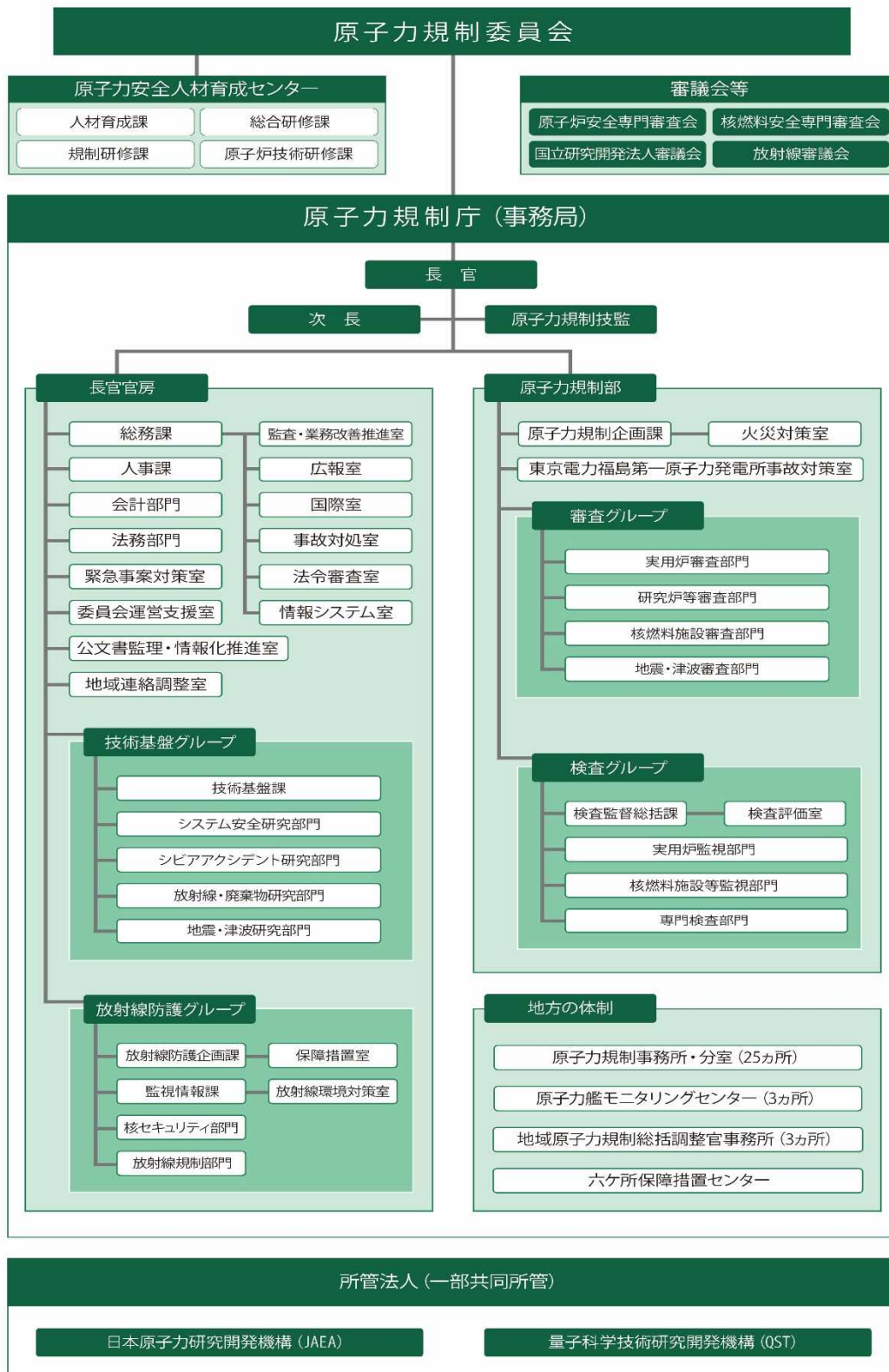
### 2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷

- 平成24年9月19日：原子力規制委員会発足
- 平成26年3月1日：（独）原子力安全基盤機構（JNES）の廃止・統合
- 平成26年10月14日：内閣府に政策統括官（原子力防災担当）を設置  
内閣府原子力災害対策担当室の職員を規制庁職員が主に併任していたところ、内閣府に専任の職員を配置し原子力防災体制を強化。

### 3. 原子力規制委員会の予算（令和4年度第2次補正後）の内訳

	項	令和4年度予算額 （第2次補正後）（百万円）
一般会計	原子力規制委員会共通費	4,421
	原子力規制委員会施設費	4,525
	原子力安全確保費	4,915
	放射能調査研究費	1,296
エネルギー対策特別会計	電源利用対策費	818
	原子力安全規制対策費	18,661
	事務取扱費	24,870
	諸支出金	0.27
	予備費	100
東日本大震災復興特別会計	環境保全復興政策費	3,488
合計		63,093

#### 4. 原子力規制委員会の組織



図i 原子力規制委員会の組織（令和4年4月～令和5年3月）

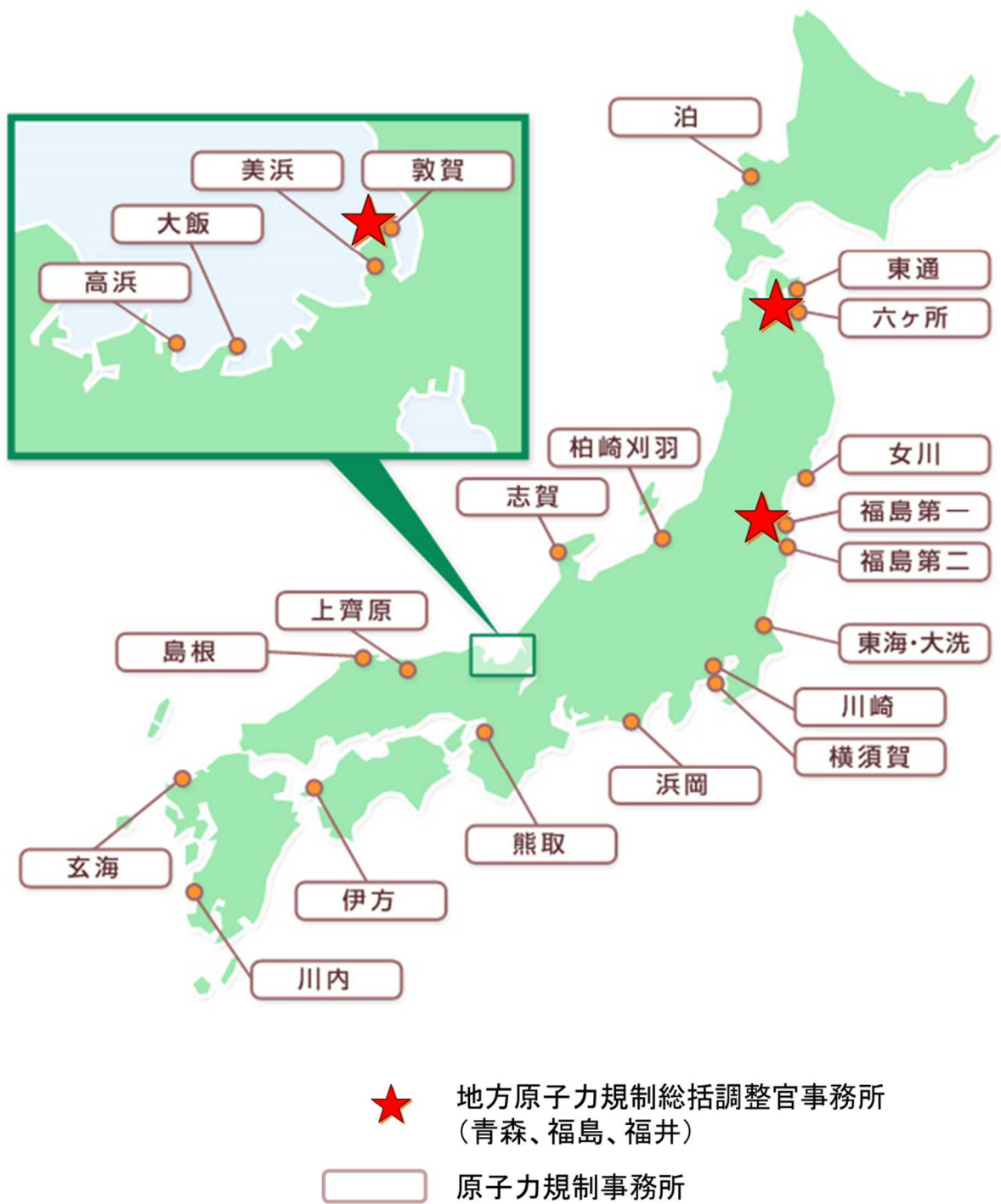


図 ii 地方原子力規制総括調整官事務所及び原子力規制事務所



## 5. 原子力規制委員会の組織理念

(平成 25 年 1 月 9 日原子力規制委員会決定)

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

### 使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

### 活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定  
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動  
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織  
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感  
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応  
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

## 6. 核セキュリティ文化に関する行動指針

(平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会決定)

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化の醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。

また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

### 行動指針

#### 1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

#### 2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

#### 3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

#### 4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

#### 5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

## 7. 原子力安全文化に関する宣言

(平成 27 年 5 月 27 日原子力規制委員会決定)

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

### 行動指針

#### 1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

#### 2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何のものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

#### 3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

#### 4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

#### 5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

#### 6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

#### 7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

#### 8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

## 8. 原子力規制委員会の開催実績 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

回	月日	審議等事項
1	4.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針の改正(甲状腺被ばく線量モニタリング、原子力災害医療体制)及び「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の制定(2回目)</li> <li>令和3年度の放射線審議会の開催状況</li> <li>原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況</li> <li>核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況</li> </ul>
2	4.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会と北海道電力株式会社経営層による意見交換</li> </ul>
3	4.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度原子力規制委員会年次報告の骨子(案)</li> <li>第10回原子炉安全基本部会・第4回核燃料安全基本部会の審議結果報告</li> <li>第52回技術情報検討会の結果概要</li> </ul>
4 ※1	4.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る関西電力美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書の取りまとめ</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> </ul>
5	4.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの制定</li> <li>原子力災害対策指針の改正案(防災業務関係者の放射線防護対策等)及び意見募集の実施</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析の状況</li> </ul>
6 ※2	4.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> </ul>
7	4.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ(案)-減容した使用済バーナブルポイズン保管場所変更-</li> <li>東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ(案)-有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更-</li> <li>原子炉安全専門審査会の審査委員の任命</li> <li>東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する追加検査の中間とりまとめ</li> </ul>
8 ※3	4.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考</li> </ul>
9	5.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価</li> <li>放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する立入検査結果(令和3年度)</li> <li>国際原子力機関(IAEA)CSS会合(第51回)結果概要(報告)--IAEA安全基準の策定状況--</li> <li>国際原子力規制者会議(INRA)会合の結果概要</li> </ul>
10	5.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等)に係る審査書案の取りまとめ</li> <li>地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討(第3回目)-火山の専門家への意見聴取結果-</li> <li>三菱原子燃料株式会社の加工施設に対する原子力規制検査の結果を踏まえた通知</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第4四半期の原子力規制検査等の結果</li> <li>・我が国における2021年の保障措置活動の実施結果</li> <li>・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要</li> <li>・原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合の実施</li> </ul>
11 ※4	5.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第4四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）</li> <li>・女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査方針</li> </ul>
12	5.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力委員会からの「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に関する意見照会への回答</li> <li>・令和3年度原子力規制委員会年次報告（案）</li> <li>・地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討（第4回目）－考慮事項の考え方－</li> <li>・令和3年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和4年度の検査計画</li> <li>・令和3年度の原子炉等規制法に基づく法令報告に対する評価</li> <li>・水素防護に関する知見の規制への反映に向けた検討状況（中間報告その2－事業者意見聴取会合の結果－）</li> </ul>
13 ※5	5.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> </ul>
14	6.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）－減容した使用済バーナブルポイズン保管場所変更－</li> <li>・東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）－有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更－</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設「常陽」の新規制基準適合性審査の状況－要素評価の結果報告と今後の審査の進め方について－</li> <li>・緊急時活動レベル（EAL）の見直し等の今後の進め方</li> <li>・令和3年度第4四半期における専決処理（報告）</li> </ul>
15	6.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動等審査ガイドの改正</li> <li>・地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討（第5回目）－考慮事項案－</li> <li>・令和3年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた運用改善のためのガイド等の改正</li> <li>・新規制基準における重大事故等対策の整理案</li> </ul>
16 ※6	6.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可</li> <li>・女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査方針（2回目）</li> <li>・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に資するための調査結果</li> </ul>
17	6.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全研究に係る事後評価（案）及び中間評価（案）</li> <li>・原子炉等規制法等平成29年改正法の施行状況の検討結果</li> <li>・「バックフィットに関する考え方の整理」の策定に向けて（中間報告）</li> </ul>
18	6.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビューの進捗報告書の概要</li> <li>・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた原子力規制委員会の対応</li> <li>・第53回技術情報検討会の結果概要</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際原子力機関（IAEA）による「2021年版保障措置声明」の公表</li> </ul>
19	6.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討（第6回目）－経済産業省及びNUMOとの意見交換－</li> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の改正案及び告示案（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）並びに事前評価及び意見公募の実施</li> <li>・原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定及び意見公募の実施</li> <li>・原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置</li> <li>・更田委員長の海外出張報告</li> </ul>
20 ※7	6.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> </ul>
21	7.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命</li> <li>・原子力災害対策指針の改正（防災業務関係者の放射線防護対策等）</li> <li>・令和5年度以降の安全研究の進め方</li> <li>・原子力発電所の新規規制基準適合性審査の状況</li> <li>・田中委員の海外出張報告</li> </ul>
22 ※8	7.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案－特定重大事故等対処施設の設置－</li> </ul>
23	7.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－特定重大事故等対処施設の設置－</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－アスファルト固化装置等の使用停止に伴う変更－</li> <li>・原子力規制検査における課題及びその対応</li> <li>・ウラン加工事業者との意見交換会の結果の報告</li> </ul>
24	7.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定に向けた業務及び組織全般の見直し</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案（審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善）及び意見公募の実施</li> <li>・原子力の安全に関する条約日本国第9回国別報告（原案の報告）</li> </ul>
25	7.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画（ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等）の変更認可</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定に向けた業務及び組織全般の見直し（2回目）</li> <li>・関西電力株式会社美浜発電所3号機における火災防護の不備に関する検査結果</li> <li>・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議結果報告</li> <li>・令和4年度原子力規制人材育成事業の選考結果</li> </ul>
26	7.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評</li> <li>・原子力の安全に関する条約の日本国第9回国別報告（2回目）</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案（審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善）及び意見公募の実施（2回目）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認</li> <li>・規制要求のない設備に対する検査官の関与に係る議論の結果</li> </ul>
27 ※9	7.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> <li>・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る対応状況</li> <li>・核物質防護分野の原子力規制検査の実施状況</li> </ul>
28	8.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）—特定重大事故等対処施設の設置—</li> <li>・令和3年度実施施策に係る政策評価書（案）、令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）、規制の事後評価書（案）</li> <li>・原子力事業者防災訓練の結果報告及び今年度の方針</li> <li>・令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果</li> </ul>
29	8.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と東北電力株式会社経営層による意見交換</li> </ul>
30 ※10	8.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）</li> </ul>
31	8.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項に関する検討（第7回目）—考慮事項の決定等—</li> <li>・関西電力株式会社大飯発電所4号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の実績に関する評価等（原子力規制委員会共管部分）</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）</li> <li>・水素防護に関する知見の規制への反映に向けた検討状況（中間報告その3—事業者意見聴取会合の結果—）</li> </ul>
32	8.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と電源開発株式会社経営層による意見交換</li> </ul>
33	8.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ～有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更等～</li> <li>・日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ～第2低レベル廃棄物貯蔵設備及びその関連設備の共用～</li> <li>・放射線安全規制研究戦略的推進事業における令和3年度事業の年次評価及び事後評価（報告）</li> <li>・指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査の結果</li> <li>・第54回技術情報検討会の結果概要</li> </ul>
34 ※11	8.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> <li>・核物質防護分野の原子力規制検査の実施状況</li> </ul>
35	9.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と中部電力株式会社経営層による意見交換</li> </ul>
36	9.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換</li> </ul>
37	9.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ—所内常設直流電源設備（3系統目）の設置—</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方</li> <li>原子力規制委員会の令和5年度概算要求及び機構・定員要求</li> <li>令和4年度第1四半期における専決処理（報告）</li> <li>原子力規制委員会職員（研究職）のキャリアパスイメージ</li> </ul>
38	9.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正（審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善）</li> <li>水素防護に関する知見の規制への反映に向けた対応</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針</li> </ul>
39	9.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等－</li> <li>使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約第7回検討会合の結果概要</li> <li>原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯</li> </ul>
40	9.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名</li> </ul>
41	9.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和4年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見</li> <li>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件確認</li> <li>原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（案）に対する意見募集の結果及び制定</li> </ul>
42	10.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会における検討状況</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）一所内常設直流電源設備（3系統目）の設置－</li> <li>原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況</li> <li>核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況</li> <li>国際原子力規制者会議(INRA)会合の結果概要</li> </ul>
43 ※12	10.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考等</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> </ul>
44	10.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置</li> <li>民間規格の技術評価の実施に係る計画</li> <li>検査に係る身分証の発行漏れに伴う身分証不携帯事案の報告及びその再発防止対策</li> <li>原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針</li> </ul>
45	10.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命等</li> <li>耐津波設計に係る設工認審査ガイドの改正及びこれに対する意見公募の実施</li> <li>日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋における安全冷却機能の一時喪失に係る評価及び原子力規制検査結果</li> </ul>
46	10.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会と中国電力株式会社経営層との意見交換</li> </ul>



47	10.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の原子力規制委員会の運営方針についての討議</li> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正案等（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）の意見公募の実施結果、改正政令案の閣議請議並びに告示案の厚生労働省及び農林水産省への協議</li> <li>・日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えに係る原子力規制検査の結果及び今後の対応</li> <li>・第55回技術情報検討会の結果概要</li> <li>・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第11回会合の結果概要</li> </ul>
48	11.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討</li> <li>・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等－（2回目）</li> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド及び立入検査ガイドの制定案並びに立入検査実施要領の改正案に対する意見公募の実施</li> </ul>
49	11.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と量子科学技術研究開発機構経営層による意見交換</li> </ul>
50	11.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換</li> <li>・3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動</li> <li>・国際原子力機関（IAEA）安全基準委員会（CSS）第52回会合結果概要</li> <li>・原子力規制委員会の令和4年度第2次補正予算案の概要</li> </ul>
51	11.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第2回）</li> <li>・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請（ALPS処理水の海洋放出時の運用等）への対応</li> <li>・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方</li> <li>・バックフィットに関する文書策定</li> <li>・設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価の実施</li> </ul>
52 ※13	11.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> <li>・令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）</li> </ul>
53	11.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項の改正</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定（第1回）</li> <li>・審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善－令和4・5年度の実施計画の策定－</li> <li>・令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果</li> <li>・国際放射線防護委員会（ICRP）会合の結果概要</li> </ul>
54 ※14	11.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）（2回目）</li> </ul>
55	11.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第3回）</li> <li>・バックフィットに関する文書策定（2回目）</li> <li>・原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に係る是正措置</li> <li>・環境放射線モニタリング技術検討チームのこれまでの取組及び今後の検討課題</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果(2回目)</li> <li>・国際原子力機関 (IAEA) 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec) の結果概要</li> </ul>
56	12.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等に係る告示の制定</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正案及びこれに対する意見公募の実施並びに審査の方針－原子炉格納容器ベントの BWR における原子炉建屋の水素防護対策としての位置付けの明確化－</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の杭の損傷要因の確認結果及び今後の対応</li> <li>・令和4年度第2四半期における専決処理 (報告)</li> </ul>
57	12.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討 (第4回)</li> <li>・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (発電用原子炉施設の変更) に関する審査の結果の案の取りまとめ－有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更－</li> <li>・「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」の改訂</li> <li>・第14回日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM) の結果概要</li> </ul>
58	12.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と日本原子力発電株式会社経営層による意見交換会</li> </ul>
59	12.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討 (第5回)</li> <li>・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更)－使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等－</li> <li>・国際原子力機関 (IAEA) の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションの受け入れ</li> <li>・日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の状況</li> <li>・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップにおける取組の進捗状況</li> <li>・第56回技術情報検討会の結果概要</li> </ul>
60 ※15	12.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人審議会の委員候補者の選定</li> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> <li>・原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答 (案) (1回目)</li> </ul>
61	12.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (3号原子炉施設の変更) に関する審査の結果の案の取りまとめ-使用済樹脂貯蔵タンクの増設-</li> <li>・安全研究に係る事前評価及び中間評価</li> <li>・原子力規制委員会の令和5年度当初予算案等の概要</li> <li>・デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を受けた原子力規制委員会の対応</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議 (10年間の規制活動の総括と今後の展望について) の結果概要</li> </ul>
62	1.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ～標準応答スペクトルを考慮した変更等～</li> <li>・標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況及び今後の対応方針</li> <li>・原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況</li> <li>・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更</li> </ul>

		認可申請（ALPS処理水の海洋放出時の運用等）の審査状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査等に係る身分証不携帯事案の再発防止対策の実施状況の報告及び検査等に係る身分証様式の特例に関する規則の案並びに当該規則案の意見公募の実施</li> <li>・令和4年度「原子力規制委員会の取組（3.11報告）」及び「原子力規制委員会年次報告」のとりまとめ方針</li> </ul>
63 ※16	1.11	・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第6回）－法案の検討状況について－
64	1.18	・原子力規制委員会第2期中期目標の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐津波設計に係る設工認審査ガイドの改正</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定（第2回）</li> <li>・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議結果報告</li> </ul>
65 ※17	1.18	・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティガイダンス委員会（NSGC）第22回会合結果概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答（案）（2回目）</li> </ul>
66	1.25	・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）－有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更－ <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の改正</li> <li>・原子力規制委員会第2期中期目標の改正（2回目）</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2023年版）</li> <li>・ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビュー会合（第2回）の概要</li> </ul>
67	2.1	・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定（1回目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度被ばく医療支援センターの新規指定に向けた確認</li> </ul>
68 ※18	2.1	・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況
69 ※19	2.2	・原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答（案）（3回目） <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度国際アドバイザー会合の議題案</li> </ul>
70 ※20	2.6	・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第7回）－法案の検討状況について(その②)－
71	2.8	・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第8回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可（3号原子炉施設の変更）-使用済樹脂貯蔵タンクの増設-</li> <li>・リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可～標準応答スペクトルを考慮した変更等～</li> <li>・加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの改正案及びこれに対する意見公募の実施</li> <li>・水素防護対策に関する事業者等の取組状況（中間報告その4－事業者意見聴取会の結果－）</li> </ul>
72	2.13	・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第9回）
73	2.15	・原子力委員会からの「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に関する意見照会への回答

		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法改正に係る事前評価及び発電用原子炉施設の劣化管理等に関する検討チームの設置</li> <li>加工事業者である三菱原子燃料株式会社の MHI 原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の結果の案の取りまとめ</li> <li>甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの制定案及び意見公募の実施</li> <li>令和 4 年度第 3 四半期の原子力規制検査等の結果</li> </ul>
74	2.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会と日本原子力研究開発機構経営層による意見交換会</li> </ul>
75	2.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正—原子炉格納容器ベントの BWR における原子炉建屋の水素防護対策としての位置付けの明確化—</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請（ALPS 処理水の海洋放出時の運用等）に係る審査書案の取りまとめ</li> <li>日本原燃株式会社再処理工場査察機器監視対象区域における全消灯発生事象を踏まえた対応方針</li> <li>原子力規制委員会職員の人材育成基本方針の改定</li> <li>原子力規制人材育成事業の令和 5 年度実施方針</li> </ul>
76 ※21	2.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査等の状況</li> <li>核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を踏まえた対応方針</li> <li>令和 4 年度第 3 四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）</li> </ul>
77	2.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会と九州電力株式会社経営層による意見交換会</li> </ul>
78	3.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定（2 回目）</li> <li>原子力規制委員会の取組（3.11 報告）の公表</li> <li>令和 4 年度マネジメントレビュー</li> <li>検査等に係る身分証様式の特例に関する規則の制定</li> <li>放射性セシウム体内除去剤の供給遅延及び対応状況</li> <li>第 57 回技術情報検討会の結果概要</li> <li>令和 4 年度第 3 四半期における専決処理（報告）</li> </ul>
79	3.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会と関西電力株式会社経営層による意見交換会</li> </ul>
80 ※22	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態応急対策委員の選考</li> <li>放射線審議会委員の選考</li> <li>国立研究開発法人審議会の委員候補者の選定</li> </ul>
81	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期計画認可</li> <li>加工事業者である三菱原子燃料株式会社の MHI 原子燃料株式会社への分割の認可</li> <li>高度被ばく医療支援センターの新規指定</li> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況</li> <li>令和 4 年度マネジメントレビュー（第 2 回）</li> </ul>
82	3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>北陸電力株式会社志賀原子力発電所 2 号炉の新規制基準適合性審査の状況及び今後の対応—敷地内断層の活動性評価—</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－竜巻対策の変更及び液体廃棄物処理施設の一部使用停止－</li> <li>・原子力規制委員会組織規則の改正</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所における令和5年度実施計画検査の基本方針</li> </ul>
83	3.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度マネジメントレビュー資料の修正及び令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の決定</li> <li>・令和5年度政策評価実施計画並びに政策評価の結果の政策への反映状況(令和4年度公表分)</li> <li>・核燃料物質の使用等に関する規則等の改正案及び意見公募の実施</li> <li>・関西電力株式会社からの高浜発電所4号機の原子炉自動停止に係る報告に対する評価</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析</li> </ul>
84	3.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド及び立入検査ガイドの制定案並びに立入検査実施要領の改正案に対する意見公募の結果並びに制定等</li> <li>・加工施設(ウラン加工施設を除く。)及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析の進め方及び中間取りまとめ(2023年版)(案)に対する意見募集の結果</li> <li>・火災防護対象ケーブルの系統分離に係る原子力規制検査の現状報告及び今後の対応方針</li> <li>・NRA技術ノート「航空機落下事故に関するデータ(平成13～令和2年)」の発行及びそれに伴う今後の対応</li> <li>・総合モニタリング計画の改定</li> <li>・田中委員の海外出張報告</li> </ul>

- ※1 令和4年度第4回は、審議等事項のうち1つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せず実施。
- ※2 令和4年度第6回は、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せず実施。
- ※3 令和4年度第8回は、当委員会に関する審査会等の委員の選考を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うことから、会議を公開せず実施。
- ※4 令和4年度第11回は、審議等事項のうち1つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2つ目については、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うものであるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せず実施。
- ※5 令和4年度第13回は、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せず実施。

- ※6 令和4年度第16回は、審議等事項のうち1つ目については、当該法人における人事選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該法人の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うものであるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、また、3つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※7 令和4年度第20回は、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※8 令和4年度第22回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うものであるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※9 令和4年度第27回は、審議等事項のうち1つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2つ目及び3つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※10 令和4年度第30回は、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※11 令和4年度第34回は、審議等事項のうち1つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※12 令和4年度第43回は、審議等事項のうち1つ目については、当委員会に関する審査会の委員の選考を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※13 令和4年度第52回は、審議等事項のうち1つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※14 令和4年度第54回は、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※15 令和4年度第60回は、審議等事項のうち1つ目については、当委員会に関する審査会の委員候補者の選定を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、3つ目については、原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答に関する情報を扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になることで、他国との信頼関係の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、会議を公開せずに実施。
- ※16 令和4年度第63回は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国

民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

- ※17 令和4年度第65回は、審議等事項のうち1つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2つ目については、原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答に関する情報を扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になることで、他国との信頼関係の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※18 令和4年度第68回は、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※19 令和4年度第69回は、原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答及び2023年度国際アドバイザー会合の議題に関する情報を扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になることで、他国との信頼関係の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※20 令和4年度第70回は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※21 令和4年度第76回は、審議等事項のうち1つ目については、当委員会に関する審議会の委員候補者の選定を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、検査に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、検査対象や検査方針等の検査内容を示すこととなることで、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、3つ目及び4つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※22 令和4年度第80回は、当委員会に関する審議会等の委員候補者の選定を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

## 9. 原子力規制委員会における決定事項(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

決定日	委員会決定
4.6	・原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果の公示及び一部改正
4.20	・第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの制定
4.27	・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（減容したバーナブルポイズン保管場所変更等） ・女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）（有毒ガス防護）（意見の聴取） ・原子炉安全専門審査会の審査委員の任命
5.25	・医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン（回答） ・令和3年度原子力規制委員会年次報告の決定及び公表
6.1	・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（減容したバーナブルポイズン保管場所変更等） ・女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）（許可）（有毒ガス防護）
6.8	・基準地震動等審査ガイドの改正（意見募集の結果の公示及び改正の決定）
6.8	・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可
6.29	・放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消）に係る規制の事前評価書及び要旨
7.6	・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命 ・原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果の公示及び原子力災害対策指針の一部改正
7.13	・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（特定重大事故等対処施設の設置） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉設置変更許可（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）に関する意見の聴取等
7.22	・福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画の変更認可(ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等)
7.27	・原子力の安全に関する条約日本国第9回国別報告
8.17	・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（許可）（特定重大事故等対処施設の設置） ・令和3年度実施施策に係る政策評価書、令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る規制の事後評価書の決定
8.24	・「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」の決定等 ・関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更（4号炉長期施設管理方針の追加）の認可 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和3年度及び第1期中長期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価並びに機構の見直し内容（原子力規制委員会共管部分） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和3年度の業務の実績に関する評価及び第3期中長期目標期間における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）
8.31	・日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に関する意見の聴取等（令和3年4月28日付け2021再計発第65号（有毒ガス防護に係る



	<p>規制を踏まえた変更等))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可に関する意見の聴取等 (令和3年4月28日付け2021再計発第66号 (第2低レベル廃棄物貯蔵設備等の共用))</li> </ul>
9.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (6号及び7号発電用原子炉施設の変更) (意見の聴取) (所内常設直流電源設備 (3系統目) の設置)</li> </ul>
9.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正 (改正の決定及び意見公募の結果の公示)</li> </ul>
9.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取 (回答)</li> <li>・原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター (基幹高度被ばく医療支援センターを含む) の指定要件確認</li> </ul>
10.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (6号及び7号発電用原子炉施設の変更) (許可) (所内常設直流電源設備 (3系統目) の設置)</li> </ul>
10.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命 (地震・津波部会及び火山部会関係)</li> </ul>
10.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 (閣議請議)</li> </ul>
11.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更) (意見の聴取) (使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)</li> </ul>
11.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項</li> </ul>
11.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックフィットに係る基本的な考え方</li> </ul>
12.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示の制定</li> </ul>
12.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (発電用原子炉施設の変更) (有毒ガス防護) (意見の聴取)</li> <li>・「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」の改訂</li> </ul>
12.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更) (許可) (使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)</li> </ul>
12.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (3号原子炉施設の変更) (意見の聴取) (使用済樹脂貯蔵タンクの増設)</li> </ul>
1.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可に関する意見の聴取等 (令和4年1月20日付けRFS発官3第20号 (標準応答スペクトルを考慮した変更等))</li> </ul>
1.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐津波設計に係る設工認審査ガイドの改正 (改正の決定及び意見公募の結果の公示)</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定 (財務大臣への協議)</li> </ul>
1.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (発電用原子炉施設の変更) (許可) (有毒ガス防護)</li> <li>・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の改正</li> <li>・原子力規制委員会第2期中期目標の改定の決定及び公表</li> </ul>
2.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請 (3号原子炉施設の変更) (許可) (使用済樹脂貯蔵タンクの増設)</li> <li>・リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可 (令和4年1月20日付けRFS発官3第20号 (標準応答スペクトルを考慮した変更等))</li> </ul>

	答スペクトルを考慮した変更等))
2.13	・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要
2.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力委員会からの「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に関する意見照会への回答</li> <li>・原子炉等規制法の改正に係る規制の事前評価及び要旨</li> <li>・加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する経済産業大臣への意見聴取等（令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号）</li> </ul>
2.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正（改正の決定及び意見公募の結果の公示）</li> <li>・日本原燃株式会社再処理工場査察機器設置場所での全消灯発生に係る指導文書の発出</li> <li>・原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の一部改定</li> </ul>
3.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力規制委員会の取組」の決定及び公表</li> <li>・原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の制定（制定の決定及び意見公募の結果の公示）</li> </ul>
3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期計画認可</li> <li>・加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可（令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号）</li> <li>・高度被ばく医療支援センターの新規指定</li> </ul>
3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 廃棄物管理事業変更許可（竜巻対策の変更等）に関する意見の聴取等</li> <li>・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則</li> </ul>
3.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の決定</li> <li>・令和5年度原子力規制委員会政策評価実施計画並びに政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和4年度公表分）の決定</li> </ul>
3.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド及び立入検査ガイドの制定案並びに立入検査実施要領の改正案に対する意見公募の結果並びに制定等</li> <li>・「加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の一部改正の決定及び意見公募の結果の公示</li> </ul>

## 10. 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要

令和5年2月13日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年7月29日に「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」との見解を明らかにしているところである。令和4年12月16日に開催された総合資源エネルギー調査会第52回基本政策分科会において、利用政策の観点から運転期間に関する制度を改正する方針が示された。これを受け、高経年化した発電用原子炉に関する必要な安全規制を引き続き厳格に実施できるようにするため、原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組みは、以下のとおりである。

1. 運転開始後30年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、10年を超えない期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画（仮称））を策定し、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。
2. 1. の認可を受けた長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、1. と同様に、10年を超えない期間における長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。これ以降も、同様とする。
3. 1. 又は2. の認可を受けた長期施設管理計画をその期間中に変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。ただし、その変更が軽微なものである場合には、原子力規制委員会に届け出るものとする。
4. 長期施設管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、その変更が軽微なものである場合を除き、発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価（劣化評価）を実施しなければならないものとする。
5. 長期施設管理計画には、計画の期間、劣化評価の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するための措置等を記載しなければならないものとする。
6. 長期施設管理計画の認可の基準は、劣化評価が適確に実施されていること、発電用原子炉施設の劣化を管理するための措置が災害の防止上支障がないものであること及び計画の期間において生じる劣化を考慮しても技術基準に適合することのいずれにも適合していることとする。
7. 発電用原子炉設置者は、1. 又は2. の認可を受けた長期施設管理計画

に従って発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講ずるものとする。その講ずべき措置の実施状況を原子力規制委員会が行う原子力規制検査の対象とする。

8. 原子力規制委員会は、認可を受けた長期施設管理計画が6.の基準に適合しないと認めるとき又は発電用原子炉設置者が7.の定めに違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができるものとする。
9. 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が1.若しくは2.の定めに違反して発電用原子炉を運転したとき又は8.の原子力規制委員会の命令に違反したときは、発電用原子炉の設置許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて運転の停止を命ずることができるものとする。
10. 発電用原子炉設置者が1.若しくは2.の定めに違反して発電用原子炉を運転したとき又は8.の原子力規制委員会の命令に違反したときについての罰則を設けるほか、1.～9.を実施するための手数料に関する定めその他所要の定めを設ける。
11. 新たな制度への円滑な移行を図るため、次のような準備行為その他所要の経過措置を設ける。
  - ① 新制度施行までの一定の期間中、あらかじめ長期施設管理計画の申請及び認可ができるものとする
  - ② 新制度の施行前に認可を受けたときは、新制度が施行された日に、新制度下での認可を受けたものとみなす
  - ③ 新制度の施行前に認可を受けていないときは、新制度が施行された日に、新制度下の申請とみなす
12. なお、運転開始後30年を超えるが運転しようとしていない発電用原子炉については、この枠組みの対象とせず、長期停止している発電用原子炉に関する既存の枠組み、すなわち保安規定に定める施設管理に関する特別な措置の中で劣化管理を行うことを求めることとする。

(了)

## 1.1. 事業者との意見交換の開催状況

### (1) 原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換の開催状況

日程	相手方事業者
令和4年4月12日	北海道電力株式会社
令和4年8月17日	東北電力株式会社
令和4年8月24日	電源開発株式会社
令和4年9月2日	中部電力株式会社
令和4年9月5日	北陸電力株式会社
令和4年10月24日	中国電力株式会社
令和4年12月19日	日本原子力発電株式会社
令和5年2月15日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
令和5年2月24日	九州電力株式会社
令和5年3月1日	関西電力株式会社

### (2) 主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）との意見交換の開催状況

日程	相手方事業者	内容
令和4年4月19日	東京電力ホールディングス株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BWR新型燃料導入に向けた取組</li> <li>・ 安全性向上評価届出制度を活用した更なる安全性向上に向けて</li> <li>・ 安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組（設計の経年化評価の検討）</li> <li>・ 保安規定における運転上の制限（LCO）等の改善について</li> </ul>
令和4年7月20日	東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水素防護対策に係る検討について</li> </ul>
令和4年12月12日	東京電力ホールディングス株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社、九州電力株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故耐性燃料(ATF)導入に向けた対応</li> <li>・ 10×10燃料導入に向けた対応</li> </ul>

### (3) 委員による原子力発電所等への訪問実績

	日程	目的	訪問先（発電所等）	訪問委員
1	令和4年4月8日	現地調査	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	石渡委員
2	令和4年4月14日～15日	現地調査	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	山中委員
3	令和4年5月12日～13日	現地調査	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	山中委員
4	令和4年5月31日	現地視察	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所高速実験炉原子炉施設（常陽）	山中委員
5	令和4年6月7日	現地視察	北海道電力泊発電所	山中委員
6	令和4年6月16日～17日	現地調査	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	山中委員
7	令和4年7月7日	現地視察	北陸電力志賀原子力発電所	山中委員
8	令和4年7月14日	現地視察	広島大学放射線災害医療研修棟	伴委員
9	令和4年8月25日～26日	現地調査	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	更田委員長
10	令和4年8月29日	現地視察	中部電力浜岡原子力発電所	山中委員
11	令和4年10月13日～14日	現地調査	北陸電力志賀原子力発電所	石渡委員
12	令和4年11月10日～11日	現地視察	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	田中委員
13	令和4年11月17日～18日	現地調査	東北電力女川原子力発電所	杉山委員
14	令和4年12月2日	現地調査	東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所	杉山委員 伴委員
15	令和4年12月22日～23日	現地調査	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	山中委員長 杉山委員
16	令和5年1月6日	現地視察	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門放射線医学総合研究所	山中委員長 伴委員
17	令和5年1月12日～13日	現地視察	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげん 関西電力美浜発電所	田中委員
18	令和5年1月26日～27日	現地調査	中国電力島根原子力発電所	杉山委員
19	令和5年1月28日	現地調査	東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所	山中委員長

20	令和5年1月30日	現地視察	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	伴委員
21	令和5年2月9日～10日	現地調査	北海道電力泊発電所	杉山委員
22	令和5年2月17日	現地調査	東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所	田中委員 石渡委員
23	令和5年3月3日	現地調査	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所高速実験炉原子炉施設（常陽）	杉山委員

## 12. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績

### (1) 地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
令和4年4月6日	鳥取県知事	長官
令和4年5月17日	滋賀県副知事	次長
令和4年5月17日	敦賀市長ほか23市町村長・18市町村議会議長（代理を含む）	次長
令和4年5月24日	島根県知事	長官
令和4年6月3日	愛媛県知事	長官
令和4年6月15日	島根県知事	長官
令和4年8月19日	島根県知事（全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長）	長官
令和4年11月14日	鹿児島県議会議長、島根県議会議長、茨城県議会議長、北海道議会議長、青森県議会議長、静岡県議会議長	長官
令和4年11月14日	島根県知事	長官
令和4年11月25日	神奈川県知事	長官

### (2) 委員による地元関係者との意見交換の実績

原子力規制委員による地元関係者との意見交換をこれまで以上に実施するために、立地道県と調整を実施中。

### (3) 原子力規制庁職員による現地における地元関係者との意見交換等の実績

日程	開催地	会合等の名称	主な参加者
令和4年5月19日～令和5年2月16日（計4回）	北海道	原子力規制検査結果説明会	自治体

令和4年6月14日～ 令和4年8月18日 (計3回)	北海道	火災防護に係る意見交換	岩内・寿都地方 消防組合消防 署泊支署
令和4年5月17日～ 令和5年2月10日 (計4回)	青森県	原子力規制検査等に係る 意見交換	六ヶ所村
令和4年5月18日～ 令和5年2月15日 (計23回)	青森県	原子力規制検査結果説明 及び意見交換	青森県政記者 会、県、東通村、 六ヶ所村
令和4年6月30日～ 令和5年3月23日 (計4回)	青森県	原子力規制検査結果説明 及び意見交換	東通村
令和4年7月12日	青森県	青森県原子力防災に係る 市町村担当者会議	関係自治体
令和4年7月27日	青森県	令和4年度県原子力防災 訓練方針に関する協議	関係自治体等
令和4年10月20日～ 令和4年11月9日 (計6回)	青森県	原子力に関する意見交換 会	住民（つがる 市、大鰐町、大 間町、蓬田村、 新郷村、十和田 市）等
令和4年10月31日	青森県	令和4年度青森県原子力 防災訓練（実動訓練）に 係る会議	関係自治体等
令和4年11月9日	青森県	六ヶ所村原子力災害避難 計画修正案に係る意見交 換	六ヶ所村
令和4年11月10日	青森県	青森県原子力政策懇話会	団体代表、有識 者、住民等
令和4年11月17日	青森県	青森県原子力防災訓練 （実動訓練）	関係自治体
令和5年1月16日	青森県	青森県防災会議原子力部 会（地域防災計画に関す る会議）	関係自治体等
令和4年5月11日	宮城県	原子力行政担当課長会議	自治体
令和4年5月12日 令和4年7月19日 (計2回)	宮城県	原子力防災体制充実化ワ ーキンググループ会議	自治体



令和4年5月23日～ 令和5年2月27日 (計4回)	宮城県	原子力規制検査結果説明 及び意見交換	自治体
令和4年8月1日	宮城県	宮城県原子力防災訓練ワ ーキンググループ会議	自治体
令和4年8月23日 令和4年9月28日 (計2回)	宮城県	原子力防災関係機関全体 会議	自治体等
令和5年1月30日	宮城県	宮城県原子力防災訓練	自治体
令和4年6月3日 令和5年2月16日 (計2回、Web会議を 含む)	福島県	労働者安全衛生対策部会	自治体、有識者
令和4年7月28日	福島県	大熊町議会全員協議会	町長、議長、議 員
令和4年7月29日	福島県	双葉町議会全員協議会	町長、議長、議 員
令和4年9月2日～ 令和5年2月3日 (計3回)	福島県	廃炉安全確保県民会議	県民、各種団 体、有識者
令和5年1月16日	福島県	楡葉町原子力施設監視委 員会	有識者
令和4年4月13日～ 令和5年3月1日 (計11回)	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の 透明性を確保する地域の 会	有識者、自治 体、事業者、関 係省庁
令和4年4月26日～ 令和5年2月7日 (計5回)	新潟県	市町村による原子力安全 対策に関する研究会	有識者、自治 体、事業者、関 係省庁
令和4年4月27日 令和4年4月28日 (計2回)	新潟県	追加検査中間報告説明	関係自治体
令和4年5月18日～ 令和5年2月21日 (計4回)	新潟県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和4年5月20日	新潟県	新潟県原子力発電所の安 全管理に関する技術委員 会	有識者、自治体

令和4年10月24日	新潟県	新潟県原子力防災訓練	自治体、事業者
令和4年11月2日	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の 透明性を確保する地域の 会 情報共有会議	首長、有識者、 自治体、事業 者、関係省庁
令和5年2月8日 令和5年2月9日 (計2回)	新潟県	緊急時モニタリングセン ター活動訓練	自治体、事業者
令和5年2月15日	新潟県	防火安全対策連絡会	自治体、公設消 防、事業者
令和5年3月23日	新潟県	長岡市防災会議	首長、有識者
令和4年5月25日～ 令和5年2月16日 (計4回)	茨城県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和4年10月18日	茨城県	東海村広域避難訓練	東海村
令和5年3月8日	茨城県	東海村防災会議	東海村、関係省 庁、事業者
令和5年3月25日	茨城県	原子力防災訓練	ひたちなか市
令和4年5月11日	神奈川県	横須賀労働基準監督署と の意見交換	横須賀労働基 準監督署長等
令和4年5月12日～ 令和5年2月20日 (計4回)	神奈川県	原子力規制検査結果説明 及び意見交換	関係自治体
令和4年8月19日	神奈川県	事業者の火災対策につい て情報交換	横須賀市南消 防署長等
令和4年10月20日	神奈川県	川崎市原子力施設安全対 策会議（幹事会）	自治体、事業 者等
令和4年11月25日	神奈川県	川崎市原子力施設安全対 策会議（本会議）	自治体、事業 者等
令和4年6月21日	静岡県	御前崎市原子力対策特別 委員会	市議会議員等
令和4年9月16日	静岡県	原子力災害広域避難計画 に関する情報連絡会	関係自治体等

令和4年12月12日 令和5年1月23日 (計2回、Web会議)	静岡県	静岡県原子力防災訓練事前調整会議	関係自治体等
令和4年4月19日 令和4年11月18日 (計2回)	石川県	志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会	首長、住民代表等
平成4年4月19日～ 令和5年2月10日 (計4回)	石川県	赤住区委員会・安全推進連絡会合同会議	首長、住民代表等
令和4年5月18日～ 令和5年2月15日 (計4回)	石川県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和4年5月18日～ 令和5年2月15日 (計4回)	福井県	福井県原子力発電所連絡会議	関係自治体
令和4年5月20日	岐阜県	原子力規制等の説明	自治体
令和4年6月20日	福井県	原子力規制等の説明	美浜町
令和4年6月24日	福井県	代替オフサイトセンターに係る現地確認（意見交換等）	自治体
令和4年10月6日	福井県	原子力学会の検査制度の効果的な実施に関する検討ワーキンググループ会合	学会員、学生、市民
令和4年10月18日 令和5年1月31日 (計2回)	福井県	福井県原子力安全専門委員会	有識者、自治体
令和4年11月10日	福井県	令和4年度福井県原子力発電所等消防情報連絡会	自治体、敦賀美方消防組合職員
令和5年1月18日	福井県	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要案についての説明	副知事
令和5年1月18日	福井県	発電用原子炉に関する安全規制の概要案についての説明	県議会議員
令和5年2月20日	福井県	敦賀市防災会議	首長、有識者

令和5年3月10日	福井県	原子力発電若狭町環境安全対策協議会	町長、町議会議員、団体代表、住民等
令和4年5月16日	大阪府	原子力施設に係る連絡会議	東大阪市、東大阪消防、事業者
令和4年5月24日～ 令和4年5月26日 (計4回)	大阪府	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和4年7月19日 令和5年3月17日 (計2回)	大阪府	原子力問題対策協議会	首長、熊取町議、有識者
令和4年7月27日	大阪府	原子力問題対策協議会	首長、泉佐野市議、有識者
令和4年8月23日～ 令和5年2月21日 (計12回)	大阪府	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和4年11月4日 令和5年1月13日 (計2回)	大阪府	泉佐野市防災会議	首長、泉佐野市議、有識者
令和4年5月24日～ 令和5年2月21日 (計4回、Web会議)	岡山県	原子力規制検査結果説明会	関係自治体
令和4年11月8日	岡山県	津山労働基準監督署との連携に関する打合せ	津山労働基準監督署
令和4年11月14日	岡山県	原子力防災訓練における実動訓練の内容に係る協議	自治体、津山圏域消防組合
令和4年5月18日～ 令和5年2月15日 (計4回)	島根県	原子力規制検査結果説明会	自治体
令和4年4月12日～ 令和5年1月27日 (計4回)	佐賀県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和5年2月14日	佐賀県	原子力災害対策地域連絡会議	関係機関、関係自治体
令和4年5月27日～ 令和5年2月28日 (計4回)	鹿児島県	薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会	首長、市議会議員、住民代表等

令和4年4月12日～ 令和5年1月25日 (計4回)	鹿児島県	原子力発電関係市担当課 長会議	自治体、関係機 関、事業者
令和4年8月8日 令和5年2月16日 (計2回、Web会議を 含む)	鹿児島県	原子力安全対策連絡協議 会	首長、議員、事 業者等
令和4年11月14日	鹿児島県	鹿児島県原子力安全・避難 計画等防災専門委員会	有識者、知事、 自治体、事業者

※表に記載のもの以外にも、関係道府県においては、地域原子力防災協議会作業部会や放射線監視・モニタリングに関する委員会等が適宜開催されており、原子力規制庁職員が参加している。

#### (4) 原子力施設の審査結果の主な説明実績

日程	開催地	会合等の名称	説明内容
令和4年5月20日	新潟県	新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会	東京電力柏崎刈羽発電所の追加検査中間報告
令和4年5月24日	福島県	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査の概要
令和4年7月26日	福島県	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る申請書
令和4年8月19日	静岡県	御前崎市議会全員協議会	浜岡原子力発電所4号炉の新規制基準適合性審査の状況
令和4年8月19日	静岡県	浜岡原子力発電所安全等対策協議会	浜岡原子力発電所4号炉の新規制基準適合性審査の状況
令和4年9月2日	福島県	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査の概要
令和5年1月18日	福井県	福井県副知事への説明、福井県議会全員協議会	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要
令和5年1月24日	福井県	福井県原子力環境安全管理協議会	敦賀発電所2号機の審査状況、高経年化した発電用原子

			炉に関する安全規制の概要
令和5年1月31日	福井県	福井県原子力安全専門員会	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要
令和5年3月10日	福井県	原子力発電若狭町環境安全対策協議会	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要
令和5年3月29日	茨城県	茨城県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム	敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えの東海第二発電所への影響

### 1.3. 国外有識者との意見交換の実績

#### (1) 国外有識者との意見交換

日程	参加者	対応委員
令和4年5月16日	リチャード・メザーブ氏 原子力規制国際アドバイザー ダナ・ドラボヴァ氏 原子力規制国際アドバイザー フィリップ・ジャメ氏 原子力規制国際アドバイザー	更田委員長 田中委員 山中委員 伴委員 石渡委員

#### (2) 国外規制当局との意見交換

日程	参加者、出席会合	対応委員
令和4年5月3日～4日	国際原子力規制者会議 (INRA) (米国、英国、仏国、ドイツ、カナダ、スペイン、スウェーデン、韓国の原子力規制当局)	更田委員長
令和4年9月27日	国際原子力規制者会議 (INRA) (米国、英国、仏国、ドイツ、カナダ、スペイン、スウェーデン、韓国の原子力規制当局)	山中委員長
令和4年11月28日	スイス連邦 ケンツェルマン原子力規制機関 (ENSI) 長官	山中委員長
令和4年11月28日	アメリカ ハンソン原子力規制委員会 (NRC) 委員長	山中委員長

令和4年11月28日	スウェーデン クロムニエ放射線安全機関 (SSM) 長官	山中委員長
令和4年11月28日	カナダ ヴェルシ原子力安全委員会 (CNSC) 委員長	山中委員長
令和4年12月1日	フィンランド ティイパナ放射線・原子力安全局 (STUK) 長官	山中委員長
令和4年12月2日	フランス ニエル放射線防護原子力安全研究所 (IRSN) 長官	山中委員長

## 14. マネジメントの継続的改善

### (1) マネジメントシステム内部監査

令和4年度は、以下の6つの部署に対して内部監査を実施した。

- ・緊急事案対策室（令和4年6月20日及び21日）
- ・六ヶ所保障措置センター（令和4年9月14日）
- ・六ヶ所原子力規制事務所（令和4年9月15日）
- ・核セキュリティ部門（令和4年9月27日及び29日）
- ・人事課（令和4年11月30日及び12月1日）
- ・福島第二原子力規制事務所（令和4年12月7日及び12月15日）

全体として要改善事項はなく、改善が望ましい事項を2件、良好事例を2件抽出した。

### (2) 令和4年度に確認した要改善事項の一覧

	確認日	要改善事項
1	令和4年5月17日	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備
2	令和4年5月24日	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス
3	令和4年5月24日	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り
4	令和4年5月24日	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り
5	令和4年6月3日	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理
6	令和4年6月10日	原子力第1船原子炉（むつ）設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ
7	令和4年6月28日	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理

8	令和4年6月30日	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案（新旧対照表）の誤り
9	令和4年7月1日	官報への掲載誤り
10	令和4年8月12日	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ
11	令和4年8月17日	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失
12	令和4年8月19日	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失
13	令和4年8月19日	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について
14	令和4年8月22日	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いの不実施
15	令和4年9月29日	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯
16	令和4年10月17日	原子力検査官（核物質防護）の検査官証の未発行による不携帯
17	令和4年10月21日	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯
18	令和4年12月15日	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域
19	令和5年1月12日	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ
20	令和5年2月27日	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について
21	令和5年3月28日	航空機落下事故に関するデータの調査方法の改善
22	令和5年3月31日	原子力規制委員会等のホームページ公表資料における非公開情報のマスキング漏れ（美浜3号炉）
23	令和5年3月31日	高浜発電所1・2号炉の設置変更許可（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）に関する審査書の誤記
24	令和5年3月31日	東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更に関する審査結果の記載漏れ



## 第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等関連資料（第1章第2節関係）

原子力規制委員会は、関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、我が国の原子力規制の継続的改善及び国際社会における原子力安全向上への貢献につなげることをしている。

### 1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

#### (1) 原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆるレビュープロセス）を行っている。

（原子力安全条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成 25 年 8 月	日本国第 6 回国別報告の提出
平成 26 年 3 月 24 日～ 4 月 4 日	原子力安全条約第 6 回検討会合（参加者：大島委員他）
平成 28 年 8 月	日本国第 7 回国別報告の提出
平成 29 年 3 月 27 日～ 4 月 7 日	原子力安全条約第 7 回検討会合（参加者：伴委員他）
令和元年 8 月	日本国第 8 回国別報告の提出
令和 4 年 8 月	日本国第 9 回国別報告の提出
令和 5 年 3 月 20 日～ 31 日	原子力安全条約第 8 回及び第 9 回合同検討会合（参加者：田中委員他）

#### (2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全ての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（い

わゆるレビュープロセス)を行っている。

(合同条約の下での主な活動実績)

時期	概要
平成 26 年 10 月	日本国第 5 回国別報告の提出
平成 27 年 5 月 11 日～ 22 日	合同条約第 5 回検討会合 (参加者: 田中知委員他)
平成 29 年 10 月	日本国第 6 回国別報告の提出
平成 30 年 5 月 21 日～ 6 月 1 日	合同条約第 6 回検討会合 (参加者: 田中知委員他)
令和 2 年 10 月	日本国第 7 回国別報告の提出
令和 4 年 6 月 27 日～ 7 月 8 日	合同条約第 7 回検討会合 (参加者: 田中知委員他)

**(3) 原子力事故の早期通報に関する条約 (早期通報条約) 及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約 (援助条約)**

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国の会合 (権限当局会合) は 2 年ごとに開催され、直近では、令和 4 年 6 月 13 日から 17 日に締約国の会合が開催され、外務省、内閣府とともに原子力規制庁職員も参加した。

**(4) 核物質の防護に関する条約 (核物質防護条約) 及び同条約の改正**

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを求めている。平成 28 年 5 月 8 日に「核物質の防護に関する条約の改正」が日本に対して発効し、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設に拡大された。

**2. 国際機関等の下での連携**

**(1) 国際原子力機関 (IAEA)**

原子力の平和的利用を進めることを目的に、国連主導の下に 1957 年に設立された国際機関 (加盟国 176 か国 (令和 5 年 3 月時点))。ウィーンに事務局を置き、現在、ラファエル・マリアーノ・グロッシー氏が事務局長を務めている。

IAEA の原子力安全分野の活動は多岐にわたっており、IAEA 安全基準の策

定・見直し、緊急時対策・放射線防護・核物質防護に関する活動、原子力規制の向上を図るための国際協力活動等の取組が行われている。

常設委員会である安全基準委員会（CSS:Commission on Safety Standards）では、安全基準文書の検討が行われており、原子力規制委員会も CSS 及び下部委員会の活動等に積極的に参画している。

また、IAEA の常設の諮問会議である国際原子力安全諮問グループ（INSAG:International Nuclear Safety Group）、核セキュリティ諮問グループ（AdSec:Advisory Group on Nuclear Security。田中原子力規制委員会委員が同グループの委員）などに参画し、国際的な専門家として IAEA を通じた国際貢献を行っている。

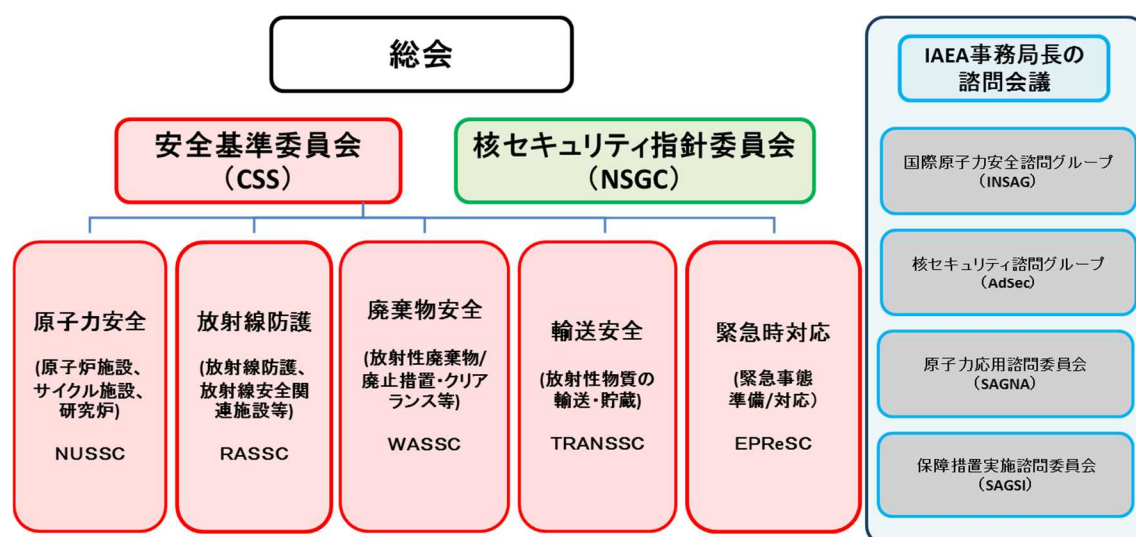


図 iii 原子力規制委員会が関係する主な IAEA の委員会等

さらに、IAEA は、加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューである IRRS をはじめとするピア・レビューを実施している。原子力規制委員会は平成 28 年 1 月 10 日から 22 日に IRRS ミッション及び令和 2 年 1 月 14 日から 21 日に同フォローアップミッションを、また平成 27 年 2 月 16 日から 27 日に核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行う IPPAS ミッション及び平成 30 年 11 月 26 日から 12 月 7 日に同フォローアップミッションを受け入れた。

また、IAEA のプロジェクトを通じ、世界全体の原子力安全の向上の取組に積極的に参画・貢献しているほか、技術情報の収集や知見の共有に取り組んでいる。

(原子力規制委員会が参画する主な IAEA プロジェクト)

プロジェクト	概要
規制協力フォーラム (RCF:Regulatory Cooperation Forum)	原子力発電確立済加盟国と導入・拡大予定加盟国の規制機関及び国際機関間の連携・調整を促進・改善するためのフォーラムであり、我が国は運営委員を務めている。
アジア原子力安全ネットワーク (ANSN:Asian Nuclear Safety Network)	アジア地域の原子力施設の安全向上のための協力枠組みであり、我が国は運営会議の議長及び自己評価調整グループ (SACG : Self-Assessment Coordination Group) の議長・副議長を務めている。
EESS-EBP	外的事象に係る IAEA 安全基準の詳細ガイドの整備を行う。
IGALL	軽水炉・重水炉の安全上重要なシステム・構造物・機器について、長期運転のための経年劣化管理に関する技術基盤及び実用的なガイダンスを策定する。
IAEA との海洋モニタリングに関する協力プロジェクト	福島県沿岸海域で実施している海洋モニタリングについて、IAEA と共同試料採取等を行い、その手法の評価及び分析結果の相互比較を行う。

## (2) 経済協力開発機構／原子力機関 (OECD/NEA)

1958年に発足。パリに本拠を置き、その活動は運営委員会（年2回開催）において審議される（加盟国34か国（令和5年3月時点）、マグウッド事務局長）。原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる OECD/NEA の特長を活かし、原子力事故の防止・緩和等に関する議論・活動（福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた OECD/NEA 加盟国の規制取組状況共有、共同安全研究等）などが行われている。

常設委員会のうち原子力規制活動委員会（CNRA）、原子力施設安全委員会（CSNI）、放射線防護・公衆衛生委員会（CRPPH）、放射性廃棄物管理委員会（RWMC）及びその下のワーキンググループ等において、原子力安全に関する様々な検討がなされており、原子力規制委員会も積極的に参画している。



図iv 原子力規制委員会が関係する主な OECD/NEA の委員会等

また、OECD/NEA の下での様々な共同プロジェクトに参加し、先進国の最新の技術情報の収集や技術の高度化への貢献を行っている。

(原子力規制委員会が参加する主な OECD/NEA 共同プロジェクト)

プロジェクト	概要
FACE	原子炉の安全性向上のために東京電力福島第一原子力発電所事故の情報を分析して、シビアアクシデント解析技術を向上するデータ・知見を共有する。また、廃止措置に向けた燃料デブリの分析技術を確立するための手法を共有する。
SMILE	長期運転に伴い影響の及ぼす可能性がある優先度の高い経年劣化事象に着目した各種試験を実施し、経年劣化事象に対する技術的知見を取得する。

### (3) 原子力規制委員会委員長及び委員による国際機関等主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関等主催の各種会合等の名称	対応委員
令和4年4月5日～7日	OECD/NEA/CNRA <sup>1</sup> 安全文化ワーキンググループ(WGSC <sup>2</sup> ) (オンライン会議)	伴委員
令和4年5月9日～12日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec <sup>3</sup> ) (オーストリア)	田中委員

<sup>1</sup> Committee on Nuclear Regulatory Activities

<sup>2</sup> Working Group on Safety Culture

<sup>3</sup> Advisory Group on Nuclear Security

令和4年6月20日～21日	ENSREG <sup>4</sup> カンファレンス（ベルギー）	更田委員長
令和4年6月22日	OECD/NEA 核セキュリティ多国間イニシアティブに関する会合（フランス）	更田委員長
令和4年6月23日～24日	IAEA SMR に関する原子力の調和・標準化イニシアティブ（NHSI <sup>5</sup> ）キックオフ会合（オーストリア）	更田委員長
令和4年10月18日～20日	OECD/NEA/CNRA <sup>6</sup> 安全文化ワーキンググループ(WGSC <sup>7</sup> )（フランス）	伴委員
令和4年11月6日～12日	国際放射線防護委員会(ICRP <sup>8</sup> )（カナダ）	伴委員
令和4年11月21日～24日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会（AdSec）（オーストリア）	田中委員
令和4年11月28日～29日	原子力規制委員会 OECD/NEA 共催 東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議（東京）	山中委員長 杉山委員 石渡委員
令和5年1月30日	IAEAー福島県協力プロジェクト総括ワークショップ（福島）	伴委員

#### （４） 国際原子力規制者会議（INRA）への参加実績

※平成31年度以降

時期	原子力規制委員会等からの主な参加者
令和元年5月21日～22日	安井長官
令和元年9月17日	更田委員長
令和2年9月22日	更田委員長
令和3年5月10日	更田委員長
令和3年9月21日	更田委員長
令和4年5月3日～4日	更田委員長
令和4年9月27日	山中委員長

<sup>4</sup> European Nuclear Safety Regulators Group

<sup>5</sup> Nuclear Harmonization and Standardization Initiative

<sup>6</sup> Committee on Nuclear Regulatory Activities

<sup>7</sup> Working Group on Safety Culture

<sup>8</sup> International Commission on Radiological Protection

### (5) 西欧原子力規制者会議（WENRA）への参加実績

※平成 31 年度以降

時期	原子力規制委員会等からの主な参加者
平成 31 年 4 月 9 日～11 日	市村規制企画課長
令和元年 10 月 14 日～16 日	金子審議官
令和 2 年 11 月 4 日～5 日	金子審議官
令和 3 年 4 月 13 日～14 日	金子審議官
令和 3 年 10 月 14 日～15 日	金子対策監
令和 4 年 4 月 5 日～6 日	金子対策監
令和 4 年 11 月 9 日～10 日	金子次長

### (6) 日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の開催・参加実績

※平成 31 年度以降

時期	原子力規制委員会等からの主な参加者
令和元年 11 月 28 日	伴委員
令和 3 年 11 月 30 日～12 月 1 日	伴委員
令和 4 年 12 月 9 日	伴委員

## 3. 二国間協力について

（原子力規制委員会と二国間の協力実施等に関する取決め・覚書を取り交わしている機関（令和 5 年 3 月末時点））

国	機関
米国	原子力規制委員会（NRC） エネルギー省（DOE）
フランス	原子力安全規制機関（ASN） 放射線防護原子力安全研究所（IRSN）
英国	原子力規制機関（ONR）
ロシア	環境・技術・原子力監督庁（Rostekhnadzor）
スウェーデン	放射線安全機関（SSM）
ドイツ	環境・自然保護・建設・原子炉安全省（BMUB）
スペイン	原子力安全委員会（CSN）
フィンランド	放射線・原子力安全庁（STUK）
カナダ	原子力安全委員会（CNSC）

#### 4. 原子力規制国際アドバイザーについて

原子力規制国際アドバイザーとその経歴（令和4年5月16日意見交換時点）

リチャード・メザーブ氏	米国原子力規制委員会（NRC）元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG）議長
ダナ・ドラボヴァ氏	チェコ共和国原子力安全庁（SUJB <sup>9</sup> ）長官 IAEA 安全基準委員会（CSS <sup>10</sup> ）前議長
アンディ・ホール氏	英国原子力規制機関（ONR）元首席検査官 欧州原子力安全規制者グループ（ENSREG）元議長
フィリップ・ジャメ氏	仏国原子力安全機関（ASN）前委員 元 IAEA 原子力施設安全部長
ランダル・ガント氏	元 米国サンディア国立研究所 シビアアクシデント分析部門責任者

<sup>9</sup> State Office for Nuclear Safety

<sup>10</sup> Commission on Safety Standards



### 第3 原子炉等規制法に係る規制の実施関係資料（第2章第1節関係）

#### 1. 実用発電用原子炉の新規制基準への適合に係る申請・許認可等の状況

① 本体施設及び特定重大事故等対処施設

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	—
		設計及び工事 の計画					
		保安規定変更					
	泊発電所 (3号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	20	—	1	—
設計及び工事 の計画							
保安規定変更							
◆泊発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年 12月18日	—	—	—	—	
東北 電力 (株)	女川原子力 発電所 (2号炉)	設置変更	平成25年 12月27日	2	—	—	令和2年 2月26日
		設計及び工事 の計画					令和3年 12月23日
		保安規定変更					令和5年 2月15日
◆女川原子 力発電所 (2号炉)	設置変更	令和4年 1月6日	11	—	1	—	
東通原子力 発電所 (1号炉)	設置変更	平成26年 6月10日	7	—	—	—	—
	設計及び工事 の計画						
	保安規定変更						
東京電 力ホー ルディ ングス (株)	柏崎刈羽 原子力発電 所 (6・7号炉)	設置変更	平成25年 9月27日	—	—	—	平成29年 12月27日
		設計及び工事 の計画					令和2年 10月14日 (7号炉)
		保安規定変更					令和2年 10月30日 (7号炉)
	◆柏崎刈羽 原子力発電 所(6・7号 炉)	設置変更	平成26年 12月15日	3	—	—	令和4年 8月17日
設計及び工事 の計画 <sup>※3</sup>	令和5年 1月30日 (7号炉)	—					

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
中部 電力 (株)	浜岡原子力 発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年 6月16日	11	—	—	—
	浜岡原子力 発電所 (4号炉)	設置変更 ----- 設計及び工事 の計画 ----- 保安規定変更	平成26年 2月14日 平成27年 1月26日 <sup>※1</sup>	11	—	—	—
北陸 電力 (株)	志賀原子力 発電所 (2号炉)	設置変更	平成26年 8月12日	6	—	1	—
		設計及び工事 の計画 ----- 保安規定変更					
関西 電力 (株)	大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	平成29年 5月24日
		設計及び工事 の計画					平成29年 8月25日
		保安規定変更					平成29年 9月1日
	◆大飯発電 所 (3・4号炉)	設置変更	平成31年 3月8日	—	—	—	令和2年 2月26日
		設計及び工事 の計画 <sup>※3</sup>	令和2年 3月6日 令和2年 8月26日				令和2年 12月22日 令和3年 8月24日
		保安規定	令和3年 9月17日				令和4年 3月24日
	高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	平成27年 2月12日
設計及び工事 の計画 ----- 保安規定変更		平成27年 8月4日 (3号炉) 平成27年 10月9日 (4号炉) 平成27年 10月9日					
◆高浜発電 所 (3・4号炉)	設置変更	平成26年 12月25日	—	—	—	平成28年 9月21日	
	設計及び工事 の計画	平成29年 4月26日				令和元年 8月7日	
	保安規定変更	令和2年 4月17日				令和2年 10月7日	

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
	高浜発電所 (1・2号 炉)	設置変更	平成27年 3月17日	—	—	—	平成28年 4月20日
		設計及び工事 の計画	平成27年 7月3日				平成28年 6月10日 (1,2号 炉)
		保安規定変更	令和元年 7月31日				令和3年 2月15日
	◆高浜発電 所 (1・2号炉)	設置変更	平成28年 12月22日	—	—	—	平成30年 3月7日
		設計及び工事 の計画 <sup>※3</sup>	平成30年 3月8日				平成31年 4月25日
			平成30年 11月16日				令和元年 9月13日
	保安規定変更	平成31年 3月15日	令和元年 10月24日	令和2年 2月20日			
	美浜発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年 3月17日	—	—	—	平成28年 10月5日
		設計及び工事 の計画	平成27年 11月26日				平成28年 10月26日
		保安規定変更	平成27年 3月17日				令和2年 2月27日
	◆美浜発電 所 (3号炉)	設置変更	平成30年 4月20日	—	—	—	令和2年 7月8日
		設計及び工事 の計画	令和2年 7月10日				令和3年 4月6日
保安規定		令和3年 9月17日	令和4年 3月25日				
中国 電力 (株)	島根原子力 発電所(2号 炉)	設置変更	平成25年 12月25日	6	—	1	令和3年 9月15日
		設計及び工事 の計画					—
		保安規定変更					—
	◆島根原子 力発電所 (2号炉)	設置変更	平成28年 7月4日	12	—		—
島根原子力 発電所 (3号炉)	設置変更	平成30年 8月10日	3	—	—		

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
四国 電力 (株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	平成27年 7月15日
		設計及び工事 の計画					平成28年 3月23日
		保安規定変更					平成28年 4月19日
	◆伊方発電 所 (3号炉)	設置変更	平成28年 1月14日 平成29年 12月7日 平成30年 3月16日 平成30年 5月11日 平成30年 8月13日 令和元年 7月11日 令和2年 11月27日	—	—	—	平成29年 10月4日
		設計及び工事 の計画 <sup>※3</sup>					平成31年 3月25日 令和元年 12月24日 令和2年 3月27日 令和元年 10月10日 令和2年 3月27日
		保安規定変更					令和3年 4月28日
九州 電力 (株)	玄海原子力 発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年 7月12日	—	—	—	平成29年 1月18日
		設計及び工事 の計画					平成29年 8月25日 (3号炉) 平成29年 9月14日 (4号炉)
		保安規定変更					平成29年 9月14日
	川内原子力 発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	平成26年 9月10日
		設計及び工事 の計画					平成27年 3月18日 (1号炉) 平成27年 5月22日 (2号炉)
		保安規定変更					平成27年 5月27日
◆玄海原子 力発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成29年 12月20日 令和元年 5月16日 令和元年 9月19日 令和2年 1月17日	—	—	—	平成31年 4月3日	
	設計及び工事 の計画 <sup>※3</sup> (3号炉)					令和元年 11月28日 令和2年 3月4日 令和2年 8月26日	

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日	
◆川内原子 力発電所 (1・2号炉)		設計及び工事 の計画 <sup>*3</sup> (4号炉)	令和元年 6月18日 令和元年 9月19日 令和2年 1月17日				令和元年 11月28日 令和2年 3月4日 令和2年 8月26日	
		保安規定	令和3年 8月10日				令和4年 3月24日	
		設置変更	平成27年 12月17日	—	—	—	平成29年 4月5日	
		設計及び工事 の計画 <sup>*3</sup> (1号炉)	平成29年 5月24日 平成29年 8月8日 平成30年 3月9日				平成30年 5月15日 平成30年 7月26日 平成31年 2月18日	
		設計及び工事 の計画 <sup>*3</sup> (2号炉)	平成29年 7月10日 平成29年 8月8日 平成30年 3月9日				平成30年 8月10日 平成30年 8月31日 平成31年 4月12日	
		保安規定変更	令和元年 8月2日				令和2年 3月25日	
	日本 原子力 発電 (株)	東海第二 発電所	設置変更	平成26年 5月20日	—	—	—	平成30年 9月26日
			設計及び工事 の計画					平成30年 10月18日
			保安規定変更					—
		◆東海第二 発電所	設置変更	令和元年 9月24日	7	—	—	令和3年 12月22日
設計及び工事 の計画 <sup>*3</sup>			令和4年 2月28日 令和4年 4月28日 令和4年 10月19日	令和4年 11月16日				
				—				
敦賀発電所 (2号炉)	設置変更	平成27年 11月5日	3	—	—	—		
	保安規定変更							
電源 開発 (株)	大間原子力 発電所 <sup>*2</sup>	設置変更 設計及び工事 の計画	平成26年 12月16日	5	—	—	—	

- ・1度の審査会合で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- ・審査会合及び現地調査の回数は、令和4年度に実施した回数を記載している。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

※3：設計及び工事の計画の申請が分割申請となっているもの。

## ②その他

### 1. 有毒ガス防護に係る審査

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	許認可日
東北電力 (株)	女川原子力 発電所（2 号炉）	設置変更	令和3年 12月16日	令和4年 6月1日
		設計及び工事 の計画	令和4年 6月30日	令和4年 9月28日
		保安規定変更	平成25年 12月25日	令和5年 2月15日
	◆女川原子 力発電所（2 号炉）	設置変更	令和4年 1月6日	—
東京電力ホ ールディン グス（株）	柏崎刈羽原 子力発電所 （6・7号炉）	設置変更	令和元年 10月31日	令和2年 5月13日
		設計及び工事 の計画（7号 炉）	平成25年 9月27日	令和2年 10月14日
		保安規定変更 （7号炉）		令和2年 10月30日
	◆柏崎刈羽 原子力発電 所（6・7号 炉）	設置変更	平成26年 12月15日	令和4年 8月17日
関西電力 (株)	大飯発電所 （3・4号炉）	設置変更	平成31年 2月8日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 1月30日	令和2年 5月14日
		保安規定変更	令和2年 1月30日	令和2年 6月11日
	◆大飯発電 所（3・4号 炉）	設置変更	令和2年 7月17日	令和2年 12月23日
		設計及び工事 の計画※3	令和3年 9月8日	令和4年 1月31日
		保安規定変更	令和3年 9月17日	令和4年 3月24日
	高浜発電所 （3・4号炉）	設置変更	平成31年 2月8日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和元年 12月20日	令和2年 3月30日

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	許認可日
	◆高浜発電所(3・4号炉)	保安規定変更	令和元年 12月26日	令和2年 3月30日
		設置変更	平成31年 2月8日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 1月30日	令和2年 3月30日
	高浜発電所 (1・2(3・ 4)号炉)	保安規定変更	令和2年 4月17日	令和2年 10月7日
		設置変更	平成31年 2月8日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 1月30日	令和2年 3月30日
	◆高浜発電所(1・2(3・ 4)号炉)	保安規定変更	令和2年 6月12日	令和3年 2月15日
		設置変更	平成31年 2月8日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画 <sup>*3</sup>	令和3年 6月3日	令和4年 1月31日
	美浜発電所 (3号炉)	保安規定変更	令和4年 5月23日	令和5年 1月13日
		設置変更	平成31年 2月8日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 1月30日	令和3年 3月23日
	◆美浜発電所(3号炉)	保安規定変更	令和2年 6月26日	令和2年 10月7日
		設置変更	令和2年 7月17日	令和2年 12月23日
		設計及び工事 の計画	令和3年 6月3日	令和4年 1月31日
中国電力 (株)	島根原子力 発電所(2 号炉)	保安規定	令和3年 9月17日	令和4年 3月25日
		設置変更	平成25年 12月25日	令和3年 9月15日
		設計及び工事 の計画	平成25年 12月25日	—
◆島根原子 力発電所(2 号炉)	設置変更	平成25年 12月25日	—	
	設置変更	平成28年 7月4日 (平成4年 2月28日補正)	—	
	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日	
四国電力 (株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和元年 12月20日	令和2年 3月9日
		保安規定変更	令和元年 12月20日	令和2年 3月31日
	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日	

申請者	対象発電炉	申請種別	申請日	許認可日
	◆伊方発電所(3号炉)	設計及び工事の計画	令和2年 8月19日	令和3年 2月12日
		保安規定変更	令和2年 11月27日	令和3年 4月28日
九州電力 (株)	玄海原子力 発電所(3・4 号炉)	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 1月30日 令和2年 9月10日 <sup>※1</sup>	令和2年 3月30日 令和3年 4月23日 <sup>※1</sup>
		保安規定変更	令和2年 8月31日	令和2年 11月4日
	川内原子力 発電所(1・2 号炉)	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 1月30日 令和2年 6月18日 <sup>※1</sup>	令和2年 3月30日 令和2年 9月3日 <sup>※1</sup>
		保安規定変更	令和2年 8月31日 令和3年 6月8日 <sup>※1</sup>	令和2年 10月23日 令和3年 10月27日 <sup>※1</sup>
	◆玄海原子 力発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 11月27日	令和3年 3月10日
		保安規定	令和3年 8月10日	令和4年 3月24日
	◆川内原子 力発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成31年 2月7日	令和2年 1月29日
		設計及び工事 の計画	令和2年 6月4日	令和2年 9月2日
		保安規定変更	令和2年 8月31日	令和2年 10月23日
日本原子力 発電(株)	東海第二発 電所	設置変更	令和4年 4月27日	令和5年 1月25日
	◆東海第二 発電所	設置変更	令和4年 4月27日	令和5年 1月25日

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：新緊急時対策所の設置に係る設計及び工事の計画の申請に係るもの

## 2. 標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る審査

申請者	対象発電炉	申請種別	申請日	許認可日
四国電力 (株)	伊方発電所3号炉	設置変更	令和3年 7月15日	—
九州電力 (株)	川内原子力発電所1号炉	設置変更	令和2年 4月26日	—



	川内原子力発電所 2 号炉	設置変更		
	玄海原子力発電所 3 号炉	設置変更	令和 3 年 8 月 23 日	—
	玄海原子力発電所 4 号炉	設置変更		
日本原子力 発電 (株)	東海第二発電所	設置変更	令和 3 年 6 月 25 日	—

・申請不要なプラント：東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉、関西電力（株）大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、高浜発電所 1～4 号炉及び美浜発電所 3 号炉、東北電力（株）女川原子力発電所 2 号炉並びに中国電力（株）島根原子力発電所 2 号炉

・本体施設と併せて申請されたプラント：北海道電力（株）泊発電所 3 号炉及び電源開発（株）大間原子力発電所

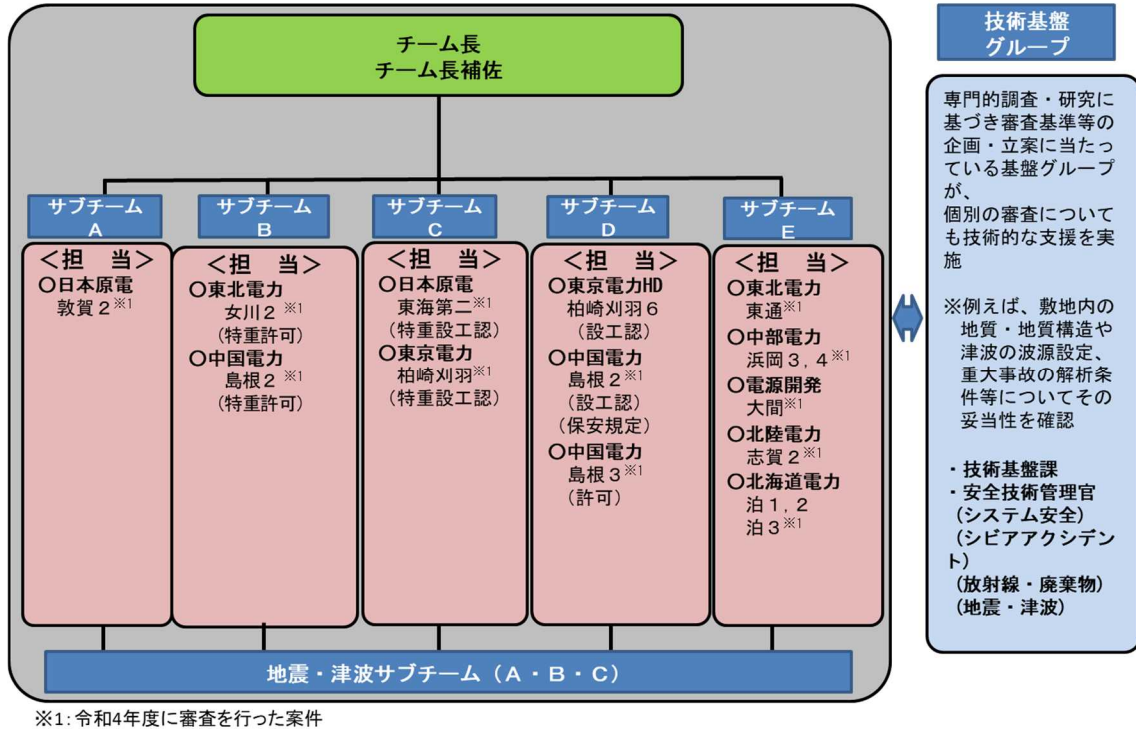
### 3. 火災感知器の設置要件の明確化に係る審査（設計及び工事の計画の認可）

申請者	対象発電炉	申請日	認可日
関西電力 (株)	大飯発電所(3・4号炉)	令和 2 年 6 月 26 日	令和 4 年 11 月 2 日
	◆大飯発電所(3・4号炉)	令和 4 年 12 月 9 日	—
	高浜発電所 (1・2・3・4号炉)	令和 4 年 4 月 28 日	—
	◆高浜発電所 (1・2・3・4号炉)	令和 4 年 12 月 9 日	—
	美浜発電所 (3号炉)	令和 4 年 4 月 28 日	—
	◆美浜発電所 (3号炉)	令和 4 年 12 月 9 日	—
四国電力 (株)	伊方発電所 (3号炉) ◆※1	令和 4 年 6 月 30 日	—
九州電力 (株)	玄海原子力発電所(3・4号炉)	令和 4 年 2 月 10 日	—
	川内原子力発電(1・2号炉)	令和 4 年 2 月 10 日	—
	◆玄海原子力発電所(3・4号炉)	令和 5 年 1 月 24 日	—
	◆川内原子力発電(1・2号炉)	令和 5 年 1 月 24 日	—

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：本体施設及び特定重大事故等対処施設が併せて申請されているもの。

## 2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る体制について



## 3. 主な原子力施設の検査状況

- (1) 令和3年度第4四半期の検査指摘事項  
(原子力施設安全及び放射線安全関係)

		件名	概要	重要度 深刻度
第4 四半期	1	泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備	原子力検査官が、泊発電所管理事務所内に設けられた緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検状況について確認したところ、事業者はよう素フィルタの点検計画を定めておらず、令和4年2月によるよう素フィルタを交換するまでの15年9か月間、よう素フィルタの除去効率を確認する検査を実施していないことが判明した。	緑 SL IV

2	柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備	事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7,8,9の低レンジ測定値が低い値のまま推移していたことを確認した。 事業者が原因を調査した結果、MP7,8,9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の教え落としが発生したものと確認した。	緑 SL IV
3	柏崎刈羽原子力発電所 5号機非常用ガス処理系が動作可能であることの確認不備	事業者が中央制御室の操作器によって非常用ガス処理設備（A）入口隔離弁を開操作したところ、開動作しないことが確認された。事業者による調査の結果、入口隔離弁（A）操作回路の継電器が動作不良であることが判明した。 当該継電器の動作試験が平成24年4月に行われた後、令和4年2月まで行われていなかったことから、その期間に実施した使用済燃料に係る作業の際に、2系統ある非常用ガス処理設備の1系統（A系統）が自動起動しない可能性があった。	緑 SL IV
4	敦賀発電所 2号機 Aディーゼル発電機の不適切な保全による待機除外	事業者はAディーゼル発電機負荷試験中に、Aシリンダ冷却水ポンプ出口配管フランジ部（以下「配管フランジ部」という。）から水の滴下を確認した。事業者は、配管フランジ部の増し締めを行ったが漏えいの状況に改善は見られず、また漏えいが進展した場合における安全上のリスクを考慮し、当該Aディーゼル発電機を待機除外とし、運転上の制限を満足していないと判断した。事業者が調査した結果、漏えいした配管フランジ部に誤った仕様のガスケットを令和3年2月に取り付けていたことが原因と判明した。	緑 SL IV
5	美浜発電所 3号機 不十分な調達管理によるA-非常用ディーゼル発電機定期試験中における自動停止	定期試験のため2台ある非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）のうちA-D/Gを起動した際、中央制御室に「Aディーゼル発電機トリップ」警報が発信し、自動停止したため、事業者は運転上の制限を満足していないと判断した。 事業者が調査した結果、安全系電源母線切替えに伴う変圧器系統の同期検定「入」により、D/Gが停止中にもかかわらず自動同期併	緑 SL IV

		入装置が作動し、调速装置の速度設定値が増加することが確認された。この状態で A-D/G を起動したため、D/G の回転数がトリップ設定値を超えたことが判明した。この速度設定値増加の原因は、自動同期併入装置の作動ロジックに係る上流側の設計要求が、シーケンス図に反映されなかったことによるものであった。	
--	--	---	--

(核物質防護関係)

		件名	概要	重要度 深刻度
第 4 四 半 期	6	関西電力株式会社大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）	核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。	緑 SL IV
	7	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）	車両の入域許可証が、見張人が誤認しやすい様式となっていたこと。	緑 SL IV

(深刻度のみの評価)

※令和3年度第4四半期は深刻度のみの評価はなし。

(2) 令和3年度の実績  
(日常検査(発電炉))

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:長停
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※	13	13	14	20	12	10
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	5	6	2
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	11	7	5
4	BM0100	設計管理	6	7	6	9	10	6
5	BM0110	作業管理	7	6	6	11	8	9
6	BO0010	サーベイランス試験	22	25	35	25	24	18
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	20	22	24	18
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	1	1	2	2	1
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	20	27	25	20
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	6	4	6	5	3
11	BO1070	運転員能力	4	4	13	4	5	6
12	BE0010	自然災害防護	8	5	5	7	4	4
13	BE0020	火災防護	14	13	17	18	16	14
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	7	4	3
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	4	1	7	4	2	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	4	1	6	2	1	1
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	12	17	10	10	14
18	BE0090	地震防護	4	4	4	5	4	4
19	BE0100	津波防護	4	5	4	5	4	4
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	7	8	7	6	6
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	7	7	5	3	3
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	5	2	2
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	2	1	1	1
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	1	0	1	2	9
合計			166	180	209	220	188	165

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
  - (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
  - (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
  - (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。
  - (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
  - (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
  - (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- ※ No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。

No	ガイド番号	検査ガイド名	泊	東通	女川	柏崎	福島第二	東海
			1～3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1～7号:長停	1～4号:廃審	1号:廃止B 2号:長停
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※	0	1	4	2	4	2
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	1	1	2	1	1
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	2	1	1	7
4	BM0100	設計管理	1	2	2	2	1	5
5	BM0110	作業管理	6	4	5	7	2	8
6	BO0010	サーベイランス試験	7	3	6	8	6	3
7	BO1020	設備の系統構成	6	3	6	8	6	4
8	BO1030	原子炉起動・停止	0	0	0	0	0	0
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	6	3	6	9	6	4
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	1	1	2	2	1	1
11	BO1070	運転員能力	1	1	1	1	3	1
12	BE0010	自然災害防護	2	3	3	1	5	5
13	BE0020	火災防護	9	8	8	7	7	8
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	2	3	1
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	2	1	1	5
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	3	3	2	1	2	3
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	0	0	0	2	0	0
18	BE0090	地震防護	1	1	1	1	2	1
19	BE0100	津波防護	2	1	1	1	1	1
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	5	5	6	5	5
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	4	3
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	2
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	3	0	0	0
合計			62	50	68	71	65	73

## 【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
  - (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
  - (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
  - (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。
  - (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
  - (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
  - (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- ※ No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。

No	ガイド番号	検査ガイド名	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2号:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※	2	0	4	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	2	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	1	3	3	1		
4	BM0100	設計管理	1	1	2	2		
5	BM0110	作業管理	3	7	20	3		
6	BO0010	サーベイランス試験	6	5	4	7		
7	BO1020	設備の系統構成	5	4	5	6		
8	BO1030	原子炉起動・停止	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機 能性評価	8	8	11	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	1	1	2	1		
11	BO1070	運転員能力	1	3	5	1		
12	BE0010	自然災害防護	2	2	3	2		
13	BE0020	火災防護	6	10	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	2	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	0	1	1	0		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保 全	0	3	3	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の 能力維持	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	1	2	1	1		
19	BE0100	津波防護	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	5	6	6	5		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の 管理	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシス テムの運用(日常)	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシス テムの運用(半期)	2	2	4	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	5	1		
合計			52	67	95	56	0	0

## 【凡例】

- (1)「運転」：新規制基準対応済で供用中。
  - (2)「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。
  - (3)「廃止A」：廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
  - (4)「廃止B」：廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。
  - (5)「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
  - (6)「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
  - (7)「建設A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- ※ No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1炉。

(日常検査 (核燃料施設等))

No	ガイド番号	検査ガイド名	再処理	加工					管理・埋設	
			日本原燃六ヶ所再処理施設	グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン	原子燃料工業熊取事業所	原子燃料工業東海事業所	三菱原子燃料	日本原燃加工施設	日本原燃MOX加工施設	廃棄物管理施設
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	7	6	4	4	4	6	4	
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	
3	BM0060	保全の有効性評価	7	6	3	3	3	3	5	
4	BM0100	設計管理	8	0	0	0	0	3	1	
5	BM0110	作業管理	15	2	4	4	4	4	3	
6	BO0010	サーベイランス試験	14	4	4	4	4	7	2	
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	2	0	0	0	0	/	/	
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	
12	BO2010	運転管理	13	4	4	4	4	9	6	
13	BO2020	臨界安全管理	11	4	2	2	2	4	/	
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	
15	BE0010	自然災害防護	4	2	2	2	2	2	2	
16	BE0020	火災防護	16	4	4	5	6	5	3	
17	BE0030	内部溢水防護	5	1	1	1	1	1	1	
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	3	1	1	1	1	1	2	
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	2	1	1	1	1	1	2	
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	7	5	5	5	5	4	/	
21	BE0090	地震防護	5	1	2	2	2	2	2	
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	
23	BR0010	放射線被ばく管理	10	4	4	4	4	10	4	
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	9	2	2	2	2	2	1	
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	1	2	2	2	3	
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	3	1	1	1	1	0	
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	0	0	0	0	0	
合計			142	53	46	48	49	68	7	40

(注1)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注2)令和4年1月1日付けでニュークリア・デベロップメント株式会社からMHI原子力研究開発株式会社に社名変更。



No	ガイド番号	検査ガイド名	管理・埋設			貯蔵	使用				
			日本 原燃	日本原子力研究 開発機構			リ サイ クル 燃 料 備 蓄 セ ン タ ー	六 ヶ 所 保 障 措 置 セ ン タ ー	東 海 保 障 措 置 セ ン タ ー	日 本 核 燃 料 開 発 ( N F D )	M H I 原 子 力 研 究 開 発 ( N D C )
				廃 棄 物 埋 設 施 設	原 科 研 ( 廃 棄 物 埋 設 施 設 )						
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	3	0	/	/	/	/	
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	0	/	/	/	/	
3	BM0060	保全の有効性評価	2	0	1	0	1	1	1	1	
4	BM0100	設計管理	1	0	1	0	1	1	1	1	
5	BM0110	作業管理	9	3	1	0	1	1	1	2	
6	BO0010	サーベイランス試験	/	/	1	/	1	2	1	1	
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/	
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/	
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/	
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	/	/	0	/	/	1	1	
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/	
12	BO2010	運転管理	3	0	3	/	2	3	2	2	
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	1	/	1	1	1	1	
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/	
15	BE0010	自然災害防護	1	0	1	0	1	1	1	1	
16	BE0020	火災防護	2	0	1	0	1	1	3	1	
17	BE0030	内部溢水防護	1	0	1	0	1	1	1	1	
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	0	1	0	1	1	3	1	
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	2	0	1	0	2	1	1	1	
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/	
21	BE0090	地震防護	1	0	1	0	1	1	1	1	
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/	
23	BR0010	放射線被ばく管理	3	/	2	0	2	2	3	2	
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	0	1	0	1	1	1	1	
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	0	1	1	1	1	1	1	
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	0	1	1	2	3	2	1	
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	0	1	0	1	1	1	1	
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計			31	3	23	2	21	23	26	21	

(注1)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注2)令和4年1月1日付でニュークリア・デベロップメント株式会社からMHI原子力研究開発株式会社に社名変更。

No	ガイド番号	検査ガイド名	使用							試験炉  東芝臨界実験装置（NCA） （廃止予定）
			核燃料サイクル工学研究所 JAEA	JAEA原子力科学研究所	JAEA大洗研究所（南）	JAEA大洗研究所（北）	東芝原子力技術研究所	京大複合原子力科学研究所 特別核燃料貯蔵室	人形峠環境技術センター JAEA	
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	/	/	/	/	/	5
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	/	1	1
4	BM0100	設計管理	1	1	1	1	0	/	0	3
5	BM0110	作業管理	1	1	8	2	2	1	2	3
6	BO0010	サーベイランス試験	1	1	1	1	0	0	1	2
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	1	1	1	3	1	1	2
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	2	4	2	2	/	2	2
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	1	1	0	1	1	1
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	0
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	1	1	/	2	1
16	BE0020	火災防護	1	1	3	3	1	/	2	2
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	1	0	/	2	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	2	/	1	2
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	2	1	2	/	1	2
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	1	1	1	1	2	1
22	BE0100	津波防護	0	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	2	2	4	3	1	2	2	2
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	2	0	4	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	2	/	1	2
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	2	1	2	/	1	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	2	1	1	2
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			20	20	35	24	24	7	27	37

(注1)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注2)令和4年1月1日付けでニュークリア・デベロップメント株式会社からMHI原子力研究開発株式会社に社名変更。

No	ガイド番号	検査ガイド名	試験炉							大洗研 (南)
			京都大学		近畿 大学 原子力 研究所 (UTR)	原科研				
			臨 界 実 験 装 置 (KUCA)	複 合 原 子 力 科 学 研 究 所 (KUR)		高 速 炉 臨 界 実 験 装 置 (FCA)	(放 射 性 廃 棄 物 処 理 場 を 含 む) JRR13	定 常 臨 界 実 験 装 置 (STACY)	原 子 炉 安 全 性 研 究 炉 (NSRR)	
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	4	4	4	1	8	7	7	5
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	3	1	2	4	2	2	2
4	BM0100	設計管理	1	1	0	0	2	2	0	1
5	BM0110	作業管理	2	2	1	2	6	6	6	4
6	BO0010	サーベイランス試験	1	4	1	0	3	1	1	4
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	4	2	1	1	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	5	10	2	0	11	0	3	5
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	/	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	3	6	2	0	2	0	2	0
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	1	1	1	1	1
16	BE0020	火災防護	3	5	1	2	4	2	2	3
17	BE0030	内部溢水防護	0	1	1	0	1	1	1	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	2	4	2	2	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	2	2	4	2	2	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	1	1	2	1	1	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	2	6	2	1	5	2	2	5
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	2	1	1	2	1	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	2	2	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	1	2	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			37	54	25	19	64	34	37	40

(注1)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注2)令和4年1月1日付けでニュークリア・デベロップメント株式会社からMHI原子力研究開発株式会社に社名変更。

No	ガイド番号	検査ガイド名	試験炉	廃止措置								
			大洗研 (北)	核サ研東海再処理施設	(工場等に核燃料物質なし)	立教大学原子力研究所 (工場等に核燃料物質なし)	日立王禅寺センタ(HTR)	(工場等に核燃料物質なし)	(東芝(TTR1)) (工場等に核燃料物質なし)	東京都大原子力研究所 (工場等に核燃料物質なし)	原科研	
											過渡臨界実験装置(TRACY)	(工場等に核燃料物質なし)
高温工学試験研究炉(HTR)									JRR12			
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	9	5	2	1	5	4	1	1		
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/		
3	BM0060	保全の有効性評価	1	5	0	2	1	2	1	1		
4	BM0100	設計管理	1	6	0	1	0	0	0	0		
5	BM0110	作業管理	6	6	/	1	1	/	/	1		
6	BO0010	サーベイランス試験	7	10	/	/	/	/	/	0		
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/		
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/		
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	1	/	/	1	/	/	/		
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/		
12	BO2010	運転管理	7	5	/	/	1	/	/	/		
13	BO2020	臨界安全管理	/	5	/	/	/	/	/	/		
14	BO2030	実験	2	/	/	/	/	/	/	/		
15	BE0010	自然災害防護	2	4	/	/	1	/	/	1		
16	BE0020	火災防護	3	13	1	1	1	1	/	2		
17	BE0030	内部溢水防護	2	2	/	/	/	/	/	0		
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	/	/	2	/	/	2		
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	/	/	2	1	/	2		
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	3	/	/	/	/	/	/		
21	BE0090	地震防護	2	4	/	/	/	/	/	1		
22	BE0100	津波防護	/	5	/	/	/	/	/	/		
23	BR0010	放射線被ばく管理	5	6	0	3	2	3	1	1		
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	3	1	1	1	2	1	1		
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	0	2	1	1	1		
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	/	/	2	/	/	1		
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	2	1	1	1		
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計			56	89	6	11	24	15	6	16		

(注1)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注2)令和4年1月1日付でニュークリア・デベロップメント株式会社からMHI原子力研究開発株式会社に社名変更。

No	管理番号	検査ガイド名	廃止措置								
			原科研		大洗研 (南)	大洗研 (北)	東京大学 原子炉「弥生」 (炉心に核燃料物質なし)	原子力第1船原子炉 (工場等に核燃料物質なし)	JAEA人形峠環境技術センター (工場等に核燃料物質あり)	新型転換炉原型炉(ふげん) (炉心に核燃料物質なし)	高速増殖原型炉(もんじゅ) (炉心に核燃料物質あり)
			(工場等に核燃料物質あり)	(炉心に核燃料物質なし)	(炉心に核燃料物質なし)	(炉心に核燃料物質なし)					
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	1	1	1	1	1	1	3	9	13
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/	2
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	/	1	4	6
4	BM0100	設計管理	0	0	0	0	0	/	2	1	3
5	BM0110	作業管理	1	1	1	1	2	1	3	7	8
6	BO0010	サーベイランス試験	0	0	1	1	1	0	3	2	13
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	2	5
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	2	2
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	1	1	1	2	/	1	1	11
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/	2
12	BO2010	運転管理	0	/	/	2	1	/	3	/	/
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	/	/	/	/	1	/	/
14	BO2030	実験	0	/	/	0	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	1	1	1	1	1	2
16	BE0020	火災防護	2	2	2	2	2	5	3	5	9
17	BE0030	内部溢水防護	0	0	1	1	1	0	1	1	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	2	2	1	1	1	/	1	1	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	2	2	1	1	1	/	1	1	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/	4
21	BE0090	地震防護	1	1	1	1	1	0	1	1	4
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/	0
23	BR0010	放射線被ばく管理	1	1	2	4	2	1	2	4	6
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	2	1	1	2	5	3
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	1	1	2	1	8	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	0	0	0	0	0	3	0
合計			17	17	18	23	21	14	32	60	100

(注1)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注2)令和4年1月1日付けでニュークリア・デベロップメント株式会社からMHI原子力研究開発株式会社に変更。

(チーム検査)

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和3年度		第2四半期実績		第3四半期実績		第4四半期実績	
			第1四半期実績	件	件	件	件	件		
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	高浜 大飯 柏崎刈羽 三菱原子燃料 HTTR STACY 京都大学 原燃工熊取	8	高浜 大飯 伊方 玄海 三菱原子燃料 NFI-熊取 JAEA 処理場 HTTR STACY JRR-3	10	美浜 高浜 大飯 伊方 玄海 刈羽 柏崎刈羽 三菱原子燃料 NFI-熊取 JAEA 処理場 核サ研(J棟) 核サ研(Pu3) NSRR STACY JRR-3	15	美浜 高浜 大飯 柏崎刈羽 川内 玄海 NSRR STACY JRR-3 JAEA 処理所 NFI-熊取 照射燃料集合体試験施設	12
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	美浜 大飯 高浜 (伊方)	3	伊方	1	川内	1	(美浜) (川内)	0
3	BM0100	設計管理	大飯	1	伊方	1	志賀 敦賀 JAEA再処理	3	浜岡 島根	2
4	BO1050	取替炉心の安全性	美浜	1	伊方	1	川内	1		0
5	BO1070	運転員能力		0		0	伊方	1	福島第二を除く 全発電所	15
6	BE0021	火災防護(3年)	高浜	1		0	(美浜)	0	(美浜)	0
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	高浜	1	美浜 伊方 大飯	3	川内 大飯 高浜 美浜 伊方 (玄海)	5	伊方 玄海	2
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	高浜 (大飯)	1	美浜 伊方 大飯	3	川内 大飯 高浜 玄海 (伊方)	4	伊方 玄海	2
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	女川 原燃再処理 (伊方) (原電東海)	2	泊 大飯 高浜 伊方 (原電東海)	4	美浜 志賀 島根 原電東海	4	東通	1
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	女川 原燃再処理 (伊方) (原電東海)	2	泊 大飯 高浜 伊方 (原電東海)	4	美浜 志賀 島根 原電東海	4	東通	1
11	BR0040	空気中放射性物質の 管理と低減	女川 原燃再処理 (原電東海)	2	泊 (原電東海)	1	美浜 志賀 島根 原電東海	4	東通	1
12	BR0050	放射性気体・液体 廃棄物の管理	原燃再処理 (柏崎刈羽) (原電東海)	1	泊 柏崎刈羽 (原電東海)	2	志賀 島根 原電東海	3	東通	1
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	原燃再処理 (柏崎刈羽) (原電東海)	1	泊 柏崎刈羽 (原電東海)	2	志賀 島根 玄海 原電東海	4	東通 川内	2
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	原燃再処理 (柏崎刈羽) (原電東海)	1	泊 柏崎刈羽 (原電東海)	2	志賀 島根 玄海 原電東海	4	東通 川内	2
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用※	大飯 伊方 (原燃再処理)	2	女川 原燃再処理 (泊)	2	川内 泊 (玄海)	2	美浜 玄海	2
16		核物質防護	泊 女川 原燃再処理 原燃濃縮・埋設 福島第二 東海第二 JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜 ふげん 浜岡 島根 伊方 玄海 川内 核管センター東海 核管センター六ヶ所 東芝 東京大学	21	東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 RFS 女川 福島第二 JAEA再処理 三菱原子燃料 大洗廃棄 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 高浜 もんじゅ ふげん 原燃工熊取 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 NDC 京都大学 近畿大学 三井物産	28	泊 東通 大間 原燃再処理 原燃濃縮・埋設 女川 福島第二 東海第二 三菱原子燃料 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 美浜 浜岡 島根 伊方 川内 東京大学 原科研 NFD	23	東通 原燃再処理 福島第二 JAEA再処理 原燃工東海 柏崎刈羽 大飯 美浜 もんじゅ ふげん 浜岡 原燃工熊取 核サ研 大洗北 大洗南	15
			計	48	計	64	計	78	計	58

※延期するサイトを含め規制事務所が中心となって行う「日常観察」及び「半期検査」は従前通り実施

・( ) は当該四半期で検査が完了しなかった事業所  
・件数は検査が完了した件数(☆)

(法定確認（使用前確認を除く）)

【第1四半期実績】：5件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理（運搬・貯蔵）の検査を実施）
  - ・三菱原子燃料株式会社
  - ・九州電力玄海原子力発電所
  - ・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
  - ・日本原燃廃棄物埋施設（大飯発電所にて実施）
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
  - ・日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん

【第2四半期実績】：5件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施）
  - ・日本原子力研究開発機構 大洗研究所（DCA）
  - ・京都大学 複合原子力科学研究所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
  - ・日本原燃廃棄物埋施設（志賀原子力発電所にて実施）
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
  - ・中部電力浜岡原子力発電所（1,2号機）
  - ・日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

【第3四半期実績】：6件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施）
  - ・日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所（JRR3）
  - ・日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所（JRR4）
  - ・日本原子力研究開発機構 大洗研究所（JMTR）
  - ・関西電力美浜発電所
  - ・九州電力玄海原子力発電所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
  - ・日本原燃廃棄物埋施設（浜岡原子力発電所にて実施）

【第4四半期実績】：3件

- 事業所外の運搬確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
  - ・京都大学 複合原子力科学研究所
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
  - ・日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん
  - ・中部電力浜岡原子力発電所（4号機）

## (原子炉等規制法施行令第41条非該当施設等)

事業所			実施時期
番号	所在地	名称	
1 <sup>*1</sup>	青森	青森県原子力センター青森市駐在	第3四半期
2	青森	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	第4四半期
3	青森	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所	第1四半期
4	秋田	国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属鉱業博物館(核原料)	第3四半期
5 <sup>*1</sup>	福島	福島県環境創造センター福島支所	第3四半期
6 <sup>*1</sup>	茨城	JX金属株式会社磯原工場	第3四半期
7	茨城	原子燃料工業株式会社東海事業所	第2四半期
8	茨城	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	第4四半期
9	埼玉	防衛省航空自衛隊第3補給処	第4四半期
10	東京	株式会社日本箱産業(核原料)	第4四半期
11	神奈川	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	第3四半期
12	新潟	日本中央競馬会新潟競馬場(核原料)	第3四半期
13	新潟	個人(核原料)	—
14	石川	北陸電力株式会社志賀原子力発電所	第3四半期
15	山梨	株式会社日本トロン開発協会山梨営業所(核原料)	第4四半期
16	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山(核原料)	第2四半期
17	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター(核原料)	第2四半期
18	岐阜	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	第2四半期
19	岐阜	大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	第2四半期
20 <sup>*1</sup>	岐阜	有限会社イーファーム(核原料)	第4四半期
21	京都	国立大学法人京都大学工学部放射実験室	第2四半期
22	大阪	原子燃料工業株式会社熊取事業所	第2四半期
23	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	—
24	奈良	国立大学法人奈良女子大学アイソトープ総合実験室	第3四半期
25	岡山	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核原料)	第4四半期
26 <sup>*1</sup>	山口	帝人株式会社岩国開発センター	第2四半期
27	愛媛	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	第3四半期
28	福岡	三井金属鉱業株式会社三池事務所	第2四半期



29	宮崎	旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	第3四半期
----	----	----------------------	-------

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和2年度から検査実施を延期したものの。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等の総数は208(令和4年4月時点))

(3) 令和3年度の総合的な評定及び令和4年度の検査計画

①令和3年度の総合的な評定

原子力施設			総合的な評定	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	②	
		2号機	②	
		3号機	②	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	①	
	女川原子力発電所	1号機	②	
		2号機	②	
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	3号機	②	
		4号機	②	
		柏崎刈羽原子力発電所	1号機	③
			2号機	③
	3号機		③	
	4号機		③	
	5号機		③	
	6号機		③	
	日本原子力発電株式会社	東海発電所	—	②
		東海第二発電所	—	②
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	7号機	③	
		1号機	②	
		2号機	②	
		3号機	②	
		4号機	②	
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	5号機	②	
		1号機	①	
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	2号機	①	
		1号機	②	
関西電力株式会社	美浜発電所	2号機	①	
		3号機	②	
		1号機	①	
	大飯発電所	2号機	②	
		1号機	②	

		3号機	②
		4号機	②
	高浜発電所	1号機	②
		2号機	②
		3号機	②
		4号機	②
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	②
		2号機	②
		3号機	②
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	②
		4号機	①
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	②
		2号機	①
電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	①
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		②
	再処理事業所廃棄物管理施設		①
	濃縮・埋設事業所加工施設		①
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		②
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①
	大洗研究所の廃棄物管理施設		①
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①
	原子力科学研究所 JRR-3		①

	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）	①
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設	①
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）	①
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）	①
	原子力科学研究所 JRR-2	①
	原子力科学研究所 JRR-4	①
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）	①
	新型転換炉原型炉ふげん	①
	高速増殖原型炉もんじゅ	①
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設	①
	人形峠環境技術センター加工施設	①
	青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設	①
	日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設	②
	三菱原子燃料株式会社加工施設	①
	MHI 原子力研究開発株式会社核燃料物質使用施設	①
	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉（弥生）	①
	学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所	①
	株式会社日立製作所王禅寺センタ HTR	①
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1	①
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設	①
	原子力技術研究所 NCA	①
	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン加工施設	②
	学校法人立教学院立教大学原子力研究所	①
	学校法人近畿大学原子力研究所 UTR	①
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA	①
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設	①
	複合原子力科学研究所 KUR	①
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設	①
	熊取事業所加工施設	①
	リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設	①
	青森県原子力センター青森市駐在(核燃料物質使用施設)	①
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター(核燃料物質使用施設)	①
	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所(核燃料物質使用施設)	①
	国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属鉱業博物館	①
	福島県環境創造センター福島支所	①

J X金属株式会社磯原工場	①
原子燃料工業株式会社東海事業所(核燃料物質使用施設)	①
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(核燃料物質使用施設)	①
防衛省航空自衛隊第3補給処	①
株式会社日本箱産業	①
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	①
日本中央競馬会新潟競馬場	①
北陸電力株式会社志賀原子力発電所(核燃料物質使用施設)	①
株式会社日本トロン開発協会山梨営業所	①
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉦山	①
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	①
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	①
大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	①
有限会社イーファーム	①
国立大学法人京都大学工学部放射実験室	①
原子燃料工業株式会社熊取事業所(核燃料物質使用施設)	①
国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学アイソトープ総合実験室	①
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核燃料物質使用施設)	①
帝人株式会社岩国開発センター	①
独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	①
三井金属鉱業株式会社三池事務所	①
旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	①

※：①、②、③の区分は以下のとおり

#### ①検査指摘事項が確認されなかった施設

検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

#### ②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設

検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的

は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

②令和4年度の検査計画  
(日常検査(発電炉))

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:長停
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督 ※2	10	12	7	12	12	7
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	2
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	5
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	6
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	4
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	18
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	18
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	1
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	19
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	4	3	4	4	3
11	BO1070	運転員能力	5	5	5	5	5	5
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	4
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	13
14	BE0030	内部漏水防護	3	4	3	4	4	3
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	10
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4
19	BE1000	津波防護	4	4	4	4	4	4
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	6
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3
合計			146	163	140	163	163	141

【凡例】

- (1)「運転」: 新規規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止 A」: 廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止 B」: 廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設 A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。

- ※1 令和2年度未現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止 A/B の検査サンプル数は 1/炉。
- ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。
- ※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。

No	ガイド番号	検査ガイド名	泊	東通	女川	柏崎	福島第二	東海
			1～3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1～7号:長停	1～4号:廃審	1号:廃止B 2号:長停
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督 ※2	3	1	3	7	4	2
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	1	1	2	1	1
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1
4	BM0100	設計管理	2	2	2	2	1	2
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	2	4
6	BO0010	サーベイランス試験	5	3	5	8	6	3
7	BO1020	設備の系統構成	5	3	5	8	6	4
8	BO1030	原子炉起動・停止	0	0	0	0	0	0
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	5	3	5	8	6	4
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	1	1	1	2	1	1
11	BO1070	運転員能力	※3	※3	※3	※3	1	※3
12	BE0010	自然災害防護	2	2	2	2	2	2
13	BE0020	火災防護	7	7	7	7	7	7
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	2	2	1
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	0	0	0	0	0	0
18	BE0090	地震防護	1	1	1	1	1	1
19	BE0100	津波防護	1	1	1	1	1	1
20	BR0010	放射線被ばく管理	2	2	2	2	5	2
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3
合計			50	42	50	66	56	45

## 【凡例】

- (1)「運転」：新規制基準対応済で供用中。  
(2)「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。  
(3)「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。  
(4)「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。  
(5)「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。  
(6)「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。  
(7)「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- ※1 令和 2 年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。  
※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止 A/B の検査サンプル数は 1/炉。  
※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。  
※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。

No	ガイド番号	検査ガイド名	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2号:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督 ※2	5	2	2	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	2	2	2	2		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4		
6	BO0010	サーベイランス試験	5	4	4	5		
7	BO1020	設備の系統構成	6	4	4	5		
8	BO1030	原子炉起動・停止	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	6	4	4	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	※3	※3	※3	※3		
12	BE0010	自然災害防護	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	7	7	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	2	2	2	2		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3		
合計			54	46	46	50	0	0

## 【凡例】

- (1)「運転」：新規制基準対応済で供用中。  
(2)「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。  
(3)「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。  
(4)「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。  
(5)「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。  
(6)「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。  
(7)「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- ※1 令和 2 年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。  
※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止 A/B の検査サンプル数は 1/炉。  
※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。  
※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。



(日常検査 (核燃料施設等))

No	ガイド番号	検査ガイド名	日本原燃					六ヶ所保障措置センター	【廃止】 (JAEA原子力第1船原子炉 工場等に核燃料物質なし)	リサイクル燃料備蓄センター
			六ヶ所再処理施設	MOX加工施設	加工施設	廃棄物管理施設	廃棄物埋設施設			
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	5	/	4	3	/	/	1	/
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	5	/	3	1	1	1	-	/
4	BM0100	設計管理	6	/	2	1	1	1	/	/
5	BM0110	作業管理	4	/	3	1	1	1	1	/
6	BO0010	サーベイランス試験	14	/	4	1	/	1	-	/
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	2	/	/	/	/	/	/	/
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	10	/	4	4	3	2	/	/
13	BO2020	臨界安全管理	10	/	2	/	/	1	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	4	/	2	1	1	1	1	/
16	BE0020	火災防護	13	/	4	1	1	1	1	/
17	BE0030	内部漏水防護	2	/	1	1	1	1	-	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	/	-	1	1	1	/	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	/	1	1	1	1	/	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	5	/	2	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	4	/	2	1	1	1	-	/
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	6	/	4	2	1	2	1	/
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	/	2	1	1	1	1	/
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	1	2	1	1	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	-	1	1	1	1	1	-
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			99	2	44	23	17	19	9	2

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。  
(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。  
(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。  
(注4) 高温工学試験研究炉 (HTTR) 及び高速実験炉 (常陽) は、今年度運転予定なし。

No	ガイド番号	検査ガイド名	三菱原子燃料	原子燃料工業東海事業所	JAEA原科研					
					原子力科学研究所	廃棄物埋設施設	JRR13 (放射性廃棄物処理場を含む)	定常臨界実験装置 (STACY)	原子炉安全性研究炉 (NSRR)	【廃止】 高速炉臨界実験装置 (FCA)
			加工	使用	管理・埋設	試験炉				
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	4	4	/	/	6	4	4	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	3	3	1	-	2	1	1	1
4	BM0100	設計管理	-	-	1	-	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	4	4	1	3	6	2	2	-
6	BO0010	サーベイランス試験	4	4	1	/	4	1	1	-
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	-	-	1	/	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	4	4	2	-	7	-	2	/
13	BO2020	臨界安全管理	2	2	1	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	2	-	2	/
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	-	1	1	1	/
16	BE0020	火災防護	2	2	1	-	4	1	1	/
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	-	1	1	1	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	-	1	1	1	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	-	1	1	-	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	2	2	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	2	2	1	-	2	1	1	/
22	BE0100	津波防護	/	/	-	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	4	4	2	/	5	2	2	1
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	2	1	-	2	1	1	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	-	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	1	-	2	1	1	-
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	-	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			41	41	20	3	50	22	24	7

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(注4) 高温工学試験研究炉 (HTTR) 及び高速実験炉 (常陽) は、今年度運転予定なし。

No	ガイド番号	検査ガイド名	JAEA原科研				JAEA大洗研			
			【廃止】	【廃止】	【廃止】	【廃止】	高温工学試験研究炉（HTTR）	高速実験炉（常陽）	【廃止】	【廃止】
			過渡臨界実験装置（TRACY） （工場等に核燃料物質なし）	JRR12 （工場等に核燃料物質なし）	軽水臨界実験装置（TCA） （炉心に核燃料物質あり）	JRR14 （工場等に核燃料物質なし）			重水臨界実験装置（DCA） （炉心に核燃料物質なし）	材料試験炉（JMTR） （炉心に核燃料物質なし）
試験炉				試験炉						
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	1	1	1	1	4	4	1	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1	1	1
4	BM0100	設計管理	-	-	-	-	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	/	-	-	-	1	1	-	-
6	BO0010	サーベイランス試験	/	-	-	-	4	4	1	1
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	/	1	-	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	/	/	/	/	5	5	/	/
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	/	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	-	-	/	/
15	BE0010	自然災害防護	/	/	/	/	1	1	/	/
16	BE0020	火災防護	/	/	/	/	3	3	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	/	/	/	/	1	1	/	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	/	/	/	/	1	1	/	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	/	/	/	/	1	1	/	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	/	/	/	/	1	1	/	/
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	1	1	1	1	5	5	1	2
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	2	2	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	/	-	-	-	1	1	-	-
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			6	6	7	6	35	35	9	11

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(注4) 高温工学試験研究炉（HTTR）及び高速実験炉（常陽）は、今年度運転予定なし。

No	ガイド番号	検査ガイド名	JAEA大洗研			JAEA核サ研		【廃止】 東京大学原子炉「弥生」 (炉心に核燃料物質なし)	MHI原子力研究開発	日本核燃料開発(NFD)
			JAEA大洗研究所(北)	JAEA大洗研究所(南)	特定廃棄物管理施設	【廃止】	核燃料サイクル工学研究所			
						再処理				
使用	管理・埋設	再処理	使用	試験炉	使用					
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	3	5	/	1	/	/
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	5	1	1	1	1
4	BM0100	設計管理	1	1	1	4	1	-	1	1
5	BM0110	作業管理	1	1	1	6	1	-	1	1
6	BO0010	サーベイランス試験	1	1	1	8	1	1	1	1
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	1	/	1	1	-	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	2	3	5	2	/	2	2
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	1	5	1	/	1	1
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	4	1	/	1	1
16	BE0020	火災防護	1	1	1	7	1	1	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	2	1	/	1	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	/	1	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	/	1	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	3	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	1	4	1	/	1	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	4	-	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	2	2	2	6	2	2	2	2
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	3	1	1	1	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	2	1	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			20	20	23	78	20	10	20	20

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(注4) 高温工学試験研究炉(HTR)及び高速実験炉(常陽)は、今年度運転予定なし。

No	ガイド番号	検査ガイド名	東海保障措置センター	東芝原子力技術研究所	【廃止】	【廃止】	【廃止】	【廃止】	【廃止】	グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン
					東芝臨界実験装置（NCA）	東芝（TTR1） （工場等に核燃料物質なし）	（工場等に核燃料物質なし）	（工場等に核燃料物質なし）	日立王禅寺センタ（HTTR） （工場等に核燃料物質なし）	
			使用	試験炉					加工	
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	4	1	1	1	2	6
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1	-	2
4	BM0100	設計管理	1	-	1	-	/	/	-	-
5	BM0110	作業管理	1	1	1	-	/	2	/	4
6	BO0010	サーベイランス試験	1	1	-	/	/	/	/	4
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	1	1	/	/	/	/	-
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	1	/	/	/	/	/	4
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	-	/	/	/	/	2
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	-	-	-	/	2
16	BE0020	火災防護	1	1	1	-	-	-	1	4
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	/	/	/	/	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	-	-	-	/	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	-	/	/	/	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	2
21	BE0090	地震防護	1	1	1	-	-	-	/	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	2	2	2	1	1	1	-	4
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	1	1	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	1	1	1	/	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			19	18	20	7	7	9	6	44

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(注4) 高温工学試験研究炉（HTTR）及び高速実験炉（常陽）は、今年度運転予定なし。

No	ガイド番号	検査ガイド名	【廃止】	【廃止】	原子燃料工業熊取事業所	京都大学			近畿大学原子力研究所 (UTR)	人形峠環境技術センター JAEA	【廃止】
			新型(転換炉原型炉(ふげん) (炉心に核燃料物質なし))	高速増殖原型炉(もんじゅ) (炉心に核燃料物質あり)		臨界実験装置(KUCA)	複合原子力科学研究所 (KUR)	複合原子力科学研究所 特別核燃料貯蔵室			試験炉
			研究炉	加工	試験炉			使用	試験炉	使用	加工
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	4	7	4	4	4		4		2
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	1	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	2	3	1	2	/	1	1	1
4	BM0100	設計管理	1	2	-	1	1	/	1	-	-
5	BM0110	作業管理	4	4	4	1	8	1	1	2	2
6	BO0010	サーベイランス試験	1	13	4	1	4	-	1	2	2
7	BO1020	設備の系統構成	2	2	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	1	1	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	8	-	-	2	-	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	1	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	/	/	4	-	8	/	2	1	1
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	2	/	/	-	/	1	1
14	BO2030	実験	/	/	/	-	2	/	2	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	2	2	1	1	/	1	1	1
16	BE0020	火災防護	2	9	4	2	2	/	1	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	1	1	/	-	1	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	/	1	1	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	/	1	1	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	3	2	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	2	2	1	1	1	1	1	1
22	BE0100	津波防護	/	-	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばく管理	4	4	4	2	4	-	2	1	1
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	3	2	1	2	-	1	1	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	/	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	1	2	/	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			33	71	44	21	48	3	24	19	21

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。  
(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。  
(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。  
(注4) 高温工学試験研究炉(HTR)及び高速実験炉(常陽)は、今年度運転予定なし。

(チーム検査)

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和4年度				令和5年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理	美浜					高浜 原燃再処理	
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
6	BE0021	火災防護(3年)	美浜		大飯				
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及 び東海第二発電所の検査を 併せて実施
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及 び東海第二発電所の検査を 併せて実施
11	BR0040	空气中放射性物質の 管理と低減	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及 び東海第二発電所の検査を 併せて実施
12	BR0050	放射性気体・液体 廃棄物の管理	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及 び東海第二発電所の検査を 併せて実施
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及 び東海第二発電所の検査を 併せて実施
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及 び東海第二発電所の検査を 併せて実施
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用	大飯	伊方 高浜	川内 玄海	美浜	大飯 高浜	伊方 川内	
16		核物質防護	泊 東北東通 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 福島第二 三菱原子燃料 大洗廃棄 JAEA再処理 原燃工東海 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 ふげん 浜岡 原燃工熊取 NMCC六ヶ所 MHI 東芝	泊 東北東通 原燃再処理 大間 RFS 女川 福島第二 東海第二 大洗廃棄 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 美浜 高浜 もんじゅ 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 原科研 大洗北 大洗南 京都大学 NFD 近畿大学 三菱電機	原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 東海第二 JAEA再処理 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 大飯 ふげん 浜岡 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 核サ研 大洗北 大洗南 東京大学 NMCC東海	女川 三菱原子燃料 柏崎刈羽 美浜 原燃工熊取			

(非該当)

事業所			許可・届出の内容			立入検査 (使用状況調査) 年度	実施時期 (注1)	許可(核燃料) 届出(核原料) 年月日
番号	所在地	名称	使用	貯蔵	廃棄			
1	青森	青森県原子力センター	○	○	○	-	第3四半期	H15.6.2
2	青森	公益財団法人環境科学技術研究所	○	○	○	平成16年度	第3四半期	H12.11.29
3	岩手	花輪鉱山株式会社	○	○	-	平成22年度	第2四半期	S52.3.23
4	宮城	仙台市衛生研究所	-	○	-	平成21年度	第2四半期	H13.5.10
5	宮城	国立大学法人東北大学大学院工学研究科	○	○	○	平成26年度	第1四半期	S40.10.12
6	秋田	国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	-	○	-	平成20年度	第2四半期	H17.6.7
7	茨城	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所(核原料)	○	-	-	平成21年度	第1四半期	H19.10.25
8	茨城	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	○	○	○	平成22年度	第1四半期	H12.3.8
9	茨城	株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンター(日立分館)	○	○	○	平成30年度	第1四半期	S33.8.29
10	茨城	三菱原子燃料株式会社	○	○	○	平成16年度	第4四半期	S58.1.5
11	茨城	カガミクリスタル株式会社つくば工場	-	○	-	平成22年度	第2四半期	H22.3.24
12	群馬	太陽誘電株式会社R&Dセンター	-	○	-	平成22年度	第3四半期	H12.12.22
13	埼玉	MHI原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	-	○	○	平成19年度	第3四半期	H10.10.28
14	千葉	富士フイルム富山化学株式会社千葉工場(現:PDRファーマ株式会社千葉工場)	○	○	-	平成22年度	第2四半期	S58.11.29
15	東京	防衛装備庁陸上装備研究所	○	○	-	平成21年度	第2四半期	S47.9.26
16	東京	株式会社リガク東京工場	-	-	○	平成22年度	第1四半期	S45.2.19
17	東京	海上保安庁海洋情報部	○	○	○	平成13年度	第3四半期	H23.3.1
18	神奈川	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	○	○	○	平成22年度	第2四半期	H7.4.19
19	神奈川	東芝マテリアル株式会社	○	○	○	平成27年度	第1四半期	S46.5.21
20	神奈川	日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	-	○	○	平成22年度	第4四半期	S60.4.1
21	神奈川	日本冶金工業株式会社川崎製造所	-	○	-	平成22年度	第2四半期	S50.4.28
22	神奈川	富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	-	-	○	平成22年度	第3四半期	S34.4.6
23	神奈川	三菱電機株式会社情報技術総合研究所	-	○	○	平成21年度	第2四半期	S49.3.14
24	神奈川	東京都市大学原子力研究所	○	○	○	平成22年度	第3四半期	S37.1.5
25	新潟	新潟県立教育センター	-	○	-	平成22年度	第4四半期	H18.12.8
26*1	新潟	個人(核原料)	○	○	-	-	第4四半期	R1.12.19
27	福井	福井県原子力環境監視センター	○	○	○	平成13年度	第3四半期	S52.1.13
28	福井	太陽鉱工株式会社福井工場	-	-	○	平成22年度	第3四半期	H17.3.10
29	長野	株式会社コシナ小布施事業所	-	-	○	平成22年度	第2四半期	S45.5.21
30	長野	国立大学法人信州大学基盤研究支援センター生命科学分野遺伝子実験支援部門	-	○	-	平成22年度	第2四半期	H14.11.28
31	静岡	日本軽金属株式会社清水工場	-	○	-	平成22年度	第1四半期	H17.7.13
32	静岡	静岡県立大学	-	○	-	平成22年度	第1四半期	H17.7.13
33	愛知	国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	-	○	○	平成13年度	第4四半期	S49.5.16
34*1	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	○	-	-	-	第4四半期	S46.9.11



(4) 令和4年度の検査指摘事項(第3四半期まで)  
(原子力施設安全及び放射線安全関係)

	件名	概要	重要度 深刻度
第1四半期	1 泊発電所 火災感知器の不適切な設置	事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている火災区画において「泊発電所(1,2号炉)の原子炉設置許可申請書(添付書類八)」及び泊発電所3号機第8回工事計画認可申請書」に明記された「消防法施行規則第23条第4項に定められた設置条件に基づき設置すること」を満足していない煙感知器が合計9か所あることが確認された。	緑 SL IV
	2 美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策	令和3年10月18日から実施した関西電力株式会社美浜発電所3号機に対する第3四半期火災防護(3年)チーム検査の際に、原子力検査官が、電動補助給水ポンプエリアにおいて、補助給水機能に係る一部の設備に対する火災防護が不十分であることを確認した。 タービン動補助給水ポンプの現地盤並びにA系及びB系の電動補助給水ポンプの起動盤(以下「制御盤」という。)は、これらの制御盤に火災が発生した場合には補助給水ポンプを運転制御できない場合があるにもかかわらず、そのことが評価されずに約0.6mの間隔で横並び一列に設置された制御盤の内部に火災感知設備及び自動消火設備が設置されていない。 また、B系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管が、A系電動補助給水ポンプの電動機の約1.4m上部を通過しており、A系電動機の火災時にB系電線管内の動力ケーブルを焼損する可能性があるが、当該電線管は1時間耐火シート等で被覆されておらずA系及びB系との系統分離は認められなかった。	緑 SL IV
	3 高浜発電所3号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象	高浜発電所3号機第25回定期検査(令和4年3月1日～)において、事業者が蒸気発生器(以下「SG」という。)の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-SG伝熱管2本及びB-SG伝熱管1本において、管支持板部付近に外面からの減肉(減肉率は、A-SGが約57%及び判定基準未滿、B-SGが約41%)が認められた。	緑 SL IV

	4	東芝マテリアル株式会社 核燃料物質使用施設（政令第41条非該当）における核燃料物質の管理区域外への漏えい（法令報告事象）	<p>東芝マテリアル株式会社（以下「東芝マテリアル」という。）が令和3年10月12日に提出した原子炉等規制法に基づく報告において、隣接する東芝横浜事業所（非規制対象事業所）が平成26年3月に水素回収・循環設備の更新作業を実施した際に、管理区域外に漏えいした核燃料物質により作業員（放射線業務従事者でない者）が被ばくした可能性があることを確認した。</p> <p>本使用施設は、当初東京芝浦電気株式会社の所管施設（昭和46年5月21日使用許可）であったが、その後、平成15年10月に分社化して、使用施設のうち管理区域部分が東芝マテリアルとして使用許可を継承し、使用許可の範囲外であった管理区域外は非規制対象として東芝横浜事業所に継承された経緯（注）がある。</p> <p>本件は、使用許可において事業者が管理区域境界の内側に設置されたバブラーによりトリウムが完全に除去できるとの評価をしていたものの、結果として、バブラーによって除去しきれなかったトリウムが東芝横浜事業所が所管する管理区域外に設置された設備に付着し、上記更新作業の際に作業員の被ばくの可能性（事業者の評価上0.011mSv）を招いたものである。</p> <p>（注）東芝マテリアルは管理区域内に設置されたトリウムを取り扱う還元炉、トリウムを除去するバブラー等を含む設備を、東芝横浜事業所（非規制対象事業所）はバブラーから後の工程となる水素回収・循環装置等をそれぞれ管理していた。</p>	追加対応なし
第2四半期	5	柏崎刈羽原子力発電所6号機不十分な不適合処置による非常用ディーゼル発電機（A）の複数回にわたる復旧失敗	令和4年3月17日、柏崎刈羽原子力発電所6号機非常用ディーゼル発電機（A）の24時間連続運転時に発生した機関軸受（発電機側）軸封部からの潤滑油飛散事象以降、復旧するための適切な不適合処置を実施できなかったため、複数回にわたり補修と不適合発生を繰り返した。	緑SL IV

6	美浜発電所 3 号機 不十分な調達管理による A 封水注入フィルタ蓋フランジ部からの漏えい	令和 4 年 8 月 1 日、第 26 回定期検査中の美浜発電所 3 号機において、1 次冷却材系統漏えい検査準備のため、1 次冷却材系統を昇圧した際、「封水注入流量低」警報が発信した。このため、運転員が現場を確認したところ、原子炉補助建屋の封水注入フィルタ室付近に水溜りが確認され、さらに関連パラメータの確認により、原子炉補助建屋サンプの水位上昇が確認された。（漏えい量は約 7.5m <sup>3</sup> 、約 2.2×10 <sup>6</sup> Bq と推定） 事業者による調査の結果、A 封水注入フィルタ蓋フランジのボルトが工事計画書記載の規定トルク値で締め付けられていなかったことから、締付不足により漏えいが発生したものと判明した。	緑 SL IV
7	美浜発電所 3 号機 不十分な作業管理による A アキュムレータ逃し弁の誤動作	令和 4 年 8 月 21 日、第 26 回定期検査中の美浜発電所 3 号機において、1 次冷却材系統の昇温・昇圧時に、「A アキュムレータ圧力低」警報が発信した。事業者は、A アキュムレータ圧力が保安規定に定める制限値 4.04MPa 以下に低下していることを確認したことから、保安規定の運転上の制限（第 51 条：アキュムレータ、第 85 条：重大事故等対処設備）を満足していないと判断した。 事業者による調査の結果、第 26 回定期検査時の当該逃し弁近傍での足場組立・解体作業において、アキュムレータ逃し弁ボンネット部に何らかの衝撃が加わった可能性があり、その衝撃により弁シート部の当たり面に変化が生じ、設定圧力より低い値で当該弁が誤動作し、アキュムレータ内の圧力が低下したと推定した。	緑 SL IV
8	高浜発電所 3 号機 作業要領書の不備によるタービン動補助給水ポンプの運転上の制限からの逸脱	令和 4 年 7 月 21 日、第 25 回定期検査中の高浜発電所 3 号機において、タービン動補助給水ポンプの制御油系統のオイルフィルタ（以下「当該フィルタ」という。）の蓋部からの油漏れ（約 8 リットル）を運転員が確認した。 このため、油漏れを止めるため、運転員が制御油系統のポンプを停止したことにより、タービン動補助給水ポンプが動作不能な状態となったことから、事業者は保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。 事業者による原因調査の結果、当該フィルタのシート面の手入れやパッキンの取付け方法に関して作業要領書に具体的な記載がなく、	緑 SL IV

		今回の第 25 回定期検査で実施した当該フィルタの分解点検後の復旧作業に不備が生じたことから、油漏れが発生したものと推定された。	
9	高浜発電所 4 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象	高浜発電所 4 号機第 24 回定期検査（令和 4 年 6 月 8 日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「SG」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-SG 伝熱管 5 本、B-SG 伝熱管 2 本及び C-SG 伝熱管 5 本において、管支持板部付近に外面からの減肉（最大減肉率は約 49%）が認められた。事業者は、前回定期検査時と同様、伝熱管表面に生成された稠密なスケールがプラント運転中に管支持板下面に留まり、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで摩耗減肉が発生した可能性が高いと推定した。	緑 SL IV
10	高浜発電所 1 号機 所内規定の不備による屋外アクセスルートの確保の失敗	令和 4 年 9 月 6 日、停止中の高浜発電所 1 号機において、原子力検査官が可搬型重大事故等対処施設（以下「SA 車両」という。）等の確認のために現場ウォークダウンをしたところ、緊急時対策所から北門に至る屋外アクセスルートの幅員が狭くなっていることを確認した。事業者の立会いのもと、当該屋外アクセスルートの幅員と、緊急事態の際に通行する SA 車両等のうち最も幅の大きいブルドーザ（ブレード幅約 3.7m）との関係を実測したところ、当該屋外アクセスルートがブルドーザに対して狭いことを確認した。	緑 SL IV
11	日本原燃株式会社再処理施設 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業管理の不備による供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失	令和 4 年 7 月 2 日に日本原燃株式会社の再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋において、作業管理の不備による弁の誤操作により供給液槽 B の安全冷却機能が一時喪失した。	追加対応なし SL IV

第3 四半期	12	大飯発電所 3,4号機 海水管トンネル内スプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置	令和4年9月12日から実施した火災防護（3年）チーム検査において、海水管トンネル内に設置されているスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器2個が不適切な箇所に設置されていることを原子力検査官が確認した。 事業者を確認したところ、他発電所の検査指摘事項を踏まえた未然防止処置として、大飯発電所 3,4号機の火災区域及び火災区画に設置している煙感知器の全数調査を行い、不適切な箇所に設置している煙感知器47個を把握し、令和4年9月5日までに移設を完了したと記録されていた。事業者が、原子力検査官からの指摘を受けて改めて確認したところ、調査範囲から海水管トンネルが漏れていたことが明らかになり、同トンネルに設置している煙感知器全19個のうち2個が不適切な箇所に設置されていたとのことだった。	緑 SL IV
	13	高浜発電所 4号機 異物混入防止不備による加圧器逃がし弁の出口温度上昇	事業者は令和4年10月21日、第24回定期検査中の高浜発電所4号機において、B-加圧器逃がし弁（以下「当該弁」という。）のシートリークにより「加圧器逃がし弁出口温度高」警報が発信し、点検調査のため当該弁の元弁を閉止した結果、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。 事業者の原因調査の結果、当該弁の分解点検に関して、事業者の社内マニュアルに弁の組立作業時の異物混入防止のための具体的な記載がなく、今回の第24回定期検査で実施した当該弁の分解点検において、弁組立直前に部品（弁体、弁座等）の拭取作業が実施されなかったことにより、微小な異物が弁内部に混入し、弁シート部に噛み込んだ結果、シートリークが発生したものと推定された。	緑 SL IV
	14	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 ホットラボにおけるローカルサンプリングシステムの不適切な運用	令和4年6月6日に、ホットラボ（北地区：政令第41条該当使用施設）において、原子力検査官が設備の稼働状況を確認するために現場ウォークダウンをしたところ、ローカルサンプリングシステムの空気中の放射性物質の捕集部分（以下「ローカルサンプリング端」という。）の一部（全23か所中8か所）を停止させていることを確認した。 事業者を確認したところ、ホットラボにおいて、少なくとも昭和58年3月から長期にわたり室内空気のサンプリングに係る適切性を検討することなくローカルサンプリング端の	追加対応なし SL IV

			一部を停止させていたとのことであった。これは、保安規定に定める要求を満足していなかった。	
--	--	--	--	--

(核物質防護関係)

		件名	概要	重要度 深刻度
第1 四半 期	15	中国電力株式会社島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。	緑 SL IV
	第2 四半 期	16	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。
17		東北電力株式会社女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）	正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。	緑 SL IV
18		東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	防護区域内防護対象枢要設備の巡視において、2人以上の者が同時に巡視を行っていなかったもの。	緑 SL IV
19		日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（立入承認）	防護区域等への撮影機器の持込みに対して、必要な措置を行っていなかったもの。	追加対 応なし SL IV
第3 四半 期	20	日本原子力発電株式会社敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）	防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。	緑 SL IV
	21	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核物質防護事案（核物質防護情報の管理）	核物質防護秘密の管理の方法が適切ではなかったもの。	追加対 応なし SL IV
	22	日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（物理的防護）	防護区域境界に管理されていない開口部があったもの。	追加対 応なし SL IV

(深刻度のみの評価)

		件名	深刻度
第1 四半期	1	高浜発電所3号機 供用期間中検査の一部不実施による定期事業者検査報告書の内容変更	SL IV
第2 四半期	2	日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機 設置変更許可申請の審査資料の不適切な変更管理によるボーリング柱状図データの書換え	SL III

#### 4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
日本 原燃 (株)	再処理 施設	事業変更 令和3年4月28日 令和4年1月12日 設計及び工事の計画 令和4年12月26日 <sup>※1</sup> 設計及び工事の計画の変更 令和2年12月24日 <sup>※2</sup> 令和4年12月26日 <sup>※3</sup> 令和4年12月26日 <sup>※4</sup> 令和4年12月26日 <sup>※5</sup> 保安規定変更 令和4年4月15日	10	—	事業変更許可 令和4年9月29日  設計及び工事の計画の変更認可 令和4年12月21日  保安規定変更認可 令和4年6月22日
	MOX 燃料加工 施設	事業変更 令和4年1月12日 設計及び工事の計画 令和5年2月28日 設計及び工事の計画の変更 令和2年12月24日 <sup>※6</sup> 令和5年2月28日 保安規定変更 令和4年4月15日	3	—	設計及び工事の計画の変更認可 令和4年9月14日  保安規定変更認可 令和4年6月22日
	ウラン濃 縮施設	設計及び工事の計画 令和4年4月5日 保安規定変更 令和4年4月15日	1	—	設計及び工事の計画の認可 令和4年6月14日 保安規定変更認可 令和4年6月22日
	廃棄物管 理施設	事業変更 令和3年4月28日 令和4年1月12日 設計及び工事の計画 令和4年12月26日 保安規定変更 令和4年4月15日	5	—	事業変更許可 令和4年9月29日  保安規定変更認可 令和4年6月22日

	廃棄物埋設施設	保安規定変更 令和4年4月15日	1	—	保安規定変更認可 令和4年6月22日
リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	事業変更 令和4年1月20日 設計及び工事の計画の変更 令和3年11月12日 令和5年3月28日 保安規定変更 令和4年12月21日	4	—	事業変更許可 令和5年2月8日 設計及び工事の計画の変更認可 令和4年8月16日
三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	保安規定変更 令和3年7月26日 分割 令和5年1月10日	1	—	保安規定変更認可 令和4年5月30日 分割認可 令和5年3月8日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	事業変更 令和4年4月28日 設計及び工事の計画 平成30年2月28日 令和4年4月28日 保安規定変更 平成26年3月14日	2	—	設計及び工事の計画の認可 令和4年4月18日
	HTTR(高温工学試験研究炉)	設置変更 令和3年11月15日 設計及び工事の計画 令和4年4月25日	3	—	設計及び工事の計画の認可 令和4年10月31日
	原子力科学研究所放射性廃棄物処理場	設置変更 令和3年12月10日 設計及び工事の方法 令和4年11月17日 令和5年3月24日	—	—	設置変更許可 令和4年8月29日
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設	保安規定変更 令和4年3月31日	1	—	保安規定変更認可 令和4年8月23日
	原子力科学研究所原子炉施設	保安規定変更 令和4年8月31日	—	—	保安規定変更認可 令和4年10月24日
	STACY(定常臨界実験装置)	設計及び工事の計画 令和4年11月8日 保安規定変更 令和4年3月31日 令和4年4月26日	4	—	保安規定変更認可 令和4年8月5日 令和4年12月23日
	高速実験炉原子炉施設	設置変更 平成29年3月30日 保安規定変更 平成29年3月30日	23	2	—
	ウラン燃料加工施設	—	—	—	—



原子燃料工業 (株)	設 (東海事業所)				
	ウラン燃料加工施設 (熊取事業所)	設計及び工事の計画 令和3年2月15日 保安規定変更 令和5年2月15日	1	—	設計及び工事の計画の認可 令和4年11月16日
(株) グローバル・ ニュークリア・ フュエル・ ジャパン	ウラン燃料加工施設	—	—	—	—
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	設置変更 令和3年12月14日 設計及び工事の計画 令和4年3月18日 <sup>*7</sup>	6	—	設計及び工事の計画の承認 令和5年1月25日
	KUCA (京都大学臨界実験装置)	設置変更 令和元年5月31日 設計及び工事の計画 令和4年4月28日 令和4年5月23日	3	—	設置変更承認 令和4年4月28日
日本原子力発電 (株)	東海低レベル廃棄物埋設事業所	事業許可 平成27年7月16日	5	—	—

・令和5年3月31日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

・審査会合及び現地調査の回数は令和4年度に実施した回数を記載している。

・1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。

・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

<sup>\*1</sup> 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の供用段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画についての申請。

<sup>\*2</sup> これまでに申請された設計及び工事の計画の変更認可申請書について、令和2年12月24日付けで取下げがなされ、同日付けで再申請がなされた。なお当該申請は、新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請(安全冷却水B冷却塔)。

<sup>\*3</sup> 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請(※安全冷却水B冷却塔、第2ユーティリティ建屋に係る施設及び海洋放出管切り離し工事を除く)。

<sup>\*4</sup> 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請(第2ユーティリティ建屋に係る施設)。

<sup>\*5</sup> 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請(海洋放出管切り離し工事)。

<sup>\*6</sup> これまでに申請された設計及び工事の計画の変更認可申請書について、令和2年12月24日付けで取下げがなされ、同日付けで再申請がなされた。

<sup>\*7</sup> 令和4年2月28日付けで申請された設計及び工事の計画の承認申請書について、令和4年3月11日付けで取下げがなされ、令和4年3月18日付けで再申請がなされた。

## 5. 原子力施設に係る審査・確認等の件数

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

### ① 実用発電用原子炉等に係る審査・確認等の状況

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (60 プラント) (廃止措置中：18 プラント) (特定原子力施設：6 プラント)	設置の変更の許可	7
	設置の変更の届出	7
	設計及び工事の計画の認可	22
	設計及び工事の計画の変更の認可	5
	設計及び工事の計画の届出	23
	設計及び工事の計画の届出に係る審査期間の延長	0
	使用前検査の合格	7
	保安規定の認可又は変更の認可	26
	使用前確認	35
	安全性の向上のための評価の結果等の届出	7
	運転の期間の延長の認可	0
	廃止措置計画の変更の認可	8
	運転責任者選任の判定を行うための方法、実施体制等の確認	0
	原子炉本体の試験使用承認	1
	一部使用承認	4
使用前検査の省略の指示	2	
特定兼用キャスクの設計の型式証明又は変更の承認	1	
研究開発段階発電用原子炉施設 (廃止措置中：2 施設)	設置の変更の許可	0
	設置の変更の届出	2
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	廃止措置計画の変更の認可	2
	廃止措置計画の軽微な変更の届出	3

### ② 核燃料施設等に係る審査・確認等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (7 施設) (建設中：1 施設) (廃止措置中：1 施設)	事業変更の許可	0
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	3
	使用前検査の合格	1
	使用前確認証の交付	1
	一部使用の承認	1
	保安規定の変更の認可	3
	廃止措置計画の認可	0
試験研究用等原子炉施設 (22 施設) (廃止措置中：10 施設)	設置の変更の許可 (承認)	2
	設計及び工事の計画の認可 (承認) 又は変更の認可 (承認)	2
	使用前検査の合格	1
	使用前確認証の交付	1
	一部使用の承認	0
	保安規定の認可 (承認) 又は変更の認可 (承認)	5
	廃止措置計画の認可	0
廃止措置計画の変更の認可	0	
使用済燃料貯蔵施設 (1 施設) (建設中：1 施設)	事業変更の許可	1
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	1
	保安規定の変更の認可	0
	型式証明又は変更の承認	0

	型式指定又は変更の承認	0
再処理施設 (2 施設) (廃止措置中：1 施設)	事業変更の許可	1
	設計及び工事の方法の認可又は変更の認可	1
	使用前検査の合格	0
	廃止措置計画の変更の認可	2
	保安規定の変更の認可	2
第二種廃棄物埋設施設 (2 施設)	事業変更の許可	0
	廃棄物埋設施設に係る確認	2
	廃棄物に係る確認	14
	保安規定の変更の認可	1
廃棄物管理施設 (2 施設)	事業変更の許可	1
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	1
	保安規定の変更の認可	1
核燃料物質使用施設 (10 施設 <sup>*1</sup> )	使用の変更の許可	11
	施設検査の合格	0
	使用前確認証の交付	5
	保安規定の認可又は変更の認可	11
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置の終了の確認	4
核燃料物質等の工場又は事業 所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	0
	核燃料輸送物の設計の承認	13
	輸送容器の承認	10
	設計承認の期間更新	0
	容器承認の期間更新	0
	工場外等における運搬に関する確認	8
	放射能濃度の確認	4

・令和 5 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

<sup>\*1</sup> 京都大学複合原子力科学研究所については、令和 4 年 8 月 23 日付けの核燃料物質使用変更承認により、原子炉等規制法施行令第 41 条非該当の施設へ変更となった。

## 6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	認可日	運転開始以後 40 年を経過する日
関西電力 (株)	高浜発電所 1 号炉	平成 27 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 20 日	平成 26 年 11 月 13 日 <sup>*1</sup>
	高浜発電所 2 号炉	平成 27 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 20 日	平成 27 年 11 月 13 日 <sup>*1</sup>
	美浜発電所 3 号炉	平成 27 年 11 月 26 日	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日
日本原子力発電 (株)	東海第二発電所	平成 29 年 11 月 24 日	平成 30 年 11 月 7 日	平成 30 年 11 月 27 日
九州電力 (株)	川内原子力発電所 1 号炉	令和 4 年 10 月 12 日	—	令和 6 年 7 月 3 日
九州電力 (株)	川内原子力発電所 2 号炉	令和 4 年 10 月 12 日	—	令和 7 年 11 月 27 日

※1: 原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 7 月 8 日までが申請期間。

## 7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況

### 7-1. 運転されることを前提とした評価を行っているプラント

申請者	対象発電炉	申請日	認可日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所3号炉(30年)	平成26年1月15日	平成27年11月18日	平成27年1月16日
	高浜発電所4号炉(30年)	平成26年6月3日	平成27年11月18日	平成27年6月4日
	高浜発電所1号炉(40年)	平成27年4月30日	平成28年6月20日	平成26年11月13日 <sup>※1</sup>
	高浜発電所2号炉(40年)	平成27年4月30日	平成28年6月20日	平成27年11月13日 <sup>※1</sup>
	美浜発電所3号炉(40年)	平成27年11月26日	平成28年11月16日	平成28年11月30日
	大飯発電所3号炉(30年)	令和2年12月2日	令和3年11月24日	令和3年12月17日
	大飯発電所4号炉(30年)	令和3年12月3日	令和4年8月24日	令和5年2月1日
中国電力(株)	島根原子力発電所2号炉(30年)	平成30年2月7日	—	平成31年2月10日
九州電力(株)	玄海原子力発電所3号炉(30年)	令和5年3月13日	—	令和6年3月17日
	川内原子力発電所1号炉(30年)	平成25年12月18日	平成27年8月5日	平成26年7月3日
	川内原子力発電所2号炉(30年)	平成26年11月21日	平成27年11月18日	平成27年11月27日
	川内原子力発電所1号炉(40年)	令和4年10月12日	—	令和6年7月3日
	川内原子力発電所2号炉(40年)	令和4年10月12日	—	令和7年11月27日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所(40年)	平成29年11月24日	平成30年11月7日	平成30年11月27日

※1:原子力規制委員会設置法附則第25条第2項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成28年7月8日までが申請期間。

7-2. 冷温停止状態が維持されることを前提とした評価を行っているプラント

申請者	対象発電炉	申請日	認可日	運転開始以後 30 年又は 40 年を経過する日
北海道電力(株)	泊発電所 1 号炉 (30 年)	平成 30 年 6 月 18 日	令和元年 5 月 27 日	平成 31 年 6 月 22 日
	泊発電所 2 号炉 (30 年)	令和 2 年 3 月 19 日	令和 2 年 12 月 8 日	令和 3 年 4 月 12 日
東北電力 (株)	女川原子力発電所 1 号炉 (30 年)	平成 25 年 11 月 6 日	平成 26 年 5 月 21 日	平成 26 年 6 月 1 日
東京電力ホール ディングス (株)	福島第二原子力発電所 2 号炉 (30 年)	平成 25 年 7 月 31 日	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 2 月 3 日
	福島第二原子力発電所 2 号炉 (30 年)	平成 30 年 10 月 31 日	平成 31 年 1 月 30 日	—※1
	福島第二原子力発電所 3 号炉 (30 年)	平成 26 年 6 月 20 日	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 6 月 21 日
	福島第二原子力発電所 4 号炉 (30 年)	平成 28 年 8 月 23 日	平成 29 年 8 月 16 日	平成 29 年 8 月 25 日
	柏崎刈羽原子力発電所 1 号炉 (30 年)	平成 26 年 9 月 16 日	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 9 月 18 日
	柏崎刈羽原子力発電所 2 号炉 (30 年)	令和元年 9 月 26 日	令和 2 年 8 月 28 日	令和 2 年 9 月 28 日
	柏崎刈羽原子力発電所 5 号炉 (30 年)	平成 31 年 4 月 5 日	令和 2 年 2 月 27 日	令和 2 年 4 月 10 日
	柏崎刈羽原子力発電所 3 号炉 (30 年)	令和 4 年 8 月 9 日	—	令和 5 年 8 月 11 日
中部電力 (株)	浜岡原子力発電所 3 号炉 (30 年)	平成 28 年 8 月 25 日	平成 29 年 8 月 16 日	平成 29 年 8 月 28 日
	浜岡原子力発電所 4 号炉 (30 年)	令和 4 年 7 月 29 日	—	令和 5 年 9 月 3 日
北陸電力 (株)	志賀原子力発電所 1 号炉 (30 年)	令和 4 年 7 月 25 日	—	令和 5 年 7 月 30 日
関西電力 (株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年)	平成 25 年 11 月 12 日	平成 26 年 11 月 12 日	平成 26 年 11 月 14 日
	高浜発電所 2 号炉 (40 年)	平成 26 年 11 月 11 日	平成 27 年 4 月 8 日	平成 27 年 11 月 14 日
	美浜発電所 1 号炉	平成 27 年 9 月 29 日	平成 27 年 11 月 17 日	—※1
中国電力 (株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年)	平成 25 年 9 月 27 日	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日
九州電力 (株)	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年)	平成 26 年 10 月 10 日	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
日本原子力発電 (株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年)	平成 28 年 2 月 15 日	平成 29 年 2 月 2 日	平成 29 年 2 月 17 日

※1：原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

## 8. 廃止措置計画認可等の状況

施設の種類	申請者	対象施設	申請日	認可日
実用発電用 原子炉 (廃止措置 中：18 施 設)	日本原子力発電 (株)	東海発電所	平成 18 年 3 月 10 日	平成 18 年 6 月 30 日
		敦賀発電所 1 号機	平成 28 年 2 月 12 日	平成 29 年 4 月 19 日
	東北電力 (株)	女川原子力発電所 1 号機	令和元年 7 月 29 日	令和 2 年 3 月 18 日
	東京電力ホールデ ィングス (株)	福島第二原子力発電所 1,2,3,4 号機	令和 2 年 5 月 29 日	令和 3 年 4 月 28 日
	中部電力 (株)	浜岡原子力発電所 1,2 号機	平成 21 年 6 月 1 日	平成 21 年 11 月 18 日
	関西電力 (株)	美浜発電所 1,2 号機	平成 28 年 2 月 12 日	平成 29 年 4 月 19 日
		大飯発電所 1,2 号機	平成 30 年 11 月 22 日	令和元年 12 月 11 日
	中国電力 (株)	島根原子力発電所 1 号機	平成 28 年 7 月 4 日	平成 29 年 4 月 19 日
	四国電力 (株)	伊方発電所 1 号機	平成 28 年 12 月 26 日	平成 29 年 6 月 28 日
		伊方発電所 2 号機	平成 30 年 10 月 10 日	令和 2 年 10 月 7 日
	九州電力 (株)	玄海原子力発電所 1 号機	平成 27 年 12 月 22 日	平成 29 年 4 月 19 日
		玄海原子力発電所 2 号機	令和元年 9 月 3 日	令和 2 年 3 月 18 日
加工施設 (1 施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構	人形峠環境技術センター	平成 30 年 9 月 28 日	令和 3 年 1 月 20 日
試験研究用 等原子炉施 設 (廃止措置 中：14 施 設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構	原子力科学研究所 JRR-2	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 11 月 6 日
		原子力科学研究所 JRR-4	平成 27 年 12 月 25 日	平成 29 年 6 月 7 日
		原子力科学研究所 過渡臨界実験装 置 (TRACY)	平成 27 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 7 日
		原子力科学研究所 軽水臨界実験装 置 (TCA)	平成 31 年 4 月 26 日	令和 3 年 3 月 17 日
		原子力科学研究所 高速炉臨界実験 装置 (FCA)	令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日
		大洗研究所 重水臨界実験装置 (DCA)	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 10 月 20 日
		大洗研究所 材料試験炉 (JMTR)	令和元年 9 月 18 日	令和 3 年 3 月 17 日
		青森研究開発センター 原子力第 1 船 むつ	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 10 月 20 日
	国立大学法人東京大 学	国立大学法人東京大学大学院工学系 研究科原子力専攻 東京大学原子炉 (弥生)	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 8 月 24 日
	学校法人立教学院立 教大学	立教大学原子力研究所 立教大学炉	平成 18 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 1 日
	学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所 東京都 市大学炉	平成 18 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 5 日

施設の種類	申請者	対象施設	申請日	認可日
	(株) 日立製作所 王禅寺センタ	日立教育訓練用原子炉 (HTR)	平成 18 年 5 月 31 日	平成 19 年 4 月 20 日
	(株) 東芝 原子力 技術研究所	東芝臨界実験装置 (NCA)	令和元年 12 月 23 日	令和 3 年 4 月 28 日
		東芝教育訓練用原子炉 (TTR-1)	平成 18 年 3 月 31 日	平成 19 年 5 月 22 日
研究開発段階 発電用原子炉 (廃止措置 中：2 施設)	国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構	新型転換炉原型炉ふげん	平成 18 年 11 月 7 日	平成 20 年 2 月 12 日
再処理施設		高速増殖炉原型炉もんじゅ	平成 29 年 12 月 6 日	平成 30 年 3 月 28 日
		核燃料サイクル工学研究所再処理施 設	平成 29 年 6 月 30 日	平成 30 年 6 月 13 日

## 第4 安全研究の推進と規制基準の継続的改善関係資料（第2章第2節関係）

### 1. 令和4年度実施安全研究

番号	研究分野	プロジェクト名	実施期間
1	外部事象	震源近傍の地震ハザード評価手法の高度化に関する研究	令和2年度－令和5年度
2		津波評価手法及び既往津波の波源推定に関する研究	令和3年度－令和6年度
3		断層の活動性評価に関する研究	令和2年度－令和5年度
4		大規模噴火プロセス等の知見の蓄積に係る研究	令和元年度－令和5年度
5		外部事象に係る施設・設備のフラジリティ評価手法の高度化に関する研究	令和3年度－令和6年度
6	火災防護	火災防護に係る影響評価に関する研究（フェーズ2）	令和3年度－令和6年度
7	リスク評価	原子力規制検査のためのレベル1 PRAに関する研究	令和4年度－令和8年度
8	シビアアクシデント	重大事故時における重要物理化学現象の不確かさ低減に係る実験	令和2年度－令和7年度
9		軽水炉の重大事故時における不確かさの大きな物理化学現象に係る解析コードの開発	平成29年度－令和4年度
10		軽水炉の重大事故における格納容器機能喪失及び確率論的リスク評価に係る解析手法の整備	平成29年度－令和4年度
11	熱流動・核特性	原子力プラントの熱流動最適評価に関する安全研究	令和元年度－令和4年度
12		核特性解析における最適評価手法及び不確かさ評価手法に関する研究	令和3年度－令和6年度
13	核燃料	事故時炉心冷却性に対する燃料破損影響評価研究	令和元年度－令和5年度
14	材料・構造	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究	令和2年度－令和6年度
15	特定原子力施設	福島第一原子力発電所燃料デブリの臨界評価手法の整備	平成26年度－令和6年度
16	核燃料サイクル施設	再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の事象進展に係る研究	令和3年度－令和7年度
17		使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究	令和2年度－令和5年度
18	放射性廃棄物埋設施設	廃棄物埋設における長期性能評価に関する研究	令和3年度－令和6年度
19	廃止措置・クリアランス	放射性廃棄物の放射能濃度等の定量評価技術に関する研究	令和3年度－令和6年度
20	原子力災害対策	特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル（EAL）見直しに関する研究	令和3年度－令和7年度
21	放射線防護	放射線防護のための線量及び健康リスク評価の精度向上に関する研究	令和4年度－令和8年度



## 2. 論文誌への掲載、論文発表リスト

No.	区分	論文タイトル等
1	論文誌への掲載	Matsu'ura, T., Ueno, T., "Late Quaternary tephrostratigraphy and pollen stratigraphy of Uwa Formation, Shikoku Island, SW Japan: Reconsidering the MIS 11 super-interglacial horizon", Quaternary Geochronology, Vol. 73, 101383, 2022.
2		杉野英治、阿部雄太、「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響」、日本地震工学会論文集、22 巻、4 号、pp.1-22、令和 4 年
3		寺垣俊男、平野雅司、森憲治、迎隆、「起因事象マトリックス法による地震リスク評価」、日本原子力学会和文論文誌、21 巻、4 号、pp.201-215、令和 4 年
4		Azuma, K., Li, Y., "Closed-Form Stress Intensity Factor Solutions for Circumferential and Axial Surface Cracks With Large Aspect Ratios in Pipes.", Journal of Pressure Vessel Technology, Vol. 144, No. 6, 061303, 2022.
5		Sakai, H., Yoshii, T., Yunoki, A., "Evaluation of the probability distribution of radioactivity estimated by inverse problem solution using Monte Carlo Method", Applied Radiation and Isotopes, Vol. 187, 110338, 2022.
6		山口晃範、横塚宗之、古田昌代、久保田和雄、藤根幸雄、森憲治、吉田尚生、天野祐希、阿部仁、「再処理施設における高レベル濃縮廃液の蒸発乾固時の事象進展の整理」、日本原子力学会和文論文誌、21 巻、4 号、pp.173-182、令和 4 年
7		道口陽子、杉野英治、三戸部佑太、田中仁、「地殻変動の水平変位寄与分の考慮方法の違いによる 2011 年東北地方太平洋沖地震津波の推定波源のすべり量分布の比較」、日本地震工学会論文集、22 巻、5 号、pp.25-42、令和 4 年
8		日比野憲太、橋本紀彦、藤原啓太、高松直丘、「水平加力を受ける隔壁方式の鋼板コンクリート構造製の基礎構造物の三次元非線形有限要素法解析」、コンクリート工学年次論文集、44 巻、2 号、pp.655-660、2022
9		後神進史、仁井田浩二、「PHITS におけるスカイシャイン線量ハイブリッド接続計算機能の開発」、日本原子力学会和文論文誌、21 巻、3 号、pp.144-154、令和 4 年
10		栗原かのこ、堀越洸、中里雅樹、高橋宏明、平田岳史、「飛行時間型 ICP-MS による微粒子の個別分析法の開発」、分析化学、71 巻、4.5 号、pp. 277-282、令和 4 年
11		Yoshii, H., Uwatoko, T., Takahashi, H., Sakai, Y., "Determination of trace levels of uranium in waste solutions by energy dispersive X-ray fluorescence following adsorption on graphene oxide", X-Ray Spectrometry, Vol. 51, Issue 5-6, pp. 454-463, 2022.
12		Kitano, K., Akiyama, H., "Research on the properties of high-burnup and high plutonium content mixed-oxide fuels", Journal of Nuclear Materials, Vol. 572, 154075, 2022.
13		Okawa, T., Shiba, S., "A numerical investigation into Metallic-Melt continuous drainage in the core support plate region of a BWR for the initial phase of core melt progression", Annals of Nuclear Energy, Vol. 175, 109178, 2022.
14		Kijima, T., Sasagawa, T., Sawaguchi, T., Yamada, N., "A model for estimating the hydraulic conductivity of bentonite under various density conditions", Hydrology Research, Vol. 53, No. 10, pp. 1256-1270, 2022.
15		渡辺藍己、芳賀明日香、皆川武史、池田雅昭、平井直志、大木義路、「原子力発電所から撤去された FR-EPDM ケーブルの重大事故環境下に

No.	区分	論文タイトル等
		おける絶縁性能」、電気学会論文誌 A、142 巻、9 号、pp.368-374、令和 4 年
16		廣田明成、伊藤一充、「中深度処分における隆起と侵食の考え方」、原子力バックエンド研究、29 巻、2 号、pp.119-129、令和 4 年
17		Yoshii, T., Sakai, H., Tagawa, H., Kawarabayashi, J., “Study on the effects of heterogeneity of objects placed in storage containers on simple radioactivity evaluation”, Annals of Nuclear Energy, Vol. 177, 109313, 2022.
18		日高慎士郎、東喜三郎、庄司学、藤本滋、「耐震信頼性実証試験に基づく PWR 鋼製原子炉格納容器の耐震性評価に関する検討（座屈設計評価手法において座屈耐力に考慮される保守性の明確化）」、日本機械学会論文集、88 巻、913 号、p.22-00146、令和 4 年
19		Murota, K., Saito, T., “Pore size effects on surface charges and interfacial electrostatics of mesoporous silicas”, Physical Chemistry Chemical Physics, Vol. 24, pp. 18073–18082, 2022.
20		東原知広、市来高彦、入江正明、長田昌彦、「廃棄物埋設における掘削に伴う岩盤の力学状態と水理特性を踏まえた地下水流動評価の考え方」、第 49 回岩盤力学に関するシンポジウム講演集、pp.247-252、令和 5 年
21		市来高彦、東原知広、入江正明、長田昌彦、「廃棄物埋設における岩盤の力学水理連成試験機の製作と動作確認試験」、第 49 回岩盤力学に関するシンポジウム講演集、pp.253-258、令和 5 年
22		Villanueva W., Hoseyni S. M., Bechta S., Hotta, A., “Experimental investigation of melt infiltration and solidification in a pre-heated particle bed”, Physics of Fluids, Vol. 34, Issue 12, 123326, 2022.
23		Ishizu, T., Sonoda, H., Fujita, S., “THEFIS test simulation to validate a freezing model of ASTERIA-SFR core disruptive accident analysis code”, Journal of Nuclear Engineering, Vol. 4, Issue 1, pp. 154–164, 2023.
24		Sekine, M., Furuya, M., “Development of measurement method for temperature and velocity field with optical fiber sensor”, Sensors, Vol. 23, Issue 3, 1627, 2023.
25		芳賀明日香、渡辺藍己、皆川武史、池田雅昭、平井直志、大木義路、「重大事故環境下での原子力発電所用安全系低圧ケーブルの絶縁特性に及ぼす酸素の影響」、電気学会論文誌 A、143 巻、3 号、pp.83-90、令和 5 年
26		Coules, H., Probert, M., Azuma, K., Truman, C., Seow, C., Pirling, T., Cabeza, S., “Subsurface fatigue crack tip strains in 7475-T7351 aluminium alloy measured using stroboscopic neutron diffraction”, Fatigue & Fracture of Engineering Materials & Structures, Vol. 46, Issue 5, pp. 1735-1749, 2023.
1	国際会議 における	Fujita, T., “An influence of manufacturing tolerances on pin-cell k-infinity of MOX fuel using data from the FUBILA experiment program”, Proceedings of PHYSOR2022, 2022.
2	論文発表	Nishiono, K., Ramos M., Hamaguchi, Y., Mosleh A., “Dependency Analysis within Human Failure Events for Nuclear Power Plant: Comparison between Phoenix and SPAR-H”, Proceedings of PSAM 16, 2022.
3		Kubo, K., Fujiwara, K., Tanaka, Y., Hakuta, Y., Arake, D., Uchiyama, T., Muramatsu, K., “A Scoping study on the use of direct quantification of fault tree using monte carlo simulation in seismic probabilistic risk assessments”, 29th International Conference on Nuclear Engineering (ICONE 29), 2022 .

No.	区分	論文タイトル等
4		Kakiuchi, K., Yamauchi, A., Amaya, M., Udagawa, Y., Kitano, K., “Mechanical property evaluation with nanoindentation method on Zircaloy-4 cladding tube after LOCA-simulated experiment”, Proceedings of TopFuel2022, 2022.

・「安全研究により優れた学術的な成果を創出したことが評価され、学会賞を1件受けた（日本原子力学会賞技術賞1件）」のリスト

No.	賞の名称	受賞者
1	第55回（2022年度）日本原子力学会賞技術賞	技術基盤グループシビアアクシデント研究部門 塚本直史 主任技術研究調査官、金子順一 主任技術研究調査官

### 3. 特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項

(制定 令和4年8月24日原規規発第2208241号 原子力規制委員会決定)

令和4年8月24日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(平成27年5月22日閣議決定)を受け、「概要調査地区等<sup>※1</sup>の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」(以下「考慮事項」という。)について、令和4年1月から7回にわたり審議を重ねてきた。審議に当たっては、我が国における火山の発生メカニズム等についての最新の科学的知見を確認する観点から、火山の専門家からの意見聴取を実施した。

原子力規制委員会は、審議の結果、最終処分施設建設地の選定時に、最終処分施設の設計による対応が困難であり、最終処分施設の設置を避けることにより対応する必要がある事象を対象に、以下の1. から4. を「考慮事項」とすることを決定した。

「考慮事項」は、概要調査地区等の選定時において、それぞれの時点で得られている情報に基づき、適切に考慮されるべきである。

また、各段階の調査において行われるボーリング等の調査は、断層の有無や地下水の流況等、重要な地質情報を収集するための行為である一方、天然バリアに対する擾乱を伴う行為であり、放射性物質の移動の促進につながる場の形成や地下水の流動特性の変化など、地質環境に対する影響が想定される。このため、ボーリング等の調査を実施する際には、この両方の側面を考慮する必要がある。さらに、最終処分施設建設地に関し、各調査段階において行われるボーリング等の調査によって得られた情報は、長期間にわたる埋設事業の期間中、保存しておく必要がある。

#### 1. 断層等

次に掲げる断層等を避けること。

- ① 後期更新世以降(約12~13万年前以降)の活動が否定できない断層等のうち震源として考慮する活断層
- ② 上記①の活断層の活動に伴い損傷を受けた領域
- ③ 後期更新世以降(約12~13万年前以降)の活動が否定できない断層等のうち地震活動に伴って永久変位が生じる断層及び変位を及ぼす地すべり面
- ④ 上記①及び③の断層等以外のものであって規模が大きい断層

※1 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地のことをいう。

ここで、後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等の認定に当たって、後期更新世（約 12～13 万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約 40 万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面<sup>2</sup>での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。

## 2. 火山現象

次に掲げる場所を避けること。

- ① マグマの貫入による人工バリアの破壊が生ずるような第四紀（現在から約 258 万年前まで）における火山活動に係る火道、岩脈等の履歴が存在する場所
- ② 第四紀に活動した火山の活動中心からおおむね 15 キロメートル以内の場所
- ③ 第四紀に活動した火山が存在しない場所であっても、新たな火山が生じる可能性のある場所。ここで、プレートの特性や運動と深い関係があるマグマの発生の傾向は今後 10 万年程度の間大きく変化することは想定し難いことを考慮した上で、新たな火山が生じる可能性について検討すること。

## 3. 侵食

中深度処分<sup>※3</sup>より更に深い深度を確保すること。この際、隆起・沈降及び気候変動による大陸氷床量の増減に起因する海水準変動を考慮した侵食による深度の減少を考慮すること。

## 4. 鉱物資源等の掘採

資源利用のための掘削が行われる可能性がある十分な量及び品位の鉱物資源<sup>※4</sup>の鉱床の存在を示す記録が存在しないこと並びに地温勾配が著しく大きくなること。

※<sup>2</sup> 本考慮事項において、「設置面」とは人工バリアを設置しようとする場所を指す。

※<sup>3</sup> 地表から深さ 70 メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地において放射性廃棄物（廃炉等に伴い発生する比較的放射能レベルの高いもの）を埋設の方法により最終的に処分すること。核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号）第 1 条の 2 第 2 項第 3 号に規定されているものをいう。

※<sup>4</sup> 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定されているものをいう。

## 第5 核セキュリティ対策の推進関係資料（第3章第1節関係）

### 1. 核物質防護規定の認可等の件数

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	67件（内訳） 加工施設 1件 試験研究用等原子炉 8件 実用発電用原子炉 38件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 0件 再処理施設 4件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 12件
実施計画の変更の認可	特定原子力施設 4件
核物質防護規定の遵守状況の検査 （原子力規制検査（核物質防護））	127件（内訳） 加工施設 15件 試験研究用等原子炉 10件 実用発電用原子炉 66件 研究開発段階炉 4件 貯蔵施設 2件 再処理施設 8件 廃棄物管理施設 4件 核燃料物質使用施設 18件
実施計画の遵守状況の検査	特定原子力施設 6件

第6 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視関係資料（第4章第1節関係）

1. 特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	13
使用前検査の終了	12
試験使用の承認	0
一部使用の承認	1
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	14
輸入溶接検査の終了	0
施設定期検査の終了	1
保安検査	4

## 第7 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善関係資料（第5章第2節関係）

### 1. 放射性同位元素等規制法に基づく審査・検査等の状況

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

#### （1）審査等

事業者	申請・届出等の種類	件数
許可使用者 （事業所数：2072）	使用の許可（承認）申請	14
	許可使用に係る変更の許可（承認）申請	271
	廃止の届出	43
届出使用者 （事業所数：413）	使用の届出	20
	使用の届出に係る変更の届出	39
	廃止の届出	10
表示付認証機器届出使用者 （事業所数：5070）	表示付認証機器の使用の届出	653
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	789
	廃止の届出	645
届出販売業者 （事業所数：329）	販売業の届出	4
	販売業の届出に係る変更の届出	48
	廃止の届出	5
届出賃貸業者 （事業所数：167）	賃貸業の届出	2
	賃貸業の届出に係る変更の届出	25
	廃止の届出	2
許可廃棄業者 （事業所数：7）	廃棄業の許可（承認）申請	0
	廃棄業に係る変更の許可申請	2
	廃止の届出	0
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認申請	2
登録機関 （登録機関数：19）	登録申請	0
	登録更新申請	3
	業務規程の認可申請・届出	0
	業務規程の変更の認可申請・届出	18

#### （2）検査

許可届出使用者等	放射線障害の防止に係る立入検査	90
	特定放射性同位元素の防護に係る立入検査	137
登録機関	登録機関の業務の実施状況に係る立入検査	13



## 第8 各種検討会合等の実績

※各審議会等の実績はいずれも令和4年度末時点

### 1. 審議会等

- (1) 原子炉安全専門審査会
- (2) 核燃料安全専門審査会
- (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会等
- (4) 放射線審議会
- (5) 国立研究開発法人審議会

### 2. 審査会合

- (1) 新規制基準適合性に係る審査会合
- (2) 原子力施設の廃止措置に係る審査会合
- (3) クリアランスに関する審査会合
- (4) 輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合
- (5) 特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合

### 3. 各種検討チーム

- (1) 環境放射線モニタリング技術検討チーム
- (2) 東海再処理施設安全監視チーム
- (3) もんじゅ廃止措置安全監視チーム
- (4) 発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム
- (5) 中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム
- (6) デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム
- (7) 設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム

### 4. 特定の調査・検討会

- (1) 特定原子力施設監視・評価検討会
- (2) 特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会
- (4) 福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議
- (5) 技術情報検討会
- (6) 技術評価検討会

### 5. その他

- (1) 原子力規制委員会政策評価懇談会
- (2) 行政事業レビュー外部有識者会合
- (3) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合
- (4) 実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合
- (5) 1相開放故障事象（OPC）に対する国内原子力発電所等の対応に係る担当者レ

ベルでの技術的意見交換

- (6) 敦賀 2 号機のボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析に係る公開会合
- (7) 研究評価委員会・研究成果報告会（放射線安全規制研究戦略的推進事業）
- (8) 原子力事業者防災訓練報告会
- (9) 火山の発生メカニズム等に関する意見聴取会合
- (10) 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換
- (11) 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合
- (12) 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合
- (13) 検査制度に関する意見交換会合
- (14) 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合

## 1. 審議会等

### (1) 原子炉安全専門審査会

#### 概要

原子炉安全専門審査会（炉安審）は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。炉安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

原子力規制委員会は、平成 25 年度第 41 回原子力規制委員会（平成 26 年 2 月 5 日）において原子力規制委員会設置法を踏まえた炉安審の設置方針を決定し、これに基づき平成 26 年 5 月 12 日に第 1 回審査会を開催している。それ以降、定期的に炉安審を開催している。

令和 4 年度第 53 回原子力規制委員会（令和 4 年 11 月 22 日）において、調査審議事項の改正を決定した。

令和 4 年度は、炉安審を 1 回、原子炉安全基本部会を 2 回、地震・津波部会を 1 回、火山部会を 1 回開催した。また、令和 4 年度第 3 回原子力規制委員会（令和 4 年 4 月 13 日）において第 10 回原子力安全基本部会（令和 4 年 3 月 15 日）、令和 4 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 4 年 7 月 22 日）において第 11 回原子炉安全基本部会（令和 4 年 6 月 10 日）及び第 2 回地震・津波部会（令和 4 年 6 月 23 日）、令和 4 年度第 64 回原子力規制委員会（令和 5 年 1 月 18 日）において第 11 回火山部会（令和 4 年 11 月 18 日）及び第 12 回原子炉安全基本部会（令和 4 年 12 月 8 日）の審議状況について報告を受けた。

## 委員構成

審査委員	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事 原子力科学研究部門長 兼 安全研究・防災支援部門長
	小川 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター センター長 教授
	勝田 忠広	明治大学法学部専任教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 副所長
	熊崎 美枝子	国立大学法人横浜国立大学環境情報研究院准教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学系研究科准教授
	関村 直人◎	国立大学法人東京大学副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学名誉教授 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター 長
	中川 聡子	東京都市大学名誉教授
	中島 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所所長・教授
	中村 いずみ	東京都市大学理工学部原子力安全工学科教授
	西山 裕孝	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター センター長
	久田 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所准教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター副センター長
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所准教授
	牟田 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科准教授
	茂木 俊夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科准教授
	山岡 耕春	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 環境学研究科教授
山路 哲史	学校法人早稲田大学理工学術院先進理工学研究科 共同原子力専攻教授	
吉田 浩子	国立大学法人東北大学 サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター研究教授	
吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 核燃料管理施設准教授	

	米岡 優子	一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構理事
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科教授
	高橋 智幸	学校法人関西大学副学長 同学社会安全学部教授
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所教授
	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所准教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学大学院理工学研究科准教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当教授
	三浦 哲	国立大学法人東北大学大学院 理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター 教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員
	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員 同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ 研究グループ長

※◎は会長

### 地震・津波部会委員構成

審査委員	久田 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所准教授
	山岡 耕春◎	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 環境学研究科教授
臨時委員	高橋 智幸	学校法人関西大学副学長 同学社会安全学部教授
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ主任研究員

※◎は部会長

### 火山部会委員構成

審査委員	小川 康雄◎	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター センター長 教授
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科教授
	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所准教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学大学院理工学研究科准教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当教授
	三浦 哲	国立大学法人東北大学大学院 理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター 教授
専門委員	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員 同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管 理室 室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン ター活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ 研究グループ長

※◎は部会長

### 原子炉安全基本部会委員構成

審査委員	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事 原子力科学研究部門長 兼 安全研究・防災支援部門長
	勝田 忠広	明治大学法学部専任教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 副所長
	熊崎 美枝子	国立大学法人横浜国立大学環境情報研究院准教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学系研究科准教 授
	関村 直人◎	国立大学法人東京大学副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学名誉教授 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センタ ー長
	中川 聡子	東京都市大学名誉教授
	中島 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所所長・教授
	中村 いずみ	東京都市大学理工学部原子力安全工学科教授
	西山 裕孝	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター センター長

	久田 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所准教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター副センター長
	牟田 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科准教授
	茂木 俊夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科准教授
	山路 哲史	学校法人早稲田大学理工学術院先進理工学研究科 共同原子力専攻教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学 サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター研究教授
	吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 核燃料管理施設准教授
	米岡 優子	一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構理事

※◎は部会長

## (2) 核燃料安全専門審査会

### 概要

核燃料安全専門審査会(燃安審)は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。燃安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

原子力規制委員会は、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)において原子力規制委員会設置法を踏まえた燃安審の設置方針を決定し、これに基づき平成26年5月12日に第1回審査会を開催している。それ以降、定期的に燃安審を開催している。

令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)において、調査審議事項の改正を決定した。

令和4年度は、燃安審を1回、核燃料安全基本部会を2回、地震・津波部会を1回、火山部会を1回開催した。また、令和4年度第3回原子力規制委員会(令和4年4月13日)において第4回核燃料安全基本部会(令和4年3月15日)、令和4年度第25回原子力規制委員会(令和4年7月22日)において第5回核燃料安全基本部会(令和4年6月10日)及び第2回地震・津波部会(令和4年6月23日)、令和4年度第64回原子力規制委員会(令和5年1月18日)において第11回火山部会(令和4年11月18日)及び第6回核燃料安全基本部会(令和4年12月8

日) の審議状況について報告を受けた。

### 委員構成

審査委員	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授 同学エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻教授
	榎田 洋一	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科教授
	小川 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センターセンター長 教授
	勝田 忠広	明治大学法学部専任教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所教授
	黒崎 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学系研究科 准教授
	斉藤 拓巳	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授
	角 美奈子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治療科部長
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学名誉教授 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 副部門長
	久田 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所准教授
	山岡 耕春	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 環境学研究科教授
	山本 章夫◎	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター研究教授
	吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設准教授
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科教授
	高橋 智幸	学校法人関西大学副学長 同学社会安全学部教授
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所教授

	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所准教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学大学院理工学研究科准教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当教授
	三浦 哲	国立大学法人東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター 教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ主任研究員
	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員 同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ 研究グループ長

※◎は会長

#### 地震・津波部会委員構成

審査委員	久田 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所准教授
	山岡 耕春◎	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院環境学研究科教授
臨時委員	高橋 智幸	学校法人関西大学副学長 同学社会安全学部教授
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ主任研究員

※◎は部会長

#### 火山部会委員構成

審査委員	小川 康雄◎	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター センター長 教授
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科教授
	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所准教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学大学院理工学研究科准教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当教授
	三浦 哲	国立大学法人東北大学大学院 理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター 教授



専門委員	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員 同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測 管理室室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン ター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ 研究グル ープ長

※◎は部会長

### 核燃料安全基本部会委員構成

審査委員	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授 同学エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻 教授
	榎田 洋一	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研 究科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部専任教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所教授
	黒崎 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学系研究科 准教 授
	斉藤 拓巳	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教 授
	角 美奈子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治 療科部長
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学名誉教授 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 副部門長
	久田 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	山本 章夫◎	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学 サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター研究教授
吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 核燃料管理施設准教授	

※◎は部会長

### (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会等

#### 原子炉安全基専門審査会・核燃料安全専門審査会の開催実績

炉安審 回	燃安審 回	月/日	議題
22 合同	28 合同	10/3～ 10/5 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全専門審査会の会長互選について</li> <li>核燃料安全専門審査会の会長互選について</li> </ul>

#### 原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会の開催実績

炉安基 回	燃安基 回	月/日	議題
11 合同	5 合同	6/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査について</li> <li>国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について</li> <li>その他</li> </ul>
12 合同	6 合同	12/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全基本部会 部会長の選任等について</li> <li>核燃料安全基本部会 部会長の選任等について</li> <li>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項</li> <li>発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について</li> <li>原子力規制検査について</li> <li>国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について</li> <li>その他</li> </ul>

#### 炉安審・燃安審地震・津波部会の開催実績

回	月日	議題
2	6/23	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁が収集した地震・津波等の事象に関する知見の分析結果について</li> <li>その他</li> </ul>

#### 炉安審・燃安審火山部会の開催実績

回	月日	議題
11	11/18	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山事象に関する知見等に係る情報の収集・分析結果について</li> <li>発電用原子炉設置者及び核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について</li> <li>その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>九州電力株式会社川内原子力発電所への視察について（報告）</li> </ul> </li> </ul>

原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会への  
調査審議事項

調査審議事項	付託された部会
1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。 【令和4年11月、炉安審及び燃安審への指示】	炉安審原子炉安全基本部会 燃安審核燃料安全基本部会
2. 令和2（2020）年1月に実施されたIRRS（IAEAの総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。 【令和4年11月、炉安審及び燃安審への指示】	炉安審原子炉安全基本部会 燃安審核燃料安全基本部会
3. 令和2（2020）年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。 【令和4年11月、炉安審及び燃安審への指示】	炉安審原子炉安全基本部会 燃安審核燃料安全基本部会
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。 【令和4年11月、炉安審及び燃安審への指示】	炉安審原子炉安全基本部会 燃安審核燃料安全基本部会
5. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。 【令和4年11月、炉安審への指示】	炉安審火山部会
6. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。 【令和4年11月、燃安審への指示】	燃安審火山部会
7. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。 【令和4年11月、炉安審及び燃安審への指示】	炉安審地震・津波部会 燃安審地震・津波部会
8. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。 【令和4年11月、炉安審及び燃安審への指示】	炉安審火山部会 燃安審火山部会

## (4) 放射線審議会

### 概要

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が設置されている。

令和4年度においては、総会を3回開催し、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係る答申において留意すべき事項等となった電離放射線障害防止規則等の改正後の運用についてのフォローアップを行うとともに、放射線防護に関する国際動向について原子力規制庁から報告された。

また、ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れ状況についてこれまでの対応実績や進捗の確認を行ったうえで、今後の対応方針について審議した。

さらに岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めるため、海外及び国内の知見について外部の専門家や原子力規制庁から報告を受けるとともに、検討の進め方等について審議した。

### 委員構成

委員	石井 哲朗	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 J-PARC センター 特別専門職
	大野 和子	学校法人島津学園 京都医療科学大学 医療科学部 放射線技術学科 教授
	小田 啓二〇	一般財団法人 電子科学研究所 理事 国立大学法人 神戸大学 名誉教授
	甲斐 倫明◎	学校法人文理学園 日本文理大学 新学部設置準備室 教授
	神田 玲子	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 副所長 放射線影響研究部部長
	岸本 充生	国立大学法人 大阪大学 データビリティフロンティア機構 教授 社会技術共創研究センター長
	高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 予防医学教室 主任教授
	高田 千恵	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部次長
	谷川 攻一	福島県ふたば医療センター センター長・附属病院長 福島県立医科大学 特任教授 広島大学 名誉教授
	中村 伸貴	公益社団法人 日本アイソトープ協会 医薬品部 部長

	細野 眞	近畿大学 医学部 放射線医学教室 教授
	松田 尚樹	国立大学法人 長崎大学 放射線総合センター 特命教授
	横山 須美	学校法人藤田学園 藤田医科大学 研究支援推進本部 オープンファシリティセンター 准教授
	吉田 浩子	国立大学法人 東北大学 サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 研究教授

※◎は会長、○は会長代理

### 放射線審議会の開催実績

回	月日	議題
156	7/11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任及び会長代理の指名</li> <li>・放射線審議会運営規程の改訂について</li> <li>・ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れ状況について</li> <li>・放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向について</li> <li>・自然起源放射性物質に関する現況について</li> <li>・その他</li> </ul>
157	11/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップについて —医療従事者の線量管理の徹底と被ばく低減に向けた取組について—</li> <li>・自然起源放射性物質に関する現況について</li> <li>・その他</li> </ul>
158	3/20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効線量係数等 (ICRP2007年勧告の取入れ) 及び実用量の今後の進め方について</li> <li>・自然起源放射性物質に関する現況について</li> <li>・眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係る関係行政機関の対応状況について</li> <li>・その他</li> </ul>

## (5) 国立研究開発法人審議会

### 概要

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成27年4月10日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

令和4年度においては量子科学技術研究開発機構部会を計3回開催し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務実績評価、次期（第2期）中長期目標等について意見聴取を行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を計2回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和3年度及び第3期中長期目標期間（平成27年度から令和3年度）における業務実績評価等について意見聴取を行った。

### 委員構成

委員	甲斐 倫明○	学校法人文理学園 日本文理大学 新学部設置準備室 教授
	浅利 靖	学校法人北里研究所 北里大学 副学長・医学部長
	越塚 誠一◎	国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 教授
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所 所長
	山本 章夫	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科 教授
	大庭 三枝	学校法人神奈川大学 法学部・法学研究科 教授

※◎は会長、○は会長代理

### 各部会の委員構成

#### ・量子科学技術研究開発機構部会

委員	甲斐 倫明	学校法人文理学園 日本文理大学 新学部設置準備室 教授
	浅利 靖	学校法人北里研究所 北里大学 副学長・医学部長
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所 所長

#### ・日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科 教授
	大庭 三枝	学校法人神奈川大学 法学部・法学研究科 教授

## 各部会の開催実績

### ・量子科学技術研究開発機構部会

回	月日	議題
14	7/5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和3年度業務実績に関する評価について</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の第1期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価について (以上、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構からのヒアリング)</li> <li>・その他</li> </ul>
15	8/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和3年度業務実績評価(原子力規制委員会共管部分)(案)に関する意見の取りまとめ</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の第1期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価(原子力規制委員会共管部分)(案)に関する意見の取りまとめ</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務及び組織全般の見直し(原子力規制委員会共管部分)(案)について</li> <li>・その他</li> </ul>
16	12/16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標及び評価軸等案(いずれも原子力規制委員会共管部分)について</li> <li>・その他</li> </ul>

### ・日本原子力研究開発機構部会

回	月日	議題
18	7/22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の業務の実績に関する評価について</li> <li>・第3期中長期目標期間における業務の実績に関する評価について</li> <li>・原子力安全規制行政への技術支援及びそのための安全研究に係る予算及び人員等について</li> <li>・その他</li> </ul>
19	8/1～ 8/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の業務の実績に関する意見の取りまとめについて</li> <li>・第3期中長期目標期間における業務の実績に関する意見の取りまとめについて (書面審議)</li> </ul>

## 2. 審査会合

### (1) 新規制基準適合性に係る審査会合

#### 概要

平成 25 年 7 月 8 日に施行させた原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置変更許可申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、令和 4 年度において原子力発電所については計 93 回、核燃料施設等については計 45 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、令和 4 年度は計 4 回開催した。

#### 各審査会合の構成

##### ・原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員 (第 1072 回まで参加)
	杉山 智之	原子力規制委員会委員 (第 1074 回から参加)
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	市村 知也	原子力規制部長 (第 1056 回まで参加)
	大島 俊之	原子力規制部長 (第 1057 回から参加)
	小野 祐二	長官官房審議官
	田口 達也	安全規制管理官 (実用炉審査担当) (第 1055 回まで参加)
	渡邊 桂一	安全規制管理官 (実用炉審査担当) (第 1058 回から参加)
	内藤 浩行	安全規制管理官 (地震・津波審査担当)
	戸ヶ崎 康	安全規制調整官
	岩澤 大	安全規制調整官
	齋藤 哲也	安全規制調整官
	名倉 繁樹	安全規制調整官
	忠内 巖大	安全規制調整官
	止野 友博	安全管理調査官
	天野 直樹	安全管理調査官
	岩田 順一	安全管理調査官
	三井 勝仁	安全管理調査官 (第 1113 回から参加)
	関 雅之	企画調査官 (第 1059 回まで参加)
	奥 博貴	企画調査官 (第 1059 回から参加)
	野田 智輝	企画調査官 (第 1090 回から参加)
	江寄 順一	企画調査官



・核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 456 回まで参加）
	杉山 智之	原子力規制委員会委員（第 458 回から参加）
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	市村 知也	原子力規制部長（第 446 回まで参加）
	大島 俊之	原子力規制部長（第 452 回から参加）
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	内藤 浩行	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	金子 真幸	安全規制調整官（第 456 回から参加）
	荒川 一郎	安全管理調査官
	藤森 昭裕	安全管理調査官（第 447 回まで参加）
	細野 行夫	安全管理調査官
	小澤 隆寛	安全管理調査官
	岩田 順一	安全管理調査官
	三井 勝仁	安全管理調査官（第 474 回から参加）
	石井 敏満	企画調査官（第 438 回まで参加）
	古作 泰雄	企画調査官
松本 尚	企画調査官（第 469 回から参加）	
江崎 順一	企画調査官	

（２）原子力施設の廃止措置に係る審査会合

概要

原子力施設の廃止措置計画について、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る審査会合を開催している。令和 4 年度において原子力発電所については、計 6 回、核燃料施設等については計 3 回の審査会合を開催した。

各審査会合の構成

・実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 28 回まで参加）
	田中 知	原子力規制委員会委員（第 29 回から参加）
原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 26 回まで参加）
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 27 回から参加）
	戸ヶ崎 康	安全規制調整官

・核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 28 回まで参加）
	田中 知	原子力規制委員会委員（第 29 回から参加）
原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	細野 行夫	安全管理調査官

(3) クリアランスに関する審査会合

概要

原子力施設において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法について、原子力規制庁職員から成る検討チームを編成し、令和 4 年度は、1 回の審査会合を開催した。

審査会合の構成

原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）

(4) 輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合

概要

輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合について、原子力規制庁職員から成る検討チームを編成し、令和 4 年度は、計 3 回の審査会合を開催した。

審査会合の構成

原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	石井 敏満	企画調査官（第 13 回まで参加）

(5) 特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合

概要

特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合について、原子力規制庁職員から成る体制を整備し、開催している。令和 4 年度において審査会合を 9 回、書面審査を 1 回開催した。

審査会合の構成

原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 16 回まで参加）
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 17 回から参加）

	戸ヶ崎 康	安全規制調整官
--	-------	---------

**(6) 東京電力福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水の処分に係る  
実施計画に関する審査会合**

**概要**

東京電力福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合について、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る体制を整備し、開催した。令和4年度は計2回の審査会合を開催した。

なお、令和4年度第44回原子力規制委員会（令和4年10月12日）において、当該会合を吸収して新たに「特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合」を開催することについて了承した。

**審査会合の構成**

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	金子 修一	緊急事態対策監
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	澁谷 朝紀	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官

### 3. 各種検討チーム

#### (1) 環境放射線モニタリング技術検討チーム

##### 概要

緊急時及び平常時のモニタリングを適切に実施するためには、常にモニタリングの技術基盤の整備、実施方法の見直し、技能の維持を図っていくことが重要である。これに関して、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため、伴信彦委員及び外部専門家等から成る検討チームを令和4年度は2回開催した（詳細は、第5章第5節6.参照）。

##### チームの構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部教授
	猪股 弥生	金沢大学環日本海域環境研究センター 准教授
	植田 真司	公益財団法人環境科学技術研究所環境影響研究部部長
	國井 芳彦	福島県環境創造センター 調査・分析部部長
	島田 亜佐子	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門 安全研究センター燃料サイクル安全研究ディビジョン廃棄物・環境安全研究グループ研究主幹
	高田 兵衛	福島大学環境放射能研究所准教授
	武石 稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研修センター防災支援研修ディビジョン専門研修グループテクニカルアドバイザー
	山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
	山田 崇裕	近畿大学原子力研究所准教授
原子力規制庁	佐藤 暁	核物質・放射線総括審議官
	今井 俊博	監視情報課長
	新田 晃	放射線防護企画課長
	竹本 亮	放射線環境対策室長
	佐々木 潤	監視情報課企画官
	高橋 知之	放射線・廃棄物研究部門 統括技術研究調査官

#### (2) 東海再処理施設安全監視チーム

##### 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）における、リスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保のあり方等に

ついて継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を令和4年度は、計6回開催した。

#### チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官（第65回まで参加）
	大島 俊之	原子力規制部長（第66回から参加）
	森下 泰	長官官房審議官
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	細野 行夫	研究炉等審査部門 安全管理調査官

### （3）もんじゅ廃止措置安全監視チーム

#### 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成29年1月に設置し、令和4年度は計3回開催した。

#### チームの構成

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第41回まで参加）
	田中 知	原子力規制委員会委員（第42回から参加）
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	細野 行夫	研究炉等審査部門 安全管理調査官

### （4）発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム

#### 概要

発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策の規制への取り込みについて具体的な検討を進めるため、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から構成される検討チーム会合を、令和4年度に計2回開催した。

#### チームの構成

原子力規制委員会	杉山 智之	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	森下 泰	審議官
	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	今瀬 正博	技術基盤課原子力規制専門職

	関根 将史	シビアアクシデント研究部門技術研究調査官
	村上 恒夫	検査監督総括課課長補佐
	菊川 明広	実用炉監視部門管理官補佐
	上田 洋	専門検査部門企画調査官

### (5) 中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム

#### 概要

中深度処分対象廃棄物における放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価を行うことを目的として、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、外部専門家等から成る検討チーム会合を、令和4年度は計2回開催した。

#### チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	渡邊 直子	北海道大学工学研究院応用量子科学部門准教授
	富田 英生	名古屋大学大学院工学研究科エネルギー理工学専攻准教授
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構安全研究センター	武田 聖司	燃料サイクル安全研究ディビジョン廃棄物・環境安全研究グループリーダー
	島田 太郎	燃料サイクル安全研究ディビジョン廃棄物・環境安全研究グループ研究主幹
	島田 亜佐子	燃料サイクル安全研究ディビジョン廃棄物・環境安全研究グループ研究主幹
原子力規制庁	佐藤 暁	技術基盤グループ長
	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	大塚 伊知郎	放射線・廃棄物研究部門主任技術研究調査官
	佐藤 由子	放射線・廃棄物研究部門技術研究調査官
	古田 美憲	放射線・廃棄物研究部門技術研究調査官
	藤澤 博美	技術参与
	川崎 智	技術参与

### (6) デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム

#### 概要

デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価を行うことを目的として、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る検討チーム会合を、令和4年度は計2回開催した。

### チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	佐藤 暁	技術基盤グループ長
	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	今瀬 正博	技術基盤課原子力規制専門職
	濱口 義兼	シビアアクシデント研究部門主任技術研究調査官
	皆川 武史	システム安全研究部門技術研究調査官
	酒井 宏隆	放射線・廃棄物研究部門上席技術研究調査官
	瀧田 雅美	技術参与
	藤澤 博美	技術参与

### (7) 設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム

#### 概要

設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会規格の技術評価を行うことを目的として、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、外部専門家等から成る検討チーム会合を、令和4年度は計1回開催した。

### チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	大塚 雄市	国立大学法人長岡技術科学大学工学研究科准教授
	深沢 剛司	学校法人東京電機大学大学院工学研究科機械工学専攻准教授
	古川 敬	一般財団法人発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター所長
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構安全研究センター	知見 康弘	経年劣化研究グループリーダー
	山口 義仁	耐震・構造健全性評価研究グループ研究副主幹
原子力規制庁	佐藤 暁	技術基盤グループ長
	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	小嶋 正義	システム安全研究部門上席技術研究調査官
	水田 航平	システム安全研究部門技術研究調査官
	東 喜三郎	地震・津波研究部門技術研究調査官
	宮崎 毅	専門検査部門企画調査官
	南川 智嗣	専門検査部門上席原子力専門検査官
	菊池 正明	技術参与
	高倉 賢一	技術参与
		藤澤 博美

#### 4. 特定の調査・検討

##### (1) 特定原子力施設監視・評価検討会

###### 概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃炉作業に係る工程管理や安全対策等について評価及び必要な技術的助言を実施することを目的とし、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者等から成る特定原子力施設監視・評価検討会を開催している。令和4年度は、計8回開催した。

###### 検討会の構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	井口 哲夫	名古屋大学 名誉教授
	橘高 義典	東京都立大学大学院都市環境科学研究科建築学域 教授
	田中 清一郎	一般社団法人双葉町復興推進協議会 理事長
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻 教授
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会 会長
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科総合エネルギー工学専攻 教授
	原子力規制庁	櫻田 道夫
市村 知也		原子力規制技監（第101回から参加）
金子 修一		緊急事態対策監（第100回まで参加）
森下 泰		長官官房審議官（第101回から参加）
南山 力生		地域原子力規制総括調整官（福島担当）
竹内 淳		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
岩永 宏平		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官
澁谷 朝紀		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官
正岡 秀章		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室管理官補佐（第102回まで） 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官（第103回から）
大辻 絢子		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室管理官補佐（第103回から）
小林 隆輔		福島第一原子力規制事務所長
青木 広臣		放射線・廃棄物研究部門 主任技術研究調査官
安井 正也		原子力規制特別国際交渉官（第102回まで参加）



## (2) 特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合

### 概要

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の審査について、廃炉作業等を着実かつ速やかに進めるためにも迅速な審査が必要であることから、主要な技術的課題に係る議論を行うこと、その他規制要求等に係る技術的な課題を議論することを目的とし、原子力規制庁職員から成る特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合を開催している。令和4年度は、計8回開催した。

### 会合の構成

原子力規制庁	森下 泰	長官官房審議官
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	澁谷 朝紀	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	正岡 秀章	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	大辻 絢子	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐

## (3) 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会

### 概要

東京電力福島第一原子力発電所事故についての技術的な調査・分析に係る検討を行うことを目的とし、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、外部専門家及び日本原子力研究開発機構職員から成る東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を開催している。令和4年度は、当該検討会を計8回開催した。

### 検討会の構成

原子力規制委員会	更田 豊志	原子力規制委員会委員長（第31回まで参加）
	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第31回まで） 原子力規制委員会委員長（第32回から）
	杉山 智之	原子力規制委員会委員（第32回から参加）
外部専門家	市野 宏嘉	防衛大学校 准教授
	門脇 敏	長岡技術科学大学 教授
	二ノ方 壽	東京工業大学 名誉教授
	前川 治	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 技監
	宮田 浩一	原子力エネルギー協議会 部長
	牟田 仁	東京都市大学工学部原子力安全工学科 准教授

原子力規制庁	大石 佑治	大阪大学大学院 准教授 (第 30 回から参加)
	山路 哲史	早稲田大学理工学術院 教授 (第 31 回から参加)
	浦田 茂	三菱重工株式会社 部長 (第 31 回から参加)
	櫻田 道夫	原子力規制技監 (第 30 回まで参加)
	市村 知也	原子力規制技監 (第 31 回から参加)
	金子 修一	緊急事態対策監 (第 30 回まで参加)
	森下 泰	長官官房審議官 (第 31 回から参加)
	安井 正也	原子力規制特別国際交渉官
	遠山 眞	技術基盤課 課長
	平野 雅司	技術基盤課 技術参与
	阿部 豊	シビアアクシデント研究部門 総括技術研究調査官
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官
	星 陽崇	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室上席技術研究調査官
	角谷 愉貴	実用炉審査部門 管理官補佐 (第 30 回まで参加)
建部 恭成	実用炉審査部門主任安全審査官 (第 31 回から参加)	
上ノ内 久光	原子力安全人材育成センター 原子炉技術研修課 教官	
日本原子力研究開発機構	丸山 結	安全研究センター 副センター長
	与能本 泰介	安全研究センター 特別専門職
	杉山 智之	安全研究センター 副センター長 (第 31 回まで参加)
	天谷 政樹	安全研究センター 副センター長 (第 32 回から参加)

#### (4) 福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議

##### 概要

東京電力福島第一原子力発電所事故についての技術的な調査・分析に係る作業と廃炉作業の整合を図ることを目的とし、調査・分析の実施主体である原子力規制庁並びに廃炉作業の実施主体である資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力から成る福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を開催している。令和4年度は、計2回開催した。

##### 会議の構成

経済産業省	湯本 啓市	原子力事故災害対処審議官
資源エネルギー庁	福田 光紀	原子力発電所事故収束対応室長

	堤 理仁	原子力発電所事故収束対応室 企画官
	皆川 重治	原子力政策課原子力基盤室長
原子力規制庁	金子 修一	緊急事態対策監 (第9回まで参加)
	森下 泰	長官官房審議官 (第10回から参加)
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	正岡 秀章	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐 (第9回まで参加)
	大辻 絢子	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐 (第10回から参加)
	木原 昌二	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 室長補佐
	原子力損害賠償・廃 炉等支援機構	福田 俊彦
中野 純一		審議役
東京電力ホールデ ィングス株式会社	田南 達也	執行役員 福島第一廃炉推進カンパニー バ イスプレジデント (第9回まで参加)
	大野 公輔	執行役員 福島第一廃炉推進カンパニー バ イスプレジデント (第10回から参加)
	石川 真澄	理事 福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉技 術担当 (第9回まで参加)
	飯塚 直人	福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉技術担当 (第10回から参加)
	溝上 伸也	福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子 力発電所 燃料デブリ取り出しプログラム部 部長

## (5) 技術情報検討会

### 概要

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的として、2か月に1回程度の頻度で原子力規制委員会委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。令和4年度には、計6回の検討会を開催した。

### 検討会の構成

原子力規制委員会	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	原子力規制技監
長官官房	緊急事態対策監
	審議官 (技術基盤グループ担当)
	審議官 (検査・国際・1F担当)
	審議官 (審査担当)
	総務課国際室長

	総務課緊急事案対策室長
技術基盤グループ	技術基盤課長
	安全技術管理官（システム安全担当）
	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	安全技術管理官（地震・津波担当）
放射線防護グループ	放射線防護企画課長
原子力規制部	原子力規制部長
	原子力規制企画課長
	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
審査グループ	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
検査グループ	検査監督総括課長
	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	安全規制管理官（専門検査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
日本原子力研究開発機構	安全研究センター

## （6）技術評価検討会

### 概要

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家及び専門技術者から技術的評価を得るため、令和4年度においては、以下の3つの技術評価検討会を計5回開催した。

### 各検討会の構成

#### ・プラント安全技術評価検討会

外部専門家	北田 孝典	大阪大学大学院工学研究科環境エネルギー工学専攻教授
	五福 明夫	岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学学域 教授
	山路 哲史	早稲田大学理工学術院先進理工学研究科 教授
専門技術者	新井 健司	東芝エネルギーシステムズ株式会社 磯子エンジニアリングセンター 原子力安全システム設計部 担当部長
	梅澤 成光	MHI NS エンジニアリング株式会社 原子炉制御安全技術部 技師長
	溝上 伸也	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所燃料デブリ取り出しプログラム部 部長

・シビアアクシデント技術評価検討会

外部専門家	糸井 達哉	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科 准教授
	牟田 仁	学校法人五島育英会東京都市大学 大学院総合理工学研究科 准教授
	守田 幸路	国立大学法人九州大学 大学院工学研究院エネルギー量子工学部門 教授
専門技術者	倉本 孝弘	株式会社原子力エンジニアリング 解析サービス本部 本部長代理
	高橋 浩道	三菱重工業株式会社 原子力セグメント 炉心・安全技術部 リスク評価担当部長
	田原 美香	東芝エネルギーシステムズ株式会社 磯子エンジニアリングセンター 原子力安全システム設計部 安全システム技術第二グループ フェロー

・材料技術評価検討会

外部専門家	笠原 直人	東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
	松本 聡	芝浦工業大学 名誉教授
	望月 正人	大阪大学大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻 総長補佐・教授
専門技術者	釜谷 昌幸	株式会社原子力安全システム研究所 熱流動・構造グループ リーダー・主席研究員
	下野 哲也	関西電力株式会社原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー

## 5. その他

### (1) 原子力規制委員会政策評価懇談会

#### 概要

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。令和4年度は1回開催し、政策評価に関する意見を聴取した。

#### 懇談会の構成

外部有識者	飯塚 悦功	公益財団法人日本適合性認定協会理事長 東京大学名誉教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	亀井 善太郎	PHP 総研主席研究員 立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科特任教授
	城山 英明	東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
	藤田 由紀子	学習院大学法学部教授
	町 亞聖	フリージャーナリスト

### (2) 行政事業レビュー外部有識者会合

#### 概要

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。令和4年度は、計4回の外部有識者会合を開催した。

#### 会合の構成

外部有識者	飯島 大邦	中央大学経済学部教授
	南島 和久	龍谷大学政策学部教授
	吉田 武史	監査法人アヴァンティア パートナー 公認会計士

### (3) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

#### 概要

本会合は、新規制要件に関して、事業者に公開で意見を聴取する必要性が生じた際に不定期で開催するものである。令和4年度は、サンプルスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響について1回、PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れについて1回、原子力発電所における電磁両立性について1回開催した。

## 会合の構成

- ・ サンプスクリーンを通過したデブリが炉心に与える影響（令和4年6月16日）

原子力規制庁	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	照井 裕之	技術基盤課技術情報係長
	江口 裕	システム安全研究部門技術研究調査官
	塚本 直史	シビアアクシデント研究部門主任技術研究調査官
	小林 貴明	実用炉審査部門主任安全審査官
	久光 仁	実用炉監視部門上級原子炉解析専門官

- ・ PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れ（令和4年6月24日）

原子力規制庁	森下 泰	審議官
	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	小嶋 正義	システム安全研究部門上席技術研究調査官
	河野 克己	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	森田 憲二	専門検査部門上席原子力専門検査官
	藤澤 博美	技術参与

- ・ 原子力発電所における電磁両立性（令和4年9月12日）

原子力規制庁	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	今瀬 正博	技術基盤課原子力規制専門職
	照井 裕之	技術基盤課課長補佐
	池田 雅昭	システム安全研究部門技術研究調査官
	皆川 武史	システム安全研究部門技術研究調査官
	酒井 宏隆	放射線・廃棄物研究部門上席技術研究調査
	瀧田 雅美	技術参与

## （４） 実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合

### 概要

事業者から提出された安全性向上評価届出書の確認及び他プラントへの反映も念頭においた今後の安全性向上評価の継続的な改善に向けた議論等を行うため、原子力規制庁職員から成る実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合を令和2年度までに計8回開催した。なお、令和4年度は意見交換事項等がなかったため開催していない。

### 会合の構成

原子力規制庁	小野 祐二	長官官房審議官
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	戸ヶ崎 康	安全規制調整官

## （５） １ 相開放故障事象（OPC）に対する国内原子力発電所等の対応に係る担当者レベルでの技術的意見交換

### 概要

本会合は、1 相開放故障事象に対する国内原子力発電所等の設備対応について情報収集を行うため、開催したものである。令和 4 年度は、1 回開催した。

### 会合の構成

原子力規制庁	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	片岡 一芳	技術基盤課原子力規制専門職
	今瀬 正博	技術基盤課原子力規制専門職
	照井 裕之	技術基盤課課長補佐
	西内 幹智	実用炉審査部門安全審査官
	岸岡 一彦	検査監督総括課検査評価室上席検査監視官

## （６） 敦賀 2 号機のボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析に係る公開会合

### 概要

敦賀 2 号機のボーリング柱状図データ書換えの事象について、事業者が実施した原因調査分析の妥当性を確認するため、令和 4 年度は計 1 回開催した。

### 公開会合の出席者

原子力規制庁	杉本 孝信	安全規制管理官（実用炉監視担当）
--------	-------	------------------

## （７） 研究評価委員会・研究成果報告会（放射線安全規制研究戦略的推進事業）

### 概要

令和 4 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業においては、令和 3 年度に終了した 9 件の課題について事後評価を行うため、研究評価委員会を 1 回開催した。



## 研究評価委員会の構成

外部有識者	占部 逸正	学校法人福山大学 名誉教授
	小田 啓二	一般財団法人電子科学研究所 執行理事 国立大学法人神戸大学 名誉教授
	鈴木 元	学校法人国際医療福祉大学クリニック 教授兼院長
	二ツ川 章二	アルファ・タウ・メディカル株式会社 Radiation Safety Officer
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学 サイクロトロン・ラジオア イソトープセンター 研究教授

## (8) 原子力事業者防災訓練報告会

### 概要

原子力事業者が実施している原子力事業者防災訓練について、原子力規制庁と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、更田委員長、田中委員、山中委員を中心として、令和4年度は報告会を1回開催した。また、発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上のための訓練及び現場の対応力向上のための訓練に関するシナリオの検討を行うため、報告会の下でワーキンググループを2回開催した。

### 報告会の構成

原子力規制委員会	更田 豊志	原子力規制委員会委員長
	田中 知	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	古金谷 敏之	緊急事態対策監
	大島 俊之	原子力規制部長
	小野 祐二	審議官
	杉本 孝信	緊急事案対策室長
	村田 真一	広報室長
	山口 道夫	事故対処室長
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	天野 直樹	実用炉審査部門安全管理官
	岩田 順一	地震・津波審査部門安全管理調査官
	川崎 憲二	緊急事案対策室企画調整官

## (9) 火山の発生メカニズム等に関する意見聴取会合

### 概要

令和3年度第60回原子力規制委員会（令和4年1月19日）において、地層処分において安全確保上少なくとも考慮されるべき事項（以下、「考慮事項」という。）の検討方針について了承した。この中で、自然事象のうち火山現象に関しては特に留意が必要であり、考慮

事項の検討に先立ち、我が国における火山の発生メカニズムの特徴やその地域性等に関する科学的・技術的知見の拡充を目的として、外部専門家の意見を聴くことについて了承した。令和4年度は、計1回開催した。

#### 会合の構成

原子力規制委員会	石渡 明	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科地球学専攻 教授
	中村 美千彦	国立大学法人東北大学大学院理学研究科 教授
	山元 孝広	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 招聘研究員
原子力規制庁	市村 知也	原子力規制部長
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	大村 哲臣	国際原子力安全規制制度研究官

### （10） 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換

#### 概要

原子力事業者における緊急時対応に係る取り組みの全体について、原災法に基づく原子力事業者防災訓練や原子炉等規制法の要求に基づく教育・訓練等を含め、その実効性の向上や評価のあり方を原子力事業者と協力して検討するための意見交換会を実施している。令和4年度は計7回実施した。

#### 会合の構成

原子力規制庁	金子 修一	緊急事態対策監（第2回まで参加）
	古金谷 敏之	検査監督総括課長（兼任：緊急事案対策室長） （第2回まで） 緊急事態対策監（第3回以降）
	杉本 孝信	専門検査部門 安全規制管理官（第2回まで） 緊急事案対策室長（第3回以降）
	高須 洋司	専門検査部門 安全規制管理官（第3回から参加）
	中村 振一郎	核セキュリティ部門 安全規制管理官
	川崎 憲二	緊急事案対策室 企画調整官
	関 雅之	専門検査部門 企画調査官（第3回から参加）

## (11) 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合

### 概要

実用発電用原子炉施設における緊急時活動レベル（EAL）について、実際に運用する原子力事業者と特定重大事故等対処施設等を考慮した EAL の見直しに関する意見交換を行うため、令和 4 年度は計 4 回開催した。

### 会合の構成

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 8 回まで参加）
	杉山 智之	原子力規制委員会委員（第 9 回から参加）
原子力規制庁	金子 修一	緊急事態対策監（第 8 回のみ参加）
	古金谷 敏之	緊急事案対策室長（第 8 回） 緊急事態対策監（第 9 回以降）
	杉本 孝信	緊急事案対策室長（第 9 回から参加）
	舟山 京子	技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	田口 達也	原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門安全規制調整官（審査担当）（第 8 回のみ参加）
	山口 道夫	緊急事案対策室 副室長
	川崎 憲二	緊急事案対策室 企画調整官
	重山 優	放射線防護グループ 放射線防護企画課 企画調査官（第 9 回まで参加）
	加藤 隆行	放射線防護グループ 放射線防護企画課 企画調査官（第 10 回から参加）
	岩澤 大	原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門企画調査官（第 8 回） 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門安全規制調整官（第 9 回）

## (12) 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

### 概要

原子力施設等における事故トラブル事象への対応について、事業者の原因究明、再発防止策等を適切に確認するため、必要に応じて山中委員又は田中委員が参加する公開会合を実施している。令和 4 年度は計 4 回の当該会合を開催した。

### 公開会合の出席者

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員（第 18 回）
原子力規制庁	森下 泰	審議官（第 18 回）
	武山 松次	安全規制管理官（実用炉監視担当）（第 17 回）
	杉本 孝信	安全規制管理官（実用炉監視担当）（第 19, 20 回）
	大向 繁勝	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）（第 18 回）

### (13) 検査制度に関する意見交換会合

#### 概要

令和2年4月より運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のために外部有識者、原子力事業者等と意見交換を行うため、令和4年度は計3回開催した。

#### 会合の出席者

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
	杉山 智之	原子力規制委員会委員（第10,11回）
原子力規制庁	森下 泰	審議官
	武山 松次	検査監督総括課長
	杉本 孝信	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	大向 繁勝	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	高須 洋司	安全規制管理官（専門検査担当）

### (14) 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合

#### 概要

原子炉等規制法に基づく事故トラブルの報告について、令和2年度より運用が開始された原子力規制検査との関係を整理する等の継続的な改善を行うため、令和4年度は1回開催した。

#### 会合の構成

原子力規制庁	古金谷 敏之	緊急事態対策監
	杉本 孝信	実用炉監視部門安全規制管理官（兼任：緊急事案対策室長）
	村田 真一	実用炉監視部門 統括監視指導官

# 令和4年度 原子力規制委員会年次報告の概要

## 原子力規制委員会

# 令和4年度 原子力規制委員会年次報告の概要

## 目次

<u>第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</u>	P2
<u>第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化</u>	P3
<u>第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</u>	P9
<u>第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</u>	P11
<u>第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</u>	P15

### 本概要の位置づけ

本概要は、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第24条に基づき、第211回通常国会会期中に報告する予定の「令和4年度原子力規制委員会年次報告」の概要を取りまとめたものである。

◎原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)(抄)

(国会に対する報告)

第24条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

# 第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

## ➤ 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 過去最多の84回原子力規制委員会会合を開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。
- 原子力規制委員会の運営の透明性の向上により、意思決定の独立性・中立性を示すため、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談録等を原則公開することとした。
- 10事業者の経営責任者（CEO）との意見交換、原子力部門の責任者（CNO）と原子力エネルギー協議会（ATENA）等との意見交換（3回）のほか、地方公共団体等への浜岡原子力発電所や川内原子力発電所の新規規制基準適合性審査の状況等立地原子力施設に関する説明を逐次行っている。
- 昨年度末に運用を開始した被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice）を4件発出した。
- 令和4年9月25日に更田豊志前委員長が退任し、翌日山中伸介委員長と杉山智之委員が就任した。

## ➤ 国際機関との連携

- 東京電力福島第一原子力発電所近傍等の海域モニタリングの結果を国際社会に定期的に発信するとともに、令和5年1月にはALPS処理水の海洋放出に関する2回目のIAEA規制レビューを受け、規制のプロセスと内容がIAEA安全基準に則して取り組まれていることについて、おおむねの認識を共有した。  
※IAEAは令和5年5月4日に報告書を公表し、その中で全体的な所見として、原子力規制委員会の規制にIAEA安全基準が使用されていること等が記されている。

## ➤ 職員の確保と育成

- 実務経験者23名を採用した。令和5年度採用予定者として74名（うち実務経験者34名）を内定した。



浜岡原子力発電所についての地元関係者への説明



中部電力CEOとの意見交換(2022年9月2日)

# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(1)

## ➤ 原子炉等規制法に係る審査等の実施

- 実用発電用原子炉については、11事業者16原子力発電所27プラントについて新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請等が提出されている。令和4年度は審査会合を計93回開催した。
- 核燃料施設等については、9事業者等から21施設について新規規制基準への適合に係る事業変更許可申請等が提出され、令和4年度は、審査会合を計45回開催した。
- 東北電力女川原子力発電所2号炉の新規制基準に係る保安規定の変更認可、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉及び日本原子力発電東海第二発電所の特重施設に係る許認可、日本原燃再処理施設及び日本原燃MOX燃料加工施設の設計及び工事計画の一部の認可等を行った。
- バックフィットとして標準応答スペクトルを規制に取り入れ、発電用原子炉6プラント、核燃料施設等6施設の審査を進め、令和5年2月8日にリサイクル燃料備蓄センターについて事業変更許可を行った。  
(基準地震動を変更不要とした施設：大飯3、4、高浜1～4、美浜3、柏崎刈羽6、7、女川2、島根2、JRR-3)
- 運転期間延長認可については九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の審査を進めている。
- 高経年化対策については関西電力大飯発電所4号炉の保安規定の変更を認可した。
- 原子力機構東海再処理施設について、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題として、安全対策やガラス固化処理が着実に実施されるよう、監視を継続している。

### 北陸電力志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査における敷地内断層の活動性評価

平成28年4月27日に、志賀2号炉の敷地内断層については、後期更新世以降に活動した可能性があるとの有識者会合の結論が報告されたが、限られたデータに基づく評価であることが併せて指摘されていた。その後、北陸電力は、敷地内断層について大幅なデータ拡充を行い、鉱物脈との接触関係に着目した手法を用いて、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。その評価の妥当性が概ね確認できたため、令和5年3月15日に、敷地内断層の活動性評価について、改めて有識者の意見を聴く必要はないことを了承した。引き続き審査を進めていく。



# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(2)

## 新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1		
			設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可			
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中	
2		敦賀発電所 2号	PWR	審査中	未申請	審査中		
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請		
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号	PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
8		女川原子力発電所	2号	BWR	了	了	了	検査中
9		3号	BWR	未申請	未申請	未申請		
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請		
11		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
15			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
16			6号	BWR	了	審査中	未申請	
17			7号	BWR	了	了	了	検査中
18	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号	BWR	審査中	未申請	未申請	
19		4号	BWR	審査中	審査中	審査中		
20		5号	BWR	未申請	未申請	未申請		
21	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
22		2号	BWR	審査中	審査中	審査中		
23	美浜発電所	3号	PWR	了	了	了	了	
24			了	了	了	了		
25	大飯発電所	4号	PWR	了	了	了	了	
26			了	了	了	了		
27	関西電力(株)	高浜発電所	1号	PWR	了	了	了	検査中
28			2号	PWR	了	了	了	検査中
29			3号	PWR	了	了	了	了
30			4号	PWR	了	了	了	了
31	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	BWR	了	審査中	審査中	
32		3号	建設中	審査中	未申請	未申請		
33	四国電力(株)	伊方発電所	3号	PWR	了	了	了	了
34		了	了	了	了	了		
35	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	PWR	了	了	了	了
36		4号	PWR	了	了	了	了	
		川内原子力発電所	1号	PWR	了	了	了	了
		2号	PWR	了	了	了	了	
					許可済:17 審査中:10	認可済:15 審査中:9	認可済:14 審査中:9	検査済:10 検査中:5

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1		
			設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可			
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中				
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	1回目:了 2回目:審査中 3回目:審査中	検査中		
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中			
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	6号	特重	了			
5		7号	特重	了	1回目:審査中			
6	関西電力(株)	美浜発電所	3号	特重	了	了	了	
7		大飯発電所	3号	特重	了	了	了	
8			4号	特重	了	了	了	
9		高浜発電所	1号	特重	了	了	了	検査中
10		2号	特重	了	了	了	検査中	
11		3号	特重	了	了	了	了	
12		4号	特重	了	了	了	了	
13	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	特重	審査中			
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号	特重	了	了	了	
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	特重	了	了	了	了
16		4号	特重	了	了	了	了	
17	川内原子力発電所	1号	特重	了	了	了	了	
18		2号	特重	了	了	了	了	
19	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号	特重	審査中			
					許可済:15 審査中:4	認可済:12 審査中:3(2ラ ント)	認可済:12 審査中:0	検査済:10 検査中:3

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前確認※4	
			設置変更許可又は事業変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定認可		
1	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	検査中	
2		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中	
3		ウラン濃縮施設	了	了	了	検査中	
4		廃棄物管理施設	了	審査中	未申請		
5		廃棄物埋設施設※5	了		了		
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	了	審査中	検査中	
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	了	了	
8	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	了	審査中	審査中	検査中	
9		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	了	了	了	
10		試験研究用等原子炉施設(HTR)	了	了	了	了	
11		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	審査中	未申請	検査中	
12		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	了	了	了	
13		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	了	了	検査中	
14		試験研究用等原子炉施設(常陽)	審査中	未申請	審査中		
15		原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	未申請	検査中
16			ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	了	審査中	検査中
17		(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
18		京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
19			試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
20		近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
21		日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請	

※1)廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

・「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。

(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)

※2)設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査中とする。

※3)保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。

※4)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

※5)原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認が終了している施設では、埋設を行っている。

# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(3)

## ➤ 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 令和3年度検査結果の総合的な評価に基づき、東京電力柏崎刈羽原子力発電所については引き続き核物質防護に係るチーム検査の基本検査の回数を増やして行うとともに追加検査を行った（次ページ参照）。それ以外の原子力施設は、通常の基本検査を行った。
- 令和4年度第3四半期までに実施した原子力規制検査における検査指摘事項は22件であった。

	実用炉	核燃料施設等
検査指摘事項	16件	6件
重要度評価	緑	追加対応なし
深刻度	SLIV	SLIV 5件
		軽微 1件
深刻度のみ案件	2件	なし
深刻度	SLIII 1件	なし
	SLIV 1件	

令和4年度（第1～第3四半期）の検査指摘事項等

## ➤ 検査で判明した事項への対応

- 令和2年度に確認した日本原子力発電敦賀発電所2号機の敷地内断層に関する審査会合資料のボーリング柱状図データの書換えについては、事業者の審査資料作成の業務プロセスが構築され、継続的に品質が確保されていることを、原子力規制検査により確認したとの報告を令和4年10月26日に受けた。なお、本件は、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼしたとして、深刻度を「SLIII」と評価した。

※敷地内断層に係る審査資料に更に誤りがあったため、令和5年4月18日に日本原子力発電に対し、8月31日までに設置変更許可申請書の再補正を行うよう指導した。



日本原子力発電 本店における原子力規制検査（令和4年5月24日）

- 関西電力美浜発電所3号炉の補助給水機能に係る一部設備の火災防護に関して、認可された工事計画のとおり施工されていなかったことから、令和4年7月22日に検査指摘事項の重要度を「緑」、深刻度を「SLIV」と評価した。その後、令和5年3月29日に、他の発電用原子炉施設を含めた事業者の是正処置等に係る原子力規制検査の状況について報告を受けるとともに、原子力規制庁の今後の対応方針について了承した。

# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(4)

## ▶ 柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案

- 令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、東京電力に対し、令和3年3月23日に根本的な原因の特定や改善措置活動の計画の報告を求め、同年4月14日に原子炉等規制法に基づき、改善の効果が認められるまで当該発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる命令を発出した。
- 令和3年4月22日に「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設置し追加検査を開始した。
- 令和4年度は令和3年10月に開始したフェーズⅡの追加検査について令和4年9月14日に了承した三つの確認方針（①強固な核物質防護の実現、②自律的に改善する仕組の定着、③改善措置を一過性のものとししない仕組の構築）により進めた。令和5年3月8日に追加検査の状況について報告を受け、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、自律的に改善する仕組の定着状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していくこととした。

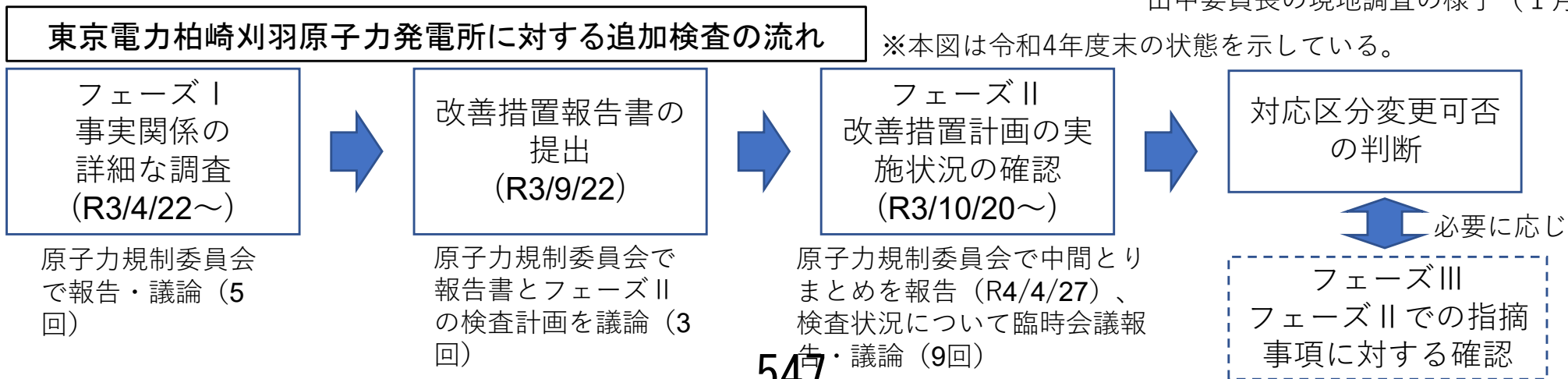
※検査の報告をとりまとめ、令和5年5月17日の原子力規制委員会で対応区分を4のままとし、残された4つの課題について追加検査（フェーズⅢ）を実施することにした。

- 原子力規制委員会委員長及び委員全員が現地調査を実施した。



山中委員長の現地調査の様子（1月）

※本図は令和4年度末の状態を示している。



# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(5)

## ➤ 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和4年度以降の安全研究に向けて）」に基づき、13分野で21件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 安全研究の成果として、1件の NRA 技術報告と3件のNRA技術ノートを公表し、26件の論文誌への掲載、4件の国際会議論文発表及び23件の学会発表を行うとともに、学会賞を1件受けた。
- OECD/NEAでの17件の国際共同研究プロジェクトへの参加等、国際的な研究活動に参加するとともに、大学や原子力機構等と17件の共同研究を行った。

## ➤ 規制基準の継続的改善に関する主な取組

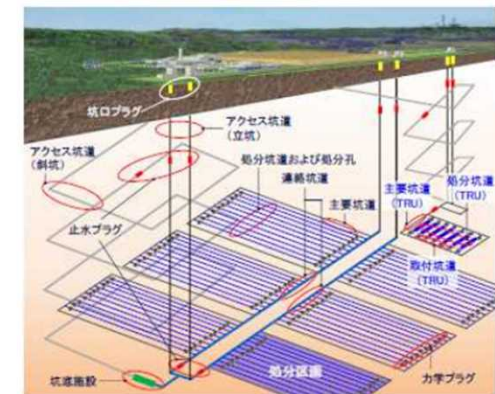
- 特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項の検討

最終処分施設の設計による対応が困難であり、最終処分施設の設置を避けることにより対応する必要がある事象を対象に、

①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採の4つの事象を考慮事項として示した。

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討

BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策として、原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策として位置づける（規則解釈等の改正）とともに、原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策及び処理する対策について事業者による自律的・計画的な対策の実施をフォローアップすることにした。



地層処分施設のイメージ

NUMO「包括的技術報告：わが国における安全な地層処分の実現－適切なサイトの選定に向けたセーフティケースの構築－本編および付属書」NUMO-TR-20-03（2021年2月）より抜粋

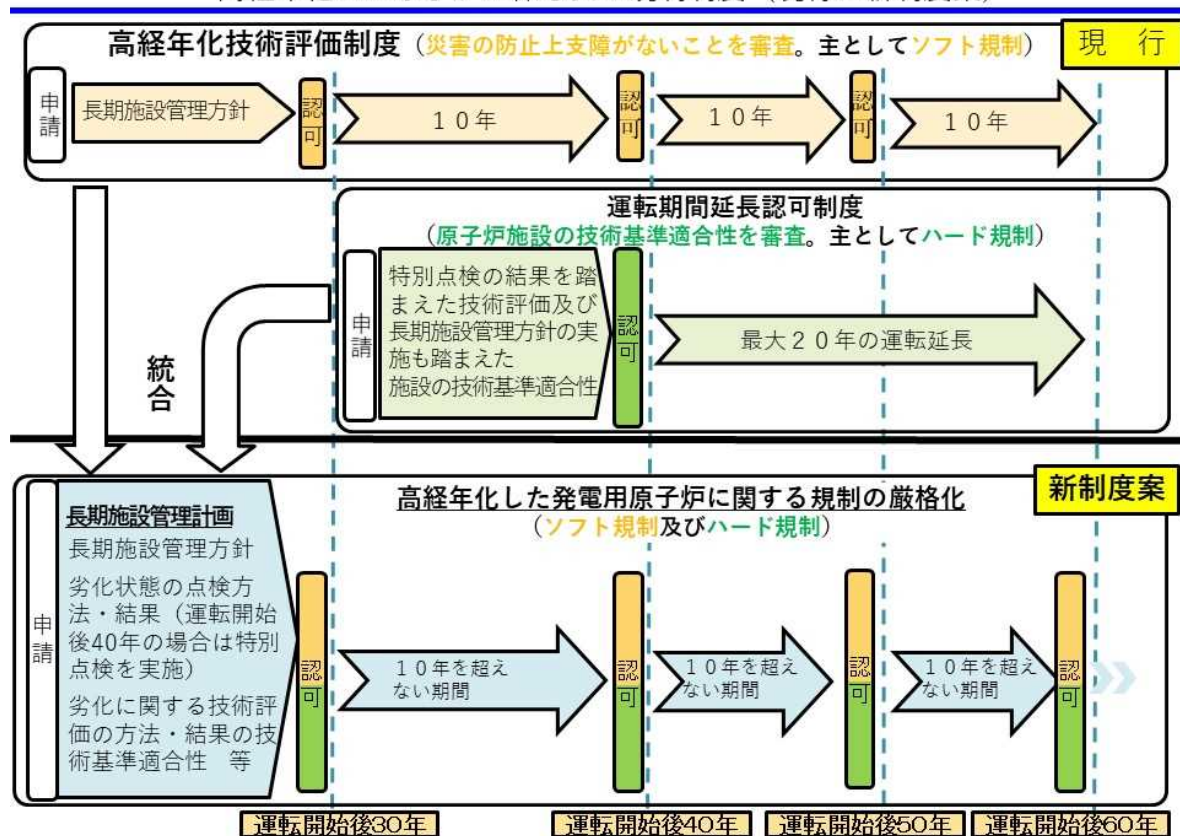
# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

## ▶ 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 電力経営層との意見交換等も踏まえ、高い頻度での審査会合の開催や原子力規制庁からの指摘についての申請者の正確な理解を担保する取組等を行う方針とし、審査プロセスを改善した。
- バックフィットについて、対象とする知見の扱いや経過措置の検討等の基本的考え方を決定するとともに、検討プロセスを整理した。
- 発電用原子炉施設の安全性向上のための評価に関する制度の在り方や運用の見直しに係る改善提案を炉安審及び燃安審の調査審議事項に追加した。

● **GX**実行会議の検討状況等を踏まえ、高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な検討を行い、発電用原子炉施設の技術基準適合性を確認する頻度を増やし、認可対象を詳細にする安全規制の案をとりまとめ、当該検討案を踏まえて作成した原子炉等規制法の一部改正案とともに了承した（賛成4、反対1）。当該改正案を含めた「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」は令和5年2月28日に閣議決定された。また、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを設置し※、新たな規制制度の詳細の検討や国民向けの分かりやすい説明資料の作成に取り組んだ。

高経年化した原子炉に係る安全規制制度（現行と新制度案）



※長期施設管理計画の審査基準等を検討する上で主要な技術的論点である、60年目以降の劣化評価を行う際の追加点検や「設計の古さ」への対応の考え方について、令和5年第9回原子力規制委員会（令和5年5月10日）において了承した。

# 第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(1)

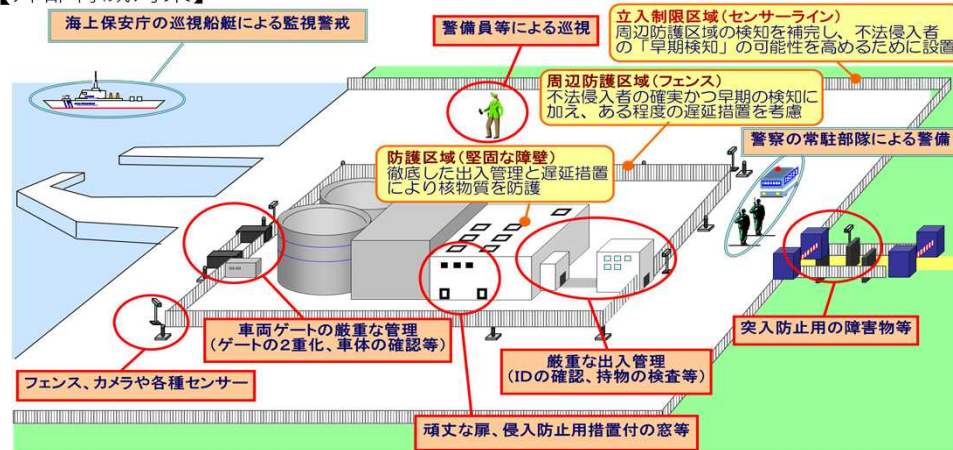
## ➤ 核セキュリティ対策の推進

- 令和4年度は核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含む原子力規制検査を127件実施した。
- 原子力施設の監視等を担う原子力規制事務所に核物質防護対策官を常駐させるとともに、本庁との連携に向けたネットワーク等の業務環境の整備を進めた。
- IPPASミッションの受け入れ(令和6年夏頃を想定) についてIAEAに正式要請した。
- 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施し、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施した。

### 核物質防護対策の概要

(IAEA勧告 (INFCIRC 225 rev.5) 対応)

#### 【外部脅威対策】

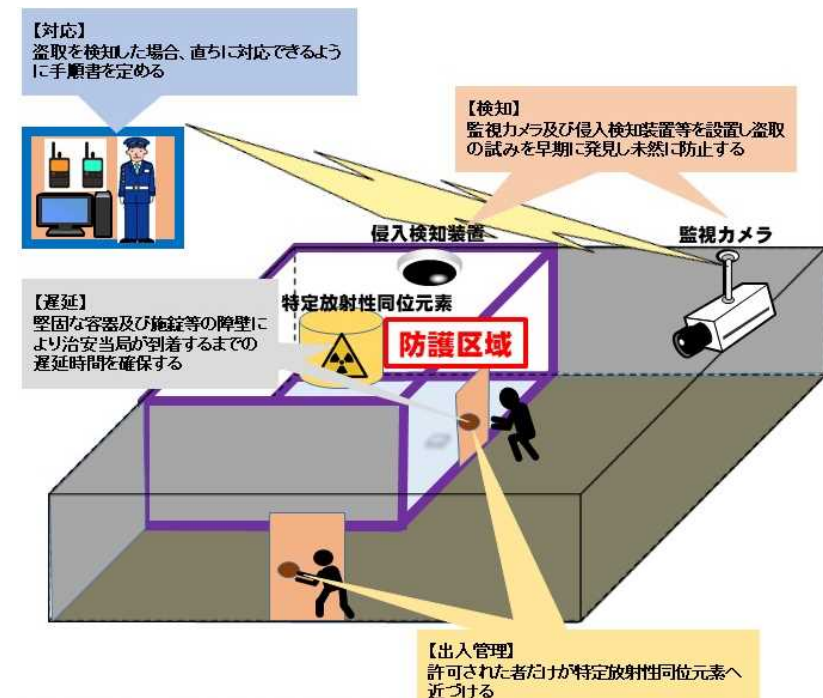


#### 【内部脅威対策】

##### 【外部脅威対策に加え】

- 個人の信頼性確認の実施
  - 重要区域への常時立入者
  - 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
- 防護区域内部への監視装置の設置

### 特定放射性同位元素に対する防護措置について

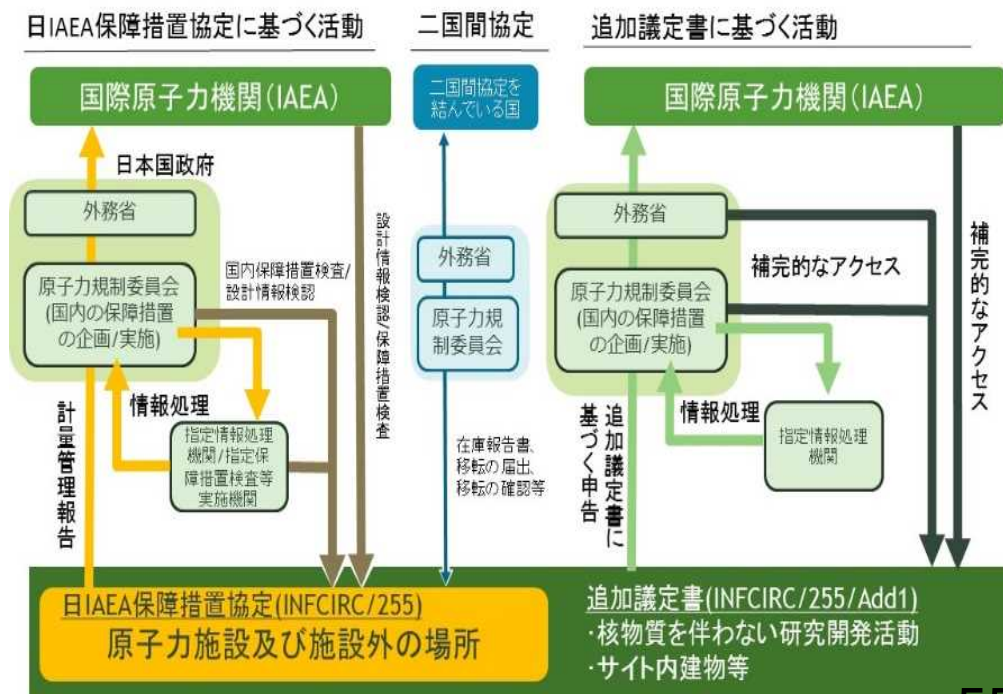


# 第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(2)

## ➤ 保障措置の着実な実施

- IAEAが実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た（平成15年の実施結果以降、19年間継続）。
- 通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号炉について、使用済燃料共用プールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針に対応するため、関係者と調整を行い、IAEAからの通告どおりの査察を実現した。

### 保障措置実施体制



査察活動の様子



監視装置の保守管理



査察用封印の例





# 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(2)

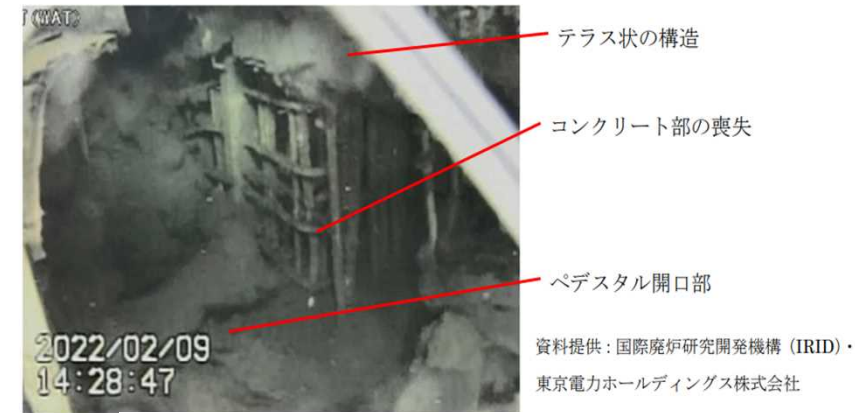
## ➤ 中期的リスクの低減目標マップの改定

- 令和5年3月1日に改定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）」では、燃料デブリ自体を除く固形状の放射性物質に係る取組について遅れが生じていることや分析等の取組を強化する必要等を踏まえて、固形状の放射性物質に対する取組を優先課題と位置付け、達成すべき目標を細分化して示すとともに、分析施設の設置や分析能力の確保など体制の強化が必要となることも示した。

※リスクマップは、東京電力福島第一原子力発電所について、施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていく観点から、原子力規制委員会として優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関する目標を明確にすることを目的に策定している。

## ➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

- 現地調査（21回）によって得られた情報を基に1号炉の原子炉格納容器内部の損傷状況等について検討した。
- 令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）で、査・検討内容について、科学的・技術的意見の募集を経て中間取りまとめを行った。



1号炉ペDESTAL開口部付近の状況

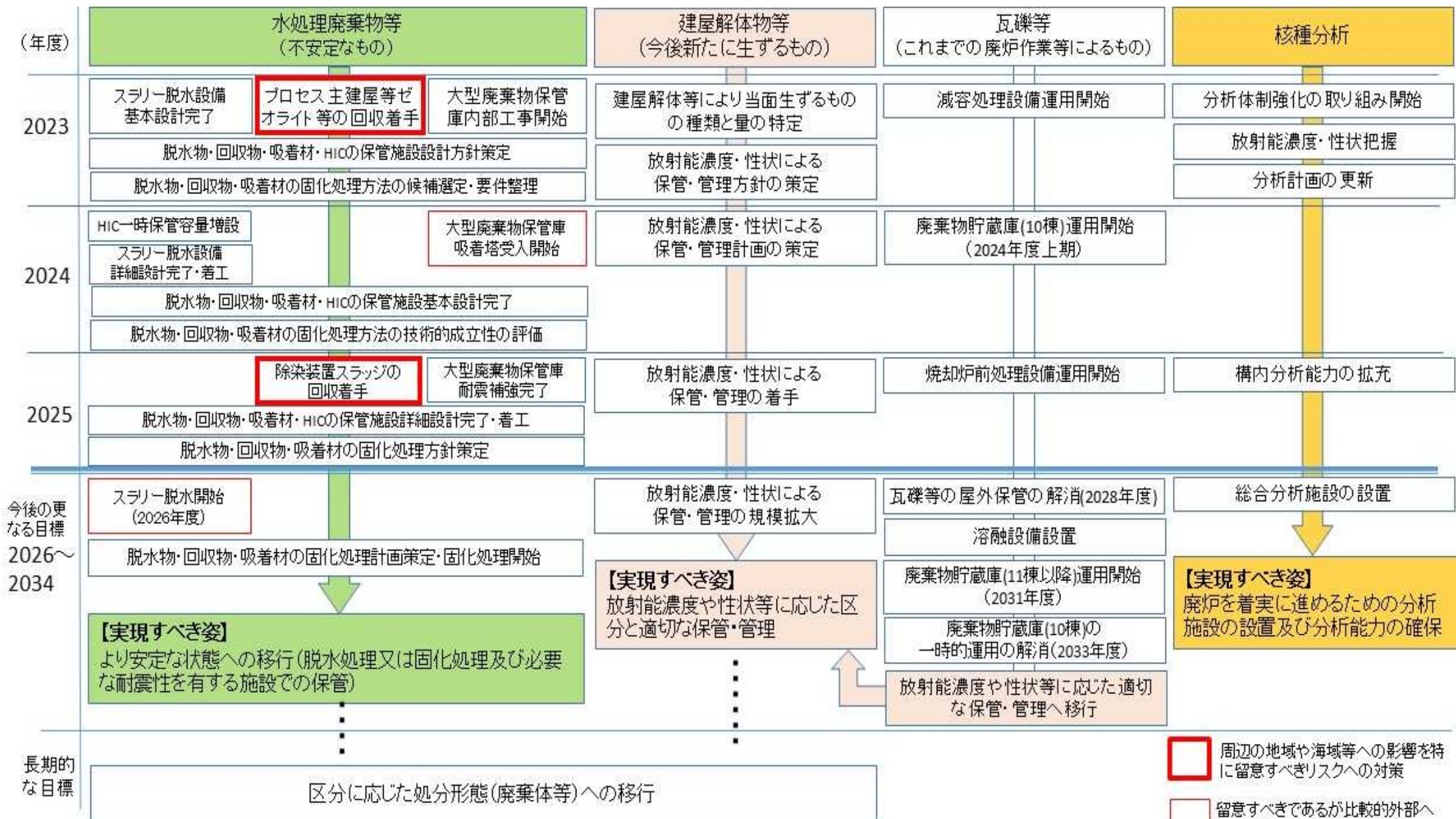
## ➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング

- 「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施している。
- ALPS処理水の海洋放出前の海域の状況を把握するためのモニタリングを実施するとともに、放出後のモニタリングのあり方について検討を進め、令和5年3月16日に「総合モニタリング計画」を改定した。

# 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(3)

## 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）

（固形状の放射性物質：優先して取り組むべきリスク低減に向けた分野（燃料デブリ自体を除く。））





  周辺の地域や海域等への影響を特に留意すべきリスクへの対策  
  留意すべきであるが比較的外部への影響が小さいリスクへの対策

# 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(4)

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）  
（固形状の放射性物質以外の主要な目標）

分野 (年度)	液状の放射性物質	使用済燃料	外部事象等への対応	廃炉作業を進める上で重要なもの
2023	1/3号機PCV水位計の設置・s/c水位を低下	2号機原子炉建屋 オベフロ遮へい・ダスト抑制	陸側遮水壁内のフェーシング範囲 50%へ拡大 【当面の雨水対策】	多核種除去設備等処理水の 海洋放出開始
	原子炉建屋内滞留水の半減・処理	キャスク仮保管設備の増設着手	格納容器内部の閉じ込め機能維持方針 策定(水素対策含む)	2号機燃料デブリ試験的取り出し ・格納容器内部調査・性状把握
	タンク内未処理水(Dエリア)の処理開始		日本海溝津波防潮堤(T.P.約13~16m)設置	
	高性能容器(HIC)内スラリー移替作業		1~3号機原子炉建屋の遠隔による健全 性確認手法の確立・建屋内調査開始	
2024	滞留水中のα核種除去開始	1号機原子炉建屋カバー設置	建物構築物の健全性評価手法の確立	2号機燃料デブリの「段階的な 取り出し規模の拡大」に対する安全対策
2025		6号機燃料取り出し完了/ 5号機燃料取り出し開始		1/2号機排気筒下部の高線量SGTS配管 等の撤去・周辺の汚染状況調査
今後の 更なる 目標 2026 ~ 2034	タンク内未処理水(H2エリア)の処理開始	乾式貯蔵キャスク増設エリア拡張	地下水対策 (建屋外壁の止水等)	燃料デブリ分析施設設置(分析第2棟)
	プロセス主建屋等ドライアップ	1/2号機燃料取り出し		取り出した燃料デブリの安定な状態での保管
	地下貯水槽の撤去	全号機使用済燃料プール からの燃料取り出し		
	ドライアップ完了建屋の残存スラッジ等の処理			
	原子炉建屋内滞留水の全量処理			
	<b>【実現すべき姿】</b> タンク残量を含む液体状の放射性物質 の全量処理	<b>【実現すべき姿】</b> 全ての使用済燃料の乾式保管	<b>【実現すべき姿】</b> 建屋構築物等の劣化や損傷状況に応じ た対策を講じる	<b>【実現すべき姿】</b> ・多核種除去設備等処理水の計画的 な海洋放出の実施 ・燃料デブリの安定な状態での保管

 周辺の地域や海域等への影響を特に留意すべきリスクへの対策

 留意すべきであるが比較的外部への影響が小さいリスクへの対策

# 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(1)

## ➤ 放射線防護対策の推進

- 放射線審議会においては、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップ、ICRP2007年勧告の取入れ状況の確認と対応方針の審議、岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討等を進めた。

## ➤ 放射性同位元素等規制法（RI法）に係る規制の実施及び継続的改善

- 令和4年度はRI法に基づく約7500件の申請・届出を受け、放射線障害の防止に係る立入検査を90件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施した。
- 未承認放射性医薬品等について医療法との二重規制の解消に係る政令改正等を実施した。
- RI法による審査及び立入検査の予見性の向上にも資するよう、審査ガイド等を制定した。

## ➤ 原子力災害対策指針の継続的改善

- 原子力災害対策指針を改正し、防災業務関係者の放射線防護対策の充実等を図った。
- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を原子力規制庁と内閣府との連名で制定した。
- 令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正（甲状腺被ばく線量モニタリングに係る基本的な事項の反映）を踏まえ、令和5年2月15日に原子力規制庁と内閣府との連名で作成した「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」の案を審議し、意見公募の実施を了承した。
- 基幹高度被ばく医療支援センター等に指定している機関が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日了承）を引き続き満たしていることを確認（令和4年9月）し、令和5年3月8日に福井大学を高度被ばく医療支援センターに同年4月1日付けで指定することとした。

（本文では「危機管理体制の整備・運用」に記載。）



量子科学技術研究  
開発機構の緊急被  
ばく医療施設

# 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(2)

## ▶ 危機管理体制の整備・運用

- 令和4年2月10日～12日に実施した原子力総合防災訓練（女川地域）や令和4年3月16日の福島県沖地震（原子力施設の立地市町村である宮城県石巻市、福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町で震度6弱、宮城県女川町で震度5強を観測）による警戒事態等から得た教訓を踏まえ、令和4年12月16日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改正した。
- 主要な訓練・研修実績
  - ・ 原子力総合防災訓練：美浜地域（令和4年11月4日～6日）
  - ・ 原子力事業者防災訓練※： 36回
  - ・ 原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練：17回
  - ・ EMC（緊急時モニタリングセンター）訓練：13回

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が実施する訓練。原子力規制委員会は、緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に接続して訓練を行っている。



緊急時対応センター（ERC）

## ▶ 放射線モニタリングの実施

- 原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 放射線モニタリングに係る技術的事項の検討を進め、令和4年6月22日に放射能測定法シリーズNo.36「大気中放射性物質測定法」を新たに策定した。



放射線モニタリング情報共有・公表システムの画面 例